資料甲第二十二號C

杉村廣藏編

昭和十一年末現在

列國對支投資概要

——第一調査委員會報告書 別册——

序文

「備無き者は必ず敗る」といふ陳腐な言葉を今日ほど生々と切實に感ずる事は恐らくあるまい。世界史の一大變轉を思はしむる此の第二次世界大戰の眞唯中に在つて、ナチス・ドイツ破竹の進撃は、方に人をして刮目せしむるものがあるが、我々は徒らにその華々しき姿に心を奪はるゝ事無く、專心潜思、事の茲に至る迄のその眞劍なる準備の實相を把握しなければならぬ。

惟ふに支那事變の勃發は日支兩國にとつて千載の恨事ではあつたが、此不祥事は第一次世界大戰後漸く弛緩せるやに思はれた我國朝野の人心を緊張せしめ、東亞新秩序の確立に對する日本民族の重責を痛切に自覺せしむるに至つた點に於て眞に轉禍爲福の契機である。此時に當り切に思ふは「我等果して何の備有りや」の點である。

友邦支那の實相に就て明治以來幾多の先覺者が粉骨碎身眞に匪躬の節を致して調査研究せられた其業績は今日猶ほ後進をして感奮せしむるに足るものがあるが、時勢の要求は日々に急にして一日の苟安を許さない。先人の業を辱しめぬ爲には凡ゆる方面に互り夙夜の努力を續けねばならぬ事は言ふ迄も無いが、列國對支投資並に支那國際收支の現狀調査の如きも亦其主なるものゝ一である。東亞研究所は此點に鑑み開所怱忙の際先づ之を採り上げ朝野各方面の絕大なる支援と協力の下に調査に着手した。爾來二年有半、內地及び北、中、南支及び蒙疆に亙る三百名に近き關係者協力の結果、漸く茲にその稿成り、識者の叱正を乞ふの運びに至つた。今回の調査は斯かる種類のものとしては世界的規模を具へ、世上多くその例を見ない程である。之れに費したる歲月は決して短しとしないが、問題の多岐と調查

の困難とを思ふ時、此成果を擧げ得たるは偏へに中央、現地各方面の御支援と所内各位の努力との賜であつて我が東亞研究所が常に主旨とする「全日本の協力の下に」なる精神が如實に具現せられたるものとして洵に欣快に堪へない處である。與へられたる御支援と御協力に對しては、茲に特に深甚なる感謝の意を表し併せて今後の一層の御指導を願つて已まぬ次第である。

昭和十六年九月

財團法人　東亞研究所
副總裁　大藏公望

序

支那に於ける世界列强の投資に關する研究は、實際政治上の動機に左右せられることが多く、それらの在支權益の消長を跡付けることも、學術的興味にのみ終始するものではなかつた。從て支那の社會經濟の一側面として列國投資の實勢を描き出さむとするが如き努力は、寧ろ殆んど想到すらされなかつたものと見てよいであらう。言ふまでもなく近代支那の經濟社會の實相を闡明することは、その研究資料の上に於いて、又その研究方法の上に於いて今日なほ學術的未開拓境に屬することでもあるから、列國の對支投資を支那經濟社會の一形相として把握せむとする企圖のなかつたことは、寧ろ當然の成行だといつてもよいであらう。併しながら若し今日支那に於ける經濟活動の全貌を窺はむとせば、恐らくは玆に我等が當面の研究題目とした列國の對支投資活動にその手懸りを求むることが、最も有效にして理由ある途であるだらう。是は單に外國人たる我々のみならず、中國人自身にとつても亦然りといふことが出來るのである。

すなはち支那經濟は、十九世紀以降西歐列强を中心として進展せる資本主義世界經濟に對して、年久しく海關制度、買辦制度等の如き特殊組織をもつて、その國內への侵入を執拗に拒むと共に、逆に之等の諸制度と併せて夷を以て夷を制せむとする政治的術策を弄して、資本主義世界經濟を縱横に惱殺して來たのである。支那政治家は勿論、親支的諸外國人は、屢々かへつて列强資本主義が、支那を植民地扱ひした過程としてのみそれらの事實を眺め、この植民地主義を淸算し列强權益より支那を解放することを以て近代支那の更生の途だと主張してやまないのであるが、そ

の社會經濟の現實の教ゆる處によれば、植民地主義を旺んならしめたものは、實に支那社會自身であつて外國資本主義はその誘惑に陷つてゐたものと觀るべきではないか。支那經濟は、いはば柔克く剛を制す底の態度を以て世界資本主義經濟に對處し、大いに與ふるが如く見せかけ乍ら、却て多くのものを奪ふの擧に出でてゐたのである。搾取と驅使とを甘受するが如くにして、つねに列强よりその餘剩資本を奪取するに成功し來れるものこそ、支那經濟である。かくして列國の對支投資は、支那が世界經濟を飜弄して獲得せる成果とも見られるもので、列强の謂ゆる在支權益は、支那社會に軟禁せられたる凍結資産とすら考へられるのである。

かかる觀點より考へて、支那に於ける列國の投資狀況を觀察しその消長を跡付けることは、十九世紀以降の支那經濟の活動過程を窺知する上に最も要約した指標を與ふるもので、その外國人たると中國人たるとを問はず、苟も近代支那の經濟社會の形貌を捉へむとせば、列國の對支投資の研究は看過すべからざる題目であり、また先づ以て關心をもつべき經濟社會學的研究の起點である。東亞研究所が、支那經濟社會の調査研究の第一着手としてこの列國對支投資の問題をとりあげたことは、學術上甚だ意義深きものがあるといはねばならぬ。而して第一次世界大戰の後、資本主義世界經濟は漸くに崩壞して、國民國家の角逐日を追ふて旺んとなり滿洲事變を境として世界情勢は頓みに急迫を告げ、つひに支那事變、歐洲動亂相次いで起つて、まさに第二次世界大戰を展開しつつある今日、支那經濟社會の習性の上にも、重大なる變革を招來せずしてはやまぬものがあり、從てまた今後當然に列國の對支投資は一大轉化をなすものと想像せられるのである。本調査研究が、かかる世紀的變革の跡を明かならしむる一助ともなれば甚だ幸ひである。

本調査は、一九三六年末現在の支那に於ける列國投資を究めんとしたのであるが、その遂行にあたつて考慮せられたる方法上の用意について若干の説明を加へたい。

一、調査年度は支那事變勃發の前年末、一九三六年十二月三十一日現在である。基準年度を茲に定めることは、既にこの種の調査として滿洲事變勃發の前年たる一九三〇年を基準として行はれたるリーマー教授のものがあるため、それと比較して支那事變勃發の直前の狀況を明かにする點に於ても重要なる意義を有するものがある。實際、滿洲事變によつて新たに滿洲國が誕生し、その地域が列國對支投資調査の對象圈外に去り、且つこれを契機として我が對北支進出が急進展して來たと共に、他方に於ては一九三三―四年の支那恐慌によつて相當の打擊を蒙つた列國資本が、一九三五年十一月の幣制改革斷行の後漸く恢復し、主として中南支權益の擴張に狂奔するに至つた等、一九三〇年と一九三六年との間には列國對支投資狀態に影響を與へる幾多の問題が發生した。從て一九三六年十二月末を基準とする調査の成果は當然その總決算を示唆すべき筈のものである。それと同時に、一九三六年十二月末日現在の列國對支投資狀況の調査は、翌年七月勃發した支那事變によつて再び大變動を起しつつある列國對支投資狀況の調査に對して、最も精確な基準を提供するであらう。後者に關する調査の續行は今後に殘されたる問題であるが、支那に於ける通貨の價値下落、物價の騰貴に掩はれて列國資本の最近の動向は必ずしも明瞭でなく、事變前の平常狀態を基準として其の變化を見ることは益々必要となりつつある。

二、調査地域は支那全土である。リーマー教授の場合と異り、滿洲國はこれを除外したこと勿論であるが、そのほか外蒙古、新疆、西藏等の地域は全く調査對象圈外に置いた。これに反し、香港は英領であるが、これを無視しては

却つて列國對支投資の實體を掴み得ないこととなるため、併せ論ずることとした。從つて、實際には沿海沿江諸省の有力諸都市を中心として、都市以外に擴充されてゐる列國資本の經濟活動をも外延的に調べ上げたと言つてよいであらう。

三、調査對象は所謂直接及び合辦事業投資は固より中國政府に對する列國の借款供與、傳道、教育、醫療、研究施設等の文化事業投資をも含めた。これらの調査對象がもつ社會學的構造とその相互聯關については、本文第一篇總説に於いて略述してあるが、尙ほ各篇の敍述にあたつて、努めてその方法上の用意を明かならしめた。

玆に特に附言したいことは、此種の調査がとかく投資金額の算定を急ぐ餘り、また理解に便するが爲め陷り易き平面的なる靜態的記述を極力避けて、一見簡明ならざる憾みはあるにもせよ、出來得るだけ投下資本の動態を描寫して、その活動の態様を傳へむと努めたことである。例へば同じく百萬元の資本にしても、それが金融貿易部面にはたらく場合と、鑛業投資となりたる場合とでは、全くその機能乃至重要性を異にして來るのである。況んやそれらを漫然合算して二百萬元と解するが如き算術的平面的なる把握は、何等實相を語るものに非るは勿論、大なる誤解に導く虞れなしとせぬ。本文の敍述にあたつては、この點を特に留意して、いはば幾何學的立體的に觀察したる結果を披瀝するに努力した。而して全體として流動的な回轉率の高度なる資本充用から、固定的な從て回轉度の低い投資方面に敍述を進展せしめる論理的構成を與へたのであるが、それによつて列國の對支投資の立體性を髣髴せしめ、反面支那經濟に對する外國資本の浸透狀況を分明ならしむるに役立たしめむとした。

最後に、本調査のため費された時間は、昭和十四年二月初より昭和十五年七月末に至る一年六個月であつて、その

前後六個月が調査の準備と本書の起草とに充てられたので、全體を通じて二個年の日子を要したわけである。この「列國對支投資概要」は、東亞研究所第一調査委員會（列國對支投資及び支那國際收支を對象とする調査を擔當す）の要請に因り、日本を除いた列國の支那全土に亙る投資狀況の敍述を目的として設計作製せられたものである。本書の起草を擔當した右第一調査委員會の中支部會は、別にこの部會に特に課せられたる中支方面のみに關する日本を含めた列國投資の現地調査報告書を東亞研究所に既に提出したのであるが、それに含まれた日本に關する資料は、東京に於て起草せられる「日本の對支投資」のうちに夫々收錄せられてある。本調査の遂行については、各方面の協力を仰いだが、取分け在上海諸機關の格別なる不斷の援助を蒙つた。またそれら機關在勤の少壯好學の人々が自ら進んで夫々の分科會に參與して、たえず專任調査員を援けられたことは上海に於ける劃期的出來事である。併せて厚く玆に感謝する次第である。中支部會事務局の專任調査員千葉成夫君、渡部一高君、安藤次郎君、中野六郎君、金子武夫君、丹慶與四造君の諸君に至つては二個年の長き間、終始この種の調査事業の遂行に於いて容易に類例を見出し難き研究的熱意を示され恪勤精勵克くその擔當業務を完遂せられた。この機會に深き敬意を表し且つ本書の出來上つたことについての悦びを頒ちたい。

昭和十五年十一月

上海にて

編者しるす

凡例

一、第一調査委員會中支部會對支投資委員會は杉村廣藏博士を委員長としてその指導の下に約一年有半に亙り上海を中心とせる列國の對支投資の現地調査を實施し、多數の報告書を第一調査委員會東京本部に提出されたのであるが、更に同調査委員會は特に杉村廣藏博士に對し諸外國の對支投資に關する概說の著作を依頼した。斯くして同博士より提出されたる三冊に亙る報告書を茲に一卷に取纏めたものが本書である。

一、本報告書は或る他の編述者の對支投資に關する報告書と合し一本として發表する豫定であつたが、夙に提出されゐたる本報告書を都合により單獨に第一調査委員會報告書の別冊の一つとして刊行することゝしたのである。

一、本報告書には日本の對支投資に就いて觸れたる點も多少存するが、本來之れは諸外國の對支投資を論じたるものであつて、卽ち諸外國の對支投資の概要といふことが出來る。

一、調査の年度、地域及び對象を如何に定めたかに就いては序（編者）の中の說明に讓る。

一、本報告書中の意見に亙る點は編述者自身の所見と解せられ度い。

一、本報告書の印刷に際しては第一調査委員會殘務處理擔任者たる小林義雄が校閱に當つた。此所に附記して責任の所在を明かにする次第である。

目次

挿入統計表目次

〔第　一　編〕

〔第　二　編〕

〔第三編〕

〔第　四　編〕

第一編　總說

昨夏歐洲戰爭が始つて以來、在上海外國商社並に上海共同租界當局の行動には我々の注目すべきものがある。卽ち、先づ外商、特に英商の在支資產の處分は目立つたもので、例へば最近では New China Textile Co. の設立による株式公募、Ewo Breweries, Ltd. の改組に伴ふ株式公開、Ewo Cotton Mills の增資による新株割當等の如く、株式の一般投資家——主として華人資本家——への開放による保有資產の危險分散並に華商遊資の吸收等の形に於てさへそれが表れてゐる。他方、共同租界工部局も亦これに符を合する如くその所有地產の賣却、建設物の讓渡等によつて直接にはその事變以來の赤字財政を補塡しようとしてゐるものの如くである。勿論、最近の華人逃避資本の跳梁による上海の遊資橫溢とそれに伴ふ異常の金利安、株價高、地價高等とを考へると、外商や工部局としては高利の債務を負つてゐるよりも上記のやうな政策を採つた方が當面の採算上では尠からず割がよいには違ひない。併し乍ら、我々は玆にジャーディンが此處十數年來香港上海銀行からの資金融通によつて全く金縛り狀態にあることや、共同租界工部局が事變以後の赤字財政彌縫のために借入れた金額は今春頃香港上海銀行からだけでも約二千萬元前後に達してゐたことを考へ、他方にまた香港上海銀行そのものが今次歐洲大戰勃發後英貨磅の夥しき値下りや又それに伴ふ手持磅債券の著しき評價減、更には逃避華人資本の香港よりの引揚げ等によつて急速に窮境に陷りつつあるであらうことを思ひ合せて見る。さうすると、香港上海銀行の貸出回收の熾烈化、同銀行に對する返濟資金作出のためのジャーディン其他英商の在支資產處分、同じく共同租界工部局の所有房地產の拂下げ等一聯の事象に或る程度まで納得行く解釋を與へ得るやうな氣がしないでもない。事變によつて外商、就中英商の蒙つた打擊は歐洲大戰の勃發によつて更に幾層倍化さるるに至つたものと見られ、彼等の苦境と狼狽とは察するに餘りあるが、同時に此處に外國資本の金融貿易的活動に於ける異變が延いて支那に於けるその諸多事業經營の運營にまで大きな影響を與へるに至つたことも見落すわけに行かぬ。

勿論、かうした兩者の關聯は事變後の支那に於ける經濟諸現象によつて初めて明瞭にされたわけではない。それどころか、遠く歷史を溯らなくても、一九三五年十一月リース・ロッスの渡支によつて遂行せしめた支那幣制改革、續いて輸出信用補償法の制定に伴ふカーク・パトリックの派遣等によつて英國が支那との間に過ぐる恐慌後の金融貿易的チャンネルを再確立するや、在支英國系金融貿易資本の活躍を中核として在支英國事業會社の進出は俄然旺盛を極めたことを想起すればいい。勿論、この效果は翌年の下半期から翌々年の上半期——卽ち

今から回想すれば事變直前の滿一箇年間に最も明瞭に表はるるに至つたものであるが、いま貿易部面に就いてそれに先立つ滿一箇年間とこれとを比較して見るに、英國の對支輸出貿易は一億元より一億二千五百萬元へ、また對支輸入貿易は三千百萬元より七千四百萬元へと落增を示してゐる。しかも、對支輸出に於て特に金屬、機械、化學藥品等の生産財輸出增の大きいのを見ると、幣制安定に乘じた英國の對支直接事業投資の旺盛化、鐵道、航空、通信事業等への借款供與の履行等、總じて對支資本移動の急增が窺はれるし、さうした數多くの個々の事例を擧げることも出來る。英國の援助による幣制改革の斷行後、米國も亦米支銀協定の締結によつて新幣制運用に發言權を確保すると共に、かくて米支間の金融貿易的チャンネルを更新し、在支米國商社の活躍に資するところがあつた。最近の状況は事變前のこの活況を山とすればまさに事變後の谷を形づくるもので、その谷は今や愈々深まりつつあるものの如くである。

これらの事實を念頭に置き、或は日々目擊しつつ、我々の列國對支投資調査は進められた。その結果として、支那に於ける外國資本の金融貿易的活動がその全活動の中核となり起動力となつて、諸多事業經營の支配にまで及んでゐることは、調査の進行と共に愈々明かになつた。その詳細に就いては本書第二編以下の敍述に讓ることとするが、全支に網を張る外商銀行は三十四行、外國貿易商社は上海だけでも一千七百五十三社であつて、これらは相互にその取引關係を交錯しつつ、上海を中心とし北京、天津、青島、漢口、廣東、香港等を地方中心として沿海沿江の諸都市より奥地へとその羽翼を張つてゐるものといふことが出來る。而も、上記の外商銀行と外國貿易商社とは數多の相互的組合せを形作りつつ、これ亦主として前記の七大商埠地に集約的に碼頭設備、運輸機關、電氣瓦斯水道事業、工場、不動産等を建設若しくは保有し、これを自社の兼營又は獨立の子會社の形の下に運營してゐる状況である。從つて、若しも一見雜然と見える列國資本の支那に於ける活動に言はば事物自體の論理的聯關を認め、これを一つの自然的に繋つた體系あるものとして理解しようとするならば、今や我々は從來の諸研究の如き業種別や國籍別の投資額羅列を以て滿足するわけには行かぬ。即ち大まかに言つても

一、列國資本の對支活動の基本線としての金融貿易活動、

二、金融貿易活動の諸多事業經營への分岐、

三、以上の諸活動の對支政府借款供與による政治的掩護及び文化事業投資による社會的保全並にそれらの金融貿易活動による包括

といふが如き序列によつてその大綱を把握し、これを基準として列國資本の在支活動の種々なる部面、種々なる相の解剖を再整理し、然る後にその要旨を敍述すべきであらう。さうした試みとして本書がどれだけの成果を擧げ得たかは識者の批判に俟つほかはないが、本書の構成が本編を除けば上記の序列に從ひ、第二編外國資本と支那の金融及び貿易、第三編列國事業會社の在支投資、第四編對支政府借款と文化事業投資の三部分に分割され、各部分が相互に聯關を保ちつつ列國對支投資の全分野が詳論されてゐることは指摘されなければならぬ。全體の構成がさうであることによつて當然又、第二編に於ては列國金融貿易商社の在支活動が主として貨幣に見積られた資本の運動の側面から、第三編に於ては列國事業會社の在支投資が主として固定設備の量並びに物的に表示せられ得る事業活動の量の側面から、第四編に於ては借款並に文化事業投資がその政治性社會性の觀點から、夫れ夫れユニークに取扱はれることとなつた。

さてその結果を從來の研究の如く單純に羅列若しくは加算することは前述の理由によつて危險であるが、その危險を豫め警告しつつこれを三部分に分けた儘の形で表示することは差支へない。いま、我々の得た數字的結論のうち、列國の支那に對する投資額（一九三六年末現在）に就いて概觀を試みるならば、大凡次の四表の如くである。

〔第一表〕金融業、輸出入業及ビ商業ニ於ケル列國對支投資額

（單位＝千元）

國別／業種別	銀行業（全支）	投資業（全支）	保險業（全支）	輸出入業（上海）	輸入販賣業（上海）	計
英國	一、〇五五、六二九	三三〇、五三二	一九三、九四一	五六一、四四七	四〇、二八一	二、一八一、八六〇
米國	二三六、八六五	五、〇六三	八、九〇三	一八一、四九一	七、八〇七	四四〇、一二九
佛國	二七一、四一一	一五、三六〇	二、六六七	二〇、四三一	三、四三三	三一三、三〇二
獨逸	四一、六六一	五〇	—	五五、一六四	二、六〇〇	九九、四七五
伊太利	九、八六一	三〇〇	—	五、八七一	六〇	一六、〇九二
和蘭	八〇、四六七	—	四〇〇	六、二〇五	—	八七、〇七二
白耳義	二八、二一九	—	—	五、二五〇	—	三三、四六九

瑞西	—	—	—	一三、七一八	七五〇	一四、四六八
丁抹	—	六〇	五〇	五、九七五	六〇〇	六、六八五
諾威	—	—	—	一、三五〇	九〇	一、四四〇
瑞典	—	—	—	一、七〇〇	—	一、七〇〇
芬蘭	—	—	—	三五〇	—	三五〇
ラトヴィア	—	—	—	一、二五〇	—	一、二五〇
リトアニア	—	—	—	四〇〇	四五〇	八五〇
波蘭	—	—	—	二、〇二三	一、一八〇	三、二〇三
葡萄牙	—	—	—	一、四三七	—	一、四三七
西班牙	—	—	—	八八〇	—	八八〇
羅馬尼亞	—	—	—	二〇〇	—	二〇〇
希臘	—	—	—	一、〇四〇	六〇〇	一、六四〇
レリア	—	—	—	二〇〇	—	二〇〇
波斯	—	—	—	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
亞爾然丁	—	—	—	一〇〇	—	一〇〇
露西亞	三三、四三二	二〇〇	—	四、七六一	一、八六二	四〇、二五五
猶太也	—	—	—	四八三	—	四八三
合計	一、七五七、五三五	三二一、五六五	二〇五、九六一	八七二、七五五	五九、七一三	三、二一七、五二九

〔備考〕一、銀行業ニ於テハ在香港資産ヲ含マズ、投資業、保險業、ニ於テハ之ヲ含ム

二、投資機關ニシテ輸出入業商社ヲ兼ヌルモノ（例、ジャーディン）ノ在支資産ハ他會社ヘノ投資分ダケ前者ニ含メ他ハ一括後者ニ繰入レタリ

三、輸出入業及ビ輸入販賣業ノ在支資產ハ在上海商社ノ在全支資產ニ限ル、但シ在全支商社ノ在全支資產ニ對シ九〇%ヲ占ムルモノト推定サル

四、本表揭記五種類ノ列國商社ノ在支資產ハ「第二表」及ビ「第三表」揭記ノ在支資產ト尠カラザル重複アルコトヲ注意スベシ

（第二表）列國事業會社ノ在支固定資產額

（單位＝千元）

業種別／國別	運輸業及び通信事業					電氣瓦斯水道事業	工業	鑛業	計
	海運業	鐵道業	電車、バス其他運輸	航空事業	通信事業				
英國	一三、九〇九	—	二三、五四五	四、三五〇	二〇、五〇〇	七〇、八七一	三六六、六三一	八九、〇一四	七二六、八二〇
米國	二六、六六一	—	四、〇〇〇	五、九六五	四六、一八七	一五五、五四二	七三、三三〇	—	三一一、六八五
佛國	一、八五〇	二八〇、〇〇〇	四、五八一	—	—	二四、一七五	一一、七三〇	—	三二二、三三六
獨逸	二、六五三	—	五〇〇	八、三三五	—	—	九、六四八	一、三五〇	二二、四七六
伊太利	六一〇	—	—	—	—	—	六一〇	—	一、二二〇
和蘭	九六〇	—	—	—	—	—	—	—	九六〇
白耳義	—	—	九、六〇九	—	—	九、六〇九	二、六〇〇	五、四〇〇	二七、二一八
瑞西	—	—	—	—	—	—	九、八一〇	—	九、八一〇
丁抹	六九	—	—	—	—	—	一、一一〇	—	一、一七九
諾威	四、五一五	—	—	—	—	—	二五〇	—	四、七六五
波蘭	—	—	五〇〇	—	—	—	一〇〇	—	六〇〇
葡萄牙	—	—	—	—	—	—	四五〇	—	四五〇
西班牙	—	—	—	—	—	—	三、〇〇〇	—	三、〇〇〇
希臘	—	—	—	—	—	—	五五〇	—	五五〇
露西亞	—	—	—	—	—	—	七五〇	—	七五〇

其他	—	—	—	—	—	—	九五〇	—	九五〇
合計	一六八,三三七	二八〇,〇〇〇	四二,七五五	一八,六四〇	六六,六八七	二六〇,一九七	五〇一,五一九	九五,七六四	一,四三四,七六九

〔備考〕一、海運業ニ於テハ船舶、碼頭、倉庫及ビ建築物ノミヲ計上シ土地ヲ含マズ
二、鐵道業、航空事業、通信事業ニ於ケル借款關係ノ列國投資ハ除ク
三、電氣瓦斯水道事業中、上海電力、滬西電力ハ米國ノ權益ト見做シ一括米國ノ欄ニ計上ス
四、工業及ビ鑛業ニ於テハ固定資產ノミナラズ流動資產ヲモ含ム。其他ノ項下ノ數字ハ國籍不明商社ノ投資額ナリ
五、不動產投資ハ一括次表ニ讓ル

〔第三表〕上海共同租界佛租界及ビ越界路ニ於ケル列國土地建物所有額

（單位＝千元）

國籍＼不動產種目	土地 共同租界	土地 佛租界	土地 越界路	土地 小計	建物 共同租界	建物 佛租界	建物 越界路	建物 小計	計
日本	七二,二八五	六,一四一	二〇,七四二	九九,一六八	五九,八三二	二,八〇〇	五,一八八	六七,八二〇	一六六,九八八
英國	四二八,〇〇五	一二四,〇〇二	一三五,〇四一	六八七,〇四八	一〇三,九九八	五一,七七〇	三四,一四九	一八九,九一七	八七六,九六五
米國	五一,〇四六	三一,九二六	一八,三四〇	一〇一,三一二	三一,三三〇	一三,三二八	四,六六三	四九,三二一	一五〇,六三三
佛國	一二,一七六	一四五,九九二	—	一五八,一六八	二,七〇〇	六〇,九五〇	—	六三,六五〇	二二一,八一八
獨逸	七,四三六	一六	—	七,四五二	一〇,三五六	六	—	一〇,三六二	一七,八一四
伊太利	二,〇一八	五四三	—	二,五六一	一,四〇四	二三六	—	一,六四〇	四,二〇一
和蘭	—	五二	—	五二	八五八	二二	—	八八〇	九三二
白耳義	一,五九七	五,〇八三	—	六,六八〇	四〇八	二,一三二	—	二,五四〇	九,二二〇
瑞西	九六〇	一七〇	—	一,一三〇	一,八三六	七〇	—	一,九〇六	三,〇三六
丁抹	六五二	二三二	—	八八四	一,一三四	九八	—	一,二三二	二,一一六
諾威	一五〇	—	—	一五〇	一八二	—	—	一八二	三三二

[Column headings for value columns 1–8 are not shown on this page.]

	1	2	3	4	5	6	7	8
瑞典	—	—	—	—	一九八	—	—	一九八	一九八
芬蘭	—	—	—	—	二四	—	—	二四	二四
ラトヴィア	—	—	—	—	二一〇	—	—	二一〇	二一〇
リトアニア	—	—	—	—	一三三	—	—	一三三	一三三
波蘭	—	—	—	—	五四六	—	—	五四六	五四六
葡萄牙	二	—	—	二	一、一二八	—	—	一、一二八	一、一三九
西班牙	三二七	九〇七	—	一、一三四	一六八	三七八	—	五四六	一、七八〇
ユーゴースラヴィア	—	—	—	—	三	—	—	三	三
羅馬尼	—	—	—	—	六六	—	—	六六	六六
希臘	—	—	—	—	二四〇	—	—	二四〇	二四〇
土耳其	—	—	—	—	一八	—	—	一八	一八
シリア	—	—	—	—	六	—	—	六	六
イラク	—	—	—	—	三八四	—	—	三八四	三八四
波斯	—	—	—	—	六〇	—	—	六〇	六〇
暹羅	—	—	—	—	六	—	—	六	六
アルメニア	—	—	—	—	二	—	—	二	二
露西亜（白系）	—	—	—	—	五、三四六	—	—	五、三四六	五、三四六
蘇聯	三一四	—	—	三一四	—	—	—	—	三一四
其他	四一、三二一	一三三、四八六	—	一六四、八〇七	四六八	五一、三三〇	—	五一、七八八	二六、五九五
合計	四三八、五五〇	一七四、一三三	一、一三〇、九七一	三三三、一四二	一八三、〇九〇	四四、〇〇〇	四五〇、三三三	一、六八一、三〇三	一、六八一、三〇三

〔備考〕一、日本ニハ朝鮮、英國ニハ埃及、米國ニハ比律賓、獨逸ニハ墺太利、洪牙利、チェッコヲ含ム

二、共同租界ノ欄ノ「其他」項ハ工部局所有地、佛租界欄ノ「其他」項ハ領事館登記ナクシテ外國人ノ所有ニ屬スル土地ナリ

三、共同租界及ビ佛租界ノ地價ハ原資料兩表示ノモノヲ一兩＝一元四角ノ率ニテ換算シタルモノナリ。越界路ノ地價ハ日、英、米以外分明セザレドモ其他諸國ハ極メテ尠カルベシ

四、建物ハ支那人所有ノモノヲモ含メテ共同租界六億元、佛租界二億元トスル國別推定額ナリ。但シ、越界路ノ建物ハ土地ヨリ推算ス

〔第四表〕列國對支政府借款未償還殘額及ビ文化事業投資額

（單位＝千元）

國別＼種目	財政部所管	鐵道部所管	交通部所管	團匪賠償金	借款未償還額合計	文化事業投資
英國	二七五、九九一	二〇九、五四五	六、八八〇	—	四九二、四一六	
米國	八三、七二〇	五四、六六二	六、二二八	—	一四四、六一〇	
佛國	二三一、一五一	六七、九九五	—	—	二九九、一四六	
獨逸	一二六、四四一	一五八、四七六	八、二〇七	—	二九三、一二四	
伊太利	一九一、一七一	—	—	—	一九一、一七一	
和蘭	二、三三二	五六、六六九	—	—	五九、〇〇一	
白耳義	二四、七一八	一九三、四六四	—	—	二一八、一八二	
丁抹	一、三七七	—	四、二七三	—	五、六五〇	
瑞典	八	—	—	—	八	
瑞典諾威	—	—	—	五〇	五〇	
葡萄牙	—	—	—	一三八	一三八	
西班牙	—	—	—	二六	二六	
計	九三六、九〇九	七四〇、八一一	二五、五八八	二一四	一、七〇三、五二二	三三一、七二三

總計　二、〇三五、二四五

〔備考〕　一、借款未償還額ハ一九三七年一月一日現在ノ數字ナリ
　　　　二、文化事業投資額ハ事業ノ性質上國別ニ分ツ能ハズ

前掲四表によつて總觀するに、支那に於て活動する日本を除く列國資本の總體は、これを金融貿易活動の部面から見れば三十二億五千萬元、事業會社の固定資産の部面から見れば二十九億五千萬元(うち土地建物十五億一千萬元)政府借款及び文化事業の部面から見れば二十億四千萬元であつて、重複の控除を行はずこれを單純に加算するとすれば八十二億四千萬元となる。尤も、前掲四表の夫々の備考に述べた如く、そこには計上されてゐない銀行業に於ける香港の分、輸出入業及び商業に於ける在上海商社以外の各地商社の分、事業會社に於ける不明資産としてオミットした分、上海以外の列國不動産所有、旅館、劇場等いはゆる雜業の分等を考慮に入れれば、重複の控除を行はざる單純な加算の合計は優に百億元を突破するものと言ふことが出來よう。

次に各部面に就いて各國の投資額を見るに、先づ英國は金融貿易に二十一億八千萬元、事業經營に七億三千萬元、土地建物に八億八千萬元、借款に四億九千萬元を投資してゐるものと言ふべく、列國全體の中にその占める位置は夫々六七・二%、五〇・六%、五七・九%、二八・九%の高率である。尤も最後の借款だけはさう大した率とも言へないが、これは公債の起債地を基礎として各國の借款供與を見たために起つたもので、公債の保有額は遙かにそれを突破するものと思はれるから、實際の率は五〇%を越えるであらう。さうすれば、英國は列國の支那に對する各種投資の五〇%乃至六七%を掌中に收めてゐることとなる。蓋し、事變前におけるその對支經濟勢力は壓倒的であつたのである。

同樣のことを英國以外の各國について見れば、米國は四億四千萬元(一三・六%)、三億一千萬元(二一・七%)、一億五千萬元(九・九%)、一億五千萬元(八・五%)と金融貿易及び事業投資に於ける比率を大にし、對支進出の新店の觀を明瞭にしてゐるし、これに反し佛國は三億一千萬元(九・六%)、三億二千萬元(二二・四%)二億二千萬元(一四・六%)、三億元(一七・六%)と事業投資、土地建物借款に勢位を張り、英國と共に對支經營の老舗振りを示してゐる。最後に前述の意味に於て獨逸、伊太利が米國と軌を一にし、和蘭、白耳

表が佛國と形を同うしてゐるのも面白いが、共にそれらの絕對額も比率も遠く英、米、佛に及ばず、列國支對投資の觀點からは無視してよい程度の存在に過ぎないことは注意する必要があるだらう。若し夫れ、其他の諸國に至つては殆んど論外である。詳細次表の如し。

〔第五表〕主要七個國部門別對支投資額及ビ同百分比　（單位＝千元）

國籍＼種目	金融貿易 金額	金融貿易 %	事業經營 金額	事業經營 %	土地建物 金額	土地建物 %	政府借款 金額	政府借款 %
英國	二、一八一、八六〇	六七・二	七二六、八二〇	五〇・六	八七六、九六五	五七・九	四九二、四一六	二八・九
米國	四四〇、一三九	一三・六	三一一、六八五	二一・七	一五〇、六三三	九・九	一四四、六一〇	八・五
佛國	三一三、三〇二	九・六	三三三、三三六	二三・四	二二一、八一八	一四・六	二九九、一四六	一七・六
獨逸	九九、四七五	三・一	二三、四七六	一・六	一七、八一四	一・二	二九三、二一四	一七・二
伊太利	一六、〇九二	〇・五	一、一三〇	〇・一	四、一九一	〇・三	一九一、一七一	一一・二
和蘭	八七、〇七二	二・七	九六〇	〇・一	九三三	〇・一	五九、〇〇一	三・五
白耳義	三三、四六九	一・〇	二七、二二八	一・九	九、二一〇	〇・六	二一八、一〇三	一二・八
其他諸國	七六、一三〇	二・三	二三、〇五四	一・六	二三三、七六二	一五・四	五、八七二	〇・三
計	三、二四七、五二七	100・0	一、四三四、七六九	100・0	一、五一四、三二五	100・0	一、七〇三、五三三	100・0

〔備考〕一、土地建物ノ項ノ計ガ前揭「第三表」ノソレト異ナルハ本表ニ於テハ日本ノ分ヲ除キタル爲ナリ
二、政府借款ノ國別ハ起債地ニ依リタルタメ、實際ノ國別保有額並ニ同百分比ハ本表ノ數字トハ異ルベシ
三、文化事業投資額ハ事業ノ性質上國別ニ分ツ能ハザルヲ以テ本表ニ於テハ之ヲ省ク

更に、前揭四表のうち第二表より第四表に至る事業經營、土地建物、政府借款及び文化事業等の諸項目の間には殆んど相互の重複がないと思はれるから、これを加算して第一表の金融貿易と比較して見ると、三十二億五千萬元に對する四十九億九千萬元といふ數字が出て來る。この二つの數字は前述の如く多くの相互重複を含むものであるが、それにしても列國資本の對支金融貿易的活動の數字的指標が三十二億五千萬元となるに對し、諸多事業經營――借款及び文化事業を含めて――の數字的指標が其の約五割增の四十九億九千萬元に過ぎないと

いふことは聊か意外に感ずるところである。これを我が資本の場合に就いて見るに、事變前に於ては恐らく前者が三億元に達せざるに後者は紡績業だけでも三億元を突破してゐたから其他の諸項目を考慮に入れると控目に見ても七億元を越えてゐた筈である。これをしも日本の對支經濟體勢と英國を首とする歐米諸國のそれとの性格的相違と言へばそれまでであるが、そこに百年の傳統と世界的經驗とを有する英國資本が其の金融貿易業者の自主的能動的活動とこれとタイ・アップした諸多事業經營とを巧みに織りなした象徴を見るとすれば趣は又別のものがあるであらう。英國の場合は金融貿易的部面が二十一億八千二百萬元、其他が二十億九千六百萬元である。(尤もこの其他には文化事業投資が含まれてゐない。)

かうした投資の構成に伴つて其の地理的分布も特徴的である。上海は全支對外貿易の五六％、全支轉口貿易の三八％（いづれも一九三六年）を占めて自ら金融、貿易、產業上の中心をなしてゐるが、列國の對支投資もこれに符を合せて上海に集中し、これを中心として北京、天津、青島、漢口、廣東、香港へ、更に沿海沿江の諸都市より奥地へと分布して行つてゐる。いま、試みに二、三の業種に就いて上海と上海以外とに分けて列國對支投資額を見ると次の如くである。(序でに全支港別對外貿易及び轉口貿易額をも掲げよう。)

〔第六表〕上海及ビ上海以外別ノ列國對支投資額 (單位＝千元)

	上海	%	上海以外	%	合計	%
銀行業	一、三九三、六五一	七九・二	三六三、八八四	二〇・八	一、七五七、五三五	一〇〇・〇
輸出入業及ビ商業	一、〇一七、八三八	▲八〇・〇	?	▲二〇・〇	?	一〇〇・〇
工業	三三六、四三四	六七・一	一六四、七九五	三二・九	五〇一、五一九	一〇〇・〇
不動產投資	一、五一四、三一五	▲七〇・〇	?	▲三〇・〇	?	一〇〇・〇

〔備考〕一、銀行業ノ上海欄ハ實際ハ上海ヲ含ム中支合計
二、輸出入業及ビ商業ノ上海ト上海欄ハ在上海商社ノ在全支資產
三、輸出入業及商業ト不動產投資ノ項ノ上海ト上海以外トノ比率ハ推定

〔第七表〕全支港別對外貿易及ビ轉口貿易額（一九三六年） (單位＝千元)

	對外貿易		轉口貿易		合計	
	輸入	輸出	移入	移出	輸移入	輸移出
秦皇島	三、四六二	七、〇六六	四、七七八	三、四一五	八、二四〇	一九、四八一
天津	七三、六四七	一二七、八二七	一一六、一六三	五七、七〇八	一八八、八一〇	一七五、五三五
龍口	二、〇一三	二、五九九	五、五四〇	二、九七〇	七、五五三	五、五六九
煙台	六、八一七	九、七三八	二三、〇六九	一四、三一四	二九、八八六	二四、〇五二
威海衛	一、二二二	二、三四九	四、一二六	二、六四〇	五、三四八	四、九八九
膠州	五四、七五二	五一、五三三	三三、七五〇	九五、三九二	八八、五〇二	一四六、九二五
重慶	二、三六九	五七	五一、三一八	三七、六三三	五三、六八七	三七、六九〇
萬縣	三八	—	七、三五三	一七、五八〇	七、三九一	一七、五八〇
宜昌	一九三	—	九、一三〇	六、四〇三	九、三二三	六、四〇三
沙市	一四〇	六	四、五九四	一六、八四三	四、七三四	一六、八四九
長沙	五、六九九	二	二六、五六〇	二七、五七五	三二、二五九	二七、五七七
岳州	四二五	—	一〇、三八〇	一三、八二六	一〇、八〇五	一三、八二六
漢口	三二、八七五	一三、五五九	一〇九、六一八	一七六、一六八	一四二、四九三	一八九、七二七
九江	四、一六四	八〇	二四、七八二	三一、五〇六	二八、九四六	三一、五八六
蕪湖	二、五一四	二、八四八	一五、七五二	三三、六六三	一八、二六六	三五、五一一
南京	一七、四〇六	一、六七二	八、三四八	一三、六九〇	二五、七五四	一五、三六二
鎮江	七、一一九	—	八、五三五	五、二六五	一五、六五四	五、二六五
上海	五五五、一八三	三六二、二七四	四三五、九六一	四四一、〇八七	九九一、一四四	八〇三、三六一
蘇州	四、四四九	一	二六、六二〇	三一〇	七、〇六九	三一一

杭州	二、八〇九	—	九、二〇八	一三、二五六	一三、〇一七	一三、二五六
寧波	一、八四五	六	一六、八一六	一五、九八〇	一八、六六一	一五、九八六
温州	四六九	一三五	六、九五一	四、五七六	七、四二〇	四、七一一
三都澳	一二〇	八	六六二	四、八〇六	七八二	四、八一四
福州	五、一八五	四、四四三	二一、六三八	一九、四九四	二六、八二三	二三、九三七
厦門	一三、二九六	四、〇〇二	一九、一一三	三、六一九	三二、四〇九	七、六二一
汕頭	二九、六二二	二三、二三四	六五、七四一	二五、二四六	九五、三六二	四八、五七〇
廣州	三〇、九〇五	四二、四八七	一〇六、二四〇	三五、三三二	一三七、一四五	七七、七九九
九龍	五七、五五〇	六、二四五	—	—	五七、五五〇	六、二四五
拱北	三、六七六	二、九五四	四八三	—	四、一五九	二、九五四
江門	三、四〇二	三、二四二	一、三七四	一一	四、七七六	三、二五三
三水	九二七	二八〇	—	二八	九二八	三一八
梧州	七、〇六三	一三、八六一	一六、二七	九八五	二三、三四〇	一四、八四六
南甯	二一	—	四、四七五	一、六三三	四、四九六	一、六三三
雷州	八九九	一、七一七	四七	九〇七	九四六	二、六二四
瓊州	二、五三三	二、九一五	六、六一三	三、五〇五	九、一四五	六、四二〇
北海	六六九	一、四八二	二、六〇八	一、五七八	三、二七五	三、〇六〇
龍州	四九	一七	（千以下）	（千以下）	四九	一七
蒙自	八、一一七	二三、六六三	一八、二一七	三、二八二	二六、三三四	二六、九四五
思茅	八五七	四一五	—	三二	八五七	四四七
騰越	一、〇四四	三、九二三	二三	（千以下）	一、〇六七	三、九二三

合計	九四四、五三三	七〇六、七九一	一、一九八、八〇二	一、二三九、四三六	二、一四三、四〇五	一、八三六、三三七

〔備考〕輸口貿易ノ數字ガ海關發表ノモノト一致セザルハ品目別詳細統計ヲ港別ニ組ミ直シ海關發表ノ合計ノ不正確ヲ發見シタル爲ナリ

即ち、銀行業、輸出入業及び商業に於ては大約八〇%、工業不動産投資に於ては大約七〇%が上海に集中してゐる。勿論、鐵道業、鑛業文化事業等に於てはそれらの事業の性質上、上海以外が寧ろ大きな比重を占めるが、他方海運業、電車バス其他陸上運輸業、電氣瓦斯水道業等に於ては矢張り上海の比重が大きい。

思ふに、香港と天津とを左右の翼とし、漢口と重慶とを前衛として、上海は在支列國資本活動の中樞を形作つてゐる。上海は、一方では世界一周航路の東亞に於ける重要寄港地の一として自ら世界各國との接觸を密にしてゐると共に、南は香港、河內等に向つて、北は青島、天津、大連等に向つて沿岸航路を、長江筋の各港を連ねて長江航路を有し、支那の沿岸各地及び奥地との交渉を緊密ならしめてゐる。支那に侵入せる列國資本が、最初は先づ沿岸地域の海港に據地を作り、次いで河川を溯つて漸次奥地に侵潤して行つたとすれば、上海がその中樞の役割を演じて來るのに不思議はない。かくて、支那に於て活動する第三國側商社の八、九割が名實共に或は實質的に其の本據を上海共同、佛兩租界並に越界路に置くに至つてゐることは注目すべきであるのみならず、それらの商社は例へ店舗や倉庫や碼頭や工場等を全支に散在せしめてゐても、或ひはその營業を廣汎な地域に亙つて營んでゐても、その總括を上海に於て行ひ、更に上海を通じて世界各國と交渉してゐる事實を忘れることは出來ない。國民政府の租界回收工作に應じて列國が長江流域諸都市の租界を相次いで返還した際に於ても、上海の共同、佛兩租界の返還は最後までこれを肯んぜず以て今次事變の勃發に會したのも謂はれ無しとしない。上海は列國資本の在支權益擁護の牙城であるばかりでなく、在支權益そのものの集積地でもある。事變の進展に伴ひ北支五省の特殊地域化の發展すると共に、列國資本の活動は主として長江、珠江流域を含む中南支に向けられざるを得なくなつたから、上海は愈々その意義を大にして來たものの如くである。

以上に於て、最初に三つの角度から見た列國對支投資額を概觀し、次いでこれを基礎として其の國別、業種別並びに地域別分布に就いて簡單なスケッチを試みた。これを要約すれば列國資本の在支活動は英國を先頭として米、佛、獨、其他諸國がこれに追隨し、金融貿易的活動を中核として諸多事業經營に及び、上海を中心として沿海沿江の諸都市より奥地へと擴充されてゐると言ふことが出來よう。固よりそれ

は簡單はスケッチに過ぎないのであつて、列國對支投資の實態の説明からは遙かに遠ざかつてゐるのであるが、その詳細な解剖は以下各論に於て述べることにしたい。

最後に、支那に於ける外國資本と民族資本との比較を見る爲に、それを表はす如き若干の指標を整理して纏めて見ると次表の如くである。

〔第八表〕 **支邦ニ於ケル外商華商ノ金融商業勢力比較**（一九三六年）（單位＝千元）

金融機關資産		金融活動量		商業取引量	
外商銀行（三十三行）	一、九〇七、五三五	上海輸出入爲替取引高	五、〇〇〇、〇〇〇	全支對外貿易額	一、六五一、三一四
華商銀行（百四十五行）	七、二七五、八九一	上海銀行業票據交換	七、四三九、七六五	全支轉口貿易額	二、三二八、三一八
錢莊（千五百行）	？	上海錢業票據交換	一八、七二六、二三五	全支其他國內貿易額	六、〇二〇、三六八
計	？	計	三一、一六六、〇〇〇	計	一〇、〇〇〇、〇〇〇

商業取引量に於て全支對外貿易額と全支轉口貿易額とは海關發表の數字であるが、全支其他國內貿易額は全くローカルの常識的推定數字に過ぎないし、金融活動量に於て銀行錢莊の票據交換高は銀錢兩公會發表であるが、外國爲替取引高は地場ブローカー筋の推定に過ぎない。併し、金融活動量、商業取引量の夫々の三項目が外商銀行、華商銀行、錢莊の營業上の分業と或る程度の關聯ある指標として眺めると、兩者共三項目の比率が略々同一の傾向にあることは興味深い。ただ、三金融機關の資産のうち錢莊のそれが明かでなく、その上外商華商兩銀行の資産比率もビジネス・アクティヴィティーと必ずしも一致しないが、後者は華商銀行が政府系四銀行をも入れて普通銀行の諸勘定以上のものをも含んでゐるためと考へられるから、其の部分を控除して見ると大體同一傾向となるかも知れない。いづれにせよ、その資産額より見てもその營業活動より見ても、在支全資本の中に占める外國資本の比率は決して大きいものと言ふことは出來ぬ。世論屢々「植民地」支那に就いて述べるに急であるが、支那近代經濟の主體は列國資本であるよりも寧ろ謂ふところの民族資本である事實は注意してよい。列國對支投資の究明は從つて支那近代企業に於ける華人資本の活動を解剖しそれとの關聯に於て把握してのみ十全となるであらう。

第二編　外國資本と支那の金融及び貿易

第一章　在支外商銀行の概觀

支那に於ける外國資本の諸活動の起動力となり、また其の諸活動の結果を集約するものは、言ふまでもなく在支外商銀行である。從つて、列國對支投資の全貌を解明するに當り、我々は先づ其の端緒を在支外商銀行の解剖に見出ださなければならぬ。一九三六年末、支那には左に掲ぐる三十四行の外商銀行が、支店を開設し若しくは本店を設立してゐた。

〔第一表〕在支外商銀行一覽表　（一九三六年末現在）

國籍	原名	華名	本店（設立年）	在支支店（開設年）
日	横濱正金銀行		横濱（一八八〇）	上海（一八九三）天津（一八九九）北京（一九〇二）漢口（一九〇六）青島（一九一三）廣東（一九二四）香港（一八九七）
日	臺灣銀行		臺北（一八九九）	厦門（一九〇〇）福州（一九〇五）汕頭（一九〇七）廣東（一九一〇）上海（一九一一）漢口（一九一五）香港（一九〇三）
日	朝鮮銀行		京城（一九〇九）	青島（一九一七）上海（一九一八）天津（一九一八）
日	三井銀行		東京（一九〇九）	上海（一九一七）
日	三菱銀行		東京（一九一九）	上海（一九一七）
日	住友銀行		大阪（一九一二）	上海（一九一六）
日	華南銀行		臺北（一九一九）	廣東不詳
日	漢口銀行		漢口（一九二〇）	上海（一九三〇）、外ニ上海出張所
日	上海銀行		上海（一九一八）	南京
日	濟南銀行		濟南（一九二〇）	青島（一九二五）、外ニ山東省張店出張所

日	天津銀行		天津(一九二〇)	北京(一九二〇)
英	Hongkong & Shanghai Banking Corporation	匯豐銀行	香港(一八六四)	上海(一八六五)漢口(一八六八)北京(一八八五)廣東(一九〇九)青島(一九一二)天津(不詳)芝罘(不詳)福州(不詳)厦門(不詳)
英	Chartered Bank of India, Australia & China	麥加利銀行	倫敦(一八九二)	上海(一八五七)漢口(一八六三)天津(一八九五)廣東(一九一〇)北京(一九一五)青島(一九二四)香港(一八五七)
英	Mercantile Bank of India, Ltd.	有利銀行	倫敦(一八九二)	上海(一九一五)香港(一九一五)
英	P. & O. Banking Corporation, Ltd.	大英銀行	倫敦(一九二〇)	上海(一九二三)香港(一九二三)
英	Sassoon(E. D.) Banking Co., Ltd.	沙遜銀行	香港(一九三〇)	上海(一九三一)
英	Cook & Son, Thomas (Bankers) Ltd.	通濟隆	倫敦(一九二四)	上海(不詳)香港(不詳)
英	Finance Banking Corporation, Ltd.	達商銀行有限公司	上海(一九三一)	
米	National City Bank of New York	花旗銀行	紐育(一八一二)	上海(一九〇二)廣東(一九〇四)北京(一九〇九)漢口(一九一〇)天津(一九一六)上海第二支店(一九四〇)香港(一九〇二)
米	Chase Bank	大通銀行	紐育(一九二〇)	上海(一九二一)天津(一九二九)香港(一九二四)
米	American Express Co.	美國運通銀行	紐育(一八四一)	上海(一九一八)天津(一九二〇)北京(一九二〇)香港(一九二〇)
米	Underwriters Savings Bank for the Far East	友邦銀行	上海(一九三〇)	
佛	Banque de l'Indo-chine	東方匯理銀行	巴里(一八七五)	上海(一八九九)廣東(一九〇二)漢口(一九〇二)天津(一九〇七)北京(一九〇七)昆明(一九一三)香港(一八九四)

國籍	英文名	漢字名	本店（設立）	支店（設立）
佛	Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l' Industrie	中法工商銀行	巴里(一九二二)	上海(一九二三)天津(一九二三)北京(一九二三)
佛	Union Mobiliere	匯源銀行	上海(一九二〇)	
佛	International Savings Society	萬國儲蓄會	上海(一九一二)	廣東(不詳)漢口(不詳)天津(不詳) 北京(不詳)青島(不詳)
佛白	Credit Foncier d' Extreme-Orient	義品放款銀行	ブリュッセル(一九〇七)	天津(一九〇七)漢口(一九一一)北京・濟南 香港(一九一一)
獨	Deutsch-Asiatische Bank	德華銀行	上海(一八八九)	廣東(一八八九)漢口(一八八九)天津(一八八九) 北京(一八八九)青島(一八八九)
伊	Italian Bank for China	華義銀行	上海(一九二〇)	天津(一九二〇)
蘭	Nederlandsch-Indische Handelsbank N. V.	荷國安達銀行	アムステルダム(一八六三)	上海(一九二〇)厦門(一九二三)香港(一九〇五)
蘭	Nederlandsche Handelsbank, N. V.	和蘭銀行	アムステルダム(一八二四)	上海(一九〇二)香港(一九〇二)
白	Banque Belge pour l' Etranger (Extreme-Orient), S.A.	華比銀行	ブリュッセル(一九〇二)	漢口(一九〇二)上海(一九〇三)天津(一九〇七) 香港(一九三五)
露	Moscow Narodny Bank, Ltd.	莫斯科銀行	倫敦(一九一九)	上海(一九三四)
イラン	Discount Savings Bank	益安銀行	上海	

〔備考〕 一、事變勃發後、正金ハ濟南支店、鮮銀ハ北京支店及ビ十五ノ出張所、派出所ヲ設ケタリ

二、日支合辦銀行即チ中華匯業銀行（一九一八年設立、一九二八年休業）、冀東銀行（一九三六）、中國聯合準備銀行（一九三八）蒙疆銀行(一九三七)ハ省略ス

三、美豐銀行（米）、美國信濟銀行（米）、中華懋業銀行（米）、天津商業放款銀行（米）、華俄道勝銀行（露）ハ一九三六年末前ニ既ニ消滅シタルカ若クハ現在清算中ナルカ故ニ省略ス

四、大英銀行（英）ハ一九三九年一月末・麥加利銀行ニ合併サレタリ

卽ち國籍別に見れば、日本十一行、英國七行、米國四行、佛國五行（佛白合辦一行を含む）、獨逸、伊太利各一行、和蘭二行、白耳義一行（前記佛白合辦を除く）、露西亞、伊蘭各一行、合せて三十四行である。而して、支那以外に本店を有するもの二十四行、支那に本店を有するもの十行であるが、ビッグ・シックスは悉く前者に含まれ、本店を支那に置くものに大きなものはない。在支支店は香港の分をも含めて九十九行の多數に達する。

これらの外商銀行が、支那に於て幾何の資產を保有してゐたかは、興味ある課題である。固より外商銀行の在支支店若しくは本店の負債資產勘定は其の儘の形で公表してゐるものは一行もないのであるから、況してそれを合計して在支總資產を算出することは全く不可能事に屬する。ただ、事變前にかいて外商銀行が吸收してゐる預金總額は、一說には三十億元乃至四十億元といふ見積りも行はれたが、それより內輪の稍々信憑すべきものとしては上海だけでも十五億元乃至二十億元に達すると稱せられ、然も最近外商銀行の在支運用資金は略々支那に於ける其の吸收預金を以てカヴァーするに至つたと言はれた點に手掛りを置けば、其の在支總資產額に大膽な推定を下し得ないこともない。さうした前提の下に、各行の本店考課狀、近年の營業成績、判明せる在支資產項目、支店網の配置等の如き傍證的材料を利用して、各行の總資產に對する在支資產並に在中支資產の比率を推測し、かくして其の在支資產額並に在中支資產額を推算して見たのである。次に掲ぐる第二表と第三表とは其の結論を整理したものである。

〔第二表〕外商銀行國別在支資產推定額

（單位＝元）

	行數	在支資產	百分比	內在中支資產	百分比
日本	一一	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	八・〇	八五、〇〇〇、〇〇〇	五・七
英國	七	一、〇五五、六二九、〇〇〇	五五・三	八五八、三二四、〇〇〇	五八・〇

米國	四	二三六、八六五、〇〇〇	一二・四	一九五、三〇八、〇〇〇	一三・二
佛國	四	二七一、四一一、〇〇〇	一四・二	一六五、三一一、〇〇〇	一一・二
獨逸	一	四一、六六一・〇〇〇	二・二	三一、八五八、〇〇〇	二・二
伊太利	一	九、八六一、〇〇〇	〇・五	七、九六六、〇〇〇	〇・五
和蘭	二	八〇、四六七、〇〇〇	四・二	七七、六二四、〇〇〇	五・二
白耳義	一	二八、二一九、〇〇〇	一・五	二三、八三八、〇〇〇	一・五
露西亜	一	三三、四二二、〇〇〇	一・七	三三、四二二、〇〇〇	二・五
計	三三	一、九〇七、五三五、〇〇〇	一〇〇・〇	一、四七八、六五一、〇〇〇	一〇〇・〇

（備考）「イラン」ノ益安銀行ノ資産ハ全ク不明ナルヲ以テソレヲ除ク三十三行ヲ推定ス

（第三表）外商銀行行別在支資産推定額

（單位＝元）

國籍	行名	總資産	在支資産		同上修正額	内在中支資産		同上修正額
英國	滙豐	一、一七三、五一九、八五九	五五%	六四五、四三五、〇〇〇	六六六、二九〇、〇〇〇	四三%	五〇四、六一三、〇〇〇	五二三、五四八、〇〇〇
〃	麥加利	一、〇六三、七四一、四三八	二五%	二六五、九三五、〇〇〇	二六八、三六〇、〇〇〇	二〇%	二一二、七四八、〇〇〇	二二四、七九七、〇〇〇
英國	有利	三〇四、五四四、九七一	八%	二四、三六四、〇〇〇	二四、三六四、〇〇〇	八%	二四、三六四、〇〇〇	二四、三六四、〇〇〇
〃	大英	二四三、六三一、六六七	四%	九、七四五、〇〇〇	九、七四五、〇〇〇	四%	九、七四五、〇〇〇	九、七四五、〇〇〇
〃	沙遜	一二一、三九一、四四八	七〇%	八四、九七四、〇〇〇	八四、九七四、〇〇〇	七〇%	八四、九七四、〇〇〇	八四、九七四、〇〇〇
〃	通濟隆	七〇、三五九、五三三	二%	一、四五一、〇〇〇	一、四五一、〇〇〇	二%	一、四五一、〇〇〇	一、四五一、〇〇〇
〃	達商	四八五、四四八	100%	四八五、〇〇〇	四八五、〇〇〇	100%	四八五、〇〇〇	四八五、〇〇〇
〃	計	二、九七六、六七四、三六三	三四・六%	一、〇三三、三四九、〇〇〇	一、〇五五、六二九、〇〇〇	二八%	八三八、三四〇、〇〇〇	八五八、三二四、〇〇〇
米國	花旗	六、四六六、七九五、三二一	二・五%	一六一、六七〇、〇〇〇	一六一、六七〇、〇〇〇	二%	一二九、三三六、〇〇〇	一二九、三三六、〇〇〇
〃	大通	一一四、七六三、六三六	六〇%	六八、八五八、〇〇〇	六八、八五八、〇〇〇	五三%	六〇、八二五、〇〇〇	六〇、八二五、〇〇〇

〃	運通	二八、九八三、六三五	一二%	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	二%	二、三六〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇
〃	友邦	三、〇七四、五六八	九〇%	二、七六七、〇〇〇	二、七六七、〇〇〇	九〇%	二、七六七、〇〇〇	二、七六七、〇〇〇
〃	計	六、七〇三、六一七、一四〇	三・五%	二三六、八六五、〇〇〇	二三六、八六五、〇〇〇	二・九%	一九五、三〇八、〇〇〇	一九五、三〇八、〇〇〇
佛國	匯理	四三三、八七三、〇二七	三五%	一四八、三五六、〇〇〇	一五九、〇二六、〇〇〇	一六%	六七、八二〇、〇〇〇	七七、五四九、〇〇〇
〃	中法	六五、〇一八、七九三	四三%	二七、九五八、〇〇〇	二七、九五八、〇〇〇	二三%	一四、九五四、〇〇〇	一四、九五四、〇〇〇
〃	義品	一六、七四六、六五八	三〇%	二五、〇二四、〇〇〇	七、一三九、〇〇〇	二五%	四、一八七、〇〇〇	五、三六八、〇〇〇
〃	匯源	四、七九三、〇八六	一〇〇%	四、七九三、〇〇〇	四、八八一、〇〇〇	一〇〇%	四、七九三、〇〇〇	四、八八一、〇〇〇
〃	儲蓄會	五九、七九七、二六八	九五%	五六、八〇七、〇〇〇	七三、三一七、〇〇〇	八〇%	四七、八三八、〇〇〇	六二、五四九、〇〇〇
〃	計	五七〇、一三八、八四二	四二%	二四二、九三八、〇〇〇	二七一、四一一、〇〇〇	二四%	一三九、五九二、〇〇〇	一六五、三一一、〇〇〇
獨逸	德華	四九、〇一三、九一七	八五%	四一、六六一、〇〇〇	四一、六六一、〇〇〇	六五%	三一、八五八、〇〇〇	三一、八五八、〇〇〇
伊太利	華義	一七、二三三、一二三	五七%	九、八二三、〇〇〇	九、八六一、〇〇〇	四六%	七、九二七、〇〇〇	七、九六六、〇〇〇
和蘭	安達	二八四、三二一、一〇二	一〇%	二八、四三二、〇〇〇	二八、四三二、〇〇〇	九%	二五、五八九、〇〇〇	二五、五八九、〇〇〇
〃	和蘭	六五〇、四三三、一二八	八%	五二、〇三五、〇〇〇	五二、〇三五、〇〇〇	八%	五二、〇三五、〇〇〇	五二、〇三五、〇〇〇
白耳義	華比	三五、二四八、〇〇〇	七〇%	二四、六七四、〇〇〇	二四、六七四、〇〇〇	六〇%	二一、一四九、〇〇〇	二一、一四九、〇〇〇
〃	義品	一六、七四六、六五八	三〇%	五、〇二四、〇〇〇	三、五四五、〇〇〇	二五%	四、一八七、〇〇〇	二、六八九、〇〇〇
露西亞	莫斯科	六六、八四三、八九七	五〇%	三三、四三二、〇〇〇	三三、四三二、〇〇〇	五〇%	三三、四三二、〇〇〇	三三、四三二、〇〇〇
イラン	益安	—	—	—	—	—	—	—
六ヶ國分	計	一、一一九、八六八、八一五	一七%	一九五、〇七〇、〇〇〇	一九三、六三〇、〇〇〇	一五%	一七六、一六七、〇〇〇	一七四、七〇八、〇〇〇
総	計	一一、三五三、六二三、五二三		一、七〇二、一九八、〇〇〇	一、七五七、五三五、〇〇〇		一、三四五、一三〇、〇〇〇	一、三九三、六五一、〇〇〇

〔備考〕日商銀行十一行ニ就キテハ第二表ニ於テ其ノ總額ヲ掲ゲタルガ、本表ニ於テハ其ノ各行總資産、在支資産、在中支資産ハ本報告ノ埒外ニ亙ルヲ以テ暫ク之ヲ省ク

即ち、在支外商銀行三十三行の全支資産は約二十億元、そのうち在中支資産は約十五億元といふ數字が出て來る。全支に就いて國別に之れを見れば英國五五%三、佛國一四%二、米國一二%四、日本八%〇、和蘭四%二、其他獨、伊、白、露併せて五%九の割合である。併し、その中でも英國の匯豐が斷然群を拔き、麥加利これに次ぎ、米國の花旗、佛國の東方匯理、和蘭の和蘭、日本の正金が一際際立つて、併せて六行が全外銀を牛耳つてゐる實狀が判る。

これらの資産をカヴァーするに足るといふ預金は、その總額に就いても各行別内譯に就いても確たる數字は擧げ得ないが、ただ後記の如く匯豐の總預金（本店勘定、元換算）八億六千九百萬元のうち六〇乃至七〇パーセント、即ち約五億元乃至六億元は支那人の預金であると言はれてゐる。匯豐ほどではないにしても恐らく、麥加利、花旗、東方匯理等の在支支店もその在支資産に匹敵するやうな預金を吸收してゐたであらうし、そのうち支那人の預金も尠くなかつたものと思はれる。この點日本側銀行は頗る遜色があつたやうである。

玆では、更に一歩を進めて、各行の在支資産推定の基礎に就いて説明し、併せて各行の夫々の特殊性を覗ふことにしよう。だが、日本側の十一銀行に就いては暫らくこれを省き、先づ英商匯豐から始める。

（一）匯豐銀行

匯豐最近の繰越金を含まざる純益は、一九三六年、三七年、三八年には大體港幣一千五百萬弗臺を維持して變らなかつたのに、一九三九年に至つて一千三百萬弗臺に落ちてゐる。他方、法幣爲替相場はこの間に三六、三七年末の一志二片から三八年末八片、三九年末には四片臺に落ちた。一九三九年度年次報告に於ては、右の兩者を結びつけて純益減少の理由を主として在上海投資の上海弗價低落に依る損失に求めてゐる。年次を伏せて、ここに一つの手掛りを置けば、總資産に對し在上海資産約四〇%といふ數字が出て來る。漢口を加へれば四三%他の在支八支店を考慮して全支五五%と抑へてみたのである。

匯豐が上海に有する土地は共同租界、佛租界其他を併せて二千三百七十五萬四千元とみることが出來る。これは工部局評價額に基いた數字である。次に建物をみると一九二四年完成のバンドのビルディングは五階建、二階以上は貸事務所になつてゐて、八十四のオフィスがあるから年收三十萬元以下といふことはあるまい。この外に一九三九年に華興商業銀行となつた匯豐の虹口支店が、當時は Hongkew Chamber

と稱して貸事務所、アパートをも營んでゐたし、また四川路の匯豐ハウス（十階）は現に貸事務所、アパートを經營してゐる。右三者に漢口其他在支支店の土地建物を加へて計二千八十萬元の修正追加を行つた。古い年次報告には「本行が創立當初に買收せる土地建物の價格はアジヤに於ける大資産となつた」といふ言葉がある。上海の數字だけでも貸借對照表の數字を遙かに拔いてゐる。

匯豐が取引關係を有する在上海商社は英國系の輸出入、工業、不動産商社のみで百八十二社を算するが、貸借對照表の手許にあるものについてみると、その中匯豐と取引ありと考へられる五十六口の預金が一億九千二百萬元となる（香港政廳預金をも含む）。而して總額八億六千九百萬元に及ぶ預金の六〇％乃至七〇％は支那人預金であるといふのが一般の推測するところである。この預金者の內容は匯豐の性格を知る重要な鍵である。貸附は工部局を含めた二十口で約六千四百萬元、廣東に一千萬元といつた數字の外、大商社に對する金融については大體の推定も行ひ難い。

なほ英國側銀行のうち匯豐、麥加利、有利の三行に就き、支店分布狀況をみると、匯豐は支那を中心としてマレー、印度に及び、麥加利は印度を中心としてマレー、支那、比島に活動し、有利は印度、マレーを主たる舞臺にしてゐるとみてよい。

（二）　麥　加　利　銀　行

麥加利に就いて判明した具體的な數字は、Union Brewery, Wheelock, Auto-Palace に對し二百九十萬元內外の貸附を有すること、上海租界內外の所有土地が五百二十三萬元、建物が約三百萬元見當であること以外にはない。そこで、一九三八年度の年次報告をみると、法幣下落に關聯して在支資産を暗示する意見が相當にある。事實、一九三八年、一九三九年の法幣慘落によつて、在支資産を有する銀行が蒙つた痛手の深刻さを思へば、これは十分に顧慮していいポイントである。卽ち、一九三五、三六、三七の三年度は每年四十九萬磅前後の純益のあつたものが、三八年度には三十三萬磅に落ち、總資産も三六、三七年度の六千四百萬磅から三八年度には六千萬磅に減少してゐる。

そこで、一九三八年度年次報告から法幣下落率に相應せしめて三七年度の數字を逆算してみれば、當座預金一六・八％、定期預金一一・八％、現金三〇・五％、純益三一・七％といふ數字が在支率として出て來る。尤もこれら、特に現金、純益の減少は法幣低落のみに負ふものではないが、該報告に就いては在支支店が本行營業の本質的部分を營めること、また支那事變が業績不振の主要原因たることを繰返し强調して

ゐるやうに、その比重は大きいのである。

以上の點から在支資産が三〇%を超えるものではないが、然し二〇%以下ではないと考へられる。ここに中支（上海、漢口）二〇%、全支（外に天津、北京、廣東、青島）二五%と見込をつけて、これを一九三六年度に適用し、それに不動産勘定を增額した譯である。

（三）有利銀行

本行の全支店二十四のうち二十までは印度、マレーにあり、在支支店は上海のみである。佛租界に十二萬四千元の土地がある外、支店の營業用建物はユニオン・ビルの一角に位して小さく、注意すべき不動産はないやうである。貸借對照表の不動産勘定は五百五十五萬六千元であるから、右の土地價格は二・二%に當る。然し次の大英銀行に比して歴史も古く（創立一八九二年、上海支店開設一九一五年）ジャーディンが本行代理店を行ひ、取引商社も四十二を算へ、香港に於て紙幣發行權を有することは指摘するまでもない。上海に於ける活動も地味で手堅いといつた感じである。不安であるがこれを八%と考へた。序に取引商社數を擧げて置くと、匯豐三九五、麥加利一三九、有利四二、大英二二、沙遜七、計六〇五となつてゐる。

（四）大英銀行

本行は創立一九二〇年、上海には一九二二年に乘り出した新しい銀行であるが、一九三八年末には早くも親銀行の麥加利に合併されてしまつた。全負債勘定中、資本金、借入金の比重が甚だ大きく六三%を占めてゐる。從來とも基礎は鞏固でなかつたのであらう。全支店九のうち六までが印度にあり、更に印度では三十六の支店を擁する土着のアラハバッド銀行を支配してゐたが、在支支店は上海のみで、在中支取引商社は有利銀行の約半分、二十二社である。一應四%と見て置く。

（五）沙遜銀行

一九三〇年創立、上海支店開設は一九三一年である。上海以外に支店はなくサッスーン・ハウスに新沙遜と同居狀態であるから、營業用建物はないが、所有建物は明らかでない。共同租界、佛租界に所有する土地は九十二萬四千元で貸借對照表に出てゐる數字の七五%に當る。八千三百萬元に達する貸付、割引等のうち、判明したるものとして在上海五社貸付一千三百三十四萬元、外に導淮借款三百九十二萬四

千元がある筈である。元來が所謂サッスーン系と稱される商社も、多くは匯豐、麥加利との取引關係が深いことを思へば、本行資產內容が甚だしく封鎖的であることを暗示してゐる。以上の點を念頭におけば、寧ろ上海が本店の地位を占めるものと考へられる。在支資產七〇％とみて不當ではあるまい。因みに土屋計左右氏はサッスーン財閥の一九三八年度在上海資產一億五千六百萬元、在香港資產二千九百萬元と評價してゐるが、これと沙遜銀行との聯關は明らかにされてゐない。

（六）通　濟　隆

全世界に百五十以上の支店網を有するトーマス・クックの銀行部である。クックの資本八十萬磅、銀行部は十二萬五千磅である。資產の特徵としては七〇％までが現金、預金、コール・マネーであることである。在支支店は上海のみで、南京路、四川路角のクックに附屬してゐる。六千九百萬元の總資產中、在支資產は數へるに足るまいが、無視するを得ないといふ意味で二％として置いた。

（七）達　商　銀　行

本行は本店上海であり、他に支店がないので總資產全部を在支資產に計上した。尤も、數字は一九三三年のものしか得られなかつた。本行の人的關係をみると、ジー・エー・ターナー、アール・エチ・パーカー、ヴィ・オー・リメディアスの名が見える。元來、上海には米佛英系の土着商人グループがあつて行動を共にすることが多い。美亞、匯源、法美保險公司、匯衆銀公司等の間にはこの意味の人的連繫があり抗日ジャーナリズムにも深い關係を有する。本行は英國籍であるが、この方面の金融機關ではないかと考へられる。現に匯衆銀公司には資本金に相當する基金を寄託してゐる。

（八）花　旗　銀　行

在支米國四銀行の中、元建の友邦銀行（總資產三百七萬元）を除いた三行の貸借對照表による總資產は十九萬七千三百萬米弗（六十七億元）であつて、花旗は十九億米弗（六十四億元）を占めてゐる。卽ち背景は甚だ大きいが、實際に支那と如何なる程度の關聯を有するかがここでの問題である。

一九三四年度報告をみると、償却額を含まない營業純益が百八十六萬米弗、そのうち一〇・六％が海外支店から、內國支店からは同じく

一〇・六%、有價證券賣買益約四〇%、その他が本店勘定の利益といつた具合である。また少し年度は溯るが、International Banking Corporation が合併されたのは一九二七年一月であるが、その一九二四年末總資産は一億三千萬米弗、これに對し合併後の一九三一年末花旗總資産は十三億米弗となつてゐるから、この點からみても花旗銀行の海外支店資産は大體一〇%見當であるといふ見込がつく。

海外支店二十三ヶ國、七十二といふけれども、そのうち在支支店は上海、漢口、天津、北京、廣東の五で一九四〇年には新しく上海租界西區にサブ・ブランチが設けられ、支那の比重の大きさを思はせる。大體、大通銀行が割合に政治的なるに比して、本行は貿易金融に重點があり、その金融する貿易種類のうち特に關係が深いと考へられるものは、輸入に於てはブラジルの珈琲、セイロンの護謨、輸出にあつてはアルゼンチンの自動車、支那のガソリンといつたものがあり、この外イタリー、スペイン、フィリッピン、チェッコとの貿易金融にも關聯をもつてゐる。在上海商社との取引も匯豐、麥加利に次いで多い。以上の諸點を考慮して在支資産一・五%と考へたい。昭和七年の支那人側推定では天津資産一%といふ數字があるが、ここでは中支二%として置く。上海内外に所有する土地は I ternational Banking Corporation 名義のものを併せて九百七十萬元と評價した。匯豐、並びに佛國の萬國儲蓄會と相伯仲する額である。上海に於ける營業用建物は九江路四十一號、四十七號にあり、最近カセイ・マンションの一角を改造してメルシエ・ブランチを作つたことは上記の如くである。また貸事務所として九江路四十五號にビルディングを經營してゐる。それらを併せて三百四十萬元、漢口を含めて四百萬元と考へれば、判明してゐる土地建物は一千三百萬元といふことになる。貸借對照表にそのまま比較して七・七%に當る。

預金や貸付の内容については他の諸銀行と同じく殆んど判明しない。公董局からの預金が五十萬元、貸付として工部局に三百萬元近くある。そこで一般的な指標を探つてみると、輸出入業商社と銀行との關係に就いては英國商社にあつては銀行の貸付、當座貸越が商社資本金の五五%、銀行の預り金が同じく一五%であるのに、米國商社にあつてはそれが逆にそれぞれ二七%、五一%といふ率を示してゐる。即ちこれは米國の上海貿易額が大きいにも拘らず、地元主義ではないことを示すものである。從つて花旗銀行は香港上海商人の守り立てた匯豐などとは著しく性格を異にしてゐることが判る。若し、資材が詳しくなればこの傾向は更に增大するに違ひない。輸出入商社に次いで貸付の多いのは不動産、金融（銀行、保險以外）公益事業方面である。一九三五年、三六年を基準に判明した全業種の米國商社に對する貸付、

當座貸越は元建十二社に對して二千五百三十一萬七千四百五十八元となつてゐる。勿論この中には米國以外の會社が貸付けたものもあるに違ひないが、それは兎に角としてこの十二社には大きな米國商社は大體含まれてゐる。同じことを英國側についてみると、判明したかぎりでは、元建勘定の四十四商社に對して四千八百十四萬六千八百五元の貸付貸越があるが、これには肝腎の大貿易商社が殆んど入つてゐない。して見ると、米國銀行が貿易では地元主義ではないが、不動産、公益事業方面では小數の大商社と密接な關係にあることを推測せしめるに足る。序でに右米國十二商社の銀行預金をみると七百六十一萬八千三百七十六元である。率としては貿易、工業部門が多い。以上の數字は次表によつて見られたい。

〔第四表〕英米兩國商社に對する銀行の貸付貸越及び預り金

業種	國別	社數	資本金(A)	貸付貸越(B)	B/A	預金(C)	C/A
輸出入業	英	一三	一二、六一五、七三七	六、九〇〇、三〇一	五四・七%	六〇七、五九九	一四・九%
〃	米	二	五四六、五八〇	一四七、五〇五	二六・九%	二七九、六六二	五一・〇%
運輸公益事業	英	九	四三、七七七、〇〇四	九、一〇九、四三八	二〇・八%	一、五六〇、二六八	三・五%
〃	米	二	六四、五五三、九四六	一〇、一四二、八五二	一五・七%	三、三〇七、九三五	五・一%
工業	英	六	二三、二九一、〇八七	七、四二九、三五八	三一・九%	一、七三五、六七一	七・四%
〃	米	一	九二六、八〇〇	一七、四八九	一・八%	一、六〇三、九七五	一七二・八%
不動産業	英	八	三九、四五〇、三三五	二一、五二一、四一五	五四・五%	五八九、五一八	一・四%
〃	米	三	一四、一五六、一〇二	一二、七〇六、七七七	八九・七%	一、六〇三、九七五	一一・三%
保險業	英	三	一六、七〇二、七九七	一七九、五六三	二・六%	二、六五七、四八八	三九・六%
〃	米	二	三、四六三、八六九	一、二三二、四七五	三五・五%	七八五、九四三	二二・七%
雜金融業	英	三	一三、八八一、一一四	三、〇〇六、七三〇	二一・六%	—	—
〃	米	二	五、二三一、六四三	一、〇七〇、三六〇	二〇・四%	三六、八八四	〇・六%

其他	英	二	七六一、六七八	―	―	四一、七六六	五・四%
〃	米	―	―	―	―	―	―
計	英	四四	一三九、七一八、〇七四	四八、一四六、八〇五	三四・四%	七、一九二、三一〇	五・一%
〃	米	一二	八八、八七八、九四〇	二五、三一七、四五八	二八・四%	七、六一八、三七四	八・五%

〔備考〕入手シ得タル一九三五年又ハ三六年ノ貸借對照表ノ中元建勘定ノ商社ニ限ル

(九) 大通銀行

一九三八年末に於て二十五億米弗の總資產を有する Chase National Bank が本行の全株式を所有してゐる。巴里、香港、天津、上海に支店を有し、營業の中心はいふまでもなく極東に置いてゐる。然らば本店、巴里、香港を除いて上海、天津の總資產は幾何か。兩行の總資產を比較すれば一・二%見當である。本行がチェース・バンクとなつたのが一九三一年で、その前身たる Equitable Eastern Banking Corporation（支店、上海、香港、桑港）の一九二八年末總資產は約二千四百萬米弗となつてゐる。手許の貸借對照表には動產、不動產の項目はないが、在上海の土地は約八萬元となつてゐる。營業用建物も上海のものは大したものではない。在上海の取引商社數は一一一社であつて、花旗に匹敵する。しかも花旗が貿易金融中心であるに對し本行は國民政府との關係が遙かに密接であることは、國民政府の對米銀輸出の如きが主に本行を通じて行はれて來た點にも窺はれる。本店資產の特徴は現金が甚だ多く三七%、有價證券が二七%でその半分近くが米國政府公債以外の有價證券であり、貸付が二二%しかなく、銀行としては可なり特殊な性格を所有してゐるが、この點もやはり支那中心を想はせる一要素である。

以上の諸點から六〇%までは在支資產と考へてよい。上海は五五%とする。

(十) 美國運通銀行

本行は系統としては大通銀行と同じく、チェース・ナショナルに屬する。荷物配達、旅行業務、それに附帶して銀行業務を營み、全世界に三十三（他の資料によれば六十）の支店を有してゐる。在支支店は北京、天津、上海の三である。上海に有する土地は約三十萬元、商社

との取引關係は甚だ少い。一九三六年初頭より本社の命令で爲替業務、銀行業務を大通銀行に讓渡したといふ記錄もある。やはり現金の方が貸付並びに前貸の額より多い點で通濟隆と似てゐる。全支三％、上海二％、として置く。

（十一）友　邦　銀　行

本行の取締役の顔觸れをみると、エフ・アール・デーヴィスがノース・チャイナ紙の常務取締役、マンスフィールト、フリーマンが友邦人壽保險、シー・ヴィー・スターが美亞保險社長でイヴニング・ポスト紙の所有者となつてゐる。本店上海、支店香港であるが、大體九〇％を在上海と見て置く。スターは在滬の歴史も長く、支那人側との取引も多いと考へられる。外人商社との取引は自己系統以外には餘り出ないのではあるまいか。卽ち一九三六年の資産は一九三四年に比して約半減しその間の打撃の大きかつたことを示してゐる。またどの年度に於ても有價證券が甚だ少いが、有價證券市場の狹隘な上海に本店を有する以上、これ亦當然のことであらう。

なほ上海に所有する土地は十二萬二千元餘であるから、貸借對照表の動産不動産三十一萬五千元餘のうち一部分しか判明しない譯である。

（十二）其他の米系銀行

美豐銀行は共同租界に三十三萬元近くの土地を所有してゐるが、一九三五年五月に閉鎖され現在淸算中なので省略した。同系の Raven Trust Co. Asia Realty Co. 等も時を同じうして閉鎖若くは改組されたのである。美國信濟銀行は一九三四年末に六百八十六萬元の資産を有してゐたが、中華懋業銀行、天津商業放款銀行と同じく一九三六年末には消滅してゐるので省略した。

（十三）東　方　匯　理　銀　行

總數二十六の支店中十二は佛印にあり、六は支那にある。右の外一九四〇年に入つてから重慶及び我が國の東京に支店を開設すべく準備中である。資本も一九四〇年には一億二千萬法から一億五千萬法に增資することとなつた。昨今に於ける佛印の重要性を物語つて餘りある。扨て年次報告書に附載せられたる各支店の現金出納狀況によれば、一九三六年末、在支支店の占むる割合は三五％、そのうち中支一六・七％上海一五・五％となつてゐる。同じ數字が一九三八年末には全支二五％、中支三・三％、上海二・五％で、絶對額からみても甚しい激減狀態である。この間に上海に於ける法相場は六三〇法から五九二法に下落してゐるのみであるから、事變に伴ふ打撃とみてよから

う。なほ貸借對照表に於て注意すべきは、負債勘定に於て佛印並びにその他佛領植民地に流通する紙幣が四四%を占めるがこの部分は支那と關係のないこと、及び資產勘定に於て四二%に及ぶ他店貸 Correspondants のあることである。

共同租界、佛租界に所有する土地は八百六十萬元、營業用建物はバンド二十九號にある。相當に古い建物であるから百五十萬元でも過大かも知れない。然るに貸借對照表では全體で百二十四萬元の數字しか出てゐない。從つて、少くとも在上海資產として九百餘萬元の修正增額を試みてよい譯である。

以上の諸點から在支資產三五%のうち中支を一六%と見做し、それぞれ修正加算を行つた。なほ佛國系銀行の判明した取引商社數は東方匯理五九中法工商三八、匯源九、義品放款不明、儲蓄會不明である。

(十四) 中法工商銀行

中法實業銀行の後身であつて資本の五分の一は支那側出資となつてゐる。支店分布狀況からみると佛印、支那、歐洲に三分されてゐるが、同行の歷史からしても重點が支那にあることは疑ひない。

上海租界、特に佛租界に多く所有する土地は併せて二百十萬元、營業用建物はないが、天津の分を合計すれば、動產不動產勘定の二百四十七萬元を突破するものと思はれる。

貸借對照表では引受保證の占める割合が一三%に達する。これに支那側出資を加味して一五%だけを控除すれば殘りが八五%となる。この半分の四三%を在全支資產とみたい。このうち二三%を中支、即ち上海資產とした。なほ一九三九年後に於て資本は五千三百萬法に增資されてゐる。

(十五) 義品放款銀行

本行は寧ろ不動產會社に入つていいものであるが、一應ここに取り上げる。資本は佛白合辦で、ブリュッセルの二銀行、パリーの三銀行の共同出資にかかる。

在支支店は上海、天津の外に北京、濟南にあり、在外支店は香港と新嘉坡である。發祥の地が天津であるだけに、その地に若干建物、財

產を所有してゐる。一九三六年の Comacrib は天津、北京の支店閉鎖を記してゐるが、字林報行名錄には依然として存在してゐる。擔保貸付土地家屋代理の外に煉瓦工場（鑛工業部門參照）を所有し、また Union de Paris の保險代理も行つてゐる。在上海所有の土地は共同租界と兩租界外にあり、五百二十萬元、貸借對照表では有價證券、土地、建物を併せて一千萬元餘となつてゐる。建物については判明しないが一九三六年末に管理してゐるアパートだけで十五に及び、全部が佛租界にある。對照表では甚だしい償却が行はれてゐるやうであるが、土地建物併せて六千八百萬元とみればよからう。

扨て手許にある一九三五年の貸借對照表には支那貨幣及び S. S. $ のものが特に記載してあるからそれを拾ふと、資產に於ては新嘉坡が六二%、支那が二九%、歐洲が三%となつてゐる。一九三三年に於てもこの數字は大體に於て變らない。從つてここには在支三〇%といふ數字をとる。そのうち中支を二五%とすれば、四百十七萬元となつて在上海の土地だけよりも少額となつてしまふ。從つてこれに控目に中支四百萬元、全支六百萬元見當の追加を行つた。更に尙貸借對照表では殊に思ひ切つた切下が行はれてゐることは、煉瓦工場を一法と評價した例にも明らかである。最後に佛白合辦であるから、かくして得た額の三分ノ二を佛國資產とみてそれを修正額としたのである。

（十六）匯　源　銀　行

在滬佛商人の組織する投資銀行であつて、資金の吸收、放出については法美保險公司、保太保險公司、中國建業地產公司、中央運動場、上海法商賽跑會、萬國儲蓄會と密接な關係を有し、英の達商銀行、米の友邦銀行と鼎立する外人土着銀行である。上海本店以外に支店はないから一〇〇%が在上海資產である。資產の項には動產不動產の項目が二法となつてゐるけれども、兩租界に八萬八千元の土地を所有してゐるから、この分だけを加算して置く。

（十七）萬　國　儲　蓄　會

同會は割增金附儲蓄會の嚆矢である。一九三六年頃までは國民政府側の壓迫が可なり激しかつたが事變後は好調を持續してゐる。

負債勘定には先づ預り金が百三十二萬元あるが、公董局からの預り金百三十萬元が殆んど全部であり、また負債全體の七〇%までが儲蓄で掻き集めたものである。資產勘定では有價證券、貸付が九五%を占めてゐる。投資內容は明瞭ではないが、佛國系の匯源銀行、中國建業

地産公司に對するものが主要部分をなすものと考へられる。そのうち、中國建業地產公司の如きは一九二〇年に儲蓄會の不動產部として本會の所有したる不動產二百萬兩を以て組織したものである。なほ資產勘定には動產不動產が一法となつてゐるけれども、本會名義の上海の土地は一千七百萬元に及んでゐる。中國建業地產公司はまたそれ自身で佛租界を中心に五百九十八萬元の土地とそれに匹敵する建物を所有してゐるから、前記二百萬兩、即ち約二百八十萬元の土地を差引いても儲蓄會の土地は一千四百二十萬元となる譯である。儲蓄會に因む名を冠したビルディング、アパートも佛租界には可なり多いが、すべて中國建業地產公司の所有下にあるものと見た。

中支以外の支店は廣東、北京、天津、靑島、哈爾濱、奉天であるが、八〇％までは在上海と見做し、それに前記の土地を加算し、全支に就ても些少の手加減を加へた。

（十八）德華銀行

本店は上海で、支店は伯林、ハンブルグ以外はすべて在支支店であるから、資產の大部分は支那にあるものと想はれる。動產不動產勘定は百四十一萬元であるに對して、在上海の所有土地價額七十一萬元となつてゐるから、建物を含めて六〇％までは上海にあるとみてよい。總括して全在支八五％、在中支六五％として置く。

（十九）華義銀行

上海本店で天津以外に支店はないから、八〇％までは在上海資產であらう。しかし貸借對照表に於て注意すべきは四三％までが引受保證となつてゐるから、資產推定の立場からはこれは除いていい。結局、在中支資產は四六％弱となる。動產不動產勘定は六萬五千元餘となつてゐるが、上海に所有する土地は十萬四千元に達するから四萬元の修正加算をして置く。いかにも資產が小さいが、却つて伊太利の在支勢力の實際を反映してゐると思ふ。

（二十）安達銀行、和蘭銀行

兩行共に活動の主力を蘭印に置いてゐるが、總資產を一瞥しただけでその勢力の意外に大なるに驚かされる。在支資產に關しては從來一〇％といふ推定率が行はれて來たが、それ以外には上海に所有する土地が安達が三千八百元程度、和蘭が二十五萬四千元になつてゐること

が判明したのみである。また上海の對蘭印貿易は、一九三六年に輸入二千四百萬元、輸出三百萬元で、佛印、英印と匹敵してゐる。ここでは安達（上海、厦門）一〇%、和蘭（上海）八%見當とみるのが穩當であらう。

(二十一) 華比銀行、義品放款銀行

義品放款銀行は前述の如く佛白合辦であるから佛國の二分の一を白國とみた譯である。

華比銀行は白國の對支鐵道借款の中樞をなし、本店ブリュッセル、支店は上海、天津、漢口と香港である。一九三六年一月改組され、Societe Generale de Belgique の子銀行になつた。資本金と積立金が合計五百二十八萬元になつてゐる以外に數字が判明しない。そこで相似た由來を有する中法工商銀行に準じて總資産を資本金の八倍とみなせば三千七百萬元となる。上海共同租界に有する土地は六十八萬四千元であるから、總資産の二%足らずとなる。本店はブリュッセルであるが、活動の中心は支那にあるとみて差支へないから、在支資産七〇%、うち中支六〇%として置く。

(二十二) 莫斯科銀行、益安銀行

莫斯科銀行は一九一九年に本店を倫敦に開設したる後、一九二五年に伯林、一九三四年に上海に支店を開設し、そのほか巴里、紐育にも辦事處程度のものを持つてゐるやうである。英、露の商人が組織したもので、勘定は磅建である。銀行業の外に國際貿易をも營んでゐる。一九三六年には百六十三萬五千磅であつた拂込資本が、一九三七年一月一日から五十二萬五千磅に減額された筈である。上海に於ては遠東銀行を接收改組したのであるから、重點を置いて上海資産五〇%とした。土地建物はないやうである。

華俄道勝銀行 Russo-Asiatic Bank は清算中であり、益安銀行は内容全く不明である。

(二十三) 上海共同租界工部局貯蓄銀行及び投資銀行

最後に上海共同租界工部局の經營する「貯蓄銀行」並に「投資銀行」に就いて附說したい。同行は工部局といふ行政機關に附屬する一種の貯金局の如きものであつて、高い利率を以て民間預金を吸收し、一面英米銀行と工部局との金融チャンネルとすると共に他面工部局財政の運用に資してゐる如くである。工部局年報によれば一九三六年末預り金は貯蓄銀行二十六萬一千六百元、投資銀行四萬二千四百元、合せて

三十萬四千元であつたが、その資金運用の詳細は判明しない。茲では特殊な外商銀行として注意を喚起して置くに止める。

次に、外商銀行に從屬する金融機關としての爲替ブローカーを瞥見して置かう。

實需筋、投機筋を併せて莫大な額に上る上海爲替賣買に於て、爲替銀行と顧客の間を仲介する間接取引機關が、外人爲替ブローカー、支那人爲替ブローカー、各外商銀行の買辦等である。それはビル・ブローカー、標金ブローカーをも兼ねるものが多く、この三業者が相率ゐて爲替市場を馳驅してゐるのであつて、從つてそのオフィスも殆んどが銀行ビルディングの中にある。外國爲替銀行組合の統制下にある。Shanghai Exchange Broker's Association に加入してゐる外人ブローカーは日六、英二十六、米八、佛四、蘭二、白、伊、諾各一など合計五十三人上海匯兌經紀員公會加入の支那人ブローカーは十六人と定められてゐる。卽ち英人の數が壓倒的に多い。

手數料はすべて賣方から徴收し、銀行對商家 $\frac{1}{8}$ %、銀行間 $\frac{1}{16}$ %、チェンヂオーヴァー及びクロスが $\frac{1}{32}$ %となつてゐるが、一體爲替賣買總額が幾何に達するものであらうか。正確なことは勿論不明であるとしても若干判明した數字を拾つてみることは出來る。卽ち、一九三五年末の麥加利、有利、一九三六年三月末の大英三行の爲替賣買豫約高が夫々三九、六三三、五七一磅、一三、四八七、六六三磅、一四、七六五、九六七磅、計六七、八八七、二〇一磅で、これを元に換算して十一億五千四百萬元に達する。而して右三行が合して後記する如く爲替市場を四分する勢力を有するものと推定し得るから、上海の外銀爲替賣買豫約高は全體で四十五億元とみてよい。そのほか直物は一パーセント位と稱されるから無視して差支へあるまい。從つて華商銀行取扱分を含めて約五十億元といふことになり、一九三六年末の上海輸出入額九億元の約五倍である。事變後にはこれが約五分の三に減じたと稱せられる。右に對し華商銀行の內國爲替取扱高は約三十億元、爲替仕向地からみれば上海が三〇%以上を占め、銀行別には中國銀行が三五%に及ぶものと推定し得るが、この點に關する考察は別の機會に讓る。因みに各爲替銀行の勢力分布を示す資料として、重慶政府爲替管理の結果、中央銀行が週毎に行つた爲替割當額の一例を掲げて置く。次に示すは一九三八年三月二十一日發表の割當額で、申請額總計は五十萬四千五百磅であつた。(單位千磅)

日　計一五

英　匯豐一五〇、麥加利七五、有利二〇、大英一五、沙遜五、計二六五

米　花旗五〇、大通二五、運通五、計八〇
佛　東方匯理二〇、中法工商一五、計三五
獨　德華一五
蘭　荷蘭五、安達五、計一〇
白　華比六
伊　華義五
露　莫斯科一
支　上海商業一七、浙江興業五、東亞三、華僑三、浙江實業三、國華二、計三三
總計　外銀四三二、華銀三三、計四六五

扨て四十五億元の外商銀行爲替賣買高から外人ブローカー約五十人が平均 $\frac{1}{16}$ %の手數料を得るものとすれば、その總額は概算三百萬元一人當り六萬元となり、更にこの年收入の五倍に當る資産を有するものとすれば、三十萬元の資産となる譯である。彼等の營業用資産は些少であるから、個人資産の色彩が強いことはいふまでもない。以下國別に彼等の資産を前記の基準を手加減しつつ測定してみよう。

（一）英國籍の主なるブローカーは左の如くである。他國人との共同經營もある。

L. Andrews（立華Andrews & Wentworth）; I.A. Beith; J. Benavitch; J. K. Brand; R. Buchau (Allan & Buchan); E. O. Cumming; E. Damri; Drakeford, Davis & Wilson（培林）; R. J. R. Elias; J. A. Hayes（海斯）; J. E. L. Hunter; N. B. Karanjia; Lalcaca & Co.（利記）; W. H. Lovatt; Maitland & Shaw（美倫壁）; H. E. Morris（馬立師）; H. Reynell; E. & D. Toeg（都易）; W. M. Weston; White & Co.（福平）etc.

これら相互間には甚だ密接な關係を有するものが少なくなく、上海衆業公所の會員を兼ねるものも多い。R. Buchan などもその一人で他の企業にも關係してゐるし、L. Andrews は米國籍の貿易業商社 M. L. Moody（馬迪）の副社長である。White & Co. の H. O. White; A.

V. White も閲歴古く、別に White, White & Co. を組織して有價證劵賣買に從ひ、また保險代理にも手を出してゐる。N. B. Karanjia は廣東に生絲輸出商を營み、H. E. Morris は上海に二百萬兩以上の土地を所有してゐる。以て彼等の背景の一斑を知るに足る。彼等のうち上海共同租界、佛租界並に租界外に土地を所有するものは次の如くである。

L. Andrews	五・八五八畝	九七、六〇三兩(佛)
R. J. R. Elias	〇・九八三畝	五、八九八兩(共)
H. E. Morris	六・一一三畝 六七・三五一畝 一〇・一三三畝	四八〇、八〇四兩(共) 一、六〇二、九五三兩(佛) ――(外)
H. Reynell	七・五七一畝	一五五、六三一兩(共)
R. Buchan	七・二三八畝	一一四、三〇九兩(佛)
B. P. Lalcaca	一・二四〇畝 二・〇五四畝	三四、七二〇兩(佛) ――(外)
計七	九六・三五四畝 一二・一八七畝	二、四九一、九一八兩(佛共) (――外)

即ち租界當局の課税評價額に依る分だけでも三百四十八萬五千元に達するから、前記二十社に就き一社平均三十萬元として計六百萬元とみて決して過大に失することはあるまい。上海以外の英國籍爲替ブローカーは漢口に Gracy & Pearson (葛廉士栗行); Lovatt & Byrne (羅甫); Pearce & Garriock (金通)、天津に Doney & Co. (永盛) の四社を數へ得るが、いづれも閲歴古く、Lovatt の名をみても上海との關聯の深いことを思はせる。從つて全支に就き七百萬元程度の資産を擁する英人ブローカーが活躍してゐるものとみてよい。勿論上海が外國爲替市場を殆んど獨占する地位にあり、而も英國系の銀行並びにブローカーの勢力が市場を完全に折半してゐる。なほ香港には專業のブローカーとして特記すべきものがない。

(二)上海の米國籍ブローカーは E. C. Allan (Allan & Buchan); Clair & Reilly (克關拉利); Saunders & Blix (巴勒士山打時) G. E. Tucker (德家); C. M. Wentworth (立華 Andrews & Wentworth) の五社七名であつて、E. C. Allan; F. V. Reilly は上海衆業公所の會員でもあ

り、C. M. Wentworth は輸入建築業の北極公司 American Engineering Corporation (China) の社長である。英國に比して少數であり、且つ資力も小さく、上海に所有する土地もない。上海以外には廣東の A. Hunt & Co. が米國籍ブローカーであらう。併せて一百萬元の資產を有するものとみて置く。

英米以外の爲替ブローカーの主なるものは次の如く大體十社を算しその資產は佛、獨、蘭、伊、諾を一括して百五十萬元見當であらう。卽ち佛國は上海の L. Basset（白散）; Ezra Shahmoon & Co.（匯達）; Thesmar & Jarno（大司麥爲宇間）、漢口の P. R. Spire（史壁珥票行）の四社である獨逸は A. Koehler, W. Schulz & H. Groesser（華仁公司）; E. Kaon & E. Mayandon（闞恩）が上海で、漢口の Geldmacher & Lindmeyer（老吉利）を併せて三社、Koehler は漢口に支店を有し、E. Kaon はチェッコ人である。漢口に伸びてゐる點に注目してよい。和蘭は F. Mysberg（麥士）、伊太利は P. G. Calcina & Co.（客先納）、諾威が C. Blix（巴勒士山打時 Saunders & Blix）である。なほ一九三六年當時の上海に於ける日本の爲替ブローカーは池田、松本、高田、吉增、由比の五社であつたが、全部邦人銀行上海支店を背景として活動してゐたもので、その自己資本は一應零と見做してよいであらう。

第二章　在支外商銀行の活動狀況

前章冒頭に述べたる如く、外商銀行は支那に於ける外國資本の諸活動の起動力となり、またその諸活動の結果を集約するものであるが、從つて又外商銀行の營業活動の全貌を明かならしめるものは外商銀行と外國一般商社との取引關係であらう。勿論、外商銀行の活動はこの外にも華商銀行並に錢莊との取引、更には華商輸出入業商社或は華商製造業者との取引にも及び、その範圍は極めて大であるが、この點は後述することにして先づ外國一般商社との關係から見て行くことにする。いま、外商銀行の全支資產推定額約二十億元のうち在中支資產推定額は約十五億元、率にして約七十七パーセントを占めるといふ點を念頭に置き、外商銀行と在上海外國一般商社との取引關係を詳細に檢討することによつて、廣く外商銀行と在支外國一般商社との取引關係を推測することとする。（註一）次の二表は銀行を除く在上海外國商社

全部に亘つてその取引銀行を調べ、然る後に銀行を基準として取引商社數を計算したものである。（註二）

〔註一〕 この關係は次の二表と共に後掲〔第十四表〕及び〔第二十八表〕を參照することによつて一層明白になる筈である。

〔註二〕 我々の使用した資料に掲記されてゐる限りで華商銀行及び華商一般商社に就いても附記した。

〔第五表〕 外商銀行取引關係在上海外國一般商社國別表

外商銀行	外國一般商社	米國	英國	佛國	獨逸	其他共計	華商
英	匯豐銀行	三七	二一四	二一	二九	三八七	二六
〃	麥加利銀行	一一	八二	四	九	一四八	二〇
〃	有利銀行	二	二八	四	四	四五	一四
〃	大英銀行	—	一三	三	一	二二	七
〃	沙遜銀行	—	七	—	—	七	—
〃	通濟隆	—	—	—	—	—	—
〃	達商銀行	—	—	—	—	—	—
米	花旗銀行	九四	一七	五	五	一五一	二七
〃	大通銀行	七一	一一	一	七	一一一	一一
米	美國運通銀行	—	一	—	—	二	—
〃	友邦銀行	—	一	—	—	一	—
〃	美國信濟銀行	—	一	一	—	七	—
佛	東力匯理銀行	—	六	三五	一	五九	一一
〃	中法工商銀行	一	—	一九	四	四二	五
〃	匯源銀行	二	—	四	—	九	—

〃　萬國儲蓄會	—	—	—	—	—	—
佛白　義品放款銀行	—	—	—	—	—	—
獨　德華銀行	二	一	三	五九	七九	一
伊　華義銀行	一	一	一	四	二七	二
和　荷國安達銀行	—	四	二	五	二九	九
〃　和蘭銀行	—	八	七	一〇	四五	一六
白　華比銀行	一	—	四	一	二一	三
露　莫斯科銀行	一	—	一	—	四	—
イラン　益安銀行	—	—	—	—	—	—
其他　其他外商銀行	—	四	四	—	一二	三
外商銀行計	二二三	三九九	一一九	一三九	一、二〇八	一五五
華商銀行	三一	二八	三	二四	一〇六	二六五
總計	二五四	四二七	一二二	一六三	一、三一四	四二〇

〔備考〕一、其他外商銀行トハ上海ニ「オフィス」ヲ有セザルモノ八行、華商銀行トハ外國商社ト取引關係アルモノノミ十六行ナリ。次表亦同ジ。

二、最下段ノ華商トハ華商輸出入業者ノミナリ。コノ欄次表ニハ省ク

〔第六表〕外商銀行取引關係在上海外國一般商社業種別表

業種別／行名	保險業	金融業	輸出入業	輸入販賣業	運輸業	公共事業	鐵工業	不動產業	土木建築請負業	出版業	劇場旅館飲食店	辯護士醫師計理士	計
匯豐銀行	一四	一〇	二三三	二九	一〇	二	五五	一〇	一二	四	四	四	三八七
麥加利銀行	二	二	九五	八	五	—	二五	三	三	一	一	三	一四八

有利銀行	一	｜	四一	一	｜	｜	二	｜	｜	｜	｜	｜	四五
大英銀行	一	｜	二〇	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二二
沙遜銀行	｜	｜	一	｜	一	｜	二	三	｜	｜	｜	｜	七
通濟隆	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
達商銀行	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
花旗銀行	六	一	一一三	五	五	｜	一一	二	一	三	｜	四	一五一
大通銀行	四	三	七六	九	三	｜	八	一	｜	三	一	三	一一一
美國運通銀行	｜	｜	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二
友邦銀行	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一
美國信濟銀行	｜	｜	四	三	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	七
東方滙理銀行	二	｜	四二	三	一	一	七	一	一	｜	一	｜	五九
中法工商銀行	一	｜	二七	五	｜	｜	四	一	一	｜	三	｜	四二
滙源銀行	｜	｜	八	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	九
萬國儲蓄會	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
義品放款銀行	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
德華銀行	一	｜	六二	三	三	｜	六	｜	二	一	一	｜	七九
華義銀行	｜	｜	一九	二	二	｜	三	｜	｜	一	｜	｜	二七
荷國安達銀行	一	｜	二五	一	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	二九
和蘭銀行	二	｜	三九	｜	二	｜	二	｜	｜	｜	｜	｜	四五
華比銀行	｜	一	一七	一	｜	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	二一
莫斯科銀行	｜	｜	三	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	四

益安銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他外商銀行	三	—	二	三	一	—	二	—	一	—	—	—	一二
外商銀行計	三九	一七	八二九	七四	三五	三	一二九	二二	二一	一四	一一	一四	一、二〇八
華商銀行	三	五	六二	九	六	—	一八	—	—	二	—	一	一〇六
総計	四二	二二	八九一	八三	四一	三	一四七	二二	二一	一六	一一	一五	一、三一四

即ち、〔第五表〕によつて英の匯豐、麥加利、米の花旗、大通が斷然その取引社數が多く、英の有利、佛の東方匯理、中法工商、獨の德華伊の華義、蘭の安達、和蘭が之に次ぎ、他は問題にならないことが解るし、その取引商社の國籍は夫々自國商社が最も多いにしても必ずしもそれのみに限ることなく、何れも諸多の國の商社と取引關係を有しその交錯の著しいことを示してゐる。のみならず、外商銀行にして華商輸出入業者と取引關係を結ぶ場合百五十五、華商銀行にして外國一般商社と取引關係を結ぶ場合百六を數へるのは、外國銀行商社と支那銀行商社との聯關交錯を示すものとして興味深い。

更に、〔第六表〕によつて外商銀行の取引する外國一般商社一千二百八社のうち九百三社、即ち約七十五パーセントは輸出入業及び輸入販賣業商社であり、これに次いで百二十九社、即ち約十パーセントは鑛工業商社であつて、殘りの百七十六社、即ち十五パーセントが其他の諸種の事業商社であることを知る。これは取引關係から見れば銀行は輸出入業及び商業とタッチすること最も多く、更に銀行とタイ・アップした輸出入業商社が諸種の形式を通じて運輸、製造、其他の事業を支配してゐることを示す。同時に、外商銀行の支那に於ける資產運用の重點が尙ほ商業、金融にあることを示唆するものの如くである。

勿論、それは外商銀行の全體に就いて言へることであつて、その個々に立入つて仔細に觀察することになれば尙ほ附け加へるべき點がないではない。前掲の英、米、佛、獨、伊、蘭等の大銀行を除けば、その他の銀行は餘り多くの取引商社を有つてゐないが、それは英の通濟隆、米の美國運通にあつては旅行運送、佛の萬國儲蓄にあつては貯蓄、義品放款にあつては不動產投資等の如く、特殊な金融をその營業內容としてゐる爲である。〔第五表〕及び〔第六表〕は綜合表で、その間の事情を必ずしも明白ならしめるものではないから、我々は各行別の

一層詳細なる統計を次に掲げ、說明に代へることにしたい。

〔註〕取引商社なき數個の銀行に就いては之を省く。
各表共左端各國社數と其の計との合致せざるは輸入販賣業、劇場、旅館、飲食店等及び辯護士、醫師、計理士等の項に於て各國の數字なく計のみあるためである。

〔第七表〕外商銀行行別取引社數表

(一) 匯豊銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	—	一一	一	—	二	一四
金融業商社	一	七	二	—	—	一〇
輸出入業商社	三〇	一二三	一六	二八	三六	二三三
輸入販賣業商社						二九
運輸業商社	—	九	—	—	一	一〇
公共事業商社	—	一	一	—	—	二
鑛業及び工業商社	三	四二	一	—	九	五五
不動產業商社	一	九	—	—	—	一〇
土木建築業商社	二	八		一	一	一二
出版業商社	—	四	—	—	—	四
劇場、旅館、飲食店等						四
辯護士、醫師、計理士等						四
計	三七	二一四	二一	二九	四九	三八七

（二）麥加利銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	—	二	—	—	—	二
金融業商社	—	二	—	—	—	二
輸出入業商社	八	五七	四	九	一七	九五
輸入販賣業商社						八
運輸業商社	一	四	—	—	—	五
公共事業商社	—	—	—	—	—	—
鑛業及び工業商社	二	一〇	—	—	三	二五
不動産業商社	—	三	—	—	—	三
土木建築業商社	—	三	—	—	—	三
出版業商社	—	一	—	—	—	一
劇場、旅館、飲食店等						一
辯護士、醫師、計理士等						三
計	一一	八二	四	九	二〇	一四八

（三）有利銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	—	一	—	—	—	一
金融業商社	—	—	—	—	—	—
輸出入業商社	二	二六	四	四	五	四一
輸入販賣業商社						一

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
運輸業商社	―	―	―	―	―	―
公共事業商社	―	―	―	―	―	―
鑛業及び工業商社	―	二	―	―	―	二
不動産業商社	―	―	―	―	―	―
土木建築業商社	―	―	―	―	―	―
出版業商社	―	―	―	―	―	―
劇場、旅館飲食店等						―
辯護士、醫師、計理士等						―
計	二	二八	四	四	五	四五

（四）大英銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	―	一	―	―	―	一
金融業商社	―	―	―	―	―	―
輸出入業商社	―	一二	三	一	四	二〇
輸入販賣業商社						一
運輸業商社	―	―	―	―	―	―
公共事業商社	―	―	―	―	―	―
鑛業及び工業商社	―	―	―	―	―	―
不動産業商社	―	―	―	―	―	―
土木建築業商社	―	―	―	―	―	―
出版業商社	―	―	―	―	―	―

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
劇場、旅館、飲食店等						|
辯護士、醫師、計理士等						
計	|	一三	三	一	四	二二

（五）沙遜銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	|	|	|	|	|	|
金融業商社	|	|	|	|	|	|
輸出入業商社	|	一	|	|	|	一
輸入販賣業商社						|
運輸業商社	|	一	|	|	|	一
公共事業商社	|	|	|	|	|	|
鑛業及び工業商社	|	二	|	|	|	二
不動産業商社	|	三	|	|	|	三
土木建築業商社	|	|	|	|	|	|
出版業商社	|	|	|	|	|	|
劇場、旅館、飲食店等						|
辯護士、醫師、計理士等						|
計	|	七	|	|	|	七

（六）花旗銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	三	三	|	|	|、	六

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
金融業商社	—	—	一	—	—	一
輸出入業商社	七五	一二	四	五	一八	一一三
輸入販賣業商社						五
運輸業商社	四	一	—	—	—	五
公共事業商社	—	—	—	—	—	—
鑛業及び工業商社	七	一	—	—	三	一一
不動産業商社	一	一	—	—	一	二
土木建築業商社	一	—	—	—	—	一
出版業商社	三	—	—	—	—	三
劇場、旅館、飲食店等						—
辯護士、醫師、計理士等						四
計	九四	一七	五	五	二一	一五一

（七）大通銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	二	二	—	—	—	四
金融業商社	—	三	—	—	—	三
輸出入業商社	五七	四	一	七	七	七六
輸入販賣業商社						九
運輸業商社	三	—	—	—	—	三
公共事業商社	—	—	—	—	—	—
鑛業及び工業商社	六	二	—	—	—	八

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
不動產業商社	一	|	|	|	|	一
土木建築業商社	|	|	|	|	|	|
出版業商社	二	|	|	|	一	三
劇場、旅館、飲食店等						一
辯護士、醫師、計理士等						三
計	七一	二一	一	七	七	一一一

（八）美國運通銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	|	|	|	|	|	|
金融業商社	|	|	|	|	|	|
輸出入業商社	|	一	|	|	一	二
輸入販賣業商社						
運輸業商社	|	|	|	|	|	|
公共事業商社	|	|	|	|	|	|
鑛業及び工業商社	|	|	|	|		|
不動產業商社	|	|	|	|	|	|
土木建築業商社	|	|	|	|	|	|
出版業商社	|	|	|	|	|	|
劇場、旅館、飲食店等						|
辯護士、醫師、計理士等						|
計	|	一	|	|	一	二

（九）友邦銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	｜	一	｜	｜	｜	一
金融業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
輸出入業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
輸入販賣業商社						｜
運輸業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
公共事業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
鑛業及び工業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
不動產業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
土木建築業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
出版業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
劇場、旅館、飲食店等						｜
辯護士、醫師、計理士等						｜
計	｜	一	｜	｜	｜	一

（十）美國信濟銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
金融業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
輸出入業商社	｜	一	一	｜	二	四
輸入販賣業商社						三

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
運輸業商社	—	—	—	—	—	—
公共事業商社	—	—	—	—	—	—
鑛業及び工業商社	—	—	—	—	—	—
不動產業商社	—	—	—	—	—	—
土木建築業商社	—	—	—	—	—	—
出版業商社	—	—	—	—	—	—
劇場、旅館、飲食店等						—
辯護士、醫師、計理士等						
計	—	一	一	—	二	七

(十一) 東方匯理銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	—	一	一	—	—	二
金融業商社	—	—	—	—	—	—
輸出入業商社	—	五	二四	一	一二	四二
輸入販賣業商社						三
運輸業商社	—	—	一	—	—	一
公共事業商社	—	—	一	—	—	一
鑛業及び工業商社	—	—	六	—	一	七
不動產業商社	—	—	一	—	—	一
土木建築業商社	—	—	一	—	—	一
出版業商社	—	—	—	—	—	—

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
劇場、旅館、飲食店等						一
辯護士、醫師、計理士等						｜
計	｜	六	三五	一	一三	五九

（十二）中法工商銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	｜	｜	一	｜	｜	一
金融業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
輸出入業商社	一	｜	一四	四	八	二七
輸入販賣業商社						五
運輸業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
公共事業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
鑛業及び工業商社	｜	｜	二	｜	二	四
不動産業、商社	｜	｜	一	｜	｜	一
土木建築業商社	｜	｜	一	｜	｜	一
出版業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
劇場、旅館、飲食店等						三
辯護士、醫師、計理士等						｜
計	一	｜	一九	四	一〇	四二

（十三）滙源銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
金融業商社	|	|	|	|	|	|
輸出入業商社	一	|	四	|	三	八
輸入販賣業商社						|
運輸業商社	|	|	|	|	|	|
公共事業商社	|	|	|	|	|	|
鑛業及び工業商社	|	|	|	|	|	|
不動産業商社	|	|	|	|	|	|
土木建築業商社	|	|	|	|	|	|
出版業、商社	一	|	|	|	|	一
劇場、旅館、飲食店等						|
辯護士、醫師、計理士等						|
計	二	|	四	|	三	九

(十四) 徳華銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	|	|	|	|	一	一
金融業商社	|	|	|	|	|	|
輸出入業商社	二	|	|	五四	六	六二
輸入販賣業商社						三
運輸業商社	|	一	|	|	二	三
公共事業商社	|	|	|	|	|	|
鑛業及び工業商社	|	|	三	三	|	六

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
不動産業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
土木建築業商社	｜	｜	｜	二	｜	二
出版業商社	｜	｜	｜	｜	一	一
劇場、旅館、飲食店等						一
辯護士、醫師、計理士等						｜
計	二	一	三	五九	一〇	七九

（十五）華義銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
金融業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
輸出入業商社	一	一	一	四	一二	一九
輸入販賣業商社						二
運輸業商社	｜	｜	｜	｜	二	二
公共事業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
鑛業及び工業商社	｜	｜	｜	｜	三	三
不動産業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
土木建築業商社	｜	｜	｜	｜	｜	｜
出版業商社	｜	｜	｜	｜	一	一
劇場、旅館、飲食店等						｜
辯護士、醫師、計理士等						｜
計	一		一	四	一八	二七

（十六）荷國安達銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	—	—	—	—	一	一
金融業、商社	—	—	—	—	—	—
輸出入業商社	—	四	一	五	一五	二五
輸入販賣業商社						一
運輸業商社	—	—	一	—	—	一
公共事業商社	—	—	—	—	—	—
鑛業及び工業商社	—	—	—	—	一	一
不動産業商社	—	—	—	—	—	—
土木建築業商社	—	—	—	—	—	—
出版業商社	—	—	—	—	—	—
劇場、旅館、飲食店等						—
辯護士、醫師、計理士等						—
計	—	四	二	五	一七	二九

（十七）和蘭銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	—	—	—	—	二	二
金融業商社	—	—	—	—	—	—
輸出入業商社	—	八	六	八	一七	三九
輸入販賣業商社						—

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
運輸業商社	|	|	|	一	一	二
公共事業商社	|	|	|	|	|	|
鑛業及び工業商社	|	|	一	一	|	二
不動産業商社	|	|	|	|	|	|
土木建築業商社	|	|	|	|	|	|
出版業商社	|	|	|	|	|	|
劇場、旅館、飲食店等						|
辯護士、醫師、計理士等						|
計	|	八	七	一〇	二〇	四五

(十八) 華比銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	|	|	|	|	|	|
金融業商社	|	|	|	|	一	一
輸出入業商社	一	|	四	一	一一	一七
輸入販賣業商社						一
運輸業商社	|	|	|	|	|	|
公共事業商社	|	|	|	|	|	|
鑛業及び工業商社	|	|	|	|	一	一
不動産業商社	|	|	|	|	一	一
土木建築業商社	|	|	|	|	|	|
出版業商社	|	|	|	|	|	|

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
劇場、旅館、飲食店等						|
辯護士、醫師、計理士等						|
計	一	|	四	一	一四	二一

（十九）莫斯科銀行

	米國	英國	佛國	獨逸	其他	計
保險業商社	|	|	|	|	|	|
金融業商社	|	|	|	|	|	|
輸出入業商社	一	|	|	|	二	三
輸入販賣業商社						|
運輸業商社	|	|	一	|	|	一
公共事業商社	|	|	|	|	|	|
鑛業及び工業商社	|	|	|	|	|	|
不動産業商社	|	|	|	|	|	|
土木建築業商社	|	|	|	|	|	|
出版業商社	|	|	|	|	|	|
劇場、旅館、飲食店等						
辯護士、醫師、計理士等						
計	一	|	一	|	二	四

我々は既に第一章に於て外商銀行の各行別内容を見たのであるが、それに前記の諸表を組合はせれば營業內容は尙ほ一層明かになつて來る。外商銀行のこれら外國一般商社及び支那人商社に對する金融は貸出金（割引手形、手形貸付、證書貸付、當座貸越、コールローン等）

外國爲替、有價證券（社債、株式等）等の形を採るのであるが、その各行別割合は遽かに明かでない。といふのは、外商銀行の在支活動は單に在支外國一般商社及び支那人商社に對する金融に限るものでなく、上海を初めとする各地の租界工部局に對する金融（香港にあつては香港政廳に對する金融）、更には支那政府に對する金融等、純經濟的なものの埒外に出てゐるからである。

各地の租界工部局の歳入歳出に對する外商銀行の介入は案外深いやうである。租界が外國一般商社の在支活動の足溜りであり、外商銀行がこれら外國一般商社との連繋に於てその營業を營むものである以上、外商銀行と租界工部局との間に密接な關係を生ずるに至るは理の當然である。これを指示する典型的な例證として、我々は上海に於ける共同租界及び佛租界を擧げることが出來るのであるが、一九三六年末に於ける共同租界工部局並びに佛租界公董局の負債資產表の中から必要部分を摘錄すると次の如くである。

〔第八表〕上海共同租界工部局負債資產額

（一）工部局公債、借入金及基ビ金共他（一九三六年末）

（單位＝元）

		金額
公債	一九二五年六分利	七、八三二、一六七・八四
	一九二六年六分利	六、七一三、二八六・七一
	一九二七年七分利	三、〇五九、四四〇・五六
	一九三四年五分利	一〇、四〇四、七〇〇・〇〇
	一九三六年六分半利	七、五七七、四〇〇・〇〇
	計	三五、五八六、九九五・一一
一時借入金	磅借入金（二八五、〇〇〇磅）	四、七五八、二六〇・八七
	米弗借入金（五三五、〇〇〇米弗）	一、八二一、二七六・六〇
	計	六、五七九、五三七・四七
諸基金其他	減債基金其他	三二、三八六、二五四・五七
	投資準備金其他	五、〇五九、八〇七・五一
	預り金勘定	九三三、七八八・四七
	其他	五、二六一、九三二・五八
	計	四三、六四一、七八三・一三

合計		八五、八〇八、三一五・七一

（二）工部局預ヶ金（一九三六年末）

（單位＝元）

		金額
預託金勘定	滙豐銀行定期預金（一八七、一七二・〇九圓）	一八〇、八四二・六〇
預金勘定	滙豐銀行當座預金（元）	七六七、四九三・六八
	同（六七一・一六・六磅）	一一、二一六・五六
	買辦	三七八、二〇六・五三
	計	一、一五六、九一六・七七
合計		一、三三七、七五九・三七

（三）工部局所有有價證券（一九三六年末）

（單位＝元）

		金額
外國國債	英國軍事公債三分半利（二四、三五〇磅）	四二三、八二〇・六四
	佛國軍事公債四分半利（三二〇、〇〇〇法）	一〇九、六八八・〇七
	計	五三三、五〇八・七一
公債及ビ社債	工部局公債	一〇、二四六、二〇三・五〇
	公董局公債	三、二〇七、六二五・一七
	上海電力會社社債	九、〇六四、三〇〇・〇〇
	上海電話會社社債	一、六五〇、九六五・〇四
	上海水道會社社債	一四、六八五・三一
	業廣地產公司社債	三、七一四、三三二・八七
	中和產業公司社債	一、二六〇、〇〇〇・〇〇
	美華地產公司社債	二五、〇〇〇・〇〇
	カンツリー・クラブ債券	六九九・三一
	計	二九、一八三、八一一・二〇

株式	
保安保險公司(四磅株六株)	三、八一三・九五
上海水道會社(一一〇磅A株四、一八三株)	二、五七二、五四五・〇〇
同(一磅B株五、六六〇株)	三七五、八四〇・〇〇
同(一磅C株五〇、〇〇〇株)	一、二〇〇、〇〇〇・〇〇
計	四、一五二、一九八・九五
合計	三三、八六九、五一八・八六

〔備考〕公債及ビ社債ハ額面價格ナリ

(一) 佛公董局債券及ビ預金現金(一九三六年末)

〔第九表〕上海佛租界公董局負債資産額

(單位＝元)

		金額
債券	佛國ニテ發行分	三六、五六五・九八
	上海ニテ發行分	二六、六二八、二八四・一八
	計	二六、六六四、八五〇・一六
現金及ビ預金		三、四五〇、三三三・五八
	內、基金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
	〃 保險準備金	六九、九三〇・〇七

(二) 佛公董局銀行預金(一九三七年二月十五日現在)

(單位＝元)

	金額
(一) 通常豫算	
東方匯理銀行當座預金(貸越)	三二五、八八〇・〇一
東方匯理銀行當座預金(法勸定)	二七、六〇五・六五
小計	二九八、二七四・三六
(二) 特別豫算	
東方匯理銀行當座預金	四八二、三七一・九三

合計		八五、八〇八、三一五・七一

（二）工部局預ヶ金（一九三六年末）

（單位＝元）

		金額
預託金勘定	匯豐銀行定期預金（一八七、一七二・〇九圓）	一八〇、八四二・六〇
	匯豐銀行當座預金（元）	七六七、四九三・六八
預金勘定	同（六七一・一六・六磅）	一一、二一六・五六
	買辦	三七八、二〇六・五三
	計	一、一五六、九一六・七七
合計		一、三三七、七五九・三七

（三）工部局所有有價證券（一九三六年末）

（單位＝元）

		金額
外國國債	英國軍事公債三分半利（二四、三五〇磅）	四二三、八二〇・六四
	佛國軍事公債四分半利（三二〇、〇〇〇法）	一〇九、六八八・〇七
	計	五三三、五〇八・七一
公債及ビ社債	工部局公債	一〇、二四六、二〇三・五〇
	公董局公債	三、二〇七、六二五・一七
	上海電力會社社債	九、〇六四、三〇〇・〇〇
	上海電話會社社債	一、六五〇、九六五・〇四
	上海水道會社社債	一四、六八五・三一
	業廣地産公司社債	三、七一四、三三二・八七
	中和産業公司社債	一、二六〇、〇〇〇・〇〇
	美華地産公司社債	二五、〇〇〇・〇〇
	カンツリー・クラブ債券	六九九・三一
	計	二九、一八三、八一一・二〇

		金額
株式	保安保險公司(四磅株六株)	三、八一三・九五
	上海水道會社(一一〇磅A株四、一八三株)	二、五七二、五四五・〇〇
	同(一磅B株五、六六〇株)	三七五、八四〇・〇〇
	同(一磅C株五〇、〇〇〇株)	一、二〇〇、〇〇〇・〇〇
	計	四、一五二、一九八・九五
合計		三三、八六九、五一八・八六

〔備考〕公債及ビ社債ハ額面價格ナリ

〔第九表〕上海佛租界公董局負債資產額

(一) 佛公董局債券及ビ預金現金(一九三六年末)

(單位＝元)

		金額
債券	佛國ニテ發行分	三六、五六五・九八
	上海ニテ發行分	二六、六二八、二八四・一八
	計	二六、六六四、八五〇・一六
現金及ビ預金	內、基金	三、四五〇、三三三・五八
	〃 保險準備金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
		六九、九三〇・〇七

(二) 佛公董局銀行預金(一九三七年二月十五日現在)

(單位＝元)

	金額
(一) 通常豫算	
東方匯理銀行當座預金(貸越)	三二五、八八〇・〇一
東方匯理銀行當座預金(法勘定)	二七、六〇五・六五
小計	二九八、二七四・三六
(二) 特別豫算	
東方匯理銀行當座預金	四八二、三七一・九三

中法工商銀行當座預金	五、〇〇〇・〇〇
中匯銀行當座預金	一、六六九・六六
東方匯理銀行定期預金	三〇、〇六九・九三
萬國儲蓄會定期預金	一、三〇〇、〇〇〇・〇〇
中法工商銀行定期預金	六〇〇、〇〇〇・〇〇
華僑銀行定期預金	四〇〇、〇〇〇・〇〇
花旗銀行定期預金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
小計	三、三一九、一一一・五二
(三) 債務償還基金並ニ保險準備金	
東方匯理銀行定期預金	一六九、九三〇・〇七
中法工商銀行定期預金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
小計	二六九、九三〇・〇七
(一)(二)(三) 合計	三、二九〇、七六七・二三

（三）佛公董局所有有價證券（一九三七年二月十五日現在）

（單位＝元）

	金額
上海電話公司二百株	一三、九八六・〇〇
一九二五年中法實業銀行借款債券	二、三三六・一四
計	一六、三二二・一四

即ち、共同租界工部局にあつては、發行公債現在高三千五百六十萬元、そのうち買入高一千三百四十萬元となつてゐるが、その發行或は買入に當り匯豐、麥加利、花旗等の英米銀行が介在してゐるのは言ふまでもない。特に、一時借入金が磅及び米弗建となつてゐるのは、主として前記三行がその金融に當つてゐることを示すものであるし、餘剩金の預け先はハツキリと匯豐銀行となつてゐて定期當座併せて其の額九十六萬元に達してゐる。尙ほ、負債に於ける諸基金に照應して資産に於て上海電力、上海電話、上海水道等の公共事業及び數個の地產會社の株式社債を保有してゐるのが目に付くが、先に掲げた外商銀行の業種別取引關係に於てそれらの事業の取引社數の極めて尠かつたこ

とを顧るとき、玆に我々は外商銀行、工部局、租界公共事業の三者聯關といふ特殊な關係を通してこの空白が埋められてゐることを見出だす。

佛租界公董局に於ても亦同樣である。公債の發行に當つても餘剩金の保管に於ても、ここでは東方匯理、中法工商、萬國儲蓄等の佛國銀行の名が現はれる。公債の現在額は二千六百七十萬元、銀行預ヶ金は三百三十萬元であつて、いづれも共同租界のそれに匹敵する。公董局の共同事業に對する關係も工部局のそれと同樣である。

租界行政に對する外商銀行の役割と並んでその營業活動の大きな部分を占めるものは對國民政府及び對地方政府への金融であらう。そのうち、國民政府に對するものは外貨國債の發行、政府貸付等に於てであるが、又既發外貨國債證券の倫敦、巴里、紐育及び上海等の諸市場に於ける賣買に在支外商銀行の參加する率も決して低くはない。それは支那の政治經濟の變動の詳細を日々目擊してゐる在支外國銀行にして初めて倫敦紐育證券市場に於ける支那債券の賣放し、買戾しを巧に行ひ得るからである。尤も、外商銀行の支那政府外貨債手持高が幾何に達してゐるかは明かでないが、一九三六年末の國民政府外債未償還額は次の如くである。

〔第十表〕支那政府擔保付外國債表（一九三七年一月一日現在未償還外債）財政部所管

借款名	發行額	利子支拂期	一九三七年一月一日現在未償還勘定	一九三七年償還額	支拂不履行最後に行はれた支拂
（一）海關稅收入擔保					
一八九八年淸國政府四分半利金借款（英獨借款）	ポンド 一六、〇〇〇、〇〇〇	三月一日 九月一日	ポンド 四、九二一、七七五	ポンド 元 六一三、七五〇 利 二〇七、六六九	—
一九二三年支那政府五分利整理金借款	ポンド 二五、〇〇〇、〇〇〇	一月一日 七月一日	ポンド 二〇、六四二、七六〇	ポンド 元 一、四六三、九〇〇 利 一、〇三一、一三八	—
一九二五年支那共和國五分利金借款（中法實業銀行）	米ドル 四三、八九三、九〇〇	一月十五日 七月十五日	米ドル 三〇、〇九三、九五〇	米ドル 元 二、五三四、一〇〇 利 一、四四一、五九五	—

名稱	發行額	利拂期	未償額		延滞額	備考
一九二八年支那共和國六分利金公債（ベルギー）	米ドル 五、〇〇〇、〇〇〇	一月一日 七月一日	米ドル 一、六〇八、八〇〇	元 利	米ドル 三六七、七〇〇 一〇一、九〇四	—
支那政府民國二十三年（一九三四年）六分利磅貨賠償借款	ポンド 一、五〇〇、〇〇〇	一月一日 七月一日	ポンド 一、二八三、〇〇〇	元 利	ポンド 一二九、〇〇〇 七五、二一〇	—
（二）鹽稅收入擔保						
一九〇八年濟國政府五分及四分半、利金借款（英佛借款）	ポンド 五、〇〇〇、〇〇〇	四月五日 十月五日	ポンド 五〇〇、〇〇〇	元 利	ポンド 二五〇、〇〇〇 三三、五〇〇	—
濟國政府五分利湖廣鐵道減債金借款（一九一一年）	ポンド 六、〇〇〇、〇〇〇	六月十五日 十二月十五日	ポンド 五、六三六、八六〇	利	ポンド 二八一、八四三	延滞元金は獨逸は一九二四年十二月十五日以降他は一九二五年十二月十五日以降、計一、六六七、九、三七〇磅に達す 延滞利子は獨逸につきては一九號乃至二〇號及三八號以降、他は三九號以降にして計一、八六七、六八一磅
一九一二年支那政府五分利金借款（クリスプ借款）	ポンド 五、〇〇〇、〇〇〇	三月三十日 九月三十日	ポンド 四、一七〇、一八二	元 利	ポンド 二三九、三三五 一七六、二五二	延滞元金は一九三三年九月三十日以降四〇五、七七五磅
六分利青島公有財産及び鹽業補償日本金國庫券（一九二二年）	圓 一四、〇〇〇、〇〇〇	三月十三日 九月十三日	圓 一三、〇〇〇、〇〇〇	元 利	圓 一、〇〇〇、〇〇〇 一、九八〇、〇〇〇	延滞元金は一九二五年三月十三日以降一一、〇〇〇、〇〇〇圓 延滞利子は一九二五年九月十三日以降八、六四〇、〇〇〇圓
支那政府内債及び短期債償還八分債券（一九二二年）	圓 三九、六〇八、七〇〇	一月三十一日 七月三十一日	圓 三二、四七八、四〇〇	利	圓 二、五九八、二七二	延滞元金は一九二四年一月三十一日以降三二、四七八、四〇〇圓 延滞利子は一九二五年七月三十一日以降利札七、計二九、六六三、六〇六圓

（三）雜擔保

一九一四年支那政府五分利金借款（浦口借款）	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇フラン	三月一日 九月一日	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇フラン	元 一、五五七、九〇〇 利 五、〇〇〇、〇〇〇フラン	元金は始期より不拂、計九、〇一四、五九三法 延滯利子は一九二二年三月一日以降利札一五、計七二、五〇〇、〇〇〇法
一九一九年支那共和國六分利期限三年擔保付金借款國庫券	五、五〇〇、〇〇〇米ドル	六月一日 十二月一日	五、五〇〇、〇〇〇米ドル	利 三三〇、〇〇〇米ドル	延滯元金は五、五〇〇、〇〇〇米弗 延滯利子は一九二〇年十一月一日以降、計五、二八〇、〇〇〇米弗
一九一九年支那共和國六分利期限二年擔保付金借款國庫券	五、五〇〇、〇〇〇米ドル	六月一日 十二月一日	五、五〇〇、〇〇〇米ドル	利 四四〇、〇〇〇米ドル	延滯元金は五、五〇〇、〇〇〇米弗、始期より不拂 延滯利子は一九二〇年六月一日以降七、一五〇、〇〇〇米弗
一九二五年九月三十日支那政府八分利借款（スコダ借款）	六、八六六、〇四六ポンド	六月三十日 十二月三十一日	六、八六六、〇四六ポンド	利 五四九、二八四ポンド	延滯元金六、八六六、〇四六磅 延滯利子六、〇四二、一二〇磅 共に最初より不拂
一九一九年支那政府八分利民國十年度磅國庫券（ヴイッカース）	一、八〇三、二〇〇ポンド	六月三十日 十二月三十一日	一、八〇三、二〇〇ポンド	利 一三、五二四ポンド	—
一九一八年八月二十七日支那政府八分利民國十年度國庫券（マルコニー）	六〇〇、〇〇〇ポンド	六月三十日 十二月三十一日	六〇〇、〇〇〇ポンド	利 九、〇〇〇ポンド	—
一九三三年六月支那政府五分利棉借款	二六、三三八、二二一米ドル	六月三十日 十二月三十一日	一五、七〇〇、〇〇〇米ドル	元 二、〇〇〇、〇〇〇 利 七八五、〇〇〇米ドル	—

財政部所管公債現在總額（元金）

	磅	米弗	圓	法	元
關稅擔保	二六、八四七、五三五	三、七〇二、七五〇	—	—	—
鹽稅擔保	一〇、三〇七、〇四二	—	四五、四七八、四〇〇	—	—
雜擔保	九、二六九、二四六	二六、七〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—

總計	四六、四二三、八二三	五八、四〇二、七五〇	四五、四七八、四〇〇	100,000,000	—
（同上元換算）	七七二、八七一、六六五	一九八、四四六、三二三	四四、一五三、七八六	一五、八五二、八五三	一、〇三一、三二四、六二七

（備考）イー・カン、ジェー・ベイリン編「金融商業報」一九三七年一月十三日號ヨリ採ル、但シ最後ノ「財政部所管公債現在總額」ノ欄ハ筆者ノ追加ナリ

即ち、關稅擔保、鹽稅擔保、雜擔保の財政部所管外貨國債の未償還額だけでも元換算十億三千萬元を越え、そのうち磅貨債は七億七千餘萬元と壓倒的部分を占めてゐる。一九三六年末に於ける英國籍在支七銀行の本店勘定に於ける有價證券手持高は元換算九億五千萬元に及んでゐるが、そのうちの少からぬ部分が前記支那政府外貨債であらうことは其の發行事情と英國銀行の關係から見ても容易に想像できるところである。歷史的に見れば英銀に次いで對支借款供與の大手は佛銀であるが、最近は米銀も前二者に次いで支那外債保有者として立ち現はれてゐる。

外商銀行がこれらの營業を營むために必要とする土地建物の額は幾何に達するか、これに就いては中支、特に上海に於ける勘定は比較的明瞭であるから、これを基礎として全支分を推定して見る。即ち次の如し。

〔第十一表〕　外商銀行在支不動産推定額（單位＝元）

金額／行名	全支不動產額	中支不動產額（計）	中支不動產額（內、土地）	中支不動產額（內、建物）
日本十一行	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	八、七五〇、〇〇〇	六、二五〇、〇〇〇
匯豐銀行	四四、八一七、〇〇〇	三六、七五四、〇〇〇	二三、七五四、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇
麥加利銀行	九、〇一二、〇〇〇	八、二三〇、〇〇〇	五、二三〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
有利銀行	一二四、〇〇〇	一三四、〇〇〇	一二四、〇〇〇	—
大英銀行	—	—	—	—
沙遜銀行	九二四、〇〇〇	九二四、〇〇〇	九二四、〇〇〇	—

通済隆	―	―	―	―
運商銀行	―	―	―	―
花旗銀行	一五、七〇〇、〇〇〇	一三、七〇〇、〇〇〇	九、七〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
大通銀行	四八〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
美國運通銀行	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	―
友邦銀行	三一五、〇〇〇	三一五、〇〇〇	一二二、〇〇〇	一九三、〇〇〇
東方匯理銀行	一一、一三二、〇〇〇	一〇、一〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
中法工商銀行	二、六四二、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	―
義品放款銀行	八、八〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
匯源銀行	八八、〇〇〇	八八、〇〇〇	八八、〇〇〇	―
萬國儲蓄會	一五、七〇〇、〇〇〇	一四、二〇〇、〇〇〇	一四、二〇〇、〇〇〇	―
德華銀行	一、四一〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	七一〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
華義銀行	一三〇、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	―
荷國安達銀行	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	―
和蘭銀行	二五四、〇〇〇	二五四、〇〇〇	二五四、〇〇〇	―
華比銀行	八二〇、〇〇〇	六八四、〇〇〇	六八四、〇〇〇	―
莫斯科銀行	―	―	―	―
益安銀行	―	―	―	―
計	一三二、六五二、〇〇〇	一一〇、九七一、〇〇〇	八〇、九二八、〇〇〇	三〇、〇四三、〇〇〇

以上述ぶるところの營業活動の各分野を考慮しつつ、次に貸出金、外國爲替、有價證券、動産不動産、現金、其他等の大項目に分けて外商銀行在支資産の内容を推測して見よう。そのために、一應外商銀行全體の在支資産内容の傾向を示唆するものとして一九三六年末の匯豐

總計	四六、四三三、八三三	三六、四〇二、七四〇	四三、四六八、四〇〇	100,000,000	─
（同上元換算）	七三、八七一、六六五	一九八、四六六、三三三	四四、一五三、六六六	一五、八六三、八六三	一、〇三一、三四四、六一七

（備考）イー・カン、ジエー・ベイリン編「金融商業報」一九三七年一月十三日號ヨリ採ル、但シ最後ノ「財政部所管公債現在總額」ノ欄ハ筆者ノ追加ナリ

即ち、關稅擔保、鹽稅擔保、雜擔保の財政部所管外貨國債の未償還額だけでも元換算十億三千萬元を越え、そのうち磅貨債は七億七千餘萬元と壓倒的部分を占めてゐる。一九三六年末に於ける英國籍在支七銀行の本店勘定に於ける有價證券手持高は元換算九億五千萬元に及んでゐるが、そのうちの少からぬ部分が前記支那政府外貨債であらうことは其の發行事情と英國銀行の關係から見ても容易に想像できるところである。歷史的に見れば英銀に次いで對支借款供與の大手は佛銀であるが、最近は米銀も前二者に次いで支那外債保有者として立ち現はれてゐる。

外商銀行がこれらの營業を營むために必要とする土地建物の額は幾何に達するか、これに就いては中支、特に上海に於ける勘定は比較的明瞭であるから、これを基礎として全支分を推定して見る。卽ち次の如し。

〔第十一表〕　外商銀行在支不動產推定額（單位＝元）

行名＼金額	全支不動產額	中支不動產額（計）	中支不動產額（內、土地）	中支不動產額（內、建物）
日本十一行	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	八、七五〇、〇〇〇	六、二五〇、〇〇〇
匯豐銀行	四四、八一七、〇〇〇	三六、七五四、〇〇〇	二三、七五四、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇
麥加利銀行	九、〇一二、〇〇〇	八、二三〇、〇〇〇	五、二三〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
有利銀行	一二四、〇〇〇	一三四、〇〇〇	一二四、〇〇〇	─
大英銀行	─	─	─	─
沙遜銀行	九二四、〇〇〇	九二四、〇〇〇	九二四、〇〇〇	─

通濟隆	—	—	—	—
達商銀行	—	—	—	—
花旗銀行	一五、七〇〇、〇〇〇	一三、七〇〇、〇〇〇	九、七〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
大通銀行	四八〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
美國運通銀行	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—
友邦銀行	三一五、〇〇〇	三一五、〇〇〇	一二二、〇〇〇	一九三、〇〇〇
東方匯理銀行	一一、一三二、〇〇〇	一〇、一〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
中法工商銀行	二、六四二、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	—
義品放款銀行	八、八〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
匯源銀行	八八、〇〇〇	八八、〇〇〇	八八、〇〇〇	—
萬國儲蓄會	一五、七〇〇、〇〇〇	一四、二〇〇、〇〇〇	一四、二〇〇、〇〇〇	—
德華銀行	一、四一〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	七一〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
華義銀行	一三〇、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	—
荷國安達銀行	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	—
和蘭銀行	二五四、〇〇〇	二五四、〇〇〇	二五四、〇〇〇	—
華比銀行	八二〇、〇〇〇	六八四、〇〇〇	六八四、〇〇〇	—
莫斯科銀行	—	—	—	—
益安銀行	—	—	—	—
計	一三二、六五二、〇〇〇	一一〇、九七一、〇〇〇	八〇、九二八、〇〇〇	三〇、〇四三、〇〇〇

以上述ぶるところの營業活動の各分野を考慮しつつ、次に貸出金、外國爲替、有價證券、動產不動產、現金、其他等の大項目に分けて外商銀行在支資產の內容を推測して見よう。そのために、一應外商銀行全體の在支資產內容の傾向を示唆するものとして一九三六年末の匯豐

銀行本店勘定を擧げ、これに對照せしめて華商銀行のうち特に商業儲蓄銀行と呼ばれる六十九行の合計勘定を掲げて資産内容の各項比率を見ると次の如くである。

〔第十二表〕　匯豐銀行華商商業儲蓄銀行資産負債對照表

科目＼行別	英商匯豐銀行（一行）	百分比	華商商業儲蓄銀行（六九行）	百分比
資産				
貸出金	香港弗 五二八、三七九、四四四	四三・七	元 八六四、一八二、四五八	六〇・六
外國爲替	一二〇、七九三、三二三	一〇・〇	—	—
有價證券	三二二、五一九、一七〇	二六・六	二〇四、八六三、四八三	一四・四
動産、不動産	二三、二九六、六〇七	二・〇	五八、六七六、七〇九	四・一
現金	七四、七一六、九五九	六・一	七六、〇八一、七五七	五・三
發行兌換準備金	一三六、五七〇、八一九	一一・三	一〇、一一四、四四八	〇・七
領用兌換準備金	—	—	一八七、六一七、八九六	一三・二
其他	三、五三七、九六六	〇・三	二五、三二一、六七四	一・七
純損	—	—	二八二、六〇六	—
合計	一、二〇九、八一四、二八八	一〇〇・〇	一、四二七、一四一、〇三一	一〇〇・〇
負債				
預金	八九六、五九九、九二二	七四・二	一、〇四一、一〇二、四五六	七二・九
送金	—	—	二三、二七七、七一八	一・六
外國爲替	一五、八五九、一五四	一・三	—	—
拂込資本金	二一、四〇〇、〇〇〇	一・八	七五、二九八、一一九	五・三

積立金及び繰越金	一二二、九一五・一二六	一〇・一	五二、八六〇、八六九	三・七
發行兌換券	一三六、五七〇、八一九	一一・三	一〇、一一四、四四八	〇・七
領用兌換券	—	—	一九三、〇六九、三〇〇	一三・五
其他	三、五三七、九六六	〇・三	二三、五六一、七九六	一・七
純益	一二、九三一、三〇一	一・〇	七、八五六、三二五	〇・六
合計	一、二〇九、八一四、二八八	一〇〇・〇	一、四二七、一四一、〇三一	一〇〇・〇

（備考）一、匯豐銀行ノ資產勘定中、現金ト發行兌換準備金トノ内譯ハナキモ常ニ百パーセント準備ナルヲ以テ負債勘定中ノ發行兌換券ト同額ヲ發行兌換準備金トシ、殘リヲ現金トシテ華商銀行ノ資產勘定ト照應セシメタリ。

二、百元＝九六・五五香港弗（一九三六年十二月平均）

さて、いま兌換券發行（負債）と兌換準備金（資產）の兩項目は幣制改革後に於ける國民政府との取極め貿行の結果外商銀行の在支勘定に關する限りは一九三六年末までには零に歸してゐたことを考慮に入れ、また動產不動產の絕對額は既に推定されてゐる點を念頭に置いて右表のうち兩銀行の資產勘定について發行及び領用兌換準備金と動產不動產の兩項目を拔いた言はゞ流動資產各項目の百分比を見よう。

〔第十二表〕 匯豐華商兩銀行ノ流動資產比較對照表

科目＼行別	英商匯豐銀行（一行）香港弗	百分比	華商商業儲蓄銀行（六九行）元	百分比
貸出金	五二八、三七九、四四四	五〇・三	八六四、一八二、四五八	七三・八
外國爲替	一二〇、七九三、三二三	一一・五	—	—
有價證券	三二二、五一九、一七〇	三〇・七	二〇四、八六三、四八三	一七・五
現金	七四、七一六、六〇七	七・一	七六、〇八一、七五七	六・五
其他	三、五三七、九六六	〇・四	二五、三二一、六七四	二・二
計	一、〇四九、九四六、五一〇	一〇〇・〇	一、一七〇、四四九、三七二	一〇〇・〇

即ち、貸出金、外國爲替、有價證券の三項目に就いて英商匯豐の場合は九二・五%、華商商業儲蓄の場合は九一・三%と略々相等しい比率であるが、三者各々の比率は外商銀行と華商銀行との營業內容の相違を反映して甚だしく異つてゐるのが目に付く。併し乍ら、外商銀行全體の營業狀況に關し既に述べたところを想起し、翻つて前記匯豐の資產各項目百分比を熟視するならば、これを推して外商銀行全般に及ぼすともさして誤りなかるべきことを發見する。かくて、外商銀行三十三行の在支資產內容は次の如く推定せられる。

〔第十三表〕　外商銀行在支資產內容推定額　(單位＝元)

科目	金額
貸出金	八九二、七六六、〇〇〇
外國爲替	二〇四、一一二、〇〇〇
有價證券	五四四、八八九、〇〇〇
動產不動產	一三二、六五二、〇〇〇
現金預ケ金	一二六、〇一七、〇〇〇
其他	七、〇九九、〇〇〇
合計	一、九〇七、五三五、〇〇〇

これを前掲「第十二表」下段華商商業儲蓄銀行六十九行の資產內容と比較して見ると、諸貸出は兩者略々匹敵するが、外商側には外國爲替約二億元の項目があり、有價證券、動產不動產は夫々二倍を越え、現金預ケ金もぐつと多いこととなる。そこで、問題を進めて外商銀行と華商金融機關との關係を見て行くことにしやう。

支那に於ける外商銀行の活動は在支外國一般商社との取引に限るものではなく、華商銀行及び華商一般商社との取引にまで及んでゐることは既述の通りである。玆にはそのうち外商銀行と華商銀行及び錢莊との關係について檢討しよう。先づ、支那の主要商埠地——開港場のほか北京、濟南、香港をも含めて——に於ける外商銀行と華商銀行との分布狀態を見るに次の如くである。

〔第十四表〕　支那商埠地ニ於ケル外國銀行及ビ華商銀行本支店分布表

地	行	外商銀行 (日本)	(英國)	(米國)	(佛國)	(獨逸)	(伊太利)	(和蘭)	(其他合計)	華商銀行
北京		三	二	二	四	一	―	―	▲一二	五八
天津		三	二	三	四	一	一	―	▲一五	六九
芝罘		―	一	―	―	―	―	―	一	―
青島		三	二	―	一	一	―	―	▲七	二四
濟南		一	―	―	一	―	―	―	三	一三
重慶		―	―	―	―	―	―	―	―	三二
萬縣		―	―	―	―	―	―	―	―	八
宜昌		―	―	―	―	―	―	―	―	七
長沙		―	―	―	―	―	―	―	―	一五
漢口		三	二	一	三	一	―	―	▲一一	三二
九江		―	―	―	―	―	―	―	―	七
蕪湖		―	―	―	―	―	―	―	―	八
南京		―	―	―	―	―	―	―	―	六〇
鎮江		―	―	―	―	―	―	―	―	一〇
上海		八	八	四	五	一	一	二	▲三三	一八七
蘇州		―	―	―	―	―	―	―	―	三〇
杭州		―	―	―	―	―	―	―	―	二八
寧波		―	―	―	―	―	―	―	―	一八
福州		一	一	―	―	―	―	―	二	一六

溫州	—	—	—	—	—	—	—	—	八
廈門	一	一	—	—	—	—	一	三	一六
汕頭	一	—	—	—	—	—	—	一	四
廣東	三	二	一	二	二	—	—	▲九	三五
九龍	—	—	—	—	—	—	—	—	二
梧州	—	—	—	—	—	—	—	—	二
南寧	—	—	—	—	—	—	—	—	二
瓊州	—	—	—	—	—	—	—	—	三
龍州	—	—	—	—	—	—	—	—	二
昆明	—	—	—	一	—	—	—	一	一
香港	二	七	四	二	—	—	二	▲一八	一九
計	二九	二八	一五	二三	六	二	五	一一六	七一六

（備考）一、▲印ヲ附シタル七大商埠地ニ外銀ノ集中セルヲ注意サレタシ
二、商埠地ニシテ外銀華銀共ニナキモノハ秦皇島、龍口、沙市、岳州、拱北、江門、三水、雷州、北海、蒙自、思茅、騰越ナリ
三、本表ハ後掲「第二十六表」「第二十七表」ト聯關シテ見ラレタシ

即ち、これらの地點に外商銀行の本支店が百十六行、華商銀行の本支店が七百十六行存在するわけであるが、そのうち北京、天津、青島、漢口、上海、廣東、香港の七大商埠地のみにて前者百五行、後者三百八十四行の多數に及び、特に上海は外商三十三行、華商百八十七行と斷然群を拔いてゐる。支那の金融界は上海をその中心とし、北京、天津、青島、漢口、廣東、香港等を地方中心とし、更に沿海沿江及び奧地の諸都市に羽翼を伸ばしてゐるものと言ふことが出來る。

從つて、支那の對外貿易の決濟はその大部分が上海に於て外商銀行の相互間並にそれと華商銀行――幣制改革後は主として中國銀行がこ

れに當つてゐた—との間に行はれ、また全國華商銀行並に錢莊の手形交換も上海を中心として行はれてゐた。これら三者の營業活動の規模を表はす數字は、海關並に銀行銀錢兩公會より次の如く發表されてゐる。

〔第十五表〕 事變前三箇年全支各年輸出入額　(單位＝元)

	一九三四年七月—一九三五年六月	一九三五年七月—一九三六年六月	一九三六年七月—一九三七年六月
輸入	一、〇〇五、二七〇、六八三	八三二、七五六、二七一	一、〇八八、五五九、四五九
輸出	五二六、〇三九、二三八	六四九、一五〇、八五六	八五五、八八九、一八四
合計	一、五三一、三〇九、九二一	一、四八一、九〇七、一二七	一、九四四、四四八、六四四
入超	四七九、二三一、四四五	一八三、六〇五、四一五	二三二、六七〇、二七四

(備考) 上海ニ於ケル爲替賣買高ハ輸出入合計額九億元ノ約五倍、五十億元ト見積ラル

〔第十六表〕 事變前三箇年上海銀行業銀錢業票據交換統計表　(單位＝元)

	一九三四年 張數	一九三四年 金額	一九三五年 張數	一九三五年 金額	一九三六年 張數	一九三六年 金額
(一) 上海銀行業票據交換						
國幣	七一二、七九七	一、五八二、三七三、九〇一	七五六、二〇二	一、八五七、五七八、九三九	一、一一五、五八三	三、七四〇、四九一、七九一
匯劃	九一四、九八七	一、六三九、七四二、七〇九	一、一〇三、〇三九	一、八五八、二四九、三九〇	一、四六三、三三〇	二、二四三、八一六、二八〇
合計	一、六二七、七八四	三、二二二、一一六、六一〇	一、八五九、二三一	三、七一五、八二八、三二九	二、五七八、九一三	五、九八四、三〇八、〇七一
(二) 上海銀行業代收票據						
外商銀行	—	—	七八、二四一	一三三、五三一、一〇五	一六七、三三〇	二七三、〇八三、〇四一
會員錢莊	—	—	三二二、七八二	四五八、五八七、〇〇九	六一六、九五一	八三九、四五四、六四八
其他銀錢業	—	—	一六四、二六九	一五四、四一〇、四〇九	四五八、四三三	三四二、九一九、四三九

合計	—	—	五五五、二九二	七四六、五三八、六一九	一、二四二、七〇三	一、四五五、四五七、一二四

（三）上海銀錢業票據交換

公單收解	—	一四、五六〇、七八七、000	—	一三、五七八、八三五、000	—	一六、四八一、六三五、000
銀錢業互解數	—	七、二六九、八〇〇、000	—	七、二〇九、一〇〇、000	—	二、二四四、六〇〇、000
合計	—	二一、八三〇、五八七、000	—	二〇、七八七、九三五、000	—	一八、七二六、二三五、000

〔備考〕一、一九三五年ノ代收票據ニツキ會員錢莊票據ハ六月以降、他ハ七月以降ノミノ數字ナリ
二、一九三六年ノ銀錢業互解數ハ五月以降ヲ含マズ

外國爲替市場と華商銀行錢莊兩手形交換所の機能は勿論夫々無關係のものではなく、寧ろ前表は支那の國際貿易及び國内貿易の交錯聯關に相應した金融活動の諸斷面を表はすものと言ふべきである。そこで、支那經濟に於ける外商銀行、華商銀行及び無數の錢莊の三種の金融機關の分業及び連繫如何が問題になるのであるが、これに關しては「支那金融資本論」の次の如き記述が這般の事情を明瞭に言ひ表はしてゐるやうである。

「中國金融市場は一個の畸形兒であつて、中國の民族資本は十數年の奮鬪をなし來つたにも拘らずまだ完全に寄生狀態を脱するに至つてゐない。被寄生體は卽ち國際金融資本の在華勢力――在外商銀行である。嘗て外國金融團體の資金の豐裕な頃、その遊資の融通は民族金融體系にまで及び、こゝに卽ちいはゆる寄生狀態を生ずるに至つたのである。」

「こゝにいふところの寄生狀態は、決して中國の錢莊或は銀行が外國銀行の資本に參加したとか、或は外人が支配人になつたとかいふものではなくて次のことを意味するものである。卽ち中國の銀行特に錢莊が一方には外商銀行から資金の融通をうけねばならぬ點と、もう一つ外國銀行のために内國爲替を取扱ふ點、換言すれば外國商品が内地に販賣される場合には彼等が手を貸して賣り擴めねばならぬといふことである。奥地商工業者が外國品を購買するには、錢莊或は銀行を經て外商に送金せねばならず、また外商が中國生産品を購買するときにも、やはり錢莊或は買辦を通じ、資金を奥地商人に支拂はねばならぬのである。これがため、錢莊と外國銀行及び洋行とは一種の密接な

經濟關係を生むに至つてゐる。」（同書一〇——一一頁）

「現在の國際金融資本と民族金融資本の分業狀態によつて見るに、外商銀行の資金運用は、ただ外國品を海外より貿易港に輸入せしめるといふところまでであつて、それから後の工作——卽ち外國品を貿易港の輸入商より卸賣商に賣り込み、更にその貿易港或は他の奥地に於ける消費者の手に賣り込むといふ工作——は、華商金融業の工作に屬する。在華外商銀行の重要業務は輸出入荷爲替であるが、彼等は奥地に於て分支店を開設しえないので貿易港から奥地への荷爲替業務を取扱ひえないのである。また彼等は十分に中國の事情に通曉しないため直接中國の卸賣商に貸付を行ふことができないのである。現在洋行內の買辦、都市に於ける卸賣商及び小賣商から奥地の卸賣商及び小賣商に至るまで、資金の融通についてはすべて華商銀行及び錢莊に依賴してゐるものである。」（同書十三頁）

「既述の如く、輸入品を貿易港から奥地へ輸送する工作には、銀行錢莊が資金を融通しなければならぬし、外國資本の投資及び現金の投受工作もまた中國の銀行錢莊を利用し自己の代理として活動せしめねばならぬ。從つて錢莊の營業上に於て、外國爲替業務——奥地より資金を蒐集しこれを外商銀行或は洋行に輸送する業務——は極めて重要な項目となつてゐる。かくの如くして、銀行錢莊等は啻に高い利子を稼ぐことができるのみでなく、更にこれを交換條件として外商銀行より借入を行ふこともできるのである。」（同書一四——一五頁）

かくて、外商銀行と華商銀行錢莊との分業並に連繫の背後には、支那の國際貿易及び國內貿易に於ける外商と華商との分業並に連繫が橫はつてゐることを知る。固より前記引用の記述に於ては、外商銀行の勢力を餘りに大きく見た結果事變前迄に到達した華商銀行業の發展段階を過少評價し、所論偏倚の個所もないではないが、三種の金融機關の機能上の連繫に就いては說いて適切なるものがあると言ふべきであらう。そこで外商銀行の在華勢力に對する支那側金融機關の重みを見るために、先づ「全國銀行年鑑」（民國廿五年）によつて華商銀行の資產及びその內容を覗ふに次の如くである。

〔第十七表〕華商銀行資產額 （單位＝元）

種別	行數	總資產
中央及ビ特許銀行	四	四、二八八、一五〇、一二八

省市立銀行	二〇	八一一、二四九、二九六
商業儲蓄銀行	六九	一、四二七、一四一、〇三一
農工銀行	二九	二六三、三二八、三三五
專業銀行	一四	二五六、二三一、三〇三
華僑銀行	九	二二九、七九〇、六五八
合計	一四五	七、二七五、八九〇、七五一

（第十八表）　華商銀行百四十五行資産負債內容　（單位＝元）

（科目）	（金額）	（科目）	（金額）
資産		負債	
貸出金	三、四六六、一二〇、三〇七	預金	四、五五一、二六八、九六二
有價證券	五〇一、〇〇七、一三六	送金	七三、八八五、一三八
動産不動産	一五〇、七〇三、七九六	拂込資本金	四〇二、六九五、九〇九
現金	一、〇七一、八〇三、七二六	積立金及ビ繰越金	一二三、四六七、二九〇
發行兌換準備金	一、六三二、六八三、五五三	發行兌換券	一、六三三、一〇六、〇九五
領用兌換準備金	三〇三、五六四、三四八	領用兌換券	三一三、五九三、八四二
其他	一四九、〇二八、二五七	其他	一二七、九五七、一九七
純損	九七九、六二八	純益	四九、九一六、三一八
合計	七、二七五、八九〇、七五一	合計	七、二七五、八九〇、七五一

即ち、資産の總額に就いて言へば、前に述べた外商銀行三十三行の在支資産に關する我々の推定額が約二十億元に過ぎなかつたのに對し華商銀行百四十五行のそれは外商銀行の三倍半、七十二億元を突破するの盛況である。勿論、一九三五年十一月の幣制改革の實施を機

とし、支那の金融業は逐月異常な發展を見たのであるから、其の點は充分考慮に入れなければならないのであるが、それにしても約二十億元と約七十億元との數字がそのまま外商銀行と華商銀行との勢力比率を表はすものと受取ることは早計であらう。その理由は

一、華商銀行總資產七十二億元のうち、その約六割に達する四十三億元の資產は中央及特許銀行（中央、中國、交通、中國農民）四行の占むるところであるが、この四行の負債資產は一面に於ては兌換券の發行と其の準備、一般銀行よりの預金とそれに對する貸出、國庫剩餘金の保管と國民政府に對する公債引受並に貸付等の如き中央發券銀行としての諸勘定を含むと共に、他面に於ては民間預金の吸收並に民間貸出等の如き一般民間銀行と共通な勘定をも含んでゐる。

二、省市立銀行の多くは地方軍閥の御用銀行であつて、國民政府と中央及特許銀行との關係と同樣の關係を地方軍閥との間に結び、地方兌換券の發行は固より省財政の金融にまでタッチし、其の性格は到底一般民間銀行の列に入るものとは言ひ難い。

三、農工銀行、專業銀行はその名の示す通り全くの特殊銀行といつてよい。最後に華僑銀行はその凡てが海外に本店を有し、支那に於ける活動は外商銀行と同じく其の在支支店を通じて行つてゐるのであるから、その保有する全資產を華商銀行のそれの中に入れるのは、外商銀行の對支投資に比較して華商銀行の資產を檢討する限りでは若干無理がある。

と言つたやうな次第からで、嚴密に言へば或は商業儲蓄銀行だけが在支外商銀行と對照する華商銀行と見做してもいいのかも知れない。とは言へ、中央及特許銀行と商業儲蓄銀行とを中核として發展し來つた支那の近代的銀行體系も漸く商埠地を中心とする外商銀行を壓倒する段階に入りつつあつたことは否定出來ぬ。

それは兎に角として、我々は更に進んで外商銀行及び華商銀行と並んで支那の金融界に獨自の地歩を占める錢莊に就いて見ることにする。これに關し「中國金融年鑑」は次の如き統計を掲げてゐる。（同書Ａ一四四——一四六頁）

（第十九表）　各大都市錢業統計表　（單位＝元）

地別	同業數	資本	備註
上海	（匯劃莊）四六	一九、〇八〇、〇〇〇	平均資本四十一萬元

天津	(大銀號)四〇	三、四五五、〇〇〇	平均資本八萬六千元
北平	(大銀號)　九	六五〇、〇〇〇	平均資本七萬餘元
杭州	(大錢莊)三〇	六一〇、〇〇〇	平均資本二萬元
青島	(莊　號)一〇	三七〇、〇〇〇	平均資本三萬七千元
南京	(大錢莊)　六	一三〇、〇〇〇	平均資本二萬餘元
重慶	(大錢莊)一三	八三〇、〇〇〇	平均資本六萬三千元
漢口	(錢　莊)二四	一、五六〇、〇〇〇	平均資本六萬五千元
廣州	(銀　號)七七	二、八二〇、〇〇〇	平均資本三萬六千餘元
香港	(錢　莊)一八	五、五〇〇、〇〇〇	平均資本三十萬元
合計	二五五	三四、〇五五、〇〇〇	

〔第二十表〕各省錢業統計表　(單位＝元)

省別	同業數	資本	備註
江蘇	六〇	二、七九〇、〇〇〇	京滬沿線ヲ主トシ南京上海ヲ除外ス
浙江	一七四	五、〇四〇、〇〇〇	杭州ヲ除キ各地ヲ含ム
山西	七	五、一〇〇、〇〇〇	僅カニ新絳一縣、又晉綏地方鐵路銀號五百萬元ヲ占ム
山東	七四	二、四七〇、〇〇〇	青島ヲ除ク
甘肅	六	一〇〇、〇〇〇	僅カニ皋蘭一市ノ數字ナリ
河北	二六	一、一六〇、〇〇〇	石家莊濟宛ヲ主トス、平津兩市ハ除ク
河南	二一	二、〇二〇、〇〇〇	大德恆銀號ノミニテ百萬元ヲ占ム
陝西	一二	三四五、〇〇〇	長安ノミノ數字

四川	五六	二、二〇三、〇〇〇	重慶ハ入ラズ、成都自流井等五縣
安徽	一〇	三〇〇、〇〇〇	四大城市ノ統計數字ナリ
江西	一七	五〇〇、〇〇〇	四大城市ノ數字
湖北	九	未詳	
貴州	未詳	未詳	
雲南	未詳		
福建	五三	三、三一二、〇〇〇	思明ヲ主トナス
廣西	五〇	未詳	
廣東	六六	四、七三五、〇〇〇	汕頭瓊山兩地ノ數字、汕頭ノミニテ四百三十五萬元ヲ占ム
吉林	一三	二、三七〇、〇〇〇	永吉濱江兩地ノ數字、多ク銀行ト稱シテヰル
黑龍江	一	八〇、〇〇〇	龍江一地ノ數字
遼寧	四三	三、四五三、〇〇〇	多數地方ノ數字
綏遠	二八	三、三九〇、〇〇〇	歸綏包頭兩地ノ數字、前者最モ多シ
新疆	未詳		
察哈爾	未詳		
寧夏	未詳		
合計	七七二	三六、二〇〇、〇〇〇	

「第十九表」「第二十表」共に隨分杜撰な統計のやうであるが、尙ほ大都市及び中小都市の錢莊に就いて若干の示唆を與へてゐるものとは言へる。兩表を通じ同業數は一千二十七、資本七千二十五萬五千元であるが、この統計には資本四千元以下のものを省いたからそれを加へると同業者數は一千五百を下らずと編者は附記してゐる。これを考慮に入れると資本は七千二百萬元見當に達する筈である。而して、華商

商業儲蓄銀行にあつては拂込資本金、積立金及び繰越金等の自己資本の總額に比較して約十一倍當る總資產を擁してゐるのであるが、錢莊も特に大都市のそれにあつては他の金融機關よりの借入、兌換券の領用爲替預り、其他の業務に依つて實際は資本に數倍乃至十數倍する資金を運用してゐるのであるから、假に其の比率を銀行と同じく一對十一とすれば總資產は七億九千萬元程度に及ぶものと思はれる。錢莊が近代式華商銀行に押されて近來衰落の途を辿りつつあるのは屢々指摘されるところであるが、それにしてもその全支總資產が到底かくの如き額に止まるものとは信ぜられない。しかし、これを訂正する資料もないので玆には深く追及することを避けよう。

以上に於て我々は、支那に於て活動する金融機關として外商銀行、華商銀行及び錢莊の三種に就いて瞥見した。その在支總資產は約百億元であり、その各自の資產實額と比率とは次の如くである。

〔第二十一表〕　外商及び華商金融機關在支資產推定額　（單位＝元）

科目＼行別	外商銀行（三十三行）	華商銀行（百四十五行）	錢莊（千五百行）
貸出金	八九二、七六六、〇〇〇	三、四六六、一二〇、三〇七	
外國爲替	二〇四、一一二、〇〇〇	—	
有價證券	五四四、八八九、〇〇〇	五〇一、〇〇七、一三六	
動產不動產	一三二、六五二、〇〇〇	一五〇、七〇三、七九六	
現金預ケ金	一二六、〇一七、〇〇〇	一、〇七一、八〇三、七二六	
兌換、準備金	—	一、九三六、二四七、九〇一	
其他	七、〇九九、〇〇〇	一四九、〇二八、二五七	
純損	—	九七九、六二八	
合計	一、九〇七、五三五、〇〇〇	七、二七五、八九〇、七五一	七九〇、〇〇〇、〇〇〇
一〇〇%	一九%	七三%	八%
三者合計	九、九七三、四二五、七五一		

固よりこれは一の推定を出づるものではないが、その不確實さは外商銀行の側よりも寧ろ華商金融機關、特に銭莊の側にあることを附け加へる必要があるであらう。單に金融部面ばかりでなく支那經濟の全分野に就いて、沿海沿江の商埠地のそれは世の耳目に觸れることも多いし諸種の資料も豊富なため兎角過重評價されること多く、從つて又主として商埠地に活躍の基礎を置く外國資本の比重が支那人資本のそれに對して不當に重く見られ易い。同時に銀行業、廣く金融業一般に對する歐米的見方が災ひして、銀行にして米穀綿絲其他商品の賣買を行ひ、銭莊と稱して諸種の金融業務は固より貿易、運送、倉庫等をも併せ營んで巧みな資本の増殖を行ひつつある支那の特殊な金融體系の大いさに適確な判斷を下し得ない場合も少くあるまい。實際、支那の對外貿易及び各商埠地間の轉口貿易に關する統計は整備してゐるが、支那內地相互間の主としてクリークを通じて行はれる尨大な商品流通に就いては頼るべき數字もなく、この交易の渦中に生成發展してゐる華人資本も調査の現段階を以てしては捕捉するに由ない。尤も、この點は更に第四章に於て再說することにして、茲には單に問題の所在を注意するに止めよう。

第三章　在支外國投資機關と保險業商社の活動

第一節　外國投資機關の在支活動

外商銀行と並んで外國資本の在支金融活動の一翼を形造るものは外國投資機關であらう。銀行の場合と同じく、ここでも英國商社の活躍は目覺ましく永年の傳統と地盤とを背景として、其他諸國を壓倒してゐる觀がある。尤も投資機關と言つても營業の內容、方向によつて必ずしも一括するを適當としないほど多岐に亙つてゐるのであるが、今は暫く（一）持株會社、（二）借款關係投資會社、（三）產業證券投資會社、（四）有價證券ブローカー、（五）其他に分けて觀察することにする。最初に、その投資額の概算を掲げる。左の如し。

（第二十二表）　投資機關在支資產推定額（一九三六年末）　（單位＝千元）

國別	持株會社	借款關係機關	産業證券投資會社	證券ブローカー	其他	計
英國	二三二、七六二	二五、五〇七	三八、二六六	七、〇〇〇	二六、九九七	三三〇、五三二
米國	—	—	四、〇六三	一、〇〇〇	—	五、〇六三
佛國	—	—	—	六〇	一五、三〇〇	一五、三六〇
獨逸	—	—	—	五〇	—	五〇
其他	—	—	—	六〇	五〇〇	五六〇
計	二三二、七六二	二五、五〇七	四二、三二九	八、一七〇	四二、七九七	三五一、五六五

〔備考〕香港ヲ含ム

即ち、總額三億五千餘萬元のうち英國のみにて三億三千萬元、更にそのうち英國持株會社が二億三千三百萬元である。これはイー・ディー・サッスーン、ジャーディン、バターフィールド等の巨大持株會社の投資額を含むためであるが、しかも茲ではそれら商社の直接持分だけが問題にされコンツェルン全體の支配圏は勘定に入れられてゐないのであるから、それをも考慮に入れることになると數字は更に三、四倍する。我々は順次その詳細を見て行くことにしやう。先づ、持株會社から初める。

（一）持株會社

英商持株會社としては勿論、先づ金融地産中心の新沙遜、貿易中心の怡和洋行、船舶中心の太古洋行の三を擧げなければならぬ。しかし嚴密に見て行けば、香港並びに上海に於ける英國籍企業には滙豐銀行、保安（保險）を始め主として英商同族會社の相集つて組織した商社が多く、かかる同族會社としては更に嘉道理父子洋行 Kadoorie & Sons. 天祥洋行 Dodwell & Co.、旗昌洋行 Shewan Tomes & Co.、和記洋行 J, D, Hutchiso & Co. 大英火輪船公司 Mackinnon, Mackenzie & Co. 老沙遜洋行 David Sassoon & Co. 安利洋行 Arnhold & Co. 太平洋行 Gilman & Co.、泰和洋行 Reiss, Bradley & Co.、仁記洋行 Gibb, Livingston & Co.、德忌利洋行 Douglas Lapraik & Co. 等があつて相互に密接な關係に立つてゐる。右のうち特に持株會社としての傾向の明らかな嘉道理は一應ここで論じて置くことにしよう。

新沙遜 E. D. Sassoon Co. は所謂サッスーン財閥の中心であつて、上海の兩租界及び租界外に所有する土地だけを見ても四一二・一七〇畝、二七、三五四、〇一八兩の巨額で、元に換算して三千八百二十五萬七千元に及ぶ。更に、建物に至つては Embankment Bldg. と Hamilton House だけでも約八百萬元を下るまいと見積られる。またその所有有價證券は一九三八年末に上海九千三百萬元、香港約五百萬香港弗と報告されてゐるが、その投資先會社に就いては以下各章の取扱ふところである。尤も、この中には新沙遜名義のもののみを含み、サッスーン一族の個人名義のものは勿論入つてゐない。サッスーン財閥は新沙遜、沙遜銀行、遠東營業公司 Far Eastern Investment Co. の三位一體の下に次の如く各方面に投資を行つてゐるのである。

1 金融信託業　沙遜銀行

中國國際投資信託股份有限公司 International Investment Trust Co. of China.

揚子銀公司 Yangtsze Finance Co. (子會社濟業銀公司 Commercial Investment Co.)

遠東營業公司 Far Eastern Investment Co.; Universal Investment Co.; Hamilton Trust Co.; Shanghai Securities.

2 不動產業　中和產業股份有限公司 Central Properties.

華懋 Cathay Land Co. (子會社華懋飲店 Cathay Hotels; Cathay Mansions; Cathay Laundry)

三新地產 Sun Sin Properties.

英商業廣有限公司 Shanghai Land Investment Co.

上海地產銀公司 Eastern Estate & Land Co.

3 船舶造船業　瑞鎔造船廠 New Engineering & Shipbuilding Works (子會社 Shanghai Dockyards.)

會德豐 Wheelock & Co. (子會社上海施駁公司 Shanghai Tug & Lighter Co. 英商茂泰有限公司 Marden & Co. 中國鋼業 Metal Industries of China.)

4 公共事業　英商中國公共汽車有限公司 China General Omnibus Co.

上海製造電氣有限公司 Shanghai Electric Construction Co.

5　輸　出　入　業　安利洋行 Arnhold & Co.

利喊汽車公司 Auto Palace & Co.

正廣和洋行 Caldbeck Macgregor & Co.（子會社泌樂水廠 Aquarius Co.）

祥泰木行 China Import & Export Lumber Co.（子會社中國造木有限公司 China Woodworking & Dry Kiln Co.）

6　製　造　工　業　上海啤酒公司 Union Brewery

中國鋼車製造有限公司 China Car & Foundry Co.

以上の如くその投資先は多種多方面に及び、うち沙遜がその資本の半ば以上を有するものと考へられる商社は安利洋行（一〇〇％）、沙遜銀行（九〇％）、三新地産、中國公共汽車公司、利喊汽車公司、祥泰木行、上海啤酒（いづれも八〇％）、中和產業（七〇％）、華懋（五〇％）の諸社である。このほか、香港に於ける關係事業としては Hongkong Land Investment & Agency Co.; China Light & Power Co.; Hongkong & Shanghai Hotels 及び香港信託等が擧げられる。元來、新沙遜が上海に設立されたのは一九二八年でさして古いことではないが、國民政府系金融機關たる中國農民銀行、中國建設銀公司との因緣も深い。尙ほ貿易を主とする老沙遜 David Sassoon & Co. は香港に約千五百萬香港弗の有價證券（內六百萬弗は匯豐銀行株で匯豐に重役を派遣してゐる）、上海に百餘萬兩の土地を所有してゐるが、ここには有價證券のみを取上げて置く。

怡和洋行は歷史も古く英商として最も大なるのみならず、貿易を中心とするその企業構成は在支英商の一典型でもある。上海共同租界に有する土地は一千萬兩を超え、バンドの怡和ビルは傳統の手堅さを物語つて居る。金融、借款部門に於て匯豐銀行、中英公司、華中鐵路公司、福公司が如何に怡和と相交渉してゐるかは後に見る如くである。ここには肝心の輸出入業に對する投資は後章に讓ることにして、それ以外の關係事業に幾何の投資を行つてゐるかに就いて觸れて見ることにしよう。

先づ、怡和の關係する保險關係事業に於いては、香港に本店を有し極東及び南北米に活動する保安 Union Insurance Society of Canton と

香港火險公司 Hongkong Fire Ins. Co. とが擧げられる。拂込資本は前者五十四萬磅、後者百九萬六千元（換算）であるから、怡和が前者に對して一〇%、後者に對しその二〇%の株式を所有するとしても、兩者併せて百萬元餘の投資となる。次に、船舶關係ではいふまでもなく拂込資本四十九萬六千磅の印度中國航業公司 Indo-China Steam Navigation Co. の株式の大半は怡和の手中にあるであらう。また拂込資本二百七十九萬百五十香港弗の九龍ドック Hongkong Whampoa Dock Co. があり、更に一九三六年六月瑞鎔と合併して資本金一千萬弗の Shanghai Dockyards となつた耶松公司 Shanghai Dock & Engineering Co. にも關與してゐる。いま、印度中國航業公司に五〇%、九龍ドックに三〇%の投資を行へるものと見れば、併せてその額は約五百萬元に達する。倉庫碼頭に於ては上海の拂込資本六百萬兩、即ち八百三十九萬元餘の公和祥碼頭 Shanghai & Hongkew Wharf Co.、香港の香港九龍碼頭及貨倉公司 Hongkong & Kowloon Wharf & Godown Co.（資本全額拂込四百萬香港弗）に關與し、外に在上海の怡和冷氣堆棧 Ewo Cold Storage & Co. 怡和打包廠Ewo Press Packing Co. を所有してゐる。前二者に就てはその三〇%の株式を怡和が所有してゐるものと見做し得るから、これだけで約三百七十萬元の投資額となる。工業部門では怡和絹廠 Ewo Silk Filature を所有し、更に怡和各紗廠有限公司 Ewo Cotton Mills. 怡和啤酒公司 Ewo Brewery Co. 霍葛鋼品公司 Hope Critalla (China) 並びに在香港の香港牛奶水廠有限公司 Hongkong Dairy Farm, Ice & Cold Storage Co. 等に關與してゐる。そこで、問題となるのは怡和各紗廠であるがその拂込資本は八百二十五萬一千元であつて、一九三九年には最高二十八元（額面五兩）といふ高値で三百萬株以上の賣買高を示した上海衆業公所の花形株である。全株の三分の一に當る二百五十萬元は怡和の所有するところであらうが、これを一九三九年の時價で評價すれば約一千萬元見當である。不動産部門では拂込資本一千百九十三萬四千兩（一千六百六十九萬元）の業廣地產 Shanghai Land Investment Co. には怡和の W. J. Keswick が取締役として參與し、香港に於ては老沙遜、和記等と共に香港置地及代理有限公司 Hongkong Land Investment & Agency Co. を設立してゐる。公共事業にあつては香港電燈有限公司 Hongkong Electric Co.、香港電車公司 Hongkong Tramways に重役を送つてゐる。金融方面では老沙遜の倍だけ滙豐の株式（十六萬株）を所有とするとしてその額面價格は百二十五萬香港弗であるが、一九三六年の上海市場の相場千八百七十元に從つて評價を行ふとすればそれは千八百七十萬元といふ巨大な數字になる。中英公司、華中鐵路公司の株式も合して十萬磅、百七十萬元に近い額を所有するものと考へられる。なほ對支鐵道借款と關

聯して一九二三年特に重工業資材の輸入、加工を取扱ふ子會社怡和機器有限公司 Jardine Engineering Corp. を設立した。その拂込資本は百六十萬兩（二百二十三萬七千元）の Associated Company であつて、怡和洋行の所有管轄する所である。以上、多少煩雜に亙つてゐるが、數字の判明したものを適宜總計すれば二千二百萬元程度となる。これに株式の時價を加味しつゝその所有する Private Company への投資並びに所有社債類を加算するとせば、輸出入業以外への投資のみにても四千萬元に近くはなるのではなからうか。土地に對する投資は子會社怡和機器名義のものを併せて一千萬元を超えるのである。

太古洋行はその創立は新沙遜より古く、一九〇八年に至つて株式會社として陣容を整備したのである。本店は倫敦、資本は五十萬磅である。尤も南京に三十八畝餘の土地を有する以外に上海には土地を所有してゐないことになつてゐる。船舶業中心自らも碼頭三を所有するが、何といつてもその大株主として中國航業公司 China Navigation Co. を支配してゐる點に本洋行の面目がある。それは怡和系の印度中國航業公司に比して約二倍の勢力を有してゐる。資本金は百萬磅である。次に、其の他の子會社であるが、所謂太古糖を製造する太古糖廠 Tai Koo Refining Co. は資本二十萬磅であり、同じく香港に本據に置く太古機器船塢公司 Taikoo Dockyard Engineering Co. of Hongkong は造船、造機共の他の事業に從ひ、拂込資本金七十七萬六千六百萬磅である。また上海の永光油漆公司 Orient Paint, Colour & Varnish Co. がその支配下にあるが、資本金は明らかでない。この外太古澈興記 Taikoo Chinese Navigation Co. 藍烟囱輪船碼頭 Holt's Wharf の經營にも參加してゐる。前記三商社の資本は元に換算して約三千四百萬元の巨額に當るが、これらによつて動員される資產は勿論それに幾倍する譯である。太古洋行は更に英支汽船會社五、英國保險會社十一の代理店を營み、また製品の直配委託を受けてゐるものが倫敦、紐育等の英米商社十社に及んでゐる。資產表には前記投資額の五〇％を計上した。

英商には同族會社の色彩が強いものが多いことは前述したが、嘉道理父子洋行 Sir Elly Kadoorie & Sons の如き他の商社の如く主とする業務もなく、長子 E. Kadoorie は國民政府實業部の顧問であり且つ香港の事業に關係し、次子 H. Kadoorie は主に上海の事業に關與してゐるが、この兩名と文化事業に對する貢獻により英佛兩國から多數の勳章を授與されてゐる父との三人を以て組織する同族會社となつてゐる。その土地に對する投資を見れば、上海に所有する土地は何れも個人名義となつてゐて租界外に計二十八畝位あるにはあるが、地價の安

い所であるからその價額は數へるに足らぬ。併し、關係事業としては大英自來火有限公司 Shanghai Gas Co.、業廣地產公司、上海香港飯店 Hongkong & Shanghai Hotels・香港地產信託公司 Hongkong Realty & Trust Co.・香港九龍碼頭及貨倉公司 Hongkong & Kowloon Wharf & Godown Co. 並びに China Light & Power Co. 其他多數を算し、親子三人の資產が併せて五億弗を超えると云ふ說も傳へられる程である。だが、これは勿論信じ難い數字で、恐らくは千五百萬元見當に押へていいのであらう。

最後に英國以外の商社に持株會社の傾向を有するものはないかといへば勿論英商に匹敵するやうな大きなものは見當らないが、强いて擧げれば米商の美亞、或は William Hunt & Co. 等はこれに類するものといふことが出來よう。美亞は主として保險方面に、Hunt は碼頭倉庫を中心に保險、煙草方面に觸手を擴げてゐる。その特徵は、規模は小さくとも、英商に比して支那資本との抱合がより緊密である點にあるものの如くである。然しその詳細な考究は別の機會に讓りたい。

(二) 借款關係投資會社

この種の英國籍商社としてはいふまでもなく、中英公司 British and Chinese Corporation・華中鐵路公司 Chinese Central Railways・福公司 Peking Syndicate の三者を擧げねばならぬ。前二者の在支事務所は同一であつて、共に怡和洋行內にある。

中英公司は一八九八滙豐銀行の對支投資機關として設立せられ、それ以後京奉鐵道、滬寧鐵道、京滬鐵道改良、廣九鐵道、廣九鐵道追加、滬杭甬鐵道、滬楓鐵道、寧湘鐵道等の諸鐵道借款に關與し、更に國民政府交通部借款の債權者ともなつてゐる。然し怡和洋行、滙豐銀行が本公司の共同エージェントとなつてゐる如くこの三者は人的にも密接で、公債の賣出、元利支拂はすべて滙豐を通じて行はれてゐるし、鐵道收入は滙豐に預金され、また鐵道材料の購入は怡和の手によつて行はれてゐるといつた事情である。而も、この際に五分といふやうな手數料を徵收し、また公債の元利支拂確保の關係上當該鐵道の管理に與つてゐる。借款の詳細に就ては第四編第一章で論ずる筈であるからこれを省略し、本公司の資產自體をみると、一九三五年末の總資產百四十二萬二千磅、一九三六年末のそれが九十二萬九千磅となつてゐる。主なる科目は貸付金と有價證券であるが、不明な科目もあるから百四十萬磅を在支資產とすれば、元に換算して二千三百八十萬元となる。本店は倫敦、資本金は十二萬五千磅である。事變前には增資の氣運にあつたけれども、現在ではその關係する鐵道がすべて日本の經營

下にあることは斷るまでもない。

華中鐵路公司は一九〇四年福公司と中英公司とが揚子江北岸に於ける鐵道の合作經營のために合組したもので、浦信鐵道借款、津浦鐵道借款、津浦鐵道續借款、華中鐵路公司臨時借款に關與した。資本額面一磅、總株數十萬一千株の內譯は一九〇五年當時には英國側（中英公司、福公司、Yangtsze Valley Co.）が普通株四萬株、配當据置株五百五十株、佛國側（東方匯理銀行其他本國銀行）が普通株五萬株、配當据置株四百五十株、白國側が普通株一萬株となつてゐるから、佛白の資本が優勢であつた筈であるが、前記の如く怡和洋行に事務所を有し、匯豐、怡和を共同エージェントとし、更に借款の履行に當つても中英公司と同一の方法に依つてゐるのであるから、實權は英國側にあるものと考へられる。本店は上海であるが、その總資產が明らかでない。推定を加へず一應前記資本金を元に換算した百七十萬七千元を以て資產額に代へる。

福公司の主要投資は焦作炭礦であつて、その具體的な內容は第三編第四章に於て取扱はれる。關係した借款は鑛山に附隨する道淸鐵道關係の三借款、支那政府軍事借款、河南焦作炭礦借款であつて、道淸鐵道借款に就てみれば支那に於ける公債元利支拂銀行が麥加利銀行である點は注意してよい。年度は溯るが一九三一年末の拂込資本金は百二十四萬二千八百二十二磅であつて、主要の資產科目を總計すれば百七十萬九千磅餘卽ち四千萬元近くに達するが、業績不振のため一九三七年には公稱資本百五十四萬磅を八十二萬八千磅に減じた。佛白の株主が大半を占めると傳へられ、投資先は鑛山以外に、嘗つて中法實業銀行に三千萬法投資してゐたし、また前記華中鐵路公司に二萬磅、福中公司、天津儲貯有限公司 Tientsin Wharf & Go'own Co. 等に投資してゐる。一九三八年末の純利益は八百六十一磅、投資額三十一萬五百二十八磅と稱せられる。

米國の銀行以外の借款關係會社としては愼昌洋行 Andersen, Meyer & Co. 廣益公司 American International Corporation、裕中公司 Siems-Carey Railway & Canal Co. 共他があるけれども、支那に本據を有するものは愼昌洋行のみであり、この愼昌洋行は貿易商として本篇第五章の問題であるからここでは省いて置く。一九三九年初に於ける鐵道借款殘額の比率は英國三六%、白國二四%、獨逸二二%、佛國一〇%、米國七%となつてゐるから、鐵道に關する限り米國は他の諸國に一籌を輸する譯である。

佛國の借款關係機關は佛國銀行團（代表中法工商銀行）の外に Societe Fracaise de Construction et d' Exploration de Chemin de Fer en Chine が曾つて一九〇二年の正太鐵道借款に關與したことはあるが、その後には活動してゐない。白國のこの種機關としては比國銀公司と比國駐華營業公司（中比銀公司）の兩者がある。比國銀公司は原名を Compagnie General de Chemin de Fer et de Tramways en Chine と稱し、また Societe Belge de Chemin de Fer en Chine と稱する。隴海鐵道關係の五借款並びに同成鐵道、寶成鐵道の借款に關與してゐる。本店はブリュッセルであるが、上海に於ては華比銀行と職員を同じくし、兩者の關係は滙豐銀行と中英公司よりも緊密であり、更らに自らが鐵道材料の輸入商として怡和洋行と中英公司を合せたやうな立場にある。その資產は貿易商社 Societe Belge de Chemin de Fer en Chine の原名の下にこれまた本編第五章の論ずるところである。拂込資本金は三百萬法である。次に、一九二二年の包寧鐵道材料借款の債權者として比國駐華營業公司 Societe Belge d' Entreprise en Chine がある。この公司は中比銀公司 Compagnie Financiere Belgo-Chinoise と同一であると考へられるが、名稱を異にする所以も、營業內容の詳細も明らかでない。その駐華代表たる J. Hers は一九三六年當時には上海の白耳義商業會議所の會頭であつて、一九四〇年現在に就いてみても中比庚款委員會比國代表團の一員であり、また法商救濟難民慈善獎券の事業に關與してゐる。兎に角彼がブリュッセル銀行團の駐華代表たることは確實である。獨逸に就ては德華銀行の外に矢張り鐵鋼材料輸入業商社たる德國沃樂乎鋼鐵廠 Otto Wolf (Koeln) が活動して來たが、これ亦本編第五章に讓る。以上により借款關係に於て特に中英公司の如き機關はあつても、銀行と貿易業者の兩者が相結んで如何に主役を演じてゐるかが十分に觀取されるのである。

（三） 產業證券投資會社

この項に於ては有價證券投資、その賣買を收入源泉とする商社を中心にして論じて行く。持株會社に比して營業內容が多くは公開的であることはいふまでもない。

先づ、英商にしてサッスーン系と稱せられる證券會社には遠東營業公司 Far Eastern Investment Co.、中國國際投資信託股份有限公司 International Investmet Co. of China. 揚子銀公司 Yangtsze Finance Co. その子會社たる濟業銀公司 Commercial Investment Co 等があり一九三六年後の設立のものとしては濟業銀公司と事務所を同じうする Universal Investment Co. 及び中國國際投資信託と揚子銀公司の兩社から

分出した Shanghai Securities がある。このうち最も華々しい存在を示すものは中國國際投資信託であらう。上海衆業公所に於て、額面十兩株が一九三七年には最高値四・二五元、取引株數五萬一千株であつたものが、一九四〇年には十月までに就いて最高三九・二五元に達し、四百二十五萬株以上の取引を見せてゐる。遠東營業公司は内容不詳であるが、サッスーン財閥の一中樞機關であつて、例へば華懋飯店總株數五十萬株のうち四十九萬株以上、即ち額面六十八萬六千元を所有してゐる。濟業銀公司 Universal Investment Co. 及び Shanghai Securities もその詳細を明らかにしないが、最後の Shanghai Securitres は一九三七年度より營業を開始したもので、資本は當初百六十萬元であつたが、一九四〇年には四百三十七萬五千元に增資してゐる。百六十萬元といふ資本は中國國際投資信託と揚子銀公司が持寄つたものであるから、こゝにはこの分だけでも計上して置かう。扨て中國國際投資信託の總資產は、一九三六年三月に一千十四萬六千八十一元で、そのうち一千萬元餘即ち殆んど全部が有價證券であり、會社の利益も主として利子配當收入、有價證券賣買益等によつてゐる。一九四〇年三月末には手持有價證券八百八十八萬二千元餘とあるが、その市價は千四百二十一萬六千元餘に及んでゐる。所有株式のうち一萬株以上に達するもののみを擧げて見れば三新地產（八七、五〇〇株）、揚子銀公司（八二、〇〇〇株）、Shanghai Dockyards（六二、七四〇株）、Shanghai Securities（六〇、〇〇〇株）業廣地產（四〇、二五〇株）、會德豐（二四、二二七株）、利喊汽車（二一、六一五株）Rubber Trust（一九、七五〇株）等である。因みに中國國際投資信託は公稱資本二千萬元拂込四百八十九萬五千百四元、社債四百十九萬元餘（一九三六年三月現在）であり、別に佛租界に約十六萬五千元の土地を所有するから、前記總資產と併せて大體千三十一萬二千元の資產となる。揚子銀公司拂込資本金七百二十三萬七千元餘、總資產は一九三四年が一千五十六萬元、一九三七年が七百五十六萬六千元、一九三八年が九百七十六萬二千元であり、所有有價證券總額は一九三四年九百二十四萬七千元、一九三七年四百九十四萬三千元、一九三八年八百十八萬一千元、一九三九年七百八十一萬一千元、一九四〇年七百四十九萬元である。いづれも三月末日の數字である。Book Value であるから、市場價格は一九三七年より一九三九年までにはこれよりも遙かに小さく、本公司の業績は甚しく不振であつたが、一九四〇年には市場價格が帳簿價格をずつと上廻つてゐる。なほ租界當局の土地臺帳には現れないが、十三萬四千元餘の土地を有し、一九四〇年度にその大部分を賣却したといふから、この分をも含めて一九三六年末の資產は大體七百七十萬元と見てよい。子會社濟業銀公司に對する投資は百二十五萬八千元餘である。

次に英國貿易商麥邊洋行 George McBain の支配下にあるのが中國國際投資信託、揚子銀公司と鼎立する上海銀公司である。麥邊洋行はこの外に護謨會社の蘭格志 Maatschappij in Lang Kat、司買得 Shanghai Sumatra Rubber Estates、容倫登 Shanghai Kelantan, Rubber Estates（資本金は夫々二百五十萬ギルダー、三十八萬四千七百八十兩、十四萬兩であつて合計五百四十萬六千八百四十五元）の三社を經營してゐるが、恐らくその統制權は上海銀公司を媒介とするものであらう。現に上海銀公司は蘭格志に對して約五十萬元の貸付金を有してゐる。上海銀公司も亦一九三三年以降業績惡化の一路を辿り、三五、三六年は勿論無配であつたが、一九三九年には五兩株が最高値十五元に達し、百三十萬株の取引があり、一九四〇年は十月迄に最高値四十一元を現出し、取引も二百五十七萬株に上つた。一九三五年末の資本は百二十五萬兩で、總資產は二百三十五萬四千元餘、所有株式及び社債が百九十二萬九千元餘（時價は百四十六萬八千元）であつた。この有價證券の內譯は工業株四十九萬四千元、船渠碼頭運輸株三十三萬八千元、土地株二十五萬六千元、護謨株二十萬元、金融保險株十七萬八千元となつてゐる。一九三六年の手持有價證券は百八十九萬六千元餘であるが、その時價は百十七萬六千元しかなかつた。ここには一九三五年末の總資產を計上することとする。尙ほ上海に所有する土地はなく、また本公司の重役陣には護謨株の王者匯通洋行 Wattie & Co. と有數の貿易商平和洋行 Liddel Bros & Co. が關與してゐることを指摘して置く。

尙ほ英商としては前記匯通洋行と英美烟股票有限公司を擧げて置くのが至當であらう。匯通洋行は本店を上海に、支店を倫敦、スラバヤに有し、上海衆業公所上場の護謨株三十六種、三十五社のうち十九社までを或は秘書として、或は總經理として支配してゐる。上海には租界外に一畝餘の土地を有するのみである。右護謨會社の拂込資本は總計一千七百三萬四千元に達するから、その二〇%を握つてゐるとしても三百四十萬元に達する。尤も、護謨會社への投資はある意味では對支投資ではないといへるが、上海資本市場の一面を物語るものとして玆に問題にしておいてもよいであらう。護謨會社に關與するものとしては、先に擧げた麥邊洋行とこの匯通洋行の外に、英國貿易商祥茂洋行 A. R. Burkill & Sons が英法地產の護謨會社九會社を經理し、華昌洋行 Geddes Trading & Dairy Farm Co.、德康洋行 Frost Brand & Co. が夫々二社及び一社を經理してゐる。これら護謨會社の資本總計は千八百三十七萬八千元に達するから、麥邊、匯通の分を合すれば實に四千八十一萬九千元（額面價格）の大きな額に上る。尙ほ匯通洋行を率ゐる A. J. Welen は上海自來水有限公司 Shanghai Waterworks Co. の

重役の地位にある。

次に英美烟股票有限公司 British-American (China) Tobacco Securities Co. は英商駐華英美烟公司 British American Tobacco Co. (China) と資本を同じくしてゐる。といふのは特に支那人の英美烟公司への投資仲介機關であるからである。即ち、公稱資本金二千萬元、拂込資本金九百八十六萬六千二百元であつて、それがその儘英美烟公司への再投資となつてゐる。一九三二年に於ける他の資産項目は現金、預金、貸付、建物什器、其他併せて三十四萬七千八百四十八元であるから、前者と合すると總計千二十一萬四千元餘となる。一九三五年には百元の株が最高値八十三元、百十株の取引高があつたが、一九三六年には最高値八十元、七百六十三株の取引しかなかつた。一九三七年の六月には九十元の相場を示してゐるが、しかしこの會社は遲くとも一九三八年には消滅してゐる。

米國の投資會社としてはこゝに匯衆銀公司 China Finance Corp. 美安公司 American Securities Corp. 及び中國證券公司 China Bond & Share Co. を擧げなければならぬ。英米以外には産業證券投資會社と目すべきものは見當らない。匯衆銀公司は證券投資よりも寧ろ不動産貸付に重點があり、投資としては英國籍保險代理商匯安保險公司 Guaranty Underwriters of China の全株式を所有してゐるが、これは既に早く一九三五年には淸算中であつたし、米國籍の中國營業公司 China Realty Co. にも投資してゐたが、これも一九三六年當時には悲境にあつた。英商達商銀行との關係も銀行の項に述べて置いたが、兎に角美亞系統の商社であることに間違ひない。業績は甚しく惡く、一九三四年末總資産三百四十七萬一千元、一九三五年末は二百十三萬五千元で、四百萬元を超える資本の略半額に減じ、好況の一九三五年度に於てすら尙ほ三百三十四萬五千元のマイナスを殘してゐる。美安公司亦匯衆銀公司と系統を同じくし、China Transport & Storage Co. を經理してゐるが、この後者の所有する碼頭、倉庫(約百五十萬元)は第三編第一章に取扱はれてゐるから、美安公司の上海に所有する十九畝餘、三十九萬元の土地のみを摘記して置くに止める。

中國證券公司は證券ブローカー新豐洋行 Swan, Culbertson & Fritz が陳光甫等と共に組織したもので、資本百萬元(一九三九年には百二十萬元に增資した)、一九三四年末の總資産百五十三萬八千元、その九割迄が有價證券である。一九三四年が營業第一年度で配當一割、三五年、三六年が夫々六分及び一割であつた。

(四) 證券ブローカー

英國籍では Benjamin & Potts (利安); J. P. Bisset & Co. (長利); A. A. Brady; J. L. Crompton & Co.; K. M. Cumming (開明洋行); Davis & Moller (馬棣洋行); A. H. Hatherly (得利洋行); Hillaly & David (海維洋行) N. W. Hickling; W. R. Lemarchand (利得); S. E. Levy & Co. (合盛洋行) A. E. Moses (茂斯); P. H. Prevot (畢利華洋行); A. W. Reynell & Co. (利賚洋行); N. H. Rutherford (利德); M. Simmons & Co. (新茂洋行); White, White & Co. (中庸洋行); Thomas Moore Yates の十八社が在上海ブローカーで、一九三六年後に消滅したものも若干ある。為替ブローカーでこの方面にも關係してゐるもののあることは既に指摘して置いた漢口の Gracy & Pearson の如きもこの例である。R. S. Davis (英商瑞隆) は北京及び天津にあり、土地の方へも手を伸してゐる。香港には Caroll Brothers; Croucher & Co.; Ellis & Elgar; George, Grimple & Co.; Moxon & Taylor の五を數へ、最後のものは資本百萬香港弗と稱する。香港には Hongkong Sharebrokers Association があつて、合盛洋行などもこれに加入してゐる。

以上のうち注目すべき二、三の商社に言及すれば、Benjamin & Potts は所謂サッスーン系の商社であつて、Ellis Hayim の統率する所である。最近では中國鋼業 Metal Industries of China や Shanghai Securities の株式賣出に活動した。合盛洋行 S. E. Levy & Co. は上海衆業公所の會員たる S. E. Levy; V. D. Gensburger; F. S. Elias; E. L. Elias; G. T. Yuan; W. N. Wells-Henderson 等の外米人 C. V. Starr も加はつて一九三三年に組織されたもので、香港、マニラ、新嘉坡に支店を有し、また紐育、市俄古、モントリオール、倫敦等にも代理店を有し、證券、商品のブローカーに從つてゐる。天津、北京の R. S. Davis の如きも代理關係にある。上海と外國市場の仲介をする點で米國籍の新豐洋行、美盛洋行と鼎立する大ブローカーである。然しこれらブローカーはいづれも個人商社であつて資産が明らかでないが、上海租界に K. M. Cumming は二萬四千兩、A. H. Hatherly は百三十二萬三千兩の土地を有し、後者は他に五十九畝近い土地を租界外に有してゐる。從つて香港以外に於ける關係ブローカー約三十人で三百萬元、前記の土地を加算すれば五百萬元程度の總資産は有してゐるものと見なければならぬ。香港は數は少ないが二百萬元と見て差支へない。

米國籍のブローカーは、A. B. Rosenfeld & Son 美盛洋行; Swan, Culburtson & Fritz 新豐洋行の外に上海には為替ブローカーを兼ねる、

E. C. Allan ; F. V. Reilly があり、廣東に同じく銀業のR . A. Hunt & Co.がある。新豊洋行は廣東に支店を有してゐる。ここで問題になるのは美盛、新豊であるが、資産はいづれも不明である。新豊洋行は中國證券公司の設立者であるから、その株式百萬元のうち相當額を保有してゐるであらうしまたこれを通じて證券投資界に活動してゐることであらう。C. D. Culbertson 個人に關して云へば、豚毛精製業の鉅美洋行を主宰し、國光公司 Cathay-Grand Corp.（上海の映畫劇場 Grand Theatre ; Cathay Theatre を經營す）に關與し、上海佛租界にある L. F. Culbertson 名義の二十七萬五千兩の土地も恐らく彼に歸屬するものであらう。新豊洋行は美盛洋行、英の合盛洋行と同じく上海を根城に香港、マニラ、新嘉坡、紐育、市俄古、モントリオール等の市場に出動してゐるのである。美盛洋行は一九三六年後に於て經營者の變更があつたが、資產内容についてはこれ亦明らかでない。新豊、美盛兩者併せて百萬元の程度であらう。

英米以外の證券ブローカーとしては上海では佛の E. E. Shahmoon & Co.（斯文洋行）と丁抹の G. Nielsen 、漢口の獨逸商と考へられる E. W. Bahnson & Co.（澎松）及び廣東の國籍不明 Tavadia & Futakia（打華地亞）が擧げられるが、斯文が上海租界に約十三畝、三萬元程度の土地を有する以外に資產は判明しない。一社 、六萬元の資產と見て置きたい。

〔第二十三表〕　上海衆業公所及上海華商證券交易所取引額

年度	上海衆業公所				上海華商證券交易所
	株式數(千株)	株式金額(千元)	債券金額(千元)	金額計(千元)	內國債金額(千元)
一九三三	八、五三四	—	五一、四二二	—	三、四一二、七七五
一九三四	一八、四五三	—	四四、〇五九	—	四、七七三、四一〇
一九三五	八九八	七、六七八	一二、四三七	二〇、一一五	四、九〇九、九八〇
一九三六	九、六八五	五二、八一一	一六、四一三	六九、二二四	二、三三五、二七五
一九三七	一八、三七六	四八、九〇八	一一、一一〇	六〇、〇一八	二、四〇七、八七〇
一九三八	六、四五二	三九、四三二	四、九八八	四四、四二〇	—
一九三九	三二、四五〇	三三〇、六六〇	二四、五三一	三五五、一九一	—

〔備考〕「經濟統計月誌」ニ依ル、但シ株式金額ノ欄ハ別ノ資料ニヨル推定數字ナリ

（五）其他金融信託機關

英商としては上海に金融業の M. Benjamin（平治門）、信託關係の Grovenor Trust（現在消滅）; Hamilton Trust; Lester Trust; Provident Trustees（儲金管理有限公司）、競賣業の L. Moore & Co.（魯意師摩有限公司）、Noel, Murray & Co.（瑞和洋行）、雜ブローカーの N. W. E. Dodlia Commercial Service Representative があり、天津には達容飯店 States Hotel の所有者たる金融業者中華平安公司 China Securities Co. 及び棉花ブローカーたる H. Foox & Co. がある。在香港の倉庫業兼金融業の China Providents Loan & Mortgage Co., Ltd. は一八九六年創立、資本金四百五十萬香港弗で拂込三百六十八萬五千弗、即ち三百九十六萬二千元である。彼等の上海共同租界に有する土地は Noel, Murray & Co. が二十三萬五千兩、L. Moore & Co. が二十一萬六千兩、M. Benjamin が百四十二萬八千兩、總計換算二百六十三萬元である。競賣業の兩商社は家具、骨董類の競賣のみならず、また輸入商品の競賣取引をも行つてゐる。英國より輸入する棉製品は三分の一までがこの競賣取引に依ると稱せられる。儲金管理有限公司は英美烟公司の附屬機關であり、Hamilton Trust はサッスーン系であるが、その業績を明らかにし得ない。Lester Trust は H. Lester の遺産を管理するものと思はれるが、H. Lester 名義の土地は上海の租界内外に約百七十八畝、千七百七十三萬五千元に達するから、これも勿論その管理に屬してゐるものと考へられる。因に H. Lester の遺産を主たる財源とする仁濟醫院 Lester Chinese Hospital は文化事業の章に於て觸れる筈である。

米商には貸金取立業の Mercantile Service Bureau、佛商には Credit Franco-Chinois（中法銀公司）、Theodor Sopher & Co.（沙發洋行）在天津の Marcel Leopald & Cie. の三金融業者があり、伊商には上海に Asiatic Credit Co. 露商としては Russo-Chinese Credit Co-operative Society と Russo Mutual Credit Corp.（俄僑經濟互助社）及び Russian Pawn Shop（俄國質店）の三、この外に雜ブローカーとして Irxmayer & Co.（墺太利）、Palmer, Green & Co.（アルゼンチン）を數へ得るが、この兩者は一九三六年後には消滅してゐる。右のうち中法銀公司は Marcel Darre 一家が經營する所で、上海租界内外に有する土地が約千二百七萬元、所有建物も相當にある筈である。資本は五十萬元である。總資産千五百萬元は間違ひあるまい。沙發洋行は創立一九一八年、Asiatic Credit Co. の創立は一九三六年であるが、いづれも支那

側に取引銀行を有し相當の業績を擧げてゐるものと考へられる。俄僑經濟互助社は白系露人の一種の信用購買組合であらう。食料品店をも有してゐる。

第二節　外國保險業商社の在支活動

在支外商銀行の金融活動を補足し且つ貿易業に附隨する一部門として、保險業商社の活動を逸することは出來ぬ。これら外商保險業商社が支那に於て獲得する保險料收入は、恐らく全支保險料收入の九〇%を占めるであらう。然し外商保險會社にして上海、若しくは香港に本店を有するものは極めて少く僅かに十二社、これに反し海外に本店を有するものは百四十七社の多數に達するが、在支本店商社と雖もその資金を外國有價證券類へ投資するもの多く、保險の性質上支那に對する投資と目すべきものは寥々たるものである。尤もその場合ですら在外本店商社の大多數が在支貿易業商社をその代理店としてゐるだけに、保險業が主として商品の輸出入と相俟つて支那の開港場を潤ほす金融機能は相當に大きいものと見なければならぬ。百五十九社に及ぶ商社中、專ら生命保險を取扱ふ商社は英五、米四併せて九社に過ぎず、他の殆んど總てが損害保險商社である。保險業商社全般に就き各國別社數、拂込資本、公表總資產及び在支資產を別表に纏めたが、以下簡單にその內容に觸れて見よう。但し在外本社の商社に關しては支那に投資物件を有するものの外營業用資產の如きをその在支資產として計上することをしなかつた。

〔第二十四表〕保險業商社在支資產推定額（一九三六年度）　（單位＝元）

	社數	拂込資本（社數）	公表總資產（社數）	在支資產推定額
英國				
在外本店	八四	七二一、〇六七、四五一（七五）	—	—
在香港本店	六	一七、四五一、五七五（六）	一五一、一七五、九八八（六）	一四六、〇一七、〇〇〇
在支本店	四	九、二五二、七九七（四）	四三、〇三九、九一九（四）	四六、九二四、〇〇〇
保險代理業	一九	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇

計	一一三	七四七、七七一、八二三（八五）	一九四、二一五、九〇七（一〇）	一九三、九四一、〇〇〇
米國				
在外本店	三五	三六〇、八八六、三九五（二九）	—	—
在支本店	一	六六六、六六六（一）	八、八〇七、七一七（一）	三、〇八三、〇〇〇
保險代理業	八	二、七九七、二〇二（一）	五、三一九、七一三（一）	五、八二〇、〇〇〇
計	四四	三六四、三五〇、二六三（三一）	一四、一二七、四三〇（二）	八、九〇三、〇〇〇
佛國				
在外本店	六	二〇、二七〇、〇〇〇（五）	—	一、八〇〇、〇〇〇
在支本店	一	五六〇、〇〇〇（一）	八六六、五五三（一）	八六七、〇〇〇
保險代理業	—	—	—	—
計	七	二〇、八三〇、〇〇〇（六）	八六六、五五三（一）	二、六六七、〇〇〇
獨逸				
在外本店	八	七六、五七〇、六五〇（八）	—	—
在支本店	—	—	—	—
保險代理業	—	—	—	—
計	八	七六、五七〇、六五〇（八）	—	—
和蘭				
在外本店	七	一二、三一五、六八六（五）	—	—
在支本店	—	—	—	—
保險代理業	四	—	—	四〇〇、〇〇〇
計	一一	一二、三一五、六八六（五）	—	四〇〇、〇〇〇

瑞伊丁				
在外本店	七	二五、二〇〇、〇〇〇（七）	—	—
在支本店	—	—	—	—
保險代理業	一	—	—	五〇、〇〇〇
計	八	二五、二〇〇、〇〇〇（七）	—	五〇、〇〇〇
總計				
在外本店	一四七	一、二一六、三一〇、一八二（一二九）	—	一、八〇〇、〇〇〇
在支本店	一二	二七、九三一、〇三八（一二）	二〇三、八九〇、一七七（一二）	一九六、八九一、〇〇〇
保險代理業	三二	二、七九七、二〇二（一）	五、三一九、七一三（一）	七、二七〇、〇〇〇
計	一九一	一、二四七、〇三八、四二二（一四二）	二〇九、二〇九、八九〇（一三）	二〇五、九六一、〇〇〇

〔備考〕一、保險代理業者中ニハ博望保險公司 Blom & Van der Aa（開）ノ如ク本店ヲ本國ニ有スルモノアリ、又總計ノ在支本店商社ニハ在香港本店商社ヲ含ム、在外本店商社ニ就キテハ其ノ總資產ノ判明セルモノモ之ヲ省略ニ付シタリ。

二、支那ニ活動スル日本保險商社ノ資本合計ハ十四社二九、一一九、〇六四元、支那ノ保險商社ハ四十社ニテ四二、二二一、二一〇元、尙ホ後者ノ資產總額ハ二十八社ニ就キ四九、八五〇、四一九元ナリ（一九三五年末）。

三、保險商社ノ上海共同租界佛租界、並ニ租界外ニ有スル土地及ビ其ノ課稅評價額ハ次ノ如シ、スベテ上海又ハ香港ニ本店ヲ有スル商社

英國	North China Ins. Co.	七・七六四畝 七・〇六九畝	一四三、九二〇兩（共） 一二三、七〇八兩（佛）
	Yangtsze Ins. Association	三七・〇〇二畝 三八・三九六畝 二二・六七五畝	一、九九七、三一六兩（共） 五〇七、四五八兩（佛） ——（外）
	Hongkong Fire	三・四九〇畝	四八八、六〇〇兩（共）
	Union Ins. Society of Canton	三・二四〇畝	七七七、六〇〇兩（共）

米國	American Asiatic Under-writers	二・九六〇畝 〇・三二六畝 〇・三二六畝	二六、六四二兩(共) 五、四七七兩(佛) ——(外)
佛國	Cie. Franco-Americaine	一、二四二畝	一九、一二七兩(佛)

英國の在支本店商社としては上海に本店を有するもの四社、香港に本店を有するもの六社を數へる。即ち前者は遠東保險公司 Far Eastern Ins. Co. 四海保險公司 International Assurance Co. 保家行 North China Ins. Co. 揚子保險公司 Yangtsze Ins. Association であり、後者は保甯保險公司 British Traders. Co.、廣東保險公司 Canton Ins. Office 中華保險公司（仁記）China Fire Ins. Co. 旗昌保險公司 China Underwriters. 香港火險公司（怡和）Hongkong Fire Ins. Co. 保安保險公司 Union Ins. Society of Canton であるが、最後の保安が右の總てを蔽ふ程に大きい。遠東保險は一九三八年末に揚子保險に合併されたが、この揚子保險並に保家行、及び香港の保甯保險、廣東保險、中華保險はいづれも保安の子會社であつて、保安は右の外に British Oak Ins. Co. と Beaver Ins. Co. をも支配してゐる。四海保險公司は H. E. Arnhold を社長とし英米佛支各國の資本を加へ、水、火、災害、生命の各種を保險を取扱つてゐる。一九三六年末の總資産は六百五十七萬一千六百三十二元、資本は四百十九萬元餘である。資産內容は二五%が貸付五四%が有價證券であるが、一九三四年以來配當なく、事變後に於て英米證券の比率を增大し、また磅建に改めた。生命保險契約に就て見れば、支那の占める割合が事變前には九四%に達したが、一九三八年度には六六%に低下した。支那に於ける收入減を馬來、佛印等支那外に補ふことに大童である。尙ほ海上火災災害三種の保險料收入は一九三六年が三百二十七萬八千元、一九三八年度が十萬四千磅（三百十二萬九千元）となつてゐる。次に遠東保險公司は拂込資本百萬元餘、一九三六年末の總資産三百二十九萬四千九百十元であつて、貸付甚だ少く、七〇%が有價證券投資、一三%が現金であつた。社長はこれ亦 H. E. Arnhold であつたが、一九三八年末揚子保險に合併した。保家行は資本十五萬磅、一九三六年末の總資産九十三萬五千九十三磅（千五百八十九萬六千五百八十一元）、八一%までが有價證券に投資されてゐるが、上海所有の土地より見て不動産資産を三十萬七千元だけ加算してよい。同じ年度の保險料收入は十五萬六千磅餘（二百六十五萬八千元）で支拂保險金、諸掛を差引いて一萬磅餘の純益を擧げた。揚子保險公司は在上海本店商社の大宗であつて、上海バンドの揚子保險ビルには保安系の保險會社が集つてゐる。社長には H. E. Arnhold

を置き、全支各地に支店網を張つてゐる。資本金百五十萬元、一九三六年末總資產は千七百二十七萬六千七百九十六元であつた。そのうち有價證券投資が七九%を占めてゐる。上海に所有する土地が七十五畝四百九十二萬八千六百八十三元、在上海の建物が少くとも五十萬元と見てよい。然るに帳簿面では土地建物勘定が百三十五萬一千元餘としかなつてゐないから、ここに右の差額を加算する必要があらう。一九三六年度の保險料收入は總額三百九十一萬六千元で、純益は四十一萬一千元である。然し本社は創立一八六二年の歷史を有し、支那は勿論太平洋を中心とする各地に支店を設けてゐるから、保險料收入は支那のみに由來するものではあるまい。尙ほ以上の上海本店商社四社のうち三社の一九三六年保險料收入總額は九百八十五萬二千元となつてゐる。

香港本店の商社たる保寧保險は一九三五年末に於て資本十九萬二千磅、總資產百十四萬四千八百六十一磅（千九百四十六萬二千六百三十七元）、保險料收入五百三十萬七千元、純益が百二十萬元である。支店は支那及び太平洋岸に汎く散布して、海上保險、火災保險に從つてゐる。廣東保險公司は一八三六年に呱々の聲を擧げた古い商社であつて、一九三六年末の拂込資本百萬香港弗、總資產千八百六十三萬四千八百五十五香港弗（以下暫らく香港弗を元とパーに見て行く）、保險料收入は三百七十三萬八千元である。中華保險公司は保安系であるが、他の保安系商社が怡和洋行を代理店としてゐるに對し、本社は仁記洋行 Gibb, Livingston & Co. に結び付いてゐる。一九三五年末に於て資本全額拂込二百萬香港弗、總資產千三百十九萬二千六百五十二香港弗である。一九三六年度の保險料收入が三百九十九萬八千香港弗となつてゐる。保安は既記の如く、最近には在支保險會社の外に英本國並びに加奈陀の保險會社を傘下に收めて、世界的規模を有する保險會社となつた。資本は二百萬磅で一九三六年には拂込五十四萬磅（九百十八萬元）であつたものがその後八十一萬磅、百二十萬磅と二回に亙つて增資されて好況を維持してゐる。一九三六年末の總資產は六百十萬九千六百五十六磅（一億三百八十六萬四千百五十二元）、收入保險料が百五十六萬三千磅（二千六百五十八萬五千元）であるから、どの點から見ても在支保險會社の頭梁である。前記資產の內容に就て見れば、有價證券六三%、不動產一七%、現金一〇%、政府寄託金二%、在外貸付一%、其他七%となつて居り、更に有價證券（この配當利子が年收入の半ばを占む）の內譯を見ると英政府證券一六%、英植民地證券一七%、外國政府證券又は外國市債一二%、鐵道證券五%、公共事業債券四%、保險株三%、其他證券六%、合計六三%であるから、少くとも總資產の四五%までは外國證券、卽ち外國への逆投資である。鐵道證券

以下のうちに支那の外債、香港上海等の現地證券が包含されてゐるものと見てよい。不動産が非常に多いが、これは家屋だけであつて半分は權利付の借家となつてゐる。帳簿面でさへ約千七百萬元であるから、實際は可なりのものであらう。又上海には百八萬八千元に價する土地を有してゐる。保險業種は海上、火災、災害であつて、勿論海上保險收入が半ばを占めてゐる。尙ほ本社は英國貿易業者の相集つて組織したもので、在支保險業界に於ける匯豐といふことが出來る。一應保安系の外にあるものとして旗昌保險、香港火險の兩者がある。旗昌保險は華名からして香港の貿易業者が旗昌洋行 Shewan, Tomes & Co. と關係が深いものと考へられる。香港を中心にして廣東から馬來及び印度方面に活動し、生命保險をも取扱つてゐる。一九三五年末の資本百二十萬七千香港弗餘、總資產二百三十四萬二千百七十九香港弗、收入保險料八十四萬九千香港弗であつたが、一九三六年末には資本百二十九萬五千香港弗、總資產百七十七萬八千五百二十四香港弗、收入保險料二十三萬七千香港弗となつて、明らかに業績の惡化を物語つてゐる。資產內容に於ても貸付金が一〇%を越えてゐるのである。但し一九三七年には稍々持直した。香港火險は怡和保險とも稱し一八六八年怡和洋行の設立したもので、火災の外に海上、災害をも取扱ひ、活動領域を支那に置いてゐる。他の資本を混へた現在も依然として經營は怡和洋行の一手引受である。一九三六年度の拂込資本は八十萬香港弗、總資產が千七十七萬七千九百九十八香港弗であり、收入保險料が百三十四萬八千香港弗であつた。事變に依る打擊著しく、準備金が一九三六年度に二百萬香港弗であつたものが、一九三七年、三八年にはそれが夫々六十九萬六千香港弗、五萬八千弗に低下して支那との關聯の深さを示し、上海にも六十八萬八千元の土地を有してゐる。以上、香港に本店を有する商社の一九三六年度基準の收入保險料は四千百二十一萬三千元であつて、その半ば以上が保安の收める所である。

米國の在支本店商社は美亞保險公司（後段參照）の系統に屬する友邦人壽保險公司 Asia Life Ins. Co. である。紐育本店と記したものもあるが、元建勘定で事業の中心は上海並びに極東にあり、支那資本も少額加へてゐるけれども發行株の五五%までは美亞が所有し、友邦銀行も本公司の貯蓄部が改組されたものであることは既述の如くである。活動舞臺は大體支那、馬來、比律賓に三分される。一九三六年末の契約高累計中支那が九〇%近く、又一九三六年の年內契約高に於ても五一%までは支那であつたが、事變の影響によつて重心が比律賓、馬來に移つてゐる。即ち一九三九年末の契約高累計一億元餘のうち、支那の占める割合は二七%、比律賓が斷然多くて四〇%近い。一九三六

年末の資本六十六萬六千元餘、總資產八百八十萬七千七百十七元であつて、有價證券が三百九十五萬元、貸付が甚だ多く二百八十七萬元となつてゐる。生命保險會社は總じてこの貸付額が多い。不動產は五十九萬六千元で上海所有の土地四十三萬二千元（一九三三年末公董局評價額）と相應してゐる。投資物件は出來る限り各國に分散せしめる方針をとつて居り、從つて政府證券が多く百十六萬元で、また百二十四萬元に及ぶ保險株を有してゐる。事實一九三八年の總資產が法幣低落とは逆に一九三六年の倍、即ち千六百八十八萬四千九百五十七元に增加してゐる點に見ても、在支資產の少ないことを思はしめる。但し不動產勘定と不動產抵當貸付金がこの間に殆んど增加してゐないから、この項目のみは支那と密接な關係にあると見ることが出來る。結局三五％近い資產を支那に有するものではあるまいか。その保險契約高に於て支那と香港の占める率に大體同一である。

在支本店商社としては以上の外に法美保險公司を數へるのみである。佛國籍であるが半ばは米商美亞保險の投資にかかる。海上、火災、災害の各種保險に從事し、支那以外に佛印方面へ伸びてゐる。一九三六年末の資本三百五十萬法、總資產五百三十一萬五千九百五十四法（八十六萬六千五百五十二元）、收入保險料十九萬二千元。資產內容を明らかにしないが、上海佛租界に二萬七千元の土地を有してゐる。規模も小さいから、資產は恐らく上海に保有せられるものと考へてよい。

在外本店商社はいづれも在支保險商社、保險代理業商社、貿易業商社其他の手を經て保險料を支那から引上げてゐるから、それらの手數料を勘定に入れても、對支投資から見れば勿論マイナスである。在支支店と稱するものも、實狀は保險代理業者であつて變るところはない。但し彼等保險商社が幾何の背景を負うて支那に進出してゐるかを知るために、拂込資本の總額を別表に揭記した。即ち在外本店商社百二十八社で十二億一千二百萬元、在支本店商社其他を加へれば百四十一社で十二億四千三百萬元に達する。これに對し日本商社の資本は十四社二千九百萬元、支那商社は四十社四千二百萬元である。支那の水火災害保險商社二十四社に就き一九三五年末の收入保險料を見ると、四百三十三萬四千元であつて、漸く揚子保險公司一社に匹敵しうる程度である。在外本社商社が支那、若くは支那貿易から吸收する保險料が抑々幾何に達するかは明らかでない。事變前海上、火災保險料が約三千萬元と稱されたが、前記の如く在支本店及び香港本店の商社だけでも約五千萬元に達するから、右の數字が如何なる範圍を指すものか正確を缺いてゐる。勿論在外本店商社が支那に固定した投資を行つて

ゐるものと見難いのであるから、以下保險代理商社との關係に於て若干の重要商社の對支關係を論ずるに止めて置く。因みに保險代理關係に就いてはその結論を別に表記した。貿易業商社の優勢なるに注意せられたい。

〔第二十五表〕 在外本店保險會社代理關係表（一九三六年末基準）

代理商社 國・業種及び社數	被代理保險會社 英	米	佛	獨	蘭	瑞	其他	計
英國								
保險（二四）	三七	四	一	｜	一	｜	一	四四
貿易（四一）	八七	二	一	一	｜	｜	一	九二
其他（一三）	三二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三二
計（七八）	一五六	六	二	一	一	｜	二	一六八
米國								
保險（一一）	一一	一七	｜	一	｜	三	二	三四
貿易（一二）	二	二一	｜	｜	｜	｜	｜	二三
其他（六）	｜	四	一	｜	｜	｜	｜	五
計（二九）	一三	四二	一	一	｜	三	二	六二
佛國								
保險（｜）	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
貿易（三）	二	｜	四	｜	｜	｜	｜	六
其他（八）	四	｜	五	｜	｜	｜	｜	九
計（一一）	六	｜	九	｜	｜	｜	｜	一五
獨逸								

保險（一）	一	―	―	―	―	―	―	一
貿易（九）	八	―	―	四	七	二	―	二一
其他（一）	―	一	―	―	―	―	―	一
計（一一）	九	一	―	四	七	二	―	二三
和蘭								
保險（四）	一一	六	―	四	五	二	―	二八
貿易（一）	一	―	―	―	一	―	―	二
其他（―）	―	―	―	―	―	―	―	―
計（五）	一二	六	―	四	六	二	―	三〇
其他諸國								
保險（―）	―	―	―	―	―	―	―	―
貿易（三）	―	―	―	一	―	一	一	三
其他（二）	―	一	―	―	一	―	―	二
計（五）	―	一	―	一	一	一	一	五
支那								
保險（七）	五	一	―	二	―	―	―	八
貿易（三）	一	一	二	―	―	―	―	四
其他（三）	二	―	―	―	―	一	―	三
計（一三）	八	二	二	二	―	一	―	一五
總計								
保險（四七）	六五	二八	一	七	六	五	三	一一五
貿易（七二）	一〇一	二四	七	六	八	三	二	一五一

其　他（三三）	三八	六	六	一	一	一	一	五二
計　（一五二）	二〇四	五八	一四	一三	一五	九	五	三一八

〔備考〕一、日本ヲ含マズ
　　　　二、總計ニハ支那ヲ含ム

英國の在外本店は總數八十四社でトップを切つてゐる。これが駐華經理を置き、又は保險代理業者を通じ、或は特に貿易業商社に便乘して對支活動を行つてゐる。先づ比較的獨自の陣容を以つて臨むものは、その性質上生命保險に多く、而も主なるものは加奈陀系である。卽ち Confederation Life Association ; Crown Life Ins. Co. ; Manufacturers Life Ins. Co. ; Sun Life Ins. Co. ; Standard Life Assur. Co.（以下華名は特別の場合の外省略す）のうち前四者は總て加奈陀系であつて、いづれも支那に支店を設け、特に駐華經理を任じてゐる。Crown Life の如きはこの爲に Crown China Co. といふ一社を創設してゐる程である。Standard Life はエヂンバラ本店の商社、在支生命保險の嚆矢であつて、天祥洋行 Dodwell & Co. を代理店としてゐる Sun Life は英國最大の生命保險會社であるが、支那との關係が深いのは Manufacturers Life であつて、その契約高の一二%を支那に得てゐる。他は大體一%見當である。加奈陀系四社の契約高が一九三六年末に於て元に換算して約百十六億三千一百萬元で、その一・七%に當る二億三百萬元が支那人の契約高と稱されるから、大體の標準からいつてその四%の八百萬元が保險料と見られる。更に支那の生命保險會社の華安及び永安人壽の例により保險料の三〇%が保險金として支拂はれるものとすると、約五百六十萬元が支那から右四社へ入る勘定となる。Standard Life に就ては詳細不明である。

財產保險に於て在支支店を有する主なるものは、F. R. Barry が駐華經理を引受けてゐるものに Caledonian Ins. Co. ; Employers Liability Assur. Corporation. ; Merchants Marine Ins. Co. があり、C. D. Belton は English Ins. Co. ; General Accident, Fire & Life Assur. Corp. ; Road Transport & General Ins. Co. を引受け、A. M. Bourne は Fine Art & General Ins. Co. ; North British & Mercantile Ins. Co. ; Ocean Marine Ins. Co. ; Railway Passengers Assurance Co. の四社、H. B. Scott は Liverpool & London & Globe Ins. Co. ; Royal Ins. Co. の二社、H. E. Wright が Norwich Union Fire Ins. Society ; Yorkshire Ins. Co. を經理してゐる。E. Lester Arnold は貿易商老公茂 Ilbert & Co. を經營し、併せて牛

乳（Culty Dairy Co. 及び Scotch Dairies）、羊毛紡績（Shanghai Worsted Mill）に關係し、米國の Columbia Casualty Co. と共に英國の Commercial Union Assur. Co. ; Ocean Accident & Guarantee ; Palatine Ins. Co. ; Union Assur. Society ; West of Scotland の駐華經理となつてゐるが、その取扱ふ保險料は年五十萬元を超えることはあるまい。右の外、支那に支店を有するものを列記すれば次の如くである。Phoenix Assur. Co. 及び Union Marine & General Assur. Co.（經理 H. M. Hind）Scottish Union & National Ins. Co. 及び Maritime Ins. Co.（經理 F. P. C. Ashe）、South British Ins. Co 及び Eastern Unitel Assur. Corp.（經理 W. G. Dove）、Sun Ins. Office 及び Economic Ins. Co.（經理 A. R. Harris）等。尙ほ Cornhill Ins. Co. の經理には伊太利の Assicurazioni Generali のそれと共に東京海上火災の靑木順が當つてゐるが、これは東京海上火災が支那人と契約を結ぶ場合に右二社の名義を以て行はんが爲であるといふ。

保險代理業商社の優勢なのは寧ろ米、蘭二國であつて、英商に規模の大なるもののないのは貿易業商社の保險代理が壓倒的だからであらう。主なるものは Hugh Middleton & Co.（代理七社）、Brooks & Co.（代理四社）、Jack Ins. Office（代理三社）Butler & Co.（代理二社）の外、A. D. Bell ; Bolton, Marshall & Co. ; Cathay Ins. Agency ; Eastern Ins. Office ; Eastern Underwriters（以上の二社は英國籍なれども丁抹人W. S. Lonborg の經營にかかる）; Lacy & Cannan ; Spark Ins. Office ; Allan Tipple 及び Associated Life Underwriters（代理三社）を擧げることが出來る。右は上海であるが、天津、北京の Tipper & Co.（代理四社）、漢口の Far Eastern Ins. Co.（代理三社）、Middleton, Butterfield & Co. ; Ramsay & Co.（代理三社）; Crooks & Co. があり、廣東には保險關係業者として C. H. Lammert & Son 及び Nicken & Malcolm Fire Loss Assessors がある。尤も、代理關係は正確に知ることが出來ぬから、括弧內の社數も大體の見當に過ぎない。大きいのは上海の Hugh Middleton 天津の Tipper & Co. などであらうが、中には營業の性質上運輸ブローカーに從事するものが多く、Brooks & Co. の如きは Economic Trams & Lighter Co. の所有する所である。十四社の代理を行ふ和蘭商上海保險行 Shanghai Insurance Office の資本が五萬元といふから、大小こめてこの割合で押せば二十社で少くとも百萬元程度の資本價値を擁してゐるものと見てよい。會資經營聯合人壽保險 Associated Life Underwriters は一九三二年創立であるが、創立以來の保險契約高が約千五百萬元といふから、年に六十萬元の保險料は取扱つてゐる。出資資本は五百萬元以上であらう。

貿易業商社としては怡和洋行 Jardine, Matheson & Co. が十社、天祥洋行 Dodwell & Co. が七社、泰和洋行 Reiss, Massey & Co. が二社を代理してゐるが、この種保險代理を行ふ貿易業商社は約四十一社に及ぶのである。その他の商社では太古洋行 Butterfield & Swire が十一社を代理してゐるのが白眉である。十社も代理して相當の成績を擧げれば保險料は年百萬元を下ることはあるまいから、太古、怡和の如きが社内に保險部を置くだけで相當の收入と、且つ金融上の便宜を得てゐることは察するに難くない。

支那に支店を有する米國保險會社は先づ美國保險公會 American Foreign Ins. Association と北美洲保險公司 Insurance Co. of North America の兩社である。保險代理を營む美亞保險公司と共に在支の米國保險業を三分してゐる。美國保險公會は世界最大の保險集團である。但し北美洲の如く親會社、子會社の關係ではなく、あくまでアソシエーションであつて、會としては獨自の資本金や資産を有してゐる譯ではない。メンバーとしては米國籍會社十五、加奈陀籍會社一、併せて十六社を算し、資本金總計七千四百八十八萬二千五百五十四米弗、資産總計六億六千三百四十九萬四千六百二十九米弗（一九三六年一月）にして、一九三五年の保險料收入總計は二億七百萬米弗餘である。在支收入は約百萬元と稱せられるから、全體から見れば尠少な額であつて、對支投資も恐らくは皆無であらう業種は財産保險であるが、別に加奈陀の Confederation Life Association の代理をも行つてゐる。在支營業の爲に投下せる資本はせいぜい三十萬元の程度であつて、上海十名、漢口二名、天津一名の在支職員を有する。北美洲保險公司は米國最古の保險會社で子會社は五、支那に於ては揚子江上の水上保險を中心事業としてゐただけに事變による打撃は致命的であらう。一九三六年の Comacrib によれば資本金並びに總資産は夫々次の如くである。

會社名	資本金	總資産
Ins. Co. of N. A.	一二、〇〇〇、〇〇〇米弗	一〇〇、〇〇三、七一七米弗
Alliance Ins. Co. of Phila.	一、〇〇〇、〇〇〇米弗	一〇、一八四、一四七米弗
Philadelphia Fire & Marine	一、〇〇〇、〇〇〇米弗	六、〇一五、八〇三米弗
National Security	一、〇〇〇、〇〇〇米弗	二、六七一、二八九米弗
Central Fire.	一、〇〇〇、〇〇〇米弗	四、〇一三、五八一米弗
Indemnity Ins. Co.	一、〇〇〇、〇〇〇米弗	二二、九四〇、八一三米弗

計	一七、〇〇〇、〇〇〇米弗	一四五、八二九、三五〇米弗

駐華經理は和蘭人 R. A. Kreulen であるが、彼は元來が保險代理業者であつて、米國の在支保險業を三分する北美洲も在支資產は先づ無いと見てよい。Kreulen はこの外に米國の Automobile Insurance の代理を行ひ、また各國保險會社の代理店となつてゐる。和蘭の項を參照せられたい。

在支支店を有する米國の生命保險商社の主要なものは三社である。Occidental Life Ins. Co. の保險契約高は一九三六年末に二億九千二百萬米弗であつて、支那の占める額は百萬米弗といふから、大略十二萬元の保險料收入がある譯である。West Coast Life Ins. Co. は前者よりも小さく、契約高一億一千四百萬米弗であつて、支那人の契約も甚だ少い。United States Life Ins. Co. は一八五〇年創立、米國最古の生命保險會社であるが、契約高四千二百萬米弗であるから大きくはない。美亞保險總公司と重役を同じうするから、美亞保險總公司、友邦人壽 Asia Life Ins. Co. 或は友邦銀行等の謂はば美亞グループの在米本據であらう。總じて米國の在支生命保險業は加奈陀系に比して遙かに劣つてゐることが以上で解る。

然し代理保險業にあつては美亞保險總公司 American Asiatic Underwriters があつて大いに氣を吐いてゐる。美亞は C. V. Starr 在滬事業の中心であつて、米國並びに各國保險會社の代理を營むのみならず、既記の United States Life ; Asia Life は勿論のこと、佛商法美保險、英商四海保險の如きもその支配下にある。代理する米國保險會社は Hanover Fire Ins. Co. ; Lincoln Fire Ins. Co. ; National Union Fire Ins. Co. ; North River Ins. Co. ; Rosaia Ins. Co. America（以上五社の資本金八百八十一萬米弗）、比律賓の Metropolitan Ins. Co. 一九三六年後に代理關係の生じたと思はれるものに Firemens Ins. Co. of Newark ; Milwaukee Mechanics Ins. Co. の二社がある。米國籍以外の代理保險會社は英の Fine Arts & General ; North British & Mercantile ; International Assurance. 佛の Cie Franco-Americaine 伊の Riunione, 瑞の Federal Ins. Co. of Zurich である。本店は上海支店は漢口、重慶、天津、福州、廣東、マニラ、西貢にある。一九三五年末の資本は二百七十九萬七千元餘、總資產は五百三十一萬九千七百十三元であつて、約四萬五千元の土地を上海租界に所有する（貸借對照表では二萬七千元餘）。三百八十七萬八千元の有價證券の七九％までは上海衆業公所上場の現地株であり、子會社への投資が一一％を占めてゐるから、美亞

は名實共に現地會社なのである。保險代理業の巨擘の名に恥ぢず、收入の九四%までが手數料で、一九三五年度には六十萬八千元となつてゐる。一年に取扱ふ保險料は約三百萬元と稱せられ、友邦水火保險總行 Asia Fire & Marine Underwriters の如きも美亞が支那に喰ひ込む一觸手であると考へられる。一九三七年からは財産保險の外に United States Life の代理をも行つてゐる。尙ほ米商代理業として赫爾布保險公司 Hill Ins. Agency と金肯思 Bruce S. Jenkins がある。前者は米商四社、英商二社を代理し、後者は米商四社英商三社を代理し、いづれも五萬元程度の收益が擧げてゐるであらう。尙ほ華洋保險公司 China Foreign Assur. Corp. は船舶、碼頭、倉庫業を中心事業とする米商 William Hunt & Co. の保險部であり、Underwriters Adjustment Co. は美亞に附屬する保險損害評價業者である。以上四社で五十萬元の資産を有すると見てよい。

佛國には注目すべき保險代理業者なく、在外本社商社六社のうち保太保險公司 Assur. Franco-Asiatique は上海、天津、香港、奉天、西貢、海防に支店を有するが、一九三六年末の總資産三千七百五十四萬三千六百九十三法の約三割即ち百八十萬元は支那に存するものと見ることが出來る。安全保險公司 Cio d' Assurance General Contre D' Incendie（資本二千四百萬法）と密接な關係に立ち、萬國儲蓄會の董事 F. Fano を社長としてゐる。

最後に和蘭は保險代理業が發達し、博望保險公司 Blom & Van der Aa（本店アムステルダム）であるが、本據を上海に置いて和蘭商四社、英商四社を代理してゐる。上海保險行 Shanghai Ins. Office は英商八社、獨蘭商各三社 R. A. Kreulen は英商一社、米商二社、瑞商一社を代理し、尙ほ Union Underwriters of China を數へるのである。上海保險行に就き資本五萬元、年收入保險料二十萬元、純益五萬乃至六萬元と稱せられるが、四社で四十萬元程度と見て置く。尙ほ丁抹籍の永豐保險總行が相當に活躍してゐる。

第四章　在支外國貿易商社と支那の國際及び國內貿易

外商銀行の支那に於ける金融活動は何よりも先づ外國輸出入業者の支那主要商埠地に於ける貿易活動によつて內容づけられる。それ故

に、既に我々の見たる如く、支那に於ける外商銀行活動の解剖の結果は

一、外商華商の金融並に商業上の接觸は上海を首めとする七大商埠地を中心として沿海沿江の諸都市より奥地諸都市にまで及んでゐること。

二、更に外商銀行と華商銀行錢莊との分業並びに連繫の背後には支那の國際及び國内貿易に於ける外商と華商との分業並びに連繫が横つてゐること。

三、かくて外商銀行は主として在支外國輸出入業商社とタイ・アップしてその活動を單に金融貿易部面のみならず諸多事業經營の支配にまで及ぼすに至つてゐること。

等を明かにした。從つて、問題は展開して在支外國貿易商社と支那の國際及び國内貿易との關係の究明に突き進むこととなる。

事變前全支の對外貿易は輸入輸出併せて約二十億元に達したが、その取扱は輸入にあつては殆んど全部、輸出に於ても約八割が外商の壟斷するところであると言はれてゐた。勿論、支那の地大物博と人口稠密とを顧る時、その各省各市間に行はれてゐる國内貿易の量の尨大さは察するに餘りあり、而もその殆んど全部が華商の取扱ふところであつて見れば華商の商業上の勢力も決して輕視し得ないものがあるが、この流通部面が一度國際經濟と接觸する場面に至ると忽ち商埠地に於ける外商の獨占的活動分野が展けて來る。この活動分野の大いさを概觀するために、いま一九三六年七月より翌三七年六月に至る事變前滿一箇年間に就いて全支四十關の港別輸出入額並びに出入船舶噸數を見るに次の如くである。

（第二十六表）　自一九三六年七月至一九三七年六月全支港別輸出入額　（單位＝千元）

	輸入	百分比	輸出	百分比	合計	百分比
秦皇島	三、七四九		八、七九五		一二、五四四	
天津	九六、三七五		一四八、九一六		二四五、二九一	
龍口	二、一八三		三、五八二		五、七六五	

烟台	七、一五六		一〇、五七三		一七、七二九	
威海衛	一、二二八		二、七〇〇		三、九二八	
膠州	五九、七五八		六四、四五六		一二四、二一四	
北支合計	一七〇、四四九	一五・六	二三九、〇二二	二七・八	四〇九、四七一	二一・二
重慶	二、五一〇		一六九		二、六七九	
萬縣	二七		—		二七	
宜昌	二一八		—		二一八	
沙市	二一六		七		二二三	
長沙	七、〇九三		一		七、〇九四	
岳州	五四五		—		五四五	
漢口	四一、七六二		一三、二一〇		五四、九七二	
九江	五、四一三		三七		五、四五〇	
蕪湖	三、六三二		二、四七一		六、一〇三	
南京	一六、一一四		一、五一三		一七、六二七	
鎮江	九、七〇二		—		九、七〇二	
上海	六四一、四八〇		四三六、八九〇		一、〇七八、三七〇	
蘇州	六、六〇二		二		六、六〇四	
杭州	四、五四八		—		四、五四八	
寧波	一、九七二		六		一、九七八	
温州	八六五		一二〇		九八五	
中支合計	七四二、六九九	六八・〇	四五四、四二六	五三・一	一、一九七、一二五	六一・四

三都澳	一六八		一三		一八一	
福州	五、六七八		五、〇七五		一〇、七五三	
廈門	一三、五五三		四、三七五		一七、九二八	
汕頭	三二、六二〇		二九、〇四一		六一、六六一	
廣州	三三、六六三		五一、四五九		八五、一二二	
九龍	五八、三二二		七、〇二七		六五、三四九	
拱北	四、一四三		三、一四九		七、二九二	
江門	四、五五一		三、九三三		八、四八四	
三水	一、二四九		二〇〇		一、四四九	
梧州	七、〇一一		一九、九五五		二六、九六六	
南甯	二二		一		二三	
雷州	一、一三一		一、六〇八		二、七三九	
瓊州	三、〇二八		三、三八五		六、四一三	
北海	八七二		一、五一七		二、三八九	
龍州	六三		二九六		三五九	
蒙自	一〇、〇七二		二七、四〇一		三七、四七三	
思茅	五三二		四六四		九九六	
騰越	一、二八〇		三、八八九		五、一六九	
南支合計	一七七、九五八	一六・四	一六二、七八八	一九・一	三四〇、七四六	一七・四
總計	一、〇九一、一〇六	一〇〇・〇	八五六、二三六	一〇〇・〇	一、九四七、三四二	一〇〇・〇

〔備考〕總計ノ數字輸入輸出共前掲「第十三表」ト異ナルハ輸入ヨリ再輸出、輸出ヨリ再輸入ヲ差引カザルタメナリ

〔第二十七表〕自一九三六年七月至一九三七年六月全支港別出入船舶噸數　（單位＝噸）

	入港	百分比	出港	百分比	合計	百分比
秦皇島	五四六、〇一二		五九四、三二九		一、一四〇、三四一	
天津	一、一七一、二四二		一、一四二、一四〇		二、三一三、三八二	
龍口	一一〇、一一一		一二七、九九二		二三八、一〇三	
烟台	四四二、〇〇一		四九七、九九八		九三九、九九九	
威海衛	一八一、〇九五		二〇〇、二九七		三八一、三九二	
膠州	一、七四一、六六九		一、七四六、〇〇三		三、四八七、六七二	
北支合計	四、一九二、一三〇	一八・七	四、三〇八、七五九	一九、三	八、五〇〇、八八九	一九・〇
重慶	—		—		—	
萬縣	—		—		—	
宜昌	—		—		—	
沙市	—		—		—	
長沙	—		—		—	
岳州	—		—		—	
漢口	四〇五、五四一		四二九、九〇九		八三五、四五〇	
九江	二〇、四四三		一二、五九〇		三三、〇三三	
蕪湖	一五〇、三二二		二八九、九三五		四四〇、二五七	
南京	九九、七九九		八三、一六六		一八二、九六五	
鎭江	六三、三七九		三一、四一八		九四、七九七	
上海	八、二〇一、〇九七		七、七一八、一三七		一五、九一九、二三四	

蘇州	—		—		—	
杭州	—		—		—	
甯波	一一、二八三		—		一一、二八三	
温州	四、八六三		三、九一九		八、七八二	
中支合計	八、九五六、七二七	三九・九	八、五六九、〇七四	三八・四	一七、五二五、八〇一	三九・〇
三都澳	一三、六五六		六〇四		一四、二六〇	
福州	二三八、二九五		二二〇、〇六七		四五八、三六二	
厦門	一、〇五三、五八〇		一、〇三五、二九四		二、〇八八、八七四	
汕頭	一、八八七、〇六五		一、九六八、一〇六		三、八五五、一七一	
廣州	二、五〇〇、〇三九		二、六九三、五〇五		五、一九三、五四四	
九龍	八七六、五三六		八五九、八四〇		一、七三六、三七六	
拱北	三五七、一三二		三五九、一六一		七一六、二九三	
江門	五九三、五六二		五九四、六七三		一、一八八、二三五	
三水	四四六、一五一		四四九、八九七		八九六、〇四八	
梧州	四五〇、三五四		四五〇、二五四		九〇〇、六〇八	
南甯	—		—		—	
雷州	二九二、一三四		二八七、一八九		五七九、三二三	
瓊州	四八二、四九五		四二三、二八九		九〇五、七八四	
北海	一〇九、四〇四		一〇三、七五三		二一三、一五七	
龍州	六五五		六一七		一、二七二	
蒙自	—		—		—	

思茅	─		─		─	
騰越	─		─		─	
南支合計	九、三〇一、〇五八	四一・四	九、四四六、二四九	四二・三	一八、七四七、三〇七	四二・〇
總計	二二、四四九、九一五	一〇〇・〇	二二、三二四、〇八二	一〇〇・〇	四四、七七三、九九七	一〇〇・〇

即ち、貿易額に於ても出入船舶に於ても斷然群を拔いてゐるのは上海であるが、これに次ぐものとしては天津、膠州（靑島）、漢口、汕頭廣州（廣東）及び九龍等が擧げられる。ただ、輸出入額と出入船舶噸數の港別百分比が必ずしも一致せず、特に厦門以南の南支諸港の出入船舶の際立つて多い觀があるのは、一つは上海、廣州、北海間を往來する支那汽船及びジャンクが尠くないのと、他は上海より香港、新嘉坡等を經て南洋方面或ひは印度方面に去來する外國船にして南支諸港に寄港するものが多いのに基くものであらう。これらの船舶はたとへ南支諸港に寄港してもその積荷の上げ下ろしは主として上海で行ふが故に、南支十八關の出入船舶噸數は全支の四十二パーセントに達するに拘らずその輸出入額は僅かに同じく十七パーセント餘に過ぎないこととなるのである。

この點に注意すると前記二表は我々が既に掲げた「第十四表」と相照應して來る。即ち、「第十四表」は支那商埠地に於ける外商銀行及び華商銀行本支店の分布を明かにし、特に上海を首めとする北京、天津、靑島、漢口、廣東、香港の七大商埠地の優位を指し示したものであるが、この支那金融界の構成に相對應して外國貿易が行はれてゐることは前記二表の明かにするところである。かくて、我々の次の問題は、七大商埠地に於ける列國輸出入業及び商業商社の分布を究めて更に之を補完することでなければならぬ。このため支那の全商埠地に就いて、國別、業種別、並に本支店別に分類整理された完全な在支列國輸出入業及び商業商社ディレクトリーが作成されたのであるが、これを基として在七大商埠地列國輸出入業及び商業商社の國別、港別內譯社數を見ると次の如くである。

（第二十八表）　在七大商埠地列國輸出入業及ビ商業商社社數表（一九三六年末）

國別＼港別	上海	北京	天津	靑島	漢口	廣東	香港	計
米國	二七四	二二	四五	一七	二八	一四	三二	四三二

英國	三四〇	一五	四五	二〇	四五	三六	一五〇	六五一
佛國	七八	一〇	一四	二	一二	七	一五	一三八
獨逸	一五八	一八	三一	二六	二六	三四	三三	三二六
伊太利	二八	|	一	|	|	|	二	三一
和蘭	一九	|	二	一	一	三	六	三二
白耳義	六	一	二	|	|	一	二	一二
瑞西	三六	一	八	一	二	一	六	五五
丁抹	一三	|	二	一	一	二	三	二二
諾威	六	|	|	|	|	一	一	八
瑞典	四	|	一	一	|	|	二	八
芬蘭	二	|	|	|	|	|	|	二
ラトヴィア	四	|	|	|	|	|	|	四
リトアニア	四	|	一	|	|	|	|	五
波蘭	一七	|	二	|	|	|	|	一九
葡萄牙	七	|	|	|	|	|	一一	一八
西班牙	五	|	一	|	|	|	|	六
羅馬尼亞	二	|	|	|	|	|	一	三
希臘	一二	六	一	|	|	|	|	一九
シリア	一	|	|	|	|	|	|	一
波斯	五	|	|	|	|	一	二	八
亞爾然丁	一	|	|	|	|	|	|	一

アルメニア	—	—	一	—	—	—	一	二
露西亜	五一	二	四	—	六	一	—	六四
猶太也	三	—	—	—	—	—	—	三
合計	一、〇七六	七五	一六一	六九	一二一	一〇一	二六七	一、八七〇
百分比	五八%	四%	九%	四%	六%	五%	一四%	一〇〇%

〔備考〕日本商社ハ上海分ノミ判明、六百七十七社ナリ

即ち、七大商埠地の延社數は日本を除いて一千八百七十社であるが、港別に見れば上海がそのうち一千七十六社、五十八パーセントと壓倒的多數を占め、次いで香港が二百六十七社、十四パーセント、天津が百六十一社九パーセント、漢口、廣東、北京、天津はずつと下つて夫々百二十一社（六パーセント）、百一社（五パーセント）、七十五社（四パーセント）、六十九社（四パーセント）の順である。また之を國別に見れば英國六百五十一社、三十五パーセント、米國四百三十二社、二十三パーセント、獨逸三百二十六社、十七パーセント、佛國百三十八社、七パーセント、以上四箇國併せて一千五百四十七社、八十二パーセントに及び、殘りの僅か三百二十三社、十八パーセントが他の二十一箇國の國籍に分れてゐる。以上二つを結びつけて上海を中心とする米、英、獨、佛の四箇國の貿易業者が全支貿易壟斷の中核を形成してゐると言ふことが出來やう。

上海に就いては尙ほ一層詳しく見て行くこととする。いま、日本をも含めて在上海列國輸出入業及び商業商社を國別、業種別、本支店別に分類整理して見ると次の如くである。

〔第二十九表〕　在上海列國輸出入業及ビ商業商社國別業種別本支店別社數表（一九三六年末）

業種別 / 國別	輸出入業商社			輸入販賣業商社			合計		
	上海以外ニ本店	上海ニ本店	計	上海以外ニ本店	上海ニ本店	計	上海以外ニ本店	上海ニ本店	計
日本	七三	二九一	三六四	七	三〇六	三一三	八〇	五九七	六七七

米國	一二四	一一〇	二三四	三	三七	四〇	一二七	一四七	二七四
英國	一〇八	一五八	二六六	一一	五四	六五	一一九	二一二	三三一
印度	七	一	八	―	―	―	七	一	八
加奈陀	一	―	一	―	―	―	一	―	一
佛國	一四	四〇	五四	四	二〇	二四	一八	六〇	七八
獨逸	三七	七九	一一六	二	一五	一七	三九	九四	一三三
墺太利	二	七	九	―	―	―	二	七	九
チェッコ	四	八	一二	―	―	―	四	八	一二
洪牙利	二	二	四	―	―	―	二	二	四
伊太利	七	一七	二四	―	四	四	七	二一	二八
和蘭	一〇	九	一九	―	―	―	一〇	九	一九
白耳義	四	二	六	―	―	―	四	二	六
瑞西	一六	一四	三〇	―	六	六	一六	二〇	三六
丁抹	六	五	一一	―	二	二	六	七	一三
諾威	―	四	四	―	二	二	―	六	六
瑞典	二	二	四	―	―	―	二	二	四
芬蘭	―	二	二	―	―	―	―	二	二
ラトヴィア	一	三	四	―	―	―	一	三	四
リトアニア	一	―	一	一	二	三	二	二	四
波蘭	二	一〇	一二	三	二	五	五	一二	一七
葡萄牙	一	六	七	―	―	―	一	六	七

西班牙	一	四	五	—	—	—	一	四	五
羅馬尼亞	—	二	二	—	—	—	—	二	二
希臘	一	五	六	—	六	六	一	一一	一二
シリア	—	一	一	—	—	—	—	一	一
波斯	一	四	五	—	—	—	一	四	五
亞爾然丁	—	一	一	—	—	—	—	一	一
露西亞	四	二〇	二四	四	二三	二七	八	四三	五一
猶太也	—	三	三	—	—	—	—	三	三
合計	四二九	八一〇	一、二三九	三五	四七九	五一四	四六四	一、二八九	一、七五三

即ち、總社數一千七百五十三社中、上海以外に本店を有するもの四百六十四社なるに對し、上海に本店を有するものは一千二百八十九社でその百分比は二十六パーセントと七十四パーセントとである。この大きな開きを生ずる所以は一つは輸入業者の輸入するものを主として當地で販賣する所謂輸入販賣業者が大部分は本店を上海に置く小規模商社であるためでもあるが、輸出入業商社一千二百三十九社のうち約三分の二に當る八百十社の多數が矢張り上海に本據を置いて其の死活を上海自體の經濟活動に依據せしめてゐる事實に基くものである。勿論その理由は歐洲諸國商社の在支百年の歷史的傳統や本國より遠く距つてゐる地理的事情等にもあるのであらうが、英國を先頭とする歐洲諸國の本腰を入れた對支經略の一斷面を示すものではないとはいへない。この點に注意を喚起して次に上海に於ける各國商社數に目を向けると先づ日本が六百七十七社、次に英國（印度、加奈陀共）三百四十社、米國二百七十四社、獨逸（墺太利、洪牙利、チェッコ共）百六十八社、佛國七十八社、以上五箇國併せて一千五百三十七社、率にして八十七パーセント强に當り、爾餘の諸國は玆でも殆んど問題にならない。

のみならず、上海を基準として北京、天津、青島、漢口、廣東、香港等の商社の對上海關係を見て行くと、これはまた興味ある事實を見出だす。即ち左表を見よ。

〔第三十表〕 **在六大商埠地（上海ヲ含マズ）列國輸出入業及ビ商業商社國別本支店別社數表**（一九三六年末）

（一）北京

國別＼本支店別	北京以外本店 外國本店北京本店	北京以外本店 外國本店北京上海支店	北京以外本店 上海本店北京支店	北京以外本店 小計	北京本店 北京本店上海支店	北京本店 其他（大部分北京ニノミ店アリ）	北京本店 小計	合計
米國	一	一二	二	一五	—	七	七	二二
英國	—	五	一	六	—	九	九	一五
佛國	—	—	—	—	六	四	一〇	一〇
獨逸	—	四	三	七	—	一一	一一	一八
白耳義	—	—	—	—	—	一	一	一
瑞西	—	—	一	一	—	—	—	一
希臘	—	—	—	—	—	六	六	六
露西亜	—	—	—	—	—	二	二	二
合計	一	二一	七	二九	六	四〇	四六	七五

（二）天津

國別＼本支店別	天津以外本店 外國本店天津支店	天津以外本店 外國本店天津上海支店	天津以外本店 上海本店天津支店	天津以外本店 小計	天津本店 天津本店上海支店	天津本店 其他（大部分天津ニノミ店アリ）	天津本店 小計	合計
米國	五	一七	六	二八	二	一五	一七	四五
英國	二	一二	一二	二六	—	一九	一九	四五
佛國	—	四	五	九	—	五	五	一四
獨逸	—	九	四	一三	—	一八	一八	三一

伊太利	—	—	—	—	—	一	一	一
和蘭	—	—	一	一	—	一	一	二
白耳義	—	—	—	—	—	二	二	二
瑞西	—	四	—	四	—	四	四	八
丁抹	—	一	一	二	—	—	—	二
瑞典	—	一	—	一	—	—	—	一
リトアニア	—	—	—	—	—	一	一	一
波蘭	—	—	一	一	—	一	一	二
西班牙	—	—	—	—	—	一	一	一
希臘	—	—	—	—	—	二	二	一
アルメニア	—	—	—	—	—	一	一	一
露西亜	二	—	—	二	—	一	一	四
計	九	四八	三〇	八七	二	七二	七四	一六一

(三) 青島

本支店別／國別	青島以外本店				青島本店			合計
	外國本店青島支店	外國本店青島上海支店	上海本店青島支店	小計	青島本店上海支店	其他(大部分青島ニノミ店アリ)	小計	
米國	二	五	二	九	一	七	八	一七
英國	二	六	五	一三	—	七	七	二〇
佛國	—	一	一	二	—	—	—	二
獨逸	一	三	九	一三	—	一三	一三	二六

和蘭	—	一	—	一	—	—	—	一
瑞西	—	一	—	一	—	—	—	一
丁抹	—	—	一	一	—	—	—	一
瑞典	—	一	—	一	—	—	—	一
合計	五	一八	一八	四一	一	二七	二八	六九

（四）漢口

本支店別／國別	漢口以外本店				漢口本店			合計
	外國本店漢口支店	外國本店漢口上海支店	上海本店漢口支店	小計	漢口本店上海支店	其他（大部分漢口ニノミ店アリ）	小計	
米國	—	一二	六	一八	一	九	一〇	二八
英國	—	一四	一七	三一	—	一四	一四	四五
佛國	—	三	三	六	—	六	六	一二
獨逸	—	九	九	一八	—	八	八	二六
和蘭	—	—	一	一	—	—	—	一
瑞西	—	二	—	二	—	—	—	二
丁抹	—	一	—	一	—	—	—	一
露西亞	—	一	—	一	—	五	五	六
計	—	四二	三六	七八	一	四二	四三	一二一

（五）廣東

本支店別／國別	廣東以外本店				廣東本店			合計
	外國本店廣東支店	外國本店廣東上海支店	上海本店廣東支店	小計	廣東本店上海支店	其他（大部分廣東ニノミ店アリ）	小計	

國別								
米國	二	五	四	一一	|	三	三	一四
英國	八	九	一一	二八	|	八	八	三六
佛國	一	一	三	五	|	二	二	七
獨逸	四	八	一一	二三	|	一一	一一	三四
和蘭	|	一	|	一	|	二	二	三
白耳義	一	|	|	一	|	|	|	一
瑞西	|	|	|	|	|	一	一	一
丁抹	一	一	|	二	|	|	|	二
諾威	一	|	|	一	|	|	|	一
波斯	一	|	|	一	|	|	|	一
露西亞	|	|	|	|	|	一	一	一
計	一九	二五	二九	七三	|	二八	二八	一〇一

（六）香港

本支店別／國別	香港以外本店 外國本店香港支店	香港以外本店 外國本店香港上海支店	香港以外本店 上海本店香港支店	香港以外本店 小計	香港本店 香港本店上海支店	香港本店 其他（大部分香港ニノミ店アリ）	香港本店 小計	合計
米國	一	一七	六	二四	一	七	八	三二
英國	九	一五	二一	四五	一二	九三	一〇五	一〇五
佛國	二	三	三	八	一	六	七	一五
獨逸	一	九	一三	二三	二	八	一〇	三三
伊太利	一	|	|	一	|	一	一	二

和蘭	三	一	二	六	|	|	|	六
白耳義	|	一	|	一	|	一	一	二
瑞西	三	一	|	四	一	一	二	六
丁抹	|	二	|	二	|	一	一	三
諾威	|	|	|	|	|	一	一	一
瑞典	|	一	|	一	|	|	|	二
葡萄牙	|	|	|	|	一	一〇	一二	一二
羅馬尼亞	|	|	|	|	|	一	一	一
波斯	|	|	|	|	|	二	二	二
アルメニア	|	|	|	|	|	一	一	一
計	二一	五〇	四五	一一六	一八	一三三	一五一	二六七

右の六表を通じて例へば北京の場合外國本店北京上海支店、上海本店北京支店、北京本店上海支店の三種の商社を假に上海商社とし、殘りを地場商社と呼ぶこととすれば、六大商埠地を通じて總社數七百九十四社のうち上海商社、地場商社はいづれも三百九十七社と相半ばし上海との關聯の淺からぬを示してゐる。その詳細は次表の通りである。

〔第三十一表〕　**在六大商埠地列國輸出入業及ビ商社ノ上海地場分類表**

	北京	天津	青島	漢口	廣東	香港	合計
上海商社	三四	八〇	三七	七九	五四	一一三	三九七
地場商社	四一	八一	三二	四二	四七	一五四	三九七
計	七五	一六一	六九	一二一	一〇一	二六七	七九四

〔備考〕　上海商社、地場商社ノ意味ハ前文敍述ニ明カナリ

先に掲げた如く上海をも含む七大商埠地の列國輸出入業及び商業商社の延社數は一千八百七十社で、そのうち上海のみにて一千七十六社、全體の五十八パーセントに當ることは既に述べたが、上海を除く六大商埠地の延社數七百九十四社のうち丁度半分三百九十七社は上海商社であるから、この重複部分を控除すると上海を含む七大商埠地の社數合計は一千四百七十三社となり、そのうち上海の一千七十六社は率にして七十三パーセント强を占めることとなる。かくて在上海商社の在上海資産のみならず廣くその在全支資産を測定することになれば、七大商埠地に關する限りは社數にして七十三パーセントを調べ得たこととなる。若しも社數の大小を考慮に入れるとなると、上海と全然關係を持たない上海以外の六大商埠地にある地場外國商社の如きは殆んど問題にならない小規模のものが多いのであるから、在上海商社の全支資産測定の結果は七大商埠地に關する限り優に九十パーセント以上を包含したこととなるであらう。

かくて、列國商社の地理的分布と各地商社の相互關聯を調べた結果、その全貌は全支資料の網羅的蒐集によつてよりも寧ろ上海の如き中心地點に對する集中的究明によつてこそ明らかにされることが判明した。玆に一の心安さを置いて、在上海輸出入業及び商業商社の種々なる角度からする解剖を通じて列國商社の全支にかける活動狀況を次々に見て行くことにする。先づ、輸入と輸出の兩面から檢討を初めるが、一口に輸出入業者と言つても嚴密には輸入を專業とするもの、輸入輸出の兩者を兼ねるもの、輸出を專業とするものの三者に分れ、國籍の異るに伴ひ又本店商社と支店商社との相違によつて三者の組合せは必ずしも一定してゐない。前掲「第二十八表」所掲商社中輸入販賣業商社を除き輸出入業商社のみ八百七十五社（日本は除く）に就いてこの三者の分類を見ると次の如くである。

〔第三十二表〕在上海列國輸出入業商社輸入、輸入兼輸出、輸出商分類表

本支店別／國別	上海以外本店				上海本店				計			
	輸入商	輸入兼輸出商	輸出商	小計	輸入商	輸入兼輸出商	輸出商	小計	輸入商	輸入兼輸出商	輸出商	小計
米國	九一	一六	一七	一二四	七三	二八	九	一一〇	一六四	四四	二六	二三四
英國	七九	二六	一一	一一六	九二	四七	二〇	一五九	一七一	七三	三一	二七五
佛國	六	六	二	一四	二四	九	七	四〇	三〇	一五	九	五四

獨逸	三七	五	三	四五	七四	一九	三	九六	一一一	二四	六	一四一
伊太利	四	三	—	七	一一	四	二	一七	一五	七	二	二四
和蘭	八	一	一	一〇	五	四	—	九	一三	五	一	一九
白耳義	四	—	—	四	二	—	—	二	六	—	—	六
瑞西	一一	四	一	一六	七	六	一	一四	一八	一〇	二	三〇
丁抹	三	二	一	六	四	一	—	五	七	三	一	一一
諾威	—	—	—	—	四	—	—	四	四	—	—	四
瑞典	二	—	—	二	一	一	—	二	三	一	—	四
芬蘭	—	—	—	—	一	一	—	二	一	一	—	二
ラトヴィア	—	一	—	一	二	一	—	三	二	二	—	四
リトアニア	一	—	—	一	—	ト	—	—	一	—	—	一
波蘭	二	—	—	二	九	一	—	一〇	一一	一	—	一二
葡萄牙	—	—	一	一	三	三	—	六	三	三	一	七
西班牙	一	—	—	一	四	—	—	四	五	—	—	五
羅馬尼亜	—	—	—	—	二	—	—	二	二	—	—	二
希臘	一	—	—	一	二	—	三	五	三	—	三	六
シリア	—	—	—	—	—	一	—	一	—	一	—	一
波斯	—	一	—	一	一	三	—	四	一	四	—	五
亜爾然丁	—	—	—	—	—	一	—	一	—	一	—	一
露西亜	二	二	—	四	一三	六	一	二〇	一五	八	一	二四
猶太也	—	—	—	—	三	—	—	三	三	—	—	三

合計	二五二	六七	三七	三五六	三三七	一三六	四六	五一九	五八九	二〇三	八三	八七五

即ち、八百七十五社中輸入を專業とするもの五百八十九社、六十七パーセント、輸入輸出を兼營するもの二百三社、二十三パーセント、輸出を專業とするもの八十三社、十パーセントである。輸出入業商社中最も多いものは輸入專業社でこれに輸入輸出兼營商社を加へると總數の九十パーセントとなり貿易商の九割は輸入を行つてゐることを示す。若し夫れ輸入販賣業者も輸入業者の輸入品の下請販賣のみならず或る程度まで自力輸入をも行ふものであることを考慮に入れるならば、その比率は更に向上するであらう。これに反し、輸出を專業とするものは僅かに十パーセント、これに輸入輸出兼營を加へても三十三パーセントを出でない。ただ、英國商社にあつては上海に本店を有して輸出を專業とするもの二十社、米國商社にあつて上海以外に本店を有して輸出を專業とするもの十七社と顯著な對照をなしてゐるが、前者が上海に本據を置いて世界各地への多角的輸出を營んでゐるに對し後者が本國工業の原料獲得のため上海に出張し來れるものに過ぎないとすれば、兩國貿易商の對支關心の性格的相違を示すものとして興味深い。

茲では更に輸入貿易と列國輸入商との關係に就いて一層突き入つた檢討を試みやう。先づ、一九三六年七月より翌三七年六月に至る事變前滿一箇年間の全支並びに上海の品別輸入額及びその百分比を見るに次の如くである。

（第三十三表） **自一九三六年七月至一九三七年六月全支並に上海グループ別輸入額** （單位＝千元）

	全支輸入額	百分比	上海輸入額	百分比
一、燃料	**七、六三九**	**〇・七**	**三、八三七**	**〇・六**
1 石炭、燃料、瀝青及びタール	七、六三九		三、八三七	
二、金屬及金屬製品	**三二七、八四二**	**三〇・一**	**二〇七、八七三**	**三二・五**
2 鐵及金屬	一四八、九七八		九九、一四一	
3 機械及び工具	七四、八九〇		四一、八五五	
4 車輛及び船舶	五一、一三三		二五、六一四	
5 其他金屬製品	五二、八四一		四一、二六三	

品目				
三、化學製品	**二三二、四二〇**	**二一・四**	**一〇八、六〇一**	**一七・一**
6 工業藥品及び醫療藥品	六三、〇八三		三三、三一九	
7 染料、顏料、塗料及びワニス	四四、〇八九		三一、〇〇二	
8 蠟燭、石鹸、脂、臘、護謨及び樹脂	一二五、二四八		四四、二八〇	
四、窯業製品	**一〇、五七九**	**一・〇**	**五、三七九**	**〇・九**
9 陶磁器、琺瑯器及び硝子類	六、四三〇		三、一三八	
10 石、土及び同製品	四、一四九		二、二四一	
五、纖維及び纖維製品	**一三〇、四三三**	**一二・〇**	**九八、八九九**	**一五・四**
11 生地綿布	六、五二一		六、二三三	
12 漂白及び染色綿布	八、一二六		六、〇九四	
13 捺染綿布	七一九		五四九	
14 其他綿布	一、四〇三		九一一	
15 棉花、綿絲、綿織絲	二八、四一八		二五、三〇六	
16 其他綿製品	二、八二七		一、一九〇	
17 亞麻、苧麻、大麻、黄麻及び同製品	二三、五五一		一〇、四三八	
18 羊毛及び同製品	四二、四一二		三七、四五一	
19 絹（人絹を含む）及び同製品	一六、四五六		一〇、七二七	
六、其他輕工業製品	**一一七、八九〇**	**一〇・八**	**七五、三〇八**	**一一・七**
20 書籍、地圖、紙及び木材パルプ	七五、二五〇		五四、七九五	
21 皮、革及び其他動物製品	五、四〇六		三、一〇三	
22 木材	二八、六三四		一二、五五九	

23 木、竹、籐、椰子、藁及び同製品	八、六〇〇		四、八五一	
七、食料品	一四四、五九三	一三・三	六〇、二九六	九・四
24 魚獲物及び海産物	一八、八六一		八、二三四	
25 動物製食料品、罐詰類及び其他食料品	九、八六四		六、三二四	
26 穀物及び穀粉	四六、〇四六		八、五一一	
27 果實、種子及び蔬菜	七、〇〇六		五、四五六	
28 藥材及び香味料	八、七二七		三、七九六	
29 砂糖	二六、九五四		五、一六一	
30 葡萄酒、麥酒、其他酒類及び諸飲料	一、四七八		一、二三四	
31 煙草	二五、六五七		二一、五八〇	
八、雜品	一一七、一六三	一〇・七	七九、五一九	一二・四
32 雜品	一一七、一六三		七九、五一九	
總計	一、〇八八、五五九	一〇〇・〇	六三九、七一二	一〇〇・〇

即ち、金屬及び金屬製品、化學製品及び窯業製品の如き重工業資材、工業用藥品、建築材料、總じて生產材が全支の場合は五二・五%、上海の場合は五〇・五%と過半數を占めてゐる。消費材の方でも製品より寧ろ原料品が主で、棉花、羊毛、人造絹絲、木材パルプ、木材、小麥、葉煙草等の輸入が壓倒的多數を占め、上海を中心とする商埠地輕工業の原料需要を反映してゐる（この二點事變後三箇年間は全く大變動を來してゐることに注意せられよ）。

これらの輸入品のうち棉花、羊毛、小麥、葉煙草等の如く、米國、印度、濠洲等の農畜產市場に於ける自由買付によるものを除き、米、英、佛、獨等高度工業國の機械工業の製品は夫々それらの國の製造業者と在上海輸入商との委託、被委託關係を通じて上海に輸入されて來る。上海の各國輸入商はいづれもエーヂェント・フォアの欄に數個乃至十數個の在外製造業者の名を列ねてゐるが、これは單なる誇示では

なく日本の場合などより遥かに密接な、或る程度迄は排他的な代理販賣關係を表示してゐるやうである。いま海關所定の輸入品目四百八十六種に就いて各種毎に判明せる各國製造業者とその在上海エーヂェントとを列記し、その上で前記「第三十三表」に從ひ八大項目に總括したる各國製造業者の在上海エーヂェント數を算出し後者を更に自他國別に別けて一表に纏めると次の如くである。

〔第三十四表〕列國製造業者ト其ノ在上海「エーヂエント數」

（一）綜合表

製造業者國籍	自他國別エーヂエント別	燃料	金屬及び金屬製品	化學製品	窯業製品	纎維及纎維製品	輕工業製品	食料品	雜品	計
米國	計	三	三九六	七六	一九	一二	三三	六三	四三	六四五
	自國商	三	二九七	四三	一九	六	二七	四二	二四	四六一
	他國商	｜	九九	三三	｜	六	六	二一	一九	一八四
英國	計	｜	五四五	一〇九	四〇	六七七	五〇	一三四	六七	一、六二二
	自國商	｜	五一〇	九七	三九	六六四	四七	一一四	六〇	一、五三一
	他國商	｜	三五	一二	一	一三	三	二〇	七	九一
佛國	計	｜	三二	三〇	八	一一	｜	二四	二二	一二七
	自國商	｜	二三	二三	七	一一	｜	二二	一三	九九
	他國商	｜	九	七	一	｜	｜	二	九	二八
獨逸	計	｜	三一四	一三五	一五	一八九	四九	一六	三四	七五二
	自國商	｜	二六〇	一〇七	一二	一八四	三九	七	二七	六三六
	他國商	｜	五四	二八	三	五	一〇	九	七	一一六
伊太利	計	｜	一二	四	一	七	｜	九	｜	三三
	自國商	｜	九	二	一	七	｜	五	｜	二四
	他國商	｜	三	二	｜	｜	｜	四	｜	九
和蘭	計	｜	一六	一二	｜	一	一	一三	六	四九
	自國商	｜	九	八	｜	一	一	一一	六	三六
	他國商	｜	七	四	｜	｜	｜	二	｜	一三
白耳義	計	｜	九	二	｜	｜	｜	一	一	一三
	自國商	｜	七	一	｜	｜	｜	一	｜	九
	他國商	｜	二	一	｜	｜	｜	｜	一	四

瑞西	計	｜	三八	三〇	｜	七	｜	五	五	八五
	自國商	｜	二〇	二五	｜	五	｜	四	五	五九
	他國商	｜	一八	五	｜	二	｜	一	｜	二六
丁抹	計	｜	一三	二	二	｜	｜	｜	｜	一七
	自國商	｜	一一	｜	二	｜	｜	｜	｜	一三
	他國商	｜	二	二	｜	｜	｜	｜	｜	四
諾威	計	｜	八	六	｜	｜	二四	三	｜	四一
	自國商	｜	六	六	｜	｜	二四	三	｜	三九
	他國商	｜	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二
瑞典	計	｜	二九	｜	｜	一	一八	｜	｜	四八
	自國商	｜	一六	｜	｜	一	一六	｜	｜	三五
	他國商	｜	一三	｜	｜	｜	二	｜	｜	一五
芬蘭	計	｜	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二
	自國商	｜	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二
	他國商	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
波蘭	計	｜	一	｜	｜	四	｜	｜	｜	五
	自國商	｜	一	｜	｜	四	｜	｜	｜	五
	他國商	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
西班牙	計	｜	二	｜	｜	｜	一	六	｜	九
	自國商	｜	一	｜	｜	｜	一	五	｜	七
	他國商	｜	一	｜	｜	｜	｜	一	｜	二
希臘	計	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
	自國商	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
	他國商	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
ペルー	計	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
	自國商	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	他國商	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
露西亞	計	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
	自國商	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
	他國商	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
計	計	三	一、四一七	四〇六	八五	九〇九	一七六	二七七	一七八	三、四五一
	自國商	三	一、一七二	三一二	八〇	八八三	一五五	二一六	一三五	二、九五六
	他國商	｜	二四五	九四	五	二六	二一	六一	四三	四九五

（二）其の代理する製造業者の自他國別分類に依る在上海エーヂェント數

	エーヂェント數（A）	自國製造業者のエーヂェント數（B）	他國製造業者のエーヂェント數（C）	同上百分比 A	同上百分比 B	同上百分比 C
燃料	三	三	〇	一〇〇	一〇〇	〇
金屬及び金屬製品	一、四一七	一、一七二	二四五	一〇〇	八三	一七
化學製品	四〇六	三一二	九四	一〇〇	七七	二三
窯業製品	八五	八〇	五	一〇〇	九五	五
纖維及び纖維製品	九〇九	八八三	二六	一〇〇	九七	三
輕工業品	一七六	一五五	二一	一〇〇	八八	一二
食料品	二七七	二一六	六一	一〇〇	七八	二二
雜品	一七八	一三五	四三	一〇〇	七六	二四
計	三、四五一	二、九五六	四九五	一〇〇	八六	一四

（三）列國製造業者と在上海エーヂェントとの國別交錯關係一覽表

	他國商社をエーヂェントとする製造業者	他國製造業者のエーヂェントをする商社	超過	不足
米國	一八四	一〇一		八三
英國	九一	一七五	八四	
佛國	二八	一五		一三
獨逸	一一六	七〇		四六
伊太利	九	三		六
和蘭	一三	三七	二四	

白耳義	四	三		一
瑞西	二六	二五		一
丁抹	四	一〇	六	
諾威	二	六	四	
瑞典	一五	二		一三
芬蘭	｜	一	一	
葡萄牙	｜	二五	二五	
西班牙	二	一		一
希臘	｜	三	三	
露西亜	｜	一八	一八	
ペルー	一	｜		一
計	四九五	四九五	一六五	一六五

即ち、上海にエーヂェントを有する製造業者は金屬機械器具が最も多く、化學製品がこれに次ぐ、窯業製品を加へて延社數一千九百八社である。纎維及び同製品が案外多いのは同一の製造業者とエーヂェントとの關係が細分された各品目について何遍も揭記されたため不當に多くなつたのによるもので、實際はずつと少いことを附記する必要がある。全品種を通じて在上海商社が必ずしも自國製造業者のエーヂェントとは限らず、代理關係の國際的交錯を顯著ならしめてゐる事實は、第二章の說くところの外商銀行の外國一般商社との取引關係の國際的交錯と相呼應するもので、經濟生活の複雜性を示して剩すところなきものと言へよう。最後に、他國商社をエーヂェントとする製造業者の多いのは米、獨、佛、瑞典等の新進工業國で、逆に他國製造業者のエーヂーェントをする商社の多いのは英、蘭、丁抹、荷の如き傳統的商業國であることは理の當然である。

事變直前滿一箇年間の總輸入額のうち約半分が金屬、化學、窯業製品等いはゆる生產財によつて占められることは先に述べたが、輸入さ

れたこれらの資材は必ずしも短期間内に賣捌かれたのではなく、寧ろ幣制安定後の中國建設景氣に乘じた見越輸入が壓倒的であつたと推察せられる。從つて、事變勃發後これらの品目の輸入激減を見てゐる時に當り列國在上海機械輸入商は如何にして營業を繼續してゐるかが問題になつた際、我々邦商機械輸入商との協力調査によつて案外彼等が一九三七年以前に輸入した商品ストックの賣り減らしによつて結構喰ひ繋いでゐる事實を發見したのは決して偶然ではない。併し乍ら、この事實は又列國輸入商の事變前に於ける年內輸入額と年末手持高を比較した場合相當高率であるべきを示唆し、運用資本の廻轉速度の列國に冠たる邦人商社側の場合と好個の對照をなしてゐる。

我々は更に支那輸出貿易と列國輸出商との關係に就いて輸入の場合と同様突き入つた檢討を試みよう。そこで、先づ一九三六年七月より翌三七年六月に至る滿一箇年間の全支並に上海に於ける品別輸出額及びその百分比を見るに次の如くである。

〔第三十五表〕　**自一九三六年七月至一九三七年六月全支並上海グループ別輸出額**　（單位＝千元）

	全支輸出額	百分比	上海輸出額	百分比
一、動物産品	**一七八、一六三**	**二〇・九**	**八七、一五二**	**一九・九**
1 動物及び動物産品	一一九、一八四		六〇、二四一	
2 皮、革及び毛皮	五五、八七四		二六、四五一	
3 漁獲物及び海産物	三、一〇五		四六〇	
二、植物産品	**二八七、九四九**	**三三・七**	**一七四、四五四**	**三九・九**
4 豆類	一〇、一〇三		七、二六二	
5 雜穀及び同製品	二七、四一八		二〇、六〇七	
6 植物性染料	一、六四四		一、一九六	
7 果實	一二、九二一		七九九	
8 藥材及び香料	一一、二六七		三、九四一	
9 油脂、及び臘	一一五、六五一		八五、〇四五	

10 種子	四六、二七八		二一、六八三	
11 酒精飲料	一、三〇四		三〇四	
12 砂糖	五		(千未滿)	
13 茶	三二、八〇四		二六、八二九	
14 煙草	九、一〇三		二、九七九	
15 蔬菜	一一、〇一八		一、四二六	
16 其他植物產品	八、四三三		二、三八三	
三、林産品	**二一、七六七**	**二・六**	**一、七〇七**	**〇・四**
17 竹	三、二九五		三五四	
18 薪炭	一四、六九七		三〇〇	
19 籐	一五二		二三	
20 木、木材及び同製品	三、六二三		一、〇三〇	
四、紡織纖維	**一五〇、七九三**	**一七・六**	**六六、七六一**	**一五・三**
21 紡織纖維	一五〇、七九三		六六、七六一	
五、鑛產品	**七九、五八八**	**九・二**	**三〇、八二八**	**七・一**
22 鑛、金屬及び金屬製品	七九、五八八		三〇、八二八	
六、製品	**一三七、六二九**	**一六・〇**	**七五、七九五**	**一七・四**
23 紙	六、四〇二		一、二九八	
24 印刷物	二、六二〇		二、二四八	
25 織絲、絲、組物及び編物	五一、四〇八		三一、一九四	
26 織物	二四、八三二		一九、八一〇	

れたこれらの資材は必ずしも短期間内に賣捌かれたのではなく、寧ろ幣制安定後の中國建設景氣に乘じた見越輸入が壓倒的であつたと推察せられる。從つて、事變勃發後これらの品目の輸入激減を見てゐる時に當り列國在上海機械輸入商は如何にして營業を繼續してゐるかが問題になつた際、我々邦商機械輸入商との協力調査によつて案外彼等が一九三七年以前に輸入した商品ストックの賣り減らしによつて結構喰ひ繋いでゐる事實を發見したのは決して偶然ではない。併し乍ら、この事實は又列國輸入商の事變前に於ける年内輸入額と年末手持高を比較した場合相當高率であるべきを示唆し、運用資本の廻轉速度の列國に冠たる邦人商社側の場合と好個の對照をなしてゐる。

我々は更に支那輸出貿易と列國輸出商との關係に就いて輸入の場合と同樣突き入つた檢討を試みよう。そこで、先づ一九三六年七月より翌三七年六月に至る滿一箇年間の全支並に上海に於ける品別輸出額及びその百分比を見るに次の如くである。

〔第三十五表〕　**自一九三六年七月至一九三七年六月全支並上海グループ別輸出額**　（單位＝千元）

	全支輸出額	百分比	上海輸出額	百分比
一、動物產品	**一七八、一六三**	**二〇・九**	**八七、一五二**	**一九・九**
1 動物及び動物產品	一一九、一八四		六〇、二四一	
2 皮、革及び毛皮	五五、八七四		二六、四五一	
3 漁獲物及び海產物	三、一〇五		四六〇	
二、植物產品	**二八七、九四九**	**三三・七**	**一七四、四五四**	**三九・九**
4 豆類	一〇、一〇三		七、二六二	
5 雜穀及び同製品	二七、四一八		二〇、六〇七	
6 植物性染料	一、六四四		一、一九六	
7 果實	一二、九二一		七九九	
8 藥材及び香料	一一、二六七		三、九四一	
9 油脂、及び臘	一一五、六五一		八五、〇四五	

10 種子	四六、二七八		二一、六八三	
11 酒精飲料	一、三〇四		三〇四	
12 砂糖	五		(千未滿)	
13 茶	三二、八〇四		二六、八二九	
14 煙草	九、一〇三		二、九七九	
15 蔬菜	一一、〇一八		一、四二六	
16 其他植物產品	八、四三三		二、三八三	
三、林產品	**二一、七六七**	**二・六**	**一、七〇七**	**〇・四**
17 竹	三、二九五		三五四	
18 薪炭	一四、六九七		三〇〇	
19 籐	一五二		二三	
20 木、木材及び同製品	三、六二三		一、〇三〇	
四、紡織纖維	**一五〇、七九三**	**一七・六**	**六六、七六一**	**一五・三**
21 紡織纖維	一五〇、七九三		六六、七六一	
五、鑛產品	**七九、五八八**	**九・二**	**三〇、八二八**	**七・一**
22 鐵、金屬及び金屬製品	七九、五八八		三〇、八二八	
六、製品	**一三七、六二九**	**一六・〇**	**七五、七九五**	**一七・四**
23 紙	六、四〇二		一、二九八	
24 印刷物	二、六二〇		二、二四八	
25 織絲、絲、組物及び綱物	五一、四〇八		三一、一九四	
26 織物	二四、八三二		一九、八一〇	

27 其他紡織製品	一二、一七〇		四、二七一	
28 硝子及び硝子製品	四五一		二三四	
29 窯業製品	四、八五六		二、一九七	
30 化學製品	七、八八六		二、四八七	
31 雜品	二七、〇〇四		一二、〇五六	
總計	八五五、八八九	一〇〇・〇	四三六、六九七	一〇〇・〇

支那の輸出貿易はかう整理して見ると動物産品、植物産品、紡織纖維、鑛産品、製品と夫々相當のもののやうであるが、實際は肉類、豚毛、卵、皮革、桐油、茶、種子、生絲、棉花、羊毛、鐵鑛、錫、アンチモニー等々、いづれも區栗の背較べの觀があり、印度の棉花、濠洲の羊毛、蘭印の砂糖、馬來の護謨の如き單種多産のものは一つもない。言はば、自給的農家經濟の多種生産の中から僅かにその餘剩物資を多種生産の形態の儘で輸出市場に投げ出したかの如くである。

從つて、在上海輸出業者にして輸出を專業として營む場合、その品種の發見に苦しむのは當然であるし、たとへ發見し得た場合でも多角輸出を行はざるを得ないわけである。多角輸出の必要は同時に世界各地との連繫の必要を伴ふものであるから、支那の輸出は外商にしろ華商にしろ小資本の到底克くするところではない。勿論他の原因もあるであらうが、在上海商社で輸出を營むものが、多く巨大輸入商による輸出兼營といふ形をとるのは玆に一半の理由ありと言はねばなるまい。かくて、輸出商の數は一般貿易商に比し極めて尠く、いま在上海輸出入業者に對する輸出商の割合を國別、本支店別に見ると次の如くである。

〔第三十六表〕　在上海列國輸出入業商社中輸出取扱社數（一九三六年末）

本支店別 / 國別	上海以外本店			上海本店			計		
	總社數	輸出商數	%	總社數	輸出商數	%	總社數	輸出商數	%
米國	一二四	三三	二七%	一一〇	三七	二四%	二三四	七〇	三〇%
英國	一一六	三七	三二%	一五九	六七	四二%	二七五	一〇四	三八%

佛國	一四	八	五七%	四〇	一六	四〇%	五四	二四	四四%
獨逸	四五	八	一八%	九六	二二	二三%	一四一	三〇	二一%
伊太利	七	三	四三%	一七	六	三五%	二四	九	三六%
和蘭	一〇	二	二〇%	九	四	四四%	一九	六	三二%
白耳義	四	—	〇%	二	—	〇%	六	—	〇%
瑞西	一六	五	三一%	一四	七	五〇%	三〇	一二	四〇%
丁抹	六	三	五〇%	五	一	二〇%	一一	四	三六%
諾威	—	—	—	四	—	〇%	四	—	〇%
瑞典	二	—	〇%	二	一	五〇%	四	一	二五%
芬蘭	—	—	—	二	一	五〇%	二	一	五〇%
ラトヴィア	一	一	一〇〇%	三	一	三三%	四	二	五〇%
リトアニア	一	—	〇%	—	—	—	一	—	〇%
波蘭	二	—	〇%	一〇	一	一〇%	一二	一	八%
葡萄牙	一	一	一〇〇%	六	三	五〇%	七	四	五七%
西班牙	一	—	〇%	四	—	〇%	五	—	〇%
羅馬尼亞	—	—	—	二	—	〇%	二	—	〇%
希臘	一	—	〇%	五	三	六〇%	六	三	五〇%
シリア	—	—	—	一	一	一〇〇%	一	一	一〇〇%
波斯	一	一	一〇〇%	四	三	七五%	五	四	八〇%
亞爾然丁	—	—	—	一	一	一〇〇%	一	一	一〇〇%
露西亞	四	二	五〇%	二〇	七	三五%	二四	九	三八%

猶太也	―	―	―	三	―	〇%	三	―	―
合計	三五六	一〇四	二九%	五一九	一八二	三五%	八七五	二八六	三三%

〔備考〕總社數ニハ輸入專業、輸入兼輸出、輸出專業ヲ含ミ、輸出商數ニハ輸入兼輸出及ビ輸出專業ヲ含ム

即ち、全商社中輸出を營むものは僅かに二百八十六社、率にして三十三パーセントである。國別に見れば英國が斷然多く百四社、全體の三十六パーセント强を占める。これに次ぐものは米、獨、佛、瑞西等で他は極めて寡い。

更に、輸出の場合は一定價額の輸出を行つた際に必要とした運用資本額に對し、實際はそれに數倍する資本が動員されねばならぬ點は注意する必要がある。在上海の列國輸出商はその輸出物資を入手するに當り、常に土貨買集めに當る支那商人又は其の加工を行ふ支那人工場に多額の資金を融通しつゝあるが、これは外商對華商の傳統的商習慣上寔に已むを得ざるところであるのみならず、蒐集土貨の品質不均一粗惡等のために、その精製、加工を行つて國際適格品として輸出する場合も多いので、輸出商は包裝、仕上、加工等を直營することとなりその部面に投下される資本も尠くないことゝなる。邦人生絲輸出商の談によれば、生絲の如きは好適例で、全輸出取扱高に廻轉率を乘じたものを純粹の運用資本とすれば實際はそれに五、六倍する資金を使用してのみ生絲輸出が可能となる狀況の由である。省みて支那の土貨輸出に專心せる英國を主とせる列國輸出商の事變前投資額が決して尠くなかつたことが察せられるし、事變後漸くこの部面へも進出し來つた邦人商社のアクチュアルな問題も何であるかが解るであらう。

最後に國別輸出入額と國別出入船舶噸數を見よう。次に揭ぐる「第三十七表」及び「第三十八表」によつて明かな如く、世界を六大洲に分つてこれに對する輸入輸出を見ると、兩者共亞細亞がトップを切つてゐるが、第二位第三位は輸入の場合は歐、米、輸出の場合は米、歐となつて居り、他の三洲との貿易は極めて小額であることを知る。但し、亞細亞貿易の中には對香港、新嘉坡貿易が含まれて居り、いづれも對歐米貿易の中繼に過ぎないのであるから、これを考慮に入れると亞細亞貿易はぐつと減る筈であるし、特に輸出の香港中繼が夥しいことを見れば亞細亞貿易の入超は一層激化する。支那を中心とするこれらの諸國との間の運送も英國船が三十四・五パーセントを占め、日本が二十二パーセントとこれに次ぐが、米、獨、蘭、スカンヂナビア諸國がその殘りを引受けてゐる。詳細左の如し。

〔第三十七表〕（一）自一九三六年七月至一九三七年六月全支洲別輸出入額

（單位＝千元）

洲別	輸入	輸出	合計
亜細亜洲	四一〇、二一二	三五九、二一九	七六九、四三一
歐羅巴洲	三九七、〇四三	二〇九、七六八	六〇六、八一一
阿弗利加洲	一〇、〇二九	一七、九三九	二七、九六八
北亜米利加洲	二四一、七二一	二四八、八七二	四九〇、五九三
南亜米利加洲	一、四一四	二四八	一、六六二
大洋洲	一四、九三三	六、〇一七	二〇、九五〇
計（其他共）	一、〇九一、一〇六	八五六、二三六	一、九四七、三四二

〔第三十七表〕（二）自一九三六年七月至一九三七年六月全支國別輸出入額

（單位＝千元）

國別	輸入	輸出	合計
亜細亜洲			
日本	一九八、七六六	一二二、八二七	三二一、五九三
朝鮮	三、一四七	一〇、〇二三	一三、一七〇
臺灣	三、八九三	四、九五五	八、八四八
關東州租借地	一三、〇七三	一八、四四一	三一、五一四
香港	一八、九三三	一二五、四〇七	一四四、三四〇
墺門	七一二	三、三八七	四、〇九九
廣州灣租借地	二三	六三四	六五七
佛領印度支那	二二、八五九	一〇、五七一	三三、四三〇

比律賓	四、五〇〇	七、四六四	一一、九六四
海峡植民地及び馬來聯邦	一三、五〇五	一九、〇〇三	三二、五〇八
英領ボルネオ	二、九七九、	八	二、九八七
蘭領印度	九三、四三六	六、八〇〇	一〇〇、二三六
暹羅	一六、五一四	四、六〇二	二一、一一六
英領印度	一七、一三三	一九、二五〇	三六、三八三
錫蘭	二八六	一、〇〇三	一、二八九
波斯	三四	—	三四
亞剌比亞	六七	五二八	五九五
亞細亞ソ聯	三五二	四、三一六	四、六六八
計	四一〇、二一二	三五九、二一九	七六九、四三一
歐羅巴洲			
英吉利	一二四、四七二	七三、八〇八	一九八、二八〇
佛蘭西	一三、一八一	三四、八八三	四八、〇六四
獨逸	一六一、四二九	六一、六一八	二二三、〇四七
伊太利	一三、一八五	五、〇一五	一八、二〇〇
和蘭	五、七九八	一九、八一九	二五、六一七
白耳義	三一、三四五	六、七四五	三八、〇九〇
ルクセンブルグ	四、四五五	—	四、四五五
瑞西	八、〇一九	二九四	八、三一三
墺太利	七、一〇三	二八	七、一三一

チェッコ	一〇、三一二	八八	一〇、四〇〇
丁抹	二、五七九	三、五二三	六、一〇二
諾威	四、八〇六	一、三三〇	六、一三六
瑞典	七、一三四	二、二三三	九、三六七
芬蘭	二、五八〇	一八六	二、七六六
歐羅巴ソ聯	四八八	—	四八八
西、班牙	一五七	一九八	三五五
計	三九七、〇四三	二〇九、七六八	六〇六、八一一
阿弗利加洲			
東阿弗利加	一、八〇五	三五〇	二、一五五
埃及	八、一九三	三、四一三	一一、六〇六
アルゼリア	二九	二、八一三	二、八四二
トリポリ	—	三〇	三〇
モロッコ	二	一一、三三三	一一、三三五
計	一〇、〇二九	一七、九三九	二七、九六八
北亞米利加洲			
加奈陀	二二、九〇〇	七、八二七	三〇、七二七
北米合衆國	二一八、八二一	二四一、〇四五	四五九、八六六
計	二四一、七二一	二四八、八七二	四九〇、五九三
南亞米利加洲			
亞爾然丁	一、四一四	二四八	一、六六二

大洋洲	濠洲	一四、九三三	六、〇一七	二〇、九五〇
其他諸國	其他諸國	一五、七五四	一四、一七三	二九、九二七
	總計	一、〇九一、一〇六	八五六、二三六	一、九四七、三四二

〔第三十八表〕自一九三六年七月至一九三七年六月全支國別出入船舶噸數　（單位＝噸）

船籍	入港	百分比	出港	百分比	計	百分比
日本船	四、九〇六、八九五	二一・九	四、八九九、九六二	二一・九	九、八〇六、八五七	二一・九
英國船	七、七〇五、二六〇	三四・三	七、七五八、三四三	三四・八	一五、四六三、六〇三	三四・五
米國船	一、二六五、八二七	五・六	一、二六〇、五六八	五・六	二、五二六、三九五	五・六
佛國船	五五〇、〇八八	二・五	五五七、八一三	二・五	一、一〇七、九〇一	二・五
獨逸船	一、〇七五、七九四	四・八	一、〇二六、五八九	四・六	二、一〇二、三八三	四・七
伊太利船	二三六、九四三	一・一	二三三、二四九	一・一	四七〇、一九二	一・一
和蘭船	六八四、二八二	三・一	六五四、六三二	二・九	一、三三八、九一四	三・〇
丁抹船	三九三、〇四七	一・八	三八八、六〇八	一・七	七八一、六五五	一・八
瑞典船	一一三、一四一	〇・五	一二四、二四一	〇・六	二三七、三八二	〇・六
諾威船	一、一〇四、八三一	四・九	一、〇〇四、七一二	四・五	二、一〇九、五四三	四・七
蘇聯船	四〇、五七三	〇・二	三六、九五一	〇・一	七七、五二四	〇・二
葡萄牙船	五二七、二二六	二・三	五三〇、八三一	二・四	一、〇五八、〇五七	二・三
希臘船	五五、五二六	〇・二	五八、九八一	〇・三	一一四、五〇七	〇・二
パナマ船	四三、二一五	〇・二	四三、二一五	〇・二	八六、四三〇	〇・二

智利船	五、五九九	—	七、八二三	—	一三、四四二	—
支那汽船	二、九一八、二四二	一二・九	二、九一七、四六七	一三・一	五、八三五、七〇九	一三・〇
同ジャンク	八二三、四二六	三・七	八二〇、〇九七	三・七	一、六四三、五二三	三・七
計	二二、四四九、九一五	一〇〇・〇	二二、三二四、〇八二	一〇〇・〇	四四、七七三、九九七	一〇〇・〇

支那の全支四十關の對外貿易を除き、各關相互間に行はれる所謂轉口貿易は屢々ドメスティック・トレードの名の下に呼ばれるが、勿論ドメスティック・トレードの全部を包含せるものではなく、ほんのその一部分だけを含むものに過ぎない。上海對外貿易十億元と並んで、この種の轉口貿易額も九億元に垂んとしてゐるが、しかも蘇州河、黃浦江及び江北方面よりの入荷は轉口貿易額の二、三倍に達するものと推定される。上海ほどではないにしても漢口以下長江筋の各港ではこの傾向が一般的であるし、それ以外內地諸都市相互間に行はれるクリーク貿易或は陸路貿易の量に至つては捕捉するに由ないのである。これを念頭に置いて一先づ全支各港の轉口貿易を瞥見するにしかも尙ほその總額は二十三億元の巨額に及び、優に對外貿易總額を凌駕してゐる仕末である。支那の國內市場の廣大さは察するに餘りある。詳細次の如し。

〔第三十九表〕 一九三六年全支各港轉口貿易額 (單位＝千元)

	移入	移出	合計	出(入)超
秦皇島	四、七七八	一二、四一五	一七、一九三	七、六三七
天津	一一六、一六三	五七、七〇八	一七三、八七一	▲五八、四五五
龍口	五、五四〇	二、九七〇	八、五一〇	▲二、五七〇
煙台	二三、〇六九	一四、三一四	三七、三八三	▲八、七五五
威海衛	四、一三六	二、六四〇	六、七七六	▲一、四九六
膠州	三三、七五〇	九五、三九二	一二九、一四二	六一、六四二
北支合計	一八七、四三六	一八五、四三九	三七二、八七五	▲一、九九七

重慶	五一、三一八	三七、六二二	八八、九四〇	▲一三、六九六
萬縣	七、三五三	一七、五八〇	二四、九三三	▲一〇、二二七
宜昌	九、一三〇	六、四〇三	一五、五三三	二、七二七
沙市	四、五九四	一六、八四三	二一、四三七	▲一二、二四九
長沙	二六、五六〇	二七、五七五	五四、一三五	▲一、〇一五
岳州	一〇、三八〇	一三、八二六	二四、二〇六	▲三、四四六
漢口	一〇九、六一八	一七六、一六八	二八五、七八六	▲六六、五五〇
九江	二四、七八二	三一、五〇六	五六、二八八	▲六、七二四
蕪湖	一五、七五二	二二、六六三	三八、四一五	▲六、九一一
南京	八、三四八	一三、六九〇	二二、〇三八	▲五、三四二
鎭江	八、五三五	五、二六五	一三、八〇〇	三、二七〇
上海	四三五、九六一	四四一、〇八七	八七七、〇四八	▲五、一二六
蘇州	二、六二〇	三一〇	二、九三〇	二、三一〇
杭州	九、二〇八	一二、二五六	二一、四六四	▲三、〇四八
寧波	一六、八一六	一五、九八〇	三二、七九六	八三六
溫州	六、九五一	四、五七六	一一、五二七	二、三七五
中支合計	七四七、九二六	八四三、三五〇	一、五九一、二七六	▲九五、四二四
三都澳	六六二	四、八〇六	五、四六八	▲四、一四四
福州	二一、六三八	一九、四九四	四一、一三二	二、一四四
厦門	一九、一一三	三、六一九	二二、七三二	一五、四九四
汕頭	六五、七四一	二五、三四六	九一、〇八七	四〇、三九五

廣州	一〇六、二四〇	三五、三一二	一四一、五五二	▲七〇、九二八
九龍	—	—	—	—
拱北	四八三	—	四八三	▲四八三
江門	一、三七四	一一一	一、四八五	▲一、二六三
三水	一	三八	三九	三七
梧州	一六、二七七	九八五	一七、二六二	▲一五、二九二
南甯	四、四七五	一、六三二	六、一〇七	▲二、八四三
雷州	四七	九〇七	九五四	八六〇
瓊州	六、六二三	三、五〇五	一〇、一二八	▲三、一一八
北海	二、六〇六	一、五七八	四、一八四	▲一、〇二八
龍州	(千以下)	(千以下)	(千以下)	(千以下)
蒙自	一八、二一七	三、二八二	二一、四九九	▲一四、九三五
思茅	—	三二	三二	三二
騰越	二三	(千以下)	二三	▲二三
南支合計	二六三、五二〇	一〇〇、六四七	三六四、一六七	▲一六二、八七三
總計	一、一九八、八八二	一、一二九、四三五	二、三二八、三一八	▲六九、四四七

これを前掲「第二十六表」と對比して見ると、對外貿易の場合とは異り轉口貿易に於ては上海を除く中支諸港の活躍が一層際立つて見える。勿論これは一方では長江筋土貨の對上海移出が尠からぬ量に達すると共に、他方では上海に陸揚げされた輸入貨物の奥地轉口、上海製品の奥地搬入が多いためである。いま、上海を除いて北中支二十一港の移入額を合計すると約五億元、上海の移出額四億四千萬元に略々匹敵し、また前記二十一港の移出額を合計すると五億九千萬元、上海の移入額四億三千五百萬元を一億五千萬元ほど超過する程度である。上

海とこれら諸港との間には地方土貨と製品、輸入品との大量的交易が行はれてゐることを知る。かくて、上海轉口貿易の内容が問題になるのであるが、いまこれを移入、移出の兩面より分析するに次の如くである。

〔第四十表〕　一九三六年上海グループ別移出入額　（單位＝元）

種目	移入額	移出額
一、動物產額	三八、七七九、一一五	二、四八四、六八六
1 動物及び動物產品	二五、一七三、三三七	九六九、一七九
2 皮、革及び毛皮	一一、七九二、九八一	四二四、二八三
3 漁獲物及び海產物	一、八一二、七九七	一、〇九一、二二四
二、植物產品	二二六、二五〇、九七八	一三二、八二四、三一七
4 豆類	一八、七五八、八三三	二、〇四六、四三一
5 雜穀及び同製品	三二、二三九、六四一	六〇、七二八、四九四
6 植物性染料	一、〇九九、〇〇五	二八、六四七
7 果實	九、九八七、八〇五	一、二四二、四〇九
8 藥材及び香料	四、九七五、八一六	一、二五〇、八五〇
9 油脂及び脂臘	六九、一九九、二四八	二、二二八、一九五
10 種子	一四、九四九、九九九	三、〇九一、七五六
11 酒精飲料	一、一三三、三八七	六六五、二二〇
12 砂糖	一七、一四五、四七〇	四八六、四八五
13 茶	二五、二九八、〇六八	二、六四六、七三四
14 煙草	二五、二六三、八三六	五六、八一七、一一六
15 蔬菜	四、九〇一、八四四	八六六、八九〇

16 其他植物產品	一、二九八、〇二六	七二五、〇九〇
三、林産品	二八、七五〇、一六五	三、九三二、八七六
17 竹	二三九、五〇九	六〇六、〇七四
18 薪炭	二六、二七二、九七二	二、四四八、三〇二
19 籐	二六、一五四	四五、四三〇
20 木、木材及び同製品	二、二一一、五三〇	八三三、〇七〇
四、紡織纖維	七四、一七三、三七六	二、〇六九、五五一
21 紡織纖維	七四、一七三、三七六	二、〇六九、五五一
五、鑛産品	一九、五〇九、五五四	四、七九五、六〇一
22 鐵、金屬及び金屬製品	一九、五〇九、五五四	四、七九五、六〇一
六、製品	四八、四九七、八五五	二九四、九八〇、〇七六
23 紙	二、〇八五、六一四	四、〇六八、一六七
24 印刷物	三〇九、七一三	七、八二二、六九三
25 織糸、糸、組物及び編物	一一、四〇七、五九六	一〇五、四三二、九三七
26 織物	一九、六九三、五三八	一四七、九二一、〇二二
27 其他紡織製品	二、〇六二、七二三	八、八四二、八九〇
28 硝子及び硝子製品	一、一五八、四二七	一、一三〇、七四六
29 醫藥製品	二、六七九、二〇九	二、五五八、五八一
30 化學製品	四、四二二、一八〇	四、五〇五、一二六
31 雜品	四、六七八、八五五	一二、六九七、九一四
總計	四三五、九六一、〇四三	四四一、〇八七、一〇七

即ち、上海總移入額約四億三千六百萬元のうち、紡織纖維の七千四百萬元、油脂臘の六千九百萬元、雜穀類の三千二百萬元、燃料の二千六百萬元、茶の二千五百萬元、葉煙草の二千五百萬元、動物及び動物産品の二千五百萬元、鑛産品の一千九百萬元、豆類の一千九百萬元、砂糖の一千七百萬元等を主要內容として、琺瑯林鑛産の原料及び原料用製品、食料品併せて三億八千七百餘萬元、八十九パーセントに及び、其他製品の移入額は僅かに四千九百萬元、十一パーセントに過ぎない。上海移入の約九割は奥地土貨にして上海工業の原料となるか或は加工の上輸出せられる原料食料であると見做して差支へない。これに反し、上海總移出額四億四千百萬元のうち、織糸、糸、組物、編物、織物其他を含む紡織製品の二億六千二百萬元、小麥粉を中心とする雜穀及び同製品の六千萬元、煙草の五千七百萬元、紡織製品以外の製品の三千三百萬元の四項目併せて四億一千二百萬元となり、全體の九十三パーセント强を占める。換言すれば上海移出の九割三分は紡織製品、小麥粉、煙草、雜貨等製品の占むるところであつて、殘りの僅か七分が移入品の積戻しに類する貨物によつて占められてゐる。かくて、一九三六年の上海轉口貿易は三億八千七百萬元の原料食料の移入、四億一千二百萬元の製品の移出の中核として移出入合計八億七千七百萬元の巨額に達したものであると要約してよいであらう。

轉口貿易の場合は、北支よりの石炭、棉花、葉煙草等の上海移入、上海よりの綿糸布、小麥粉、煙草等の對北支移出等の場合を除けば、全體としては輸出入の場合に比し外商の介在率はずつと低下する。玆では上海華商と長江流域華商の厖大な商業網、更には天津幇、廣東幇等の活躍が前面に現はれて來る。この傾向は國民革命運動の成功後、民族資本の商權回收熱の旺盛化、外商の奥地引揚げの盛行に伴つて、今次事變前まで特に著しい特徵であつた若し夫れ轉口貿易より更に深く立入つて、支那各省各市間の純然たる國內貿易になれば、もはや外商活動の部面は全然なく、華商活躍の全き獨占的分野が展けて來る。その貿易量が幾千に達するかは支那の全商品流通額の問題と相關聯して來るのであるが、これは支那奥地の全生産額の問題と共に研究の現段階を以てしては到底推量し能はぬテーマである。商埠地の對外貿易や轉口貿易の量からして全支の生産と流通の總體を憶測して見ても、外商資本の沿海沿江に於ける勢力を全支華商資本の總體と比較すると共に多くは無意味な結論に到達し易い。これ又別個の問題として他日の研究に委ねるべきであらう。

第五章　在支外國貿易商社の運用資産狀態

轉じて外國貿易商社の在支資産の推定を試みよう。既に述べたる如く上海商社に就いて啻に在上海資産のみならず廣くその在全支資産を測定することになれば、七大商埠地に關する限りは社數にして七十三パーセント、資産額にして僅に九十パーセント強を包含し得ることになるのであるから、我々は主として在上海輸出入業商業商社の運用資産算出に力を集中する。そこで、研究の對象となる在上海輸出入業及び商業商社の國別、業種別、本支店別社數表を再掲して記憶を新たにすれば次の如くである。

〔第廿八表〕　在上海列國輸出入業及ビ商業商社國別業種別本支店別社數表（一九三六年末）

業種別 國別	輸出入業商社			輸入販賣業商社			合計		
	上海以外＝本店	上海＝本店	計	上海以外＝本店	上海＝本店	計	上海以外＝本店	上海＝本店	計
日本	七三	二九一	三六四	七	三〇六	三一三	八〇	五九七	六七七
米國	一二四	一一〇	二三四	三	三七	四〇	一二七	一四七	二七四
英國	一〇八	一五八	二六六	一一	五四	六五	一一九	二一二	三三一
印度	七	一	八	—	—	—	七	一	八
加奈陀	一	—	一	—	—	—	一	—	一
佛國	一四	四〇	五四	四	二〇	二四	一八	六〇	七八
獨逸	三七	七九	一一六	二	一五	一七	三九	九四	一三三
墺太利	二	七	九	—	—	—	二	七	九
チェッコ	四	八	一二	—	—	—	四	八	一二
洪牙利	二	二	四	—	—	—	二	二	四

伊太利	七	一七	二四	—	四	四	七	二一	二八
和蘭	一〇	九	一九	—	—	—	一〇	九	一九
白耳義	四	二	六	—	—	—	四	二	六
瑞西	一六	一四	三〇	—	六	六	一六	二〇	三六
丁抹	六	五	一一	—	二	二	六	七	一三
諾威	—	四	四	—	二	二	—	六	六
瑞典	二	二	四	—	—	—	二	二	四
芬蘭	—	二	二	—	—	—	—	二	二
ラトヴィア	一	三	四	—	—	—	一	三	四
リトアニア	一	—	一	一	二	三	二	二	四
波蘭	二	一〇	一二	三	二	五	五	一二	一七
葡萄牙	一	六	七	—	—	—	一	六	七
西班牙	一	四	五	—	—	—	一	四	五
羅馬尼亞	—	二	二	—	—	—	—	二	二
希臘	一	五	六	—	六	六	一	一一	一二
シリア	—	一	一	—	—	—	—	一	一
波斯	一	四	五	—	—	—	一	四	五
亞爾然丁	—	一	一	—	—	—	—	一	一
露西亞	四	二〇	二四	四	二三	二七	八	四三	五一
猶太也	—	三	三	—	—	—	—	三	三
合計	四二九	八一〇	一、二三九	三五	四七九	五一四	四六四	一、二八九	一、七五三

〔備考〕 再出

さて、先づ日本の在上海輸出入業及び商業商社六百七十七社に就いては、そのうち稍々大きなもの百七十五社は照會調査によつて、他の五百二社は業者の推定其の他によつて、夫々稍々適確にその資産內容を知ることが出來たその結論を輸出入業商社と輸入販賣業商社とに分ち更に本支店別に分けて整理して見ると次の如くである。

〔第四十一表〕 在上海日本輸出入業及ビ商業商社在支資産推定額（一九三六年末）

本支店別	輸出入業商社		輸入販賣業商社		合計	
	社數	在支資産推定額	社數	在支資産推定額	社數	在支資産推定額
在外本店	七三	五〇、八九一、四九七・六五	七	三一〇、四一〇・〇〇	八〇	五一、二〇一、八九七・六五
上海本店	二九一	二二、一四一、三〇九・六六	三〇六	六、〇二六、三一六・七三	五九七	二八、一六七、六二六・三九
計	三六四	七三、〇三二、八〇七・三一	三一三	六、三三六、七一六・七三	六七七	七九、三六九、五二四・〇四

〔備考〕 照會調査ニ對スル回答ハ圓、元、兩ノ三種ノ通貨ヲ以テ表示サレタルガ、本表ノ推定額ニハ全部元ニ換算ノ上加算シタリ。

日本を除く列國商社に對しては、現在の政治的事態が照會調査を不可能ならしめてゐるのに鑑み、主として公表されたバランス・シートの蒐集、日本側競爭商社による相手商社の資産見積の踏込み、年內商品高よりする其の運用資本の推定等によつて投資額を見て行くこととした。而して、先づバランス・シートの蒐集は輸出入業以外の他の業種のものと共に精力的に行はれたが、輸出入業商社はこれを公表するもの最も少く、僅かに二十七社に就いて五十九種が集められたに過ぎない。しかも、そのうち十一社の十九種は上海以外に本店を有し上海に支店を置く商社の本店勘定を示すものであつて、當地支店の勘定を推算する際の傍證的材料の一つとはなつても、これをその儘利用するわけにはゆかない事情が判明した。殘りの十六社に關する四十種は上海に本店を有する商社のものであるから、これは直ちに利用出來るのであるが、その數は又在上海全商社の數に比すれば餘りに尠い。それでも、バランス・シートを公表しない商社にして公稱資本金、拂込資本金各種積立金のいづれか或ひはその全部を知り得るものに就いては悉くこれを集めたから、少數商社の獲得されたバランス・シートを基

準として其他商社の負債資産を憶測することは出來るし、又バランス・シートの內容を分析して見て保有資産の傾向を想像して見ることは出來る。そこで、上記のうち先づ上海に本店を有する英國籍輸出入業商社八社のバランス・シートを整理し、これを一表に纒めて見ると次の如くである。

〔第四十二表〕　本店在上海英國籍輸出入業商社八社負債資産對照表　（單位＝元）

項目＼社名	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	計
公稱資本金	六,九〇〇,〇〇〇	四,一四〇,〇〇〇	二,〇七〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	六五九,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	九三八,四〇〇	一〇〇,〇〇〇	一六,〇五七,四〇〇
拂込資本金	三,三六八,〇一四	三,〇六七,九三三	一,六〇八,三五二	四五〇,〇〇〇	三九二,九五一	四九八,五〇〇	七三三,二六七	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇六八,〇六七
各種積立金	一,一六六,七一五	三五七,一三三	二五〇,〇〇〇	八四八,八二三	四八五,七三〇	三二,〇八〇	(一)二三九,二六七	三,一〇〇	二,六六八,三三三
社債借入金支拂手形	五,三三五,七七五	一,六六三,三五一	六三一,二六七	四七一,八七四	三五四,六二八	一七,七七五	—	四三,一〇〇	六,三五七,七九〇
其他負債	二,二四八,九六二	一,二六六,九七二	三三三,四九八	一一一,八五七	六九,九五五	一六一,四六八	六八,〇〇〇	六,一一〇	四,〇五七,〇二三
負債合計	九,八七九,四六六	六,三五四,三一〇	二,三七八,一一七	一,八〇二,五四三	一,三〇三,二七四	七一〇,〇〇三	五三三,〇二〇	一六一,三一〇	二三,一〇一,一一三
土地建物什器	三,二四三,八四七	一,四七三,三八七	七九九,四六四	一,二六一,〇九〇	四七四,四七三	二〇〇,〇〇〇	一九,四一七	四,〇〇〇	七,四三三,六六八
工場及び機械	一,四〇〇,九五三	—	六二一,七八八	六一,七〇三	七〇,〇〇〇	七,二〇三	—	—	一,六〇三,六四八
有價證券貸付金	三二一,八四一	三五九,〇二五	—	一,五六〇	九九,〇一〇	一二五,二五九	—	二,〇〇〇	九〇八,六九六
手持商品及び材料	二,二四九,三五七	二,八三二,五三三	四一九,六一一	二七七,五四八	四二四,七〇三	二六六,一〇八	三五〇,九七七	四三,八九四	六,九五三,三六〇
賣掛金受取手形	—	五〇〇,〇〇〇	二九六,一六〇	—	一四八,一八七	—	二三,三五九	二六,六九三	九九三,三九六
現金及び預金	八四,八五三	三七,二四六	六,七八二	一,一八六,〇四四	四,九二一	二九,〇〇〇	六三,二三八	四八,三四〇	一,四六〇,三二九
其他資産	二,四七九,五五九	一,一七三,一四〇	八三三,三二七	九四,六一八	八二,〇〇〇	八三,四三三	六六,四七三	三六,三八二	四,八四八,九九三
資産合計	九,八七九,四六六	六,三五四,三一〇	二,三七八,一一七	一,八〇二,五四三	一,三〇三,二七四	七一〇,〇〇三	五三三,〇二〇	一六一,三一〇	二三,一〇一,一一三

〔備考〕　一、(A)　China Import and Export Lumber Co., Ltd.　（材木其他一般輸出入）

（B） Caldbeck Macgregor & Co., Ltd.　　（食料品雜貨輸入）

（C） Auto Palace Company. Ltd.　　（自動車輸入販賣及び修繕）

（D） Kelly and Walsh, Ltd.　　（書籍輸入販賣）

（E） Arts and Crafts Ltd.　　（家具製造販賣）

（F） S. Moutrie & Co., Ltd.　　（樂　　器）

（G） Office Appliance Co., Ltd.　　（タイプ・計算機・レヂスター等）

（H） Scott Harding & Co., Ltd.　　（機械・器具）

二、公稱資本ﾃｰﾙヲ兩ヲ以テ表セルモノハ百兩＝百三十八元ノ率ヲ以テ元ニ換算シタリ

上記の英國八社は必ずしも本店を上海に有する英國輸出入業商社の中位を表はすものとして選り出されたわけではないが、最大のものや最小のものではないといふ意味では相當程度に各クラスのものを代表してゐるやうに見えるし、何より備考一に見る如く業種のヴァラエテーに富んでゐることが面白い。そこで、いま前表最下段の數字を見ると拂込資本の約二倍半、公稱資本金約一倍半が總資産となつてゐるが、この比率が上海に本店を有する他の英國商社にも適用し得るものと假定して公稱拂込双方の判明せる商社に對しては拂込に二・五を、公稱のみ判明せる商社に對しては公稱に一・五を乘じて總資産を算出し、更に以上によつて得た數字から一社平均資産を求めて之に公稱、拂込双方共不分明なる商社の推定することにすると次表の如くである。

〔第四十三表〕（一）上海ニ本店ヲ有スル英國輸出入業商社ノ資産推定額

	社數				資産推定額		同上元換算額
資産内容ヲ推定シ得タルモノ	六〇	内	二六	$	四六、七三五、四〇六	$	四六、七三五、四〇六
		〃	二一	両	二五、九三一、九二五	$	三五、七八六、〇五六
		〃	九	M$	八、三五六、五〇〇	$	一一、五三一、九七〇
		〃	三	£	一、二二三、五〇〇	$	二〇、三一〇、一〇〇

	社數		資産推定額	元換算額
		〃 一	H$ 一五〇、〇〇〇	$ 一五六、〇〇〇
		計 六〇		一一四、五一九、五三三
		一社平均		一、九〇八、六五九
資産內容ヲ推定シ得ザルモノ	九九		右平均ニ社數ヲ乘ズ	$ 一八八、九五七、二四一
合計	一五九			$ 三〇三、四九六、七七四

（二）上海ニ本店ヲ有スル英國輸入販賣業商社ノ資産推定額

	社數		資産推定額	同上　元換算額
資産內容ヲ推定シ得タルモノ	八	內 五	$ 三、七五〇、三五四	$ 三、七五〇、三五四
		〃 三	H$ 六一九、〇〇〇	$ 八五四、二二〇
		計 八		$ 四、六〇四、五七四
		一社平均		$ 五七五、五七二
資産內容ヲ推定シ得ザルモノ	四六		右平均ニ社數ヲ乘ズ	$ 二六、四七六、三一二
合計	五四			$ 三一、〇八〇、八八六
			（一）（二）合計	$ 三三四、五五七、六六〇

〔備考〕前表ノ社數百五十九社ハ加奈陀、印度ノ商社ヲ含ム。輸入販賣業商社ニハ加奈陀、印度ノモノナシ。

次に上海に本店を有する日本及び英國以外の諸國の輸出入業及び商業商社の在支資産算出の問題であるが、その前提として英國商社の場合使用したる拂込の二倍半、公稱の一倍半といふ率が英國以外の商社にも適用し得るか否かを見るために、先づ日英兩國輸出入業商社の資産內容を比較分析して見やう。卽ち次の如し。

〔第四十四表〕（一）在上海日英兩國輸出入業商社資産內容比較表　（單位＝元）

日本八十四社資産內容　　英國八社資産內容

土地建物什器	八二三、四五二・九七	七、四三三、六五七・六〇
工場及び機械	九〇三、一七一・一五	一、六〇二、六四五・六三
有價證券貸付金	一、一三五、七一九・二二	九〇八、六九六・〇〇
手持商品及び材料	六、四二五、〇〇五・八四	六、九五三、三六〇・五六
賣掛金受取手形	三、一〇四、六〇四・四四	九九三、三六六・〇一
現金及び預金	二、九九二、六九六・二一	四六〇、三九四・二一
其他資産	七四八、九六四・二九	四、八四八、九九三・〇一
合計	一六、一三三、六一四・一二	二三、二〇一、一一三・〇二

（備考）一、日本ハ照會調査ニ對スル回答商社八十四社ノ資産總計ノ内容分析（但シ一〇〇圓＝九六・六元ノ割ニテ圓勘定ヲ元ニ換算ノ上元勘定ニ加算）

二、英國ハ前掲「第四十二表」ノ資産ノ部最下段ノ數字

（二）同上一社平均資産額比較表

（單位＝元）

	社數	資産總額	一社平均資産額	同上指數
日本	八四	一六、一三三、六一四・一二	一九二、〇六六・八三	一〇〇
英國	八	二三、二〇一、一一三・〇二	二、九〇〇、一三九・一二	一、五〇九

（三）同上所有不動産額比較表

（單位＝元）

	社數	資産總額	内、土地建物什器	其他
日本	八四	一六、一三三、六一四・一二	八二三、四五二・九七	一五、三一〇、一六一・一五
英國	八	二三、二〇一、一一三・〇二	七、四三三、六五七・六〇	一五、七六七、四五五・四二

以上の三表の示すところに依れば、日本側の一社平均は十九萬二千元なるに對し英國側は同じく二百九十萬元の巨額に達し、大約十五倍

に當つてゐるのであるが、一社平均の大小は暫く措いて見ると、日英夫々の資產總額のうち土地建物什器を除く其他勘定が偶然にもいづれも一千五百數十萬元と略々相等しいのに合計に於て約七百萬元の差を生ずる理由は主として土地建物什器に於ける約六百六十萬元の差に負ふことを見出だす。實際、日本側の不動產所有は八十四社合計して僅かに八十二萬元で總資產の中に占める地位は五パーセントに過ぎないのに、英國側は僅か八社を以てして七百四十三萬元の巨額に及びその率は總資產の三十二パーセントを超えてゐる。輸出入業者の資產勘定に於ける不動產の比重の大小は概ね負債勘定に於けるリザーヴの多寡や信用の大小と照應してゐることを思ふとき、この一點からだけでも英國以外の各國商社の資產額を推定するに當り公稱、拂込資本に英國の場合と同一の率を乘じ得ないことが判るであらう。

そこで、上海に於ける共同租界、佛租界、越界路の土地所有者名簿の中から、列國輸出入業及び商業商社にして上海に本店を有するものを抽出し、その所有土地面積及び價額を國別に整理して見ると次の如くである。

〔第四十五表〕　上海ニ本店ヲ有スル列國輸出入業及ビ商業商社ノ上海ニ於ケル土地所有狀況　單位（面積＝畝　價額＝兩）

國別及び種別	總社數	內土地所有商社數	共同租界		佛租界		越界路		合計	
			面積	價額	面積	價額	面積	價額	面積	價額
英國（輸出入）	一五九	二八	三九二・八〇四	一四、六一四、八七三	五五・二一四	一、三七五、〇五八	五二〇・九八九	?	九六九・〇〇七	▲一五、九八九、九三一
〃（輸入販賣）	五四	五	六・六一四	九三五、七六〇	一〇〇・二九五	二、五三八、三〇二	一三〇・六〇五	?	一三〇、五一四	▲三、四七四、〇六二
米國（輸出入）	一一〇	六	五四・〇〇八	六九二、四九六	一・六六七	三六、〇三七	二九・四〇七	?	八五・〇八二	▲七二八、五三三
〃（輸入販賣）	三七	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佛國（輸出入）	四〇	四	—	—	二八・六三三	四五六、〇二八	一三・二三八	?	四一・八七一	▲四五六、〇二八
〃（輸入販賣）	三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
獨逸（輸出入）	九六	二	二・一五九	二三、五三三	〇・〇九〇	一、四四九	—	—	二・二四九	▲二四、九八二
〃（輸入販賣）	一五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他諸國（輸出入）	一一四	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〃	（輸入販賣）	四七	―	―	―	―	―	―	―	―	―
計	（輸出入）	五一九	四〇	四四八・九七一	一五、三三〇、九〇二	八五・六〇四	一、八六八、五八二	五六三・六三四	？	一、〇九八・二〇九	▲ 一七、一九九、四八四
〃	（輸入販賣）	一七三	五	六・六一四	九三五、七六〇	一〇〇・二九五	二、五三八、三〇一	二三一・六〇九	？	一三〇・五一四	▲ 三、四七四、〇六二

〔備考〕一、上海ニ本店ヲ有スル日本商社ハ輸出入業、輸入販賣業共ニ之ヲ省ク
　　　　二、越界路ノ價額不明ニツキ最下段價額合計ハ共同租界ノミノ合計ナリ

即ち、日本を除く列國の上海に本店を置く輸出入業商社五百十九社のうち土地を所有するもの四十社、更にそのうち英國商社が二十八社の多きを數へ同じく輸入販賣業商社百七十三社のうち土地を所有するもの五社、而してその全部が英國商社である。のみならず、所有土地の面積及び價額に至つては英國商社が全面積の八十九パーセント、全價額越界路を含まず）の九十三パーセントを占める有樣であるから、殆んどその全部を所有するものと言つても差支へなく、米、佛、獨の三國商社が僅かに全面積の十一パーセント、全價額（越界路を含まず）の七パーセントを占有してゐるに過ぎない。若し夫れ伊太利以下の其他諸國商社に至つては全く一片の土地も所有してゐない！　土地以外の建物其他の設備に就いても恐らく同樣のことが言へる筈で、英國以外の諸國の商社は概ね借店舗に於て營業を營んでゐる。

又、先に掲げた本店在上海英國輸出入業及び商業商社二百三十三の總資產推定額は三億三千四百萬元であるが、その土地建物什器を前記八社の場合と同率の三十二パーセントとすると一億一千七百萬元となる。然るに上海本店英國商社全部の所有土地價額は前述の如く共同、佛兩租界だけでも元に換算して（百兩＝百三十八元）二千七百萬元であるから、これに尨大な越界路分を加へるとその地價安を見込んでも併せて優に四千萬元に達するであらう。差引建物什器が七千七百萬元見當といふことになり、大體妥當の比率が出て來るわけである。

兎に角、かくて上海に本店を有する英國以外の商社は輸出入業にせよ、輸入販賣業にせよ、その資產內容中不動產の項目は殆んど無視していゝ程度であると考へられる。而して前揭の「第四十二表」の英國商社總資產の中から土地建物什器の價額だけを減じ、これと拂込及び公稱とを比較すれば夫々一・五及び一となるが、この比率を英國以外の諸國の商社の拂込及び公稱對總資產のそれと見做しては聊か實狀に合はざる虞れなしとしない。といふのは、不動產勘定以外に、工場、機械及び器具等に就いても英國對列國の比較を見なければならないか

らである。

即ち、「第四十二表」に於ては英國商社八社のうち五社は工業をも兼營するもので、そのため資産項目中工場機械の欄は併せて百六十萬元餘、總資産の約七パーセントを占めてゐる。ところで、英國及び英國以外の列國の本店在上海輸出入業商社にして工業をも兼營するものを摘出して國別、業種別に整理した上、これを一表に纒めると次の如くである。

〔第四十六表〕　本店在上海列國輸出入業商社工場兼營社數表

産業別＼國別	英國	米國	佛國	獨逸	伊太利	其他	計
金屬機械	二〇	二六	八	二五	二	一二	九四
化學	四	三	四	—	—	三	一四
窯業	—	一	—	—	一	二	四
紡績織布染色	二	六	—	—	—	—	八
製紙製革製材	三	二	—	二	—	一	八
食料品	二	一	—	—	一	二	六
印刷	一	—	—	—	—	—	一
雑	一	二	—	—	—	—	四
合計(A)	三三	四一	一二	二七	四	二〇	一三九
總社數(B)	一五九	一一〇	四〇	九六	一七	九七	五一九
A／B	二一％	三七％	三〇％	二八％	二四％	二〇％	二八％

即ち、英國の本店在上海商社にあつては全商社中工場を兼營するものゝ割合は二十一パーセントに過ぎないのに、米、佛、獨、伊にあつては夫々三十七、三十、二十八、二十四パーセントと比率は遙かに高く、其他諸國が二十パーセントで僅かに低くなつてゐる。これは各國兼營

工場の産業別分類が示す如く、米國や佛國や獨逸の輸入商にして夫々本國より航空機、自動車、製造用諸機械を初め、電信電話機、醫療機械、エレベーター、タイプライター、計算機、ラヂオ、寫眞機、樂器等の部分品を輸入し來り、上海に於て組立又は加工した上販賣するのが多いためである。尤も、そのほか輸入粗製品の精製、バラ荷の包裝、輸出土貨の加工等のため小規模の工場を兼營する場合もあるであらうが、數としてさして大ではないし、また各國に萬遍なく分布してゐるやうでもある。兎に角かくて、本店在上海商社を基準として英國以外の諸國商社を見れば資産勘定中機械及び器具の項は土地建物什器の場合とは逆に却つて後者の諸國の方が率が高いことになつて來る。

工場と並んで輸出入業商社の保有する物的設備は碼頭、倉庫、船舶等の運輸關係のものであるが 各國別に各商社のそれからの設備所有狀況を調査しその評價を行つた上、これを一表に纒めると次の如くである。

（第四十七表） 本店在上海列國輸出入業商社碼頭倉庫船舶所有狀況

國別	碼頭		倉庫		船舶		合計
	所有社數	價額	所有社數	價額	所有社數	價額	價額
英國	三	六一三、四五五	三	四、一七一、五二四	一	四九二、五七一	五、二七七、五五〇
米國	一	三八、五〇〇	—	—	—	—	三八、五〇〇
佛國	—	—	一	二〇、三九七	—	—	二〇、三九七
獨逸	—	—	—	一、四一七、三一六	—	—	一、四一七、三一六
其他諸國	—	—	—	—	—	—	—
計	四	六五一、九五五	五	五、六〇九、二三七	一	四九二、五七一	六、七五三、七六三

右表のうち倉庫といふのは碼頭附屬の倉庫に限り、營業所に附設された數多くの倉庫に就いては適確な資料がないため省略せざるを得ないのであるが、適々碼頭、倉庫、船舶の所有狀況も英國商社が壓倒的な情勢を示し不動産所有の場合と全く同一方向を指してゐるのを見れば、他の倉庫に就いても同樣の類推を下さざるを得ない。ただ、獨逸商社が一社比較的大きな倉庫を持つてゐるのは注目すべきである。

最後に、輸出入業商社の資産構成上最も主要な地位を占める手持商品及び材料、賣掛金、現金及び預金等の流動資産の測定に就いてであるが、この研究は海關發表の貿易統計月刊を基礎として各國、商社の國別、品目別年取扱高を計算し、これに各品目毎の廻轉率を乗じて運用資本を概算する方法によつて目下繼續中であり、遺憾ながら未だその成果を發表し得るまでに至つてゐない。從つて、茲には流動資産額推定のための一傍證資料として次の二表を掲げよう。

〔第四十八表〕　本店在上海列國輸出入業商社在支支店

國別	在支支店數別ニヨル商社數 一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	計(A)	本支店總數(B)	A/B
英國	—	一	—	—	一	一	一	—	二	八	九	一〇	一二六	一五九	二五一	一・五
米國	—	—	—	—	一	二	—	—	—	一	三	三	一〇〇	一一〇	一四四	一・三
佛國	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	五	三	三一	四〇	五九	一・四
獨逸	—	—	—	—	—	四	一	二	—	二	一	七	七九	九六	一五五	一・六
伊太利	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七	一七	一七	一・〇
和蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	八	九	一二	一・三
白耳義	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	二	一・〇
瑞西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一三	一四	一五	一・〇
丁抹	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	三	五	九	一・八
諾威	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	三	四	六	一・五
瑞典	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	二	一・〇
芬蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	二	一・〇
ラトヴィア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	三	三	一・〇

波蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	一〇	一〇	一・〇
葡萄牙	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	六	六	一・〇
西班牙	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	四	四	一・〇
羅馬尼亞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	二	一・〇
希臘	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	三	五	七	一・四
シリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	一	一・〇
波斯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	四	四	一・〇
亞爾然丁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	一	一・〇
露西亞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇	二〇	二〇	一・〇
猶太也	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	三	三	一・〇
合計	—	一	—	—	二	七	三	二	二	一二	二一	二六	四四三	五一九	七三五	一・四

〔第四十九表〕 本店在上海列國輸出入業商社中輸出取扱社數表

	英國	米國	佛國	獨逸	伊太利	其他	計
總社數	一五九	一一〇	四〇	九六	一七	九七	五一九
輸出商	六七	三七	一六	二二	六	三四	一八二
前者に對する後者の割合	四二%	三四%	四〇%	二三%	三五%	三六%	三五%

〔備考〕 前掲「第三十六表」ヨリ抽出作成

卽ち、在支本店支店總數と上海本店との比較を見ると、英國が一・五なるに對し米國一・三、佛國一・四、獨逸一・六といつた狀態でその間大した軒輊を見ない。併し、輸出入業商社總數中輸出を行ふものの割合では、英國四十二パーセントに對し米、佛、獨、伊は遙かに下つてゐる。

以上を綜合して本店を上海に有する列國輸出入業及び商業商社の在支資産額を推定した結果次の如き結論に達したのである。

〔第五十表〕　本店在上海列國輸出入業及ビ商業商社在支資産推定額（一九三六年末）　（單位＝元）

國別	輸出入業商社		輸入販賣業商社		合計	
	社數	在支資産推定額	社數	在支資産推定額	社數	在支資産推定額
日本	二九一	二二、一四一、三〇九	三〇六	六、〇二六、三一七	五九七	二八、一六七、六二六
米國	一一〇	八三、七九〇、八一九	三七	五、七〇六、六〇〇	一四七	八九、四九七、四一九
英國	一五九	三〇三、四七六、七七四	五四	三一、〇八〇、八八六	二一三	三三四、五五七、六六〇
佛國	四〇	一一、一三一、三八二	二〇	一、五三三、三三九	六〇	一二、六六四、七二一
獨逸	九六	二四、九六三、八八四	一五	一、五〇〇、〇〇〇	一一一	二六、四六三、八八四
伊太利	一七	一、七七一、一一三	四	六〇、〇〇〇	二一	一、八三一、一一三
和蘭	九	一、〇〇四、六二五	—	—	九	一、〇〇四、六二五
白耳義	二	四五〇、〇〇〇	—	—	二	四五〇、〇〇〇
瑞西	一四	三、一一八、五〇〇	六	七五〇、〇〇〇	二〇	三、八六八、五〇〇
丁抹	五	六七五、〇〇〇	二	六〇〇、〇〇〇	七	一、二七五、〇〇〇
諾威	四	一、三五〇、〇〇〇	二	九〇、〇〇〇	六	一、四四〇、〇〇〇
瑞典	二	五〇〇、〇〇〇	—	—	二	五〇〇、〇〇〇
芬蘭	二	三五〇、〇〇〇	—	—	二	三五〇、〇〇〇
ラトヴィア	三	四五〇、〇〇〇	—	—	三	四五〇、〇〇〇
リトアニア	—	—	二	一五〇、〇〇〇	二	一五〇、〇〇〇
波蘭	一〇	九二一、七六五	二	二〇〇、〇〇〇	一二	一、一二一、七六五
葡萄牙	六	八三六、九四〇	—	—	六	八三六、九四〇

西班牙	四	八〇、〇〇〇	—	—	四	八〇、〇〇〇
羅馬尼亞	二	二〇〇、〇〇〇	—	—	二	二〇〇、〇〇〇
希臘	五	五四〇、〇〇〇	六	六〇〇、〇〇〇	一一	一、一四〇、〇〇〇
シリア	一	二〇〇、〇〇〇	—	—	一	二〇〇、〇〇〇
波斯	四	六〇〇、〇〇〇	—	—	四	六〇〇、〇〇〇
亞爾然丁	一	一〇〇、〇〇〇	—	—	一	一〇〇、〇〇〇
露西亞	二〇	二、四六一、二五〇	二三	六六二、四〇〇	四三	三、一二三、六五〇
猶太也	三	四八三、二七〇	—	—	三	四八三、二七〇
合計	八一〇	四六一、五九六、六三一	四七九	四八、九五九、五四二	一、二八九	五一〇、五五六、一七三

以上は列國輸出入業及び商業商社にして上海に本店を有するものの資産調査であるが、次いで我々は上海以外に本店を有する商社の上海支店又は出張所に就いてこれを調べなければならぬ。この部面では列國商社にして特にその在支勘定を發表してゐるものは皆無なのであるから、本店在上海商社の場合とは全く異る推定方法を採用しなければならないのであるが、我々の考へ得た傍證的材料としては本店總資産又は拂込資本金、積立金等、支那に於ける支店出張所の數及び配置、在支營業活動の大いさ及び取引商品の種類兼營事業並に傍系事業の有無、不動産所有狀況等を利用することが出來る。これらを參考として各商社に幾つかの等級を設け、各等級の一社平均在支資産額を想定してこれに社數を乘じ、然る後全等級を合算すれば當らずと雖も遠からざる數字が出て來る筈である。勿論、その際本店在上海商社に就いて既に得たる推定額を基準として若干の修正を加へるが如きことは必要であらう。

さて、玆には先づ本店在上海商社の場合に掲記したと同樣の諸統計を順次列擧し、それとの對比に於て在外本店各國商社の特徵を見て行くことにする。不動産所有狀況次の如し。

〔第五十一表〕 上海以外ニ本店ヲ有スル列國輸出入業及ビ商業商社ノ上海ニ於ケル土地所有狀況 單位（面積＝畝 價額＝兩）

國別及び種別	總社數	內土地所有商社數	共同租界 面積	共同租界 價額	佛租界 面積	佛租界 價額	越界路 面積	越界路 價額	合計 面積	合計 價額
英國(輸出入)	一一六	八	一六七・九七八	二二、四七一、五八九	四七・一七七	六五八、三二五	三七・七〇二	?	二五二・八五七	▲二三、一二九、九〇四
〃(輸入販賣)	一二	一	二・六四六	一六七、三四〇	—	—	—	—	二・六四六	一六七、三四〇
佛國(輸出入)	一四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〃(輸入販賣)	四	一	—	—	〇・五七八	一七、八〇二	—	—	〇・五七八	一七、八〇二
其他諸國(輸出入)	二三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〃(輸入販賣)	一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計(輸出入)	三六六	八	一六七・九七八	二二、四七一、五八九	四七・一七七	六五八、三二五	三七・七〇二	?	二五二・八五七	▲二三、一二九、九〇四
〃(輸入販賣)	二八	二	二・六四六	一六七、三四〇	〇・五七八	一七、八〇二	—	—	三・二二四	一八五、一四二

〔備考〕本表ハ前掲「第四十五表」ト相對照ス

即ち、上海に於ける土地所有狀況だけに就いて見れば、本店在上海商社の場合と同樣英國商社が壓倒的で、殆んど百パーセントと言つて差支ない狀態であるが、その主要部分がまたジャーディンの占むるところであることも銘記する必要がある。その他では佛國の輸入販賣業商社が佛租界に僅少の土地を所有するだけで、米、獨兩社は皆無である。次に本店在外各國商社の上海に於ける工場兼營狀況を見よう。

〔第五十二表〕　本店在外列國輸出入業商社工場兼營社數表

產業別＼國別	英國	米國	佛國	獨逸	伊太利	其他	計
金屬機械	二一	二七	一	一〇	一	八	六七
化學	一	六	一	三	—	一	一二
窯業	—	—	—	二	—	—	二
紡績織布染色	五	七	—	—	—	—	一二

製紙製革材料	一	三	一	一	|	一	七
食料品	五	五	|	|	|	|	一〇
印刷	一	|	|	|	|	|	一
雜	|	二	|	|	|	一	三
合計（Ａ）	三四	五〇	三	一六	一	一一	一一四
總社數（Ｂ）	一一六	一二四	一四	四五	七	五〇	三五六
Ａ／Ｂ	二九%	四〇%	二一%	三六%	一四%	二二%	三三%

〔備考〕本表ハ前掲「第四十六表」ト相對照ス

即ち、英國二十九パーセントを基準として其他諸國を見ると、米國四十パーセント、獨逸三十六パーセントの兩者が落しく英國を凌駕し佛國二十一パーセント、伊太利十四パーセント、其他二十二パーセントはこれまた著しく英國の下位に位する。しかして米、獨商社の工場兼營の多くが金屬機械關係であるのを見れば、その本質の何であるかは推して知るべきであらう。更に列國商社の碼頭、倉庫、船舶所有狀況を見やう。即ち次の如し。

〔第五十三表〕本店在外列國輸出入業商社碼頭倉庫船舶所有狀況

國別	碼頭		倉庫		船舶		合計
	所有社數	價額	所有社數	價額	所有社數	價額	價額
英國	四	八、八一三、五八二	四	一〇、二〇〇、三八四	二	二三、六〇七、五五三	四二、六二一、五一九
米國	二	二、八四三、六三七	二	三、九五七、八一七	二	一六、七一〇、一七八	二三、五一一、六三二
佛國	一	一二九、五〇〇	一	三九七、八一六	|	|	五二七、三一六
獨逸	|	|	二	一五八、三八五	|	|	一五八、三八五
丁抹	一	三一、〇八〇	|	|	|	|	三一、〇八〇

計	八	一一、八一七、七九九	九	一四、七一四、四〇二	四	四〇、三一七、七三一	六六、八四九、九三二

〔備考〕（一）英商 Jardine Matheson ニハ仔會社 Indo-China S. N. Co., Shanghai & Hongkew Wharf Co., Hongkong & Kowloon Wharf Co., Douglas S. S. Co., Star Ferry Co. ノ分ヲ加ヘ、米商 Standard Vacuum Oil Co. ニハ仔會社 Standard Transportation Co. ノ分ヲ加ヘ實勢ヲ明カニス

（二）本表ハ前掲「第四十七表」ト相對照ス

右表を前掲「第四十七表」と對比すると、本店在外商社の碼頭、倉庫、船舶所有の著しく大なるに驚く。だが、これは備考一に見る如く主として英商ジャーディンと米商スタンダードの兩者に就いてはその直接所有分のみならず仔會社の分まで加へたためであつて、これを控除すれば英米共本店在上海商社の場合と殆んど相違はない。それ故に又、二、三の巨大な商社の彪大資産によつて各國商社の國別保有資産の總體は著しくその比例を變動するに至ることも忘れることが出來ぬ。我々は更に進んで最後に在支支店數、並びに輸出入業商社中に於ける輸出商の割合等を檢討して、そのビヂネス・アクティヴィティの大いさを測らう。卽ち次の如くである。

〔第五十四表〕　本店在外列國輸出入業商社在支支店數

國別	上海以外ノ在支支店數別ニヨル商社數 一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	計（A）	在支支店總數（B）	B/A
英國	一	一	|	一	|	|	一	一	三	三	一二	七	八六	一一六	二一一	一・八
米國	|	|	|	一	二	一	一	一	三	五	一五	九	八六	一二四	二三三	一・八
佛國	|	|	|	|	|	|	|	|	一	二	二	一	八	一四	二九	二・〇
獨逸	|	|	|	|	|	二	二	一	一	二	三	三	三一	四五	九五	二・〇
伊太利	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	七	七	七	一・〇
和蘭	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	一	|	九	一〇	一二	一・二
白耳義	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	一	|	三	四	六	一・五

瑞西	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	二	—	一三	一六	二四	一・五
丁抹	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	一	三	六	一六	二・六
瑞典	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	一	二	七	三・五
ラトヴィア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	一	一・〇
リトアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	一	一・〇
波蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	二	一・〇
葡萄牙	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	一	四	四・〇
西班牙	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一	二	二・〇
希臘	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	一	一・〇
波斯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	一	一・〇
露西亜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	一	四	七	一・七
合計	一	一	—	二	二	三	四	五	一〇	一三	三六	二五	二五四	三五六	六五九	一・八

〔備考〕本表ハ前掲「第四十八表」ト相對照ス

〔第五十五表〕本店在外列國輸出入業商社中輸出取扱社數表

	英國	米國	佛國	獨逸	伊太利	其他	計
總社數	一一六	一二四	一四	四五	七	五〇	三五六
輸出商	三七	三三	八	八	三	一五	一〇四
前者に對する後者の割合	三二%	二七%	五七%	一八%	四三%	三〇%	二九%

〔備考〕一、前掲「第三十六表」ヨリ抽出作成ス
二、本表ハ前掲「第四十九表」ト相對照ス

即ち、本店在外商社にあつては本店在上海商社に比し在支支店が頗る多くその活動舞臺の廣さを想像せしむるに充分である。しかも、英

米、佛、獨商社が殆んど肩を列べて全支に支店網を張り巡らしてゐるものも面白い。輸出入商社の總數に對する輸出商の割合に就いては英國の三十二パーセントに比し米國は二十七パーセント、獨逸は十八パーセントと遙かに低く、佛國は五十七パーセント、伊太利は四十三パーセントと逆に著しく高い。米、獨兩國の本店在外商社が主として對支輸入に當つてゐるのは當然である。

以上を綜合して本店在外列國輸入業及び商業商社の在支資産を推定したのが、次に掲ぐる「第五十六表」である。固より本店在上海商社の場合よりも大まかな推定に依らざるを得なかつたため必ずしも的確とは言ひ難いが、しかも尚ほ眞相を遠ざかること甚だしいとも思はれない。今後の研究の進捗によつて他日補正すべきことを約して一應掲記することにしよう。

（第五十六表）　本店在外列國輸出入業及ビ商業商社在支資産推定額（一九三六年末）　（單位＝元）

國別	輸出入業商社		輸入販賣業商社		合計	
	社數	在支資産推定額	社數	在支資産推定額	社數	在支資産推定額
日本	七三	五〇、八九一、四九七	七	三一〇、四〇〇	八〇	五一、二〇一、八九七
米國	一二四	九七、七〇〇、〇〇〇	三	二、一〇〇、〇〇〇	一二七	九九、八〇〇、〇〇〇
英國	一一六	二五八、〇〇〇、〇〇〇	一一	九、二〇〇、〇〇〇	一二七	二六七、二〇〇、〇〇〇
佛國	一四	九、三〇〇、〇〇〇	四	一、九〇〇、〇〇〇	一八	一一、二〇〇、〇〇〇
獨逸	四五	三〇、二〇〇、〇〇〇	二	一、一〇〇、〇〇〇	四七	三一、三〇〇、〇〇〇
伊太利	七	四、一〇〇、〇〇〇	—	—	七	四、一〇〇、〇〇〇
和蘭	一〇	五、二〇〇、〇〇〇	—	—	一〇	五、二〇〇、〇〇〇
白耳義	四	四、八〇〇、〇〇〇	—	—	四	四、八〇〇、〇〇〇
瑞西	一六	一〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	一六	一〇、六〇〇、〇〇〇
丁抹	六	五、三〇〇、〇〇〇	—	—	六	五、三〇〇、〇〇〇
瑞典	二	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	二	一、二〇〇、〇〇〇

ラトヴィア	一	八〇〇、〇〇〇	—	—	一	八〇〇、〇〇〇
リトアニア	一	四〇〇、〇〇〇	一	三〇〇、〇〇〇	二	七〇〇、〇〇〇
波蘭	二	一、一〇〇、〇〇〇	三	九八〇、〇〇〇	五	二、〇八〇、〇〇〇
葡萄牙	一	六〇〇、〇〇〇	—	—	一	六〇〇、〇〇〇
西班牙	一	八〇〇、〇〇〇	—	—	一	八〇〇、〇〇〇
希臘	一	五〇〇、〇〇〇	—	—	一	五〇〇、〇〇〇
波斯	一	四〇〇、〇〇〇	—	—	一	四〇〇、〇〇〇
露西亜	四	二、三〇〇、〇〇〇	四	一、二〇〇、〇〇〇	八	三、五〇〇、〇〇〇
合計	四二九	四八四、一九一、四九七	二五	一七、〇九〇、四〇〇	四六四	五〇一、二八一、八九七

〔備考〕一、日本商社八十社ノミハ在支資産ニアラズ、在上海資産推定額ナリ
　　　二、本表ハ「第五十表」ト相對照ス

右表並に前掲「第五十表」によつて本店在外並に本店在上海の兩者に亙る列國輸出入業及び商業商社の在支資産額を推定し得た。我々は念のため兩表を結びつけて各國國別在支資産額を算出すると次の如くである。

〔第五十七表〕　在上海列國輸出入業及ビ商業商社在支資産推定額（一九三六年末）

（單位＝元）

國別	輸出入業商社		輸入販賣業商社		合計	
	社數	在支資産推定額	社數	在支資産推定額	社數	在支資産推定額
日本	三六四	七三、〇三二、八〇六	三一三	六、三三六、七一七	六七七	七九、三六九、五二三
米國	二三四	一八一、四九〇、八一九	四〇	七、八〇六、六〇〇	二七四	一八九、二九七、四一九
英國	二七五	五六一、四七六、七七四	六五	四〇、二八〇、八八六	三四〇	六〇一、七五七、六六〇
佛國	五四	二〇、四三一、三八一	二四	三、四三三、三三九	七八	二三、八六四、七二一
獨逸	一四一	五五、一六三、八八四	一七	二、六〇〇、〇〇〇	一五八	五七、七六三、八八四

伊太利	二四	五、八七一、一一三	四	六〇、〇〇〇	二八	五、九三一、一一三
和蘭	一九	六、二〇四、六二五	—	—	一九	六、二〇四、六二五
白耳義	六	五、二五〇、〇〇〇	—	—	六	五、二五〇、〇〇〇
瑞西	三〇	一三、七一八、五〇〇	六	七五〇、〇〇〇	三六	一四、四六八、五〇〇
丁抹	一一	五、九七五、〇〇〇	二	六〇〇、〇〇〇	一三	六、五七五、〇〇〇
諾威	四	一、三五〇、〇〇〇	二	九〇、〇〇〇	六	一、四四〇、〇〇〇
瑞典	四	一、七〇〇、〇〇〇	—	—	四	一、七〇〇、〇〇〇
芬蘭	二	三五〇、〇〇〇	—	—	二	三五〇、〇〇〇
ラトヴイア	四	一、二五〇、〇〇〇	—	—	四	一、二五〇、〇〇〇
リトアニア	一	四〇〇、〇〇〇	三	四五〇、〇〇〇	四	八五〇、〇〇〇
波蘭	一二	二、〇二一、七六五	五	一、一八〇、〇〇〇	一七	三、二〇一、七六五
葡萄牙	七	一、四三六、九四〇	—	—	七	一、四三六、九四〇
西班牙	五	八八〇、〇〇〇	—	—	五	八八〇、〇〇〇
羅馬尼亞	二	二〇〇、〇〇〇	—	—	二	二〇〇、〇〇〇
希臘	六	一、〇四〇、〇〇〇	六	六〇〇、〇〇〇	一二	一、六四〇、〇〇〇
レリア	一	二〇〇、〇〇〇	—	—	一	二〇〇、〇〇〇
波斯	五	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	五	一、〇〇〇、〇〇〇
亞爾然丁	一	一〇〇、〇〇〇	—	—	一	一〇〇、〇〇〇
露西亞	二四	四、七六一、二五〇	二七	一、八六二、四〇〇	五一	六、六二三、六五〇
猶太也	三	四八三、二七〇	—	—	三	四八三、二七〇
合計	一、二三九	九四五、七八八、一二八	五一四	六六、〇四九、九四二	一、七五三	一、〇一一、八三八、〇七〇

〔備考〕前表備考一參照

是が最終の結論である。總資産額十億一千萬元、そのうち英國六億元、米國一億九千萬元、獨逸五千七百萬元、佛國二千四百萬元、共他諸國一億三千九百萬元（内、日本八千萬元）の順序である。

我々は序に各國商社の一社平均在支資産額を次に掲げて本章を閉ぢることとする。

〔第五十八表〕在上海輸出入業及ビ業商社一社平均在支資産額（一九三六年末）（單位＝元）

國別	輸出入業商社		輸入販賣業商社	
	在外本店	上海本店	在外本店	上海本店
日本	六九七、一四四	七六、二八七	四四、三四三	一九、六九三
米國	七八七、九〇三	七六一、七三四	七〇〇、〇〇〇	一五四、二三二
英國	二、二二四、三三八	一、九〇八、六五八	八三六、三六三	五七五、五七二
佛國	六六四、三八五	二七八、二八四	四七五、〇〇〇	七六、六六七
獨逸	六七一、一一一	二六〇、〇四〇	五五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
伊太利	五八五、七一四	一〇四、一八三	—	一五、〇〇〇
和蘭	五二〇、〇〇〇	一一一、六二五	—	—
白耳義	一、二〇〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	—	—
瑞西	六六二、五〇〇	二二二、七五〇	—	一二五、〇〇〇
丁抹	八八三、三三三	一三五、〇〇〇	—	三〇〇、〇〇〇
諾威	—	三三七、五〇〇	—	四五、〇〇〇
瑞典	六〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	—	—
芬蘭	—	一七五、〇〇〇	—	—
ラトヴイア	八〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	—	—

リトアニア	四〇〇、〇〇〇	—	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
波蘭	五五〇、〇〇〇	九二、一七六	三二六、六六六	一〇〇、〇〇〇
葡萄牙	六〇〇、〇〇〇	一三九、四九〇	—	—
西班牙	八〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	—
羅馬尼亞	—	一〇〇、〇〇〇	—	—
希臘	五〇〇、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇
シリア	—	二〇〇、〇〇〇	—	—
波斯	四〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	—	—
亞爾然丁	—	一〇〇、〇〇〇	—	—
露西亞	五七五、〇〇〇	一二三、〇六二	三〇〇、〇〇〇	二八、八〇〇
猶太也	—	一六一、〇九〇	—	—
總平均	一、一二八、六五一	五六九、八七二	六八三、六一六	一〇二、二一二

〔備考〕前々表備考一ノ參照

第六章　外國資本の金融＝貿易活動より諸多事業經營への分岐

輸出入業及び商業商社の場合にあつては、その總社數が上海だけでも一千七百五十三社の多きに及び、到底個々の商社の特徴やその資産內容の詳細を論ずるわけには行かない。併し乍ら、銀行や投資會社はそれぞれ特定の輸出入業者の一つ乃至數個とは特に濃厚密接な關係を保ち、對支金融貿易活動の統一的な運用から諸多事業經營の支配にまで及んでゐることであるから、さうした面の解剖を通じて幾つかの巨

大な商社の性格を覘ふことは出來やう。

實際、老沙遜洋行（沙遜銀行をも含めて）と安利洋行以下のその直系傍系事業、匯豐銀行と怡和洋行及び其他貿易商社並にそれらの仔會社群、麥加利銀行、太古洋行、仁記洋行等とその關係事業の如き基幹を巡つて英國系諸商社の縱斷的（金融、商業、運輸、工業等）連結、同一業種內部に於ける橫斷的連繫は頗る顯著であるが、その結果は又諸商社相互間の人的交流の旺盛ともなつて顯はれてゐる。この點日本商社の到底及ぶところではない。勿論正金對匯豐及び麥加利、三井對怡和、郵船對太古の金融的、貿易的、海運的對抗が支那に於ける日英抗爭の縮圖でもあり、或る程度までは兩者力量の指標でもあつた。固より製造業部門に於ては我が在華紡の壓倒的勢力が顯著ではあるが、同時にまた英米煙草トラストの獨占的地位も確認されねばならぬ。しかも、これら英國系商社がその巧みな合縱連衡を通じて事變前支那經濟の動向を左右し、日本を首め諸國資本の在資活動を睥睨するの威力を發揮した事實は注目しなければならぬ。

即ち、對支關係日本商社の巨大なものは孰れも本店を東京又は大阪に置き、內地に於ける對立抗爭をその儘在支活動に延長敷衍し、いふところの「支店上海」を現出しつつあるに對し、在支英國商社は何れも活動の本據を支那に置き、概して出資者自ら現地にあつて幹部の地位に就き直接に經營を支配する傾向を有してゐるから、無用の競爭を避けて協同提携し或は各々活動分野を設けて分業化する等便宜を有するものの如くである。沙遜の金融及び不動產投資、怡和の貿易、太古の海運のビッグ・スリーの分業の中にその縮圖を見得ないであらうか。

我々は更に英國を首めとする諸國商社の各々の人的連結を通じての縱斷的橫斷的連繫を次に見やう。

〔第五十九表〕 Inter-relation between Importers and Other firms

Inter-relations between Importers and Other Firms

-Shanghai-

1936

(Names of Director)	(Names of Firm)	(Names of Firms in Close Relations)
American		

Carney J. W.	Standard Oil Co.	S. M. C. (1935)·1930—31
Johnson, Truman	Asia Electric Co. (President)	Realty Investment Co.
Meyer, Wilhelm	Andersen, Meyer	(Br) International Investment Trust Co.
		(Br) Yangtze Trust Co.
		(Br) International Ass. Co.
		(Br) Far East Ins. Co.
		American Oriental Banking Corp.
Page. Howard E.	China General Edison Co.	General Electric Co.
Steen, Oscar George	Mark Moody	Robert Dollar
		(Br) Wheelock & Co.
		(Br) S'hai Tug & Lighter Co.
		General Chamber of Commerce
Swan, J. E.	Bolton Bristle	Swan, Culbertson & Fritz
Gray, W. N.	Gray Trading Co.	Gray's Yellow Lantern Shop
Henningsen, A. B.	Henningsen Produce	Kofa American Drug Co.
Bitker R. B.	American Asiatic Trading Co.	American Waterwell Co.
Gallop, H. B.	Gallop & Co.	Gallop H. B.
		China Paper Co.
Awad, W. M.	Awad, W. M. Ltd.	Shalom & Co.
Viloudaki, N. A.	Viloudaki & Co.	S'hai Cotton Waste Co.
British		
Charles Herbert Arnhold	Arnhold & Co.	S'hai Land Investment
		Yangtsze Ins. Co.

Harry Edward Arnhold	Arnhold & Co.	Far Eastern Ins. New Engineering & Shipbuilding Works Cathay Land Co. China Import & Export Lumber Co. Committee : British Chamber of Commerce S. M. C. (Chairman, 1920, 1934—35) Chairman : New Engineering & Shipbuilding Wks. Cathay Land Co. China Import & Export Lumber Co. China General Omnibus Co. Far Eastern Ins. Co. Yangtsze Ins. Ass. International Investment Trust Yangtsze Finance Co. S'hai Land Investment Co. Cathay Hotels Wheelock & Co. Marden & Co.
Beith, B. D. Flemming	Jardine Matheson	Chairman : Jardine Eng. Corp. Ewo Cotton Mills

		S'hai & Hongkew Wharf Co.
		S'hai Dock & Eng. Co.
		S'hai Land Investment Co.
		S.M. C. (1932—33)
Cannan, Angus Murray	Bisset & Co.	Gibb, Livingstone & Co.
		S'hai Land Investment Co.
		North China Ins. Co.
		S'hai Electric Construction Co.
		New Engineering & Shipbuilding Co.
		S'hai Waterworks Fittings Co.
		Ewo Cotton Mills
		General Chamber of Commerce
Davey, Frederick Richard	E. D. Sassoon & Co.	Arnhold & Co.
		E. D. Sassoon Banking Corp.
		Cathay Land Co.
Gomersall, Wm. Chas.	China Engineers	Ardalmetals
Liddell, John Hellyer	Liddell Bros.	S. M. C.
Little, Harry Martin	William Little & Co.	S'hai Waterworks Co.
		S'hai Waterworks Fittings Co.
		China Brass & Iron Works Co.
		Ewo Cotton Mills
		S'hai Electric Construction Co.
		Anglo-French Land Investment Co.
		Rubber Companies

Macnaghten, R. F. Brander	B A. T.	B. A. T. Securities Co. British Cigarette Co. S. M. C.
Marden, George Ernest	Marden & Co.	Chairman : Wheelock & Co. S'hai Tug & Lighter Co.
Massey, Philip Walmsley	Reiss, Massey & Co.	S'hai Land Investment Co. International Trust Co. Yangtze Ins. Co.
McBain, Wm. Rob. Brown	George MacBain	(Dut) Maatschappij tot Mijn (Dut) Bordien Landbowexploitatie in Langkat S'hai Loan & Investment Co. S'hai Exploration & Development Co. S'hai Sumatra Rubber Estates Yangtsze Finance Co. Commercial Finance Co. Cathay Hotels China General Omnibus Co. China Deep Well Drilling Co. Auto Palace Co. Gande Price Many Rubber Enterprises
McMeekin, H. W. Porter	Ilbert & Co.	Moutrie & Co.

		Hall & Holtz
		General Chamber of Commerce
Smith, Fracis Ryan	Boyd & Co.	Metropolitan Land Co.
		F. R. Smith & Co.
		International Underwriters
		International Ass. Co.
		Underwriters Savings Bank
Weall, Thomas Graham	Geddes Trading Co.	Yangtsze Finance Co.
		S'hai & H'kow Wharf Co.
		S'hai Dock & Engineering Co.
		International Investment Co.
		S'hai Tug & Lighter Co.
White, Augustus Victor	White & Co.	Standard Life Ass. Co.
		Whitson
		Mercantile Printing Co.
		United Bond Investment Co.
Buchan, W M.	Burkhardt, Buchan	Pongee Export Co.
		Silk & Tea Export Co.
Fletcher, K. P.	Fletcher & Co.	Engineers & Traders
Shroff S. J.	Shroff & Co.	Framjee & Co.
Frazor, N. C.	Frazor Motors	Caldbeck Mcgregor
Owen, J. F.	Hope Critall	Jardine Eng. Corp.
Viccajee	Viccajee & Co.	Pestonjee & Co.
Talati	Talati & Co.	Pestonjee & Co.

Elliston	Elliston & Co.	Shewan Tomes
Maxtel H.W.	Pinchin Johnson	Wilkinson Heywood
Evans, T. J.	Evans, T. J.	(Ger) Export Gemeinschaft
French		
Ballandras, Charles	Pila & Cie.	Parc des Sports (Auditorium)
		French Chamber of Commerce
		Ballandras Chas. (Importers)
Bouvier, Felix	Grand Garage Francais	Union Mobiliere
		Credit Foncier d'Extreme Orient
		Parc des Sports
		Canidrome
		French Chamber of Commerce
Donne Jean	Racine & Cie.	Fonciere et Immobiliere de Chine
		French Chamber of Commerce
		F. M. C.
Dupuy, Pierre H. G. Marie	Optorg	F. M. C.
		Journal de S'hai
Sbath, N. J.	Sbath & Co.	Azadian, J.
Sauvayre, J.	Sauvayre & Co.	Fran-chine Trading Co.
German		
Moeller, L. E.	Moeller & Co.	(Bel) Manufacture Ceramique de S'hai (Owned by Credit Foncier d'Ex-

		treme Orient)
		Agfa China Co.
Weber, William	Deutsche Farben-Handelsgesellschaft (Waibel & Co.)	Deutsche Stickstoff Handelsgesellschaft
Cizok, H.	Cizek, H.	Bollenhagen
Woetzel, K. E.	Chemical Exchange	Woetzel, K. E.
		Chemical Industries
		Engineering Co.
Koenigsberger, L.	China Radium Co.	Kingshill Trading Co.
		Koenigsberger
Joerger, F. J.	Ferrostaal	Gutehoffnungshuette
		Maschinenfabrik
Hille, F.	Chien Hsin Engineering Co.	China Export & Import Bank Co.
Vorner, J. A.	Asia Export Co.	Vorner. J. A.
Horn, J. G. S.	Horn, J. G. S.	Sales Corp. of Bohemian
		Sheet Glass
Italian		
Fumagalli	Agensia Manifatture Italiano	Fumagalli & Gironni
Bedoni, C.	Clerici Bedoni	Riggio & Co.
		La Donna
Swiss		
Weber, C. A.	Waelchli & Co.	Weber & Co.

即ち、人的連結を通じて五十六の輸出入業商社が百四十七の其他商社及び機關と關係してゐるのであるが、その百四十七は銀行四、投資十、保險十、輸出入四十二、運輸十三、公共一、工業二十一、不動產十六、雜六、商業會議所六、工部局及び公董局八に分れ、其の範圍の廣汎さは一驚を喫する。若し一層詳細な資料を以てすればこの範圍は更に擴張され、外國企業の重要なものの殆んど全部を包含するに相違ない。外國資本の金融＝貿易活動より諸多事業經營に分岐した跡は歷然たるものがある。

近代的意味に於ける列國資本の對支活動の基本線が、その金融＝貿易活動にあることは疑ひない。即ち、歷史的に見れば阿片戰爭を境として舊い英國東印度會社や「行商（Hong Merchant）」の獨占的官商時代に終りを告げ、それ以後より現在までに至る列國の自由な對支經濟活動の時代が展け來るや五港（廣東、上海、厦門、福州、寧波）に來つて逸早く營業を開始したのは英國貿易商であり、主として印度產阿片の對支賣込みと支那產茶及び絹の對歐輸出に當つたのであるが、これと前後して其の金融機關として活動を開始したのは東方銀行 Oriental Banking Corporation であつた。同行は既に一八四八年に英本國に設立され、同時にその支店を上海に開設したのである。その後、英國の對支貿易の發展と共に、英國系銀行、貿易商の渡來は益々その數を加へたと共に、日、米、佛、獨、露等の諸國も亦それより後れて概ね十九世紀末より二十世紀初頭の交に同樣の形式を以て進出し來つた。

併し乍ら、過ぐる歐洲大戰を劃期として支那に於ける外國資本の金融＝貿易活動が當初の單純なそれに止まらず、諸多の事業經營をも包含するに至つたことは注目していい。屢々指摘さるる如く其の主要原因の一つが支那の民族國家的統一、關稅自主權の確立、幣制の整理統一、それに伴ふ外國投資の安全感の增大等一聯の事情にあるのは勿論であるが、同時に發展し來つた支那經濟の中に於て外國資本が從來とは違つた環境を感ずるに至つた事實も指摘していい。即ち、支那最近の政治的事態が一方では形式的外觀的整備を進捗せしめつつあつたと共に、その現實的作用は永久の不安定、混亂の招來に過ぎず、從つてこの重壓下に發展し來つた支那經濟も全く世界に類の無い特殊な經濟圈を形成しつつあつたし、その圈內に於て資產を運營し資本を蓄積するものに對しては國籍の內外を問はずそれに照應する特殊な活動を餘儀なくせしめたものの如くである。

この點は、支那の近代經濟の中心、上海に於ける有價證券市場の未發達、綿絲を首めとする商品取引の旺盛、外國貨幣及び自國通貨に對

する態度、銀行錢莊等の營業內容の特殊性、各種の幫の發達とその役割等を見れば明かである。玆では西歐的な經濟諸機關の論理的分化もなければ、貨幣と商品との對立もなく、思惑と實需との區別もない。論理的に仕組まれた經濟機構であればこそ、企業のマネージメントに對する高低の評價も出で、それを賣買するための株式組織の普及、證券市場の發達も行はれるが、明日を知らぬ政治狀態下では實需の有無を問はない商品の買持ち、商品の一種に過ぎない貨幣の賣買、總じて現ナマの世界が幅を利かす。生々流轉の多面相を通じて資本增殖の一筋途を步んで行けばいいのである。

我が中日實業、東亞興業等の過去に於ける國策諸會社が概ね對支投資に失敗し、却つて在華紡が荊棘を切拓いて確乎たる地步を築くに至つたのも、這間の事情に對する適應不適應が一應作用してゐるものと見てよいであらう。それにもまして英國商社の支那に於ける壓倒的地位が現實に對する精確な認識、變動に對する伸縮性、適應性によつて齎されたものであることも確かである。さうした一面として外國資本の金融＝貿易活動より諸多事業經營への分岐を見ることは興味深い事實であるし我が對支經濟政策への若干の示唆を含まぬものでもない。

歐洲大戰を劃期とする如上の變化は最もよく輸入商品構造の變化の中に表はれてゐる。いま、一九〇〇年以後の輸入商品の類別百分比を若干の年々について見ると次の如くである。

〔第六十表〕全支輸入品類別百分比統計表　（單位＝％）

類別＼年度	一九〇〇年	一九一三年	一九一九年	一九二五年	一九三五年
一、織物類	三八・八〇	三二・九〇	三二・九八	二三・九四	五・四三
二、穀類、砂糖	九・四〇	一一・四〇	六・九三	一七・七七	一七・七九
三、鑛油、藥品、染料類	六・六〇	七・四〇	八・六三	一一・一三	一四・〇八
四、金屬、鑛石、機械、車輛類	四・四〇	六・一〇	一三・九〇	七・一三	二〇・〇一
五、木材、紙類	〇・六〇	二・二〇	二・六九	三・三〇	八・〇〇
六、棉花	三・二〇	一・四〇	一・〇三	七・三八	四・四五

七、其他	三七・〇〇	三八・六〇	三三・八四	三〇・二五	三〇・二四
合計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

即ち、支那民度の高上に伴ふ穀類、砂糖の輸入増加を別とすれば、一方には織物類の比重の急低下の他方には（一）鑛油、藥品、染料類（二）金屬、鑛石、車輛類、（三）木材、紙類等の比重の漸次的増大とが著しく目につく。しかも、この變化は歐洲大戰を中間に置く一九一三年と一九一九年との對比の中に特に著しく現はれてゐる。勿論、これは外國資本の運輸業、製造業、建築業等への進出の結果とばかりは言へず、寧ろ支那人資本の成長をも反映するものではあるが、茲では寧ろ外支人を通じての新事態適應の表現といふことが出來やう。

支那事變勃發後の變化はこれとは又全く逆である。この事情を明かならしめるために、上海港だけの最近四ヶ年類別輸入額、輸出額並に其の指數を見ると次の如くである。

〔第六十一表〕（一）上海港輸入額最近四箇年比較表

（單位＝金單位）

種目　年度	一九三六年七月―一九三七年六月	一九三七年七月―一九三八年六月	一九三八年七月―一九三九年六月	一九三九年七月―一九四〇年六月
一、燃料	一、六八四、〇二九	一、五一一、四五〇	一二、三〇六、七一一	一四、二四五、九八一
指數	一〇〇・〇	八九・七	七三〇・八	八四五・九
二、金屬及び金屬製品	九一、四五四、九二八	三五、〇三八、四一八	三〇、五八〇、七〇三	三〇、三四九、二七四
指數	一〇〇、〇	三八、三	三三・四	三三・二
三、化學製品	四七、七四一、〇八八	二一、四三〇、一六四	四〇、六四四、二四六	三五、五七九、九七七
指數	一〇〇・〇	四四・九	八五・一	七四・五
四、窯業製品	二、三六三、三二四	九三二、五九九	一、六三九、五〇八	一、二八八、三一三
指數	一〇〇・〇	三九・四	六九・三	五四・五
五、纖維及び纖維製品	四三、四八九、二二五	一三、八二九、一七七	五三、三四八、六七八	九二、八三〇、〇五六
指數	一〇〇・〇	三一・七	一二二・六	二一三・二

六、其他輕工業製品	三三、一六四、九四七	一三、二三八、四二三	一七、四三一、九二四	一八、一六四、一六六
指數	一〇〇・〇	三九・九	五二・五	五四・八
七、食料品	二六、四九二、三六五	一七、七二五、四〇五	三九、四〇〇、三八一	四四、三四九、五六五
指數	一〇〇・〇	六五・〇	一四八・七	一六七・四
八、雜品	三五、〇三三、〇三一	六、四八一、〇五五	九、三〇九、三七二	六、三八八、四四七
指數	一〇〇・〇	一八・五	二九・四	一八・二
總計	二八一、四二二、九三八	一一〇、六八六、六八一	二〇五、一六一、五二三	二四三、一九五、七七九
指數	一〇〇・〇	三九・三	七二・八	八六・四

〔第六十一表〕（二）上海港輸出額最近四箇年比較表　（單位＝元單位）

種目＼年度	一九三六年七月―一九三七年六月	一九三七年七月―一九三八年六月	一九三八年七月―一九三九年六月	一九三九年七月―一九四〇年六月
一、動物產品	八七、一五二、四〇三	五〇、五六四、七六六	七二、四六八、六九〇	一九〇、二一四、〇九四
指數	一〇〇・〇	五八・一	八三・二	二一八・二
二、植物產品	一七四、四五三、八八一	七三、七二九、四八一	四七、二七八、三三四	一四〇、八四九、八二八
指數	一〇〇・〇	四二・二	二七・一	八〇・七
三、林產品	一、七〇五、七七八	九四五、六五一	二、二三八、一二五	九、九七六、一一四
指數	一〇〇・〇	五五・四	一三一・三	五八四・八
四、紡織纖維	六六、六七〇、九二三	二六、九一二、七二七	七二、一二〇、七七〇	二五一、〇三四、二八四
指數	一〇〇・〇	四〇・三	一〇八・〇	三七六・〇
五、鑛產品	三〇、八二七、九九〇	一五、〇八六、三八七	一〇、六五六、七八〇	四二、〇六七、二五八
指數	一〇〇・〇	四八・九	三四・六	一三六・四
六、製品	七五、七九五、九三五	六一、〇一三、五一八	一一六、九七一、六九七	四二二、六〇八、二八五

	指數	總計	指數
	一〇〇・〇	四三六、六九六、九一〇	一〇〇・〇
	八〇・四	二二八、二五二、五三〇	五二・三
	一六四・三	三二一、七三四、三九六	七三・七
	五五八・七	一、〇五六、七三九、八六三	二四一・九

卽ち、輸入に於ては事變前全輸入額の約五割を占めた金屬及び金屬製品、化學製品、窯業製品の三項目が事變後各年著しく減少し、固定資產の多い諸事業の手控へを反映してゐる。これに反し、燃料、纖維及び纖維製品、食料品の三項目が激增してゐるが、これは事變前まで主として北支より移入されてゐた石炭、棉花、小麥等の外國よりの輸入への振替へに基くものであつて、同時に又經濟混亂の中に於いて取敢へず生產必需品の供給に專念してゐる事情を物語る。輸出に於ては動物產品、植物產品、鑛產品等の土貨輸出の不勢——價額の增加は主として法幣爲替相場の下落に基き、數量的には何れも著しく減少してゐる——に對し、製品輸出の激增を示してゐるのは纖維製品の輸出增による。事變の重壓下に上海は外國原料を輸入し、これに加工してその製品の一部を輸出しかくして外貨の入手による原料の確保を行ひつつ生產を繼續してゐる。玆にも外國資本の屈伸性ある活動の一面を觀取し得ないであらうか。寔に生々流轉の多面相を通じて資本增殖の一筋途を步んでゐるのである。

遮莫、我々が第二編に於て問題にしたのは外國資本の金融貿易活動であつて、資產の構成の觀點からすれば流動資產の最も多い部面であり、それらは又諸種の形式を通じて其の他の事業經營の資產構成とも重複しこれを或る程度まで包含するものであつた。從つて、列國對支投資調査の從來の試みに於ては、寧ろ固定資產の多い諸多事業經營の投資額算定を主體とし、これとの重複を控除した金融業及び貿易業の投資が附加的に取扱はれるのが常であるが、かくてまた支那に於ける外國資本活動の實態認識が阻害され、空虛なる投資額羅列に終つたことも多い。寧ろ、列國對支投資の眞相はその基本線としての金融＝貿易活動の剔抉を主とし、それが分岐したる諸多事業經營は別の觀點、物的設備の解剖の觀點より逆に金融業、輸出入商社をも含めて檢討した方がより適確といふべきである。勿論、それによつては羅列された業種別投資額の全體はその儘の形では出て來ないが、それはそれを必要とする讀者の趣向によつて若干の工作を加へれば得られないこともあるまい。

そこで、第三編に於ては運輸業、公共事業、工業、鑛業、不動産投資、其他諸事業がいづれも物的な觀點から各別に詳細に取扱はれる筈である。それは列國對支投資の異つた側のプロフィルである。我々は論步を進めよう。

第三編　列國事業會社の在支投資

第一章　運輸業及び通信事業

第一節　海運業

列國資本の支那に於ける金融＝貿易的活動に随伴し、その發展と共に發達し來つたものは列國の對支海運業であらう。即ち列國資本の對支活動が最初は自國船を以てする自國製品の對支輸入に始まり、漸次支那土産の本國向輸出を併行するに至り、更に支那に於ける建築活動の旺盛化及び製造工業の勃興と共に再轉して建設資材若しくは原料の輸移入、製造品の輸移出へと發展するに伴ひ、列國の對支海運業は外洋航路は固より内河航路にまで及び、その支那に於ける港灣設備投資の累積も尠からざる額に達した。我々は先づ各國對支海運勢力を鳥瞰するために、一九三六年に於ける外洋、各港間の國別出入船舶噸數並に一九三四年乃至一九三九年の變化を左に掲げよう。

〔第一表〕　支那各港出入國別船舶噸數及ビ百分比　（一九三六年）

國籍	外洋出入船舶		各港間出入船舶		合計	
	噸數	%	噸數	%	噸數	%
日本	九、四一八、八五五	二〇・八二	一五、四九四、七二一	一五・五三	二四、九一三、五七六	一七・一八
英國	一六、一五八、〇五一	三五・七二	四一、一八七、四六四	四一・二八	五七、三四五、五一五	三九・五四
米國	三、一二〇、八七五	六・九〇	六五〇、六〇四	〇・六五	三、七七一、四七九	二・六〇
佛國	一、二三七、二六五	二・七三	三六〇、二六三	〇・三六	一、五九七、五二八	一・一〇
獨逸	一、九六五、一三一	四・三四	六五九、三六七	〇・六六	二、六二四、四九八	一・八一
伊太利	三八五、三四六	〇・八五	一九三、四七一	〇・一九	五七八、八一七	〇・四〇
和蘭	一、四一五、一五〇	三・一三	一、一三五、五二一	一・一四	二、五五〇、六七一	一・七六

丁抹	七六七、一四六	一・七六	四〇五、二七〇	〇・四一	一、二〇二、四一六	〇・八三
諾威	一、九六五、七五八	四・三五	二、五八一、七六九	二・五九	四、五四七、五二七	三・一四
瑞典	二六一、四一六	〇・五八	八九、一〇〇	〇・〇九	三五〇、五一六	〇・二四
蘇聯	七〇、七五二	〇・一六	—	—	七〇、七五二	〇・〇五
葡萄牙	九二八、六八四	二・〇五	一六五、二一四	〇・一六	一、〇九三、八九八	〇・七五
希臘	一〇五、四一七	〇・二三	二六、一七九	〇・〇三	一三一、五九六	〇・〇九
パナマ	六五、七一四	〇・一五	—	—	六五、七一四	〇・〇五
智利	二、八七〇	〇・〇一	—	—	二、八七〇	—
支那	七、三三五、二九四	一六・二二	三六、八三六、三五一	三六・九一	四四、一七一、六四五	三〇・四六
計	四五、二三三、七二四	一〇〇・〇〇	九九、七八五、二九四	一〇〇・〇〇	一四五、〇一九、〇一八	一〇〇・〇〇

〔第二表〕（一）最近六個年支那各港出入國別船舶噸數及ビ同指數「外洋出入船舶」

	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
日本	八、五九八、四五四	九、一九七、三七六	九、四一八、八五五	六、七九七、二九九	六、四八四、六二〇	一一、九九三、七三三
指數	九一	九八	100	七二	六九	一二七
英國	一七、四五九、六〇二	一八、五四一、八〇四	一六、一五八、〇五一	三、九四〇、七四八	三、三四〇、三一七	八、二九七、四四九
指數	一〇八	一一五	100	二四	二一	五一
米國	三、七四四、二八八	三、七一二、五九四	三、一二〇、八七五	一、六六三、二二五	三八〇、九二〇	七六九、二八五
指數	一二〇	一一九	100	五三	一二	二五
佛國	一、二六六、八三六	一、二五二、七八四	一、二三七、二六五	一、〇四七、三〇六	一、〇〇五、九三九	八〇三、四九七
指數	一〇二	一〇一	100	八五	八一	六五
獨逸	一、三四三、四二五	一、八七一、二六六	一、九六五、一三一	一、五八六、六三四	一、四四八、六二一	一、一八六、八一九

指數	六八	九六	一〇〇	八一	九四	六〇
伊太利	四二八、四七〇	四四五、四六九	三八五、三四六	四九五、六三〇	七二五、八五一	六八六、五二七
指數	一一一	一一六	一〇〇	一二九	一八九	一五三
支那	六、八二一、三五〇	七、六三三、四三〇	七、三三五、二九四	五、七九一、四八九	二、二四三、三三三	二、二三五、六三〇
指數	九三	一〇四	一〇〇	七九	三一	三〇
其他共計	四四、九一八、九二七	四八、一〇五、五七一	四五、三三三、七二四	三五、四四三、四六六	二九、四二九、八二八	二九、八二四、九四八
指數	九九	一〇六	一〇〇	七八	六五	六六

〔第二表〕（二）最近六個年支那各港出入國別船舶噸數及ビ同指數「各港間出入船舶」

	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
日本	一一、五四〇、六六一	一三、七二二、七二四	一五、四九四、七二一	六、〇一七、七一五	二、二五九、三五五	三、七六二、二〇六
指數	七四	八七	一〇〇	三九	一五	二四
英國	四一、四〇七、一六一	四一、五七〇、八三七	四一、一八七、四六四	二三、一六五、〇四七	一六、二〇九、九八八	一〇、九三六、〇八六
指數	一〇一	一〇一	一〇〇	五六	三九	二四
米國	一、六六二、三四九	一、〇七四、八八四	六五〇、六〇四	三九六、〇三一	九七、八二三	五六、四〇五
指數	二五五	一六五	一〇〇	六一	一五	七
佛國	二九四、八二六	三二三、〇〇三	三六〇、二六三	三八八、一九七	三四九、三三八	二六一、九七〇
指數	八二	八七	一〇〇	一〇八	九七	七三
獨逸	九九九、五二四	八五八、三九五	六五九、三六七	五〇三、〇八九	一、一九七、二四一	九三九、七一〇
指數	一五二	一三〇	一〇〇	七六	一八二	一四三
伊太利	三二七、六九四	三六三、二八三	一九三、四七一	四四七、三八九	一、〇〇八、五〇二	五四六、四五〇
指數	一六九	一八八	一〇〇	二三一	五二三	二八三

支那	三四、三四〇、〇四七	三四、三三三、八五九	三六、八三六、三三一	一九、七九七、二四九	四、六九一、五八〇	二、〇二三、五八五
指數	九三	九三	一〇〇	五四	一三	五
其他共計	九五、五五五、〇〇六	九五、八七三、二六六	九九、七八五、二九四	五四、五九四、二七三	二九、六六二、一二一	三三、一〇一、八八六
指數	九六	九六	一〇〇	五五	三〇	三三

〔第二表〕（三）最近六個年支那各港出入國別船舶噸數及ビ同指數「合計」

	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
日本	二〇、一三九、一一五	二一、九一九、一〇〇	二四、九一三、五七六	一二、八一五、〇一四	八、七四三、九七五	一五、七五五、九三九
指數	八一	八八	一〇〇	五一	三五	六三
英國	五八、八六六、七六三	六〇、一一三、六四一	五七、三四五、五一五	三六、一〇五、七九五	二八、五六〇、三一五	一九、一三三、五三五
指數	一〇三	一〇五	一〇〇	六一	五〇	三四
米國	五、四〇六、六三七	四、六八六、四九八	三、七二一、四七九	二、〇五九、二四六	四二六、七四二	八二五、六九〇
指數	一四六	一二六	一〇〇	五五	一一	二二
佛國	一、五六一、六六二	一、五六五、六八七	一、五九七、五三八	一、四三四、五〇三	一、三五五、一六七	一、〇六五、四六七
指數	九八	九八	一〇〇	九〇	八五	六七
獨逸	二、三四二、九四九	二、七二九、六六一	二、六四二、四三八	二、〇八八、七三九	二、六四五、八五二	二、一二六、五三九
指數	八九	一〇三	一〇〇	七九	一〇〇	八一
伊太利	七五六、一六四	八〇八、七五二	五七八、八一七	九四三、〇一九	一、七三四、三五三	一、一三三、九八七
指數	一三一	一四〇	一〇〇	一六三	二九九	一九六
支那	四一、〇五一、三九七	四一、九五五、六六五	四四、一七一、六四五	二五、五八八、七三八	六、九四三、九〇三	四、二三八、〇〇五
指數	九三	九五	一〇〇	五八	一六	一〇
其他共計	一四〇、四七三、九二三	一四三、九七八、八三七	一四五、〇一九、〇一八	九〇、〇三七、七三八	五九、〇九一、九四九	五一、九二六、八三四

指數　七七　九九　100　六六　四一　三六

即ち、一九三六年に就いて言へば出入船舶總噸數一億四千五百萬噸のうち英國五千七百萬噸（三九%五四）と斷然群を拔き、日本二千五百萬噸（一七%一八）が之に次ぎ、ずつと下つて諾威四百五十萬噸、米國は三百七十萬噸、獨逸二百六十萬噸、和蘭二百五十萬噸、佛國百六十萬噸、丁抹百二十萬噸、葡萄牙百十萬噸の順で、他は百萬噸以下である。尤もこれを各港間と外洋とに分けて見ると各港間出入船舶は英國が四一%二八と更に群を拔き其の沿岸航路、長江航路に於ける壓倒的勢力を思はせ、これに反し日本は一五%五三に過ぎず、其他各國に至つては水平線上に明滅してゐる程度である。其他諸國の出入船舶は主として外洋船である。この間にあつて支那が四千四百萬噸（三〇%四六）、そのうち各港間出入船舶が三千七百萬噸（三六%九一）と英國に次いで大きいのは注目すべきである。

一九三六年を中心として前後六ヶ年間の變化を見ると、事變前は英、米、伊が稍々頽勢、日、獨、佛が稍々優勢とは言つても其の勢力比例には大した變化もなかつたが、事變後は事情全く一變し伊の跳躍、日、獨、佛の微減、英、米の激減と著しい對照を描きつつ其の比例を變動せしめてゐる。一九三九年に於ては英國、日本の第一位、第二位に變りはないが、第三位は獨逸、第四位は伊太利が占め、これに佛國、米國が次ぐ有樣である。勿論、獨逸、伊太利の躍進が外洋船に於てでなく各港間船舶に於ける跳躍によつて齎され且つ他面に於て支那が一九三六年に比し僅か一割に激減してゐる理由も各港間船舶のそれに負ふところを見れば、支那船舶の事變下に於ける獨伊名儀書替の盛行が看取され、獨伊の躍進は必ずしも實力の向上に基くものではないことが解る。從つて、事實は英、米、佛の勢力減退だけといふことになる。

以上によつて列國對支海運勢力の鳥瞰を終へ、次に基準年度たる一九三六年末現在に於ける各國對支海運業の物的設備を船舶、碼頭、倉庫、土地の順序で見て行くこととする。

第一、船舶。一九三六年末に於ける列國海運業商社（海運業外商社の分も附記す）の對支關係航路別就航船舶隻數及び噸數は次の如くである。

〔第三表〕　**列國海運業商社航路別就航船舶隻數及ビ噸數**（一九三六年末）

國籍	商社名	航路名	隻數	總噸數	在支投資分噸數
日本	日本郵船株式會社	日支間航路			
		横濱上海線	三	九、〇二九	
		神戸上海線	二	一〇、五二七	
		阪神上海線	四	一二、六三〇	
		計	九	三二、三六六	$\left(\frac{1}{2}\right)$ 一六、一八三
		タグ、ライター、ランチ類	三	二五〇	二五〇
		合計	一二	三二、六一六	一六、四三三
	大阪商船株式會社	日支間航路（下記航路ハ其ノ一部）			
		厦門廣東線	一	二、五六八	
		天津大連線	二	四、三九二	
		厦門福州線	一	一、五一七	
		厦門香港線	二	五、一六二	
		日本廣東線	二	四、三八一	
		計	八	一八、〇二〇	$\left(\frac{1}{2}\right)$ 九、〇一〇
		沿岸航路			
		上海福州線	二	五、一〇三	
		香港海防線	一	二、一六六	
		計	三	七、二六九	七、二六九
		タグ、ライター、ランチ類	一	二六・四一	二六・四一

合計	一二	二五、三一五	一六、三〇五

日清汽船株式會社

長江航路			
上海漢口線	七	二三、七六五	
漢口宜昌線	二	三、二四八	
漢口湘潭線	二	二、一七三	
宜昌重慶線	五	四、〇〇二	
上海宜昌線	一	一、八九一	
計	一七	三五、〇七九	三五、〇七九
沿岸航路			
南北支那沿岸線	四	九、二四〇	九、二四〇
タグ、ライター、ランチ類			
タグ、及ライター	一九	一、四五九	
ランチ（艀）	二九	四、六七二	
計	四八	六、一三一	六、一三一
合計	六九	五〇、四五〇	五〇、四五〇

大連汽船株式會社

日支間航路			
大連上海線	三	一一、七四〇	
大連天津線	二	四、〇六九	
安東天津線	二	二、三〇六	
大連龍口線	一	七二四	
大連芦島線	一	四七〇	

	計	九	一九、三〇九	(1/2)	九、六五四
	沿岸航路				
	天津上海線	一	九九三		
	支那沿岸及南洋方面	一四	四八、二七五		
	計	一五	四九、二六八		四九、二六八
	合計	二四	六八、五七七		五八、九二二
近海郵船株式會社	日支間航路				
	神戸天津線	四	八、九三六		
	横濱天津線	二	三、七九五		
	計	六	一二、七三一	(1/2)	六、三六五
朝鮮郵船株式會社	日支間航路				
	大連青島線	一	一、〇一〇	(1/2)	五〇五
	沿岸航路				
	上海青島線	一	一、五八一		一、五八一
	合計	二	二、五九一		二、〇八六
阿波國共同汽船會社	日支間航路				
	大連青島線	一	一、四七七		
	大連芝罘線	二	二、二九三		
	計	三	三、七六〇	(1/2)	一、八八〇
原田汽船株式會社	日支間航路				
	神戸青島線	一	四、一〇九	(1/2)	二、〇五四

		計	一	四、一〇九	二、〇五四
川崎汽船株式會社	日支間航路	神戸青島線	一	三、一九四	(1/2) 一、五九四
		計	一	三、一九四	一、五九四
岡崎汽船株式會社	日支間航路	神戸青島線	一	一、九二二	(1/2) 八六一
		計	一	一、九二二	八六一
上海三菱倉庫株式會社	ランチ(艀)		二	八二	八二

「海運業外」

不定期船ニシテ航行範圍ハ全太平洋印度洋等ニワタルヲ以テ之ヲ採ラズ。

英國

Chinn Navigation Co.(太古輪船公司)	長江航路	上海漢口線	五	一五、五〇〇	
		漢口宜昌線	一	一、三七二	
		上海宜昌線	四	一〇、八三三	
		漢口湘潭線	一	一、一九五	
		宜昌重慶線	六	三、三七九	
		航路不明	二	一、一七五	
		計	一九	三三、四〇九	三三、四〇九
	沿岸航路	上海、天津線	三	八、一六二	
		上海安東線	一	二、二一九	

航路	隻數	噸數	計
上海寧波線	一	二、八六六	
上海廣東線	八	二一、五〇四	
廣東青島線	五	一二、九四四	
廣東大連線	四	八、四一三	
廣東天津線	三	八、四三六	
香港廣東線	一	二、六三九	
支那沿岸臨時線	一〇	二二、二七一	
計	三六	八九、四五四	八九、四五四
南方航路			
厦門新嘉坡線	二	六、六八二	
厦門馬尼拉線	一	三、四七二	
香港新嘉坡線	一	三、一一三	
香港盤谷線	五	一三、二一二	
計	九	二六、四七九	二六、四七九
タグ、ライター、ランチ類	七二	一二、二六二	一二、二六二
合計	一三六	一六一、六〇四	一六一、六〇四

Hongkong Canton & Macao S. B. Co.（香港澳輪船公司）

航路	隻數	噸數	計
長江航路			
宜昌重慶線	三	二、七〇五	
重慶敍州線	三	一、二三三	
計	六	三、九三八	三、九三八

Tientsin Lighter Co.（天津駁運公司）

航路	隻數	噸數	計
タグ、碎氷船	五	八五五	八五五

A.Holt S. S. Co. (Holts Wharf 所屬船)			
タグ、ライター類			
ライター(艀)	一六	一、二三二	
タグ(曳船)	三	八七〇	
計	一九	二、一〇二	二、一〇二
Indo-China S. N. Co. (中・印・輪船公司)			
長江航路			
上海漢口線	六	二〇、三三六	
漢口宜昌線	一	二、二〇九	
上海宜昌線	二	五、一一一	
漢口湘潭線	一	一、三三七	
宜昌重慶線	三	二、八八一	
計	一三	三一、八七四	三一、八七四
沿岸航路			
上海福州線	一	一、九四八	
上海廣東線	三	六、九九二	
上海天津線	三	六、一六七	
天津廣東線	四	八、七一九	
計	一一	二三、九七五	二三、九七五
南方航路			
日本カルカツタ線	五	二三、四五〇	
香港サンダカン線	四	一三、〇四一	
計	九	三六、四九一	三六、四九一

會社名	航路・船種	隻數	噸數	計
	タグ、ライター、ランチ類	七二	一二、二六二	一二、二六二
	合計	一〇五	一〇四、六〇二	一〇四、六〇二
Douglas S. S. Co.（德吉利子輪船公司）	沿岸航路			
	香港福州線	三	六、五一一	
	香港汕頭線	一	二、四五五	
	計	四	八、九六六	八、九六六
Star Ferry Co.（天星小輪有限公司）	香港九龍間渡船	六	九八四	九八四
Hongkong Kowloon Wharf & Godown Co.（香港九龍貨倉及碼頭有限公司）	タグ、ライター、ランチ類			
	ライター	一一四	八、八一〇	
	タグ、ランチ	一一	三、一九〇	
	計	一二五	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
West River Transportation and Trading Co. Ltd.（西江商業航運公司）	西江航路			
	香港梧州線	二	二、一六四	二、一六四
Moller Line, Ltd.（資賜船務公司）	沿岸、南方、日支航路用貨船	二六	八七、七三七	八七、七三七
Shanghai Tug & Lighter Co.（上海施駁公司）	タグ、ライター、ランチ類			
	タグ（曳船）	一〇	二、九二二	
	ライター（艀）	一二五	一九、一八五	
	計	一三五	二二、一〇七	二二、一〇七
Wheelock & Co. Ltd.（會德豐）	不定期（米支航路？）	一一	五一、四〇一	五一、四〇一
Shanghai Pilot Boat Co.（領江公司）	ライター	二	一、七七一	一、七七一

会社	航路・種別	隻数	噸数	噸数
Union Waterboat Co (於仁水艇公司)	ウォーターボート	八	二、〇〇〇	二、〇〇〇
Taku Tug & Lighter Co. (太古駁船公司)	タグ	八	一、三五五	一、三五五
「海運業外」				
Asiatic Petroleum Co. (North China)Ltd.(亜細亜火油公司北支)	長江航路			
	宜昌重慶線	三	一、九九九	
	臨時油槽船	三	二、六七〇	
	タグ（曳船）	五	一、七三六	
	計	一一	六、四〇五	六、四〇五
Asiatic Petroleum Co. (South China) Ltd. (亜細亜火油公司南支)	沿岸航路			
	不定期	三	一、三一六	一、三一六
China Import & Export Lumber Co. (祥泰・木行)	長江航路			
	上海漢口線	二	一、七四六	一、七四六
Kailan Mining Administration. (開灤鉱務局)	沿岸航路			
	秦皇島上海線	三	七、五三八	七、五三八
Government of Hongkong. (香港政廳)	タグ	一	三七九	三七九
Taiko Dockyard & Engineering Co. of Hongkong. (太古造船所)	タグ（救助用）	二	五二三	五二三
Hongkong & Whampoa Dock Co. Ltd. (香港黄埔造船所)	タグ（救助用）	二	八〇三	八〇三
Chinese Dredger Co. Ltd.	砕氷船、タグ等			
	砕氷船	二	？	

國別	會社	航路	隻數	噸數	
		タ　グ	二	?	
		計	四	一、一九三	一、一九三
米國	「海運業外」				
	Standard Vacuum Oil Co. Ltd. (美孚洋行)	長江航路			
		上海漢口線	二	一、八四六	
		宜昌重慶線	二	一、三五三	
		漢口重慶線	一	一、一一八	
		漢口常德線	二	五四八	
		計	七	四、八六五	四、八六五
		沿岸航路			
		上海溫州線	一	三六四	三六四
		其他(香港)			
		タグ(Barge)	一	三七二	三七二
		合計	九	五、六〇一	五、六〇一
	Standard Transportation Co. Ltd.	遠洋航路	一五	九五、五九〇	九五、五九〇
	Texas Co. (China) Ltd. (德士古公司)	油槽船	二	三八二	三八二
佛國	Cie Indo-Chinoise de Navigation.	南方航路			
		海防香港間	一	一、五八一	
		海防北海香港間	一	一、五八一	
		計	二	三、一六一	(1/2)・一、五八一

	Indo-Chinoise Societe Maritime	南方航路 西貢香港間	一	一、五八一 $\left(\frac{1}{2}\right)$	七四〇
	Union Franco-Chinoise de Navigation （聚福洋行）	長江航路 宜昌重慶線	二	一、七六八	一、七六八
獨逸	German Far East S. S. Co. （德國遠東輪船公司）	長江航路 長江下流	二	九三四 $\left(\frac{1}{2}\right)$	四六七
伊太利	Italo-Chinese River N. Co. （義華公司）	長江航路 上海重慶線	二	一、〇七四	一、〇七四
	V. Chieli & Co.	長江航路 長江下流	三	二〇八	二〇八
和蘭	K. P. M.	南方第二航路	六	二九、七八一 $\left(\frac{1}{4}\right)$	七、四四五
諾威	Wallem & Co. （華綸洋行）	沿岸航路	一四	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
露西亜	Sovtorgflot	浦鹽支那沿岸航路	？	？	？

右表には世界航路の支那各港寄港に就いては全然觸れられず、主として長江航路、沿岸航路並に支那各港と日本、滿洲國、南方諸國諸港間の航路のみを含んでゐるのであるが、しかも尙ほ航路數、就航船舶數、經營商社數は頗る多く且つ各國勢力の交錯は著しい。併し乍ら、英國籍「チャイナ・ナヴィゲーション」（バターフィールド系）の十五萬七千噸、インド・チャイナ（ジャーディン系）の十萬四千噸、モラーの八萬八千噸、ホイーロック五萬一千噸の四大巨擘を中心として英國對支海運勢力は斷然群を拔き、これに比すれば我が日淸汽船は五萬噸を以て僅かにその後塵を拜してゐるに過ぎない。ただ、米國が對支海運業を專營する商社を一社をも有せざるに拘らず、スタンダード、テキサス兩石油會社がその製品の輸送配給を主要業務として十一萬噸を配置してゐるのは英國系同業者を遙かに凌駕し注目すべきである。

その他諸國では諾威、和蘭が若干見るべきものあるほか佛、獨、伊等いづれも地平線下に彷徨してゐる狀態である。

さて、前掲表最下段の在支投資分噸數を基礎として、これら就航船の評價を試みたのであるが、その際一九三六年末現在の造船費を基準とする再生評價法と船齡を考慮に入れた一九三六年末現在の減價償却殘額との二つの場合を算出し、これを對照せしめた、實際の算出に當つては各社、各航路、各就航船舶別に詳細な計算を行つたのであるが、いまその結果を國別に集計整理して一表に纏めると次の如くである。

〔第四表〕　船舶に於ける列國對支投資評價額（一九三六年）　（單位＝元）

國別	海運業商社			海運業外商社		
	社數	再生評價額	減價償却殘額	社數	再生評價額	減價償却殘額
日本	一一	五四、八二一、七七三	三三、七五〇、一〇七	—	—	—
英國	一五	一四九、一七〇、三九五	七三、八五九、二六〇	八	一〇、八六八、六八二	五、七九五、五二五
米國	—	—	—	三	二八、四四一、〇九二	一六、七一〇、一七八
佛國	三	一、一五〇、二八五	六四六、九〇五	—	—	—
獨逸	一	二八二、六七二	一四三、八三六	—	—	—
伊太利	二	四四〇、四四〇	五七四、九二五	—	—	—
和蘭	一	一、九二〇、八七四	九六〇、四三七	—	—	—
諾威	一	九、〇三〇、〇〇〇	四、五一五、〇〇〇	—	—	—
露西亞	一	？	？	—	—	—
總計	三五	二一六、八一六、四三九	一一四、四五〇、四七〇	一一	三九、三〇九、七七四	二二、五〇五、七〇三

即ち、海運業專營商社だけ取つて見ると再生評價額は二億一千七百萬元、減價償却殘額は一億一千四百萬元と相當大きな開きがあり、その各國別內譯も兩法によつてその比率に多少の變化を生じてゐる。いま、減價償却殘額に從ひ各國の勢力を一瞥すると、海運業專營商社、海運業外商社併せて英國約八千萬元、日本約三千四百萬元、米國約一千七百萬元、其他諸國約六百萬元、合計約一億三千七百萬元といふ振

合である。

第二、碼頭。船舶が移動的なるに反し碼頭、倉庫及び附屬建物、敷地等は耐久的の大きな固定設備である。しかも、それらは商埠地に於ける港岸目抜の場所に建設せられ、共處を足場として商埠地市街が延長して行つてゐる。上海は言はずもがな、鎭江、南京、蕪湖、九江、漢口、長沙、沙市、宜昌、重慶等の長江筋諸港、天津、青島、汕頭、廣東等の沿岸諸港に至るまで古剛英系海運業者を筆頭として各國商社の碼頭設備は入り亂れて櫛築され、商埠地に於ける外國資本勢力の大いさを象徴してゐるものの如くである。一口に碼頭といふが、詳しくは自然岸、護岸、ハルク、ポンツーン、ランディング・ピーア、平屋、起重機、野積場等を含むもので、その大小は固より建造樣式――コンクリート、石造、木造等――の如何によつても其のキャパシティーも評價も異つて來る。全支全港灣の碼頭に就いて玆にその詳細を述べることは困難であるから、詳細な材料を基礎として算出した各社別碼頭再生評價額を中支、南支、北支に分けて記述し、以て設備狀況の敍述に代へる。即ち次の如くである。

〔第五表〕 碼頭設備一九三六年度再生評價額

（單位＝元）

國別	商社名	碼頭數	中支 上海	中支 計（其他共）	南支	北支	合計
日本	日本郵船株式會社	三	一、六一六、四五〇	一、六一六、四五〇	—	—	一、六一六、四五〇
	大阪商船株式會社	一	四七三、〇〇〇	四七三、〇〇〇	一七三、二〇〇	—	六四六、二〇〇
	日清汽船株式會社	九	三四九、〇〇〇	一、一七六、九〇〇	一三七、五〇〇	—	一、三一四、四〇〇
	大連汽船株式會社	二	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	—	—	七〇〇、〇〇〇
	近海郵船株式會社	一	—	—	—	一八、八二四	一八、八二四
	上海三菱倉庫株式會社	二	七六三、〇〇〇	七六三、〇〇〇	—	—	七六三、〇〇〇
	「海運業外」						
	三井物産株式會社	二	三二〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇	—	—	三二〇、〇〇〇

	大倉商事株式會社	一	五六、六〇〇	五六、六〇〇	—	—	五六、六〇〇
	大日本紡績株式會社	無	四三、八〇〇	四三、八〇〇	—	—	四三、八〇〇
	日華紡績株式會社	無	二五、五〇〇	二五、五〇〇	—	—	二五、五〇〇
	上海紡績株式會社	無	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—	三、〇〇〇
	東洋紡績株式會社	無	六五、一〇〇	六五、一〇〇	—	—	六五、一〇〇
	上海製造絹絲株式會社	無	三四〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	—	—	三四〇、〇〇〇
英國	China Navigation Co.	一六	一、七二三、五〇〇	四、三八〇、五六七	九〇一、〇〇〇	三二五、〇〇〇	五、六〇六、五六七
	Hongkong Canton & Macao S. B. Co.	三	—	—	二四二、六〇〇	—	二四二、六〇〇
	Holts Wharves	三	一、三七六、九五〇	一、三七六、九五〇	五八五、二〇〇	—	一、九六二、一五〇
	Indo-China S. N. Co.	九	—	二、三六六、七五〇	五九七、八〇〇	五二、二〇〇	三、〇一六、七五〇
	Shanghai & Hongkew Wf. Co.	五	三、〇五七、四五〇	三、〇五七、四五〇	—	—	三、〇五七、四五〇
	Hongkong & Kowloon Wf. & G. Co.	六	—	—	二、七二八、六八五	—	二、七二八、六八五
	Douglas S. S. Co	一	—	—	一〇五、〇〇〇	—	一〇五、〇〇〇
	Star Ferry Co.	—	—	—	—	—	—
	「海運業外」						
	Jardine Matheson & Co.	一	四八、二〇〇	四八、二〇〇	—	—	四八、二〇〇
	Ewo Cotton Mills Co.	無	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	—	—	六〇、〇〇〇
	Mackenzie & Co.	一	三四八、〇〇〇	三四八、〇〇〇	—	—	三四八、〇〇〇
	Arnhold Trading	一	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	—	—	五五、〇〇〇
	China Import & Export Lumber Co.	三	四五、六五〇	二六五、六五〇	—	二二〇、〇〇〇	四八五、六五〇
	Shanghai Dockyard Co.	無	四三二、一〇〇	四三二、一〇〇	—	—	四三二、一〇〇

	International Export Co.	一	—	三三,〇〇〇	—	—	三三,〇〇〇
	Yeetsoong Tobacco & Co.	一	三七三,〇〇〇	三七三,〇〇〇	—	五〇,〇〇〇	四二三,〇〇〇
	A. P. C. (South China)	三	—	—	—	八二一,七〇〇	八二一,七〇〇
	A. P. C. (North China)	七	一,五四三,八〇〇	二,三九〇,〇三五	—	四〇〇,〇〇〇	二,七九〇,〇三五
	Kailan Mining Administration	五	八一九,六〇〇	八一九,六〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,五七五,〇〇〇	二,五九四,六〇〇
	Shanghai Gas Co.	無	三七,五〇〇	三七,五〇〇	—	—	三七,五〇〇
	China Soap Co.	無	二七,六〇〇	二七,六〇〇	—	—	二七,六〇〇
	Shanghai Ice and Storage Co.	一	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	—	—	三〇,〇〇〇
	China Printing & Finishing Co.	一	一七〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	—	—	一七〇,〇〇〇
	Shanghai Waterworks Co.	無	三〇五,〇〇〇	三〇五,〇〇〇	—	—	三〇五,〇〇〇
	Niovea	一	二一五,〇〇〇	二一五,〇〇〇	—	—	二一五,〇〇〇
	Taikoo Dockyard & Engineering Co. of Hongkong	一	—	—	一,七六〇,〇〇〇	—	一,七六〇,〇〇〇
	Hongkong & Whanpoa Dock Co.	一	—	—	二,三一七,六〇〇	—	二,三一七,六〇〇
	Taikoo Sugar Refining Co.	三	—	—	一,〇一四,四五〇	—	一,〇一四,四五〇
	Anglo-Saxon Petroleum Co.	二	—	—	一五三,四〇〇	—	一五三,四〇〇
	Kowloon Canton Railway	一	—	—	五〇〇,〇〇〇	—	五〇〇,〇〇〇
	天津英租界	一	—	—	—	七二五,〇〇〇	七二五,〇〇〇
米国	American President Line	一	六六九,五五〇	六六九,五五〇	—	—	六六九,五〇〇
	「海運業外」						
	China Transport & Storage Co.	二	四三二,六〇〇	四三二,六〇〇	—	—	四三二,六〇〇
	Standard Vacuum Oil Co.	二	一,八九五,〇〇〇	二,六七〇,八三三	七二一,六〇〇	六六,〇〇〇	三,四五八,四三三

	Texas Co.	三	三九八,七五〇	五六八,六五六	三六,〇〇〇	—	六〇四,六五六
	Shanghai Power Co.	無	一五七,五〇〇	一五七,五〇〇	—	—	一五七,五〇〇
	China Realty Co.	無	八三二,五〇〇	八三二,五〇〇	—	—	八三二,五〇〇
	Anderson Meyer & Co.	無	五五,〇〇〇	五五,〇〇〇	—	—	五五,〇〇〇
佛國	Messageries Maritimes	一	一四七,五〇〇	一四七,五〇〇	—	—	一四七,五〇〇
	Union Franco-Chinoise	一	—	二三五,〇〇〇	—	—	二三五,〇〇〇
	「海運業外」						
	French Municipal Council	一	二四五,〇〇〇	二四五,〇〇〇	—	—	二四五,〇〇〇
	S. F. Chinoise de Compagnie Francaise Tramways.	無	一八七,五〇〇	一八七,五〇〇	—	—	一八七,五〇〇
	Compagnie Oliver	一	一八五,〇〇〇	一八五,〇〇〇	—	—	一八五,〇〇〇
	天津佛租界	一	—	—	—	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
	——(儀興公司)	一	—	—	—	一八一,八〇〇	一八一,八〇〇
獨逸	Hamburg America Line	一	—	四五〇,〇〇〇	—	—	四五〇,〇〇〇
	Nord Deutcher Loyd. B	一	—	四八〇,〇〇〇	—	—	四八〇,〇〇〇
伊太利	Italo-Chinese R. N. Co.	一	—	五〇,〇〇〇	—	—	五〇,〇〇〇
丁抹	Great N. Telegraph Co.	—	四四,〇〇〇	四四,〇〇〇	—	—	四四,〇〇〇

即ち、就航船舶に就いて殆んど同じことを各國各社共碼頭に就いても言ふことが出來る。英のバターフィールド、チャーディン、米のスタンダード等は碼頭設備でも群を抜いてゐる。ただ、碼頭の場合は專營の碼頭會社（上海の二社）、石炭會社（開灤）、造船會社（香港の一社）、紡績會社（在華紡）等にして比較的大きなものがあるのが注意を惹く。北、中、南支の區別に於ては中支が壓倒的部分を占めてゐるが、これは上海を初め長江筋の良港を含む以上當然であらう。

前表は再生評價法による評價額であるが、船舶の場合と同じくこれと減價償却法による評價額とを對比し、國別に集計して一表に纏めて見よう。

〔第六表〕 碼頭に於ける列國對支投資評價額（一九三六年末）　（單位＝元）

國別	海運業商社 社數	海運業商社 再生評價額	海運業商社 減價償却殘額	海運業外商社 社數	海運業外商社 再生評價額	海運業外商社 減價償却殘額
日本	六	五、〇五九、一七四	三、五一六、四四二	七	八五四、〇〇〇	五九七、三二〇
英國	八	一六、七二〇、二〇二	一一、七〇四、一四七	二三	一五、二三五、八二五	一〇、三五〇、四八七
米國	一	六九九、五五〇	四八九、七一三	六	五、五二〇、六八九	三、八六三、九五七
佛國	三	二七二、五〇〇	一九〇、七五〇	五	八四九、三〇〇	五九四、五一〇
獨逸	二	九三〇、〇〇〇	六五一、〇〇〇	—	—	—
伊太利	一	五〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	—	—	—
丁抹	—	—	—	一	四四、四〇〇	三一、〇八〇
總計	二〇	二三、七三一、四二六	一六、五八七、〇五二	四二	二二、五〇四、二一四	一五、四三七、三五四

即ち、減價償却殘額によつて見ると、總額三千二百餘萬元のうち、英國二千二百萬元、米國四百三十萬元、日本四百十萬元で、他は百萬元以下である。

第三、倉庫及び附屬建物。ここで問題にするのは碼頭に附屬せる倉庫及び附屬建物だけであつて、市街の中にある數多くの倉庫はこれを省く。といふのは、さうしたものの中には獨立の倉庫として識別し易いものもあるが、多くはオフイスと棟續きの倉庫であつて、到底計量するに由ないからでもあり、又大きな倉庫は主として碼頭に附屬して建設され、これを測定すれば他は推して知るべきであるからでもある。我々は船舶、碼頭の場合に準じて倉庫に關する次の二表を掲げよう。

〔第七表〕 倉庫及び附屬建物一九三六年再生評價額　（單位＝元）

國別	商社名	中支 上海	中支 計(其他共)	南支	北支	合計
日本	日本郵船株式會社	三,九五五,七〇三	三,九五五,七〇三	—	—	三,九五五,七〇三
	大阪商船株式會社	七九五,四〇五	七九五,四〇五	六〇一,二三〇	一五六,五五八	一,五五三,一九三
	日清汽船株式會社	二,三八四,三三〇	四,五七〇,〇五二	六八六,九四〇	四二三,四九〇	五,六八〇,四八二
	大連汽船株式會社	一,五七二,七九〇	一,五七二,七九〇	—	三三八,一九七	一,九一〇,九八七
	近海郵船株式會社	—	—	—	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
	上海三菱倉庫株式會社	一,一一一,二九四	一,一一一,二九四	—	—	一,一一九,二九四
	上海倉庫信託株式會社	六〇七,六九二	六〇七,六九二	—	—	六〇七,六九二
	「海運業外」					
	三菱商事株式會社	—	五五九,一〇四	—	—	五五九,一〇四
	三井物産株式會社	二六〇,七八〇	四六七,六三六	—	—	四六七,六三六
	大倉商事株式會社	二三一,三六〇	二三一,三六〇	—	—	二三一,三六〇
英國	China Navigation Co.	五,〇二二,二四三	九,五三八,二四八	二,九〇七,四八七	六一四,四三七	一三,〇六〇,一七二
	Indo-China S. N. Co.	—	一,七九七,六六七	一,九〇六,二〇〇	六〇四,一一五	四,三〇七,九八二
	Shanghai & Honkew Wharf Co.	九,八八一,九三〇	九,八八一,九三〇	—	—	九,八八一,九三〇
	Hongkong & Kowloon Wharf & Godown Co.	—	—	二,六四二,三三七	—	二,六四二,三三七
	Ocean Steamship Co.	三,〇三四,七〇五	三,〇三四,七〇五	五,〇九五,一七八	—	八,一二九,八八三
	Wheelock & Co.	—	—	—	—	—
	G. E. Marden & Co.	一,一一〇,二八〇	一,一一〇,二八〇	—	—	一,一一〇,二八〇
	Tientsin Wharf & Godown Co.	—	—	—	一〇一,三四三	一〇一,三四三

	「海運業外」					
	Asiatic Petroleum Co. (North China) Asiatic Petroleum Co. (South China)	一,八九五,四四〇	三,三四五,二三五	七四四,四六八	四一三,七五四	四,五〇三,四五七
	Kailan Mining Administration	一四六,二四八	一四六,二四八	—	一三〇,二三五	二七六,四八三
	Mackenzie & Co.	一,七三六,六五〇	二,八八八,六五〇	—	三四一,七六〇	三,二三〇,四一〇
	William Forbes & Co.	—	—	—	二四〇,七五〇	二四〇,七五〇
	Allen & Hamburgs, Ltd.	—	—	—	五五八,〇〇〇	五五八,〇〇〇
	Arnhold Trading Co.	七九〇,五六〇	二,三七三,〇六〇	—	三四〇,六二五	二,七一三,六八五
	China Import & Export Lumber Co.	—	三一五,〇〇〇	—	—	三一五,〇〇〇
	Yeetsoong Tobacco & Co.	—	二三七,六〇〇	—	—	二三七,六〇〇
	International Export Co.	—	一,一〇二,五〇〇	—	—	一,一〇二,五〇〇
	Sassoon & Co.	二六二,〇〇〇	—	—	—	二六二,〇〇〇
	Others (二社)	—	一,二二六,〇〇〇	—	—	一,二二六,〇〇〇
米国	American President Line	一,五六二,七二五	一,五六二,七二五	—	—	一,五六二,七二五
	「海運業外」					
	China Transport & Storage Co.	一,〇三七,五〇〇	一,〇三七,五〇〇	—	—	一,〇三七,五〇〇
	Standard Vacuum Oil Co.	二,九五一,〇〇〇	六,一一四,一一〇	九〇一,一七七	三〇〇,五八三	七,三一五,八八五
	Texas Co. (China)	一,二四七,五〇〇	一,三〇二,七〇〇	—	—	一,三〇二,七〇〇
	Others	—	—	—	—	—
佛国	Messageries Maritimes	—	—	—	—	—
	Union Franco-Chinoise de Navigation	—	—	—	—	—

	Olivier Chine	七九〇、五六〇	九三四、五六〇	—	—	九三四、五六〇
	S. A. Racine & Cie.	—	三六、〇〇〇	—	—	三六、〇〇〇
	Others	—	—	—	—	—
獨逸	Hamburg American Line	—	四五〇、〇〇〇	—	—	四五〇、〇〇〇
	Norddeutcher Loyd, Bremen	—	二二五、〇〇〇	—	—	二二五、〇〇〇
	「海運業外」					
	Carlowitz & Co. Ltd.	—	二、一〇三、〇〇〇	—	—	二、一〇三、〇〇〇
	Melchers & Co.	—	二一六、〇〇〇	—	—	二一六、〇〇〇
	Fuhrmeister & Co.	—	三六、〇〇〇	—	—	三六、〇〇〇
丁抹	「海運業外」					
	Jebsen & Co.	—	三七、五〇〇	—	—	三七、五〇〇

〔第八表〕　倉庫及び附屬建物に於ける列國對支投資評價額（一九三六年末）　　（單位＝元）

國別	海運業商社			海運業外商社		
	社數	再生評價額	減價償却殘額	社數	再生評價額	減價償却殘額
日本	七	一五、〇二七、三五一	一〇、二八四、一八一	三	一、二五八、一〇〇	七九三、五二六
英國	八	三九、二三三、九二七	二二、六七四、七四二	一三	一四、五六八、八〇五	七、五二四、九六二
米國	一	一、五六二、七二五	一、〇五一、七〇四	三	九、六五六、〇八五	四、五四五、七〇四
佛國	—	—	—	二	九七〇、五六〇	四一八、二一三
獨逸	二	六七五、〇〇〇	二八二、四四五	三	二、三五五、〇〇〇	一、五七五、七一一
丁抹	—	—	—	一	三七、五〇〇	三七、五〇〇
總計	一八	五六、四九九、〇〇三	三四、二九三、〇七二	二五	二八、八四六、〇五〇	一四、八九五、六一六

第四、土地。海運業商社の所有土地に就いては上海共同租界、佛租界、越界路所在のもの以外は分明でない。しかも、それとて海運業商社の使用地は大連汽船と滿鐵、チャイナ・ナヴィゲーションとバターフィールド、インド、チャイナとジャーディンの場合の如く親會社の名儀になつてゐるものが多く、さりとて親會社の所有土地がどこまで海運業のために使用せられてゐるか明確でないし、たとへ明確でも親會社の資産勘定と重複して計上する虞が尠くない。玆では資産額を計上するよりも物的設備の大いさと其の分布を見ることが主なのであるから、海運業商社の土地に就いては危險を冒して評價額を出すよりも寧ろ之を省略するのが賢明である。

かくて、最後に以上を綜合して國別に見たる船舶、碼頭、倉庫及び附屬建物の所有價額を左に掲げることにする。

〔第九表〕 列國對支海運業投資推定額（一九三六年末）

（單位＝元）

國別	船舶	碼頭	倉庫	合計
日本	三三、七五〇、一〇七	四、一一三、七六二	一一、〇七七、七〇七	四八、九四一、五七六
英國	七九、六五四、七八五	二二、〇五四、六三四	三〇、一九九、七〇四	一三一、九〇九、一二三
米國	一六、七一〇、一七八	四、三五三、六七〇	五、五九七、四〇八	二六、六六一、二五六
佛國	六四六、九〇五	七八五、二六〇	四一八、二二三	一、八五〇、三七八
獨逸	一四三、八三六	六五一、〇〇〇	一、八五八、一五六	二、六五二、九九二
伊太利	五七四、九二五	三五、〇〇〇	—	六〇九、九二五
和蘭	九六〇、四三七	—	—	九六〇、四三七
丁抹	—	三一、〇八〇	三七、五〇〇	六八、五八〇
諾威	四、五一五、〇〇〇	—	—	四、五一五、〇〇〇
露西亞	？	—	—	？
總計	一三六、九五六、一七三	三二、〇二四、四〇六	四九、一八八、六八八	二一八、一六九、二六七

〔備考〕一九三六年末現在減價償却殘額ニ依ル.

即ち、列國の支那に於ける船舶、碼頭、倉庫及び附屬建物所有額は一九三六年末現在の減價償却殘額による內輪の見積に從つても總額二億一千八百萬元に及ぶ。しかも、そのうち英國が一億三千二百萬元、全體の六割强を占め、日本が四千九百萬元、二割三分、米國が二千七百萬元、一割二分と之に次ぎ、以上の三箇國併せて二億七百萬元、全體の九割五分を占めてゐる。佛、獨、伊は遙かに下風に立つ。

第二節　鐵道業

海運業に於ては列國海運業商社が長江航路、沿岸航路、其他航路の凡てに亙つて獨自の船舶を就航せしめ、その上支那主要商埠地の港灣には碼頭、倉庫及び其他建築物を所有して、その營業態度は全く直營主義である。併し乍ら、支那陸上運輸業の雄たる鐵道業に對する外國資本の態度はこれとは全く逆で、その關係は決して淺からぬものがあるに拘らず資本參加の形式は殆んど全部が借款供與の形を採つてゐる。一九三六年末に於ける全支鐵道の延長は約九千五百粁に及んでゐたが、そのうち滇越鐵路四百六十五粁が佛國資本の直營となつてゐるほか、他は殘らず國民政府の所有に屬し、主として外國借款によつて建設せられてゐる。

このため、在支外國海運業商社の多數に及べるに反し、在支外國鐵道業商社は滇越鐵路公司を除いて他に一社も存在しない。從つて從來の敍述に於ける如く鐵道業の場合に於ても主として在支外國鐵道商社の投資を見るとすれば、我々は滇越鐵路公司一社に就いてだけ見ればよいことになつてしまふ。勿論、外商銀行や投資機關の若干は鐵道借款に關與してゐるし、又それらが相寄つて我が東亞興業、英國の中英公司、華中鐵路公司、福公司等の如き鐵道借款引受會社を設立してゐる場合もあるが、これらの商社に就いては一應既に第二編第一章乃至第三章に於いて取扱つた。又、支那政府に對する借款供與に關しては後に第四編第一章に於て鐵道以外のものと一括して詳論される筈である。かくて、玆に問題とされるのは外國資本の參加によつて建設された支那主要鐵道の一般概觀、その營業狀況、物的設備等に就いてだけである。

〔註〕換言すれば支那の鐵道業は（一）第二編第一章乃至第三章に於いて主として外商銀行及び投資機關の投資對象として、（二）第三編第一章（本節）

に於いて投資の物的内容として、(三)第三編第一章に於いて外國對支借款供與の一構成部分として、三度取扱はれることとなる。

我々は先づ、一九三六年末現在國民政府鐵道部の管轄下にあつた主要鐵路二十線に就いて、その債權國と權益内容とに關して概觀を試みよう。卽ち、次表の如くである。

〔第十表〕 中國鐵路借款性質簡明表（一九三六年末現在）

線路名	主ナル債權國	管理干與	會計干與	利益享受	附帶權利	備考
平漢路	英・佛・日	經營全體ヲ代行	會計全體ヲ代行	利益ノ二〇%取得。爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	無シ	一九〇八年條文改訂、英佛、日ノ利權一切ヲ包收ス
正太路	露(後ニ佛)	經營全體ヲ代行	會計全體ヲ代行	利益ノ二〇%取得。爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	無シ	一九〇四年露ハ佛ニ全權讓渡。一九三二年支那ハ借款完濟全權ヲ同收ス
隴海路(除汴洛路)	白・蘭	技師長・會計主任・運輸主任ニ白・佛人採用	會計ノ嚴重監督	爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	延長線・支線建設時ノ借款優先權	
汴洛路	白	經營全體ヲ代行	會計全體ヲ代行	利益ノ二〇%取得。爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	延長線・支線建設時ノ借款優先權	一九一二年隴海路ニ併同支那ハ經營全體代行權ヲ包收ス
道清路	英	經營全體ヲ代行	會計全體ヲ代行	利益ノ二〇%取得。爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	無シ	一九二七年權利一切ヲ支那側ニ包收。一九三六年平漢路ノ支線トナル
京滬路	英	經營全體ヲ管理	會計ノ嚴重監督	利益ノ二〇%取得。爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	併行線建設ノ禁止	一九二九年經營管理權一切ヲ支那側ニ包收
北寧路	英	經營全體ヲ管理	會計ノ嚴重監督	爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	支路建設時ノ借款優先權	一九二九年經營管理權一切ヲ支那側ニ包收
廣九路	英	技師長・會計主任ニ英人採用	會計ノ嚴重監督	爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	支路建設時ノ借款優先權	

津浦路	英	技師長＝英人採用	會計ヘ干與	爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	支路建設時ノ借款優先權	
滬杭甬路	英	技師長＝英人採用	會計ヘ干與	爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	支路建設時ノ借款優先權	一九一四年管理干與權ヲ支那側ニ包收
粤漢路	英・米・佛・獨	技師長＝英人採用	會計ヘ干與	爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	支路建設時ノ借款優先權	一九一三年管理干與權、會計干與權ヲ支那側ニ包收
浦信路	英	技師長、會計主任、運輸主任＝英人採用・	會計ノ嚴重監督	爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	延長線・支線建設時ノ借款優先權	未成線
欽渝路	佛	技師長、會計主任、運輸主任＝佛人採用	會計ノ嚴重監督	爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	敍成鐵路借款優先權	未成線
寧湘路	英	技師長、會計主任、運輸主任＝英人採用	會計ノ嚴重監督	爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	支線建設時ノ優先權	未成線
株欽路	米	技師長・會計主任、運輸主任＝米人採用	會計ノ嚴重監督	利益ノ二〇%取得。爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	無シ	未成線
同成路	佛・白	技師長、會計主任、運輸主任＝佛、白人採用	會計ノ嚴重監督	爲替取扱、材料購入引受ニヨル報酬	支線、延長線建設時ノ借款優先權	未成線
沙興路	英	技師長、會計主任、運輸主任＝英人採用	會計ノ嚴重監督	爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	無シ	未成線
成渝路	佛	無シ	無シ	無シ	無シ	年利支拂ノ外特權ヲ一切供與セズ
浙贛路	獨	不詳	不詳	不詳	不詳	單ナル材料借款ノ如シ
不綏路	白	不詳	會計干與	爲替取扱、材料購入引受ノ報酬	不詳	
南潯路	日	技師長選任權	會計干與	材料購入引受ノ報酬	無シ	

右表に於て明かなる如く、列國の對支鐵道借款は通常借款の範圍を越えて各債權者の支配權が當該鐵路の經營、經理にまで及んでゐる點に特色がある。しかも、その支配權が各鐵路毎に樣式を異にしてゐるのは右表に摘記した通りであるが、全鐵路に通有する特質としては各債權會社は建設管理權を掌握して工事を監督し、材料購入の引受、債權の發行その他借款事務の處理に對して既定の報酬を收受してゐること等を擧げることが出來る。更に又程度の差はあるとしても、各債權會社にして當該鐵路の財政、經營に關與せざるは殆んどなく、或は物資運輸を統制し、或は支線建設時の借款優先權を確保し或は併行線建設を禁止する等、自社、自國の經濟的勢力の確保、擴張の手段として萬全の努力を拂つてきたものの如くである。

就中、平漢、正太、汴洛、道淸の四線は債權者の支配權最も强く、債權會社は經營全體を代行し、鐵路利益の十分の二を受得し、これに反し支那側は有名無權の局長を置いて監督するに過ぎない仕組となつてゐる。從つて民國建國以後、これら鐵路の利權回收は特に强烈に叫ばれ、正太路は一九二三年外債を完濟して完全に支那側に回收され、他の三線もそれぞれ契約を改訂して經營代行權、二〇%利益收受等の特權を解消し、特に道淸路は一九三六年一切渉外關係を斷つて平漢路に統合された。

これに反して外人支配權の最も輕度なのは南潯、津浦、歩漢、滬杭甬の四線である。これは主要借款契約當時に於ける政府當局の緊張と當該沿線省民の外債鐵路建設反對運動が熾烈を極めたためであり、殊に滬杭甬鐵路の如きは借款債權者たる英商中英公司は最初獲得した承辦權を拋棄したばかりでなく屢々建設工事さへ中止しなければならなかつた程である。唯だ國有鐵道中最初から借款債權者の支配權を許さなかつたのは平綏鐵道である。

しかし、總じて中華民國の成長と共に借款債權者の支配、干與權は次第に縮少され、殊に未成線たる浦信、欽渝、株欽、同成、沙興の五線は債權者に對して單に借款事務處理の權限を供與してゐるに止まつてゐる。ともあれ、我々は次に然らばこれら外資によつて育成された鐵路が全支に如何なる分布狀態を示してゐるか、その經濟的價値は如何なるものか等に就いて略述を試みよう。

先づ鐵路の分布狀態、物的設備を表示すると次の如くになる。

〔第十一表〕　國有鐵路營業里程・車輛統計表（一九三六年）

線路名	區間	起工年	竣工年	里程（單位＝粁）	備考（里程單位＝粁）	車輛（單位＝輛） 機關車	客車	貨車	業務用車
北寧（關內段）	北京―山海關	一八八一年	一八九四年	四六五・七六	內支線三線分三七・二五六	二六七	三三七	四、六一七	一四五
津浦	天津―浦口	一九〇八年	一九一二年	一、一〇五・四一	內支線四線分九五・九三	一一〇	一九四	一、八八一	二六
京滬	上海―南京	一九〇四年	一九〇八年	三二七・一三	內支線一線分一六・九五	七一	一七八	五三五	二一
滬杭甬	上海―寧波	一九〇六年	一九三六年	二七三・七三三	支線ナシ	四三	一四八	四五二	一四
平綏	北京―包頭	一九〇五年	一九二二年	八八五・七〇	內支線四線分六九・四七 包寧鐵路ハ幹線ノ一部ヲナス	一三八	一八七	一、四七三	二三
正太	石家莊―太原	一九〇三年	一九〇七年	二八五・一五〇	內支線二線分四二・九五三	六六	六六	八四七	一七
道清	道口―清化	一九〇〇年	一九〇七年	一六五・四四	內支線一線分一三・〇〇 一九三六年津浦路ノ支線トナル	一二	二〇	三三〇	三
隴海	連雲―寶鷄	一九〇六年	工事繼續中	一、二八五・四二	內支線一線分三三・一三〇 本鐵路ハ徐海、汴洛、洛潼、潼西各線ヲ併合統一セルモノ	五六	四九	六五五	九
廣九	廣東―九龍	一九〇七年	一九一一年	一八八・二一	內支線一線分九・六 內支那領內分一七八・六五五	一一	三八	七〇	三
膠濟	青島―濟南	一八九九年	一九〇一年	三九四・〇六	支線ナシ				
南潯	九江―南昌	一九〇八年	一九一六年	一二八・三五	支線ナシ				

粤漢	武昌—廣東	一九一二年 一九三六年	一、二三五・七三九	內支線三線分一四〇・四二〇 廣東、韶州間ヲ粤漢南段トヨビ、武昌、株州間ヲ湘鄂線トモヨブ	（湘鄂線ノミ） 四二	六九	五三七	二
平漢	北京—漢口	一八九六年 一九〇六年	一、三三〇・五一六	內支線七線分一一七・九五六	一八三	二〇一	一、七〇三	二五
京贛	南京—貴溪	一九三六年 工事繼續中	開通分 一七〇・〇〇	南京、貴溪間六五〇・〇〇 但シ開通分ハ南京、孫家間	不明	不明	不明	不明
浙贛	杭州—株州	一九三四年 工事繼續中	七九五・三一〇	但シ萍鄉、株州間九〇・二九粁ハ粤漢線ニ編入サレタル爲除ケリ	不明	不明	不明	不明
合計			九、〇〇八・九二七		一、一二一	一、七二八	一五、〇七一	三〇六

〔備考〕本統計最下段ノ車輛ハ一九三四年現在數ニシテ、合計ニハ京贛、浙贛兩路分ヲ含マズ

右表によつて明かなるが如く、北寧、平漢兩鐵路を始めとして、支那の鐵道の發達は北から初まつた。又、現在の延長里程も北支に最も多く、津浦、平綏、道清、膠濟、隴海の諸鐵路は大體北支の鐵道と見ることが出來る。これは「南船北馬」の古語が示す如く、中南支が水運に惠まれてゐるのに反し北支は陸運依存を餘儀なくされてゐるのであるが、しかも沿海商埠地工業の重要なる原料供給者として貨物運輸が尠くないからである。この點に關する説明に先立つて國有鐵道の運輸統計表を示すと次の如くである。

〔第十二表〕國有鐵路貨物運輸統計表（一九三四年）　（單位＝千噸）

線路名	商運貨物						非商運貨物		合計噸數	延噸粁
	鑛產品	農產品	林產品	獸產品	工藝品	小計	政府用品	鐵路材料		
平漢	二、五一〇	六六一	二九	三五	三四三	三、五七八	一八八	七三二	四、四九八	一、二〇六、七三一
北寧	五、一四八	四七〇	一六	一七六	八九九	六、七〇九	一五九	九六九	七、八三七	八八三、五七三
津浦	一、五四三	一、〇四七	三一	四〇	三七九	三、〇四〇	一二三	五〇二	三、六六五	一、〇三八、二三九

京滬	二四	六三二	四	五五	三二一	一、二六五	九九	一二五	一、四八九	三〇六、九八〇
滬杭甬	一〇〇	三六二	一一七	三九	三八一	八九九	三九	九一	一、〇三九	一四三、三七〇
平綏	一、二二二	四一六	六	八二	七七	一、八〇二	九〇	二四七	二、二八九	三九八、三八八
正太	一、七六三	一一四	六	五	六三	一、九五〇	五四	二一七	二、一三一	一九五、二一三
道清	七七六	一三一	五	二	一〇	八二六	八	三六	八七〇	六九、八七三
隴海	三二一	三六七	八	八	一九三	八八七	八五	三三五	一、三〇七	三五六、四三一
廣九	三	二七	二	三	一三	九五	二	二五	一三一	一〇、〇三三
膠濟	一、八四四	五一三	五六	四六	二九七	二、七五六	一〇	四〇八	三、二七四	八〇五、五五九
南潯	一	一九	三	二	五六	九〇	九五	三八	一三三	三三、〇三三
湘鄂	二一七	一七五	一六	一四	六八	三九〇	二六	一二八	五九四	四四、〇三九
粤漢南段	一七二	五八	三六	三	九三	三九〇	七七	八〇	五四七	九四、一二五
合計	一五、八〇三	四、七八三	四九三	四五七	三、一一三	一四、六七七	一、〇五九	四、〇三三	二九、八三五	六七四、二六二

右表は種々の角度から眺めることが出來るが、先づ品種別に見ると商運貨物の總輸送量二千四百六十七萬噸餘中、商埠地より內地への移入品と見られる工藝品が僅かに一三％を占めるほかは殆んど全部が鑛、農、林、獸產品等の原料品であることが目立つ。特に鑛、農產品は壓倒的で、全體の約八〇％を占めてゐる。これは北支各地の石炭、棉花、雜穀等が鐵道により商埠地に向つて大量的に輸送されてゐるからである。

若し我々が進んで右表を鐵路別に見るならば、その意義は一層明かになる。卽ち、先づ北寧路は滿洲炭、滿洲大豆天津向輸送のために、また津浦、平綏、膠濟の各路は陝西、河南、山東各省產の石炭、棉花、雜穀を天津、靑島、南京經由の上、上海に向けて輸送するために、更に平漢路は道淸、正太輸送の同樣輸送品の轉送のために、その輸送量に於いて斷然中南支諸線の追隨を許さない點が明瞭に看取される。他方に於いて又商埠地工業の雄たる紡績、製粉煙草工業等や電氣、瓦斯事業の如き公共事業の支配權がいづれも外商の掌中にあることを想起

するならば、その原料、燃料の運搬、製品の輸送に當る支那鐵道に對して列國資本の支配性が愈々大とならざるを得ないのは蓋し言ふを俟たないであらう。中南支各鐵路の貨物輸送については、京滬、滬杭甬二線が夫々その輸送量の五〇%近くの農產品を取扱つてゐるのが注目されるが、他は北支各鐵路に對しては比較にならぬ狀態にある。

しかしながら、この比率は旅客運輸に至ると全く一變し、京滬、滬杭甬の如きは單に一粁當りの運輸數に於て高位を占めるのみでなく、延人粁の絕對數に於ても北支の各長距離鐵道を壓倒してゐる狀態である。いま、この旅客運輸數を統計にして示すと次表の如くである。

〔第十三表〕 國有鐵路載運旅客統計表（一九三四年）　（單位：人）

線路名	普通旅客	政府員・其他	合計	延人粁
平漢	二、七〇二、四八三	五五九、七五二	三、二五八、二三五	五五〇、八〇五、九四三
北寧	四、六一一、六三〇	一五六、六九二	四、七六八、三二二	四三一、一四四、〇一五
津浦	二、七一一、二七二	二四八、〇六三	二、九五九、三三五	五〇二、六六九、二九〇
京滬	一〇、三〇六、〇三六	四四四、二七〇	一〇、七五〇、三〇六	九七〇、九〇二、三〇六
滬杭甬	五、〇二六、六三三	一九六、七七四	五、二二三、四〇七	三四八、六二二、三一七
平綏	一、一一六、二四九	九六、九五九	一、二一三、二〇八	一〇五、九八九、〇三四
正太	五四八、八五〇	一〇九、九八七	六五八、八三七	五四、八八八、三四六
道清	三三八、一二二	一〇三、一一六	四四一、二三八	二一、八七九、五九六
隴海	一、四〇六、九二七	二九三、五六八	一、七〇〇、四九五	二一一、三二九、一八九
廣九	二、〇一七、六七五	五四、二一九	二、〇七一、八九四	一九六、六二一、四五四
膠濟	二、五二五、六六三	三七、九八九	二、五六三、六五二	二三〇、九六五、三〇七
南潯	三三七、〇五一	四七五、六三六	八一二、六八七	八六、三五四、五九四
湘鄂	八五四、二七八	一二〇、六七二	九七四、九五〇	一〇六、五〇二、〇六九

粤漢	七、四二三、二四六	一二三、八八七	七、五五七、一三三	一八二、三〇九、四三四
合計	四二、〇〇六、一一六	二、九四七、五八五	四四、九五三、七〇一	四、〇〇〇、九二八、八九四

序でに我々は此處で西南地方の未成線に就いて一言言及して置かう。先にも簡單に觸れた如く、西南地方の各鐵路は外資の支配權を排除して最初から「民族」鐵道として發生し、發展しつゝある。北支の鐵道が言はば外商の原料輸送機關として發足したのに反し、これは又支那國家の軍事的、政治的需要性を最も强烈に反映しつゝ出現した。だが、それは同時に支那の貧庫たる西南各地の經濟開發に對して重要なる役割を負擔することにもなるであらう。未成六路の里程、區間等を示すと次表の如くになる。

〔第十四表〕　國有鐵路未成線概況表（一九三六年末）

線路名	區間	豫定里程(粁)	借款債權國	借款成立年	備考
浦信路	浦口—信陽	約 五六三	英國	一九一三年十一月	
沙興路	(本線)沙市對岸—興義 (支線)常德—長沙	一、〇五五 一六九	英國	不詳	
成渝路	(本線)重慶・成都 (支線)內江—自流井	五二三 五	佛國	一九三六年十二月	一九三六年末ヨリ二年半デ完成ノ豫定デアツタ
欽渝路	欽州—重慶	二、二五四	佛國	一九一四年一月	
同成路	大同—成都	不詳	佛・白國	一九一三年七月	一名川陝鐵路
株欽路	株州—欽州	不詳	米國	一九一六年九月	
合計		判明セル分 四、〇〇六			

次に各鐵路の運輸概況と關聯してその營業收支狀況を一瞥すれば次表の如くになる。

〔第十五表〕　國有鐵路營業收支概況（一九三四年）　（單位＝千元）

線路名	營業收入				營業支出	純益	粁當純益（單位元）
	客運業務	貨運業務	其他	合計			

平漢	八、九一〇	二一、四四八	四七六	三〇、八三三	一八、四三〇	一二、四〇三	九、三二六
北寧（關內段）	七、八〇三	一四、四九六	三、〇二七	二五、三二六	一四、四〇八	一〇、八一八	一三、四八〇
津浦	一〇、八四八	一二、三三五	一、三一一	二四、四九四	一六、八七六	七、六一八	六、八九三
京滬	一〇、七七八	四、二七二	一六八	一五、二一八	一〇、八一六	四、四〇二	一三、四五九
滬杭甬	四、五二一	二、一〇九	一三五	六、七六五	五、三四〇	一、四二五	五、三三三
平綏	二、〇五四	七、九〇〇	六四九	一〇、六〇三	七、九二二	二、六八一	二、九五八
正太	九五三	四、六二五	一七九	五、七五七	三、二六二	二、四九五	五、二四三
道清	三二〇	一、二二八	二四六	一、七九四	一、四七四	三二〇	一、九四一
隴海	三、九五四	六、三六七	四三五	一〇、七五六	八、三八六	二、三七〇	一、九六三
廣九	一、八四二	二四三	六二	二、一四七	一、八九六	二五一	一、三三一
膠濟	三、四六四	一〇、九三〇	九五	一四、四八九	一一、〇二七	三、四六二	八、七八六
南潯	一、二三〇	四八八	三〇	一、七四七	一、〇六六	六八一	五、三三九
湘鄂	一、三七九	二、〇〇九	二六	三、四一四	三、三六六	四八	一一九
粤漢南段	二、四一〇	二、五一五	四四	四、九六九	三、三八三	一、五八六	五、七八七
合計	六〇、四六六	九〇、九六五	六、八八三	一五八、三一四	一〇七、六五二	五〇、六六二	六、七六二

これに依れば一九三四年度の國有鐵路十三線の收支は、收入總額一億五千八百萬元餘、支出總額一億七百萬元、純益約五千萬元である。これは八億元前後の外債負擔を持てる鐵道經營であることを考慮に入れれば、必ずしも好成績と言ふことは出來ないであらう。こゝでは各鐵路別の收支の檢討及び各鐵路間の比較對照等は一切省略するが、收入總額の構成要素に就いて一點その特質を指摘して置きたい。即ち、收入總額一億五千八百萬元中、貨運業務收入九千萬元に對して客運業務收入がよく六千萬元の高數字を示してゐることに就いてである。貨運業務の點から見ると商埠地より內地向輸送が極めて少量で常に片荷の傾向ある支那の鐵道も、客運業務では往復共に繁榮を示し、その收

入が全鐵道收入の重要部分を構成してゐることを知る。

次に、各鐵路の資産統計表を提示して、國有鐵路の記述を終へることとしよう。

〔第十六表〕國有鐵路資産統計表（一九三四年）　（單位＝千元）

線路名	線路及ビ設備品ノ原價	其他有形產業ノ原價	無形產業ノ原價	資產合計
京滬路	三九、〇六九	—	—	三九、〇六九
滬杭甬路	二五、六九三	三、一六六	—	二八、八五九
平漢路	一二五、六三三	四八四	一、三三八	一二七、四五五
北寧路	一二五、五一〇	四六八	一、〇一五	一二六、九九三
津浦路	一三〇、七四七	二六四	五	一三一、〇一三
隴海路	一四九、三七三	—	一〇	一四九、三八三
平綏路	五八、八四九	—	六六	五八、九一五
膠濟路	四六、二三一	—	二	四六、二三三
粤漢路	一〇九、八五四	二八	五〇	一〇九、九三二
廣九路	一六、一二五	—	—	一六、一二五
正太路	二六、六一七	—	—	二六、六一七
道清路	八、四〇〇	一四	一	八、四一五
南潯路	一二、二七〇	—	—	一二、二七〇
合計	八七四、三六八	四、四二四	二、四八七	八八一、二七九

最後に、滿洲國の獨立以後、支那に現存する唯一の承辦鐵道となつた滇越鐵道に就いて述べる。先づ、その構成要點を摘記すると次の如くである。

區間・里程　海防、昆明間八五一粁の鐵道の支那領內分にして、河口、昆明間四六三・二粁

國籍・經營者　佛國、滇越鐵路公司

工事期間　一九〇四年起工一九一〇年竣工

所要工費　海防、昆明間一億六千五百四十萬法。內、粁別に算出すれば支那領內分九千萬法。

さて、工費は右述の如くであるが、支那領內は山間重疊の間を進められたもので、實際は一億二、三千萬法を要したものと思はれる。假に一億二千萬法として、これは現在の法相場の下落其他を考慮に入れれば十二億法となるから、元に換算して（一〇〇元＝四九六法）約二億四千萬元となる。そのほか、路線其他資產を支那國有鐵道に準じて推算すれば約四千萬元になる。併せて二億八千萬元の巨額である。

佛國は一八九八年滇越路の承辦權（直營權）を獲得したとは云へ、本鐵路は南滿、東滿、及び回收以前の膠濟等の承辦鐵路に比して取得權限も貧弱であつて、沿線地區內の司法、行政、教育、採鑛、駐軍等の權利も持たず、僅か直營權を取得してゐるだけの話である。又、經營成績から見ても本鐵路は南滿鐵路等に較べて非常に劣つてゐる。これは原計畫によれば、本鐵路は蒙自、建水、曲溪、通溪、河西の諸都市を擁する雲南最富裕地域、滇池大平原を貫通する豫定であつたのに、開工後程なく蒙自、建水各地の紳民の激烈なる反對運動に遭逃し、計畫を變更して山間重疊の間を廻行して昆明に達するの餘儀なきに至つたためである。といふのは、その結果第一に建設コストを高め、第二に豐饒なる物產地域を喪失し、第三に年々の運輸經營費を嵩ませることとなり、收益を極度に制限するに至つたからである。試みに一九三〇年に於けるその收支狀況を南滿鐵路のそれと比較して見ると次表の如くなる。

〔第十七表〕滇越・南滿兩路營業收支比較表（一九三〇年）

鐵路名	收入總額	支出總額	純益	一粁當り純益
滇越路	四八、六二九、二六五法（四、五八七、六七〇元）	四三、七七九、九九一法（四、一三〇、一一〇元）	四、八四九、二七四法（四五七、五六〇元）	約　一、〇〇〇元
南滿路	九五、三三〇、七三〇圓（九二、五四一、一〇六元）	三六、七六八、五七六圓（三五、六九七、一六二元）	五八、五六二、一五四圓（五六、八四四、〇四四元）	約　五〇、〇〇〇元

我々は右表を見て、滇越鐵路の經營費の總收入額に對して占むる割合の多きに驚くと共に、一粁當り純益の餘りに慘めなのに一驚を喫する。支那國有鐵道と雖も一九三四年度に於ける一粁當り純益は六千元弱の數字を示し、前表と同年度の一九三〇年に於ても五千元弱に上つてゐる。「それにも拘らず佛蘭西が本鐵路の經營に對して孜々として盡力したのは、西南地方への政治的軍事的野望を藏してゐたからである。」と叫んでゐる陳暉の言は肯けぬこともない。今次事變の勃發以來これが援蔣大動脈として登場するに至つたのは運命の皮肉である。

第三節　電車、バス其他運輸業

鐵道業の場合と異り支那商埠地に於ける路面電車、市街バスの經營は外國資本の直營するものが多い。この種の商社として我々の手許にある材料は上海三社、天津一社、香港三社、合計七社を擧げてゐるのであるが、國別では英國五社、佛、白各一社に分れてゐる。即ち、次の如し。

〔第十八表〕　外商在支電車バス會社一覽表（一九三六年末）

	會社名	華名	國籍	設立年月日	備考
上海	Shanghai Electric Construction Co., Ltd.	上海製造電氣有限公司	英	一九〇五年設立	上海共同租界內ノ電車事業ヲ經營ス
〃	China General Omnibus Co., Ltd.	中國公共汽車公司	英	一九二三年設立	上海最初ノ英人經營バス會社ニシテ共同租界ノバス事業ヲ獨占ス
〃	Compagnie Française de Tramways et d'Eclairage Electriques de Shanghai	法商電車電燈自來水公司	佛	一九〇二年設立 一九〇六年買收	一九〇二年佛租界工部局ノ直營トシテ設立サレタルガ一九〇六年買收サレテ現名ニ改稱
天津	Compagnie de Tramways et d'Eclairage de Tientsin.	天津電車電燈公司	白	一九〇六年設立	資本金ノ半額ハ電車ニ半額ハ電燈ニ用ヒテル
香港	Hongkong Tramway Co., Ltd.	香港電車公司	英	一九〇二年設立 一九一〇年改組	舊 The Electric Traction Co. of Hongkong Ltd. 一九一〇年改組シテ現名トナル。當公司バス事業モ兼營ス

〃	Peak Tramway Co., Ltd.	香港山頂火車公司	英	一八八五年設立 「ケーブル・カー」ノ營業ヲナス
〃	Kowloon Motor Bus Co.	九龍汽車公司	英	一九二二年設立 詳細不明

右のうち上海に於ける法商電車電燈自來水公司は電車、バス事業のほか電氣、水道事業を兼營し、天津に於ける比商天津電車電燈公司は電車事業のほか電氣事業をも兼營してゐる。二社のこの兼營部分に就いては、本編第二章電氣瓦斯水道事業の章下に於て一括して觸れることとする。玆では他の五社と共にその電車、バス事業部門に投ぜられた資本額を見よう。即ち、次の如くである。

〔第十九表〕外商在支電車バス會社固定資產額（一九三六年末）（單位＝元）

會社名		國籍	固定資產額
上海	上海製造電氣公司	英	一一、八六七、一一五
〃	中國公共汽車公司	英	二、六四五、三六四
〃	法商電車電燈自來水公司	佛	三、五八〇、九六九
天津	天津電車電燈公司	白	九、六〇九、四二七
香港	香港電車公司	英	三、二三一、九五一
〃	香港山頂火車公司	英	八〇〇、一四六
〃	九龍汽車公司	英	不明
計			三一、七三四、九七二

これら公共事業商社の資產內容は公表されるものが多いので比較的容易に知ることが出來る。勿論、過度の償却とか水膨れとかを考慮に入れて實際の固定資產評價を行ふとなれば前表と異る數字も出て來る筈であるが、その點になると計算は必ずしも容易ではない。寧ろ公表の數字を共儘鵜呑みにした方が却つて無難であらう。ここでは進んで投資の國別分布を見ておくこととしやう。左表を見よ。

〔第二十表〕外商在支電車バス事業國別投資額（一九三六年末）（單位＝元）

國籍	社數	固定資產額

英國	五	一八、五四四、五七六
佛國	一	三、五八〇、九六九
白耳義	一	九、六〇九、四二七
計	七	三一、七三四、九七二

即ち、總額三千二百萬元のうち、英國一千八百萬元と斷然多く、次が白耳義一千萬元、佛國四百萬元の順で、其他諸國は皆無の狀態である。

尤も、バス事業と並んで必ずしも輕視するを得ないタクシー、トラック運輸業に對する外商の進出が問題となれば、上記諸國以外米國の役割が大きい。上海は無論のことであるが、杭州、蘇州始め長江流域の諸都市に於いては外商權益の全然なかりさうな所でも基督教教會とフォードのガレーヂだけは必ずあるものと見てよい。さうした部面の全支投資額は適確に示すよすがもないが、上海だけに就いて我々の手許にある材料に從へばこの種業者として大きいものが六社を擧げ得る。勿論、この場合自動車及び同部分品輸入業者にしてガレーヂを有しタクシー業をも兼營するが如きものに就いては既に第二編第五章で取扱はれたのであるからこれを省略し、獨立したタクシー、トラック運輸業者だけを問題とする。即ち、次の如し。

〔第二十一表〕　外商在上海タクシー、トラック運輸業商社表（一九三六年末）

國籍／商社	商社名	華名	營業種目	備考
英國	Central Garage	利威中央汽車公司	タクシー	「オート・パレース」ノ經營、大キナ修繕工場ト「ガレーヂ」ヲ有ス
〃	Grand Motors Service	公大修理汽車公司	タクシー	大キナ修繕工場ヲモ兼營ス
〃	Taylor Garage	泰來汽車有限公司	タクシー	コレ亦相當大ナル「タクシー」業者ナリ
〃	Shanghai Household Removing Co.	上海搬場公司	トラック	虹口ニ一個所、英租界ニ二個所、佛租界ニ一個所、併セテ四個所ニ大「ガレーヂ」ヲ有シ、全市ノ「トラック」運輸ヲ獨占ス

米國	Ford Hire Service.	雲飛汽車公司	タクシー	一九一九年設立、銀十萬兩全額拂込濟「タクシー」業者トシテハ上海第一ナリ
波蘭	Rolince Motors	不明	トラック	相當規模ノ修繕工場ヲモ兼營ス

その投資額は日本の場合から推して英國四社四百萬元、米國一社二百萬元、波蘭一社五十萬元程度と見積られるが、このほか小さなガレーチは枚擧に遑ないほどで且つ佛、獨兩國のものも見受けられるから、それをも加へると大凡次の如くであらう。即ち、英國五百萬元、米國四百萬元、佛國百萬元、獨逸五十萬元、波蘭五十萬元、計一千萬元である。

從つて、この項下の各國投資額は次の如く要約することが出來る。

〔第二十二表〕外商電車、バス、タクシー、トラック業投資推定額（一九三六年末）（單位―元）

國籍＼投資額	電車バス事業（全支）	タクシー、トラック業（上海）	合計
英國	一八、五四四、五七六	五、〇〇〇、〇〇〇	二三、五四四、五七六
米國	—	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
佛國	三、五八〇、九六九	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五八〇、九六九
獨逸	—	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
白耳義	九、六〇九、四二七	—	九、六〇九、四二七
波蘭	—	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
計	三一、七三四、九七二	一一、〇〇〇、〇〇〇	四二、七三四、九七二

因みに、リーマーは一九三〇年に於ける米國對支運輸業投資のうち「自動車及びその附帶事業」の項に十九社、三百七十九萬米弗を計上してゐるが、これは我々が米國輸入業者にして自動車輸入を兼營するものと見做した商社をリーマーが全部運輸業中の上記項目に編入したことから生じた喰違ひで、分類の仕方としては却つて我々の方が妥當であらうと思ふ。

このほか其他運輸業者としては通關業者、海事檢定業者、旅行案內業者等々があるが、そのうちトーマス・クックの如き巨大なるものも

あることを指摘して一切省略に付することにしたい。

第四節　航空事業

航空事業に於ける列國の投資は極めて僅少で、企業合辦に據るもの二、借款の形態をとるもの三、商社開設中のもの二を數へるに止まる。以下順次にそれぞれに就て述べる。

先づ合辦會社であるが、その概況を表示すると次の如し。

〔第二十三表〕（一）在支合辦航空會社概況一覽表（一九三六年）

公司名	設立年月	本店所在地	營業所所在地	資本金	企業形態	備考
China National Aviation Co.（中國航空）	一九三〇年八月	上海	南京他二〇ケ所	公稱 10,000,000元 拂込 四、一六〇、〇〇〇元	米支合辦有限株式會社	契約期間十ケ年更新可能
Eurasia Aviation Co.（歐亞航空）	一九三一年三月	上海	南京他二一ケ所	公稱 九、〇〇〇、〇〇〇元 拂込 六、九三二、六〇〇元	獨支合辦有限株式會社	契約期間十ケ年

〔第二十三表〕（二）在支合辦航空會社外國側參加樣式一覽表（一九三六年）

公司名	外國側參加者	同上出資割合	經營干與	取得權益
中國航空	米、汎太平洋航空公司	四五％	理事五名中二名、機械部主任、營業部・財政部兩副主任、操縦士三五名中二〇名ダケ米人採用	製品購入ハ先ヅ支那製品ヲ入手不能ノ時ハ米國製品ヲ購入
歐亞航空	獨、ルフト・ハンザ會社	三分ノ一	理事九名中副理事長一名、理事二名、機械部・財政部兩主任ハ獨人ヲ採用	不詳、（但右同樣ノモノト推察サル）

右表（一）によつて明かな如く支那における航空業の發生は南京政府樹立以後に屬するものである。それにも拘らず右表（二）に眼を轉ずる時、我々は合辦會社に於ける外國側の經營干與權の意外に強大なのに驚く。これは航空業發達に對する支那側の諸條件が未成熟だつた

ことによるのは論するまでもないが、同時に滿洲事變勃發前後に於ける支那の緊迫した軍事的必要を反映したものとも見られるであらう。即ち、抗日運動と政府財政窮乏との下に沸騰した國防熱、航空熱が國民政府をして斯くの如き外資干與權の强大なる契約をも甘じて締約せしめるに至つたのであらう。

次に兩社の營業狀態を見よう。先づ物的設備を示すと次の如し。

〔第二十四表〕在支合辦航空公司物的設備統計表

公司名	航空路線			種別	臺數
	線路名	里程(粁)	備考		
中國航空	滬蜀線(上海—成都)	二、〇七一	滬漢段(上海—漢口)漢渝段(漢口—重慶)渝蓉段(重慶—成都)ニ分ル、經由飛行場數一〇	ダグラスDC—二	四
〃	滬平線(上海—北平)	一、四二七	經由飛行場數 四	シコルスキーS四三	一
〃	滬粤線(上海—廣東)	一、六二〇	經由飛行場數 五	フオード	二
〃	渝昆線(重慶—昆明)	七五五	經由飛行場 一(貴陽)	ダグラス・ドルフアン	二
〃	康蔵線・廣河線・滬蜀線	未定	開航計畫中	スチンソン	五
	計	五、八三七	飛行場實數 二四	ローシング	五
				計	一九
歐亞航空	滬蘭線(上海—蘭州)	一、七八〇	經由飛行場南京外 二	ユンカーJU五二	五
〃	陝昆線(西安—昆明)	一、三〇〇	經由飛行場成都 一	ユンカーW三四	二
〃	平粤線(北平—廣東)	二、〇五〇	經由飛行場鄭州他 七	ユンカーW三三	二
〃	平蘭線(北平—蘭州)	一、九五〇		ユンカーE一三	一
	計	七、〇八〇	飛行場實數 二九	計	一〇

右表を一瞥すると、中國航空公司は歐亞航空公司に比して經營路線里程と飛行場數に於て稍々遜色あるも、重要物的設備たる經營路線範圍と運營飛行機數に於いては遙かに後者を凌いでゐる。殊に、路線範圍は歐亞航空公司が平粵線を除く外は概ね人口稀薄にして氣流險悪なる西北邊境地方へ延びなければならなかつたのに對して、中國航空公司の路線は滬蜀、滬平、滬粵、滬昆の諸線のどれを取つて見ても支那の交通要衝を貫く大空中連絡を形成してゐることは非常な特點である。從つて、運輸成績、收益成績に表はれた數字はこれらの相違性をはつきりと立證してゐる。我々は次に兩公司の運輸成績表を示さう。

〔第二十五表〕　在支航空公司運輸成績表（一九三二年—一九三六年）

公司名	年度	飛行總粁數	旅客運輸		郵便運輸延粁	貨物運輸延粁
			人員	延人粁		
中國航空	一九三二年	六九三、八四二	三、一五三	一、二七四、二六五	五〇、八五一	
〃	一九三三年	一、〇二四、九六三	三、一三八	一、四五一、三八四	四九、二四六	
〃	一九三四年	一、四五三、四六〇	五、二二四	二、五五三、二八三	五八、〇五二	
〃	一九三五年	一、九五五、八〇一	一〇、四〇四	五、八五七、一〇三	六四、五二七	
〃	一九三六年	二、四六六、四七七	一八、五六七	一二、〇〇六、九四四	七〇、八〇六	
歐亞航空	一九三二年	二五三、六〇三	五八九	三二五、八四〇	一、七五〇	一二、三一五
〃	一九三三年	四一二、六〇五	八一〇	七七一、五二〇	三、六〇〇	三四、六二二
〃	一九三四年	六〇三、二八二	一、四七六	九四五、二九〇	六、四六一	五〇、八八〇
〃	一九三五年	七四四、七三五	二、九五一	一、六九二、三四六	一〇、三八二	六〇三、二八二
〃	一九三六年	九一一、三一五	五、六一八	三、四六六、〇三三	二九、二〇五	九一一、三一五

右表を熟視すると、一九三二年から一九三六年度に至る逐年の飛行總粁數に於て中國航空公司は歐亞航空公司の二倍乃至三倍の數字を示し、運輸旅客數に至つてはそれ以上の高率を示してゐる。

とは言へ、兩公司を夫々個別的に見るならば、その運輸成績が何れも年毎に躍進的發展を遂げてゐることを知る。同樣のことは營業收支の上にも見られる。即ち、次表を見よ。

（第二十六表）　在支合辦航空公司收益成績表（一九三二年—一九三六年）　（單位＝元）

公司名	年度	收入	支出	缺損	純益	粁當リ平均經營コスト
中國航空	一九三二年	八三一、九三六・四一	一、八一四、二二八・九八	九八二、二九二・五七	—	—
	一九三三年	一、〇五九、六三六・八一	一、五四四、五六九・〇五	四八四、九三二・二四	—	—
	一九三四年	一、四〇三、〇四七・八四	一、四三六、八三九・六七	三三、七九一・八三	—	—
	一九三五年	一、七〇四、一三七・九七	一、五四六、一三〇・一〇	—	一五八、〇〇七・八七	—
	一九三六年	不明	不明	不明	—	—
歐亞航空	一九三二年	五四五、三九〇・六五	一、〇四二、四八八・九二	四九七、〇九八・二七	—	四・〇〇
	一九三三年	五〇一、六八八・四八	八三三、八四七・九七	三三二、一五九・四九	—	三・〇〇
	一九三四年	▲九五七、〇〇〇・〇〇	一、八四七、〇〇〇・〇〇	八九〇、〇〇〇・〇〇	—	二・六三
	一九三五年	不明	不明	不明	—	二・〇六
	一九三六年	不明	不明	不明	—	—

▲一九三四年度ニ於ケル歐亞航空公司ノ收入、支出ハ豫算數字ナリ

右表に於いて兩公司を比較し得るのは遺憾ながら一九三二年、三年の兩年だけであるが、中國航空公司は歐亞航空公司に對して依然として一倍半乃至二倍の收入成績を擧げてゐる。だが、前と同じやうに兩公司共各個に見れば收支の成績は運輸成績の場合と同じく年毎に躍進的發展を遂げつゝあつたことが解る。即ち、收入の累增に反比例して支出が漸減の傾向を取つてゐるのである。只兩公司共最初は缺損續きで政府の補助を仰いでゐたが、中國航空公司は一九三五年に至つて始めて黑字を出し、歐亞航空公司も一九三七年頃には收支のバランスが

取れるだらうと言はれてゐた。

最後に兩公司の資產表を示すと次の如し。

〔第二十七表〕　在支合辦航空公司資產表

（單位ー千元）

公司名	年度	現金及ビ預金	準備金	未收金	物的設備	其他資產	缺損	合計
中國航空	一九三五年	二四三	五二	一六三	一、七五二	一〇〇	二、五一三	五、九六五
〃	一九三六年	不明	不明	不明	不明	不明	不明	五、九六五（推定）
歐亞航空	一九三三年	六四	—	一〇九	一、四二二	二七九	二、四五一	四、三二五
〃	一九三六年	不明	不明	不明	不明	不明	不明	八、三二五（推定）
合計	一九三六年	—	—	—	—	—	—	一四、二九〇（推定）

右表中、中國航空公司の一九三六年總資產額は一應前年同樣と見て五百九十六萬五千元、歐亞航空公司のそれは一九三三年度總資產額にその後の拂込資本額約四百元を加へて八百三十二萬五千元、兩者併せて一千四百二十九萬元燚と推定した。而して右金額中外國側の投資と見做すべきは幾千かといふ問題になると、たとへ支那側の持株分幾千と言つてもそれは殆んど皆合辦相手たる外國からの借金によつてゐるのであるから、飛行場その他多少の支那側現物出資はあるにしても、ここでは一應總資產額全部を合辦參加國の投資と見て置いてよいであらう。

次に借款の形態をとるものに就いて一言述べれば、その主要なるもの三件のうち米國カーチス商會との借款は契約だけで實行されなかつた。他の二件の內容を摘錄すると次の如くである。

（一）　ヴイカース借款

契約成立年　　　　一九一九年

債権者　英國ヴィカース會社
借款額　一、八〇三、二〇〇磅
一九三六年末未償還額　同右（但し同年迄の利子は協定により切棄）
右元換算額　三〇、六五四、四〇〇元（一磅＝一七元）

（二）獨逸ハンザ航空會社歐亞航空公司機械代借款

契約成立年　一九三一年
債権者　獨逸ハンザ航空會社
借款額　七八二、〇〇〇馬克
一九三六年末未償還額並びに利子　一、〇〇三、〇〇〇馬克
右元換算額　一、四〇四、二〇〇元（一馬克＝一・四元）

従つて一九三六年末兩借款未償還額の元利合計は三千二百五萬八千六百元となる。

第三の商社開設中のものは支那に本店又は支店を持つ外國商社であるが、これに就いては香港にある英國籍商社遠東飛行機公司、帝國航空有限公司及び極東王立空軍所屬の九龍、啓徳飛行場を擧げるに止める。右兩航空會社の一九三六年度總資産は大體百二十萬香港弗と推定されるし、一九三六年末迄の啓徳飛行場の工事費は三百萬香港弗と言はれてゐるから、兩社合計換算額（一元＝〇・九六五香港弗）約四百三十五萬元を投資額と見よう。

以上三者を假に總括して見れば列國の在支航空業投資總額は五千六十九萬八千六百元となる。その國籍別内譯は英國三五、〇〇四、四〇〇元、米國五、九六五、〇〇〇元、獨逸九、七二九、二〇〇元である。

第五節　通信事業

通信事業に關しては我々は充分調査する暇を持たなかつたので、香港及び上海にある電話會社と借款とに就いて簡單に觸れるに止める。

〔第二十八表〕　在支列國通信事業商社概況

商社名	設立年月日	所在地	營業種類・範圍	資本金	在支資產額
Shanghai Telephone Co., Ltd.（上海電話公司）	一九三〇年八月	上海	上海共同租界及ビ佛租界ニ於ケル電話營業	公稱 五、七三二、一〇〇兩 全額拂込濟 元換算八、〇五一、八八〇元（百元＝七一・五兩） 米所有社債六、八九〇、一四九元	四六、一八七、二九九元但シ拂込資本金ト積立金其他ヲ併セタル負債總額
China & Japan Telephone and Electric Co., Ltd.	一八八三年一月	本店倫敦 支店香港	香港及ビ九龍租借地ニ於ケル電話事業及ビ電話用機製造販賣	公稱 七五、〇〇〇磅 拂込 三九、七六一磅	不明
Honkong Telephone Co., Ltd.（香港德律風公司）	一九二五年	香港	香港市內ニ於ケル電話營業	公稱 五、〇〇〇、〇〇〇元 拂込 四、〇〇〇、〇〇〇元	二〇、五〇〇、〇〇〇元但シ上海電話公司ニ準ジ拂込ノ大約五倍ト推定ス

故に列國資本の在支電話業投資は在支資產不明の China & Japan Telephone and Electric Co., Ltd. を除いても猶ほ六千六百萬元以上に上る。

電話會社のほかには上海その他に支店を持つ英國の大東電報公司（本店倫敦）、馬可尼無電公司（本店倫敦）、丁抹の大北電報公司（本店コペンハーゲン）等があるが、何れも在支資產のほどは知る由もない。

最後に通信事業借款であるが、これに就いては第三編第一章に於いて他の借款と共に觸れられる筈であるから、此處には只國籍別借款額及び總額を示すだけにしよう。即ち、英國一八、七七九、九五一元、米國六、二二七、六二二元、獨逸六、八〇三、一二三元、丁抹四、二七三、二〇五元、計三六、〇八三、九〇一元である。

從つて通信業における列國の全投資は以上を總括して一億二百萬元以上に上ることになる。

第二章　電氣瓦斯水道事業

外國資本の對支經略の足溜りとしての商埠地に於ける人口の增加、製造工業の勃興に伴ひ、電氣、瓦斯、水道等の需要が喚び起されるのは自然の途行である。上海、北京、天津、靑島、漢口、鼓浪嶼、香港等に於けるこれら所謂公共事業は概ね十九世紀末より二十世紀初頭にかけて陸續と設立せられたものであるが、いづれも當初より外國資本によつて營まれ、漸次列國在支投資の重要な部分を形成するに至つた。いま一九三六年末に存在した外商經營の電氣、瓦斯、水道事業を見ると次の如くである。

〔第二十九表〕　外商在支電氣事業商社一覧表（一九三六年末）

	會社名	華名	國籍	設立年月日	備考
上海	Shanghai Power Co.	上海電力公司	米	一八八二年設立 一九二九年買收	上海電氣公司トシテ設立、一八八八年改組ノ上、新申電氣公司ト改稱、一八九三年工部局ニ買收サレ工部局電燈處ト改稱、一九二九年米國外國電力會社ニ買收サレ現名トナル
〃	Western District Power Co.	滬西電力公司	米	一九三五年設立	拂込資本ノウチ上海電力持分五一%上海市政府持分四九%
〃	Compagnie Française de Tramways et d' Eclairage Electriques de Shanghai	法商電車電燈自來水公司	佛	一九〇二年設立 一九〇六年買收	一九〇二年佛租界工部局ノ直營トシテ設立サレタガ、一九〇六年買收サレテ現名ニ改稱
北京	Peking Electric Co., Ltd.	北京電燈公司	英	一九〇三年設立 一九二二年改組	舊北京使館區電廠ニシテ一九二二年改組以テ現名トナル
天津	The Electricity Department of the Japanese Municipal Council, Tientsin	天津日租界工部局電燈廠	日	不明	不明
〃	The Electricity Deparment of the British Municipal Council, Tientsin	天津英租界工部局電務處	英	一九〇六年設立 一九二〇年買收	英國人商店ヲ一九二〇年工部局ニテ買收セリ。英租界、特一區及ビ其ノ附近ニ電氣ヲ供給ス

〃	L'Energie Electrique de Tientsin (French Central Power Station)	天津佛租界電燈房	佛	一九〇二年設立 一九一〇年買收	一九〇二年佛租界工部局ニヨリ設立 一九一〇年買收今日ニ至ル
〃	Compagnie de Tramways et d'Eclairage Tientsin (The Tientsin Tramways & Lighting Co., Ltd.)	天津電車電燈公司	白	一九〇六年設立	資本金ノウチ半額ハ電車ニ半額ハ電燈ニ用ヒラレテヰル
〃	天津電業股份有限公司	天津電業股份有限公司	日支	一九三六年設立	興中公司ト天津市政府トノ折半出資、後ニ兩者共持分ノ半額ヲ五大電力聯盟ニ讓渡
青島	膠澳電業公司	膠澳電氣公司	日支	一九二二年設立	帝政獨逸ノ青島市總督府直營火力電力企業ヲ繼承、日本側青島電氣機械會社ト中國側トノ聯合、山東細目協定ニヨル
漢口	The Electricity Department of the Japanese Municipal Council, Hankow	漢口日租界工部局電燈廠	日	不明	不明
〃	Hankow Light & Power Co., Ltd.	漢口電燈電力公司	英	一九〇四年設立	漢口ノ佛租界、特ニ特三區ニ電氣ヲ供給ス
〃	Melchers China Corporation Electric Works	美最時洋行電廠	獨	一九〇四年設立 一九二二年再建	一九〇四年設立サレタルガ歐洲大戰ニヨリ支那側ニ沒收サレ、後一九二二年ニ再建サレテ一九三七年十月一日迄營業ヲ續ケタ、コノ日期限滿了
コロンス	Chun Kwa Electric Supply Co.	中華電氣公司	英	一九一三年設立	經營權ハ John Richard & Co. ガ有ス。或書ニハ一九二八年英國權益ヲ離ルト記サレテヰル
香港	Hongkong Electric Co., Ltd.	香港電燈公司	英	一八八八年設立	香港一圓ニ電氣ヲ供給ス
〃	China Light & Power Co., Ltd.	中華電燈電力公司	英	一九〇九年設立	九龍
澳門	Macao Electric Lighting Co., Ltd.	澳門電燈公司	英	一九〇〇年設立	澳門

〔第三十表〕　外商在支瓦斯事業商社一覽表（一九三六年末）

會社名	華名	國籍	設立年月日	備考

〔第三十一表〕外商在支水道事業商社一覧表（一九三六年末）

	會社名	華名	國籍	設立年月日	備考
上海	China Gas Co., Ltd.	上海自來火公司	英	一八六三年設立 一九〇一年改組	上海ニ於ケル唯一ノ瓦斯會社ナリ
香港	Hongkong & China Gas Co., Ltd.	香港支那自來火公司	英	一八六二年設立	詳細ハ不明
〃	Kowloon Gas Co., Ltd.	九龍自來火公司	英	不明	香港支那自來火公司ト同一系統ナレドモ、詳細ハ不明ナリ
上海	Shanghai Waterworks Co., Ltd.	上海自來水公司	英	一八八〇年	支那最大ノ水道會社ニシテ其ノ設備水質世界一流ニ屬スト言ハル
〃	Compagnie Française de Tramways et d'Eclairage Electriques de Shanghai	法商電車電燈自來水公司	佛	一九〇二年設立 一九〇六年買收	再出、電氣事業ノ項ヲ見ヨ
天津	Tientsin British Municipal Council Waterworks Department	天津英租界工部局水道部	英	一八九九年設立 一九二二年買收	天津ニ於ケル最初ノ水道會社タル英國自來水公司ヲ買收セルモノニシテ英租界ニ給水ス
〃	Tientsin Native City Waterworks Co., Ltd.	天津濟安自來水公司	英	一八八〇年設立	天津ノ日、佛、伊各特區及ビ華街ニ給水ス
澳門	Macao Waterworks Co., Ltd.	澳門自來水公司	英	設立年不明 一九三二年買收	最初澳門政廳ノ所有ニ係リシガ、一九三二年英國資本買收ス

勿論、これには我が中日實業による彰德府中興電燈公司、洛陽電燈公司、廣州明新電燈公司、嘉善光華電燈公司、鎭海華明電燈公司、嘉興永明電燈公司、紹興華光電燈公司、平湖電燈公司、景德鎭電燈公司、沙市普臨電燈公司、衡州泰記電燈公司、湘潭大明電燈公司、振泰電燈公司、清江浦電燈公司、淮南普明電燈公司、東亞興業による開封普臨電燈公司、鄭縣明遠電燈公司、蘇州電燈公司、南昌開明電燈公司、宜昌光明電燈公司、意成電燈公司、洪江光雄電燈公司、川北電氣による衢縣電燈公司、常州經光電燈公司、南陵熙寧電燈公司、張渚鎭天明電燈公司等に對する借款供與の形式による資本參加は除外する。玆には實際上外國資本によつて實權が掌握されてゐる商埠地公共事業に就いてのみ闡說しやう。卽ち、上海、北京、天津、青島、漢口、コロンス、香港、澳門の八市に電氣事業十七社、瓦斯事業三社、水道事業五

社（内一社は電氣事業と兼營）、合計二十四社が存在し、國別には日本四社、英國十四社、米國二社、佛國二社、獨、白各一社に分れてゐる。公共事業に於ても英國は壓倒的優勢を示してゐるが、米國が上海に於ける二大電力を擁して共同租界及び越界路に威を振つてゐるのも見逃すことが出來ない。佛國は上海、天津の兩租界に小ぢんまりした勢力を維持してゐる。日本の上記三社による華人電氣事業投資の運命が如何になつてゐるかは詳述するまでもあるまい。

さて、これらの事業の物的設備の大いさを示す指標として電氣事業に於ては發電容量と總發電量、瓦斯事業に於ては瓦斯貯藏箱と瓦斯總製造高、水道事業に於ては出水能力と總給水量を擧げ、尚ほ各社發表のバランス・シートの中から固定資産と見做される部分を摘出掲記すると次の如くである。

〔第三十二表〕　外商電氣事業發電容量、發電量、固定資産（一九三六年末）

	會社名（華名）	發電容量（KW）	發電量（KWH）	固定資産	總資産
上海	上海電力公司	一八三、五〇〇	八二三、五二〇、〇〇〇	一五〇、六四四、六六八元	一七七、八三〇、三二六元
〃	滬西電力公司	一	一五七、三九一、〇〇〇（購入電量）	四、八九七、〇〇〇元	八、六五七、五一四元
〃	法商電車電燈自來水公司	三七、六八〇	五三、九九六、〇〇〇（購入電量共）	五六、三四七、八三八法	一六九、二七〇、一〇七法
北京	北京電燈公司	六三〇（一九三四年度）	？	三、二〇六、八七四兩（一九三一年度）	
天津	天津日租界工部局電廠	二、〇〇〇（一九三四年度）	不明	不明	
〃	天津英租界工部局電務處	一三、五〇〇（一九三四年度）	一四、一〇四、四七九（一九三三年度）	一、六六九、一三〇元（一九三六年度）	
〃	天津佛租界電燈房	五、三〇〇（一九三四年度）	七、二一七、〇〇〇（一九三四年度）	一、九九四、九二七元（一九三四年度）	二、三六一、九六七元（一九三四年度）
〃	天津電車電燈公司	一三、四〇〇（一九三五年度）	三一、四二〇、七八〇（一九三五年度）	一九、二二八、八五四元（一九三五年度）	一三八、六三五、四四九法（一九三五年度）

〃	天津電業有限股份公司	三〇、〇〇〇	不明	不明
青島	膠澳電氣公司	一三、八〇〇	不明	不明
漢口	漢口日租界工部局電燈廠	五四九（一九三四年度）	不明	不明
〃	漢口電燈電力公司	二一、五〇〇（一九三四年度）	五、九〇〇、〇〇〇（一九三三年度）	二三、三三七磅（一九三五年度）
〃	美最時洋行電廠	八二〇	一、〇五三、〇〇〇（一九三五年度）	？
コロンス	中華電氣公司	一、三三五（一九三四年度）、		一九八、二〇二元（一九三四年度）
香港	香港電燈公司	四一、三六〇（一九三四年度）	六四、五一〇、三二六（一九三八年度）	五、四四八、六三三元（一九三四年度）
〃	中華電燈電力公司	一九、五〇〇（一九三四年度）	？	二、一八五、七二四香港弗（一九三八年度）
澳門	澳門電燈公司	不明	不明	不明

〔第三十三表〕 外商瓦斯事業瓦斯貯藏箱、瓦斯總製造高、固定資産額（一九三六年末）

	會社名（華名）	瓦斯貯藏箱（立方米）	瓦斯總製造高（立方呎）	固定資産	總資産
上海	上海自來火公司	七〇、八〇〇〇（一九三四年）	九五、〇一八、〇〇〇	五、八八八、六〇三元	
香港	香港支那自來火公司	？	？	？	
〃	九龍自來火公司	？	？	？	

〔第三十四表〕 外商水道事業出水能力、總給水量、固定資産額

	會社名（華名）	出水能力（ガロン）	總給水量（ガロン）	固定資産	總資産
上海	上海自來水公司	五八、二二〇、八〇〇（一日）	一六、〇三二、七五五、九一〇	四七、四六六、〇九七元（一九三八年）	四六、八二一、八〇九元

社（内一社は電氣事業と兼營）、合計二十四社が存在し、國別には日本四…る。公共事業に於ても英國は壓倒的優勢を示してゐるが、米國が上海に於…見逃すことが出來ない。佛國は上海、天津の兩租界に小ぢんまりした勢…が如何になつてゐるかは詳述するまでもあるまい。

さて、これらの事業の物的設備の大いさを示す指標として電氣事業に…製造高、水道事業に於ては出水能力と總給水量を舉げ、尙ほ各社發表の…ると次の如くである。

〔第三十二表〕外商電氣事業發電容量、發電量…

	會社名（略名）	發電容量
上海	上海電力公司	一八三、五…
〃	滬西電力公司	
〃	法商電車電燈自來水公司	三七、…
北京	北京電燈公司	（一九三四年）…
天津	天津日租界工部局電廠	（一九三四年）二、…
〃	天津英租界工部局電務處	（一九三四年）一二、…
〃	天津佛租界電燈房	（一九三四年）五、…
〃	天津電車電燈公司	（一九三五年）三三…

〔解一一八〕

〃	天津電業有限股份公司	二〇、〇〇〇	不明	不明
青島	膠澳電氣公司	一三、八〇〇	不明	不明
漢口	漢口日租界工部局電燈廠	五五五（一九三四年度）	不明	不明
〃	漢口電燈電力公司	三、一五〇（一九三四年度）	五、九〇〇、〇〇〇（一九三三年度）	三三、三二七磅（一九三五年度）
〃	美最時洋行電廠	八二〇	一、〇五三、〇〇〇（一九三五年度）	？
コロンス	中華電氣公司	一、三三五（一九三四年度）		一九八、二〇三元（一九三四年度）
香港	香港電燈公司	四一、三六〇（一九三四年度）	六四、五一〇、三二六（一九三八年度）	五、四四八、六三二元（一九三四年度）
〃	中華電燈電力公司	一九、五〇〇（一九三四年度）	？	二、一八五、七一四香港弗（一九三八年度）
澳門	澳門電燈公司	不明	不明	不明

〔第三十三表〕 外商瓦斯事業瓦斯貯藏箱、瓦斯總製造高、固定資産額（一九三六年末）

	會社名（華名）	瓦斯貯藏箱（立方米）	瓦斯總製造高（立方呎）	固定資産	總資産
上海	上海自來火公司	七〇、八〇〇〇（一九三四年）	九七五、〇一八、〇〇〇	五、八八八、六〇三元	
香港	香港支那自來火公司	？	？	？	
〃	九龍自來火公司	？	？	？	

〔第三十四表〕 外商水道事業出水能力、總給水量、固定資産額

	會社名（華名）	出水能力（ガロン）	總給水量（ガロン）	固定資産	總資産
上海	上海自來水公司	五八、二二〇・八〇〇（一日）	一六、〇三〇、七七五、九一〇	四七、四六六、〇九七元（一九三八年）	四六、八一一、八〇九元

〃	天津電業有限股份公司	三〇、〇〇〇	不明	不明
青島	膠澳電氣公司	一三、八〇〇	不明	不明
漢口	漢口日租界工部局電燈廠	四五五（一九三四年度）	不明	不明
〃	漢口電燈電力公司	二、一五一（一九三四年度）	五、九〇〇、〇〇〇（一九三三年度）	三三、三七七磅（一九三五年度）
〃	美最時洋行電廠	八二〇	一、〇五三、〇〇〇（一九三五年度）	？
コロンス	中華電氣公司	一、三三五（一九三四年度）、		一九八、一〇二元（一九三四年度）
香港	香港電燈公司	四一、三六〇（一九三四年度）	六四、五一〇、三三六（一九三八年度）	五、四四八、六三三元（一九三四年度）
〃	中華電燈電力公司	一九、七〇〇（一九三四年度）	？	二、一八五、七一四香港弗（一九三八年度）
澳門	澳門電燈公司	不明	不明	不明

〔第三十三表〕 外商瓦斯事業瓦斯貯藏箱、瓦斯總製造高、固定資産額（一九三六年末）

	會社名（華名）	瓦斯貯藏箱（立方米）	瓦斯總製造高（立方呎）	固定資産	總資産
上海	上海自來火公司	七〇、八〇〇（一九三四年）	九五、〇一八、〇〇〇	五、八八八、六〇三元	
香港	香港支那自來火公司	？	？	？	
〃	九龍自來火公司	？	？	？	

〔第三十四表〕 外商水道事業出水能力、總給水量、固定資産額

	會社名（華名）	出水能力（ガロン）	總給水量（ガロン）	固定資産	總資産
上海	上海自來水公司	五八、二一〇・八〇〇（一日）	一六、〇三〇、七七五、九一〇	四七、四六六、〇九七元（一九三八年）	四六、八二一、八〇九元

上海	法商電車電燈自來水公司	六六、六一〇（立方米）	八、〇〇〇、〇〇〇（一日消費量）	五九、五三二、五三三法	再出
天津	天津英租界工部局水道部	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇（一九三九年）	一、七四〇、〇〇〇（一日消費量）	不明	
〃	天津濟安自來水公司	二、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇（一九三九年）	一、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇（一九三七年）	三、三三六、三〇六元（一九三一年）	
澳門	澳門自來水公司	不明	不明	不明	

各社の發表する形式が必ずしも一致せず、また我々の入手した資料の年度が甚だ不揃ひであり、その上六社に就いては全く内容不明とはなつてゐるが、尙ほ一應の觀念を得るに事缺きはしない。いま、種々なる通貨を以て表示せられた固定資産額を一九三六年末の爲替相場を以て元に換算し、その大體を窺ふに次の如くである。

〔第三十五表〕外商電氣瓦斯水道事業固定資産見積額（一九三六年末）　（單位＝元）

	會社名	電氣	瓦斯	水道	計
上海	上海電力公司	一五〇、六四四、六五八			一五〇、六四四、六五八
〃	滬西電力公司	四、八九七、〇〇〇			四、八九七、〇〇〇
〃	上海自來火公司		五、八八八、六〇三		五、八八八、六〇三
〃	上海自來水公司			四七、四六六、〇九七	四七、四六六、〇九七
〃	法商電車電燈自來水公司	二一、〇六九、五五八		一一、一一〇、五一〇	三二、一八〇、〇六八
北京	北京電燈公司	四、三三九、二八〇			四、三三九、二八〇
天津	天津英租界工部局電務處	一、六六九、一三〇			一、六六九、一三〇
〃	天津英租界工部局水道部			不明	不明
〃	天津濟安自來水公司			三、三三六、三〇六	三、三三六、三〇六
〃	天津佛租界電燈房	一、九九四、九二七			一、九九四、九二七
〃	天津電車電燈公司	九、六〇九、四二七			九、六〇九、四二七

漢口	漢口電燈電力公司	三五〇、〇五五			三五〇、〇〇五
〃	英商時洋行電廠	不明			不明
コロンス	中華電氣公司	一五八、二〇八			一九八、二〇八
香港	香港電燈公司	五、四四八、六三三			五、四四八、六三三
〃	中華電燈電力公司	二、二九五、〇〇〇			二、二九五、〇〇〇
〃	香港支那自來火公司		不明		不明
〃	九龍自來火公司		不明		不明
澳門	澳門電燈公司		不明		不明
〃	澳門自來水公司			不明	不明
總	計	一九二、五〇五、八七五	五、八八八、六〇三	六一、八〇三、九二三	二六〇、一九七、三九一

〔備考〕日本四企業ノ固定資産ハ何レモ不明ニツキ一括省略ス

即ち、電氣事業一億九千二百萬元、瓦斯事業六百萬元、水道事業六千二百萬元、合計二億六千萬元である。尤も、このほか不明分として日系四社、其他六社、併せて十社があり、一社四百萬元平均と見ても合計四千萬元の追加となるから、實際上の公共事業固定資産總額は三億元と抑へて差支へあるまい。

但し、そのうち上海は上海電力、滬西電力、上海自來火、上海自來水、法商電車電燈自來水の五社にて二億三千百萬元の巨額に及び全支の七十七パーセントを占めてゐる。しかも其の支配は米、英、佛の三箇國の獨占するところで、事變後我が華中水電、大上海瓦斯の出現によつて僅かに日本が發言權を有するに至つたに過ぎない狀態である。

第三章 工業

一、支那に於ける列國工業の概觀

一八九五年、下關媾和條約の結果として、日本が支那の開港場に於て自由に工場を設置するの權利を取得し、列國又同樣此の權利の均霑に浴して以來、上海に英國の怡和紗廠、老公茂紗廠、米國人の鴻源紗廠、獨逸人の瑞記紗廠、哈爾賓に露西亞人の北滿製粉工場等の創設されたのを始めとして、列國の工場が續々設立せられ、未だ支那人資本による近代工業がその萠芽の狀態にある時既に早くも牢固として拔く可からざる基礎を作るに至つた。其の後在支列國工業は益々發展の過程を取り來たつたのである。斯くて一九三六年在支列國工業（日本を除く。以下同じ）の現勢は、工場數に於いて二百七十八工場、投資總額に於て五億一百二十九萬九千元の巨額に達した。卽ち、その詳細は次の如くである。

〔第三十六表〕在支列國工場數表

（一）北支

（イ）天津

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
金屬機械	—	三	—	—	—	—	—	三
窯業	—	—	—	—	—	一	—	一
煉瓦	—	—	—	—	—	一	—	一
紡績、織布、染色	六	—	—	—	—	—	—	六
紡毛、毛織	六	—	—	—	—	—	—	六
製材、製革、製紙	一	—	—	—	—	—	—	一
製材	一	—	—	—	—	—	—	一

(ロ)北京

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
食料品	二	二	三	|	|	|	|	七
煙草	|	一	|	|	|	|	|	一
加工卵	|	|	二	|	|	|	|	二
麥酒	一	|	|	|	|	|	|	一
製氷	|	|	一	|	|	|	|	一
罐詰	一	|	|	|	|	|	|	一
其他	|	一	|	|	|	|	|	一
印刷	一	|	|	|	|	|	|	一
其他	三	一	|	一	|	|	|	五
計	一二	七	三	一	|	一	|	二四

(ハ)青島

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
金屬	|	|	一	|	|	|	|	一
紡績、織布、染色	一	|	|	|	|	|	|	一
レース	一	|	|	|	|	|	|	一
食料品	|	一	|	|	|	|	|	一
炭酸水	|	一	|	|	|	|	|	一
計	一	一	一	|	|	|	|	三

業種	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
金屬機械	一	—	—	—	—	—	—	一
化學	—	—	—	一	—	—	—	一
食料品	三	二	—	一	—	—	二	八
煙草、葉煙草	一	一	—	—	—	—	一	三
加工卵	二	—	—	—	—	—	—	二
炭酸水	—	一	—	一	—	—	一	三
其他	一	—	—	—	—	—	—	一
計	五	二	—	二	—	—	二	一一

（三）其他北支

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
化學	—	一	—	—	—	—	—	一
	—	一	—	—	—	—	—	一
窯業	—	二	—	一	—	—	—	三
タイル	—	—	—	一	—	—	—	一
硝子	—	二	—	—	—	—	—	二
食料品	—	一	—	一	—	—	—	二
炭酸水	—	一	—	—	—	—	—	一
卵粉	—	—	—	一	—	—	—	一
其他	—	—	—	一	—	一	—	一
計	—	四	—	二	—	—	一	七

	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
北支合計	一八	一四	四	五	—	一	一	四一

（二）中支

（イ）上海

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
造船	—	九	一	—	—	—	—	一〇
金屬機械	六	一三	一	五	一	四	二	三二
化學	一一	一五	二	五	一	一	二	三六
窯業	二	—	—	一	—	二	—	五
紡績、織布、染色	四	一三	—	—	—	—	—	一七
製材、製革、製紙	三	六	—	一	一	六	—	一七
食料品	一一	二一	三	四	二	七	一	四九
印刷	一	一	—	—	—	一	—	三
其他	五	四	—	二	—	一	—	一二
計	四三	八二	七	一八	五	二二	四	一八一

（ロ）漢口

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
造船、船舶修繕	—	一	—	—	—	—	—	一
金屬機械	—	—	一	二	—	—	—	三
化學	—	—	—	—	—	一	—	一
酸素瓦斯	—	—	—	—	—	一	—	一

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
窯業	一	|	|	|	|	|	|	一
ネオン管	一	|	|	|	|	|	|	一
製材、製革、製紙	|	一	|	|	|	|	|	一
製材	|	一	|	|	|	|	|	一
食料品	一	六	三	三	|	|	|	一三
煙草	|	一	|	|	|	|	|	一
卵	一	三	一	三	|	|	|	八
炭酸水	|	一	一	|	|	|	|	二
製氷	|	一	|	|	|	|	|	一
其他	|	|	一	|	|	|	|	一
其他	一	三	|	|	|	|	|	四
計	三	一一	四	五	|	一	|	二四

（八）南京

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
製材、製革、製紙	|	一	|	|	|	|	|	一
製材	|	一	|	|	|	|	|	一
食料品	|	一	|	|	|	|	|	一
加工卵	|	一	|	|	|	|	|	一
計	|	二	|	|	|	|	|	二
中支合計	四六	九五	一一	二三	五	二三	四	二〇二

(三) 南支

(イ) 香港

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
造船	—	六	—	—	—	—	—	六
金屬機械	—	五	—	—	—	—	—	五
化學	—	一	—	—	—	—	—	一
窯業	—	一	—	—	—	—	—	一
セメント	—	一	—	—	—	—	—	一
製材、製革、製紙	—	一	—	—	—	—	—	一
皮革製品	—	一	—	—	—	—	—	一
食料品	—	四	—	—	—	一	—	五
砂糖	—	二	—	—	—	—	—	二
製氷	—	二	—	—	—	—	—	二
煙草	—	—	—	—	—	一	—	一
其他	—	二	—	—	—	—	—	二
計	—	二〇	—	—	—	一	—	二一

(ロ) 廣東

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
化學	—	一	—	—	—	—	—	一
藥劑	—	一	—	—	—	—	—	一

製材、製革、製紙	—	一	—	—	—	—	一
皮革製品	—	一	—	—	—	—	一
食料品	—	一	—	—	—	—	一
製氷	—	一	—	—	—	—	一
其他	—	—	—	—	一	—	一
計	—	三	—	—	一	—	四
南支合計	—	二三	—	—	二	—	二五

〔備考〕一　獨逸ニハ墺太利、捷克ヲ含ム。「其他諸國」ニハ瑞西、和蘭、白耳義、丁抹、波蘭、露西亞、諾威、西班牙、葡萄牙、希臘等ヲ含ム

二　業種中其他トアルハ、造船、金屬機械、化學、窯業、紡績織布染色、製材製革製紙、食料品、印刷ニ入ラザル工業ヲ指ス。

三　經營社數ト工場數トハ一致セズ。一經營社ニシテ二工場以上ヲ所有スルモノアルヲ以テナリ。

〔第三十七表〕在支列國工場國別業種別分類表

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
造船	—	一六	一	—	—	—	—	一七
金屬機械	七	二一	三	七	一	四	二	四五
化學	一一	一八	二	六	一	二	一	四一
窯業	三	三	—	二	—	三	—	一一
紡績、織布、染色	一一	一三	—	—	—	—	—	二四
護謨、製材、製革、製紙	四	一〇	—	一	一	六	—	二二
食料品	一七	四〇	九	九	二	八	三	八八
印刷	一	二	—	—	—	一	—	四

其他	一〇	一〇	六	三	—	二	一	二六
合計	六四	一三三	一五	二八	五	二六	七	二七八

〔第三十八表〕 在支列國工場數の上海及び上海以外比較表

國籍＼業種	上海 米國	上海 英國	上海 佛國	上海 獨逸	上海 伊太利	上海 其他諸國	上海 國籍不明	上海 計(A)	上海外 米國	上海外 英國	上海外 佛國	上海外 獨逸	上海外 伊太利	上海外 其他諸國	上海外 國籍不明	上海外 計	合計(B)	A/B(%)
造船	—	九	一	—	—	—	—	一〇	—	七	—	—	—	—	—	七	一七	五九
金屬機械	六	一三	一	五	一	四	二	三二	一	八	二	二	—	—	—	一三	四五	七一
化學	二	一五	二	五	一	一	一	三六	—	三	—	一	—	一	—	五	四一	八七
窯業	二	—	—	一	—	二	—	五	一	三	—	一	—	一	—	六	一一	四五
紡績、織布、染色	四	一三	—	—	—	—	—	一七	七	—	—	—	—	—	—	七	二四	七〇
製材、製革、製紙	三	六	—	一	一	六	—	一七	一	四	—	—	—	—	—	五	二二	七七
食料品	二	三〇	三	四	二	七	一	四九	六	一九	六	五	—	一	二	三九	八八	五五
印刷	一	一	—	—	—	一	—	三	—	一	—	—	—	—	—	一	四	七五
其他	五	四	—	二	—	一	—	一二	五	六	—	一	—	一	一	一四	二六	四六
合計	四三	八二	七	一八	五	二二	四	一八一	二一	五一	八	一〇	—	四	三	九七	二七八	六六

即ち、在支列國工場總數二百七十八工場のうち、最も多數を占めるのは英國であり、總數の四十七パーセントを占めてゐる。英國の在支權益が他國のそれに比して優位な勢力を持つてゐる如く、工業に於いても他國を壓倒して大きな地位を占めてゐると言ふことが出來る。米國は英國に次いで多く、總數の二十四パーセントである。これは英國の約半分である。工場數のみに於いても、英、米兩國は、在支列國工場の壓倒的大部分を占め、兩國併せて百九十三工場、總數の七十一パーセントである。獨逸の占める地位は英、米兩國に次いで第三位であるが、上記兩國に較べると工場數に於いては遙かに少ない數である。

列國工場を業種別に見れば、「食料品」工場が最も多く、總數の三十二パーセントであり、「金屬機械」、「化學」工場がこれに次いで多い。「金屬機械」及び「化學」工場の中に入るものとして、我々は支那に於て製造に從事するもののみを擧げたのであるが、支那に輸入された斯業製品が部分品又は粗製品の形で輸入された上組立乃至は加工される爲に、その取扱商社が工場を兼營するが如き場合を考慮に加へれば其の數は更に非常に多くなるのである。（第二編「第四十六表」及び「第五十二表」參照）。「食料品」工場中最も多數を占める國は英國であり、「金屬機械」及び「化學」に於ても英國は同樣に最多である。斯くて英國の在支工場は凡ゆる業種に分布されてをると言つても差支へないであらうし、又殆んど凡ての業種に於いて他國に比して優位を占めてゐることは注目すべきである。

更に、地域別に見て最も工場の多いのは上海であり、全支列國工場の六十六パーセントを占める。次に、漢口、天津が同數にして夫々總數の九パーセント、前記三都市に次ぐものは香港で總數の六パーセント、最後に青島が四パーセントの順である。其他の地域に散在する工場數は十七であつて、總數の僅か六パーセントを占むるに過ぎない。斯くて列國の工場は中支特に上海に集中されてゐる譯である。

轉じて列國の對支工業投資總額に就いて見よう。我々の算定によればその額は約五億元である。このうち英國が最大の投資額を持ち、列國の對支工業投資額の實に七十五パーセントを占め、他國を壓倒してゐる。英國の斯くも巨額の投資額は、勿論その工場數の多いことゝも一致するものであるが、同時にその理由の一半は「英米トラスト煙草會社」として知られてゐる「頤中烟草公司」（食料品工場）の一億六千餘萬元に及ぶ尨大な投資額を含んでゐるためでもある。（註一）米國は英國に次いで第二位の投資額を持つてゐるが、列國總額の十四パーセント、英國の大凡五分の一で、第二位とは言ひながら英國の投資額と較べて大きな距りがある。佛國、獨逸、伊太利に至つては前二國に較べて遙かに少く、三國併せても列國總額の五パーセントに過ぎぬ。

次にこれを業種別に見るに、列國合計の中に於いて「食料品」工業の投資額が最大であつて、總額の四十三パーセントである。これは前記英國の「頤中烟草公司」の投資額が含まれてゐるからである。次に多額な業種は「造船」及び「金屬、機械」である。「造船」は七會社（造船業會社五社。一九三六年に事實上の造船業を經營してゐるものは三會社であつて、五社中他の二社は持株會社としての存在である。）十七工場で、其の投資額が大きいわけは造船所そのものの規模が大なるためである。尤もこれら造船所は、造船所としては決してさう大き

なものと言ふべきものではなく、日本内地の造船所を取つて見ればその二乃至は三流どころに當る。「金屬、機械」工業の投資額の大なるは斯業製品の列國からの多額の輸入高と相俟つて注目すべき點であらう。「紡績、織布、染色」工業の投資額中殆んど大部分を占めるのは英國の三紡績會社、五工場の投資額であるが、これは日本の在華紡績投資額の十分の一見當である。

列國の在支工業活動が上海に集注されてをり、上海に於ける列國工業はその工場數に於てのみならず、その投資額に於ても、上海以外の地域に較べて壓倒的に大きい。香港、天津、漢口に於ける投資額も相當大きくはあるが、上海に較べれば物の數ではない。上海の經濟的豐饒性は支那經濟のみならず列國の在支工業活動をもこゝに集中させてゐるのである。

註「英米トラスト煙草會社（British-American Tobacco Co. (China), Ltd.）」の在支資産を、同社の資産總額の二〇パーセントと見做し、うち七十パーセントが上海、殘りの三十パーセントのうち天津、青島、漢口が夫々十パーセントとする。因みに楊大金は同社の在支資産を四億元と見てゐる。

（第三十九表）列國對支工業地域別投資額

（單位＝千元）

地域＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	合計
北支	一三、九三二	三七、三五七	二、九〇〇	一、一五八	—	二〇〇	三〇〇	五九、八三六
天津	九、八〇一	一八、八七一	二、七〇〇	五四〇	—	二〇〇	—	三二、一一二
北京	一〇〇	二〇〇	二〇〇	—	—	—	—	五〇〇
青島	四、〇三〇	一六、四四一	—	四〇〇	—	—	二〇〇	二一、〇七〇
其他北支	—	一、八四五	—	二二八	—	—	一〇〇	二、一七三
中支	五九、四〇九	二七四、七二八	八、八三〇	八、四九〇	六一〇	一六、九二〇	六五〇	三六九、六三七
上海	五七、七〇九	二四八、〇二五	七、三三〇	五、二九〇	六一〇	一六、八三〇	六五〇	三三六、四四四
漢口	一、七〇〇	二〇、八〇三	一、五〇〇	三、二〇〇	—	九〇	—	二七、二九三
其他中支	—	五、九〇〇	—	—	—	—	—	五、九〇〇

	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	合計
南支	—	七四、五五六	—	—	—	一、五〇〇	—	七六、〇五六
香港	—	七三、九九六	—	—	—	九〇〇	—	七四、八九六
廣東	—	五六〇	—	—	—	六〇〇	—	一、一六〇
全支合計	七三、三三〇	三八六、六三二	一一、七三〇	九、六四八	六一〇	一八、六二〇	九五〇	五〇一、五一九

〔第四十表〕　對支列國工業投資額業種別、國籍別表　　（單位＝千元）

業種／國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	合計
造船	—	五四、一三三	二、四〇〇	—	—	—	—	五六、五三三
金屬機械	一八、四〇九	一二、三四六	五〇〇	二、二〇〇	二〇〇	九、七五〇	四〇〇	四三、八〇五
化學	一五、八一四	二四、四六六	三、四三〇	一、二〇〇	二〇〇	一九〇	一〇〇	四五、四〇〇
窯業	四、六六四	一一、一〇〇	—	三〇〇	—	一、八〇〇	—	一七、八六四
紡績織布染色	六、一九一	四一、七六九	—	—	—	—	—	四七、九六〇
護謨製材製革製紙	七、一六八	一四、六〇七	—	五〇	五〇	三、四〇〇	—	二五、二七五
食料品	一三、九二三	二二〇、二一〇	五、四〇〇	三、八一八	一六〇	二、三一〇	三五〇	二四六、一八〇
印刷	一、二六〇	七三〇	—	—	—	五六〇	—	二、五五〇
其他	五、八九二	八、〇九二	—	二、〇八〇	—	六一〇	一〇〇	一六、七七四
合計	七三、三三〇	三八六、六三二	一一、七三〇	九、六四八	六一〇	一八、六二〇	九五〇	五〇一、五一九
同上百分比	一五%	七七%	二%	一・八%	〇・二%	三・七%	〇・三%	一〇〇%

〔第四十一表〕　對支列國工業投資額の上海及び上海外比較表　　（單位＝千元）

業種	上海 工場數	上海 投資額	上海外 工場數	上海外 投資額	合計 工場數	合計 投資額
造船	一〇	一八、〇六二	七	三八、四六一	一七	五六、五二三
金屬機械	三二	三七、六八五	一三	六、一二〇	四五	四三、八〇五
化學	三六	四二、〇一九	五	三、三八一	四一	四五、四〇〇
窯業	五	六、一六四	六	一一、七〇〇	一一	一七、八六四
紡績織布染色	一七	四二、一一九	七	五、八四一	二四	四七、九六〇
護謨製材製革製紙	一七	二三、三九五	五	一、八八〇	二二	二五、二七五
食料品	四九	一五九、六五七	三九	七六、五二三	八八	二三六、一八〇
印刷	三	二、三八〇	一	一七	四	二、五五〇
其他	一二	四、七六二	一四	一二、〇一二	二六	一六、七七四
合計	一八一	三三六、四三四	九七	一六四、七九五	二七八	五〇一、五一九

二、上海に於ける列國工業の實態

支那工業の中心地が上海であると共に、列國の支那に於ける工業中心も亦上海に集中されてゐるといふ事實に就ては既に述べたところであるが、從つて又列國の支那に於ける工業活動の趨勢は上海に於けるその實態を見ることによつて大凡を知り得るであらう。

上海に於ては我々は列國の工業を次の二つの範疇に分けて見る必要がある。即ち、その一は所謂「製造業」の範疇に入る工業であり、他は輸出入業商社が自己の取扱商品の加工乃至は組立をなす爲に附屬工場を兼營するが如き工業である。固より二つの範疇が明確な限界を持つものでないことは言ふまでもないし、事實又吾々調査に於ても何れの範疇に屬する工場と見做すべきかその區分の明確ならざるものも尠くなかつた。而して、後者の範疇に入る工業活動は、工業の後れた支那に於て特に重要性を持つものではあるが、吾々は既にこれを第二編

輸出入業の諸産に於て取扱つてゐるので、玆ではその「工場投資」の點に就てのみ一瞥するに止め、専ら前者の「製造業」工業を見ようとするのである。

輸出入業商社の兼營工場總數は二百七十七であるが、大體に於いて小規模であり、大工場と目すべきは列國併せて僅かに二十四工場に過ぎない。いま、兼營工場總數を業種別並びに國別に分けて一表に纏めて見ると次の如くである。

〔第四十二表〕在上海輸出入業商社兼營工場の業種別、國籍別表

業種＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	合計	同上百分比
金屬機械	五四	五六	一〇	三五	三	二〇	一二	一九〇	六八%
化學	七	九	—	七	—	四	一	二八	一〇%
窯業	—	—	—	二	一	二	—	五	二%
紡績織布染色	一二	六	—	—	—	—	一	一九	七%
護謨製材製革製紙	二	四	一	二	—	二	二	一三	五%
食料品	四	三	—	—	—	一	—	八	三%
印刷	四	二	—	—	—	—	—	六	二%
其他	—	四	—	二	—	一	一	八	三%
計	八三	八四	一一	四八	四	三〇	一七	二七七	一〇〇%

輸出入業商社兼營の工場中、壓倒的多數を占めてゐるものは金屬、機械工場である。金屬、機械工場は各國とも他業種に比べて遙かに多い。これは金屬機械が多くは部分品として輸入され、上海に於て加工乃至は組立がなされねばならぬといふ事情の爲であることは前述の通りである。而して、總數二百七十七工場中、英國及び米國が他の諸國に較べて多數であるといふことは、兩國の對上海輸出貿易額の趨勢とも對應する。純粹「製造業」工場に於ける獨逸の工場數は少ないが、輸出入業商社兼營工場に於ては英、米兩國には劣るけれども而も四十

八工場の多數を數へ、特に矢張り「金屬機械」工場が多いのはこれ亦獨逸の對上海輸入貿易の貿勢と相照應するものであらう。因みに、兼營工場中大工場と見做すべき二十四工場の業種別、國別内譯は次の如くである。

〔第四十三表〕 在上海列國輸出入業商社兼營の大工場表

業種＼國別	米國	英國	獨逸	計
金屬機械	一〇	六	三	一九
化學	二	―	一	三
紡績織布染色	一	―	―	一
印刷	―	一	―	一
計	一三	七	四	二四

次に、純粹の工業商社の工場百八十一に就いて、その業種別、國別分布狀態を見るに、國別では英國八十二工場、米國四十三工場、獨逸十八工場、佛國七工場、伊太利五工場の順で、殘りが其他諸國二十二工場、國籍不明四工場であるし、業種別では食料品工場四十九、化學工場三十六、金屬化學工場三十二、紡績織布染色工場、製材製紙製革工場、各十七、造船工場十、窯業工場五、印刷工場三、其他工場十二に分れてゐる。尤も、各國の業種別内譯を見ると其の比重が各國共同一といふわけには行かないが、英國と佛國とが造船工場を多く持つてゐるのと英國が紡績織布染色工場を多く持つてゐるのとを除けば、大體各國共食料品、化學、金屬機械の三種工場が率に於いて高いやうである。その詳細に就いては次の二表が示す通りである。

〔第四十四表〕 在上海列國工場業種別國別分類表

業種＼國別	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
造船	―	九	一	―	―	―	―	一〇
金屬機械	六	一三	一	五	一	四	二	三二

	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
化學	一一	一五	二	五	一	一	一	三六
窯業	二	―	―	一	―	二	―	五
紡績織布染色	四	一三	―	―	―	―	―	一七
製材製革製紙	三	六	―	一	一	六	―	一七
食料品	一一	二一	三	四	二	七	一	四九
印刷	一	一	―	―	―	一	―	三
其他	五	四	二	一	―	一	―	一二
計	四三	八二	七	一八	五	二二	四	一八一

〔第四十五表〕同上百分比表

業種＼國別	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
造船	―	一一%	一四%	―	―	―	―	五%
金屬機械	一四%	一六%	一四%	二八%	二〇%	一八%	五〇%	一八%
化學	二六%	一八%	二九%	二八%	二〇%	五%	二五%	二〇%
窯業	四%	―	―	六%	―	九%	―	三%
紡績織布染色	九%	一六%	―	―	―	―	―	九%
製材製革製紙	七%	七%	―	六%	二〇%	二七%	―	九%
食料品	二六%	二六%	四三%	二二%	四〇%	三一%	二五%	二七%
印刷	二%	一%	―	―	―	五%	―	二%
其他	一二%	五%	―	一〇%	―	五%	―	七%
計	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%

かくて、輸出入業商社の兼營工場と純粹の工業會社の工場とを加へての、在上海列國工場數を見ると次表の如くなる。

〔第四十六表〕 輸出入業商社の兼營工場をも含む在上海列國工場業種別、國別分布表

業種＼國別	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明
造船	—	九	一	—	—	—	—
金屬機械	六〇	六九	一一	四〇	四	二四	一四
化學	一八	二四	二	一二	一	五	二
窯業	二	—	—	三	一	四	—
紡績織布染色	一六	一九	—	—	—	—	—
護謨、製材、製革、製紙、加工	五	一〇	一	三	一	八	二
食料品	一五	二四	三	四	二	八	一
印刷	五	三	—	—	—	一	—
其他	五	八	—	四	—	二	一
合計	一二八	一六六	一八	六六	九	五二	二一
同上百分比	二八%	三六%	四%	一四%	二%	一一%	五%

序でに我々は在上海列國工場を日本及び支那人工場との比較に於て簡單に見て置くことにする。そのために先づ次の二表を掲げよう。

〔第四十七表〕 在上海列國日本及び支那工場數比較表

業種＼國別	列國（日本ヲ除ク）		日本		支那		合計	
	工場數	%	工場數	%	工場數	%	工場數	%
造船	一〇	四三%	—	〇	一三	五七%	二三	一〇〇%
金屬機械	三二	一二%	四九	一九%	一八七	六九%	二六八	一〇〇%
化學	三六	二六%	二四	一八%	七八	五六%	一八三	一〇〇%

窯業	五	七%	一一	一五%	五八	七八%	七四	一〇〇%
紡績織布染色	一七	三%	五〇	九%	四八〇	八八%	五四七	一〇〇%
護謨製材製革製紙	一七	一二%	三五	二五%	八七	六三%	一三九	一〇〇%
食料品	四九	二三%	一九	九%	一四三	六八%	二一一	一〇〇%
印刷	三	三%	一七	一五%	九二	八二%	一一二	一〇〇%
其他	一二	一六%	一七	二三%	四五	六一%	七四	一〇〇%
合計	一八一	一一%	二二二	一四%	一一八三	七五%	一五八六	一〇〇%

〔備考〕支那人工場ハ楊大金著「中國工業論」ニヨリ、一九三三年度ノ工場數ナリ。コレハ中國工場法ノ適用ヲ受ケル比較的大ナル工場ノミヲ擧ゲタルモノノ如シ。

〔第四十八表〕在上海列國、日本及び支那工場數比較表（列國、日本は輸出入業商社兼營工場を含む）

國別／業種	列國（日本ヲ除ク）		日本		支那		合計	
	工場數	%	工場數	%	工場數	%	工場數	%
造船	一〇	四三%	—	—	一三	五七%	二三	一〇〇%
金屬機械	二二二	四八%	五七	一二%	一八七	四〇%	四六六	一〇〇%
化學	六四	三八%	二八	一六%	七八	四六%	一七〇	一〇〇%
窯業	一〇	一三%	一一	一四%	五八	七三%	七九	一〇〇%
紡績織布染色	三六	六%	五四	一〇%	四八〇	八四%	五七〇	一〇〇%
護謨製材製革製紙	三〇	一九%	四〇	二五%	八七	五六%	一五七	一〇〇%
食料品	五七	二六%	二〇	九%	一四三	六五%	二二〇	一〇〇%
印刷	九	九%	一七	一四%	九二	七七%	一一八	一〇〇%
其他	二〇	二四%	二二	二五%	四五	五一%	八七	一〇〇%

合計	四五八	二四%	二四九	一四%	一、一八三	六二%	一、八九〇	一〇〇%

〔備考〕「第四十七表」備考ニ同ジ。

即ち、固より工場數に於いては支那工場が壓倒的に多いのは周知の如くであるが、これに次いで日本工場が列國工場合計よりも却つて多く、殆んど二倍に近いのは注目すべきであらう。尤も、輸出入業社兼營工場をも加へて全工場を見れば、金屬機械工場では列國工場は支那人工場よりも多く「化學」に於ては稍々少ないだけであるし、若し列國及び日本の兩者を併せて支那人工場と比較すると前者は後者を壓倒して多いといふ例外はある。このことからしても、支那人工場に於いて、これら高度工業が如何に後れてゐるかゞ判るのであるが、それと同時に日本及び列國、特に英、米、獨三國のこの部面に於ける顯著な進出を理解することが出來るであらう。支那人工場は紡織織布染色、護謨製革製材製紙、食料品、印刷等いはゆる輕工業方面に偏してゐるのは言ふ迄もあるまい。

上海に於けるこれら列國工場の資産總額は三億三千六百餘萬元であるが、これに輸出入業商社の兼營工場の資産をも加へれば三億五千八百餘萬元といふ巨額に達する。試みにこれを日本の在上海工場資産額二億三千五百萬元と比較して見ると約一億元の開きを持つてゐるが、固より列國合計の數字であるから寧ろ案外少額とも言へよう。列國中最大なるものは茲でも英國で、我々の算定では二億四千萬元となる。これは日本のそれよりも稍々大きい程度である。而して日英兩國の工場から投資のうち、英國に於ては煙草工場の頤中烟草公司の在上海資産が全支資産の七十パーセント、一億一千萬元と算定され英國工場在上海資産總額の約半分を占めるほど大きいのであるが、これに對し日本にあつても「在華紡」のそれが壓倒的大部分を占め一億六千萬元に及んでゐる。列國中英國に次ぐものは米國であるが、資産額は五千七百萬元と見積られ、英國の四分の一程度である。その他の諸國をも含めて列國の上海に於ける國別工業資産額を輸出入業商社の兼營工場と純粹工業會社の工場の場合とに分けて表示すると次の如くである。輸出入業者の兼營工場の資産額が比較的少額に見積られてゐるのは、一つは兼營工場が小規模のものの多い故もあるが、同時に純粹工場の場合と異り部分品、原料、材料等の資産が一應輸出入業商社の手持商品及び材料として計上され茲では全く工場、機械、器具等の物的設備だけが考慮に入れられてゐる爲でもある。

〔第四十九表〕　在上海列國輸出入業商社兼營工場資産總額業種別、國別表　（單位＝千元）

業種＼國別	米國 工場數	米國 資産總額	英國 工場數	英國 資産總額	佛國 工場數	佛國 資産總額	獨逸 工場數	獨逸 資産總額	伊太利 工場數	伊太利 資産總額	其他諸國 工場數	其他諸國 資産總額	國籍不明 工場數	國籍不明 資産總額	計 工場數	計 資産總額
金屬機械	五四	六、二〇〇	三六	四、九五〇	一〇	五〇〇	三五	二、八〇〇	三	一五〇	二〇	一、〇〇〇	三	六〇〇	一六一	一六、二〇〇
化學	七	一、〇五〇	九	四五〇	—	—	七	七〇〇	—	—	四	二〇〇	一	五〇	二八	二、四五〇
窯業	—	—	—	—	—	—	二	一〇〇	一	五〇	二	一〇〇	—	—	五	二五〇
紡績織布染色	三	七五〇	六	三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一	五〇	一九	一、一〇〇
護謨皮革木器紙加工	二	一〇〇	四	二〇〇	一	五〇	二	一〇〇	—	—	二	一〇〇	二	一〇〇	一三	六五〇
食料品	四	二〇〇	三	一五〇	—	—	—	—	—	—	一	五〇	—	—	八	四〇〇
印刷	四	二〇〇	二	二五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	四五〇
其他	—	—	四	二〇〇	—	—	二	一〇〇	—	—	一	五〇	—	—	八	四〇〇
合計	八三	八、五〇〇	八四	六、五〇〇	一一	五五〇	四八	三、八〇〇	四	二〇〇	三〇	一、五〇〇	一七	八五〇	二六七	二二、九〇〇

〔第五十表〕　在上海列國工業資産總額業種別表　（單位＝千元）

業種＼國別	米國 工場數	米國 資産總額	英國 工場數	英國 資産總額	佛國 工場數	佛國 資産總額	獨逸 工場數	獨逸 資産總額	伊太利 工場數	伊太利 資産總額	其他諸國 工場數	其他諸國 資産總額	國籍不明 工場數	國籍不明 資産總額	合計 工場數	合計 資産總額
造船	—	—	九	一五、六六三	一	二、四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	一八、〇六三
金屬機械	六二	一七、九〇九	一三	七、三三六	一	二〇〇	五	二、〇〇〇	一	二〇〇	四	九、七五〇	二	四〇〇	八八	三七、七九五
化學	一二	一五、八一四	一五	一二、五六六	二	三、四三〇	五	一、〇〇〇	一	二〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	三六	三三、二一〇
窯業	二	四、四六四	—	—	—	—	一	一〇〇	—	—	二	一、六〇〇	—	—	五	六、一六四
紡績織布染色	四	三五〇	一三	四一、七六九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七	四二、一一九

製材製革製紙	三	六、七六八	六	三、一〇七	—	—	一	五〇	一	五〇	六	三、四〇〇	—	—	一七	一三、三九五
食料品	二	九、一一三	三	一四六、九三五	三	一、三〇〇	四	六〇〇	二	一六〇	七	一、四一〇	一	一五〇・	四九	一五九、六五七
印刷	一	一、三六〇	一	五三〇	—	—	—	—	—	—	一	五六〇	—	—	三	二、三八〇
其他	五	二、〇一三	四	一、一〇〇	—	—	二	一、五四〇	—	—	一	一〇	—	—	一二	四、七六三
合計	四三	五七、七〇九	八二	二六八、〇一五	七	七、三三〇	一八	五、二九〇	五	六一〇	三三	一六、八三〇	四	六五〇	一八一	三三六、四三四

（第五十一表）輸出入業商社の兼營工場をも含む在上海列國工場資産表　（單位＝千元）

業種＼國別	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	合計
造船	—	一五、六六二	二、四〇〇	—	—	—	—	一八、〇六二
金屬機械	二四、一〇九	三、一七六	七〇〇	四、八〇〇	三五〇	一〇、七五〇	一、〇〇〇	四四、八八五
化學	一六、八六四	三、〇一六	三、四三〇	一、七〇〇	二〇〇	三〇〇	一五〇	四四、六六〇
窯業	四、四六四	—	—	二〇〇	五〇	一、七〇〇	—	六、四一四
紡績織布染色	一、一〇〇	四二、〇六九	—	—	—	—	五〇	四三、二〇九
護謨製材製革製紙	六、八八八	一三、三〇七	五〇	一五〇	五〇	三、五〇〇	一〇〇	二四、〇四五
食料品	九、三三三	一四七、〇七五	一、三〇〇	六〇〇	一六〇	一、四六〇	—	一六〇、〇五七
印刷	一、四六〇	八一〇	—	—	—	五六〇	—	二、八三〇
其他	二、〇一三	一、四〇〇	—	一、六四〇	—	六〇	五〇	五、一六三
合計	六六、二〇九	二五四、五一五	七、八八〇	九、〇九〇	八一〇	一八、三三〇	一、三五〇	三五八、三三四

序でに、上記三表は日本を含まざる列國の在上海工場資産であるから、日本をも含めた場合のそれを掲げよう。日本の在上海工場資産はその大きなものは照會調査の回答を基礎とし小さなものは業者の推定を材料として我々が推定したものであるが、日本の輸出入業商社の兼

營工場に就いてだけは正確な數字を得ることが出來なかつたので省略した。尤もそれは一九三六年末現在の狀況では無視して差支へない程度のものである。

（第五十二表）　在上海日本及び列國工場資産總額　（單位＝千元）

國別／業種	工場資産 日本	列國	合計	同上（兼營工場ヲモ含ム） 日本	列國	合計
造船	一	一八、〇六二	一八、〇六二	一	一八、〇六二	一八、〇六二
金屬機械	五、〇七四	三七、六八五	四二、七五九	五、〇七四	五五、八八五	五八、九五九
化學	二、〇〇九	四二、二一〇	四四、二一九	二、〇〇九	四四、六六〇	四六、六六九
窯業	八二〇	六、一六四	六、九八四	八二〇	六、四一四	七、二三四
紡績織布染色	二一九、一九四	四二、一一九	二六一、三一三	二一九、一九四	四三、一〇九	二六二、三〇三
製材製革製紙	一、二二四	二三、三九五	二四、六一九	一、二二四	二四、〇四五	二五、二六九
食料品	四、九八〇	一五九、六五七	一六四、六三七	四、九八〇	一六〇、〇五七	一六五、〇三七
印刷	九六九	二、三八〇	三、三四九	九六九	二、八三〇	三、七九九
其他	四四八	四、七六二	五、二一〇	四四八	五、一六二	五、六一〇
計	二三四、七一八	三三六、三二四	五七一、〇四二	二三四、七一八	三五八、二二四	五九二、九四二

即ち、輸出入業商社の兼營工場を除いた場合に就いて見れば、日本を含む列國の在上海工場資産總額は約五億七千萬元、そのうち日本二億三千四百萬元、列國三億三千六百萬元であるが、業種別內譯は紡績織布染色二億六千百萬元、食料品一億六千四百萬元、化學四千四百萬元、金屬機械四千三百萬元、製材製革製紙二千四百萬元、造船一千八百萬元の順で、その他の窯業、印刷、雜はいづれも一千萬元未滿となつてゐる。

上海に於ける列國工場の規模を見るために、一工場當り平均資産額を算出して見ると、列國平均に於ては百八十萬元餘である。これを國

籍別に見ると英國工場の規模が最大であつて一工場平均三百二萬元であるから、列國平均よりも遙かに大きい。其他の諸國にして平均よりも大きいのは米國及び佛國であるが、佛國では造船工場の資産が巨額のため平均を大きくしてゐる。業種別に見ると「造船」が最大で次が「食料品」である。「造船」の大なるは造船所そのものゝ規模により、「食料品」に於いては「頤中烟草公司」が平均を大きくしてゐる。「金屬機械」及び「化學」一工場平均が何れも案外少ないのは、英、米兩國以外の諸國の雜小工場が多く含まれてゐるからであらう。詳細次表の如し。

（第五十三表）在上海列國工場一工場平均資産額　（單位＝千元）

業種 ＼ 國別	米國 工場數	米國 一工場資産	英國 工場數	英國 一工場資産	佛國 工場數	佛國 一工場資産	獨逸 工場數	獨逸 一工場資産	伊太利 工場數	伊太利 一工場資産	其他諸國 工場數	其他諸國 一工場資産	國籍不明 工場數	國籍不明 一工場資産	合計 工場數	合計 一工場資産
造船	—	—	九	一,七四〇	一	二,四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	一,八〇六
金屬機械	六	二,九八四	一三	五三五	一	二〇〇	五	四〇〇	一	二〇〇	四	三,四三七	二	二〇〇	三二	一,一七七
化學	二	一,四二七	一五	一,四二七	二	一,七二五	五	二〇〇	一	二〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	二六	一,一七三
窯業	二	二,三三三	—	—	—	—	一	一〇〇	—	—	二	八〇〇	—	—	五	一,二三三
紡績織布染色	四	八〇七	一三	三,二〇四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七	二,四七一
製材製革製紙	三	二,二六三	六	二,一八四	—	—	一	五〇	一	五〇	六	五六六	—	—	一七	一,三七六
食料品	二	七五九	三	六,九九六	三	四三三	四	一五〇	二	八〇	七	二〇一	一	一五〇	四九	三,二五八
印刷	一	一,二六〇	一	五六〇	—	—	—	—	—	—	一	五六〇	—	—	三	七九三
其他	五	四〇二	四	三〇〇	—	—	二	一,五四〇	—	—	一	一〇	—	—	一三	四三三
合計	二五	一,三四二	八二	三,〇三三	七	一,〇四七	一八	二九三	五	一三三	二二	七六五	四	一六二	一八一	一,八五八

列國工場を職工數から見れば、業種別では「食料品」が最も多い。これは「頤中烟草公司」の職工數が極めて大きいことゝ、五つの加工

卵工場の職工數が多數であるためである。次が「紡績織布染色」であるのは斯業の性質上當然であらう。國籍別に見れば英國が最も多い。これも英國が五紡績工場及び「頤中烟草公司」を持つからである。次表を見よ。

〔第五十四表〕　在上海列國工場使用職工數表

業種＼國別	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	合計
造船	｜	三、〇八〇	一、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	四、〇八〇
金屬機械	一、一二一	一、〇六九	七〇	七〇〇	七〇	四六〇	一四〇	三、六三〇
化學	一、五一〇	一、四八〇	一〇〇	二九〇	五〇	五〇	五〇	三、五三〇
窯業	八五六	｜	｜	二五	｜	三二〇	｜	一、二〇一
紡績織布染色	三五〇	一九、二〇三	｜	｜	｜	｜	｜	一九、五五三
製材製革製紙	六〇八	二、二四〇	｜	三〇	五〇	三〇五	｜	三、二三三
食料品	三、八七九	一七、八三〇	一四〇	一二〇	六〇	三七四	三〇	二二、四三三
印刷	二〇〇	一四〇	｜	｜	｜	一四二	｜	四八二
其他	六九〇	七八五	｜	一八〇	｜	三〇	｜	一、六八五
合計	九、二一四	四五、八二七	一、三一〇	一、三四五	二三〇	一、六八一	三二〇	五九、八二七

最後に、在上海列國工業の産業別現勢を總括的に表はすものとして次表を掲げよう。これは前二表と共に日本を含まざる列國の、而も輸出入業商社兼營工場を含まざる純粹工場に就いてだけ見たものであることを注意しておく。

〔第五十五表〕　在上海列國工業規模表

業種	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
造船	一〇	四、〇八〇	不明	不明	不明

金屬機械	三二	三、六三〇	一五、三八五	二八、九二九、〇〇〇	六六、五四〇、〇〇〇
化學	三六	三、五三〇	五、九三三	二一、二〇三、〇〇〇	四二、一五三、〇〇〇
窯業	五	一、二〇一	一、八九五	四、〇三六、〇〇〇	九、四六四、〇〇〇
紡績織布染色	一七	一九、五五三	四、一二七	二八、三六二、〇〇〇	四〇、一八二、〇〇〇
護謨製材製革製紙	一七	三、二三三	四、八三〇	一三、八三六、〇〇〇	一六、四四〇、〇〇〇
食料品	四九	二二、四三三	九一〇	八九、四八〇、〇〇〇	二一六、〇七〇、〇〇〇
印刷	三	四八二	三〇八	一、三五八、〇〇〇	二、一八七、〇〇〇
其他	一二	一、六八五	不明	不明	不明
合計	一八一	五九、八二七	三三、三八八	一七五、二〇七、〇〇〇	三九三、〇三六、〇〇〇

〔備考〕一、「造船」「其他」ノ動力使用量、原料消費額、生産額ハイヅレモ不明
二、化學工業中「其他化學工場」、「紡績織布染色」中ノ「染色」及ビ「其他」、「製材製革製紙」中ノ「皮革製品」「食料品」中ノ「其他食料品」ノ動力使用量、原料消費額、生産額ハ不明

三、業種別に見たる上海列國工業

以上によつて上海列國工業一般の鳥瞰を終へ、我々は進んで業種別の檢討に移る。但し、各業種の投資額に就いては既に詳しく述べたから、玆では主として其の物的設備の討究に力點を置くこととする。業種の順序は從來の敍述に從ひ造船、金屬機械、化學、窯業、紡績總布染色、製材製革製紙、食料品、印刷、其他とする。先づ、造船より初めよう。

（イ）造船所。支那貿易の中心である上海港には列國船舶の出入頻繁であるため早くから造船所が設けられ、造船及び船舶修理を行つてゐた。支那人造船所も大きなものから町工場的小規模なものに至る迄百有餘を數へ、そのうち比較的大なるものは十三廠であるが、これに對して列國のそれは五會社九工場を數える。上海の支那人造船所が造船よりも寧ろ船舶修理を主としてゐる如く、列國造船所も亦同樣であつて、これによつて主たる收益を擧げてゐる現狀である。

造船所經營社數は英國四、佛國一の振合であるが、英國の四社中一社は海運業者の兼營であり、他の三社中二社（Shanghai Dock & Engineering Co., Ltd. 及び New Engineering & Shipbuilding Works, Ltd.）は一九三六年合併して Shanghai Dockyards を創設した結果多少の不動産を持つ異なる特殊會社となり、造船修理業を閉止したといふ實狀にある。いま、一九三三年より三六年に至る上記造船所の船舶建造高及び船舶修理數を示せば次表の如くである。

〔第五十六表〕　在上海列國造船所最近四ケ年間（一九三三年—三六年）船舶建造高表

英商 Shanghai Dockyards, Ltd.（上海船塢廠）

年度／船種	一九三三年 隻	一九三三年 噸	一九三四年 隻	一九三四年 噸	一九三五年 隻	一九三五年 噸	一九三六年 隻	一九三六年 噸	備考
汽船又ハモーター船	—	—	三	一、五一八	—	—	—	—	一九三五年迄ノ數ハ耶松及ビ瑞鎔兩造船所ノ分ヲ合計シタモノデアル
曳船又ハテンダー	—	—	三	八七六	—	—	—	—	
バージ又ハライター	四	七七四	—	—	一	一〇七	—	—	
ポンツン又ハハルク	三	一、〇〇一	一	二〇五	—	—	—	—	
浚渫船	—	—	—	—	—	—	三	四一一	

佛商 Societe Franco-Chinoise de Constructions Metalliques et Mecaniques（中法求新製造廠）

船種	一九三三年 隻	一九三三年 噸	一九三四年 隻	一九三四年 噸	一九三五年 隻	一九三五年 噸	一九三六年 隻	一九三六年 噸
曳船	—	—	一	二一〇	—	—	—	—
ライター	一	一六〇	—	—	—	—	—	—
ポンツーン	—	—	—	—	—	—	—	—
起重機船	—	—	—	—	二	各八〇噸	—	—

〔第五十七表〕　在上海列國造船所最近四ケ年間（一九三三年—三六年）船舶修理數

年度 / 造船所名	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	備考
耶松	不明	不明	不明	—	一九三六年英國耶松、瑞瑢二造船所合併シテ上海船渠廠ヲ創設
瑞瑢	三六〇隻	二九四隻	三一五隻	—	
上海船渠廠	—	—	—	五〇一隻	
中法求新製造廠	一〇二隻	一二七隻	九六隻	一二三隻	

次に英佛両造船所が右の如き船舶建造及び船舶修理を行ふために所有した物的設備を見るに左表の如くである。

〔第五十八表〕在上海列國造船所物的設備表

國籍	經營社數	工場數	職工數	船渠數	スリップ	パース	ポンツーン	パンディング
英國	四	九	三、〇八〇	六	七	二	一	五
佛國	一	一	一、〇〇〇	一	三	一	—	—
計	五	一〇	四、〇八〇	七	九	三	一	五

〔第五十九表〕在上海列國船渠規模及び主要附屬設備表

船渠名	長(呎)	幅(呎)	深(呎)	ヤード面積	主要附屬設備		備考
					喞筒	起重機	
董家渡船渠	三六二	六七	一九	—	三	一	中型船入渠ニ使用セラレル
和豐船渠	五四〇	七七	二三	—	三	一	大型船ノ入渠ニ使用セサレル
Cosmopolitan Dock	五六〇、	五二	一六	—	—	—	船舶建造ノ場合ハ長サ二五〇呎以下一五〇〇噸迄可能
老船塢船渠	三九九	五三	一六	—	三	一	
楊樹浦第一船渠	五八四	六、一〇六	一九	—	一	—	船舶修理ノ場合ハ長サ二三六呎幅三二呎迄可能
楊樹浦第二船渠	三四五	六一	一五六	—	—	—	

中法求新船渠	二三四	三四	一一	｜	｜	｜	一五〇〇噸迄ノ船舶建造可能、一ケ年九六隻ノ修理可能

（ロ）　金屬機械。金屬機械工業は高度の技術と大きな資本とを必要とするため、全體として支那の斯業は先進諸國に比べて著しく後れてゐる。上海にかて僅かに行はれてゐるものの多くも外國資本の經營にかかり、民族資本の小規模工場を壓倒してゐるばかりではなく、列國から支那への金屬機械類の輸入は他のグループに較べて著しく大きく輸入總額の二三％を占める程である。在上海の列國金屬機械工場は三十二工場で、これを製造品目別に分類すれば次表の如くである。

〔第六十表〕　在上海列國金屬機械工場製造品目分布

製造品目 ＼ 製造工場國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他	不明	計
機械	一	二	｜	五	｜	一	｜	九
電氣器具	二	｜	｜	｜	｜	一	｜	三
窓枠	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	一
管	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
アルミニューム	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
鑢	｜	三	｜	｜	｜	｜	｜	三
ラジオ蓄音機（レコード）	二	一	｜	｜	｜	｜	｜	三
ピアノ、オルガン其他樂器	｜	二	｜	｜	｜	一	｜	三
鋼	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
自動車修理	｜	一	一	｜	一	｜	｜	三
其他金屬製品	一	三	｜	｜	｜	｜	｜	四
計	六	一三	一	五	一	四	二	三二

〔備考〕上表ハ各工場ノ代表的製造品ヲ基準トシテ作成ス

次に列國工場の規模を使用職工數、動力使用量、原料消費額、生産額等によつて見るに次表の如し。

〔第六十一表〕在上海列國金屬機械工場規模

	工場數	職工數	動力使用量(馬力)	原料消費額（元）	生産額（元）
列國	三二	三、六三〇	一五、三八五・五	二八、九二九・〇〇〇	六六、五四〇・〇〇〇
支那	一八七	一二、七四六	五、一二八・五	九、六四三・〇〇〇	二二、一八〇・〇〇〇

〔備考〕一、支那工場ハ劉大鈞著「支那工業論」（倉持博邦譯三九〇頁）第B表一九三三年調査ノ上海工業統計ニヨル

二、列國工場ノ動力使用量、原料消費額、生産額ハ支那人工場資本金ト列國工場資本金トノ比率ニヨツテ算定ス

我々の推定による列國の「金屬機械」工場の年生産額は六千六百餘萬元であり、日本人工場及び支那人工場の生産額を併せれば上海に於ける生産總額は一億元に近いものと考へられる。そのうち列國工場の生産額は六〇%餘を占めるわけである。

（ハ）**化學工業**。化學工業に於て列國工場が全工場に對して占める地位は大きい。工場數に於ては支那人工場の半ばにも達せず、また日本人工場の二倍餘に過ぎないのであるが、投資額に至つては四千二百餘萬元に達し、支那人工場の一倍半、日本人工場の實に二十一倍に達してゐる。列國はまた化學工業の各製造品目に於て上海隨一の大工場を持ち、支那に於ける覇權を握つてゐるのである。尤も、業種別に見れば列國工場の中、醫藥品製造工場が最も多く次に塗料工場が多い。併し、生産價額から見れば、石鹼及び蠟製品の六工場年二千五百餘萬元が最大である。これは英國の石鹼及び蠟製品の二大工場が存在する爲である。塗料及び印刷用インクの生産額も亦石鹼及び蠟製品に次いで大きい。詳細次表の如し。

〔第六十二表〕在上海列國化學工場製造品目別分類表

製造品目＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	計
燐寸	一	―	―	―	―	―	―	一
石鹸蠟製品	―	三	―	一	一	―	一	六
塗料	三	四	―	一	―	―	―	八
印刷用インク	一	―	―	一	―	―	―	二
醫藥	四	四	―	一	―	―	―	九
（化學）藥品	一	一	一	一	―	―	―	四
硫酸	―	一	―	―	―	―	―	一
機械油	一	二	―	―	―	―	―	三
酸素瓦斯	―	（一）	一	―	―	―	―	一（二）
其他	―	―	―	―	―	一	―	一
計	一一	一五（一六）	二	五	―	一	一	三六（三七）

（備考）酸素瓦斯工場ニ於テ英國ノ欄ニ（一）トシテ示サレタルモノハ、金屬機械中ニ含マレテヰル工場ノ兼營工場ガ一工場アルコトヲ示スモノナリ。

〔第六十三表〕　在上海列國化學工場品目別規模表

業種	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生產額（元）
燐寸	一	五〇〇	二二六・三	一、七五四、〇〇〇	二、五八〇、〇〇〇
石鹸蠟製品	六	九三〇	二、六九六・〇	一二、七〇〇、〇〇〇	二五、五六二、〇〇〇

塗料	八	八二〇	二、〇二六・四	四、九五九、〇〇〇	九、九一七、〇〇〇
印刷用インク	二				
醫藥品	九	一、一〇〇	九八五・〇	一、七七〇、〇〇〇	三、七六四、〇〇〇
化學藥品	四				
硫酸	一	三〇	不明	不明	不明
機械油	三	五〇	不明	不明	不明
水素及びアセチレンガス(酸素瓦斯)	一	五〇	不明	不明	三三〇、〇〇〇
其他	一	五〇	不明	不明	不明
計	三六	三、五三〇	五、九三三・七	二一、二〇三、〇〇〇	四二、一五三、〇〇〇

以下、各製造品目別に物的設備を見よう。先づ、列國の上海に於ける燐寸工場は米國の American Far Eastern Match Co.(美光火柴公司)一工場である。事變前の同工場の製品は中支燐寸需要量の三〇%を供給してゐたと言はれ、其他は南洋方面への輸出に向けられてゐた。

〔第六十四表〕 在上海米國燐寸工場規模

工場名	機械設備	能力(日産)	生産高(年産)
美光火柴公司	建設機 六臺	二四〇噸	四三、〇〇〇噸

石鹼及び蠟製品工場の中、英國の China Soap Co., Ltd.(中國肥皂有限公司)及びPrices China Co.(白禮氏洋燭公司)が共に大きく、上海第一である。二工場の物的設備及び生産高は左の如くである。

〔第六十五表〕 在上海英國石鹼蠟製品工場規模

工場名 ＼ 工場規模	主要設備	生産能力	生産高	備考
中國肥皂有限公司	十五釜	不明	一、〇〇〇、〇〇〇封度	建物は新式工場にて

白禮氏洋燭公司	機械三十五臺 貯水池二五	不明	八〇箱(月産)一五〇又 (日産)	一四棟

中國肥皂有限公司は主として洗濯石鹼を製造してゐる。この英國二工場のうち一は石鹼市場に於て、他は蠟製品市場に於て獨占的地位を占めてゐる。斯業に於ける支那工場は極めて小規模にして、一九三二年に於けるその生産額は五工場にて二十九萬五千元に過ぎなかつた。

塗料工場に於ては英國の Orient Paints, Colour & Varnish Co., Ltd.（永光油漆公司）が大きく、醫藥品工場では米國の Kofa American Drug Co., Fed. Inc. U. S. A.（科發藥房）が上海に於ける最大工場である。

酸素瓦斯製造工場は佛國の Far East Oxygen & Acetylene Co., Ltd.（東方修焊有限公司）が最大である。其他英國の Steel Drum Co., Ltd.（瓷器鐵公司）があるが、同工場はドラム罐製造の副業として酸素瓦斯製造をも行つてゐるもので、その規模は固より前者に劣る。二工場の規模は左の如くである。

〔第六十六表〕　在上海列國酸素瓦斯製造工場規模表

工場名	酸素瓦斯發生機	瓦斯鐵瓶	生産能力	生産高
東方修焊有限公司	三(毎時三〇立方米發生能力)	六、〇〇〇本	不明	四、〇〇〇本(月産)
瓷器鐵公司	一(毎時一五立方米發生能力)	一、〇〇〇本	一、二〇〇本(月産)	九〇〇本(月産)

（ニ）　窯業。窯業工場數は他の業種に較べて著しく少い。其の投資額も列國併せて六百餘萬元である。支那人工場五十八の投資額に較べても二百餘萬元少い。從つて、生産額から見れば列國工場は年生産額九百四十餘萬元であるに比し、支那人工場では一千八百三十二萬元である。

〔第六十七表〕　在上海列國窯業工場品目別表

品目＼國籍	米國	獨逸	其他諸國	合計
硝子	—	—	一	一
電球	一	—	—	一
ネオン管	一	—	—	一
煉瓦	—	—	一	一
タイル	—	一	—	一
計	二	一	二	五

五工場中、米國の General Edison Co. (奇異安迪電器公司)及び Claude Neon Lights Fed. Inc. U. S. A. (麗安電氣有限公司)と、白耳義の Manufacture Ceramique de Shanghai (義品磚瓦廠)は斯業工場の最大なるものである。即ち電球製造の奇異安迪電氣公司は月產六十萬個、日產にして二萬個の生產能力を持つてゐる。上海に於ける支那人工場では普通電球が日產能力四萬二千個乃至五萬個程度、懷中電燈用豆電球が二十四萬個乃至二十七萬個程度であると言はれるから「奇異安迪」の生產能力は支那人工場の二分の一乃至は五分の二であるが、ただ支那人工場製品の品質劣悪なのに較べて著しく優良品を製造する。電球一個の價格は、支那人工場製品が十仙乃至十五仙であるとき、これは七十五仙であるのを見ればこの點が肯かれる。

麗安電氣有限公司のネオン管生產額は月產十萬元であつて、事變前の上海需要額は約十五萬元見當と見られてゐるから、同工場の生產額はその三分の二を占めてゐる。

煉瓦製造の義品磚瓦廠は能力十五萬個の窰二個を持ち、從つて生產能力は日產三十萬個である。だが實際生產高は日產二十八萬個見當である。同工場は、上海に於ては一般に土製煉瓦が使用されてゐる中で、ただ一つ機械製大型煉瓦を製造してゐるため、上海の近代建築方面への需要が頗る多い。

以上、製造品目別に工場規模を示せば左表の如くである。

〔第六十八表〕 在上海列國窯業工場規模表

品目	工場數	職工數	動力使用量(馬力)	原料消費額(元)	生産高(元)
硝子	一	七〇	一二	三五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
電球	一	八〇〇	三六一	一、五三一、〇〇〇	五、〇四〇、〇〇〇
ネオン管	一	五六	四〇	七五二、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
煉瓦タイル	二	二七五	一、四八二	一、七一八、〇〇〇	三、一二四、〇〇〇
計	五	一、二〇一	一、八九五	四、〇三六、〇〇〇	九、四六四、〇〇〇

（ホ） 紡績、織布、染色。列國の「紡績織布染色」工場は十七で、そのうち米國四、英國十三工場の内譯となる。綿紡績三社五工場及び紡毛三工場を除けば他は著しく小規模である。十七工場を製造品目別、國籍別に示せば次表の如くである。

〔第六十九表〕 在上海列國「紡績織布染色」工場品目別

國籍＼品目	綿紡績	毛糸紡績	製絲	染色	帽體	刺繡	其他	計
米國	—	—	—	—	一	三	—	四
英國	五	二(三)	一	一	—	一	三	一三(一四)
計	五	二(三)	一	一	一	四	三	一七(一八)

〔備考〕 怡和紗廠ノ經營スル毛絲紡績業ヲ加ヘレバ毛絲紡績工場ハ三トナル。

綿紡績工場。上海に於ける斯業は他の工業に較べると著しく發達し居り、特に日本人紡績工場及び支那人紡績工場は數から云つても企業狀態から見ても旺盛な活動をなしてゐる。日本人紡績及び支那人紡績に較べれば、英國人紡績業は工場數も少い上に工場規模も小さい。左に表を以て三國の上海に於ける紡績業を比較して見よう。

〔第七十表〕　在上海紡績業規模國籍別表（一）

國籍	社數	工場數	資産總額	機械設備 精紡錘數	撚絲錘數	織機臺數	計（精紡錘ニ換算）
英國	三	五	三九、五六八、〇〇〇元	二三五、三三六	八、六七〇	四、〇二一	三四〇、九七一
日本	九	三〇	二三三、二三六、〇〇〇圓	一、三三一、四一三	三三〇、三四四	一七、二八〇	一、八三六、九三五
支那	三〇	三〇	不明	一、〇八〇、四八〇	一三三、六六六	八、七五四	一、三四〇、一四六

〔第七十表〕　在上海紡績業規模國籍別表（二）

國籍	社數	工場數	職工數	原動力使用量	棉花消費高（担）	生産高 綿絲（包）	綿布（千平方碼）
英國	三	五	一六、〇三二	電五、〇〇〇KW 汽五、三〇〇HP	四三一、一九九	六九、六三七	一八、〇七四
日本	九	三〇	四九、八四二	電四九、八四〇KW 汽二、三〇〇HP	二、二九一、一五四	三三〇、一七五	五三三、六六五
支那	三〇	三〇	五三、八六八	電三七、八三三KW 汽二、八九六HP	一、八四三、九七九	五二一、九九九	一五二、三二一

〔備考〕一、華商紗廠聯合會發行「中國紗廠一覽表」ニ據ル。
二、精紡一錘＝撚絲三錘　織機一臺＝精紡二五錘
三、英國資産總額ハ推定、支那ハ不明

即ち、投資額に於ては英國は日本の五分の一であり、錘數に於ても亦五分の一であつて、上海の紡績工業に於ける地位はさほど重要でない。

次に紡毛工業を見るに怡和紗廠を加へて三工場であり、何れも英國である一九三六年迄は織布はしてゐない。其の規模は次の如くである。

〔第七十一表〕　在上海英國毛絲紡績工場規模表

	Patons & Baldwins, Ltd. 密豊絨線廠	Ewo Cotton Mills 怡和紗廠	Shanghai Worsted Mill 上海毛絨織紡有限公司	計
錘數				
フライヤー	二,〇〇〇	一,二八〇	六〇〇	三,九八〇
キャップ	六,〇〇〇	二,八〇〇	—	八,八〇〇
リング	—	—	—	—
ミュール	—	—	—	—
計	八,〇〇〇	三,一八〇	六〇〇	一三,七八〇
織機臺數	—	—	—	—
片班十二時間推定出來高(磅)				
フライヤー	三,一二〇	二,一六〇	九四〇	六,二二〇
キャップ	一一,九〇〇	四,二三〇	—	一六,一三〇
リング	—	—	—	—
ミュール	—	—	—	—
計	一五,〇二〇	六,三九〇	九四〇	二二,三五〇

製絲。列國の製絲工場は英國の怡和絲廠一工場である。上海の製絲工場は總數百有餘に及んでゐるが、何れも規模小にして、釜數五百以上のものは怡和絲廠及び支那人絲廠の二工場、併せて僅か三工場に過ぎない。怡和絲廠の釜數は一九三六年には五百八釜であつたが、一九三八年新廠を設立した。新廠の釜數は多條二百八釜、普通七百四十釜である。從つて新舊二廠併せて一千二百四十釜となつた。

染色。英國の紡績工場綸昌紡織漂染印花有限公司兼營の染色工場は上海の染色工場中の最大なるものである。

帽體製造。米國の工場 Lacks & Co., Inc. U. S. A.（美康鬼子帽坯廠）はその規模甚だ小にして主要機械としてはカード機三臺、生產高日產百打である。

刺繍、其他織布。刺繍工場四、其他の織布工場三であるが、規模はいづれも小さい。

以上、十七工場に就いて職工數、動力使用量、原料消費額、生産額等から其の規模を鳥瞰するに次の如くである。

〔第七十二表〕在上海列國紡績織布染色工場規模表

製造品目＼工場規模	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
紡績	五	一六、六七一	一一、九六六	二二、六四一、〇〇〇	三〇、三七三、〇〇〇
紡毛	二(三)	一、二七〇	六八四	二、五三八、〇〇〇	三、八九八、〇〇〇
製絲	一	五〇〇	三五四	一、五七三、〇〇〇	二、〇一七、〇〇〇
染色	一	不明	不明	不明	不明
帽體	一	二〇〇	四一	一三八、〇〇〇	二二二、〇〇〇
刺繍	四	二〇〇	不明	不明	不明
其他	三	七一二	八二	一、四七二、〇〇〇	三、六七二、〇〇〇
計	一七	一九、五五三	四、一二七	二八、三六二、〇〇〇	四〇、一八二、〇〇〇

（へ）製材、製革、製紙。先づ業種別、國別に工場を見よう。卽ち、次の如し。

〔第七十三表〕在上海列國製材、製革、製紙工場數表

品目＼國籍	米國	英國	獨逸	伊太利	其他	合計
製材	一	三	—	—	—	四
木器	—	二	—	一	—	三
製革	一	—	—	—	二	三

皮革製品	一	一	一	一	二	四
製紙	一	一	一	一	二	三
合計	三	六	一	一	六	一七

製材及び木工。列國の上海に於ける製材業の活動は甚だ活潑である。特に英國の China Import & Export Lumber Co.（祥泰木行有限公司）は上海に本店、支那各地に支店を設け、汽船二隻を所有して木材を運搬してをり、其の規模は甚だ大である。他を併せて工場規模を表示すれば次の如くである。

〔第七十四表〕　**在上海列國製材業規模表**

國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
米國	一	三七〇	七四七	一、七二三、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
英國	三	二、〇〇〇	三、三三五	七、五五八、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇
計	四	二、三七〇	四、〇八二	九、二八一、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇

英國三製材工場の生産額の中、祥泰木行の生産額は六百五十萬四千元で、英國總額の六五%を占める。同工場は木材月産三萬石、「ベニヤ」板月産十萬枚である。

木工工場三工場中、英國の二工場は木箱製造工場及び木製家具製造工場であり、他は伊太利の「コルク」製造工場である。其の規模左の如し。

〔第七十五表〕　**在上海列國木工々場規模表**

國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
英國	二	一九〇	四九	一、七〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇

伊太利	一	五〇	不明	不明	不明
計	三	二四〇	四九	一、七〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇

製革及び皮革製品。列國の斯業に於ける規模左の如し。

〔第七十六表〕在上海列國製革工場規模表（一）

規模／國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
米國	一	三八	七八	二六四、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
其他諸國	二	一四五	四七二	一、五九一、〇〇〇	一、七四〇、〇〇〇
計	三	一八三	五五〇	一、八五五、〇〇〇	二、〇四〇、〇〇〇

〔第七十七表〕在上海列國製革工場規模表（二）

規模／國籍	工場數	主要機械設備	生産能力	生産高
米國	一	—	三〇、〇〇〇平方尺（月産）	一五、〇〇〇平方尺（月産）
其他諸國	二	主要設備一式	底革 薄革 八〇〇封度（日）	底革 一三〇枚 薄革 一〇〇枚
計	三			

〔備考〕一、其他諸國ノ二工場ハ西班牙一、露西亞一ナリ。
二、其他諸國ノ生産能力八〇〇封度ハ西班牙ノ一工場ノ生産能力ナリ。

〔第七十八表〕在上海列國皮革製品工業規模表

規模／國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
英國	一	五〇	不明	不明	不明

獨逸	一	三〇	不明	不明	不明
其他諸國	二	六〇	不明	不明	不明
計	四	一四〇	不明	不明	不明

製紙。列國三工場中、米國の China Fibre Container Co.（中國紙版製品公司）が最大であり、他の二工場は小規模である。

〔第七十九表〕　**在上海列國製紙工場規模表（一）**

規模／國籍	工場數	主要機械	生産能力（月産）	生産高（月産）
米國	一	ボールマシン一臺	マニラボール六〇〇噸	マニラボール五〇〇噸 卵紙函・其他一五〇、〇〇〇個
其他諸國	二	―	―	―
計	三	ボールマシン一臺	マニラボール六〇〇噸	マニラボール五〇〇噸 卵紙函其他一五〇、〇〇〇個

〔備考〕　其他諸國ノ二工場ノ不明ナルヲ以テ工場數以外ノ計ハ米國一工場ノミ。

〔第八十表〕　**在上海列國製紙工場規模表（二）**

規模／國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産高（元）
米國	一	二二〇	一三五	九〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
其他諸國	二	一〇〇	一四	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
計	三	三二〇	一四九	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇

以上を綜合して製材、製革、製紙十七工場の規模を表示すると次の如くである。

〔第八十一表〕　**在上海列國製材、製革、製紙工場規模表**

製造品目＼規模	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
製材	四	二、三七〇	四、〇八二	九、二八一、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
木工	三	二四〇	四九	一、七〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
製革	三	一八三	五五〇	一、八五五、〇〇〇	二、〇四〇、〇〇〇
皮革製品	四	一四〇	不明	不明	不明
製紙	三	三〇〇	一四九	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
計	一七	三、二三三	四、八三〇	一三、八三六、〇〇〇	一六、四四〇、〇〇〇

（ト）**食料品**。列國の食料品工場中特に注目す可きは煙草工場と卵加工々場である。次に品目別、國別工場一覽表を揭げよう。

〔第八十二表〕在上海列國食料品工場製造品目別表

品目＼國籍	米國	英國	佛國	獨逸	伊太利	其他諸國	國籍不明	合計
煙草	三	三	—	—	—	一	—	七
加工卵	二	四	—	—	—	—	—	六
麥酒	—	二	一	—	—	—	—	三
洋酒	—	—	—	—	—	二	—	二
炭酸水	三	三	—	—	—	—	—	六
製氷	—	二	—	—	—	—	—	二
菓子	一	一	二	—	一	二	—	七
罐詰	一	—	—	四	—	—	一	六
牛乳	—	四	—	—	—	一	—	五

其他	一	二	|	|	一	一	|	五
計	一一	二一	三	四	二	七	一	四九

煙草。支那の煙草消費高は一ヶ年八百餘億本と云はれるが、上海の煙草工場製品がその九〇%を占めてゐる。上海に於ける支那人工場の生産額は一ヶ年七千六百餘萬元と言はれ、又劉大鈞の報告によれば一九三二年度には一億元餘に達してゐる。支那人工場に對して英米煙草トラストとして有名な英國の頤中烟草公司は壓倒的に優勢であつて、同工場（全支各地工場併せて）の供給が、全支消費の五十パーセントを占める。「頤中」は大規模の工場を上海、漢口、天津、青島等に持つてゐるのであるが、そのうち上海工場が最大である。

〔第八十三表〕　頤中烟草公司各工場設備表

工場所在地＼設備	機械	包装機	印刷機	乾燥機	職工數	生産高（本）
上海浦東工場	九四	一	一八	一	七、五〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇本（年）
上海韜明路工場	五八	八〇	一	一	二、四二七	
上海楊樹浦工場	七四	九〇	一	一	四、二五〇	
漢口工場	？	？	？	？	？	六、四〇〇、〇〇〇（日）
天津工場	？	？	？	？	二、五〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇（日）
青島工場	？	？	？	？	？	？

〔第八十四表〕　在上海列國煙草工場規模表

國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産高（元）
米國	三	五六〇	二九二	四、一三五、〇〇〇	一〇、一九七、〇〇〇
英國	三	一四、一七七	四、九六九	六八、〇〇〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇、〇〇〇

希臘	一	二四	九七	一五八、〇〇〇	三九七、〇〇〇
計	七	一四、七六一	四、九九八	七二、二九三、〇〇〇	一八〇、三九七、〇〇〇
支那	四六	一七、四四五	二、九二三	四一、三五八、〇〇〇	一〇一、九七九、〇〇〇

〔備考〕米國ノ一工場ノ煙草葉ノ加工工場ナリ。

加工卵。鮮卵及び加工卵は支那輸出品中重要な位置を占めてゐるのは周知の通りであるが、その取扱は外商の獨占するところである。これを卵加工に就いて見ると、上海に於ては米、英五工場に對して支那人工場三といふ狀態であり、而も後者の規模は小さく、全く米英兩國の獨占するところと言つてよい。列國の卵加工々場の規模は左の如くである。

〔第八十五表〕 **在上海列國加工卵工場規模**

國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生產額（元）
米國	二	一、九〇〇	二〇〇	四、七五五、〇〇〇	六、六五〇、〇〇〇
英國	三	二、九五八	五〇〇	一一、八八七、〇〇〇	一六、六二五、〇〇〇
計	五	四、八五八	七〇〇	一六、六四二、〇〇〇	二三、二七五、〇〇〇

尙ほ米國二工場の年生產高は一萬瓩であり、英國三工場のそれは二萬五十瓩である。

麥酒。列國の麥酒工場は三工場で、上海に於ける麥酒工場の全部である。その年生產額は次の如し。

〔第八十六表〕 **在上海列國麥酒工場規模表**

國籍	工場名	生產高	生產價額
英國	Ewo Brewery Co. 怡和啤酒廠	一〇〇、〇〇〇箱（四打入）	二、一〇〇、〇〇〇元
〃	Union Brewery. Ltd. 上海啤酒廠	三〇〇、〇〇〇箱（〃）	六、三〇〇、〇〇〇元

佛國	National Brewery 中國酒廠	一二、〇〇〇箱（〃）	二五二、〇〇〇元
計		四一二、〇〇〇箱（〃）	八、六五〇、〇〇〇元

炭酸水。製氷。次の二表を見よ。

〔第八十七表〕**在上海列國炭酸水及び製氷工場規模表**

國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
米國	三	三八〇	四七	一五〇、〇〇〇	五三六、〇〇〇
英國	四	五六〇	一六三	三九八、〇〇〇	一、七一〇、〇〇〇
計	七	九四〇	二一〇	五四八、〇〇〇	一、七五二、〇〇〇

〔第八十八表〕**在上海炭酸水製造工場規模表**

國籍	主要機械	生産能力	生産高
米國	五臺	四、〇〇〇打（日）	二、三〇〇打（日）
英國	一五臺	八、〇〇〇打（日）	四、〇〇〇打（日）
計	二〇臺	一二、〇〇〇打（日）	六、三〇〇打（日）

〔備考〕米國ノ主要機械臺數ハ一工場ノ臺數。同ジク生産能力ハ一工場ノ能力。同ジク生産高ハ二工場ノ生産高ナリ。

菓子。列國工場の動力使用量、原料消費額及び生産額は不明であるが、その物的設備内容は次の如くである。

〔第八十九表〕**在上海列國菓子製造工場物的設備表**

國籍	工場數	職工數	モーター	ボイラー	ビスケットベーカー	パンベーカー	電氣ベーカー	冷凍機	アイスクリーム機	キャンデー機
米國	一	一六九	三	六	一四	一〇	二四	四	—	—

英國	一	一二五	—	三	一二	六	四	—	—	六
佛國	二	四〇	—	—	—	—	—	—	—	—
伊太利	一	四〇	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	二	二三〇	—	二	一三	—	二	—	—	一〇
計	七	—	—	—	—	—	—	—	—	六〇四

〔備考〕其他諸國ハ一工場ノ物的設備内容ナリ。

搾乳及び乳製品。斯業は總數五、その内譯は搾乳業三、ミルク製品工場二である。其の規模は左の如し。

〔第九十表〕在上海列國搾乳業規模表

國籍	牧場數	乳牛頭數	生産高（日産）
英國	二	八三〇	七、〇〇〇封度
其他諸國	一	一六〇	二、〇〇〇封度
計	三	九九〇	七、〇〇〇封度

〔第九十一表〕在上海列國乳製品工場規模表

國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
英國	四	三五〇	不明	不明	一、七〇八、〇〇〇
其他諸國	一	五〇	不明	不明	二八八、〇〇〇
計	五	四〇〇	不明	不明	一、九九六、〇〇〇

洋酒、腸詰、其他。工場總數十三、その規模は判明しないが、生産額は小さいと思はれる。

〔第九十二表〕　在上海列國洋酒、腸詰、其他食料品工場規模表

國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
米國	二	七〇	不明	不明	不明
英國	二	六〇	〃	〃	〃
獨逸	四	一六〇	〃	〃	〃
伊太利	一	四〇	〃	〃	〃
其他諸國	三	九〇	〃	〃	〃
國籍不明	一	三〇	〃	〃	〃
計	一三	四五〇	〃	〃	〃

以上を綜合して在上海列國食料品工場の規模を表示すると次の如くである。

〔第九十三表〕　在上海列國食料品工場品目別規模表

業種	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
煙草	七	一四、七六一	四、九九七	七二、二九三、〇〇〇	一八〇、三九七、〇〇〇
加工卵	五	四、八五八	七〇〇	一六、六四二、〇〇〇	二三、二七五、〇〇〇
麥酒	三	四二〇	二一〇	不明	八、六五〇、〇〇〇
炭酸水製氷	五	九四〇	不明	不明	一、七五二、〇〇〇
菓子	七	六〇四	不明	不明	不明
牛乳乳製品	五	四〇〇	不明	不明	一、九九六、〇〇〇
洋酒腸詰其他	一八	四五〇	不明	不明	不明

合計	四九	二二、四三三	五、九〇七	八九、四八三、〇〇〇	二一六、〇七〇、〇〇〇

（チ）印刷。簡單に左表だけを掲げ説明に代へよう。

〔第九十四表〕在上海列國印刷工場規模表

國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産額（元）
米國	一	二〇〇	一六七	七四一、〇〇〇	一、一八一、〇〇〇
英國	一	一四〇	七〇	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
其他諸國	一	一四二	七一	三一七、〇〇〇	五〇六、〇〇〇
計	三	四八二	三〇八	一、三五八、〇〇〇	二、一八七、〇〇〇

（リ）其他雜工業。同上。

〔第九十五表〕在上海列國雜工業工場規模表

國籍	工場數	職工數	動力使用量（馬力）	原料消費額（元）	生産高（元）
米國	五	六九〇	不明	不明	不明
英國	四	七八五	不明	不明	不明
獨逸	二	一八〇	不明	不明	不明
其他	一	三〇	不明	不明	不明
計	一二	一、六八五	不明	不明	不明

以上。在上海列國工業の業種別檢討を終へることとする。

第四章　鑛業

一、支那の鑛産資源と列國の在支鑛業利權

鑛産資源。地大博物と言はれる支那にどれだけの鑛産資源が埋藏されてゐるかといふことは世界の謎であり、興味の對象である。從つて早くから支那の鑛産資源が極めて豐富なものと考へられ、度々の世界の地質學者の部分的調査によつて鑛物埋藏量の係數が發表されたにも拘らず、未だ全く明かにされてゐるとは言ひ得ない現狀である。發表された數字の或ものは誇大に過ぎ、或ものは過小であつて、未だ埋藏量の正常な測定はなされてゐないと言はれる。

支那の鑛産資源中最も豐富なものは石炭で、これは特に北支に多い。支那の石炭埋藏量は東洋第一であり、支那のみならず東洋の重要資源であることは今更言ふ迄もない。其の埋藏量に就ての諸氏の推定を見ると次の如くである。

〔第九十六表〕　**全支及び北支に於ける石炭埋藏量**　（單位＝一〇〇萬噸）

地方別	Drake氏推定（一九一二年）	井上氏推定（一九一三年）	丁、王兩氏推定（一九二一年）	王、赫兩氏推定（一九三二年）	北支通覽所載（一九三五年）
全支	九九六、六一三	三八、七六一	二一、二〇〇	二四一、四七一	不明
北支五省	七四四、〇九一	四、九三〇	八、八八五	一三一、七五八	一三二、一九六
河北省	二二、六六八	三、〇八〇	二、三七〇	三、〇七一	二、二一三
山西省	七一四、三四〇	一、二〇〇	五、八三〇	一二七、一二七	一二七、五一六
山東省	七、〇八〇	六五〇	六八五	一、六三九	一、六一四
察哈爾	—	—	—	五〇四	四八八
綏遠	—	—	—	四一七	三六五

〔備考〕本表ハ日滿商事株式會社著「北支石炭界ノ現況」ニ據ル北支五省ノ地域ニ就テハコ、ニ論ゼズ

石炭の他では、重要鑛産資源としてアンチモニーとタングステンとが擧げられるであらう。其の産額は世界の産出總額中極めて大きな比重を示してゐる。即ち、次の如くである。

〔第九十表〕支那及び世界アンチモニー年産額比較表　（單位＝一千噸）

年度／國名	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
支那	一八	一七	一三	一二
世界	二七	二三	二一	一七
支那ノ世界ニ對スル割合	七〇%	七四%	六六%	七〇%

〔備考〕中華年鑑（英文）（一九三九年）ニ據ル

〔第九十八表〕支那及び世界「タングステン」年産額比較表　（單位＝噸）

年度／國名	一九三二年	一九三三年	一九三四年
支那	二、二一〇	五、六四八	六、二五五
世界	六、〇〇〇	一四、〇〇〇	不明
支那ノ世界ニ對スル割合	三七%	四〇%	不明

〔備考〕中華年鑑（英文）（一九三九年）ニ據ル

鐵及び石油の埋藏量は意外に少いと言はれてゐるが、鐵の埋藏量は二億五千噸と報告され、（註一）主要地域は察哈爾及び揚子江沿岸の地域である。（註二）石油資源に就ては、前掲調査團の報告では十三億七千五百萬バーレルとされ、其の地域は陝西省北部である。併し、鑛産資源としては極めて貧弱である。其他の鑛産資源に至つては見るべきものがない。

（註一）米國「スタンダード石油會社」ト時ノ支那政府トノ契約ニ基キ、一九一四年ヨリ一九一七年ニカケテ陝西河北兩省ヲ調査セル米國地質調査團ノ報告デアル。

（註二）密哈爾ガ九千萬噸、揚子江沿岸地域トシテハ、湖北省四千五百萬噸、安徽省南部二千萬噸デアッテ、其他河北、山東、江蘇、江西各省ニ少量デハアルガ埋藏サレテヰル。

次に一九三四年より三六年迄三年間の全支鑛物產出量を示せば次の如し。

〔第九十九表〕　支那鑛物產出量（一九三四年―三六年）　（單位＝千噸）

鑛物名＼年度	一九三四年	一九三五年	一九三六年
石炭	二〇、四九二	一四、九三八	一五、〇三四
鐵鑛	一、三六〇	一、三六四	一、三四〇
銑鐵	一五六	—	—
石油（千バーレル）	三	三	二
マンガン鑛	二	—	—
タングステン鑛	六	七	七
金（千兩）	八七	—	—
銀（千兩）	一二二	—	—
鉛鑛	七	五	五
錫	八	九	一一
アンチモニー	一四	一四	一三
砒石	一	一	一
石膏	六八	—	—

明礬	一六	一五	一六
自然曹達	一六	ー	ー
硫黄	三	ー	ー
硝石	五	五	五
螢石	五	七	八

〔備考〕英文中華年鑑（一九三九年）ニ據ル

列國の鑛業權益。支那の鑛產資源が豐富なことは、リヒトホーヘンを始めとし幾多の人々によつて誇大に過ぎる位に報告されて來たため列國は他の權益と共に垂涎置く能はざる權益獲得の對象物となし、一八九四年一たび英國が雲南地方の鑛山採掘權を獲るや列國は競ふて鑛業利權の獲得に狂奔し、時の政府をして莫大な鑛業權益を與へざるを得ざらしめた。支那政府による列國へのこの利權許容の形式は概ね次の二種である。

(1) 條約上の權利。條約に依つて獲得せる列國の鑛業權益は大要左の如し。

（イ）一八九四年三月締結せられたる英淸間の條約。此の條約は緬甸及び西藏に關する條約にして、英國は同條約第十二條に依り雲南地方に於ける國境貿易振興を權利を得たのであるが、本條項は「英國政府ハ雲南省及ビ本條約ニ揭グル淸國新取得地域ニ於テ鑛山業ヲ奬勵シ兩國間ノ國境貿易ヲ促進センコトヲ希望スルニ依リ鑛石其他ノ各種鑛物ヲ積載シテ云々」と規定し、英國に鑛業權を與ふる旨を明にしてゐる。これが列國に許容せられたる鑛業權益の嚆矢である。

（ロ）一八九五年、佛淸間の佛淸追加條約第五條。此の條約に依つて佛國は雲南、廣東地方に於ける優先的鑛業權を與へられた。

（ハ）一八九五年露淸間の「カシニー條約」第七條。露國は黑龍江、吉林の兩省及び長白山に於ける一般的採掘權を附與せられた。

（ニ）一八九八年獨淸間の膠州灣租借條約。本條約に基き、獨逸は山東省に於ける鐵道沿線の鑛山採掘權を獲得。

（ホ）一九〇一年露淸密約。露國は滿洲及び蒙古に於ける鑛山開發の獨占權を附與せられた。

（ヘ）英國は團匪事件に際し、支那資本に依つて創設せられたる開平公司を買收し今日の開灤炭礦の基礎を作つた。

（ト）一九〇二年の佛清間に締結せられたる條約により、佛國は佛英合辦の隆興公司をして雲南地方の鑛業を獨占的に經營せしめる權利を確保した。

（チ）一九〇二年、英國は英清通商條約を締結し、此の條約により一般的鑛業權益を獲得した。

（リ）一九〇五年ポーツマス條約に依り日本は鑛業權を露國より承認された。

（ヌ）一九〇五年及び一九〇九年に日本は支那と締結せる條約に於て夫々南滿洲鐵道沿線炭坑の利權、南滿洲に於ける一般的包括的鑛業權益を與へられた。

（ル）一九一五年日本は二十一箇條々約により漢冶萍煤鐵公司が設立された。

（ヲ）一九一七年日本はヴェルサイユ條約第百五十六條に基き山東省に於ける獨逸の鑛業權益たりし石炭、鐵鑛の採掘權を得。

(2) 私契約上の權利。これは更に二種に分れる。

（A）外國資本團が支那の中央又は地方政府より許容せられる權利。次の如きものは此の種の權利に屬す。

（イ）一八九八年英國の Peking Syndicate（福公司）が得た山西省に於ける利權。

（ロ）一八九八年に得た佛國の四川江北廳利權（Kiangpeting Concession）。

（ハ）一八九九年、露國の得たる北蒙古に於けるフォングロッテ利權（Von Grote・Concession）。

（ニ）一九〇二年の安徽省銅官山利權（Tungkuanshan C.ncession）。

（B）外支合辦によるもの。大體に於て外支兩資本家が對等の地位に於て合辦契約をなし、これに支那政府が許容を與へたものである。

この種の權益に屬するものの例は左の如し。

（イ）開灤鑛務局（英國）。開平鑛務局として支那人により創設せられたものが、一九一二年英支合辦に改組せられた。

（ロ）井陘鑛務局（獨逸、但し獨逸の利權は一九三七年十月日本に讓渡された。）一九〇八年獨逸人資本が加入し、一九〇八年河北省政府との間に獨支官商合辦契約が成立した。

斯くの如く最初條約に依らずして得られた鑛山權益も其の後に至つて列國の鑛山權利として條約上の承認を得、以てこれら鑛業利權を確保するに至つた。斯くして獲得せられた列國鑛業利權は次の如き權利義務を持つてゐる。

(A) 權利

(1) 一定區域に於ける廢坑又は今後發見に係る鑛物(其種類は金、白金、砂金、銀、銅、鐵、石炭、錫、石油、寶石等廣汎に亙る)の採取權。

(2) 原則として外支對等の出資。

(3) 採掘期限は概して五十年乃至六十年、時にその延長を許可せる場合もある。

(4) 運鑛の爲の鐵道、道路、橋梁、運河建造の權利。

(B) 義務

(1) 支那政府に對する報效銀の上納、政府に對する利益配當、採掘に關する免許手數料、輸出關稅、地租稅等の納付。

(2) 採掘に着手せずして試掘期間を經過せる場合は權利が消滅する。

(3) 試掘期間滿了後に於ける鑛山返還の義務。

(4) 支那人が鑛山の持株四分の三以上を占めたる場合に於ける支那政府の鑛山買戾權。

(5) 資本の最高額の制限。

(6) 支那政府に對する會計報告の義務。

(7) 鑛山會社に於ける總辦其他職員に關する制限。

(8) 慈善事業、實業振興、學校其他公共團體に對する費用負擔義務。

(9) 鑛山學校附設の義務。

これらの義務は支那側と締結せる契約に現はれたところの權利義務である。鑛業利權の回收。支那は斯くも多くの鑛業權益を列國に提供

したのであるが、其後種々の鑛業法を作つて列國の鑛業權利に制限を加へ來たつた。一九三〇年國民政府に依つて發布された鑛業法の中、列國鑛業投資に關する主要なものを要約すれば次の三點である。

（イ）外國資本の加入は會社組織の場合に限る。

（ロ）支那人所有株は最小限度五十一パーセントでなければならぬ。

（ハ）取締役は中華民國々籍を有するものが過半數でなければならぬ。又、社長及び支配人は中華民國人でなければならぬ。

斯くて列國鑛業利權に對して種々の制限を加へ、同時に他の列國對支利權と共に回收に努力し來つた。いま、一覽表を以て既に回收された利權及び現存利權を示せば次の如くである。

〔第百表〕　支那主要鑛山利權回收一覽表（一九三八年末現在）

國別	名稱	鑛種	經營者	設定年度	買收年度	買收額	備考
英國	四川省モルガン利權	各種	Eastern Pioneer Co. (P. Morgan)	一八九九	一九〇七		支那側ノ一方的聲明ニ依ル廢棄。
英伊	山西省利權	石炭、鐵	福公司 (Peking Syndicate)	一八九七	一九〇八	二七五萬兩	
英國	安徽省銅官山利權	銅鐵	安裕公司 (London and China Syndicate)	一九〇四	一九一〇	五萬二千磅	正式ニハ解決回收後ハ支那側ノ保管公司經營ニ當ル。
英國	四川省江北省利權	石炭鑛	A. Little	一八九八	一九〇九	二萬兩	
英佛	雲南利權	各種	隆興公司 (Syndicate de Yunnan)	一九〇二	一九一一	五十萬兩	
米國	陝西省及江北省利權	石油	スタンダード石油會社	一九一四	一九一六		支那側ノ一方聲明ニ依ル廢棄。
英佛	貴州萬山場利權	水銀	Anglo-French Quick-Silver and Mining Co. of China	一八九九	一九一一		一九一一年以後放棄狀態ニアリ。

〔第百一表〕 支那主要鐵山利權現存一覽表

組織	名稱	位置	經營者	資本	設定年度	備考
日支合辦	坊子炭礦	山東省濰縣の東南坊子	魯大公司外四社		一九二二	獨ノ舊利權トシテ設定サレタノハ一八九八年
同右	淄川炭礦	山東省淄川	魯大公司	二、五〇〇、〇〇〇元	一九二二	同右
同右	金嶺鎮鐵鑛	山東省金嶺鎮	魯大公司		一九二二	同右一九二三年以來停止狀態
同右	博山炭礦	山東省博山	博東煤鑛公司	一、五〇〇、〇〇〇元	一九二四	
同右	淄川炭礦	山東省淄川	華塢嶺煤鑛公司	五、〇〇〇、〇〇〇元	一九二五	
同右	楊家坨炭礦	河北省門頭溝東北楊家坨	華勝公司	八〇〇、〇〇〇元	一九一六	
同右	井陘炭礦	河北省井陘縣東北崗頭村	興中公司	五、〇〇〇、〇〇〇元	一九三七	獨逸人ノ舊利權トシテハ一八九八年ニ設定
同右	大同炭礦	山西省大同	大同煤鑛公司			
日本側委託	正豐炭礦	河北省陘縣東北鳳山村	同右	六六、〇〇〇、〇〇〇元	一九三七	
同右	陽泉炭礦(保晉炭礦)	山西省陽泉	同右	一、九二〇、〇〇〇元	一九三七	
同右	壽陽炭礦	山西省壽陽縣	同右	三五、一五〇兩	一九三八	
同右	六河溝炭礦	河南省安陽縣觀名村	同右	四、七五〇、〇〇〇元	一九三七	
同右	中興炭礦	山東省嶧縣北棗莊	同右	一〇、〇〇〇、〇〇〇元	一九三八	
同右	華豐炭礦	山東省寧陽縣磁窰村	同右	二九〇、〇〇〇元	一九三八	
同右	華寶炭礦	山東省泰安縣禹村	同右	六三五、二〇〇元	一九三八	
同右	西山炭礦	山西省太原白家莊	同右		一九三七	
同右	漢冶萍公司及桃中鐵山	湖北省及安徽省			一九三八末	一九一五年借款供與ニヨリ鐵鑛買付ノ契約ヲナス

英支合辦	開灤炭礦	河北省	開灤礦務局	二、〇〇〇、〇〇〇磅	一九一二	一九〇〇年英國開平礦務有限公司設立シテ開平炭礦採掘一九一二年支那側灤州炭礦有限公司ト合辦トナル
同	右 門頭溝炭礦	河北省京綏線門頭溝	門頭溝中英礦務公司	三、〇〇〇、〇〇〇兩	一九一五	英國中英公司ト支那側ノ合辦
同	右 焦作炭礦	河北省修武縣焦作鎭	中福聯合		一九三三	福公司一九〇四年焦作鎭炭礦採掘一九三三年支那側中原公司ト合辦ス
露支合辦	フオン、グロツテ金鑛	外蒙古 Iro 附近	Peking Mongolur Mining Co.	六〇〇、〇〇〇弗	一九二〇	一八九八年露人 Mongolur Co. ヲ設立後改組シテ現在ニ至ル

二、在支列國鑛山現勢

一九三六年現在として現存する列國の鑛山利權は、日支合辦によるもの七、日本の借款によるもの二で、英支合辦によるもの三、獨支合辦によるもの一、露支合辦によるもの一といふ狀況である。（前掲第百一表參照）そのうち、日本を除く列國鑛山の現勢は次の如くである。

〔第百二表〕　在支列國鑛山現勢一覽表（一九三六年）

鑛山名	鑛物種類	經營者名	合辦國名	所在地	鑛質	坑夫數	埋藏量（千瓲）	產出量（千瓲）	販路	備考
開灤炭礦	石炭	開灤鑛務總局	英支	河北省	有煙炭	三、三四七	四〇〇、〇〇〇	四、七五五	北寧、津浦、平綏各路線、長江、沿岸各埠、廣東、汕頭、日本	
門頭溝炭礦	〃	門頭溝中英煤礦公司	〃	〃	半無煙及無煙炭	二、六四〇	六六、〇〇〇	三四〇	北平、天津	
焦作領炭礦	〃	中福聯合辦事處	〃	河南省	無煙炭	一〇、六八一	一、〇九〇、〇〇〇	九一〇	平漢、隴海、道清、三鐵道沿線	
井陘炭礦	〃	井陘國務局	獨支	河北省	有煙粘結性ニ富ム	四、二〇〇	三二一、〇〇〇	七五五	正太、平漢、石家莊	一九三七年十一月日支合辦ニ改組
フオングロツテ金鑛	金	Peking Mongolur Mining Co.	露支	外蒙古		不明	不明	不明	不明	

〔備考〕一、產出量ハ一九三四年度分ナリ（英文中華年鑑ニ據ル）
二、埋藏量ハ日滿商事株式會社發行「北支石炭界ノ現況」ニ據ル。
三、坑夫數ハ一九三一年度ヲ示ス（英文中華年鑑ニ據ル）

開灤礦は唐山坑、馬家溝坑、趙各莊坑、林西坑、唐家莊坑及び西北坑の六坑より成るが、そのうち馬家溝坑は一九三六年一月より休坑してゐる。同礦の埋藏量は四億瓲と言はれる。これは殘存可採炭量で、假りに每年五百萬瓲を採掘するとしても尙ほ殘存年齡八十はある譯である。出炭量は河北省隨一で、最近は一九三二年を底として漸次好調を示し、一九三四年の河北省石炭產額七百七十三萬九千噸の約六十パーセントを占めてゐる。現在採掘せる五坑中最も旺盛な出炭量を見せてゐるのは趙各莊坑で、日產六千瓲、年產百九十萬瓲である。販路としては廣汎に亙つてゐるが、近年地場消費及び日本向が多い。

門頭溝炭礦の出炭量は他の英國の在支炭礦に及ばぬが、その年產は一九三四年三十五萬瓲であつた。炭質は無煙炭であるため北京、天津地方の煤球兒原料用として廣い販路を持つてゐる。

焦作領炭礦の石炭は煖房用炭として山西の陽泉炭と並び稱せられる。

獨支合辦の井陘炭礦は、事變後獨逸資本が興中公司に讓渡したものであるが、同礦出炭量は年々增加してゐる。

以上列國四礦山の一九三四年出炭量は併せて六百八十一萬瓲であるから、同年の全支出炭量二千五十五萬一千瓲の三十三パーセントを占めることとなり、支那炭礦界の重要地位にある。

最後に、露支合辦のフオン、グロツテ金鑛の近況は不明であるが、營業狀態は何等見るべきものがないと傳へられてゐる。

列國の上記四礦山の設備內容は次の如し。

（イ）開灤炭礦

礦區面積。九十五平方支里

炭層。十四層、總厚十三米。

設備。竪坑十七、各附屬捲揚機及び鋼鐵井架ボイラー四十五、蒸汽機關七、渦輪機十六、發電機十三、電動機五百四十、壓搾機十三、打風機十、壓氣鑽四、篩煤機二十四、洗炭盤二

工場。ボイラ製造廠五、電氣修理廠五、水道廠化驗室五、火藥倉五、機械工場五、鐵工場五、篩砂廠四、木工々場五

運輸設備。大小機關車四十二、十二噸車四百九十九、三十噸車百十六、四十噸車六百、船舶。支那沿岸航路用船舶噸數七、五三八噸（減價償却殘額五四四、一八三元）碼頭設備。碼頭數五（減價償却殘額一、八一六、〇〇〇元）

（ロ）門頭溝炭礦

礦區。八千畝

炭層。厚一・七—三・五米、一・三—一・五米、一・二—二・三米各一層設備。竪坑二、機械設備。大小汽罐五、タービン式發電機二、捲揚機二、電動喞筒八、壓搾機三、篩炭機三、撰炭機一、二十萬噸貯炭場一、積込棧橋一、積込盤一、礦區內運搬設備。牛噸車三百、二十四磅軌道敷支里。

工場其他。汽罐室一、原動機室一、機械工場一、鐵工場一、鑄物工場一、木工場一、エンドレス機械室一、火藥洞一、安全燈室一、壓搾鑿岩機室一

運炭鐵道。礦區—門頭溝驛間六支里（輕便）、門頭溝驛—北平西直門驛間五十四支里。平綏鐵道支線、京門鐵道支線。

（ハ）焦作鎭炭礦

(1) 中原炭礦公司所屬の炭礦

礦區。五十七平方哩（東）、十一平方哩（西）

炭層。六・四—十米一層

設備。竪坑四、小竪坑四十、狸掘坑十五

機械設備。ボイラー三十六、汽機六、循環機六、起重機六、捲揚機四、空氣壓搾機二、喞筒十三、抽風機二、發電機四、篩炭機一、旋盤

十二、鑽孔機四、工場。機械工場二、鐵工場二、鑄物工場二、木工場二、喞筒室二、刨床二、金剛石ボーリング一、附鑽桿八百尺、貯炭場二

運輸設備。各坑道敷設軌道二千尺、礦區ー驛間軌道五萬尺

(2) 福公司所屬炭礦

礦區。一層、厚六米

出炭坑八、在來竪坑四十

機械設備。大小抽水機三十、探炭機一、汽錘一、ボイラー三十二

修理工場。一

(ニ) 井陘炭礦

礦區面積。三十八平方支里

炭層。可採炭層、現在稼行中のものは第一層より第五層迄、厚さは夫々三呎、七呎、一・五呎、六呎、二十四呎であり、第六層は一・六呎である。

竪坑三。うち一坑は休坑

機械設備。汽罐二十九、附屬喞筒六、蒸汽機械三、捲揚機三、扇風機三、水揚喞筒十二、壓搾機一、發電機三、電動機十一、篩炭機三、洗炭機一、坑道電燈二千個、汽罐室四、原動機室二、エンドレス機械室三、木工場一、機械工場一、鐵工場三、鑄物工場一

運輸設備。山元ー正太線南河頭間（十一粁半）の輕便鐵道を所有。機關車十一、炭車二百、坑內用小炭車八百

(ホ) 露西亞のフオン、グロッテ金鑛。その設備に就ては不明である。

三、列國の對支鑛業投資額

(1) 開灤炭礦

英國の開灤炭礦への投資機關は開平公司であるが、これは一九一二年六月支那側灤州公司と合同して開灤炭礦の合辦經營となり、開灤礦務總局を設立した。一九三六年六月末現在の同礦務總局の資金關係は次の如く推定せられる。

項目	金額
開平公司投資	
株式資本	一、九六〇、〇〇〇磅
社債未償還額	六四八、〇〇〇
社債償却積立金	五六〇、〇〇〇
計	三、一六八、〇〇〇
灤州公司投資	
株式資本	一、〇〇〇、〇〇〇
新規事業投資	二〇〇、〇〇〇
計	一、二〇〇、〇〇〇
兩公司共同保有積立金	一、五〇九、〇〇〇
(開平公司側所有分	七五四、〇〇〇)
合計	五、八九五、〇〇〇

開平公司資本金。開灤礦務總局設立當時の開平礦務總局の資本金は百萬磅であつたが、その後增資により一九三六年六月末現在では拂込資本金は百九十六萬磅である。

開灤礦務總局社債未償還額。礦務總局創立當時、兩公司が有してゐた社債其他未拂金等の支拂に當てるため、開平公司取扱にて發行したる總額百二十萬磅六分利付第一次擔保付社債に對して、每年純利益金中より二萬四千磅宛を償還し來たつたので、一九三六年現在の未償還額は六十四萬八千磅である。

開平公司社債償却積立金。これは一九三六年六月現在約五十六萬磅に達してゐる。

開平、灤州共同保有積立金。開灤礦務總局設立豫備協定第三條第二項第七號が「毎年ノ利益金ニ對シテハ兩公司平等ニ享有權ヲ有ス」と規定してゐることから、別途積立金が存在するものと考へられる。此の積立金に就て開平側の報告はないのであるが、灤州公司側の報告によれば積立金に對する利息は一九三二年度六月末報告にて六千七萬九千九百九十一元二六に達すとある。前記協定規定より推測すれば、總積立金に對する利息總額は一百三十五萬九千九百八十二元となり、利率六分とすれば其の元金は二千二百六十六萬六千三百七十五元、英貨に換算して一百三十六萬九千四十九磅（一元＝一志二片半）と推定せられる。この半額が開平公司の所有に歸するものとすれば六十八萬四千五百二十四磅五が開平公司所有分となる。一九三二年より三六年に至る間最少三萬五千磅を積立てたと假定すれば四年間に十四萬磅となり一九三六年開平側の積立金所有分は七十五萬四千五百二十四磅五となる。

尚ほ開平公司の開灤礦務總局への投資の內譯は次の如くである。

項目	金額
開平炭礦採權、建物機械諸設備、秦皇島に於ける埠頭設備、各地の埠頭貯炭所に對する投資	一、八三六、〇〇〇磅
流動資金	四一〇、〇〇〇
貸付金	五〇、〇〇〇
當座預金勘定	一九、〇〇〇
計	二、三一五、〇〇〇

斯くて、我々の算定によれば、開平公司の開灤礦務總局への投資額は二百三十一萬五千磅であるが、同公司の開灤炭礦關係投資總額は三百九十二萬二千磅である。

尚ほ開平公司の株式は記名株と無記名株の兩者より成り、一九二八年には記名株七萬七千二百一株、無記名株は一百三十二萬二千七百九十九株で、併せて一百四十萬株であつた。併し、記名株は漸次減少し、一九三六年頃には全體數の五パーセントに過ぎず、他は無記名株で

あると見られてゐる。而して、總局組織當時に於ける調査によれば四十四パーセントは英國資本家に、約三十二パーセントは白耳義資本家に、二十二パーセントは佛國資本家に所屬し、記名株の九十パーセントが英國及び白耳義資本家に屬するとされてゐる。一九二八年に於ける記名株は英國四萬五千一百六十七株、白耳義三千三百九十五株、佛國一萬七千七百八十二株、殘りの八百五十七株が共他の諸國に所屬してゐた。一九三五年末に於ける日本人所有株數は四萬九千五百九十八株である。灤州礦務有限公司の株式總數は一百萬株、資本金額は一百萬元である。設立當時に於ては總株の六割が支那人に、四割が外國人に所有されてゐたと言はれたが、一九三五年に至つては支那人四割、英國人三割、白耳義人三割の所有分布と見做されてゐる。

斯くて我々は開平公司の投資總額を英國人所有とし、一九三六年に於ける灤州公司の資本金額の三割、即ち三十萬磅が英國人所有、又三十萬磅が白耳義人所有と見做せば、一九三六年に於ける列國の開灤炭礦關係投資額は次の如くである。(但し開平礦務公司の一株は一磅として計算す)

英　國	四、二二二、〇〇〇磅
白耳義	三〇〇、〇〇〇磅

(2) 焦作鎭炭礦

焦作鎭炭礦への英國の投資は福公司によつてなされてゐる。福公司は一九〇四年焦作鎭附近の炭田採掘權を獲て採掘に着手せるも、一九一五年支那側中原公司との共同販賣機關として福中公司(Fu-Chung Corporation)を設立、更に一九三三年には炭礦經營を中原公司との合同事業となし、中福聯合(Chung-Fu Joint Mining Administration)を設立した。今一九三六年末に於ける福公司及び中原公司の資本金並びに兩公司の中福公司への出資額を示せば次の通りである。

福公司。公稱資本金一百五十四萬磅、拂込資本金一百二十萬磅。

中原公司。公稱資本金五百萬元、拂込資本金三百五十萬元。

福公司の中福聯合への投資額は、炭礦設備投資として四十九萬二千磅(八百十七萬八千元)、流動資金投資として二萬九千磅(五十一萬二

千元)。
中原公司の中福聯合への投資額は、炭礦設備投資として三百五十萬元、流動資金投資として五十一萬元。
從つて福公司の焦作鑛礦への投資額は五十二萬一千磅と見做し得る。
尙ほ中福聯合に於ける福公司及び中原公司の聯合契約中の重要事項は次の如きものである。

(イ) 董事長は國民政府之を任命する。

(ロ) 董事部は五名を以て構成し、うち三名は中原公司の重役會之を選出し、二名は福公司の重役會之を任命する。

(ハ) 業務の議決は五名の董事中四名の同意を得て効力を生ず。

(ニ) 利益ある場合は中原、福兩公司に對し、先づ各四十萬元を分配し兩公司の原資本及び重役會の費用に充當し、次に純利益金の十パーセントを準備金として留保し、更に流動資本に對し年五分に相當する利息を控除し、殘額の七割を兩公司の配當金として中原公司五十一パーセント、福公司四十九パーセントの割合にて分配し、他の三十パーセントを從業員の賞與、中央政府及び河南省政府への納付金、公共事業費に適宜に分配する。

(ホ) 聯合の期間は十年間とし、雙方の合意により延長することを得。

(ヘ) 聯合期間中福公司の炭礦關係財産は支那政府其他により買收せられることを得。買收の優先權は中原公司之を保有す。

此等の契約條項は何れも福公司にとつて不利益であつて、斯かる不利な條件の下に福公司が聯合せねばならなかつたのは偏へに支那側の壓迫を免れんが爲である。
尙ほ英國の中英銀公司(Anglo-Chinese Finace and Trade Corp., Ltd.)は一九三七年六月末現在中福聯合に對し百萬元、中原公司に對し百二十七萬元、併せて二百二十七萬元の債權を持つてゐた。此の額が一九三六年末にも存在せるものとすれば、英國の焦作鑛炭礦投資額は次の如くなる。

福公司投資額	五二一、〇〇〇磅	（八、六九〇、〇〇〇元）
中英銀公司投資額	二、二七〇、〇〇〇元	
計	一〇、九六〇、〇〇〇元	

(3) 門頭溝炭礦

門頭溝炭礦の經營者は英支合辦の門頭溝中英礦務公司である。これは英國の中英公司と支那側との合辦により設立せられたものであつて一九三六年末現在の資本金は三百萬兩であり、金額拂込濟と見做せば、中英公司持株四十九パーセント、支那側持株五十一パーセントであるから、中英公司の投資額は一百四十七萬兩である。これを元に換算すれば二百五萬八千元となる（但し百兩＝百四十元とす）。

(4) 井陘炭礦

一八九八年、獨逸側の資本五萬兩と支那側の礦區十八畝の共同出資により井陘煤局が設立され採掘に着手せんとしたが、團匪事件により中止された。その後一九〇八年、支那側井陘礦務局と獨逸側井陘礦務公司（Chinghsin Mining Company）とは合併し、資本金五十萬兩の井陘礦務局（Chinghsin Mining Administration）を設立した。此の設立に於て支那側は炭礦一切を、獨逸側は所有財産一切を夫れ夫れ提供し、各二十五萬兩の出資となした。歐洲大戰中支那は一切の契約を破棄してこれを自己の掌中に收め、大戰終了後新に獨逸は支那と契約を結んだ。これによつて井陘炭礦は河北省所有となり、井陘礦務局株式五十萬兩を河北省に讓渡し、獨逸側には十二萬五千兩が殘留することになつた。爾後業績良好であつたが、一九三七年十月百三十五萬元にて獨逸側の株式及び之に附隨する一切の權利が日本へ讓渡された。一九三六年末に於ける投資額が日本への讓渡額と同じであると見做して、我々は獨逸の井陘炭礦への投資額を百三十五萬元とするのである。

(5) フオン、グロツテ金鑛

一八九八年、露西亞人フォン、グロッテは外蒙に於ける五十箇年の金鑛採掘權を獲、Mongolar Company を設立して採掘に着手した。一九一二年蒙古の獨立宣言と共に、支那側監督を脱して蒙古政府の監督下に移され改組さるゝに至つたが、一九二〇年資本金六十萬兩の Peking Mongolar Mining Co. に一切の權利を讓渡し、純利益金の十六・五パーセントを支那政府に、五パーセントを Mongolar Co. に支拂はせること

とを約した。其の後の營業成績は何等見るべきものなしと言はれてゐるので、投資額を揭げることなしに附記するに止める。

其他列國が直接鑛山經營に携はることなしに何等かの形で投資してゐるものも多いのではないかと見られるが、これに就ての參考資料なきため列國の鑛業投資からは除外せざるを得ない。

斯くて我々の算定せる列國の鑛業投資額を一覽表を以て示せば次の如くである。

〔第百三表〕　列國對支鑛業投資一覽表（日本ヲ除ク）（一九三六年末現在）

鑛山名	經營者名	列國投資國名	投資額（單位＝元）
開灤炭礦	開灤礦務局	英國	七五、九九六、〇〇〇
〃	〃	白耳義	五、四〇〇、〇〇〇
焦作煤炭礦	中福聯合	英國	一〇、九六〇、〇〇〇
門頭溝炭礦	門頭溝中英礦務公司	英國	二、〇五八、〇〇〇
井陘炭礦	井陘礦務局	獨逸	一、三五〇、〇〇〇
フォン、グロッテ金鑛	Folting Mongolar Mining Co.	露西亞	—
合計			九五、七六四、〇〇〇

〔第百四表〕　列國國別對支鑛業投資額（單位＝元）

國籍	投資額
英國	八九、〇一四、〇〇〇
獨逸	一、三五〇、〇〇〇
白耳義	五、四〇〇、〇〇〇
露西亞	—
合計	九五、七六四、〇〇〇

第五章　不動產投資

一、不動產權益と不動產投資

支那の外國貿易が廣東一港に限られ、外國商人が公行を通じてのみ交易を許されてゐた當時、外國商人は廣東城外の公行所有の二十一エーカーの一小地域に居住を命ぜられてゐた。その居住さへも「防範外夷」の規定するところによれば、「通商の時期の過ぐる時は外人の廣東に居住することを許さず」といふのであり、その通商の時期とは毎年五月より十月までの僅か半年にも足らぬ短期間でしかなかつた。

廣東、厦門、福州、寧波、上海の五港を開港させた南京條約によつてはじめて、外國人は上記の諸市において「商業に從事するため迫害又は拘束を蒙ることなく居住する」ことが認められたのであつた。しかし、一度開港場における居住が認められるや、外國商人はこれらの地域に商館を築き、住宅を建て、土地を購入しはじめ、租界を設定すると共に、支那の各地を次々と開港場とさせたのであつた。

支那に於て外國人が商業的活動を許容されてゐる地域は開港場、自開商埠地、立寄港であり、外國人が居住し營業に從事し土地家屋を貸借賣買する權利を許されてゐる地域は開港場と自商埠地であるが、今日それらの地域は全支に亙つて左の如き多數に上つてゐる。

（第百五表）　中國商埠一覽表（民國二十四年三月外交部編）

省市名	開港場、自開商埠地、立寄地
南京市	南京、浦口
江蘇省	鎭江、蘇州、無錫、徐州、海州
上海市	上海、吳淞
浙江省	杭州、寧波、溫州
安徽省	安慶、蕪湖、蚌埠
江西省	九江

湖北省	武昌、漢口、沙市、宜昌
湖南省	長沙、岳州、湘潭、常德
四川省	重慶、萬縣
河北省	天津、秦皇島
山東省	濟南、煙臺、濰縣、周村、龍口、濟寧
威海衛行政區	威海衛
青島市	青島
河南省	鄭州
甘粛省	嘉峪關
福建省	福州、廈門、三都澳、鼓浪嶼
廣東省	廣州、汕頭、三水、江門、中山港、公益埠、惠州、北海、瓊州、拱北、九龍、廣州灣、甘竹、香洲
廣西省	南寧、梧州、龍州
雲南省	昆明、蒙自、河口、思茅、騰越
新疆省	迪化、伊犂、塔城、喀什噶爾、哈密、奇臺、吐魯番

〔備考〕 蒙疆、其他省略ス

國內各地が商埠地として開かれるにしたがひ、外國貿易は次第に伸展を見せて行つたが、一八九五年の日清戰爭後に開港場に於て工場を設立することが外國人に許容されるに及んでは、外國資本は支那に深い根を下すやうになつた。外國資本が商業資本として貿易に從事してゐた當時から既に主要開港場においては近代的都市が建設されつゝあつたが、更に產業資本として本格的に支那經濟に根を張るやうになつてからは外國資本と華人資本との間には密接な關係が結ばれるやうになり、しかも華人資本は外國資本の支配下に置かれるに至つたため、主要開港場における近代的都市の建設は益々急速に發展した。

上記の各地に居住する外國人々口については、甚だ不完全極まるものではあるが左の如き統計を參考までに附して置くことゝする。

〔第百六表〕　全支居住外國人人口表（英文中國年鑑一九三七年版所載）

地域別	調査年度	英國人	米國人	佛國人	獨逸人	ロシア人	日本人	其他各國人	無國籍	國籍不明	總計
天津市	一九三〇年	三一五	三四六	四五	三五七	九八九	一九五	一八〇	三	—	二、四三九
英租界	一九三四年	一、五〇四	二六七	五五	八五	一、四五四	九〇	五七八	—	三	四、〇四五
佛租界	？	—	—	—	—	—	—	—	—	九八〇	九八〇
伊太利租界	？	—	—	—	—	—	—	—	—	三七五	三七五
日本租界	？	—	—	—	—	—	—	—	—	六、五三五	六、五三五
威海衛行政區	一九三一年	五二	—	—	一	—	三七	九	—	—	九九
青島市	一九三五年	二三	二〇五	一三	二〇八	六七八	一一、五三七	三五五	—	—	一三、〇一九
上海市	一九三五年	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇、一四九	一〇、一四九
共同租界	一九三五年	八、九三六	二、〇一七	二一二	一、一一三	三、〇一七	二〇、二四二	三、三七八	—	—	三八、九一五
佛租界	一九三四年	二、六九五	一、七九二	二、四一〇	七二五	八、二六三	二八〇	二、一八八	—	五四七	一八、八九九
福州市	一九三四年	九七	一一九	二〇	一九	五	二、六四七	二三五	—	—	三、〇三二
厦門市	一九三五年	—	—	—	—	—	一〇、四五九	—	—	一八二	一〇、六四一
鼓浪嶼租界	？	—	—	—	—	—	—	—	—	二五〇	二五〇
汕頭市	一九三五年	七六	四二	一四	三	二	五六五	一四	—	—	七一五
廣州市	一九三二年	—	一五六	—	一一	—	—	四一	—	—	二〇八
沙面英租界	一九三四年	—	—	—	—	—	—	—	—	六二六	六二六
沙面佛租界	？	—	—	—	—	—	—	—	—	三一六	三一六
九龍租界地	一九三一年	一、一〇一	—	—	—	—	—	一三	—	—	一、一一四

廣州灣租借地	一九三一年	—	—	二六六	—	—	—	四	—	—	二七〇
沿海都市小計		一五、〇二九	四、九四四	三、〇三五	二、七三一	一四、四〇七	四六、〇四二	六、五七五	三	一九、九七二	一一三、七四七
南京市	一九三四年	六二	一一九	六	一〇八	四八	一二三	三三	—	—	四九八
北平市	一九三五年	三五一	五四三	二一七	一九四	二四七	一、〇四五	一、一九〇	—	—	三、六八七
西安市	一九三〇年	一七	一九	—	—	—	—	二	—	—	三八
杭州市	一九三五年	—	—	—	—	—	—	—	—	二二九	二二九
南昌市	一九三五年	—	—	—	—	—	—	—	—	七〇	七〇
武昌市	一九三四年	二八	六七	—	三	—	—	九	—	—	一二五
漢陽市	一九三四年	三一	六	—	—	—	四	二	—	—	四三
漢口市	一九三五年	二一七	一八三	三	一三四	三一四	二四八	二一三	—	—	一、三一一
第三特區	一九三五年	一五五	三五	三	七	六三	六六	三三	—	—	三六二
佛租界	一九三五年	四七	二三	三一六	二〇	二一	二七	四九	—	—	六〇三
日本租界	一九三五年	一六	六	—	—	四	一、五八九	三	—	—	一、六一七
長沙市	一九三三年	—	—	—	—	—	—	—	—	三三三	三三三
成都市	一九三五年	五九	二六	一八	—	一	一	二四	—	—	一二九
重慶市	一九三五年	三〇	二六	二四	三	六	三三	八	—	—	一二九
貴陽市	一九三五年	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇	二〇
濟南市	一九三五年	七四	九九	一七	八一	一	一、八六〇	六	—	—	二、一三八
蘭州市	一九三四年	二	三	—	三四	—	—	七	—	—	四六
內地諸都市小計		九九七	一、一五五	六一三	六〇二	七九五	四、九九六	一、五九八	—	四四二	一一、一九八
江蘇省	一九三五年	—	—	—	—	—	—	—	—	四五八	四五五

浙江省	一九三二年	九二	九一	三六	一三	一三	三	三	三二	—	二八三
安徽省	一九三三年	—	—	—	—	—	—	—	—	三三五	三三五
江西省	一九三五年	九	三	一	一	—	—	五	—	一六七	一八六
福建省(四八縣)	一九二九年	—	—	—	—	—	—	—	—	四三〇	四三〇
湖南省	一九三三年	—	—	—	—	—	—	—	—	五三三	五三三
湖北省	一九二九年	一二二	六五	四七	三八	三	四七	一四三	—	—	四六五
四川省	一九三五年	九三	四一	三八	七	—	六	一一	—	—	一九六
河北省	一九二九年	一六二	二七四	八六	一五二	二五	二九	九六	—	—	八二四
山東省	一九三一年	一二五	一三四	三八	一三五	三	七二一	三	—	五四〇	一、五八七
山西省	一九三四年	一〇二	八〇	一九	五二	一八	四	一七一	—	—	四四六
陝西省	一九三〇年	一七	一〇	二八	—	四	二	二四	二	六三	一五〇
寧夏省	一九三五年	一三	五	—	—	—	—	一八	—	—	三六
綏遠省	一九三五年	五	五	一	一	一七	三	五七	—	—	八九
察哈爾省	一九三四年	二四	一七	二七	三	八三	二九	一三七	三	—	二四一
各省小計		六六四	七二五	三二一	四二〇	一六六	八三四	六六七	三七	二、五一四	六、三四八
其他八省及び福建殘部、推定		—	—	—	—	—	—	—	—	三、七四八	三、七四八
合計		一六、六九〇	六、八二二	三、九七一	三、七五三	一五、三六八	五一、八七二	八、八四〇	四九	二六、六七六	一三四、〇四一

滿洲、外蒙古、新疆、西藏を除く全支の外國人居留人口は、調査年度の不同のためと調査方法の不完全とのために極めて漠然とした推定數ではあるが約一三四、〇四一人であり、その内譯は英國人一六、六九〇人、米國人六、八二二人、佛國人三、九七一人、獨逸人三、七五三人ロシア人一五、三六八人、日本人五一、八七二人、其他各國人八、八四〇人、無國籍四九人、國籍不明二六、六七六人となつてゐる。

詳細な地域的分布は第百六表によつて見られたい。また、右表は英文中國年鑑一九三七年版に據つたものであるから、詳細は同書につい

て檢討する必要がある。

ただ、この統計によつて、外國居留民の大多數が沿海沿江の都市に集中してゐること、特に上海、天津、漢口等の少數の主要都市が壓倒的部分を占めてゐること、就中、上海の比重がずば抜けて大きいことがわかるであらう。

二、不動產所有の諸形式と全支分布狀態

在支外國不動產所有は次の四つの種類に分たれる。

一、外國商社及び個人の營業用不動產

二、外國房地產商社の資產

三、外國人の居住のための所有不動產

四、宗教團體の所有不動產

以上の四種類の中、宗教團體の不動產のみは支那國內に遍く散在してゐるが、其他の三者は外國人が居住及び資本投下を許容されてゐる商埠地に限られてゐる。

これらの商埠地の中、特に外國人の活動の自由が保證されてゐる地域は租界である。從つて、外國人の所有不動產は租界內及び租界の周邊地域に集中して存在してゐる。租界自體が外國人の自由なる活動のために設定された特殊の地域であるから、或る意味では一種の外國所有地とも言へるが、茲では現實に外國人が資本を投じて購入、所有してゐる土地及び建物を不動產投資とし、租界はこれを不動產權益として前者と區別することゝする。

かゝる意味における不動產權益としては、先づ第一には香港のごときものがあるが、これは姑らく措くとして、次には租借地があり、租界、自開租界があり、租借地及び租界の回收された特別行政區があり、最後に條約によつて外國人の不動產所有の自由が約束されてゐる商埠地がある。しかし、この中租界が最も重要なものであることは言ふ迄もない。その租界には現在左の如きものがある。

〔第百七表〕現存租界一覽表

所在地	專管國	設定年度	面積（坪）
上海	共同租界	英租界トシテ一八四五年、一八六三年共同租界トナル	六、七八八、九三〇
	佛國	一八四九年	三、〇〇一、三九八
天津	英國	一八六一年	一、一三四、六〇〇
	佛國	一八六一年	三九三、三九〇
	日本	一八九八年	三九八、二二六
	伊太利	一九〇二年	一四一、〇九三
漢口	佛國	一八九六年	一〇九、二八八
	日本	一八九八年	一二四、一六二
廣東	英國	一八六一年	四二、八四六
	佛國	一八六一年	一一、〇一八
厦門	共同租界（鼓浪嶼）	一九〇二年	
	日本	一八九八年	四〇、〇〇〇
蕪湖	英國	一九〇四年	一三二、〇〇〇
蘇州	日本	一八九七年	一五〇、〇〇〇
杭州	日本	一八九七年	一三〇、〇〇〇
沙市	日本	一八九八年	一一七、六〇〇
福州	日本	一八九九年	二四、九五〇
重慶	日本	一九〇一年	一四三、〇八〇

〔第百八表〕回收租界一覧表

舊名稱	現名稱	回收年度	面積
天津			
獨逸租界	天津第一特別區	一九一九年	
墺國租界	〃第二特別區	一九一九年	
露國租界	〃第三特別區	一九二四年	
ベルギー租界	〃第四特別區	一九二九年	
漢口			
獨逸租界	漢口第一特別區	一九一九年	
露國租界	〃第二特別區	一九二四年	
英國租界	〃第三特別區	一九二七年	
鎭江英國租界		一九二九年	
九江英國租界		一九二七年	百五十畝
厦門英國租界		一九三〇年	

北京公使館區域。北京公使館區域内における土地關係については、一九〇四年六月十三日、最終議定書調印國間に左の如く定めた議定書が成立してゐる。

「(1) 公使館區域内に土地を有する各國公使館、税關、各國會社及び個人は本議定書附屬の地籍原圖に各々其名を記入して所有權を確認することを要する（第一條）

(2) 隙地、道路、溝渠、下水、樹木其他一切の建設物は、公使館區域の共有財産とする（第二條）

浙江省	一九三二年	九二	九一	三六	三七	五	五	三	一三	—	二八二
安徽省	一九三三年	—	—	—	—	—	—	—	—	三三五	三三五
江西省	一九三五年	九	五	一	一	—	—	五	—	一六五	一八六
福建省(四八縣)	一九二九年	—	—	—	—	—	—	—	—	四三〇	四三〇
湖南省	一九三三年	—	—	—	—	—	—	—	—	五三三	五三三
湖北省	一九二九年	一三二	六五	四七	二八	一三	四七	一三三	—	—	四六五
四川省	一九三五年	九二	四一	二八	七	—	六	二	—	—	一九六
河北省	一九二九年	一六二	二七四	八六	一五三	二五五	二九	九六	—	—	八二四
山東省	一九三一年	二五	一三三	三八	一三九	三	七二一	三	—	五四〇	一、五八七
山西省	一九三四年	一〇二	八〇	一九	五二	一八	四	一七一	—	—	四四六
陝西省	一九三〇年	一七	一〇	二八	—	四	二	二四	二	四三	一三〇
寧夏省	一九三五年	三	五	—	—	—	—	一八	—	—	二六
綏遠省	一九三五年	五	五	一	一	一七	二三	三七	—	—	八九
察哈爾省	一九三四年	二四	一七	二七	三	八三	二九	一三七	三	—	三四一
各省小計		六六四	七三三	三三三	四一〇	一六六	八三四	六六七	三七	二、五一四	六、三四八
其他八省及び福建殘部、推定		—	—	—	—	—	—	—	—	三、七四八	三、七四八
合計		一六、六九〇	六、八二二	三、九七一	三、七五三	一五、三六八	五一、八七二	八、八四〇	四九	二六、六七六	一三四、〇四一

滿洲、外蒙古、新疆、西藏を除く全支の外國人居留人口は、調査年度の不同のためと調査方法の不完全とのために極めて漠然とした推定數ではあるが約一三四、〇四一人であり、その内譯は英國人一六、六九〇人、米國人六、八二二人、佛國人三、九七一人、獨逸人三、七五三人ロシア人一五、三六八人、日本人五一、八七二人、其他各國人八、八四〇人、無國籍四九人、國籍不明二六、六七六人となつてゐる。

詳細な地域的分布は第百六表によつて見られたい。また、右表は英文中國年鑑一九三七年版に據つたものであるから、詳細は同書につい

て檢討する必要がある。

たゞ、この統計によつて、外國居留民の大多數が沿海沿江の都市に集中してゐること、特に上海、天津、漢口等の少數の主要都市が壓倒的部分を占めてゐること、就中、上海の比重がずば拔けて大きいことがわかるであらう。

二、不動產所有の諸形式と全支分布狀態

在支外國不動產所有は次の四つの種類に分たれる。

一、外國商社及び個人の營業用不動產
二、外國房地產商社の資產
三、外國人の居住のための所有不動產
四、宗教團體の所有不動產

以上の四種類の中、宗教團體の不動產のみは支那國內に遍く散在してゐるが、其他の三者は外國人が居住及び資本投下を許容されてゐる商埠地に限られてゐる。

これらの商埠地の中、特に外國人の活動の自由が保證されてゐる地域は租界である。從つて、外國人の所有不動產は租界內及び租界の周邊地域に集中して存在してゐる。租界自體が外國人の自由なる活動のために設定された特殊の地域であるから、或る意味では一種の外國所有地とも言へるが、茲では現實に外國人が資本を投じて購入、所有してゐる土地及び建物を不動產投資とし、租界はこれを不動產權益として前者と區別することゝする。

かゝる意味における不動產權益としては、先づ第一には香港のごときものがあるが、これは姑らく措くとして、次には租借地があり、租界、自開租界があり、租借地及び租界の回收された特別行政區があり、最後に條約によつて外國人の不動產所有の自由が約束されてゐる商埠地がある。しかし、この中租界が最も重要なものであることは言ふ迄もない。その租界には現在左の如きものがある。

福公司投資額	五二一、〇〇〇磅	（八、六九〇、〇〇〇元）
中英銀公司投資額	二、二七〇、〇〇〇元	
計	一〇、九六〇、〇〇〇元	

(3) 門頭溝炭礦

門頭溝炭礦の經營者は英支合辦の門頭溝中英礦務公司である。これは英國の中英公司と支那側との合辦により設立せられたものであつて一九三六年末現在の資本金は三百萬兩であり、金額拂込濟と見做せば、中英公司持株四十九パーセント、支那側持株五十一パーセントであるから、中英公司の投資額は一百四十七萬兩である。これを元に換算すれば二百五萬八千元となる（但し百兩＝百四十元とす）。

(4) 井陘炭礦

一八九八年、獨逸側の資本五萬兩と支那側の礦區十八畝の共同出資により井陘煤局が設立され採掘に着手せんとしたが、團匪事件により中止された。その後一九〇八年、支那側井陘礦務局と獨逸側井陘礦務公司（Chinghsin Mining Company）とは合併し、資本金五十萬兩の井陘礦務局（Chinghsin Mining Administration）を設立した。此の設立に於て支那側は炭礦一切を、獨逸側は所有財産一切を夫れ夫れ提供し、各二十五萬兩の出資となした。歐洲大戰中支那は一切の契約を破棄してこれを自己の掌中に收め、大戰終了後新に獨逸は支那と契約を結んだ。これによつて井陘炭礦は河北省所有となり、井陘礦務局株式五十萬兩を河北省に讓渡し、獨逸側には十二萬五千兩が殘留することになつた。爾後業績良好であつたが、一九三七年十月百三十五萬元にて獨逸側の株式及び之に附隨する一切の權利が日本へ讓渡された。一九三六年末に於ける投資額が日本への讓渡額と同じであると見做して、我々は獨逸の井陘炭礦への投資額を百三十五萬元とするのである。

(5) フオン、グロツテ金鑛

一八九八年、露西亞人フォン、グロッテは外蒙に於ける五十箇年の金鑛採掘權を獲、Mongolar Company を設立して採掘に着手した。一九一二年蒙古の獨立宣言と共に、支那側監督を脱して蒙古政府の監督下に移され改組さるゝに至つたが、一九二〇年資本金六十萬兩の Peking Mongolar Mining Co. に一切の權利を讓渡し、純利益金の十六・五パーセントを支那政府に、五パーセントを Mongolar Co. に支拂はせると

とを約した。其の後の營業成績は何等見るべきものなしと言はれてゐるので、投資額を掲げることなしに附記するに止める。

其他列國が直接鑛山經營に携はることなしに何等かの形で投資してゐるものも多いのではないかと見られるが、これに就ての參考資料なきため列國の鑛業投資からは除外せざるを得ない。

斯くて我々の算定せる列國の鑛業投資額を一覽表を以て示せば次の如くである。

〔第百三表〕 列國對支鑛業投資一覽表（日本ヲ除ク）（一九三六年末現在）

鑛山名	經營者名	列國投資國名	投資額（單位＝元）
開灤炭礦	開灤礦務局	英國	七五、九九六、〇〇〇
〃	〃	白耳義	五、四〇〇、〇〇〇
焦作鑛炭礦	中福聯合	英國	一〇、九六〇、〇〇〇
門頭溝炭礦	門頭溝中英礦務公司	英國	二、〇五八、〇〇〇
井陘炭礦	井陘礦務局	獨逸	一、三五〇、〇〇〇
フォン、グロッテ金鑛	Peking Mongolia Mining Co.	露西亞	—
合計			九五、七六四、〇〇〇

〔第百四表〕 列國國別對支鑛業投資額（單位＝元）

國籍	投資額
英國	八九、〇一四、〇〇〇
獨逸	一、三五〇、〇〇〇
白耳義	五、四〇〇、〇〇〇
露西亞	—
合計	九五、七六四、〇〇〇

第五章　不動産投資

一、不動産權益と不動産投資

支那の外國貿易が廣東一港に限られ、外國商人が公行を通じてのみ交易を許されてゐた當時、外國商人は廣東城外の公行所有の二十一エーカーの一小地域に居住を命ぜられてゐた。その居住さへも「防範外夷」の規定するところによれば、「通商の時期の過ぐる時は外人の廣東に居住することを許さず」といふのであり、その通商の時期とは每年五月より十月までの僅か半年にも足らぬ短期間でしかなかつた。廣東、厦門、福州、寧波、上海の五港を開港させた南京條約によつてはじめて、外國人は上記の諸市において「商業に從事するため迫害又は拘束を蒙ることなく居住する」ことが認められたのであつた。しかし、一度開港場における居住が認められるや、外國商人はこれらの地域に商館を築き、住宅を建て、土地を購入しはじめ、租界を設定すると共に、支那の各地を次々と開港場とさせたのであつた。

支那に於て外國人が商業的活動を許容されてゐる地域は開港場、自開商埠地、立寄港であり、外國人が居住し營業に從事し土地家屋を貸借賣買する權利を許されてゐる地域は開港場と自商埠地であるが、今日それらの地域は全支に亙つて左の如き多數に上つてゐる。

〔第百五表〕　中國商埠一覽表（民國二十四年三月外交部編）

省市名	開港場、自開商埠地、立寄地
南京市	南京、浦口
江蘇省	鎭江、蘇州、無錫、徐州、海州
上海市	上海、呉淞
浙江省	杭州、寧波、溫州
安徽省	安慶、蕪湖、蚌埠
江西省	九江

湖北省	武昌、漢口、沙市、宜昌
湖南省	長沙、岳州、湘潭、常德
四川省	重慶、萬縣
河北省	天津、秦皇島
山東省	濟南、煙臺、濰縣、周村、龍口、濟寧
威海衛行政區	威海衛
青島市	青島
河南省	鄭州
甘肅省	嘉峪關
福建省	福州、廈門、三都澳、鼓浪嶼
廣東省	廣州、汕頭、三水、江門、中山港、公益埠、惠州、北海、瓊州、拱北、九龍、廣州灣、甘竹、香洲
廣西省	南寧、梧州、龍州
雲南省	昆明、蒙自、河口、思茅、騰越
新疆省	迪化、伊犂、塔城、喀什噶爾、哈密、奇臺、吐魯番

〔備考〕蒙疆、其他省略ス

國內各地が商埠地として開かれるにしたがひ、外國貿易は次第に伸展を見せて行つたが、一八九五年の日清戰爭後に開港場に於て工場を設立することが外國人に許容されるに及んでは、外國資本は支那に深い根を下すやうになつた。外國資本が商業資本として貿易に從事してゐた當時から既に主要開港場においては近代的都市が建設されつゝあつたが、更に產業資本として本格的に支那經濟に根を張るやうになつてからは外國資本と華人資本との間には密接な關係が結ばれるやうになり、しかも華人資本は外國資本の支配下に置かれるに至つたため、主要開港場における近代的都市の建設は益々急速に發展した。

上記の各地に居住する外國人々口については、甚だ不完全極まるものではあるが左の如き統計を參考までに附して置くことゝする。

〔第百六表〕　全支居住外國人人口表（英文中國年鑑一九三七年版所載）

地域別	調査年度	英國人	米國人	佛國人	獨逸人	ロシア人	日本人	其他各國人	無國籍	國籍不明	總計
天津市	一九三〇年	三一五	三四六	四五	三五七	九八九	一九五	一八〇	三	—	二、四三九
英租界	一九三四年	一、五〇四	二六七	五五	八五	一、四五四	九〇	五七八	—	三	四、〇四五
佛租界	?	—	—	—	—	—	—	—	—	九八〇	九八〇
伊太利租界	?	—	—	—	—	—	—	—	—	三七五	三七五
日本租界	?	—	—	—	—	—	—	—	—	六、五三五	六、五三五
威海衛行政區	一九三一年	五二	—	—	一	—	三七	九	—	—	九九
青島市	一九三五年	二五三	二〇五	一三	三〇八	六七八	一一、三二七	二三五	—	—	一三、〇一九
上海市	一九三五年	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇、一四九	一〇、一四九
共同租界	一九三五年	八、九三六	二、〇一七	二一二	一、一一三	三、〇一七	二〇、二四二	三、三七八	—	—	三八、九一五
佛租界	一九三四年	二、六九五	一、七九二	二、四一〇	七二五	八、二六二	二八〇	二、一八八	—	五四七	一八、八九九
福州市	一九三四年	九七	一一九	二〇	一九	五	二、六四七	一二五	—	—	三、〇三二
厦門市	一九三五年	—	—	—	—	—	一〇、四五九	—	—	一八二	一〇、六四一
鼓浪嶼租界	?	—	—	—	—	—	—	—	—	二五〇	二五〇
汕頭市	一九三五年	七六	四二	一四	三	二	五六五	一四	—	—	七一六
廣州市	一九三二年	—	一五六	—	一一	—	—	四一	—	—	二〇八
沙面英租界	一九三四年	—	—	—	—	—	—	—	—	六三六	六三六
沙面佛租界	?	—	—	—	—	—	—	—	—	三一六	三一六
九龍租界地	一九三一年	一、一〇一	—	—	—	—	—	二三	—	—	一、一二四

廣州灣租借地	一九三一年	ー	ー	二六六	ー	ー	ー	四	ー	ー	二七〇
沿海都市小計		一五、〇二九	四、九四四	三、〇三五	二、七三一	一四、四〇七	四六、〇四二	六、五七五	三	一九、九七三	一一三、七四七
南京市	一九三四年	六一	一一九	六	一〇八	四八	一二三	三三	ー	ー	四九八
北平市	一九三五年	二五一	五四三	二七	一九四	二四七	一、〇四五	一、一九〇	ー	ー	三、六八七
西安市	一九三〇年	一七	一九	ー	ー	ー	ー	二	ー	ー	三八
杭州市	一九三五年	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	二九	二九
南昌市	一九三五年	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	七〇	七〇
武昌市	一九三四年	二八	六七	ー	二	ー	ー	九	ー	ー	一一五
漢陽市	一九三四年	三一	六	ー	ー	ー	四	二	ー	ー	四三
漢口市	一九三五年	二七	一八三	三	一二四	三四	二四八	二三	ー	ー	一、三二一
第三特區	一九三五年	一五五	三五	三	七	六三	六六	三三	ー	ー	三六二
佛租界	一九三五年	四七	三三	三六	三〇	二一	二七	四九	ー	ー	六〇三
日本租界	一九三五年	一六	六	ー	ー	四	一、五八九	一二	ー	ー	一、六二七
長沙市	一九三三年	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	三三	三三
成都市	一九三五年	五九	二六	一八	ー	一	一	二四	ー	ー	一二九
重慶市	一九三五年	一〇	二六	二四	三	六	三三	八	ー	ー	一三九
貴陽市	一九三五年	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	二〇	二〇
濟南市	一九三五年	七四	九九	一七	七一	一	一、八六〇	六	ー	ー	二、一二八
蘭州市	一九三四年	二	三	ー	三五	ー	ー	七	ー	ー	四七
內地諸都市小計		九九七	一、一五五	六二三	六〇二	七九五	四、九九六	一、五九八	ー	四四二	一一、二〇八
江蘇省	一九三五年	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	四五八	四五八

浙江省	一九三二年	九二	九一	三六	三三	一一	三	三	一三	―	二八二
安徽省	一九三三年	―	―	―	―	―	―	―	―	三三五	三三五
江西省	一九三五年	九	三	一	一	―	―	五	―	一六五	一八六
福建省(四八縣)	一九二九年	―	―	―	―	―	―	―	―	四三〇	四三〇
湖南省	一九三三年	―	―	―	―	―	―	―	―	五三三	五三三
湖北省	一九二九年	一三三	六五	四七	三八	一三	四七	一三三	―	―	四六五
四川省	一九三五年	九三	四一	三八	七	―	六	二	―	―	一九六
河北省	一九二九年	一六三	二七四	八六	一五三	二五	二九	九六	―	―	八二四
山東省	一九三一年	一二五	一三三	三八	一三五	三	七一	三	―	五四〇	一、五八七
山西省	一九三四年	一〇二	八〇	一九	五三	一八	四	一七一	―	―	四四六
陝西省	一九三〇年	一七	一〇	二八	―	四	二	二四	二	二五三	三四〇
寧夏省	一九三五年	三	五	―	―	―	―	八	―	―	一六
綏遠省	一九三五年	五	五	一	一	一七	三	五七	―	―	八九
察哈爾省	一九三四年	二四	一七	二七	三	八三	二九	一三七	三	―	三二一
各省小計		六六四	七一三	三三三	四一〇	一六六	八三四	六六七	三七	二、五一四	六、三四八
其他八省及び福建殘部、推定		―	―	―	―	―	―	―	―	三、七四八	三、七四八
合計		一六、六九〇	六、八三三	三、九七一	三、七五三	一五、三六八	五一、八七三	八、八四〇	四九	二六、六七六	一三四、〇四一

滿洲、外蒙古、新疆、西藏を除く全支の外國人居留人口は、調査年度の不同のためと調査方法の不完全とのために極めて漠然とした推定數ではあるが約一三四、〇四一人であり、その內譯は英國人一六、六九〇人、米國人六、八二二人、佛國人三、九七一人、獨逸人三、七五三人ロシア人一五、三六八人、日本人五一、八七二人、其他各國人八、八四〇人、無國籍四九人、國籍不明二六、六七六人となつてゐる。

詳細な地域的分布は第百六表によつて見られたい。また、右表は英文中國年鑑一九三七年版に據つたものであるから、詳細は同書につい

て檢討する必要がある。

ただ、この統計によつて、外國居留民の大多數が沿海沿江の都市に集中してゐること、特に上海、天津、漢口等の少數の主要都市が壓倒的部分を占めてゐること、就中、上海の比重がずば拔けて大きいことがわかるであらう。

二、不動産所有の諸形式と全支分布狀態

在支外國不動産所有は次の四つの種類に分たれる。

一、外國商社及び個人の營業用不動産

二、外國房地産商社の資産

三、外國人の居住のための所有不動産

四、宗教團體の所有不動産

以上の四種類の中、宗敎團體の不動産のみは支那國內に遍く散在してゐるが、其他の三者は外國人が居住及び資本投下を許容されてゐる商埠地に限られてゐる。

これらの商埠地の中、特に外國人の活動の自由が保證されてゐる地域は租界である。從つて、外國人の所有不動産は租界內及び租界の周邊地域に集中して存在してゐる。租界自體が外國人の自由なる活動のために設定された特殊の地域であるから、或る意味では一種の外國所有地とも言へるが、玆では現實に外國人が資本を投じて購入、所有してゐる土地及び建物を不動産投資とし、租界はこれを不動産權益として前者と區別することゝする。

かゝる意味における不動産權益としては、先づ第一には香港のごときものがあるが、これは姑らく措くとして、次には租借地があり、租界、自開租界があり、租借地及び租界の回收された特別行政區があり、最後に條約によつて外國人の不動産所有の自由が約束されてゐる商埠地がある。しかし、この中租界が最も重要なものであることは言ふ迄もない。その租界には現在左の如きものがある。

〔第百七表〕 現存租界一覽表

所在地	專管國	設定年度	面積(坪)
上海	共同租界	英租界トシテ一八四五年、一八六三年共同租界トナル	六、七八八、九三〇
	佛國	一八四九年	三、〇〇一、三九八
天津	英國	一八六一年	一、一三四、六〇〇
	佛國	一八六一年	三九三、三九〇
	日本	一八九八年	三九八、二二六
	伊太利	一九〇二年	一四一、〇九三
漢口	佛國	一八九六年	一〇九、二八八
	日本	一八九八年	一二四、一六二
廣東	英國	一八六一年	四二、八四六
	佛國	一八六一年	一一、〇一八
厦門	共同租界(鼓浪嶼)	一九〇二年	
	日本	一八九八年	四〇、〇〇〇
蕪湖	英國	一九〇四年	一三二、〇〇〇
蘇州	日本	一八九七年	一五〇、〇〇〇
杭州	日本	一八九七年	一三〇、〇〇〇
沙市	日本	一八九八年	一一七、六〇〇
福州	日本	一八九九年	二四、九五〇
重慶	日本	一九〇一年	一四三、〇八〇

〔第百八表〕回收租界一覽表

舊名稱		現名稱	回收年度	面積
天津	獨逸租界	天津第一特別區	一九一九年	
	墺國租界	〃第二特別區	一九一九年	
	露國租界	〃第三特別區	一九二四年	
	ベルギー租界	〃第四特別區	一九二九年	
漢口	獨逸租界	漢口第一特別區	一九一九年	
	露國租界	〃第二特別區	一九二四年	
	英國租界	〃第三特別區	一九二七年	
鎭江英國租界			一九二九年	
九江英國租界			一九二七年	百五十畝
厦門英國租界			一九三〇年	

北京公使館區域。北京公使館區域内における土地關係については、一九〇四年六月十三日、最終議定書調印國間に左の如く定めた議定書が成立してゐる。

「(1) 公使館區域内に土地を有する各國公使館、稅關、各國會社及び個人は本議定書附屬の地籍原圖に各々其名を記入して所有權を確認することを要する（第一條）

(2) 隙地、道路、溝渠、下水、樹木其他一切の建設物は、公使館區域の共有財產とする（第二條）

(3) 一九〇〇年六月二十日（北京包圍開始）以前に個人に屬したる隙地内の土地に對しては、舊所有者の權利を認める（第三條）
(4) 隙地内における今後の建築物はすべて關係國代表者全部の承認を要する（第四條）
(5) 隙地の防備は各近接公使館が之を管理する。但、防備の方法については各國守備隊長の協議による（第五條）
(6) 各國公使館、稅關、會社及び個人は、隙地、道路、橋梁、溝渠等を冒瀆することを得ず（第六條）

註、隙地とは公使館區域の東、西、北三方に殘された幅員約二丁餘の空地であり、公使館區域を「防禦の狀態に置く」必要から設定されたものである。』

（植田捷雄　在支各國權益概說六八頁）

この公使館區域は面積約二百エーカーで、義和團事件によつて右の如き特殊地帶として設定されることになつたものである。

「內地」においては外國人は、居住し營業に從事し土地家屋を貸借賣買する權利をもつてゐない（註）。ただ、特殊的存在として、「內地」において土地家屋の貸借賣買を許容されてゐるものに布敎團體がある。そして、玆に注意すべきことは、支那內地における外國布敎團體は單に布敎に從事するのみでなく、厖大な不動產を所有して、學校、病院、其他各種の營利的事業をも營んでゐることである。尤も、これらの不動產所有及び諸事業の經營によつて獲得される資金は、原則として布敎傳道のために費されるものであるから、事業投資とは異なるものであると言はねばならないであらう。

註、本調査全體について忘れられてならぬことであるが、我々は玆に重ねて我々の調査對象が支那といふ特殊な國であることを想起せねばならない。

「注意すべきは、土地所有と工場設立の權利は、條約によつて、開港場と國際的取決めによつて開かれた通商港においてのみ外國人に許容されたものだといふことである。自開港市及び自開商埠地においては決して合法的には許されてゐなかつたのである。英米煙草會社が七ケ所の煙草葉收買所を設けてゐる山東省の六驛も、安徽省の門台子も河南省の西關も、いづれも條約港でもなければ自開港市でもない。では、外國商社である英米煙草會社はどうして上記の各地に收買所や乾燥工場を設定し得たのであらうか。これは、全く、華人買辦と官僚と

土豪劣紳が會社に與へた援助によつて行はれたのである。英米煙草によつて使用されてゐる土地は、一華人の名義によつて購入されたものであり、建物も同樣にして設立されたのである。」そして上記の土地はどの位の廣さの土地かと言ふと、山東省濰縣の二十里堡の乾燥工場は六百畝であり、河南省許昌の西關のも數百畝に及ぶ廣大なものである。

註、Industrial Capital & Chinese Peasants, p. 25-27 參照

同樣のことは、日本の煙草會社も行つてゐる。これらの華人名義によつて事實上は外國商社が所有使用してゐる土地は、全支においては相當廣大な面積に達するものと思はれるが、この點については推定も容易でない。

條約によつて外國人の土地所有が保證されてゐる地域に於ては、外國人名義による華人の土地所有が行はれ、しかもそれは相當巨額な不動產となつてゐるが、逆に內地においては華人名義による外國人の土地所有が見出される。しかし前者の場合には土地所有權が近代的な法制によつて保護され保證されてゐるに反して、後者の場合の所有權は法的保證を殆んどもつてゐない。この爲に、外國資本は買辦を介して地方權力者と密接に結んでその所有權の安全を計る必要に迫られるわけである。玆には、帝國主義と支那の封建的要素との相互依存の關係と、封建的要素が外國帝國主義に從屬せしめられてゐる事情がはつきりと露呈してゐる。

「膠濟鐵道沿線に、會社は、官吏、劣紳、地方要人との間に好誼をとり結んでゐる。英米煙草の工場の在る二十里堡の民軍長が同地方の上層部の指導者であり、外國商社と金融的に結びつけられてゐることは、單なる偶然ではない。英米煙草會社は、この民軍の維持費として每月四百元を支出し、煙草葉の買付期には六百元に增額するだけでなく、この民軍長に對してその所有炭礦の經營資金を融通してゐる」（前揭書二七頁）時には、これらの金融は十萬元以上の巨額に達してゐるのである。同樣の事實を陳翰笙は日本の煙草商社についても指摘してゐる。

三、上海に於ける列國不動產投資

上海が、支那第一の都會であることは改めて言ふまでもない。金融、貿易、工業の中心としての上海、殊に外國銀行商社の支那經濟把握の據點としてのその重要さについては、それぞれについて上來述べ來つた如くである。

多くの外國銀行商社がこの地に深く根を下ろして經濟活動を行つてゐる以上、それらの銀行商社は當然相當巨額に上る不動産投資をしてゐる。そしてその不動産投資は、單に營業用建物とか土地の所有にとゞまらず、進んで土地、建物の賣買抵當賃貸を目的とする不動産所有すなはち所謂房地産業を營むに至つてゐる。我々は先づ、外國人が上海に所有する不動産全體について概觀を試み、しかる後に房地産業のみを特に別個に觀察することゝしよう。

註、附言すれば、在上海外國人所有不動産についてリーマー教授は左の如く書いてゐる。「各個別的研究に於て準備された報告によれば、上海のみにおける不動産の外國人所有財産が二億二千五百萬米弗といふ總額になるといふことは、あり得べきことである。劉氏の指摘せる如くこれらの所有財産の市場價値は、現所有者に對する原價よりは遙かに大きいといふことは、全く明らかに眞實である。また支那への拂込みがこれらの原價よりはかなり少なかつたといふことも眞實である。そればかりでなく、支那の諸條約港に於て所有される土地からの收入は、通常、支那に居住する人々に支拂はれる。不動産所有は、支那における外國居留民の概念の重要性を表面に持出すものである。不動産の一大部分が、外國居留民の成員達によつて支那の內部において受取られた收入のうちから購入され、そして支那において消費されるところの收入を發生せしめてゐる。換言すれば外國人土地所有の研究は支那の國際貸借の中に入るところの諸要因の檢討を殆んど含まないのである。（邦譯九六—九七頁）

（一）　共同租界土地所有の沿革

南京條約によつて上海が開港場となると共に、上海租界設定の交渉が開始されたのであるが、この交渉において英國領事バルフォアは、當初は、淸國政府より一定の地域の貸與を受け、この地域を英國の國有借地 Crown Lease として英國臣民に貸下げようと試みたのであるが、この主張は拒絕され、結局、「英國臣民が中國人地主から直接に土地を入手することが出來る地域」を設定することになつたのであつた。しかし、中國全土は皇帝に屬するものであるところから、右の地域內においても、英人は中國人地主から土地を買取つてしまつて完全な土地所有者となることは出來なかつた。だが、實質的には土地所有と同一效果を有する永代借地にすることができるものとされた（註）

註、「外人土地取得條件が一八四五年初めて規定されたとき、理論上皇帝の財産である土地の實際的所有主に外人がなることに關して反對が起つた。故に、買入土地の事實的引渡を受くる代りに永代借地券（永租券）を外人が受取るといふ形式で解決された。斯かる土地移轉に關する奇妙なる事象は、中國官憲が發給する文書が關係領事に對する通告の形式を採り、中國人地主なる賣主が外人買主に對して土地を貸付けることを許可すると

いふことになつてゐることである。而も實際に於て中國人地主は土地を賣渡したるとき該土地に對する自分の利益一切を放棄し、貸主として何等の權利を保存してゐないのである。」(フィータム報告中卷一一三頁)

この租界内における土地の取得に關しては、土地章程第二條乃至第五條と第八條において規定されてゐる。

永租地劵の下附申請は、當初は專ら英國領事館を介して行はれてゐたものであるが、次第に英國臣民に非ざる外國人は自國領事館を介して手續をとる慣例となり、上海租界は次第に各國共同租界の實をそなへるやうになつたものである。

ところで、租界が設定された當初は、この地域内の中國人地主が次第に外國人に土地を賣却して、結局は外人だけの專用地となるものと豫期され、またさういふことが意圖されたものであつて、一八四五年に協定された最初の土地章程は、

「右區域内の土着住民は相互間に土地の貸付をなすを得ず、又、支那商人に貸付ける目的を以て區域内に再び家屋の建築をなすを得ず」(第十五項)

「英國商人は、支那人に貸付けるため若くは支那人に使用せしむるため家屋を建築するを得ず」(第十六項)

の二つの排他的な禁止條項を含んでゐた。

この原則は、しかし太平亂當時の支那人避難民の流入や其他の諸事情のため、事實上遵守されぬやうになり、むしろ租界の發展繁榮を阻害するものともなつたところから、一八五四年の改訂の際に撤回されてしまつた。すなはち、租界内の中國人地主は自由に土地を賣買處分しうることとなつたのである。外國人に對して賣却したときは前記の手續によつて永租契地となるが中國人相互の間においての賣買讓渡は舊來のまゝの地劵(方單)の授受に止まつたわけである。

永租契によつて保有されてゐる土地が外國人相互の間において賣買讓渡されることは、言ふまでもなく自由であつた。ただ、他の國籍を有する買主へ移轉される場合にあつては、日英米三國領事館の場合であるならば、地劵を取消した後、該地區を讓受人の領事館に登記し新地劵を發給することになつてゐる。(註)

註、「併し英國領事館では、既に同領事館の登記簿に記入されてゐる地區の移轉を、係員において單に抵當のためなりと認めた場合は、英國臣民にあ

らざる他國人の名義を以て登記することを許してゐる。但し斯かる移轉が抵當といふ限られた目的のために行はれるものである旨は實際には登記簿には記入されてゐないのである」(フィータム報告中卷一一二頁)

つぎに、永租契によつて外國人により保有されてゐる土地が、中國人に對して讓渡されうるものかどうかが問題となる。少くとも、買主たる中國人がその土地を自己の名義によつて保有しうるか否かが疑問とされてゐた。しかし、これは可能なのである。たゞ、永租契地として領事館に登記されてゐる土地を買入れた中國人地主は、その永租契地としての領事館登記を抹消する手續をとり、自己の名義による登記を上海市土地局に申請し、中國側の地券である土地執業證の下附を受ける必要がある。

實際問題としては、永租契地を外國人から買入れた中國人地主は、右の手續によつて自己の名義により所有することを好まず、多くの場合、外人名義を借りて永租契地として所有したがるものであり、多くの土地がかゝる形態の下に中國人地主によつて所有されてゐるのである。この慣習の起源につき上海における地產業の專門家クムミンは語つてゐる。

中國人の土地所有者が外人受託者の名義を以て領事館地券の下に各自の土地を保有する習慣の起源（H. M. Cumine）

「外人交涉の初期、外人商館は言語の不便と地元の習慣に不案内なりしため中國人顧客との取引をやらせるため買辦を使用し、買辦から擔保を採る必要を生じた。執務中多額の金員を取扱ふことゝなつた買辦も一方に於て外人雇主の財政的立場に精通してゐない點から現金を擔保とするより土地財產を提供して置くのが一層愼重な遣方だと考へるやうになり、これに對して外人雇主は自分等の名義に擔保土地を書換へることを要し、領事館で其の手續きをするやうになつた。是れが、中國人に屬する土地を領事館で登記し、これに對して信託證を發給するに至れる起源である。買辦は自分の土地が此の如き形式で保有されてゐるとき引續き受益權を有し、彼の土地が官僚の干涉を受けず、地元官憲の誅求から免がれ、彼の地券が信賴すべき正式の公文書なること並びに該地券に記入されてゐる地域が正確のものなることを認識するやうになつた。元來禁欲な實業家であるから彼は間もなく外人地券を有することが彼の土地に對して外人側の保證であると云ふことを看取し、併せて斯かる保護が左の利益を伴ふものなることを發見したのである。卽ち政客の手で沒收さるゝ虞なきこと、中國法廷の裁判中押收さるゝことなきこと、並びに政府側の目的のため押收さるゝことなきことである。此のほか租界のため該土地を要求する場合に於ては其の部

分に對し賠償を與へらるゝこと、財政的調達の場合、擔保として引受けらるゝことも亦有利な條件であつた。斯くて歲月の經過と共に、特に團匪事件（一九〇〇年）以來、中國側の實業團體並びに原地主は益々領事館地券の有利なることを自覺し、これを利用することを過まらなかつた。同時に外人辯護士、建築師及び不動産代理業者も亦中國人受益者のため領事館登記の下に土地の信託をなすを一定の業務とすることゝなり、一九二七年末には、共同租界内にある一萬六十五の地區中約三千七百は左の如く中國人のため保有されてゐた。

1 中部	七〇〇	地區の中	中國人所有のもの	五二二地區
2 北部	一、一八二	〃	〃	五三四地區
3 東部	一、八五三	〃	〃	一、〇六六地區
4 西部	六、三三〇	〃	〃	一、五七八地區

（「フィータム報告」中卷一一七―一一八頁）

フィータム自身は「予は租界内にある土地の中國人所有地にして領事館地券の下に保有されてゐるものの現狀に關する正確なる數字を得ることは出來なかつた」と述べてゐるが、提供された、一九二六年の初め英國領事館で作成した統計表を掲げて、以下の如く主張してゐる。

「一九二六年の當時共同租界内にあつて英國臣民の名義を以て同國領事館に登記された土地の總價格　二八三、九三九、四〇八兩

英人所有	一六七、二九二、六四九兩
英人名義	一〇三、三三〇、四七三兩
工部局	一二、三一六、二九五兩

此等の數字は土地表に計上されたものに基づくもので當時施行されてゐた地租賦課のため租界官憲のなしたる算定價格を示すものである。尙、一九二七年の共同租界内の領事館地券による土地の算定價格總額は、八三九、九九二、一九五兩である。

「敍上の統計表が作成された一九二六年以來租界の内外に於て英國其他の外人受託者に依り中國人のため保有されてゐる土地の數量は激增

し、最近四年間中國地券を英國地券に引直すことは多くの場合に於て中國會社（即ち香港會社令に依り組織され一九二五年の中國に關する勅令に依り登記された會社）として登記された私立會社を設置することに依り實行されたのである。右新設會社の目的は中國人の權益を取得するにあつて、斯かる會社の株主の大多數は元からの地主たる中國人であつた。故に今日中國人の地主に代り名義外人に依り租界內に保有されてゐる土地の比率は一九二六年の當時より著しく增加してゐるに相違なく、今日受益所有者として中國人が名義外人を通じて租界內に所有してゐる登記土地の價格は斯かる土地の算定總價格の二分の一以上に達するであらう。尙ほ記憶すべきは私立會社（斯かる私立會社は同會社に土地が移轉された以前、多く同地の地主であつた中國人株主のため土地の保有を業とするものと看做されてゐる）の保有土地の外、外國會社法に依り登記されてゐる公共土地會社の中國人株主が多數であつて、斯かる多數の中國人株主を有する會社の保有土地と雖も中國人の所有權に關する範圍內の計算では常に外人所有地として計上されてゐることとである。」（「フィータム報告」中卷一二〇－一二一頁）

「英國領事館に登記されてゐる租界內土地の面積は他の外國領事館に比し著しく廣大なるものであつて、他の領事館に登記されてゐる土地で中國人地主のため保有されてゐる比率は英國領事館のよりも高くないことが事實らしい。中國人地主のため土地を保有する業務に從事してゐるものは主として英國商館である。」（「フィータム報告」中卷一二〇頁）

右の如くに、多くの土地が中國人によつて外國人名義の下に所有されてゐる實情にあるのであるが、一九三〇年八月一日付告示により上海市政府土地局は、「租界內の土地を買入れる中國人に對し、將來は叙上の方法を採用すべからずと警告し、これらの買主が新たに買入れる土地に對する權利は自己の名義を以て土地局に登記すべし」と勸告するに至り、「英國其他の領事館も右の告示の發表後、共同租界若くはフランス租界外にある土地の登記をなすことは、斯かる土地が所有者として登記を申請せる外人の眞正なる財產であると認めた場合の外、一切拒絕する旨を發表した。」即ち、領事團は租界外の土地に關する限りにおいて、上海市政府土地局の意圖に對する協力を聲明したわけである。しかし、租界內の土地に關しては右の限りではないやうに思はれる。右の土地局告示が共同租界內においては空文に等しいことに關しては、「上海地產大全」の著者も、次の如く述べてゐる。

「國人の洋商の名義を借用して永租契に轉換する者は甚だ多く、市政府は民國十九年七月一日に禁止を布告した外に、二十年一月には各國

領事團も亦決議し、洋商に今後名を貸して契を轉換することのないやうに命じたが、之を熱心に言ひて行ふものは寥々たる狀態であり、これを空文になさない者は殆んど稀である。」（「上海地產大全」一五四頁）

（二）　共同租界内の方單地面積

以上において、元來「方單」の下に保有されてゐた土地が、租界地域の劃定と共に次第に外國人に賣却されて永租契地券の下に外國人により保有されるに至り、また更らに中國人地主が洋商の名義を借りて自己の所有地を永租契地に轉換する傾向が強くなり、租界内の方單地は極めて少なくなつてしまつた次第を明らかにした。この方單地の面積が幾何であるかについては、フィータム（中卷一一四頁）によれば一九三〇年十月現在において六、七八〇畝とあり、その後も左記のごとくに減少してゐる。

すなはち、永租契に轉換されるやうになつた土地については、毎年工部局よりそのロット數と課稅評價額とが發表され、一九二六年以降については左表のごとくである。

〔第百九表〕（一）上海共同租界の永租契に轉換されたる方單地「ロット」數

	中區	北區	東區	西區	合計
一九二六年	一一	一〇	一四三	一一九	二八三
一九二七年	五	一二	一五四	九二	二六三
一九二八年	二八	二五	七〇	六一	一八四
一九二九年	四	一四	八六	六二	一六六
一九三〇年	六	一〇	一一五	九九	二三〇
一九三一年	一	一	二七	五五	八四
一九三二年	｜	一	四七	四八	九六
一九三三年	｜	一	四一	二八	七〇

一九三四年	—	—	三二	二四	五七
一九三五年	—	—	三〇	七	三七
一九三六年	—	—	四〇	九	五〇

〔第百九表〕（二）同上課税評價額

（單位：兩）

	中區	北區	東區	西區	合計
一九二六年	一一九、一八三	一七四、一八四	四八六、一八六	三九八、八〇五	一、一七八、三五八
一九二七年	三二、一二六	九〇、五六三	八〇三、〇三三	五七六、二七八	一、五〇二、〇〇〇
一九二八年	一二四、二四六	三〇四、六五〇	二六〇、五〇五	四〇二、六四五	一、〇九二、〇四六
一九二九年	五三、九八七	一五五、八六二	一、一八五、二三四	四九〇、〇四二	一、八八五、一二五
一九三〇年	五六、三七八	七九、八〇九	四八九、二七一	六〇五、五七四	一、二三一、〇三二
一九三一年	六九〇	一四、五〇〇	一六六、六三三	五七一、四九三	七五三、三一六
一九三二年	—	一〇、〇八〇	四二四、五六七	四一〇、二五一	八四四、八九八
一九三三年	—	六、〇九〇	三二〇、九九八	三〇〇、六九〇	六二七、七七八
一九三四年	—	一、八九〇	二七五、六七九	三八一、九四八	六五九、五一七
一九三五年	—	—	三二一、九七三	一四三、五八五	四六五、五五八
一九三六年	—	二、五九〇	三二〇、九八五	一一二、二三三	四三五、八〇八

（三）共同租界土地の評價額

さて、共同租界内において永租契の下に保有されてゐる土地の面積並びに課税評價額を見ると、左表の如くである。（註）

註、工部局の土地課税評價額の算定は毎年行はれるものではなく、工部局財政收入の見地より必要と認められた際にのみ行はれるものである。現在までの最も新しい評價は一九三三年であつて、現在では著しい變動を來してゐるのであるが、未だ之を變更してゐない。

〔第百十表〕 上海共同租界に於ける領事館地券附の登記土地の面積及び算定價格（單位畝及び両）

年度	中部 課税面積	中部 算定價格	北部 課税面積	北部 算定價格	東部 課税面積	東部 算定價格	西部 課税面積	西部 算定價格	合計 課税面積	合計 算定價格
一九〇〇年	二,二一〇・二〇九	三三,三一四,一七六	一,八八〇・六八一	七,二〇五,七九一	四,一六五・四七一	八,四四四,一三九	三,一七〇・七五四	五,二五六,八三二	一一,四二七・一一五	五四,二二〇,九三八
一九〇三年	二,二三〇・六四二	三三,〇八六,三八六	二,〇一五・九三三	九,七一四,五三四	四,九三八・八六二	一二,五四一,〇八一	三,九五〇・六七五	八,〇八一,五七二	一三,一三六・一〇二	六〇,四二三,七七三
一九〇七年	二,二三〇・五三三	七七,二〇五,一六六	二,一六三・二二六	二三,一四六,八四四	六,六五〇・二六五	二四,三〇六,三三三	六,〇五九・八九四	二六,三八九,〇七四	一七,〇九三・九〇八	一五一,〇四七,二五七
一九一一年	二,二三〇・五三三	六六,一五九,六〇〇	二,一六三・二二六	二三,八五一,四二七	六,六五〇・二六五	二五,〇六四,三三七	六,〇五九・八九四	二六,四七五,六九二	一七,〇九三・九〇八	一四一,五五〇,九九六
一九一六年	二,二三五・九二一	七三,四〇四,二六三	二,二三三・一七二	二六,七四五,一八一	七,二六四・二七四	三二,〇三二,七八五	六,七三八・五一三	三一,五三六,〇二七	一八,四五〇・八七〇	一六三,七一八,二九六
一九二〇年	二,二〇八・六〇五	九一,六六四,六〇八	二,二五〇・六〇九	三二,九五五,四一〇	八,〇九九・一一〇	四二,〇四八,七〇四	六,九九一・八五〇	三七,二一六,九二二	一九,四六〇・一七四	二〇三,八六五,六三四
一九二二年	二,二〇八・三四五	一〇八,五九三,八七九	二,二五一・一六八	三九,三三七,二七〇	八,六四四・九一一	五三,一〇九,五四〇	七,二三三・六七三	四五,〇八三,一〇二	二〇,三三八・〇九七	二四六,一一三,七九一
一九二四年	二,一九八・七七八	一四六,七二九,八三六	二,二四二・八二三	五二,一二六,七〇三	八,八九九・六五〇	七五,〇二二,六〇一	七,四三四・六四三	六二,八四三,三五四	二〇,七五五・九九三	三三六,七二二,四九四
一九二七年	二,一八四・一七九	一六九,三六八,二三一	二,二四五・〇九二	五九,七七一,六七八	九,三七〇・九六八	八二,五四五,一一九	七,六四一・〇八〇	八八,二三六,九二七	二一,四四一・三一九	三九九,九二一,九五五
一九三〇年	二,一七五・九八四	二三四,七四一,一四八	二,二五一・三三二	八五,三二九,五三三	九,八八〇・九三三	一一七,二三一,七三三	七,八二三・一四一	一六〇,〇四〇,七六七	二二,一三一・三七九	五九七,二四三,一六一
一九三三年	二,一五七・九四〇	二八五,八二一,八七一	二,二四四・一九九	九三,八二一,一一五	一〇,〇四〇・三七五	一五四,四七一,九九九	七,八八七・七八七	二二二,三八八,九三五	二三,三三〇・四〇一	七五六,四九三,九二〇

右の、七五六、四九三、九二〇両が一九三六年度において國幣元に換算して幾何になるかについては、課税評價額の千分の七を示す一九三六年度地税收入を逆算することによつて得られる。一九三六年度の地税收入額とかくして得られたる土地推定價額とは、左の如くである。

〔第百十一表〕 一九三六年地税收入額及び土地推定價額

區別	地税收入額	土地推定價額
中區	二、六九一、九八七元	三八四、五六九、五七一元
北區	八四七、一九五元	一二一、〇二七、八五七元

東　區	一、四六七、四六八元	二〇九、六三八、二八三元
西　區	一、九〇七、八八七元	二七二、五五五、二八五元
計	六、九一四、五三七元	九八七、七九〇、九九六元

即ち、大略十億元である。

茲で注意しておく必要があるのは、工部局の課税評價が、實際の土地價格よりも内輪に行はれてゐるといふ事實である。(註)

註、「一九〇七年まで算定人はその算定額を各地區の市價より二五%だけ安價に見積るやうに命令されてゐた。併し同年に至り市價の限度まで評價すべく訓令されたやうである……(中略)……併し今尚ほ算定人の保守的態度に依り、評價額は過半が實際の價値より著しく安値に見積られてゐるといふのが一般の定評である。」(「フィータム報告」中卷一四三—四頁)

(四)　共同租界土地の國別所有割合

つぎに、二二、三三〇畝四〇一の土地の各國別の所有割合を見ることにする。最も正確に之を見る方法は、「土地所有者名簿」につき個々の所有者の國籍を調べて集計することであるが、目下のところ總べての土地所有者の國籍を判定することは容易でないから、茲では他の方法によつて示すことにする。即ち第一には、領事館登記別に各ロットを集計する方法があり、第二には、地税收入の國別比率によつて推定する方法がある。次の如し。

(第百十二表)　各國領事館登記別列國所有土地面積及び價額

登記別	區別	面積	價額
英國領事館登記	東區	六、七九五・〇三三畝	九四、二〇四、六三二兩
	西區	六、四二八・九四三	一九四、一〇九、〇一五
	北區	一、七五七・五七六	七二、三二五、八二五
	中區	一、九二三・三二五	二五〇、七九五、九九七

	計	一六、九〇四・八七七	六一一、四三五、四六九
日本領事館登記	東區	一、九八八・七七〇	二八、六一三、三五五
	西區	七三二・六五二	八、七八七、八五九
	北區	八五・〇九三	四、五八一、〇三〇
	中區	四八・八九九	九、六四九、一三五
	計	二、八五五・四一四	五一、六三二、三七九
米國領事館登記	東區	一、〇七三・六九二	一八、一九八、五八一
	西區	二六六・八七二	六、六三九、六四五
	北區	一七六・九四二	七、六二〇、七八三
	中區	八一・一八五	一三、一一七、五二九
	計	一、五九八・六九一	四五、五七六、五三八
佛國領事館登記	東區	三九八・六五〇	三、〇一一、六三一
	西區	一六三・三六三	三、一一三、五三二
	北區	一七・五六九	一、一七四、五六八
	中區	八・一四三	一、三九七、三九五
	計	五八七・七二五	八、六九六、八一六
獨逸領事館登記	東區	九七・五六〇	二、三六五、七七九
	西區	九・〇四八	二七八、七七八
	北區	三四・八一五	一、二三一、〇四六
	中區	六・四五八	一、三三二、二四五
	計	一四七・八八一	五、二〇七、八四八

瑞西領事館登記	東　區	八一・五九一	五五一、七八九
	西　區	五・九六〇	八〇、三〇七
	北　區	一・七八四	五三、五二〇
	計	八九・三三五	六八五、六一六
ベルギー領事館登記	東　區	五五・六九四	四六五、八六二
	西　區	一七・七六二	六七五、一三六
	計	七三・四五六	一、一四〇、九九八
伊太利領事館登記	東　區	一八・五二九	二一三、〇〇八
	西　區	二六・九二三	八三二、七九四
	北　區	七・四一八	二四二、一七二
	中　區	二・一五七	一五四、七五五
	計	五五・〇二七	一、四四一、七二九
スペイン領事館登記	東　區	二・一四三	三〇、八二五
	西　區	二・〇〇八	一二二、四八八
	北　區	一・四六五	八〇、五七五
	計	五・六一六	二三三、八八八
丁抹領事館登記	東　區	三・一五九	五、三〇〇
	中　區	二・四二三	四六〇、三七〇
	計	五・五八二	四六五、六七〇
ポルトガル領事館登記	東　區	一・七八九	七、五一四
諾威領事館登記	西　區	九・七六九	一〇七、四五九

蘇聯領事館登記	北區	二・四九一	二二四、一九〇
葡澳洪領事館登記	西區	三・二三四	一〇三、四八八
工部局所有地	東區	五二三・八六五	六、八〇四、七二三
	西區	三二一・二五三	七、五一八、四三四
	北區	一五九・〇四六	六、二七七、七一六
	中區	八五・三五〇	八、九一四、四四五
	計	一、〇八九・五一四	二九、五一五、三一八

〔第百十三表〕一九三六年度地税收入の國別比率

國別	百分比	國別	百分比
アメリカ	六・一三六%	ラトヴィア	・〇〇五%
ベルギー	・〇五二	ノルウェー	・〇一五
英國	八一・二二四	ポルトガル	・〇〇三
支那	一・八六六	白系露人	・〇三二
フランス	二・五一六	スペイン	・〇五一
ドイツ	・二〇九	瑞西	・一〇八
イタリー	・二一四	蘇聯	
日本	七・二五九	其他	・二一六

土地所有における英國人の壓倒的優位が目立つてゐるが、前に述べたやうに英人名義によつて中國人が所有してゐる土地が過半を占めるものであることに注意する必要がある。

之を推定してあるものとして、土屋計左右氏の前記の著書中に掲げられてゐる左表を、參考として引用しておく。これは上海において長

年との方面の事業に從事して居られる某氏より提出された計數であるとのことであるから、相當に信頼しうるものであることを附言しておく。

土地

全面積は三四、三三八畝、其の内約三分の二の二二、三三〇畝が工部局の課税土地であつて、六、八五八畝は純支那地券として課税されてゐない。內譯の左の如くである。

	畝
工部局課税土地	二二、三三〇・〇〇一
道路クリーク等	五、一五〇・〇〇〇
支那地券の土地	六、八五八・〇〇〇
合計	三四、三三八・〇〇一

而して右工部局課税土地の評價は、一九三三年の課税評價額、(爾後變化なし）に依れば七億五千萬兩（約十億五千萬元）であつて、其の內支那人の所有に屬すると推定される四億六千萬元を除けば、英國人の所有地が四億三千萬元で壓倒的部分を占め、次いで日本人六千八百萬元、米國人三千五百萬元の順となつてゐる。

工部局課税土地の所有國籍別面積及び課税評價額は次の通である。

〔第百十四表〕　工部局課税土地所有者國籍別一覽表（一九三三年）

	面積（畝）	課税評價額（元）
工部局	一、〇七九・四九八	四一、二八〇、〇〇〇
英國人	六、九七三・〇一一	四三〇、五八〇、〇〇〇
日本人	二、六四九・三三〇	六八、六二三、〇〇〇

米國人	八六八・一五〇	三五、〇〇四、〇〇〇
佛蘭西人	三七三・一八四	九、六一二、〇〇〇
白耳義人	二六六・二八八	五、五三九、〇〇〇
伊太利人	三八・七四七	二、二九一、〇〇〇
獨逸人	一六・七〇一	一、七七四、〇〇〇
其他	二八・二三二	二、四一六、〇〇〇
支那人（推定）	一〇、〇三七・二六一	四六一、三七一、〇〇〇
合計	二二、三三〇・〇〇一	一、〇五七、八九〇、〇〇〇

支那地券に屬する六、八五八畝は課税されないが、之の評價額は一億一千萬元であるから之を加へれば上海共同租界の土地評價額は全部で十一億六千萬元となる。（註）

註、此の評價は一九三三年のもので、當時は銀安の關係上地價の最も高かつた時代である。從來工務局では三年目毎に地價の改訂を行つてきたのであるから、其の後當然評價額が引下げらるべきものであるが、夫れは工部局の收入の基礎たる地租の減收となる爲、遂に今日迄實現されなかつた。一九三三年當時と現在とを比較すれば事變の結果として西部は暴騰し、東部及び北部が暴落して凸凹狀態となつてゐる。併し法幣崩落の爲、全體に於ては大差ないであらうと專門家は鑑定してゐる。

（五）佛租界の土地

佛蘭西租界内の土地については、一九三四年に佛租界公董局より刊行された Role Propriete Foncier を領事館登記別に集計することによつて、左の如き計數を得る。

（第百十五表）上海佛租界土地所有狀況

國籍	面積	價額
佛國領事館登記	四、四四〇・五四六二畝	一〇四、二八〇、三二五・九八兩

英國領事館登記	三、六四一・二一〇七	八八、五七二、五八三、二八
米國領事館登記	九九九・九五五五	二二、八〇四、四〇三・〇八
日本領事館登記	二一六・八二〇	四、三八六、三七七・九〇
ベルギー領事館登記	一四四・三五五	三、六三〇、五八二・〇〇
伊太利領事館登記	一二・九八〇	三八七、七四五・八〇
西班牙領事館登記	一四・九四二	六四七、六三三・〇〇
丁抹領事館登記	八・七四七	一六六、〇九三・二〇
瑞西領事館登記	五・八五一	一二一、〇九五・八〇
和蘭領事館登記	一・八九〇	三七、〇四四・〇〇
獨逸領事館登記	〇・四四二	一一、七五七・二〇
領事館登記なくして外國人名義所有のもの	一、一九二・三一一六	八八、二〇四、二四九・五六
以上合計(約三百九十名)	一〇、六七〇・〇五三	三一三、二五一、二六〇・八〇
華人名義のもの	一、二九六・八九三六	二八、九三〇、四八七・七〇
所有者記載なきもの	一、七六〇・八八一	二四、七七五、四三九・九〇
以上累計	一三、七二七・八二七六	三六六、九五七、一八八・四〇
佛蘭西租界總面積	一五、一五〇・〇〇畝	

(六)　共同、佛兩租界外の土地

共同租界及び佛租界の外にある外國人所有の土地については、日英米三國について調査し得たのみである。即ち、英國については一九三七年英國領事館土地臺帳より、米國については同じく一九三七年米國領事館土地臺帳より摘出整理し、日本については昭和十四年一月現在の日本總領事館土地臺帳について摘出を試みた。日本總領事館の土地臺帳は昭和十四年一月の調べであるが、その内の地券已成立の部についてのみ摘出したものであるから、事實上は事變前まで即ち一九三七年七月迄についての調査資料である。

これらの租界外の土地については地價の記入がないため、推定を試みることゝする。

〔第百十六表〕 上海共同佛租界外土地所有狀況

區	面積	價額
日本領事館登記		
蒲淞區	九九・八五四畝	約 一〇、五八五元
滬南區	〇・八二三畝	六、八〇〇元
引翔區	七九五・〇八七畝	八五八、三一二元
法華區	七七二・五五八畝	三、三一三、五〇〇元
浦東區	一、三二九・五五一畝	一三、二九五、〇〇〇元
閘北區	三六一・〇五二畝	二、一八六、六五三元
江灣區	七四・一二六畝	六七、七六一元
吳淞區	六三九・〇一一畝	一、〇〇三、八八六元
計	二、四〇三・七四〇畝	二〇、七四二、四九八元
英國領事館登記		
閘北區	一、六六五・〇六三畝	一〇、〇八六、九五一元
浦東區	三、三七〇・一五〇畝	三三、七〇一、五〇〇元
吳淞區	三六六・八八八畝	五七六、三八一元
寶山區	三、八〇三・六三二畝	三、八〇三、〇〇〇元
其他	八、六八七・二九六畝	八六、八七二、九六〇元
計	一七、八九二・九二九畝	一三五、〇四〇、七九二元

米國領事館登記

閘北區	三九・二九五畝	二三八、〇四九元
浦東區	七六七・八五二畝	七、六七八、五二〇元
呉淞區	五九・九二五畝	九四、一四二元
寶山區	一六四・七四七畝	一六四、七四七元
其他	一、〇一六・四三八畝	一〇、一六四、三八〇元
計	二、〇四八・二五七畝	一八、三三九、八三八元

以上の租界外の土地の地價推定のためには左の如き推定を用ひた。但し、浦東地區は平均一萬元、寶山地區は一千元と假定し、越界道路地區は一萬元として計算した。浦東地區は碼頭地として特に高く評價しておく。

（第百十七表）　上海市華界地價估計（一九三〇年）

區別	估價面積（畝）	估價總額（元）	毎畝平均額（元）
滬南區	四五、〇一九	三七一、九四六、〇六四	八、二六二
閘北區	六、六六三	四〇、三六四、二五八	六、〇五八
法華區	二一、一七〇	九〇、七九八、二五〇	四、二八九
洋涇區	三一、七五一	八九、六六三、三〇九	二、七三八
呉淞區	一九、〇八八	二九、九八七、六四九	一、五七一
引翔區	四六、四七七	五一、六三五、九五七	一、一一一
江灣區	五八、一五〇	五三、一四九、四〇〇	九一四
彭浦區	一七、三二七	一三、五八四、四六四	七八四
殷行區	三三、一四八	二一、四一三、六八八	六四六

眞茹區	五一、七六二	三一、三一六、二一五	六〇五
塘橋區	一八、五〇九	一〇、五八七、一三九	五七二
蒲淞區	一一八、六一一	五五、二七二、八三〇	四六六
漕涇區	四〇、七七三	一四、八六〇、〇四八	四一四
陸行區	三八、〇一四	一五、六六一、六九〇	四一二
高行區	三九、〇五九	一三、四七五、二〇四	三四五
楊思區	二三、六七九	七、九五六、一八〇	三三六
高橋區	三六、九三〇	一一、二二六、六二九	三〇四
合計	六四七、一三〇	九二三、八九八、九七四	一、四二八

上海市土地局之估價方法・係由該局指派熟悉各區地價情形之估價員・會同各區契紙發行保管員・携圖實地按各區各地段之交通地位・土質・及使用方式等條件・並參酌市價估定之・此種估價方法・雖不甚合科學・而與實際買賣價格頗爲近似・亦未始不可作爲準確觀也。(中央政治學校地政學院畢業論文集第二種「上海市地價研究」張輝七一八頁)

註一、越界地區の地價についての參考資料 (The China Architects and Builders Compendium, Edited by J. T. W. Brooke and R. W. Davis, Twelfth Issue, 1937, North-China Daily News & Herald P. 16)

Jossfield Road	
East End to Kinnear Road	21,000
Kinnear Road to Brenan Piece	14,000
Brenan Piece to Jossfield Park	11,000
Yu Yuen Road	
East End	30,000
West End	18,000

Edinburgh Road	20,000
Brenan Road	
East End to Railway	10,000
Railway to Warren Road	5,000
Avenue Haig	
Bubbling Well to Route de Say Zoong	35,000—24,000
Hungjao Road	
Siccawei to Railway	11,000— 5,600
Railway to Rubicon Road	5,600— 4,200
McLeod Road	5,000
Great Western Road	
Av. Haig to Edinburgh Road	30,000
Great Western Road Extension	
Edinburgh Road to Railway	13,000— 8,000
Railway to Warren Road	7,000— 4,000
Tunsin Road	13,000
Warren Road	3,500
North Szechuen Road Extension	
Settlement Boundary to Hongkew Creek	40,000
Hongkew Creek to Rifle Range	24,000—12,000
Kiangwan Road	

West of Hongkew Park	10,000
Paoshan Road (North Honan Road Extension)	19,000—24,000

Agricultural Land without creek or road frontage, and not within one mile of any Municipal road of the Foreign Settlement, Chapei or the Chinese City, is obtained at about $ 800.00 per Mow.

註二、上海租界の土地が、投資對象としていかなる地位を占めてゐるかを窺ふ資料の一つとして、フィータム報告の左の如き一節を附記しておく。

（フィータム報告中編一〇八頁）

租界內にある財產に對する銀行の貸付

「若し予が上海の重立つた銀行から第十號に掲げたる標題に關する報告を入手することが出來るならば、上海の銀行が租界制度に依り與へられてゐる安全保障を目標として貸附をやつてゐる程度を知ることが出來る一種の數字資料を得るに違ひないと注意され、予は此の注意に從ひ報告の提供を招請したのであつた。此の招請に應じ若干の銀行支配人（外國爲替銀行の過半と近代式中國側銀行の一つを含む）は、招請したる標題下の陳述を送付して吳れた。銀行が供給せる數字は極秘として、且つ單に總計數を算出する材料として提供されたものであつて第十號表は此の如き個々の銀行が供給せる數字に基づき作成せる總計數である。

第十號表

租界內擔保物に對し貸出したる未償還額と租界內の銀行財產に關し上海の十四銀行から提供された報告に依り作成したる總計數を示すもの

一、租界內擔保物に對する未償還の貸出額	一五八、七一六、二八一・九五
二、左の定義により類別したる租界擔保物	二四二、一〇〇、四〇四・四〇
1 土地	
A 共同租界	一〇六、〇二〇、一八七・九〇
B 佛租界	一五、二六三、四四四・五〇
計	一二一、二八三、六三二・四〇

2　倉庫内に供託せる物品

A　共同租界	八〇、五三七、三七三・〇〇
B　佛租界	一、〇五二、〇〇〇・〇〇
計	八一、五八九、三七三・〇〇

3　工部局債券若くは會社株券にして、その財産は主として共同租界若くは佛租界内にある土地と此等の兩租界内に貯藏されてゐる物品から構成されてゐる　　三九、二二七、三九九・〇〇

三、租界内の銀行財産

1　所有土地

A　共同租界	二七、〇六五、四一〇・〇〇
B　佛租界	三、六〇九、六一〇・〇〇
計	三〇、六七四、〇二〇・〇〇

2　過去六ヶ月間の平均現金所有額　　「六六、八〇八、六〇〇・〇〇　一四、二三八、〇〇〇・〇〇」

（七）共同租界の建物

「共同租界内の建物は其の資本價値に課税されざるを以て右資本價値を示す算定數字なし」と雖も、最近十五年間建物の大進歩は第十二號表にあるが如く各種の建物數を示し、其の設計は工部局に依り承認され、其の建築は一九一五年より一九三〇年の間に始められ、其の見積價格は十六年間に於て約二億三千五百萬兩の合計に達してゐる。無論多數の新建物が舊建物と同一の場所に建替へられたから建物價値の增加したる純粹の數字は合計より少ないのである。併し除却された舊建物の價値は新建物の價値に對し甚しく僅少の部分を表はしてゐる。越界

道路區域内の建物の發達に關しては何等の記錄なしと雖も、共同租界に最も近い兩區域に於ても、前述の同一の期間に建物の大發達があつた。……」（「フィータム報告」中、一四六頁）

共同租界内の建物についてフィータムは右の如くに述べ、一九一五年より一九三〇年に至る十六年間の累年統計を示してゐるのであるが、我々は之を更に一歩進めて、一九一〇年以後につき統計表を作成してみた（第百十九表及び第百二十表參照）。

ところで、一九三六年度工部局年報に據ると、工部局が課税してゐる共同租界内の建物は、洋式家屋九、六七四、華式家屋八二、一二三とされてゐる。この計數は、市政總捐納付者を基礎としてゐるものであるから、嚴密に家屋軒數を表現してゐないと考へられるが、一應これにもとづくことにする。

〔第百十八表〕一九三六年市政總捐

	洋式家屋	華式家屋
住人ある家屋數	八、〇一〇	七三、一六三
空屋數	一、六六四	八、九六〇
計	九、六七四	八二、一二三
家賃年額課税評價額	五〇、五八五、九七〇元	三五、五三一、一六四元
市政總捐收入	五、五四五、五〇七元	四、〇八七、八九五元

（備考）市政總捐 General Municipal Rate は、共同租界内の家屋に對し家賃年額の評價に對して課す。

第百十九表及び第百二十表において一九一一年より一九三六年までに建築された華式家屋數の合計は一〇五、九一五となつてゐるが、もし右の工部局年報の家屋數をとるとすれば、大體一九一七年以降の家屋が一九三六年に存在してゐるものと看做しうるのではないかと考へられ

る。フィータムも述べてゐるやうに、市政總捐が家賃年額の評價に對して課せられて居り、この家賃年額の評價額は決して資本價値を示すものとすることは出來ないため、新築許可願出と共に工部局に提出された建築價格見積額の總額による方が至當と考へられるから、敢へて大膽な推定をすることとする。卽ち、一九一七年より一九三一年までの建築價格見積總額の累計は、二六二、八七四、二五二兩、百兩を一三九元八五で換算すると三六七、六二九、六一四元四二二となり、一九三二年以降一九三六年までの累計一一〇、八九二、五九二元、總計四七八、五二二、二三三元四二二となる。

右の總額より同期間に生じた火災損害額を減ずる必要があると考へられるが、工部局年報によれば、共同租界內の火災損害額は、一九一七年より一九三六年迄の累計が、二七、三四五、一二三元九四となる。（一九一七年より一九二九年まで累計一二、五三二、二四六兩、一兩を一元三九として換算して一七、四一九、八二一元九四、一九三〇年より一九三六年まで累計九、九二五、三〇二元、以上合計二七、三四五、一二三元九四である。）從つて、一九三六年末における共同租界內の建物總評價額は、大體において、四五一、一七七千元となるわけである。

建築願屆出の際の過少申告を考慮し、これを一割と見る時は約五億元となり、二割と見るときは五億五千萬元となる。

〔第百二十一表〕火災損失額　（T＝兩、$＝元）

年度	共同租界內	越界區	合計
一九一一年	—	—	—
一九一二年	T 八四六、三二九	—	—
一九一三年	T 七二四、四六五	—	—
一九一四年	T 三一八、一七五	—	—
一九一五年	T 四九一、七七五	—	—
一九一六年	T 一九二、四八五	—	—

年	(Column 1)	(Column 2)	(Column 3)
一九一七年	円 八五九、四〇〇	円 六〇、九四五	円 一、一二八、一三三
一九一八年	円 三八二、六二五	円 二五、六二七	円 三九三、〇五七
一九一九年	円 四八一、二二五	円 九〇、六五六	円 五一三、一四五
一九二〇年	円 二四五、三八五	—	—
一九二一年	円 六、八三六、三二一	—	—
一九二二年	円 二三五、三〇三	—	—
一九二三年	円 二五三、五一三	—	—
一九二四年	円 六〇二、八〇五	—	—
一九二五年	円 四五九、四一〇	—	—
一九二六年	円 三一九、一五二	—	—
一九二七年	円 一、〇六七、一八八	—	—
一九二八年	円 三六七、四三〇	—	—
一九二九年	円 四二二、四八九	—	—
計	円 一二、五三二、二四六	—	—
一九三〇年	(円 一、〇三四、八九六) $ 一、四四七、四〇七	(円 一六、一九六) $ 二二、六五二	(円 一、〇五一、〇九二) $ 一、四七〇、〇五九
一九三一年	(円 八一三、〇五四) $ 一、一三七、一三八	(円 二六、五六一) $ 三七、一四九	(円 八三九、六一五) $ 一、一七四、二八七
一九三二年	$ 二、六九一、五一四	$ 二九一、九二一	$ 二、九八三、四三五
一九三三年	$ 一、四八〇、五六六	$ 一〇七、三七九	$ 一、五八七、九四五
一九三四年	$ 八四七、〇八六	$ 六二、〇六〇	$ 九〇九、一四六
一九三五年	$ 一、五〇六、七五三	$ 二八、〇二七	$ 一、五三四、七八〇
一九三六年	$ 八一四、八三八	$ 一四二、五六三	$ 九五七、四〇一

以上合計	$ 九、九二五、三〇二	—	—
一九三七年	$ 七、八五三、五六四	$ 三、八三二、一五六	$ 一一、六八五、七二〇
一九三八年	$ 一、七六九、六四六	$ 二三六、四七七	$ 二、〇〇六、一二三
一九三九年	$ 四、四三三、九四九	$ 五九三、三四九	$ 五、〇二七、二九八

なほ、「未登記の土地にあつて現に家屋税を免除されてゐる家屋の精確なる數字は、入手することが出來ないが、工部局收入課で蒐集せる情報によると約八千軒だといふことである。」といふ記述が、フィータム報告の中に見出される。未登記の土地に建てられ家屋税を免除されてゐる家屋とは、この未登記の土地が租界内に編入された當時に既に建てられてゐた家屋に限られてゐるものであつて、未登記の土地に建てられた家屋と雖も、既に租界に編入された後に建築されたものは、家屋税を納付せねばならぬのである。フィータムの右の記述は、一九三〇年の記述であるが、その後もかゝる家屋は激減の傾向を辿つてゐるものと考へられる。

繰返し述べるが、市政總捐 General Municipal Rate は、家屋所有者に對して課される家屋税ではなく、家屋居住者が支拂ふ工部局戸別課金である。從つて、土地所有においては僅かに三・四九二%を占めるにすぎなかつた中國人が、市政總捐においては六二・七九三%を占めてゐる。他方に英國人の比率は前者が八〇・八六九%であつたに比し一七・三二四%に激減してゐる。このことは中國人の家屋所有者が多數あることを物語つてゐるものと考へられる。

從つて、市政總捐納付者が家屋所有者を意味するものではないといふことを充分に念頭に置いた上で參考にするため、市政總捐納付者の國別比率を一九三八年度について見ると、左の如くである。

〔第百二十二表〕　市政總捐納付者國別比率（一九三八年度）

國別	比率	國別	比率
米國	五・一八五%	イタリー	・二三四%
アルメニア	・〇〇二%	日本	九・九六二%
オーストリー	・〇九一%	朝鮮	・〇一〇%

ベルギー	.〇六八%	ユーゴスラヴィア	.〇〇二%
英國	一七・三二四%	ラトヴィア	.〇三五%
支那	六二・七九三%	リトアニア	.〇二二%
チェッコスロヴァキア	.〇六二%	ノルウェー	.〇四七%
デンマーク	.一八九%	ペルシャ	.〇〇二%
オランダ	.一四三%	ポーランド	.〇九一%
エヂプト	.〇〇九%	ポルトガル	.二〇三%
フィリッピン	.〇三五%	ルーマニア	.〇一一%
フィンランド	.〇〇四%	白系露人	.八九一%
佛蘭西	.四五〇%	タイ	.〇〇一%
獨逸	一・五三九%	スペイン	.〇二八%
ギリシャ	.〇四〇%	スエーデン	.〇三三%
ハンガリー	.〇三四%	スヰス	.三〇六%
イラーク	.〇六四%	シリア	.〇〇一%
イラン	.〇〇八%	トルコ	.〇〇三%
其他	.〇四七%		

以上によつて、一九三六年度における共同租界については、工部局課税面積の土地價格九億八千七百萬元、これの過少評價を修正する意味で十一億元と見積り、課税されぬ其他の土地一二、〇〇八畝を約二億元とすれば、合計十三億元となり、家屋建築費總額が五億乃至六億元と見積られるから、共同租界内の不動産評價額は、十八億乃至十九億元となる。

(八) 佛租界の建物

佛租界の建築統計の滿足すべきものを入手し得なかつたために甚だ不完全な推定しかできないが、佛租界公董局の發展によると、一九三四年における家屋數は、洋式家屋七、三二九軒、華式家屋四一、〇二一軒、合計 四八、三五〇軒である。附表によれば一九二五年より一九三八年までに洋式家屋が五、九四九軒、華式家屋が二一、七三四軒新築され、その新築評價額は一三六、〇八七、〇六一元となつてゐるから、これより大膽ながら推定すれば約二億元と見積られる。共同租界について土地十三億元、家屋五億元といふ計數を得たのであるから、佛租界について土地五億元、家屋二億元といふ計數はそれほど不當なものではないのではなからうかと考へられる。

（第百十九表）　一九〇〇—三六年に發給されたる建築許可件數及び建築價格見積總額（共同租界）

年度別	建築許可件數					建築價格見積總額（元）
	中央區	北區	東區	西區	合計	
一九〇〇	五〇九	六八一		一七八	一、三六八	
一九〇一	八三六	一、〇七九		七八八	二、七〇三	
一九〇二	八七七	一、九〇七		九八三	三、七六七	
一九〇三	一、七三三	一、〇九六	六三三	一、八三八	四、三〇〇	
一九〇四	一、二〇九	一、三二四	八二二	一、五七六	四、九三一	
一九〇五	一、一九九	一、三二六	一、八一〇	一、〇三五	五、三七〇	
一九〇六	七五一	一、五一五	一、五〇一	一、六四四	五、四一一	
一九〇七	九八七	一、一四一	八四八	一、九一二	四、八八八	
一九〇八	四九七	八四一	六〇三	一、一四〇	三、〇八一	
一九〇九	三〇九	四二九	五五八	七八四	二、〇八〇	
一九一〇	五五五	六〇一	五一五	六九六	二、三六七	
一九一一	四七九	一三九	三五五	二八〇	一、二五三	

一九一二	五三三	一、〇三五	九五六	九三四	三、四五八	
一九一三	七〇二	一、一六〇	五三八	二、〇三五	四、四三五	
一九一四	一、三八〇	一、六二二	二、一五三	三、六六九	八、八二四	
一九一五	八四八	一、八四八	一、四一一	二、七八五	六、八九二	
一九一六	八七九	一、〇四二	二、二二一	二、六二五	六、七六七	六、三二三、〇〇〇
一九一七	九二三	六三二	一、四六二	九〇九	三、九二六	四、七八三、四〇〇
一九一八	五九〇	三六〇	一、〇六八	九五〇	二、九六八	四、四〇二、六〇〇
一九一九	六五〇	二七七	八七四	一、三三〇	三、一三一	五、八五二、六〇〇
一九二〇	三五四	三一七	一、五一八	一、三五三	三、五四二	一〇、八七二、三〇〇
一九二一	五六五	三六七	二、三二五	二、〇八七	五、三四四	二一、〇五八、七〇〇
一九二二	七三七	四二二	二、四八八	一、九〇二	五、五四九	一五、九二六、六〇〇
一九二三	四七三	一、四三八	三、〇二一	二、四二九	七、三六一	一三、〇三〇、四〇〇
一九二四	九五六	九八二	二、二四二	二、六四〇	六、八二〇	一二、四四五、〇三〇
一九二五	一、〇五五	七六二	三、七九四	三、三五五	八、九六六	一四、八七四、七〇〇
一九二六	五三五	五三七	三、〇九三	二、〇八二	六、二四七	二一、一四七、二四〇
一九二七	三九九	四七九	一、四八四	一、二五八	三、六二〇	九、二〇七、七五二
一九二八	六一九	八五三	一、四四二	一、七九七	四、七一一	二〇、一六二、二二五
一九二九	八一六	七〇五	二、五二九	三、五三六	七、五八六	二五、一四九、六九〇
一九三〇	六一一	七五〇	三、九六三	三、五一二	八、八三六	四六、六三三、八〇〇
一九三一	四二二	七八六	五、二一二	二、二七九	八、六九九	三七、三二七、二一五
一九三二	二七七	三五一	一、二九二	一、五一九	三、四三九	二五、四二九、二三一

一九三三	三七一	二二三	一、七七〇	二、七六六	五、一三〇	三五、四一八、三二一
一九三四	三六八	四九〇	一、五八一	二、一三二	四、五七一	二七、六〇〇、三五〇
一九三五	二五二	二七一	八八九	八四〇	二、二五二	一〇、九三四、七〇〇
一九三六	一四一	一七二	五一八	六八二	一、五一三	一一、五〇九、九九〇
合計	二四、三九七	二六、二九三	五七、四八九	六四、二六〇	一七六、一〇六	三八〇、〇八九、八四四

〔第百二十表〕**一九〇〇―三六年工部局により發給されたる建築許可件數及び建築價格見積總額（共同租界）**

年別＼種別	支那家屋	外人住宅建物	旅館	アパートメント	事務所建物	銀行建物	外國商店	劇場	學校	紡績工場	製工場	工場	其他工業建築物
一九一〇													
一九一一	一、〇〇八				三六								
一九一二	二、九九二				七二								
一九一三	三、七八〇				一五八								
一九一四	七、八六九				一四九								一四四
一九一五	六、一三四				四一								一〇〇
一九一六	五、九〇三				八九								一〇三
一九一七	三、三二四				五八								七一
一九一八	二、三一三					二九					九		九七
一九一九	二、三三六	五一				五〇					二八		九四
一九二〇	二、四七〇	八三				二六					五一		一〇一
一九二一	四、〇六四	二三五				六六					四一		一一三
一九二二	四、二六七	一二八				八四					二五		

年度													
一九二三	五、六三四	一六二				二〇八					一四		
一九二四	五、二九三	一二八				七三					二〇		
一九二五	七、七三四	一二七				一四一					一三		
一九二六	五、一六〇	九七				一〇八					二二		五〇
一九二七	二、六四〇	四八		二	一一		三〇				一九		
一九二八	三、五〇八	五五	七	四	二四		七七	七	三	七	一	三七	四五
一九二九	五、二八二	三八〇	一	八	三三		三一〇	六	一	三		五〇	二四
一九三〇	六、八一八	三二七	三	五	三五		二九八	六	六	三		二四	三八
一九三一	六、九八七	九七	二	九	四一		二七三	四	五	四		七三	二八
一九三二	二、〇七一	九五	三	五	二一	一一	二一六	二		六		二八	二三
一九三三	三、五四五	二五七		一三	一三	一	二〇四	四	七			二七	六三
一九三四	二、八〇九	二二一	一	八	一五	九	二三〇		五	四		二六	一一五
一九三五	一、二五〇	四八		三	一三	二	五六	一	三	二		一〇	一二〇
一九三六	七二四	八四		五	九	七	二四		四	二		二八	二八
					六〇三	七八五				二〇一	四一		
合計	一〇五、九一五	二、六二三	一七	六二	二一五	三〇	一、七一八	三〇	三四	三一	一	三〇三	一、三五七

種別／年度	倉庫	車庫	厩	仕事場	雜	公衆便所	合計	建築價格見積總額
一九一〇							二、三六七	
一九一一	二		一四	四七	一四六		一、二五三	

一九一二	一一		八	二一六	二一四		三、五一三	
一九一三	二四		一二	一〇六	三五五		四、四三五	
一九一四	二九	二四			六〇九		八、八二四	
一九一五	二七	二一			五六九		六、八九二	
一九一六	四一	一五			六一六		六、七六七	六、三二三、〇〇〇
一九一七	三六	一七			四〇三		三、九〇九	四、七八三、四〇〇
一九一八	五五	四			四二四		二、九三一	四、四〇二、六〇〇
一九一九	五二	五二			四六八		三、一三一	五、八五二、六〇〇
一九二〇	八四	四四			六八三		三、五四二	一〇、八七二、三〇〇
一九二一	五五	六一			七〇九		五、三四四	二一、〇五八、七〇〇
一九二二	二八	七三		一〇九	七七三		五、四八七	一五、九二六、六〇〇
一九二三	三八	五九		七六	一、〇八一		七、二七二	一三、〇三〇、四〇〇
一九二四	二七	五九		五六	一、〇三七		六、六九三	一二、四四五、〇三〇
一九二五	一九	六二		五三	八一七		八、九六六	一四、八七四、七〇〇
一九二六	二一	八五			七〇四		六、二四七	二一、一四七、二四〇
一九二七	一四	四〇			八一六		三、六二〇	九、二〇七、七五二
一九二八	五三	三九			六五八	一八六	四、七一一	二〇、一六二、二二五
一九二九	五二	一一六			一、〇七六	二四四	七、五八六	二五、一四九、六九〇
一九三〇	六四	七五			八九三	二四一	八、八三六	四六、六三三、八〇〇
一九三一	二七	一五八			七三〇	二六一	八、六九九	三七、三二七、二一五
一九三二	二七	四八			六六九	二一四	三、四三九	二五、四二九、二三一

一九三三	二〇	九八			六一五	二六三	五、一三〇	三五、四一八、三二一
一九三四	一八	二四七			六六二	二〇一	四、五七一	二七、六〇〇、三五〇
一九三五	八	二四			五七七	一三五	二、二五二	一〇、九三四、七〇〇
一九三六	八	二〇			四四八	一二〇	一、五一一	一一、五〇九、九九〇
	四九一				一〇、四二四			
合計	八四〇	九五〇	三四	六六三	六、三二八	一、八六五	一三七、九二八	三八〇、〇八九、八四四

〔第百二十三表〕佛租界家屋數及び新建築物統計

年度	家屋數			新建築物統計			
	洋式建築	支那建築	合計	支那家屋	洋式建築	合計	推定價格(元)
一九二〇				六九〇	二二五		
一九二一				一、三五二	三四四		
一九二二				一、七三九	二二一		
一九二三				二、二四七	二八七		
一九二四				一、九四九	二六五		
一九二五	二、四二九	二三、五四九	二五、九七八	二、九九七	四九八	三、四四五	一〇、二二四、〇〇〇
一九二六	二、六二七	二五、九八二	二八、六〇九	二、四三三	一九八	二、六三一	六、八三一、〇〇〇
一九二七	三、〇三一	二七、〇九九	三〇、一三〇	一、一一七	四〇四	一、五二一	四、一四〇、〇〇〇
一九二八	三、六〇三	二九、〇〇〇	三二、六〇三	一、九〇一	五二七	二、四二八	一二、六一七、〇〇〇
一九二九	四、四六九	三一、五九六	三六、〇六五	二、五九六	九一一	三、五〇七	一七、四六七、〇〇〇
一九三〇	五、五五九	三四、六七九	四〇、二三八	三、〇八三	一、〇九〇	四、一七三	一八、五八九、〇〇〇
一九三一	六、一八四	三七、〇二六	四三、二一〇	二、三四七	六二五	二、九七二	一六、〇一四、〇〇〇

一九三二	六、三六六	三八、五四〇	四四、九〇六	一、五一四	一八二	一、六九六	一一、二七四、〇〇〇
一九三三	六、八〇五	四〇、三六〇	四七、一六五	一、八二〇	四三九	二、二五九	一三、九五一、八〇〇
一九三四	七、三二九	四一、〇二一	四八、三五〇	六六一	五二四	一、一八五	一二、七七六、〇〇〇
一九三五				五八二	一一二		三、三一六、二二〇
一九三六				二一四	五一		一、九一六、九八五
一九三七				一八六	九一		二、九六五、〇九〇
一九三八				二八三	二九七		四、〇〇四、九六六

(九)　共同、佛兩租界外の建物

共同租界及び佛租界以外の地域における家屋は、上海市政府の統轄するところであつて正確な計數を入手し得なかつた。外國人所有家屋は主として越界地區にあるから、參考までに市政特捐に關する若干の計數を左に揭げておく。但し、これでは、浦東地區のごときにある巨大な諸外國の工場、碼頭設備、倉庫等が完全に脫漏してしまつてゐることに留意せねばならぬ。

〔第百二十四表〕(一)界外西區の市政特捐(一九三六年)

	洋式家屋	華式家屋
居住者のゐる家屋	三、〇八〇元	三、七四六元
空屋	五六〇	三六八
計	三、六四〇	四、一一四
年家賃評價額	六、六五四、六七七	七六七、七五八
市政特捐收入	六一一、八八七	二七、四九三

(二)界外北區の市政特捐(一九三六年)

居住者のゐる家屋	九八五元	一、二四三元
空屋	二七三	九六
計	一、二五八	一、三三九
年家賃評價額	一、四三九、七〇〇	五二九、三五四
市政特捐收入	六一、〇九一	五、八〇三

（三）合計（一九三六年）

居住者のゐる家屋	四、〇六五元	四、九八九元
空屋	八三三	四六四
計	四、八九八	五、四五三
年家賃評價額	八、一一五、一六七	一、二九七、一一二
市政特捐收入	六七二、九七八	三三、二九六

（第百二十五表）越界地區に關する諸統計（一九三〇年）

項目		西區	北區	合計
越界道路により圍繞された面積（畝）		四五、八四〇	一、七〇〇	四七、五四〇
一九三〇年市勢調査外國人々口		四、一一八	五、三八八	九、五〇六
家屋占有者が工部局に對し市政特捐を合意により納入してゐるか若しくは今まで納入してゐた家屋數	洋式	一、〇七六	一、〇八二	二、一五八
	華式	一、九八二	一、七三〇	三、七一二
	計	三、〇五八	二、八一二	五、八七〇
租界内にゐたとすれば投票權者の資格ある市政特捐を納入してゐる外人家屋保有者數		五九八	五九五	一、一九三
越界道路築造のため購入せる土地の面積畝數資本的費用	畝	一、六〇九、二七三	一三五、五八八	一、七四四、八六一

	哩	四三、〇〇五	五、〇八八	四八、〇九三
	兩	八四五、六六五	二一八、九九五	一、〇六四、六六〇
道路を除きたる工部局所有地	（畝）	七九五、〇七〇	六一三、四三三	一、四〇八、五〇三
同　上　の資本的費用	（兩）	二、〇二六、一四七	一、六〇三、二三九	三、六二九、三八六
工部局所有の建物の資本的費用	（兩）	二、一九八、一二四	八六七、〇六五	三、〇六五、一八九
衛　生　下　水	（哩）	五、九一一	二、三七二	八、二八三
暴風雨時の排水渠	（哩）	七、四二四	三、八四四	一一、二六八
道路、橋梁、地下溝、排水渠築造に要した資本的費用	（兩）	一、四三〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、八三〇、〇〇〇
越界地區の下水の資本的費用	（兩）	三八七、一七〇	七二、七〇五	四四九、八七五

（フイータム報告・中卷二三六—二三八頁）

〔第百二十六表〕　一九三八年共同租界及び越界地區不動産國別一覽表

國別	Land Tax	國別　％	土地評價總額	General Municipal Rate	國別　％
米國	五一〇、二九三	六・三五六	六三、七八六、六二五	五二八、〇六七	五・一八五
アルメニア				二八三	・〇〇二
オーストリア				九、三〇一	・〇九一
ベルギー	一三、五五四	・一六八	一、六九四、二五〇	七、〇一五	・〇六八
ブラジル					
英國	六、四九二、五六九	八〇・八六九	八一一、五七一、一二五	一、七六四、〇九一	一七・三二四
支那	二八〇、三七九	三・四九二	五三、〇四七、三七五	六、三九四、二〇六	六二・七九三
チエコスロヴアキア				六、三一一	・〇六二

デンマーク	五、一五一	.〇六四	六四三、八七五	二〇、一九七	.一八九
オランダ				一四、七八八	.一四三
エストニア				四五	
エヂプト				九一九	.〇〇九
フイリツピン				三、六〇五	.〇三五
フインランド				四五一	.〇〇四
佛國	一一一、六一二	一.三九〇	一三、九五一、五〇〇	四五、九二三	.四五〇
獨逸	二二、九八四	.二八六	二、八七三、〇〇〇	一五六、七三九	一.五三九
ギリシア				四、一四八	.〇四〇
ハンガリー				三、五二二	.〇三四
イラーク				六、五九〇	.〇六四
イラン				八五八	.〇〇八
伊太利	一五、九六二	.一九八	一、九九五、二五〇	二三、八三五	.二三四
日本	五六三、一六八	七.〇一四	七〇、三九六、〇〇〇	一、〇一四、五〇八	九.九六二
朝鮮				一、〇五四	.〇一〇
ユーゴスラヴイア				二一九	.〇〇二
ラトヴイア				三、六六〇	.〇三五
リトアニア				二、三三三	.〇二二
ノルウエー	一、二〇三	.〇一四	一五〇、三七五	四、八五二	.〇四七
ペルシア				二八七	.〇〇二
ポーランド				九、二八一	.〇九一

ポルトガル				二〇、七三二	.二〇三
ルーマニア				一、一五三	.〇一一
白系露人	二、五〇八	.〇三一	三一三、五〇〇	九〇、七四三	.八九一
タイ				一七三	.〇〇一
スペイン	二〇〇	.〇〇二	二五、〇〇〇	二、八九九	.〇二八
スエーデン				三、三八〇	.〇三三
スイス	八、八八二	.一一〇	一、一一〇、二五〇	三一、二四四	.三〇六
シリア				一八四	.〇〇一
トルコ				三三八	.〇〇三
蘇聯				五八	
其他				四、八六四	.〇四七
計	八、〇二八、四六五	一〇〇.〇〇〇	一、〇〇三、五五八、一二五	一〇、一八二、八六八	一〇〇.〇〇〇

國別	家賃年額總高	Special Rate	國別%	家賃年額總高	備考
米國	三、三〇〇、四三一	六五、二五九	六.八五〇	四六六、一三五	
アルメニア	一、七六八	二一〇	.〇二二	一、五〇〇	Land Tax
オーストリア	五八、一三一	二、五五六	.二六八	一八、二五七	工部局ノ課税評價價格ノ千
ベルギー	四三、八四三	五六三	.〇六二	四、〇二一	分ノ八
ブラジル		三一		二二一	
英國	一一、〇二五、五六八	一六二、四七七	一七.〇五五	一、一六〇、五四二	General Muwapal Rate
支那	三九、九六三、七八七	五〇九、八八〇	五三.五二六	三、六四二、〇〇〇	共同租界內ノ家屋ニツキソ

チェコスロヴアキア	・三九、五〇六	一、〇〇八	・一〇五	七、二〇〇	ノ家貸年額ノ一六%
デンマーク	一二六、二三一	九、一九九	・九六五	六五、七〇七	
オランダ	九二、四二五	四、一〇九	・四三一	二九、三五〇	Special Rate
エストニア	二八一	三六一	・〇三七	二、五七八	越界地區ニ在ル家屋ニツキ
エヂプト	五、七四三				ソノ家貸年額ノ一四%
フイリッピン	二二、五三一				
フインランド	二、八一八				
佛國	二八七、〇一八	四、四三三	・四六五	三一、六五四	
獨逸	九七九、六一八	四六、七五三	五・一七九	三三三、九五〇	
ギリシア	二五、九二五	九三七	・〇九八	六、六九二	
ハンガリー	二二、〇一二	三二八	・〇三四	二、三四二	
イラーク	四一、一八七	四、四六〇	・四六八	三一、八五七	
イラン	五、三六二				
伊太利	一四八、九六八	八、四九九	・八九二	六〇、七〇七	
日本	六、三四〇、六七五	五六、四八五	五・九二九	四〇三、四六四	
朝鮮	六、五八七	二九三	・〇三〇	二、〇九二	
ユーゴスラヴイア	一、三六八				
ラトヴイア	二二、八七五	三二〇	・〇三三	二、二八五	
リトアニア	一四、五八一	二一〇	・〇二二	一、五〇〇	
ノルウエー	三〇、三二五	二、七八八	・二九二	一九、九一四	
ペルシア	一、七九三	一四二	・〇一四	一、〇一四	

ポーランド	五八、〇〇六	六二五	.〇六九	四、四六四
ポルトガル	一二九、五七五	二、四二三	.二五四	一七、三〇七
ルーマニア	七、二〇六			
白系露人	五六七、一四三	七、二七五	.七六三	五一、九六四
タイ	一、〇八一			
スペイン	一八、一一八	四、八六〇	.五一〇	三四、七一四
スヱーデン	二一、一二五	二、三四六	.二四六	一六、七五七
スイス	一九五、二七五	三、四七八	.三六五	二四、八四二
シリア	一、一五〇			
トルコ	二、一一二			
蘇聯	三六二			
其他	三〇、四〇〇	三五六	.〇三七	二、五四二
計	六三、六四二、九二五	、九〇二、六六四	一〇〇.〇〇〇	六、四四七、六〇〇

以上において、上海における土地及び建物の一應の經濟的評價を試みて、我々は二十五億元以上の巨大な不動產所有が上海にみられることを知つたわけであるが、外國人所有のものがその幾分を占めるかについては殆んど知るところがなかつた。そしてまた、これを知ることは目下の我々の努力を以てしては不可能である。我々は上海經濟全體において外國資本が占めてゐる地位を凡ゆる點から檢討した上で推斷することを以つて滿足せねばならぬと思はれる。

附錄一　共同租界の人口統計（一九三五年）

國別	共同租界					越界路地區				
	成年男子	成年女子	未成年男子	未成年女子	計	成年男子	成年女子	未成年男子	未成年女子	計
日本人	五、一六〇	四、八五六	二、〇五七	二、一一一	一四、一八四	二、四八二	一、八九六	八五四	八二六	六、〇五八

英國人	二、二二六	一、六二七	四一	四三	四、五九五	七四六	七四七	二五三	二五四	二、〇〇〇
ロシア人	一、二三六	一、〇三三	一七五	一五一	二、五八二	二五三	一三四	一一	二七	四三五
印度人	一、六一〇	三一五	一八五	一六二	二、二七二	四五	一〇	三	一	六九
米國人	六九七	五九三	一一三	九一	一、四九四	一八五	二三〇	六六	五三	五三三
ポルトガル人	二四三	二八九	一二五	一〇〇	七五七	八七	一一〇	三六	三〇	二六三
獨逸人	三九二	二三九	四〇	四九	七一〇	一六六	一三六	五四	七四	四〇三
フィリッピン人	一二八	八五	五四	六八	三四五	八	七	八	一	二四
イタリー人	九八	五三	一〇	五	一六五	一四	二	一	二	二八
フランス人	七六	六一	一〇	一二	一五八	一八	二五	五	六	五四
ポーランド人	五九	七〇	九	五	一四三	六	三	—	—	九
デンマーク人	六五	三九	六	七	一一七	一三	一三	一三	一三	六〇
スペイン人	四七	三三	一五	一六	一一二	二	三	二	八	三三
イラーク人	三三	三〇	一四	一七	九二	三	一五	八	九	五三
チェッコスロヴァキア人	四四	三三	二	四	八三	二	一〇	三	五	二九
オーストリア人	四一	二三	三	四	七九	三	三	—	一	七
ギリシャ人	三三	二七	一〇	一〇	七九	七	八	三	二	二〇
スエーデン人	四二	二二	五	八	七六	一〇	八	四	五	二七
スイス人	四三	二六	二	四	七五	九	三	一	二	二四
ノルウエー人	四二	一八	五	六	七一	一〇	二	二	二	二五
ラトヴィア人	二九	二三	四	六	七〇	八	三	三	三	二六
オランダ人	四二	一九	三	四	六八	一三	一六	六	五	四〇

ハンガリー人	三二	三	三	—	四八	九	六	三	一	一九
リトアニア人	二〇	一〇	三	二	三五	二	二	—	—	四
ルーマニア人	一三	九	二	三	二七	一	—	—	—	一
エストニア人	三	三	一	—	二五	—	三	—	—	三
ベルギー人	八	三	一	一	三	二	三	二	一	八
アルメニア人	二	八	二	—	三	二	四	一	一	八
エヂプト人	六	四	二	三	一五	—	—	—	—	—
ユーゴスラヴイア人	二	二	—	—	一三	—	—	—	—	—
ペルシア人	六	四	—	二	三	三	二	三	四	三
トルコ人	四	三	三	二	三	一	一	—	—	二
フインランド人	六	四	—	—	八	一	一	—	—	二
キューバ人	一	一	一	一	四	—	—	—	—	—
メキシコ人	二	一	—	—	三	—	二	一	—	三
ペルー人	—	二	—	—	二	—	—	—	—	—
ブルガリア人	一	一	—	—	二	—	—	—	—	—
シヤム人	一	—	—	—	一	一	—	—	—	—
ブラジル人	一	—	—	—	一	—	—	—	—	—
アルバニア人	一	—	—	—	一	—	—	—	—	—
チリー人	一	—	—	—	一	—	—	—	—	—
ジヤワ人	—	—	一	—	一	—	—	—	—	—
馬來人	一	—	—	—	一	—	—	—	—	—

Dominican	—	—	—	—	—	一	一	一	二	五
ウルガイ人	—	—	—	—	—	一	一	一	—	三
シリア人	—	—	—	—	—	—	一	—	—	一
グアテマラ人	—	—	—	—	—	一	—	—	—	一
計	二、四三四	九、五九〇	三、二七五	三、二八四	二八、五八三	四、一八〇	三、四七四	一、三五八	一、三三〇	一〇、三三一

〔備考〕右記ニ包含セラレザルモノニ日、英、米ノ守備兵三、七四七人アリ。

附錄二 (一)一九三四年九月二十日佛祖界人口

國別	人口	國別	人口
中國人	四七九、二九四	フランス人	一、四三〇
ドイツ人	七二五	アメリカ人	一、七九二
イギリス人	二、六三〇	アルゼンチン人	二
アルメニア人	三二	オーストリー人	八三
ベルギー人	七五	ブラジル人	一〇
ブルガリア人	四	チリー人	二
コロンビア人	一	キューバ人	六
デンマーク人	一四九	エジプト人	五
スペイン人	九六	アッシリア人	六一
フィンランド人	一八	ジョルジア人	二
ギリシャ人	九〇	印度人	四七
ハンガリー人	三四	イラーク人	一七
アイルランド人	一二	イタリー人	一六七

日本人	二八〇
リトアニア人	七二
オランダ人	一二〇
ペルシャ人	六
ポルトガル人	四一二
ロシア人	八、二六〇
スイス人	九七
チェッコ人	一二一
トルコ人	一一
其他外國人(旅行者)	五四七
ラトヴィア人	九四
メキシコ人	一
ノルウェー人	二五
ポーランド人	二六一
ルーマニア人	四六
スエーデン人	九七
シリア人	三一
安南人	九八〇
ユーゴスラヴィア人	一三
計	四九八、一九三

(二)

華人々口	男	女
十五歳以上	一七一、五〇六	一二一、九一五
十五歳以下	八四、五三五	七一、五八九
外人使用人	七、二六七	二、三七九
船戸	八、一四九	
過客	一一、九五四	
計	四七九、二九四人	

外國人々口	男	女
十五歳以上	七、八九四	七、一一二
十五歳以下	一、五九九	一、七四七

船戸	一八、八九九人	五四七
計		
總計	四九八、一九三人	

（十）在上海房地産商社

本調査の他の部分においては商社内容について相當詳細に調査したのであつたが、不動産については商社内容の調査に力點を置かず、客觀的な投資對象の所在を明らかにすることを主眼として土地所有者名簿の作製に主力を傾注した。したがつて、不動産商社については最も代表的な數社について略記し、一斑を知るに資するにとゞめる。

Shanghai Land Investment Co. 英商業廣有限公司

設立、一八八八年十二月（香港登記）

資本金（全額拂込濟）一六、六九七、七八一・八二元

營業種目、不動産の賃貸賣買及び投資

資産内容、（一九三八年）

負債の部	
資本金	一六、六九七、七八一・八二元
積立金	八四、八二三・八七元
損益處分勘定	四九六、三一九・八〇元
小計	一七、二七八、九二五・四九元
未拂配當金及び利子	一六、一九三・五九元
諸貸方及び貸方殘高	二、五八二、〇五八・一三元
職員恩給基金	九〇、九二七・三一元

資産の部	
諸設備及び什器（償却差引原價）	一九九、五三三・一二元
不動産	三五、〇〇三、二五二・一七元
內譯　土地	二〇、四九四、〇六六・三九元
建物	一四、五〇九、一八五・七八元
貸借不動産	三〇、〇〇〇・〇〇元
擔保付借入金	一、一七三、一二八・二〇元
投資	三、四二二・〇〇元

社債—資產擔保・利付	一七、五五六、〇一四・〇〇元	諸借方及び借方殘高	五九四、九三〇・二三元
滙豐銀行—土地擔保	一、四〇四、六〇七・一〇元	浙江實業銀行	二九・七九元
小　計	二一、六四九、八〇〇・一三元	事變による財產損害に對する賠償請求	一、九二四、四三〇・一一元
合　計	三八、九二八、七二五・六二元	合　計	三八、九二八、七二五・六二元

運用勘定

支　出		收　入	
所有不動產及び設備の維持費	八八三、五三四・四二元	總貸貸料金	二、四六八、六一一・五八元
建物償却費	一一〇、八六八・四四元	雜　收　入	二一、〇四八・二六元
諸設備・什器の償却	六〇、九三三・七四元		
貸借不動產の地代及び維持費	三四、八六〇・八八元		
その他諸經費	二〇一、四一七・六三元		
計	一、二九一、六一五・一一元		
損益勘定に繰入れた總利益金	一、一九八、〇四四・七三元		
合　計	二、四八九、六五九・八四元	合　計	二、四八九、六五九・八四元

Cathay Land Co.　華懋地產公司

設立、一九二六年十二月（香港登記）

資本金、公稱五百萬兩、拂込四、八〇三、七四〇兩

營業種目、土地建物投資

資產內容（一九三八年末）

負債の部	資產の部

資本金(拂込)	六、七一八、五一七・四九元
社債(當社資產擔保)	七、〇九四、四〇五・六〇元
銀行借入金(資產擔保)	一七、七二七、二二七・六〇元
一般積立金	三五六、九〇八・八〇元
減價償却準備金・減價基金	一、三三八、七一七・三六元
貸倒れ準備金	九、一〇四・六九元
爲替準備金	一六、二三三・六四元
子會社缺損準備金	二二、〇〇七・五一元
事變被害修理準備金	五七、五一七・三一元
諸貸方及び貸方殘高	九一、八七八・六二元
合計	三三、四三二、五一八・六二元

土地・建物	二二、六六〇、八六五・七六元
內譯 所有土地	七、七三五、二七七・四二元
所有建物	一四、一一七、七五七・〇一元
貸借土地・建物	八〇七、八一三・三三元
工場・機械・噴水井・家具附屬品	二五二、二六八・五五元
投資	六一〇、六六七・三六元
貸付金	一、一六六、二二三・九三元
諸借方及び借方殘高	一一七、七四四・二三元
社債發行の割引額及び經費	一〇七、二五五・二四元
損益勘定	一、四〇八、六七六・八五元
銀行借入金の爲替差損	七、一〇八、八一六・七〇元
合計	三三、四三二、五一八・六二元

China Realty Co. 米商中國營業公司

設立、一九〇四年個人商社として設立され、一九二〇年會社組織をとり一九三五年破產整理を申請、一九三九年改組された。

・資產內容(一九三四年末)

負債の部

拂込資本金	六、九九三、〇〇七、〇〇元
社債	一〇、四八九、五一〇・五〇元
諸預り金	一、三四六、三九六・〇三元
借入金(當社資產擔保)	四、一七三、一一四・二八元
社債部勘定	七、二六二・七五元

資產の部

土地・建物	九、七一六、六九一・五九元
擔保付貸付金	一一、八七五、四七一・〇九元
諸貸方	一、二九六、〇九五・六一元
未受取利子	四八二、〇六三・九七元
職員積立金投資	五七、四〇四・一九元

利子支拂引當金	五八八、三七五・五八元
其他支拂準備金	一二、二六一・九三元
其他債務	四五一、三六五・九一元
職員手當積立金	六一、六八八・三五元
職員保證金預り	一六、二九五・一〇元
株式プレミアム勘定	六、三九六・一七元
損益勘定	七〇七、三三九・八二元
合計	二四、九四三、〇一三・四二元

保證金（電氣・水道其他）	一、九五五・九五元
家具什器	一四、六一六・四六元
自動車	二、二八二・一三元
投資（China Realty Trust Co.）	五、〇〇〇・〇〇元
銀行預金	一、四六二、一六〇・〇四元
手許現金	二九、二七二・三九元
合計	二四、九四三、〇一三・四二元

Foncier et Immobiliere de Chine. 佛商中國建業地産公司

設立、一九二〇年

資産内容（一九三五年末）

負債の部

資本金	二、七九七、二〇二・八〇元
社債	四、七九七、二〇二・八〇元
積立金	一、三七八、七六三・〇九元
貸付金及び預金	一四七、〇〇〇・〇〇元
諸貸方	一二三、〇四九・〇一元
損益勘定	三八〇、四三一・七八元
合計	九、六二三、六四九・四九元

資産の部

所有不動産（原價）	八、七六五、〇二一・四六元
擔保付借入金	七四一、一〇〇・〇〇元
諸備品	一五、四六二・八九元
家具及び什器	二・〇〇元
諸借方	六五、三六〇・六三元
現金（手持及び銀行預金）	三六、七〇二・五〇元
合計	九、六二三、六四九・四九元

その他房地産業商社のリストを掲げれば次の如し。

1. Real Estate 地產

An Fu Realty Co.	(安孚地產公司)
An Lee Land Investment Co.	
Anson & Co.	(安生公司)
Asia Land Investment Co.	(大華地產公司)
Asia Realty Co. U. S. A.	(普益地產公司)
Bosack S. B.	
Cathay Land Co.	(華懋地產公司)
Central China Realty Co.	
Chee Ling Co.	(啓齡華行)
Chih Yeh Realty Co.	
China Land Investment Co.	(均益興業公司)
China Realty Co.	(中國營業公司)
Ching Yung Realty Co.	(慶雲營業公司)
Chong Shing Realty Co.	(昌興地產公司)
Chu Tsu Kee	(朱佐記經租賬房)
Chuin Yih Co.	(群益行)
Chung Ho Realty Co.	(中和地產建築公司)
Cosmopolitan Trust Co.	(華業信託公司)

Credit Asiatique	（永安地產公司）
Credit Foncier d'Extreme Orient	（義品放款銀行）
Dah Kein Development Co.	（大建企業公司）
Daiko Realty Corporation	（大興土地信用組合）
Dong An Kan Kee Loan Co.	（同安庚記公司）
Eastern Realty Co.	（東方實業公司）
Foong Sheng Ind. & Com. Development Co.	（豐盛實業公司）
Foong Yuan Co.	（豐源行）
General Investment Co.	（通用）
Gray Jas A & Co.	（利興地產公司）
Great Land Investment Co.	（大業地產公司）
Hen Foong Rent Office	（恆豐大廈）
Henley Realty Co.	（亨利地產公司）
Hohn Yeh Co.	（宏業公司地產部）
Hongkew Realty Co.	
Hung Chong	（恆昌號）
Hung Sheng Co.	（鴻盛公司）
Hwa Foong Land Investment Co.	（華豐地產公司）
Jun C[illegible]eng Realty Co.	（潤成地產公司）

Hou Kee Hong	（合記商行）
Kirlian Realty Co.	（古林地產公司）
Kong Ping House Facilities Service	
Lee Dah Co.	（利大華行）
Lin Kee Co.	（霖記企業公司）
Loo S. D. Realty Estate	（盧少堂地產部）
Leonis A. & Co.	（魯義士）
McMichael's Agency	（勸業地產事務所）
Mur Kee Rent Agency	（茂記經租賬房）
National Investment Corporation	（裕和公司）
Nazer A. P. Office	（那喜地產公司）
Nissin N. Fred.	（義生地產公司）
Noble J.	（勞布）
Perry S. M. & Co.	
Radiant Co.	（輝光公司）
Realty Investment Co.	（美華地產公司）
Roberts Realty Co.	
Robinson A. R.	
Sandor Hugo	（何三道）

Shanghai Land Investment Co.	(英商業廣地產公司)
Shanghai Real Estate Corporation	(上海地產介紹所)
Shanghai Realty Co.	(上海地產公司)
Shanghai Shing Yih Co.	(上海興業公司)
Shanghai Union Real Estate Co.	(上海物產公司)
Shinko Realty Co.	(信交公司)
Sih Liang Kee Realty Trust Co.	(薛良記房地產信託部)
Tai Kee Trading Co.	(泰記貿易公司)
Topass B Trading Co.	
Trinity Co.	(三和營業公司)
Tung I Hao Rent Office	(同益號經租賬房)
Tung Yih Co.	(同益實業公司)
United Realty Co.	(美亞地產公司)
Wan Koo Co.	(萬國商業公司)
Waung Z. L.	(汪壽倫事務所)
Wha Poh Trading Co.	
Young Yue & Co.	(盈餘地產公司)
Yung Kong Realty Co.	(榮康地產公司)
Zung An Co.	(仁安公司)

2. House Land & Estate Agents

Algar & Co.	（英商受爾德公司）
Atkinson & Dallas	（英商通和有限公司）
Benjamin & D. H.& Sons	（平治明）
Bubbling Well Road Market	
Cathay Land Co.	（華懋地產公司）
Chen Kwan Kee	（陳槐記）
City Temple Bazaar Co.	（邑廟市場事務所）
Credit Foncier d'Extreme Orient	（義品放款銀行）
Credit Franco Chinois	（中法銀公司）
Crone Erik	（克魯納地產經理處）
Darre Cabinet Marcel	（達利事務所）
Ezra Edward & Co.	（新康）
Fonciere & Immobiliere de Chine	（中國建業地產公司）
General Investment Co.	（通用）
Hardoon S. A.	（哈同洋行）
Hotherly A. H.	
Heng Bing Rent Office	（衡平經租處）
Ho Tung E. S. K.	（何世儉）

Hwa Sing Co.	（華新公司）
Jei Dong Kee Office	（雅同記事務所）
Jen On Co.	（仁安公司）
Keeho & Kay	
Key & Sons	（凱司）
Krivoss Realty Co.	（葛禮文建地產公司）
McMichael's Agency	（勸業地產公司）
Metropolitan Land Co.	（英商恆業地產公司）
National Investment Corporation	（裕和公司）
Palmer & Turner	（公和）
Powell Sidney J.	（裕和）
Real Estate Agencies	（聯益房產公司）
Realy Invetstment Co.	（美華地產公司）
Republic Land Investment Co.	（五和）
Sassoon E. D. & Co.	（新沙遜）
Shanghai Finance & Real Estate Co.	（泰和銀公司）
Shanghai Land Development Co.	（上海建設地產公司）
Shanghai Land Investment Co.	（英商業廣公司）
Silver Light Co.	（銀光公司）

Somek B. A. & Co.	(沙咪)
Teh Kee Pealty Co.	(德記經租賬房)
Thompson J. A. & Co.	(湯森地產公司)
Ting Tai Yah Co.	(鼎泰協地產公司)
Toko Realty Corporation	(東興土地信用組合)
Van Kong & Co.	(萬康公司)
Veng Shing & Co.	(汾興經租賬房)
Wei Yih Estate Co.	(偉業地產公司)
Wu Foh Kun	
Yee Zung Co.	(依順營業公司)
Yih Chung & Co.	(益郡事務委託所)

3. Land Brokoers

Toeh E. F.	(都益地產公司)

4. Estate Agents

China Realty Co.	(中國營業公司)
Great Western Realty Co.	(大西地產公司)
Koo Lay Kee	
Lester Johnson & Morriss	(德和)
Silver Light Co.	(銀光公司)

Wade H. T. W. & Co.　（英商威德）

Young Men's Trading Co.　（青年公司）

上海の地産取引は經濟界の變化と共に變動するが、最近數年來については左の如くである。

〔第百二十七表〕　上海地産取引總額

年度	取引總額
一九三〇年	八五、〇七六、〇〇〇元
一九三一年	一八二、五六〇、〇〇〇元
一九三二年	二五、一五八、六〇〇元
一九三三年	四三、一五八、六〇〇元
一九三四年	一二、九七九、六五〇元
一九三五年	一四、四三八、九〇〇元
一九三六年	一二、〇〇一、三五〇元
一九三七年	六、二六九、三五〇元
一九三八年	一三、二九一、九五〇元
一九三九年	五五、六四四、一〇〇元

第四編　對支政府借款と文化事業投資

第一章　支那政府に對する借款供與

金融、輸出入、運輸、公共、鑛工、不動産等の諸事業に對する在支外國商社の投資は、その直接のものも合辦のものも、併せて通常事業投資と呼ばれる。勿論、列國對支投資の史的發展を訊ねて見ても或は其の現在の構造を別扱しても、この直接及び合辦の事業投資こそが投資の本筋であり主體であることは言ふまでもない。併し乍ら、上記の諸事業部門に於ける各國の在支投資は、一面外國資本の支那政府に對する諸種の借款供與によつて政治的に掩護され、他面傳道、教育、醫療等々の文化事業への投資によつて社會的に保全せられて、玆に始めてその十全の價値を發揮する。我々は本編に於て先づ對支借款の問題を論ずることにしよう。

支那政府に對する借款はこれを樣々の角度から檢討することが出來る。併し、こゝでは暫らく一九三六年末の現在額を總括的に算出し、各列强借款額の配分狀況を明らかにすることを以て滿足することゝしたい。列强と稱しても日本及び滿洲國は除外し、借款のうちに於ても其の大部分を占める中央政府借款に考察の範圍を限る。卽ち、英佛の租界自治體に對する債權、其他地方政府に對する借款供與を省略したのである。更に今一つ、各國別計算に際しては所謂發行地主義に從ふ以外に方法がなかつた。

借款はこれを財政部所管、鐵道部所管、交通部所管、並びに團匪賠償金に四大別し、前兩者に就いては確實擔保債、無確實擔保債に再區分して取扱ふことが一般に行はれてゐる。これは支那政府の採用した方法であつて、復雜にして且つ曖昧な性質を多分に有する借款を概說するに便宜である。これに從つて我々の得た結果は先づ次の如くである。

（第一表）　對支借款未償還額（一九三七年一月一日基準）　（單位—元）

國別	財政部所管	鐵道部所管	交通部所管	團匪賠償金	計	%
英國	二七五、九九一、二二七	二〇九、五四四、九五九	六、八七九、九五一	—	四九二、四一六、一三七	二八・九一

第一章　支那政府に對する借款供與

金融、輸出入、運輸、公共、鑛工、不動產等の諸事業に對する在支外國商社の投資は、その直接のものも合辦のものも、併せて通常事業投資と呼ばれる。勿論、列國對支投資の史的發展を訊ねて見ても或は其の現在の構造を剔抉しても、この直接及び合辦の事業投資こそが投資の本筋であり主體であることは言ふまでもない。併し乍ら、上記の諸事業部門に於ける各國の在支投資は、一面外國資本の支那政府に對する諸種の借款供與によつて政治的に掩護され、他面傳道、教育、醫療等々の文化事業への投資によつて社會的に保全せられて、玆に始めてその十全の價値を發揮する。我々は本編に於て先づ對支借款の問題を論ずることにしよう。

支那政府に對する借款はこれを樣々の角度から檢討することが出來る。併し、こゝでは暫らく一九三六年末の現在額を總括的に算出し、各列強借款額の配分狀況を明らかにすることを以て滿足することゝしたい。列強と稱しても日本及び滿洲國は除外し、借款のうちに於ても其の大部分を占める中央政府借款に考察の範圍を限る。卽ち、英佛の租界自治體に對する債權、其他地方政府に對する借款供與を省略したのである。更に今一つ、各國別計算に際しては所謂發行地主義に從ふ以外に方法がなかつた。

借款はこれを財政部所管、鐵道部所管、交通部所管、並びに團匪賠償金に四大別し、前兩者に就いては確實擔保債、無確實擔保債に再區分して取扱ふことが一般に行はれてゐる。これは支那政府の採用した方法であつて、復雜にして且つ曖昧な性質を多分に有する借款を概說するに便宜である。これに從つて我々の得た結果は先づ次の如くである。

（第一表）　對支借款未償還額（一九三七年一月一日基準）　（單位＝元）

國別	財政部所管	鐵道部所管	交通部所管	團匪賠償金	計	%
英國	二七五、九九一、二一七	二〇九、五四四、九五九	六、八七九、九五一	—	四九二、四一六、一二七	二八・九一

米國	八三、七一〇、三五一	五四、六六二、〇八七	六、二三七、六二三	—	一四四、六一〇、〇六一	八・四九
佛國	二三一、一五〇、七六九	六七、九九五、二八六	—	—	二九九、一四六、〇五五	一七・五六
獨逸	一二六、四四〇、九一四	一五八、四七五、九七七	八、二〇七、三三三	—	二九三、一二四、二二四	一七・二一
白國	四四、七一八、一一八	一九三、四六三、六二九	—	—	二三八、一八一、七四七	一三・九八
和蘭	二、三三一、六二五	五六、六六九、四〇〇	—	—	五九、〇〇一、〇二五	三・四六
伊國	一九一、一七一、二九三	—	—	—	一九一、一七一、二九三	一一・二三
丁抹	一、三七七、一四四	—	四、二六三、二〇五	—	五、六四〇、三四九	〇・三三
西國	—	—	—	二五、五二一	二五、五二一	〇・〇〇
葡國	—	—	—	一三七、九〇四	一三七、九〇四	〇・〇一
瑞典	七、六〇四	—	—	—	七、六〇四	〇・〇〇
瑞典、諾威	—	—	—	五〇、三二〇	五〇、三二〇	〇・〇〇
計	九三六、九〇九、〇二六	七四〇、八二一、三三八	二五、五八八、一〇一	二一三、七四五	一、七〇三、五三二、二一〇	一〇〇・〇〇

、〔第二表〕對支借款未償還額比率表　（%）

國別	財政部	鐵道部	交通部	計
英國	三〇	二八	二七	二九
米國	九	七	二四	八
佛國	二五	九	—	一八
獨國	一三	二二	三二	一七
白國	三	二六	—	一三
和蘭	〇	八	—	三

伊國	二〇	ー	ー	二
其他	〇	ー	一七	一
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

即ち、全體として三〇%は英國の占むる所であつて、而かもそれが借款の各分野に均等に按配された狀況に在る。米國は交通事業に對する借款を除けば、比率としては他國に甚しく劣つてゐて、米國對支投資の特質と後進性をこゝにも反映してゐるが、また米支兩國側から見て今後尙ほ相當の借款を授受する餘裕を示してゐるとも云へる。更に注意すべきは獨逸の地位である。リーマーの調査によれば、一九〇二年、一九一四年に於ては佛國を凌駕する勢を示して來たのが、一九三一年には米國並みに落ちてゐる。然るに、我々の得た結果では、再び佛國の地位に迫らんとし、交通、鐵道に於ては英國に次ぐ勢力である。獨逸の對支關係の意外に密接であることは決して看過さるべきではない。伊太利の多いのは未拂未整理のスコダ借款の故であるから兎に角として、白耳義の隴海鐵道に關する鐵道借款は二六%、正に牢固たる地位を有してゐる。尙ほ團匪賠償金の取扱ひに就ては、これを外債に入れるものと入れないものと二つの立場がある。併し西班牙、葡萄牙、瑞典及び諾威の四國は賠償金を返還してゐないから、この分に就ては問題がない。團匪賠償金の兩棲性は後段に於て觸れることゝする。

第一に財政部所管外債を確實擔保外債と無確實擔保外債に分けて、その償還狀況を見ると次の如くであつて、確實擔保債に於ては大體延滯利子なく、僅かに米國のシカゴ大陸商業銀行借款の延滯利子があるのみであるが、これに對しては一九三七年四月その五分の一を元金とする百十萬五千五百米弗の無利息小票が發行された。この額は未償還額中に加算してない。

〔第三表〕財政部所管外債償還狀況（一九三七年一月一日基準）　（單位＝元）

種別	件數	借款原額	未償還元金	延滯利子	計
確實擔保	一四	一、一〇二、五七五、一二一	六九八、八六九、八四三	ー	六九八、八六九、八四三

無確實擔保	二二	一四〇、七〇三、四二六	一一二、四〇六、〇七四	一二五、六三三、一一七	二三八、〇三九、一九一
計	三六	一、二四三、二七八、五四七	八一一、二七五、九一七	一二五、六三三、一一七	九三六、九〇九、〇三六

〔第四表〕　財政部所管外債各國別未償還額（一九三七年一月一日基準）　（單位ー元）

國別	確實擔保債	無確實擔保債	計	%	確實擔保債豫計利子
英國	二六九、五七一、四六五	六、四一九、七五二	二七五、九九一、二一七	二九・五	一四三、九五四、〇九六
米國	八〇、一〇〇、〇〇〇	三、六二〇、三五二	八三、七二〇、三五二	八・九	二三、一三九、六七五
佛國	一九九、〇一三、七三五	三二、一三七、〇三四	二三一、一五〇、七六九	二四・七	一〇一、三九六、二四一
獨逸	一二六、〇五七、二九五	三八三、六一九	一二六、四四〇、九一四	一三・五	六七、一七七、三三六
白國	二四、一二七、三五〇	五九〇、七六八	二四、七一八、一一八	二・七	一四、五三五、七三一
和蘭	ー	二、三三一、六二五	二、三三一、六二五	〇・二	ー
伊太利	ー	一九一、一七一、二九三	一九一、一七一、二九三	二〇・四	ー
丁抹	ー	一、三七七、一四四	一、三七七、一四四	〇・一	ー
瑞典	ー	七、六〇四	七、六〇四	〇・〇	ー
計	六九八、八六九、八四五	二三八、〇三九、一九一	九三六、九〇九、〇三六	一〇〇・〇	三五〇、二〇三、〇七九

無確實擔保債は確實擔保債の如く關稅、鹽稅等の擔保なく、從來の延滯利子も多く、中には今尙ほ未整理のものもあつて、一九三六年に於て未償還元金を超える所の延滯利子を有し、借款原額にあつては總額の一〇%であつた無確實擔保債が結局二五%の元利殘高を殘してゐる。尙ほ前揭國別未償還額の表に確實擔保債の豫計利子、即ち今後支拂ふべき利子を附記したが、それは今後償還すべき元金の五〇%に當つてゐる。これはまだしも輕減された方であつて、無確實擔保債の延滯利子に見るも、如何に利子の負擔が大きいかが解る。元來、外債なるものは元利拂が延滯しながらも、結構に引合ふのであつて、或る意味では完濟されない方が却つて債權國の得である。借款は諸々の利益

を支那から搾出するために、列强が支那を緊縛する一の紐帶であると言つてよい。借款發行に當つて既に一〇%、多きに至つては中白庚款借款の如く一八%を天引し、引受銀行は五%見當の手數料を徵收し、鐵道借款であれば必ず鐵道材料の賣込みを獨占する慣例である。

次に財政部所管外債の一九三七年一月一日を基準とする未償還狀況の明細表を揭げて置く。この中には京漢鐵道英佛借款の如き鐵道借款(但し所管は財政部)、並びに團匪賠償金關係の中英庚款借款、中佛庚款借款、中白庚款借款(いづれも公債發行)の三者をも含んでゐる。このうち中英庚款借款は滙豐銀行及び支那側三銀行の均分引受と見て四分の三を控除し、また前後借款については發行地別に計上し、從つて無效となつた彼得堡發行分一一・一%を除外した。この點は前揭した諸表についても同斷である。

〔第五表〕財政部所管外債未償還額明細表

(一) 確實擔保外債(一九三七年一月一日現在)

(一) 英國

名稱	發行額	未償還額及び豫計利子	英國保有額 %	英國保有額 金額	備考
一八九八年清國政府四分半利借款(英獨續借款)	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	四、九三二、七五九磅 八一四、一一四	五〇・〇	二、四六〇、八七八磅 四〇七、〇五七	擔保、關稅其他 期限、四十五年 債權者、滙豐銀行、德華銀行
一九〇八年五分及四分半利英貨公債(京漢鐵道英佛借款)	五、〇〇〇、〇〇〇磅	五一〇、〇〇〇磅 三九、三七五	五〇・〇	二五〇、〇〇〇磅 一九、六八八	擔保、鹽稅其他 期限、三十年 債權者、滙豐銀行、東方滙理銀行
一九一二年中國政府五分利金公債(クリスプ借款)	五、〇〇〇、〇〇〇磅	四、〇五三、四三三磅 一、九二九、一五二	一〇〇・〇	四、〇五三、四三三磅 一、九二九、一五二	擔保、鹽稅 期限、四十年 債權者、中國、滙豐、麥加利、ロイヅ銀行
一九一三年中國政府五分利善後公債(善後借款)	二五、〇〇〇、〇〇〇磅	二〇、六四二、七四〇磅 一四、七六八、九六五	二九・〇 〇・七	九六、一三〇、八九四磅 七四、三六六、三八三	擔保、關稅 期限、四十七年 債權者、五國借款團(代表、橫濱正金銀行、滙豐銀行、德華銀行、東方滙理銀行、華俄勝道銀行) 發行地、倫敦、巴里、伯林、彼得堡、ブラッセル

名稱	發行額	未償還額及び豫計利子	英國保有額 %	英國保有額 金額	備考
一九一八年中國政府八分利國庫券(マルコーニ無線電話機借款)	六〇〇、〇〇〇磅	六〇〇、〇〇〇磅 四〇六、〇三五	一〇〇・〇	六〇〇、〇〇〇磅 四〇六、〇三五	擔保、財政部發行國庫券 期限、十年 債權者、マルコーニ無線電信會社
一九一九年中國政府八分利國庫券(ヴイッカース借款)	一、八〇三、二〇〇磅	一、八〇三、二〇〇磅 一、二三〇、二七三	一〇〇・〇	一、八〇三、二〇〇磅 一、二三〇、二七三	擔保、國庫券 期限、十年 債券者、ヴイッカース會社
民國廿三年六分利英貨庚款公債(中英庚款借款或ハ關匯賠金借款)	一、五〇〇、〇〇〇磅	一、二八五、〇〇〇磅 三九七、二〇〇	二五・〇	三二〇、七五〇磅 九九、三〇〇	擔保、關匯賠償金 期限、十二年半 債權者、匯豐銀行、中央銀行、中國銀行、交通銀行
サッスーン銀行導淮委員會借款(サッスーン銀行借款)	二三八、〇〇〇磅	二三八、〇〇〇磅 —	一〇〇・〇	二三八、〇〇〇磅 —	擔保、關匯賠償金ノ十五分ノ一 期限、十年(一九三五年一月成立) 債權者、沙遜銀行
合計	五、一四一、二〇〇磅	三四、〇四二、一二八磅 一九、五七五、一一四	四六・〇	一五、八五七、一四五磅 八、四六七、八八八	
右換算額	八七、四〇〇、四〇〇元	五七八、七一六、〇〇六元 三三二、七七六、九三八元	四六・〇	二六九、五七一、四六五元 一四三、九五四、〇九六元	一磅ヲ十七元トス

(二)　米國

名稱	發行額	未償還額及び豫計利子	米國保有額 %	米國保有額 金額	備考
一九一九年六分利國庫券(シカゴ大陸商業銀行借款)	五、五〇〇、〇〇〇米弗	五、五〇〇、〇〇〇米弗 三、一三一、二五〇	一〇〇・〇	五、五〇〇、〇〇〇米弗 三、一三一、二五〇	擔保、關稅 期限、二年(整理ノ結果一九五四年完濟ノ豫定) 債權者、シカゴ大陸商業銀行 延滯利子五分ノ一ニ對シ一九三七年四月一日一〇五、五〇〇米弗ノ無利息小票發行
太平洋拓業會社煙酒借款(一九一九年)	五、五〇〇、〇〇〇米弗	五、五〇〇、〇〇〇米弗 二、〇一六、三五〇	一〇〇・〇	五、五〇〇、〇〇〇米弗 二、〇一六、三五〇	擔保、煙酒稅剩餘 期限、二年(一九五四年完濟ニ改訂) 債權者、太平洋拓業會社
一九三六年五分利棉麥借款(米國棉麥借款)	一七、〇五一、〇〇七米弗	一五、七〇〇、〇〇〇米弗 二、五七五、六三五	一〇〇・〇	一五、七〇〇、〇〇〇米弗 二、五七五、六三五	擔保、雜稅 期限、一九四二年迄 債權者、米國復興金融會社

合計	二八、〇五一、〇〇七米弗	二六、七〇〇、〇〇〇米弗 七、七三一、三三五	一〇〇・〇	二六、七〇〇、〇〇〇米弗 七、七三一、三三五	
右換算額	八四、一五三、〇二一元	八〇、一〇〇、〇〇〇元 二三、一九三、六七五	一〇〇・〇	八〇、一〇〇、〇〇〇元 二三、一九三、六七五	一米弗ヲ三元トス。

(三) 佛國

名稱	發行額	未償還額及び豫計利子	佛國保有額 %	佛國保有額 金額	備考
一九〇八年五分利及四分半利英貨公債(英佛借款)	五、〇〇〇、〇〇〇磅	五〇〇、〇〇〇磅 二九、三七五	五〇	二五〇、〇〇〇磅 一九、六八七	擔保、鹽税其他 期限、三十年 債權者、東方匯理銀行、匯豐銀行
一九一三年中國政府五分利善後公債(善後借款)	二五、〇〇〇、〇〇〇磅	二〇、六四二、七四〇磅 一四、七六八、九六五	二九七	六、一三〇、八八四磅 四、三八六、三八三	擔保、關税 期限、四十七年 債權者、五國借款團(佛國代表東方匯理銀行) 發行地、倫敦、巴里、伯林、彼得堡、ブラッセル
一九二五年中佛五分利米貨公債(中佛庚款借款)	四三、八九三、九〇〇米弗	三〇、〇七三、九五〇米弗 八、八三一、〇一七	一〇〇	三〇、〇七三、九五〇米弗 八、八三一、〇一七	擔保、團匪賠償金 期限、二十三年 債權者、中法工商銀行
俄法借款爲替差損其他補償金	四、〇〇〇、〇〇〇法	一、九七九、二九八法 —	一〇〇	一、九七九、二九八法 —	債權者、巴里ペトログラド國際商業銀行 一八九五年清國政府四分利金公債四億法完濟後、一九三四年ノ協定ニ依リ爲替差損其他補償セルモノ
合計	三〇、〇〇〇、〇〇〇磅 四三、八九三、九〇〇米弗 四、〇〇〇、〇〇〇法	二一、一四二、七四〇磅 三〇、〇七三、九五〇米弗 一、九七九、二九八法 一四、八〇八、三四〇磅 八、八三一、〇一七米弗 —		六、三八〇、八八四磅 三〇、〇七三、九五〇米弗 一、九七九、二九八法 四、四〇六、〇七〇磅 八、八三一、〇一七米弗 —	
右換算額	六四二、三三一、七〇〇元	四四八、九六五、一一七元 二七八、三三四、八三一	四四 三六	一九九、〇一三、七三五元 一〇一、三九七、二四一	一〇〇法ヲ一六元トス

(四)獨逸

名稱	發行額	未償還額及び豫計利子	獨逸保有額 %	獨逸保有額 金額	備考
一八九八年清國政府四分半利借款(英獨續借款)	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	四、九二一、七五五磅 八一四、一二四	五〇	二、四六〇、八七七磅 四〇七、〇五七	擔保、關税其他 期限、四十五年 債權者、德華銀行、匯豐銀行
一九一三年中國政府五分利善後公債(善後借款)	二五、〇〇〇、〇〇〇磅	二〇、六四二、七四〇磅 一四、七六八、九六五	二四	四、九五四、二五八磅 三、五四四、五五一	擔保、關税 期限、四十七年 債權者、五國借款團(獨逸代表德華銀行) 發行地、倫敦、巴里、伯林、彼得堡、ブラッセル
合計	四一、〇〇〇、〇〇〇磅	二五、五六四、四九五磅 一五、五八三、〇七九	二九	七、四一五、一三五磅 三、九五一、六〇八	
右換算額	六九七、〇〇〇、〇〇〇元	四三四、五九六、四一五元 二六四、九一三、三四二	二九	一二六、〇五七、二九五元 六七、一七七、三三六	

(五)白國

名稱	發行額	未償還額及び豫計利子	白國保有額 %	白國保有額 金額	備考
一九一三年中國政府五分利善後公債(善後借款)	二五、〇〇〇、〇〇〇磅	二〇、六四二、七四〇磅 一四、七六八、九六五	五五	一、一三五、三五〇磅 八一二、二九三	擔保、關税 期限、四十七年 債權者、五國借款團 發行地、倫敦、巴里、伯林、彼得堡、ブラッセル
一九二八年中國政府六分利白國庚款公債(中白庚款公債)	五、〇〇〇、〇〇〇米弗	一、六〇八、八〇〇米弗 二四二、二五〇	一〇〇	一、六〇八、八〇〇米弗 二四二、二五〇	擔保、國匯賠償金 期限、十四年 債權者、華比銀行
合計(換算額)	四四〇、〇〇〇、〇〇〇元	三五五、七五二、九八〇元 二五一、七九九、一五五		二四、一二七、三五〇元 一四、五三五、七三一	

〔第六表〕財政部所管外債未償還額明細表

(二) 無確實擔保外債(一九三七年一月一日現在)

（一）英國

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
安利洋行繼承瑞記洋行手形借款（一九一八年）	八四三、三八三兩	一、九一〇、〇〇〇元		一、九一〇、〇〇〇元	擔保、約束手形 債權者、瑞記洋行、一九二四年一月以後安利洋行 期限、一九三七年四月ヨリ百九十一ケ月ヲ以テ新元金完濟スルコトニ整理サル 利率、無利息 （單位—行化銀）
三沙園公司漢口商埠建設借款前渡金（一九一六年）	二三三、〇〇〇兩	二三三、〇〇〇兩	五八、四七八兩	二九一、四七八兩	擔保、漢口市場各種設備收入 期限、一九二一年六月滿期 債權者、怡大洋行代表サミュエル商會 利率、年八分 但シ利息九一、九二二兩ノ支拂アリシノミニシテ未拂未整理（單位—公砝銀）
英支合辦中華無電公司借款（一九一九年）	一〇〇、〇〇〇磅	一〇〇、〇〇〇磅	一三〇、〇〇〇磅	二三〇、〇〇〇磅	擔保、國庫券 期限、十年 利率、年八分 債權者、マルコニー電線電信會社 但シ利息ハ一九二一年以後未拂、元金ハ全額未拂
順發洋行酒精代借款（一九一四年）	四、九二〇兩	四、九二〇兩	七六〇兩	五、六八〇兩	債權者、順發洋行 期限、一九一四年十二月ヨリ四期分割償還 但シ元利共未拂未整理 （單位—規銀）
太古怡和輪船公司汽船損失賠償借款（一九二二年）	一三〇、二四三兩	一三〇、二四三兩	—	一三〇、二四三兩	擔保、國庫券二通（太古六八、一一三・六四兩、怡和六二、一二九・七四兩） 利率、無利息 期限、一年 但シ未拂未整理 （單位—洋例銀）
英國印度政府代拂中國兵民西藏ヨリ歸國遞送費借款（一九一八年及ビ一九一九年）	一三三、三六九留比	一三三、三六九留比	—	一三三、三六九留比	西藏逃難ノ華人一、四一〇人歸國遞送費 但シ未拂未整理

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
英國政府代拂中國官民英佛海峽往來船貨借款	（九六磅）	九六磅		九六磅	欧洲大戰當時ノ中國人船貨代拂、但シ詳細不明ニシテ未償還額ハ一九三四年六月末殘高
合計	一〇〇、九六磅 一三三、三六九留比 一、一九一、五四六兩	一〇〇、九六磅 一三三、三六九留比 三四八、一六三兩 一、九一〇、〇〇〇元	一三〇、〇〇〇磅 七九、二三六兩	二三〇、九六磅 一三三、三六九留比 四二七、四〇一兩 一、九一〇、〇〇〇元	延滯利子合計ニハ不明二件ヲ含マズ
換算額	三、五三九、五五五元	四、二六八、八一九元	三、一五〇、九三三元	六、四一九、七五二元	一磅＝一七元、一留比＝一・二六元、兩ハ一樣ニ一兩＝一・四元トシテ換算

（二）米國

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
運河改修借款前渡金（廣益公司借款）（一九一七年）	五三六、三三〇米弗	五四七、七四〇米弗	六五三、五五五米弗	一、二〇一、二九五米弗	前渡金、總額九〇五、〇〇〇米弗ノ$\frac{7}{12}$ヲ米國分トス 擔保、米國庫券 利率、七分 期限、三十年 債權者、廣益公司 American International Corp. ノ$\frac{7}{12}$及ビ日本興業銀行（$\frac{5}{12}$） 元金殘ハ利息繰入ノ結果、九三八、九八三米弗
茂生洋行漢口造紙廠未拂金借款（一九二一）	三、四七二兩	三、四七二兩	八、二九八兩	一一、七七〇兩	債權者、茂生洋行 American Trading Co. 元利未拂、一九三七年中ニ完濟
合計（換算額）	一、〇〇〇、〇〇〇元	一、六四八、〇七〇元	一、九七三、一八三元	三、六二〇、二五三元	一米弗＝三元

（三）佛國

名稱	借款原價	未償還元金	延滯利子	計	備考

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
五分利實業借款（一九一四年浦口借款）	100,000,000法	100,000,000法	七二、五〇〇、〇〇〇法	一七二、五〇〇、〇〇〇法	擔保、本借款ニ依ル事業收入及ビ雜稅 期限、五十年 債權者、中法實業銀行（中法工商銀行ノ前身） 利率、年五分 但シ元金未拂、利息一九二二年後未拂、延滯利子七二、五〇〇、〇〇〇法
義品公司北京大學寄宿舍建築借款（一九一六年）	二〇〇、〇〇〇元	一八一、七〇八元	四一五、三五五元	五九七、〇六三元	擔保、當該寄宿舍 期限、二十年 債權者、義品放款銀行 但シ元利一部支拂
義品公司北京女子師範學校借款（一九一八年）	四五、〇〇〇元	四五、〇〇〇元	一〇一、四二八元	一四六、四二八元	擔保、師範學校敷地及ビ校舍 期限、一九三〇年五月完濟豫定 債權者、義品放款銀行 但シ元利一部支拂アリタレド不明ニ付暫ク元金全額未償還トス
佛國郵船及シュナイダー公司立替借款（一九一九年）	四、〇六二、三七五法	四、〇六二、三七五法	一九、六四七、二七二法	二三、七〇九、六四七法	擔保、國庫券三通四、四七三、一八〇法（內二通郵船公司分四、〇六二、三七五法） 期限、一年 利率、九分 債權者、佛國郵船公司 元利未拂、各欄共佛國分ノミ揭記
合計	一〇四、〇六二、三七五法 二四五、〇〇〇元	一〇四、〇六二、三七五法 二二六、七〇八元	九二、一四七、二七二法 五一六、七八三元	一九六、二〇九、六四七法 七四三、四九一元	100法＝一六元
右換算額	一六、八九四、九八〇元	一六、八七六、六八八元	一五、二六〇、三四六元	三二、一三七、〇三四元	

（備考）義品公司即ち義品放款銀行は佛白合資銀行であるがこゝには全部を佛國の部に計上した。

（四）白國

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
華比銀行留歐學費借款（一九二〇年）	二、〇〇〇磅	二、〇〇〇磅	四、〇五七磅	六、〇五七磅	期限、一九二一年一月 債權者、華比銀行 元利未拂
華比銀行留歐學費立替金（一九一二年）	三七、〇九七磅	四、八四一磅	一四、六〇一磅	一九、四四二磅	擔保、關稅附加稅 債權者、華比銀行

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
英國政府代拂中國官民英佛海峽往來船貨借款	(九三八磅)	九三八磅		九三八磅	歐洲大戰當時ノ中國人船貨代拂、但シ詳細不明ニシテ未償還額ハ一九三四年六月末殘高
合計	一〇〇、九三八磅 一三三、三六九留比 一、一九一、五四六兩	一〇〇、九三八磅 一三三、三六九留比 三四八、一六三兩 一、九一〇、〇〇〇元	一二〇、〇〇〇磅 七九、二三八兩	二二〇、九三八磅 一三三、三六九留比 四二七、四〇一兩 一、九一〇、〇〇〇元	延滯利子合計ニハ不明二件ヲ含マズ
換算額	三、五三九、五五五元	四、二六八、八一九元	二、一五〇、九三三元	六、四一九、七五二元	一磅＝一七元、一留比＝一・二六元、兩ハ一樣ニ一兩＝一・四元トシテ換算

（二）米國

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
運河改修借款前渡金（廣益公司借款）（一九一七年）	五三六、一二〇米弗	五四七、七四〇米弗	六五三、五五五米弗	一、二〇一、二九五米弗	前渡金、總額九〇五、〇〇〇米弗ノ7/12ヲ米國分トス 擔保、國庫券 利率、七分 期限、三十年 債權者、廣益公司 American International Corp. ノ7/12及ビ日本興業銀行(5/12) 元金殘ハ利息繰入ノ結果、九三八、九八三米弗
茂生洋行漢口造紙廠未拂金借款（一九二一）	三、四七二兩	三、四七二兩	八、二九八兩	一一、七七〇兩	債權者、茂生洋行 American Trading Co.、元利未拂、一九三七年中ニ完濟
合計（換算額）	一、〇〇〇、〇〇〇元	一、六四八、〇七〇元	一、九七二、二八二元	三、六二〇、三五二元	一米弗＝三元

（三）佛國

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
五分利實業借款（一九一四年浦口借款）	100,000,000法	100,000,000法	七二,五00,000法	一七二,五00,000法	擔保、本借款ニ依ル事業收入及ビ雜税 期限、五十年 債權者、中法實業銀行（中法工商銀行ノ前身） 利率、年五分 但シ元金未拂、利息一九二二年後未拂、延滯利子七二、五〇〇、〇〇〇法
義品公司北京大學寄宿舍建築借款（一九一六年）	二00,000元	一八一,七0八元	四一五,三五五元	五九七,0六三元	擔保、當該寄宿舍 期限、二十年 債權者、義品放款銀行 但シ元利一部支拂
義品公司北京女子師範學校借款（一九一八年）	四五,000元	四五,000元	一0一,四二八元	一四六,四二八元	擔保、師範學校敷地及ビ校舍 期限、一九三〇年五月完濟豫定 債權者、義品放款銀行 但シ元利一部支拂アリタレド不明ニ付暫ク元金全額未償還トス
佛國郵船及シュナイダー公司立替借款（一九一九年）	四,0六二,三七五法	四,0六二,三七五法	一九,六四七,二七二法	二三,七0九,六四七法	擔保、國庫券三通四、四七三、一八〇法（内二通郵船公司分四、〇六二、三七五法） 期限、一年 利率、九分 債權者、佛國郵船公司 元利未拂、各欄共佛國分ノミ揭記
合計	一0四,0六二,三七五法 二二六,000元	一0四,0六二,三七五法 二二六,七0八元	九二,一四七,二七二法 五一六,七八三元	一九六,二0九,六四七法 七四三,四九一元	100法＝一六元
右換算額	一六,八九四,九八0元	一六,八七六,六八八元	一五,二六0,三四六元	三二,一三七,0三四元	

（備考）義品公司即ち義品放款銀行は佛白合資銀行であるがこゝには全部を佛國の部に計上した。

（四）白國

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
華比銀行留歐學費借款（一九二〇年）	二,000磅	二,000磅	四,0五七磅	六,0五七磅	期限、一九二一年一月 債權者、華比銀行 元利未拂
華比銀行留歐學費立替金（一九二一年）	三七,0九七磅	四,八四一磅	一四,六0一磅	一九,四四二磅	擔保、關税附加税 債權者、華比銀行

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
華比銀行遼東通信社國庫券（一九一四年）	八〇、〇〇〇元	八〇、〇〇〇元	七七、一八五元	一五七、一八五元	期限、五年 利率、年六分 債權者、華比銀行 利息ノミ一部支拂アリ
合計	三九、〇九七磅 八〇、〇〇〇元	六、八四一磅 八〇、〇〇〇元	一八、六五八磅 七七、一八五元	二五、四九九磅 一五七、一八五元	
右換算額	七四四、六四九元	一九六、二九七元	三九四、三七一元	五九〇、六六八元	一磅＝一七元トシテ換算

（五）獨、蘭、伊、丁、瑞五國

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
獨逸　佛國郵船及シュナイダー公司立替借款（一九一一九年）	四一〇、八〇五法	四一〇、八〇五法	一、九八六、八一七法	二、三九七、六二二法	擔保、國庫券三通四、四七三、一八〇法（內一通シュナイダー會社分四一〇、八〇五法） 債權者、（獨）シュナイダー公司
小計（換算額）	六五、七二八元	六五、七二八元	三一七、八九一元	三八三、六一九元	一〇〇法＝一六元
和蘭　和蘭銀行保商銀行振替約手借款（一九一八年）	四二七、一三九兩	四二七、一三九兩	一、二二五、五一九兩	一、六五二、六五八兩	元利未拂
和蘭　和蘭政府代佛獨墺等居留民遣送費借款（一九二〇年）	一七、七三五ギルダー	一七、七三五ギルダー		一七、七三五ギルダー	詳細不明
小計（換算額）	六二九、八九九元	六二九、八九九元	一、七〇一、七二六元	二、三三一、六二五元	一ギルダー＝一・八元 一兩＝一・四元
伊國　一九二五年中國政府八分利公債（スコーダ借款）	六、八六六、〇四六磅	五、二〇三、三〇九磅	六、〇四二、一二〇磅	一一、二四五、四二九磅	擔保、雜税 期限、十年 債權者代表、華義銀行 但シ、將來決算ニ際シ削除サルベキ理由アル一、六六二、七三七磅ヲ減ジタルモノヲ以テ未償還額トス
小計（換算額）	一一六、七二二、七八二元	八八、四五六、二五三元	一〇二、七一六、〇四〇元	一九一、一七二、二九三元	一磅＝一七元

丁抹 文德公司鞏縣兵工廠機械代借款（一九一九年）	一七一、五四三米弗	八五、八七二米弗	三七三、一七六米弗	四五九、〇四八米弗	期限、一九二一年六月完濟豫定 債權者、文德公司 Nilson and Winther Co.
小計（換算額）	五一四、六二九元	二五七、六一六元	一、一一九、五二八元	一、三七七、一四四元	一米弗＝三元
瑞典 惟昌洋行漢口造紙廠借款（一九二一年）	五、四三二兩	五、四三二兩		五、四三二兩	期限、一九二一年五月迄 債權者、惟昌洋行 元利未拂、一九三七年中ニ整理サレタルカ
小計（換算額）	七、六〇四元	七、六〇四元		七、六〇四元	一兩＝一・四元
五ヶ國合計	一一七、九四〇、六四二元	八九、四一六、一〇〇元	一〇五、八五五、一八五元	一九五、二七一、二八五元	

第二は各鐵路局のそれをも含めた鐵道部所管外債である。（鐵道部は一九三八年一月次に述べる交通部と共に新しい交通部に編入された）京漢鐵道英佛借款は財政部所管であることと上記の如くであるが、リーマーが日本分をも含め總て一括して鐵道債務と稱してゐるもの、一九〇二年、一九一四年、一九三一年に於て夫々借款總額の一二％、三六％、三五％となつてゐる。我々のこれとは異れる調査結果に從へば、一九三七年一月一日現在の財政部所管、鐵道部所管、交通部所管の割合は五五％、四三％、二％となつてゐるから、鐵道借款の重要性は一九三一年に比して其後增大してゐるものと見て間違ひない。左表を見よ。

〔第七表〕 鐵道部所管外債各國別未償還額（一九三七年一月一日基準） （單位＝元）

國別	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	％
英國	二二二、二三一、七〇六	一八二、一九九、一八一	二七、三四五、七七八	二〇九、五四四、九五九	二八
米國	五〇、七四〇、三六四	四九、二三一、一七〇	五、四三〇、九一七	五四、六六二、〇八七	七
佛國	七二、四一八、一七三	六五、五五七、〇六九	二、四三八、二一七	六七、九九五、二八六	九
獨逸	一九〇、二四五、二三六	一四六、〇二四、八四八	一二、四五一、一二九	一五八、四七五、九七七	二二

白國	一八〇、三〇三、九二七	一七九、八二三、六二九	一三、六四〇、〇〇〇	一九三、四六三、六二九	二六
和蘭	五五、三五〇、〇〇〇	五六、六六九、四〇〇	一	五六、六六九、四〇〇	八
合計	七七一、二八九、四〇六	六七九、五〇五、二九七	六一、三〇六、〇四一	七四〇、八一一、三三八	一〇〇

前表の如く鐵道部所管外債に於ても第一位を占めるのは英國であつて二八%、これに次ぐのが白耳義の二六%、獨逸の二二%である。佛國、和蘭、米國は前三者に比すると遙かに少額である。米國は殆んど鐵道材料の輸出、即ち料債であつて、それ以外には一九一一年湖廣鐵道五分利に參與し、また一九一六年に株欽周襄鐵道借款一千萬米弗が成立したのであつたが、これは歐洲大戰の爲に發行不可能となつて立替金に止つた。即ち、獨自の鐵道權益といふものは所有してゐないのである。和蘭は白耳義の隴海鐵道借款に參與せるのみであり、佛國は支那政府一九三六年の西北鐵道建設計畫に應じて一九三六年末に成都、重慶間の成渝鐵道借款を供與した以外に重要なる借款を有してゐない。然し佛國籍の滇越鐵道を中心とする西南圏に於ける佛蘭西の立場は不動であつた。即ち、一九三八年には一億五千萬法の南寧鎭南關鐵道借款が成立してゐる。

獨逸は從來列强に伍して重要借款には必ず參加して來たが、その本領が發揮されたのは寧ろ一九三六年末から支那事變直前までゞある。この頃には支那側に於ても所謂蔣委員長鐵道建設五ケ年計畫があり、また一方粤漢鐵道の完成を見た。獨逸はこれに對し或は單獨に或は中國銀行團と提携して粤漢鐵道支線網建設のため諸クレヂツトを供與し、謂はゞ中國の新らしき鐵道建設の一支柱たる役割を演じてゐる。白耳義の領域は支那を横に通ずる隴海鐵道と、その支線への投資にある。尤も、佛國、和蘭、支那側の共同債權もあるが、華比銀行並びに比國銀公司を中樞機關とする白耳義の對支活動の重點は寧ろこの鐵道借款に存するといふことが出來る。

だが、鐵道借款に於ても第一位は英國である。匯豐銀行、中英公司、華中鐵路公司、福公司等の關與した借款は多少を總べて實に二億九百萬元に上る。これに財政部所管のものを加へれば二億四千萬元に近く、更に團匪賠償金に基く鐵道借款（主として粤漢鐵道關係）をも假に加算すれば三億二千萬元に達することを注意する必要があるだらう。その借款鐵道は廣東から支那海沿岸を溯つて北京奉天に到る目貫の地帶に敷設されたものである。但しそのうち關內外鐵道公債、唐楡雙軌借款の二は滿洲事變後滿洲國との借款關係に移つたけれども、他方で

は一九三七年一月以後には京滬鐵道改良借款八十萬磅、また南に下つて廣東省に於ける廣梅鐵道建設公債二百七十萬磅の兩借款を與へ、尙ほ依然として衰へざる活動力を誇つてゐる。一九三九年初に於ける英國の鐵道借款未償還額は別の調査では千九百四十一萬磅にして、英、佛、白、米、獨五ケ國合計の五千三百五十七萬磅の三六・二％を占めるものと報告せられてゐる。この英國分の多額なるは恐らく後述の庚款董事會現金借款を含むが故であらう。支那事變前後は國家統一の氣運、國內秩序の整理による鐵道收入の增加と相俟つて鐵道借款の整理が行はれ、元利拂も著しく進捗したが、事變の進展と共に諸鐵道が相次いで占領されるに伴ひ、元利拂が停止されたことは勿論であり影響する所は英國關係鐵道にあつて特に顯著である。

次に掲げるのは各國別に見た鐵道部所管外債の明細である。確實擔保債と無確實擔保債に別ち、配列は北から南へ地域順とし、材料借款のみは各鐵道の下に並記することゝした。但し獨逸の無確實擔保債にはクレヂットを含んでゐる。

〔第八表〕鐵道部所管外債各國別未償還額明細表（一九三七年一月一日基準）

（A確實擔保外債、B無確實擔保外債）

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
A 北寧鐵道衞億公司貨車借款（一九二三年）	五〇九、三三七磅	三三三、二〇〇磅	―	三三三、二〇〇磅	債權者、衞億公司 Whitall and Co, 後ニ首公公司 一九三四年九月整理、以後無利息
平綏鐵道料債八件	五三、八六〇磅 三六七、二一七元	五三、八六〇磅 三六七、二一一元		五三、八六〇磅 三六七、二一七元	仁記洋行其他七社ノ材料借款ニシテ一九三五年末現在詳細不明
一九〇八年及一七〇九年津浦鐵道五分利公債（津浦鐵道第一次借款）―英國分―	一、八六〇、〇〇〇磅	一、一五六、二五〇磅	一一五、八五五磅	一、二七二、一〇五磅	債權者、華中鐵路公司及德華銀行 一九三六年二月整理、延滯利子 $\frac{1}{5}$ ニ對シテハ無利息證券發行（延滯利子欄ニ揭記）
一九一〇年津浦鐵道五分利公債（津浦鐵道第二次借款）―英國分―	一、一一〇、〇〇〇磅	八八八、〇〇〇磅	一九三、二四〇磅	一、〇八一、二四〇磅	右ニ同ジ

英商十四家料債（一九二〇年乃至一九二一年）	一四九、一二四磅 八、〇八一、二九〇元	一三〇、一〇七磅 六、七三三、八八〇元	一〇、五〇八磅 一、一三三、九三七元	一四〇、六一五磅 七、八六六、八一七元	津浦鐵路材料借款 債權者、安利洋行、仁記洋行、祥泰木行其他英商 上欄ノ數字ニ就テハ諸資料異同アリ、一應上掲數字ヲ採ル（一九三五年末）
一九〇五年中國政府河南鐵道五分利公債（道清鐵道公債）	八〇〇、〇〇〇磅	四八五、七〇〇磅	四九、五七〇磅	五三五、二七〇磅	債權者、福公司 一九三六年五月整理一九六二年完濟トス 延滯利子1/5ニ對シ無利息小票發行 （延滯利子欄掲記） 豫計利息三九四、八四五磅
道清鐵道車輛購入借款（一九一九年）	一三六、八三九磅	五三、三六七磅	—	五三、三六七磅	債權者、福公司 一九三六年五月整理、十二年間ニ無利子完濟トス
道清鐵道道清孟枝線立替金（一九二〇年）	八七、三〇〇磅	一一〇、六七九磅	—	一一〇、六七九磅	債權者、福公司 一九三六年五月整理、新元金一二〇、七四二元十二年間ニ無利息完濟トス
麥加利銀行借款（一九二四年）	一〇〇、〇〇〇元	三〇、二一一元	三三、〇六九元	六三、二八〇元	京漢鐵道關係材料借款 一九三五年四月整理、一九三五年一月以降ハ無利息
仁記洋行借款（一九二一年）	一三七、七九〇元	一三七、七九〇元		一三七、七九〇元	京漢鐵道材料借款 利率年九分三ケ月毎ノ複利 全額未佛、未整理
安利洋行料款（一九二四年）	四九磅	四九磅		四九磅	京漢鐵道材料借款 全額未佛、未整理
英華聯合銀公司料債（一九二四年）	二一〇磅 三六、八〇五法	二一〇磅 三六、八〇五法		二一〇磅 三六、八〇五法	京漢鐵道材料借款 未拂、未整理
山柏工程司（シャンパー技師）檢査料債（一九二一年）	五、八一〇磅	三、五六〇磅	—	三、五六〇磅	京漢鐵道關係借款 一九三五年十月整理三年三ケ月内ニ償還シ無利息トス
京滬（滬寧）鐵道公債（一九〇四年及一九〇七年）	二、九〇〇、〇〇〇磅	二、七八四、〇〇〇磅	二〇八、八〇〇磅	二、九九二、八〇〇磅	債權者、中英公司 利率、年五分
滬楓（上海—楓涇）鐵道借款（一九一三年）	三七五、〇〇〇磅	二六二、五〇〇磅	一五三、〇〇〇磅	四一五、五〇〇磅	債權者、中英公司 利率、年六分 一九三五年七月整理、一九四二年完濟、匯豐銀行ニ毎月五千磅宛預ケテ元利拂ニ備フルコト、シタリ

中國政府廿五年滬杭甬鐵道完成六分利公債 —英國分—	五五〇、〇〇〇磅	五五〇、〇〇〇磅	—	五五〇、〇〇〇磅	債權者、中英公司及ビ中國建設銀公司、假ニ折半引受ト見做ス 利率、年六分 豫計利息、一、三〇九、四四〇磅（總額） 期限、二十五年
粤漢鐵道怡和洋行借款（一九二〇年）	九六、六一三磅	一〇五、六七九磅	一五、二〇三磅	一二〇、九八二磅	庚款關係ノ借款ナリトモイヘド不明、一九三二年七月整理シテ新元金ヲ一〇五、一七八五磅トス 上欄ノ數字ハ一九三五年六月末ノモノ
一九一一年湖廣鐵道五分利公債 —英國分—	一、五〇〇、〇〇〇磅	一、四〇八、四〇三磅	一一〇、四一九磅	一、五一八、八二三磅	債權者、匯豐銀行、德華銀行、東方匯理銀行、米國資本團 利率、年五分 一九三七年四月整理、延滯利子ニ對シ無利息證券發行、尙ホ元利殘ニ就キ獨逸ノミ稍々多シ、元利殘ノ數字ニハコノ點ヲ斟酌ス
廣九鐵道公債（一九〇七年）	一、五〇〇、〇〇〇磅	一、一一一、五〇〇磅	一二七、八三三磅	一、二三九、三三三磅	債權者、中英公司 一九三六年八月整理 延滯利子欄ハ從來ノ延滯利子 $\frac{1}{5}$ ニ對シ發行サレタル無利息小票ノ額ヲ示ス
B 平綏鐵道京門（門道溝）枝線借款（一九二二年）	三〇〇、〇〇〇元	五四六、〇〇〇元	—	五四六、〇〇〇元	債權者、中英煤礦公司 一九三三年十二月整理、、新元金六十萬元無利息トス
浦信鐵道借款前渡金（一九一三年乃至一九一六年）	二〇七、二五六磅	二〇七、二五六磅	二四四、六二四磅	四五一、八八〇磅	債權者、華中鐵路公司 第一次、第二次前渡金ノ兩者ヲ含ム
寧湘鐵道借款前渡金（一九一四年）	三、七五四、四五五元	三、七四五、四五五元	五、一二三、三七五元	八、八六八、八三〇元	債權者、中英公司 原債權ハ庫平銀及ビ規銀ナレド換算シテ掲記ス、總テ一九三七年五年整理以前ノ額ナリ
沙興鐵道（沙酆鐵道）借款前渡金（一九一四年）	五〇〇、〇〇磅	五〇、〇〇〇磅		五〇、〇〇〇磅	債權者、寶林公司 Pauling and Co. 前渡金殘高不詳ニ就キ一應未拂トシテ計上ス
京贛鐵道材料借款（一九三六年）	四五〇、〇〇〇磅	四五〇、〇〇〇磅	—	四五〇、〇〇〇磅	債權者、匯豐銀行 擔保、國匪賠償金 一九三六年十二月十二日成立

	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
合計	三、三三一、三九八磅 三三六、八〇五法 三、七三一、六五二元	一〇、〇三四、三三〇磅 三三六、八〇五法 二、五七九、四五三元	一、二三九、一四一磅 六、二八〇、三八一元	一一、二七三、四六一磅 三三六、八〇五法 一七、八五九、八三四元	
右換算額	A 三三、三三一、七〇六元 二〇六、一六三、八九九元 B 一六、〇六八、八〇七元	A 一八二、一九九、一八一元 一六五、八八四、三七四元 B 一六、三一四、八〇七元	A 二七、三四五、七七八元 一八、〇六三、七九五元 B 九、二八一、九八三元	A 二〇九、五四四、九五九元 一八三、九四八、一六九元 B 二五、五九六、七九〇元	一磅＝十七元 一法＝〇・一六元

（二）米國

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
A平綏鐵道米國鋼鐵公司軌條借款（一九二一年）	七六五、三一五米弗	一、四二三、五二七米弗	—	一、四二三、五二七米弗	一九三三年十月整理、新元金一、四八九、五五八米弗無利息トス
平綏鐵道泰康洋行貨車及ビ枕木借款（一九二一年）二件	二、三三五、〇〇〇米弗 四二七、八〇〇	三、九一五、五〇〇米弗	—	三、九一五、五〇〇米弗	一九三三年十月整理、新元金四、一〇〇、〇〇〇米弗無利息トス
平綏鐵道其他材料債、六件	二五七、一七三米弗 五八、六六二磅 四五七、七八〇元	二五七、一七三米弗 五八、六六二磅 四五七、七八〇元		二五七、一七三米弗 五八、六六二磅 四五七、七八〇元	債權者ハ大來洋行其ノ他五社掲記數字ハ一九三五年末ノモノニシテ債額、延滯利子不明
津浦鐵道大昌實業公司料債（一九二五年及ビ一九二六年）	七五六米弗 三一磅 三、六四六兩 四五、一三三元	四七、二五六元	—	四七、二五六元	一九三六年三月整理、新元金九四、五一二元、無利息トス
津浦鐵道料債―美孚洋行及ビ德士古洋行、二件	八九、三四九元	四六、五九三元		四六、五九三元	一九三四年ノ整理ニヨリ美孚（光裕）洋行分ノ新元金ヲ五四、四三四元トス延滯利子不明
津浦鐵道其他料債、二件	四〇、四一九米弗 五三二磅 五、一三三元	四〇、四一九米弗 五三二磅 五、一三三元		四〇、四一九米弗 五三二磅 五、一三三元	債權者、愼昌洋行及ビ亞細亞油行一九三五年末數字ニシテ原債額延滯利子不明
京漢鐵道飽甫溫廠機關車借款（一九二一年）	一、六五〇、〇〇〇元	八六八、三〇一元	—	八六八、三〇一元	一九三三年十月整理、新元金ヲ二五九、二四三元トス、花旗銀行上海支店ヲ通ジテ元利拂ヲ行フ
同、大康洋行料債（一九一九年）	一、八九〇、〇〇〇米弗	一、二〇三、八五九元	—	一、二〇三、八五九元	一九三三年十月整理、新元金一、四二七、三八〇元利子年五分

名稱	借款原數	未償還元金	延滯利子	計	備考
同、懷昌洋行料債（一九二〇年乃至一九二二年）	二〇五、八二五米弗 四四〇、〇〇八元	五七〇、六二一元 四四〇、〇〇八元	—	一、〇一〇、六二九元	一九三三年十月整理、新元金六六四、八二九元及ビ四四〇、〇〇八元トス、後者ノ償還額不明
同、北平中國電機公司料債（一九二一年）	一、四五八米弗	一、四五八米弗		一、四五八米弗	一九三三年末整理、以後無利息トス、但シ償還額、未拂利息不明
同、協隆及中美貿易兩公司料債（一九二一年）二件	四、三七八米弗	四、三七八米弗		四、三七八米弗	二件共ニ元利未拂ナリ
一九一一年湖廣鐵道五分利公債 —米國分—	一、五〇〇、〇〇〇磅	一、四〇八、四〇三磅	一一〇、四一九磅	一、五一八、八二三磅	英國ノ部參照
B 株欽周襄鐵道借款立替金（一九一六年）	一、一五〇、〇〇〇米弗	一、一五〇、〇〇〇米弗	一、一八四、五九八米弗	二、三三四、五九八米弗	債權者、シームス・カレー商會後ニ廣益公司 利率年七分後ニ八分 全額未拂、未整理
合計	一、五五九、一四五磅 七、一六八、二三四米弗 二、六八三、四〇三元 三三、六四六兩	一、四六七、五四五磅 六、八九一、四五五米弗 三、六〇八、五四〇元	一一〇、四一九磅 一、一八四、五九八米弗	一、五七七、九六四磅 八、〇七六、〇五三米弗 三、六〇八、五四〇元	
右換算額	五〇、七四〇、三六〇元 A 四七、二九〇、三六〇元 B 三、四五〇、〇〇〇元	四八、二三一、一七〇元 A 四五、七八一、一七〇元 B 三、四五〇、〇〇〇元	五、四三〇、九一七元 A 一、八七七、一三三元 B 三、五五三、七八四元	五四、六六二、〇八七元 A 四七、六五八、二九三元 B 七、〇〇三、七九四元	一米弗＝三元 一兩＝一・四元

（三）佛國

名稱	借款原數	未償還元金	延滯利子	計	備考
A 京漢鐵道料債（一九二三年乃至一九二五年）三件	一五、五七六磅 四九六米弗 二、六七九元	一五、五七六磅 四九六米弗 二、六七九元		一五、五七六磅 四九六米弗 二、六七九元	債權者、東方匯理銀行、歐亞公司、海奕定其他ノ三件 何レモ全額未拂、未整理、延滯利子額不明
一九一一年湖廣鐵道五分利公債 —佛國分—	一、五〇〇、〇〇〇磅	一、四〇八、四〇三磅	一一〇、四一九磅	一、五一八、八二三磅	英國分參照
B 同成鐵道借款前渡金（一九一三年） —佛國分—	三八五、一〇九磅 二、八九九、三五九法	二九四、二四〇磅 二、一六七、四四四法	—	二九四、二四〇磅 二、一六七、四四四法	債權者、（佛）支那鐵道建設運營會社（白）比國營業公司ノ折半 一九三五年五月整理、新元金ヲ決定、利子ハ元金返濟後ニ支拂フ

名稱	借款原數	未償還元金	延滯利子	計	備考
欽渝鐵道借款前渡金（一九一四年）	三一、一一五、五〇〇法	九、三五二、四三〇法	三、五〇六、八三九法	一二、八五九、二六九法	債權者、中法實業銀行上欄ハ一九三一年末ノ元利殘高ニシテ其後ノ數字不明
成渝鐵道借款（一九三六年）	三四、五〇〇、〇〇〇元	三四、五〇〇、〇〇〇元	—	三四、五〇〇、〇〇〇元	債權者、佛國銀行團（代表）—中法工商銀行一九三六年十二月十六日ニ成立、現金借款七百萬元、其他ハ材料借款
合計	一、九〇〇、六八五磅 四九六米弗 三五、〇一四、七五九法 三四、五〇二、六七九元	一、七一八、二一九磅 四九六米弗 二一、五一九、八七四法 三四、五〇二、六七九元	一一〇、四一九磅 三、五〇六、八三九法	一、八二八、六三八磅 四九六米弗 二五、〇二六、七一三法 三四、五〇二、六七九元	
右換算額	七二、四一八、一七三元 A 二五、七六八、九五九元 B 四六、六四九、二二四元	六五、五五七、〇六九元 A 二四、二二一、八一〇元 B 四一、三四五、二五九元	二、四三八、二二七元 A 一、八七七、一三三元 B 五六一、〇九四元	六七、九九五、二八六元 A 二六、〇八八、九三三元 B 四一、九〇六、三五三元	

（四）獨逸

名稱	借款原數	未償還元金	延滯利子	計	備考
A 平綏鐵道、新民洋行瓦斯マントル料價	一四七元	一四七元		一四七元	一九三五年末殘高、其他不明
同、オツカリン借款	一三、七五〇磅	四、八九九磅	—	四、八九九磅	一九三四年末、德華銀行ト平綏鐵道當局間ニ整理協定成立新元金六、八七五磅利息免除
同、シーメンス賣掛代金	一〇、八五〇元	一〇、八五〇元		一〇、八五〇元	
一九〇八年及ビ一九〇九年津浦鐵道五分利公債（津浦鐵道第一次借款）—獨逸分—	三、五〇〇、〇〇〇磅	二、四四二、七四〇磅	三六二、九五六磅	二、八〇五、六九六磅	英國分參照
一九一〇年續發津浦鐵道五分利公債（津浦鐵道第二次借款）—獨逸分—	一、八九〇、〇〇〇磅	一、六六三、七八〇磅	二四〇、九六一磅	一、九〇三、七四一磅	英國分參照

津浦鐵道獨逸立替金借款（一九一六年）	九〇〇、四二四磅	九〇〇、〇〇〇磅	—	九〇〇、〇〇〇磅	債權者、德華銀行（德華銀行墊款トモ稱ス）種々變遷アリタレド一九三六年末ノ整理額ヲ掲記ス
津浦鐵道、新民洋行料債（一九二二年乃至一九二六年）	八四、一七三兩 六、七六五元 一、二四一磅 三四米弗	八四、一七三兩 六、七六五元 一、二四一磅 三四米弗	一八六、七八〇兩 一三、五六三元 一、八九六磅 四九米弗	二七〇、九五三兩 二〇、三二八元 三、一三六磅 八三米弗	一九三五年末ノ數字ナリ
同、シーメンス料債	三、三二一兩 三一八元	三、三二一兩 三一八元		三、三二一兩 三一八元	同　右
同、禮和洋行及捷成洋行料債二件	三三〇元	三三〇元		三三〇元	同　右
一九一一年湖廣鐵道五分利公債 —獨逸分—	一、五〇〇、〇〇〇磅	一、四三〇、七九一磅	一一〇、四一九磅	一、五四一、二一〇磅	英國分參照
B 浙贛鐵道玉南段借款（一九三四年） —獨逸分—	八、〇〇〇、〇〇〇元	三、〇〇〇、〇〇〇元		三、〇〇〇、〇〇〇元	債權者、オツト・ウオルフ及ビ中國銀團行（折半）民國廿三年第一期鐵道建設公債千二百萬元、玉萍鐵道公債千二百萬元ヲ擔保トスルクレヂツト、未償還分ハ推定ニヨル
浙贛鐵道南萍段借款（一九三六年） —獨逸分—	一〇、〇〇〇、〇〇〇元	七、〇〇〇、〇〇〇元	—	七、〇〇〇、〇〇〇元	債權者、オツト・ウオルフ及ビ中國銀行團民國廿五年第二期鐵道建設公債二千七百萬元ヲ擔保トスルクレヂツト、未償還高ハ推定數字
浙贛鐵道玉山杭州間軌條取換款債（一九三六年）	二、三三一、四四三 海關金	二、三三一、四四三 海關金	—	二、三三一、四四三 海關金	債權者、（サエツコ）ザイトコザイツ會社
湘黔鐵道材料借款（一九三六年）	三〇、〇〇〇、〇〇〇元	一一、〇〇〇、〇〇〇元	—	一一、〇〇〇、〇〇〇元	債權者、オツト・ウオルフ共他ヨリ成ル獨逸シンヂケート
京漢鐵道黄河鐵橋借款（一九三六年）	一〇、〇〇〇、〇〇〇元	一〇、〇〇〇、〇〇〇元	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇元	債權者、同　右
合　計	七、四六五、四一五磅 三四米弗 二、三三一、四四三海關金 五八、〇一八、四一〇元 八七、三九四兩	六、四四二、四五一磅 三四米弗 二、三三一、四四三海關金 三一、〇一八、四一〇元 八七、三九四兩	七一六、二三一磅 四九米弗 一三、五六三元 一八六、七八〇兩	七、一五八、六八二磅 八三米弗 二、三三一、四四三海關金 三一、〇三一、九七三元 二七四、一七四兩	

右換算額	一九〇、二四五、二三六元 A 一二六、八八二、九一八元 B 六三、三六二、三一八元	一四六、〇二四、八四八元 A 一一〇、六六二、五三〇元 B 三六、三六二、三一八元	一二、四五一、一二九元 A 一二、四五一、一二九元 B ―	一五八、四七五、九七七元 A 一二三、一一三、六五九元 B 三六、三六二、三一八元	海關金單位＝二・三元

（五）白國

名稱	借款原額	未償還元利金	延滯利子	計	備考
A 平綏鐵道、比國營業公司材料購入代金（一九二二年）	八〇〇、〇〇〇磅	八〇〇、〇〇〇磅		八〇〇、〇〇〇磅	利率、年八分延滯利子不明、未償還額ハ一九三六年初
京漢鐵道、華比銀行借款（一九二一年乃至一九二六年）	六五、二四五元	九五、二四五元		六五、二四五元	全額未拂、未整理
同、比國營業公司借款（一九二一年）	三、〇一六、〇〇〇白法	二、四三〇、一五〇白法 六四八、一五七		二、四三〇、一五三白法 六四八、一五七	二件アレドモ後者ノ原償額不明
同、沙利洋行料價（一九二一年）	六〇、四四五元 四、六八六磅 三三、四一七米弗 九一、八七五法 一、八一九、三三八白法	五三〇、四七九元	―	五三〇、四七九元	一九三五年一月整理、新元金六四二、四七九元トシ無利息、毎月五千元宛支拂
同、福來洋行、露白實業公司、良歐便料價（一九二一年）三件	八〇、八三八元 五三、〇八九兩 二、二四八磅 一、一〇九米弗 一、〇八三、二三三白法	八〇、八三八元 五三、〇八九兩 二、二四八磅 一、一〇九米弗 一、〇八三、二三三白法		八〇、八三八元 五三、〇八九兩 二、二四八磅 一、一〇九米弗 一、〇八三、二三三白法	三件ヲ併合記載ス 全額未拂、未整理
一九一三年中華民國五分利隴海鐵道借款	四、〇〇〇、〇〇〇磅	四、二八八、二〇〇磅	―	四、二八八、二〇〇磅	債權者、比國銀公司 一九三六年八月整理、延滯利子免除別ニ立替金四件ノ新元金二八八、二〇〇（磅ヲ繰入レタリ
隴海鐵道八分利第三期短期借款（一九二四年）―白國分―	八九五、六〇〇元	八九五、六〇〇元	―	八九五、六〇〇元	債權者、比國銀公司、但シ中國銀行（八二一%）及華比銀行（一七、九%）ヘ委託發行ス 一九三六年八月整理、延滯利子免除
隴海鐵道八分利短期國庫券（一九二五年）	三、二五〇、〇〇〇法	三、二五〇、〇〇〇法	―	三、二五〇、〇〇〇法	債權者、比國銀公司 一九三六年八月整理、延滯利子免除

汴洛鐵道公債(一九〇三年乃至一九〇七年)	四一,000,000法	三三,五〇〇,000法	七,〇五〇,000法	三〇,五五〇,000法	債權者、比國銀公司
隴海鐵道一九二〇年八分利國庫券(隴海鐵道荷比借款) —白國分—	一三七,七四三,000白法	一三七,七四三,000白法	—	一三七,七四三,000白法	債權者、比國銀公司及和蘭築港會社 一九三六年八月整理、延滯利子免除
汴洛鐵道立替金(一九二四年)	三,九〇二,〇九二白法	三,九〇二,〇九二白法		三,九〇二,〇九二白法	比國銀公司ノ食堂寢臺車購入價額
B 平綏鐵道包寧線購料庫券(一九二二年及一九二三年)	八〇〇,000磅	八〇〇,000磅	七三六,000磅	一,五三六,000磅	債權者、比國營業公司及ブラッセル銀行 契約總額、三百三十萬磅 發行額、八十萬磅
同成鐵道借款前渡金(一九一三年) —白國分—	三八五,一〇八磅 二,八九九,三五九法	二九四,二四〇磅 二,一六七,四四四法	— —	二九四,二四〇磅 二,一六七,四四四法	佛國分參照
寶成鐵道借款(一九三六年)	四五〇,000,000白法	四五〇,000,000白法	—	四五〇,000,000白法	債權者、比國銀公司 一九三六年八月成立
合計	五,九九二,〇四二磅 三四,五三六米弗 六五,三四一,一三八法 六〇六,五六三,六六三白法 一,一〇二,一二八元 五三,〇八九兩	六,一八四,六八八磅 一,一〇九米弗 四六,九一七,四四四法 五九五,八〇六,六三四白法 一,五六二,一六三元 五三,〇八九兩	七三六,000磅 七,〇五〇,000法	六,九二〇,六八八磅 一,一〇九米弗 五三,九六七,四四四法 五九五,八〇六,六三四白法 一,五六二,一六三元 五三,〇八九兩	
右換算額	一八〇,三〇三,九二七元 A 一一〇,一一九,二二〇元 B 七〇,一一〇,七一七元	一七九,八二三,六二九元 A 一一一,三七四,七五八元 B 六八,四四八,八七一元	一三,六四〇,000元 A 一,一二八,000元 B 一二,五一二,000元	一九三,四六三,六二九元 A 一一二,五〇二,七五八元 B 八〇,九六〇,八七一元	一白法=〇・一一元

(六) 和蘭

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
A 隴海鐵道一九二〇年八分利國庫券(隴海鐵道荷比借款) —和蘭分—	三〇,七五〇,000フローリン	三,四八三,000フローリン	—	三,四八三,000フローリン	白國分參照 一九三六年八月整理、七三三,〇〇〇フローリンノ前渡金ヲ併合シテ新元金トス 延滯利子免除

合　計（換算額）　五三、三五〇、〇〇〇元　五六、六六九、四〇〇元　―　五六、六六九、四〇〇元　一フローリン＝一・八元ト見做ス

第三に、交通部所管外債の現在高を調べて見た結果に次の如くである。

〔第九表〕　交通部所管外債各國別未償還額（一九三七年一月一日基準）　（單位＝元）

國別	借款原額	元金未償還額	延滯利子	計	%
英國	九、三三九、三七八	五、九八五、四九六	八九四、四五五	六、八七九、九五一	二七
米國	九、八一九、二〇四	四、一二七、六二二	二、一〇〇、〇〇〇	六、二二七、六二二	二四
獨逸	六、一七一、三六八	四、二四八、九二三	三、九五八、四〇〇	八、二〇七、三二三	三二
丁抹	六、四四三、〇〇〇	三、三七八、七五〇	八九四、四五五	四、二七三、二〇五	一七
計	三一、七七二、九五〇	一七、七四〇、七九一	七、八四七、三一〇	二五、五八八、一〇一	一〇〇

即ち大體に於て、英、米、獨が伯仲する地位にあり、更に借款原額に就ていへば四國が殆んど相互に相等しい額であつて、他國の介入を許さゞる貫祿を示してゐる。

英國の借款はマルコニー無線電信會社の關與せるもの三件、大東電信會社の關與せるもの亦三件であるが、前者のうち二件は財政部所管として既に計上した。ここに言ふマルコニー無線電信前渡金は、西北地區のカシュガル、迪化、庫倫の三ケ所に二十五キロ無電臺を設置する爲のものであつた。財政部所管のものは軍用無線電話機購入及び英支合辦中華無電公司の中國政府陸軍部持分の資本を代拂した二件であつて、延滯利子を含めて千三百九十四萬元に達するから、英國の通信機關借款供與額は二千八十二萬元となる勘定である。三次に亙る英丁電信借款は、英國の大東電信會社、丁抹の大北電信の折半引受であつて、これは太沽、芝罘、上海間の海底電信敷設並びに支那に於ける電信電話事業の發展、改良の爲に投ぜられたものであるが、一九二二年以降元利共不拂で、現在尙ほ未整理のものである。

英國の無線電信に對抗するのが米國の有線電話である。債權者たる中國自働電話公司 Automatic Telephones of China はサッスーン・ハウ

スにあつて、在來の電話機、電信機、共他電機商社の大代理社であり、また中國電氣股份有限公司 China Electric Co. は本店上海の電話、電信、ラジオ等電氣機具の輸入並製造業者であつて、上海には工場をも所有する。上海電話公司も亦米國籍であるから、米國は在支電話事業の牛耳をとつてゐることになる。

獨逸のシーメンス電機廠 Siemens China Co. (Siemens Works の在支支店）の電話借款活動は、米國商社の上海、南京を中心とする活動に對して天津、北京、武漢を舞臺としてゐる。また航空業に於けるルフト・ハンザと歐亞航空公司との關係に就ては贅言を必要としない。丁抹供與の借款は上に述べた通りである。

〔第十表〕 交通部所管外債各國別未償還額明細表（一九三七年一月一日基準）

名稱	借款原額	未償還元金	延滯利子	計	備考
英國 第一、二、三次英丁電信借款（一九〇〇年二件、一九一一年一件）—英國分—	三七九、〇〇〇磅	一九八、七五〇磅	五二、六一五磅	二五一、三六五磅	債權者、(英)大東電信 (丁)大北電信 一九二二年以降元利支拂不能、上掲數字ハ一九三九年六月現在
マルコニー無線電信前渡金（一九一八年）	一七〇、三七六磅	一五三、三三八磅	—	一五三、三三八磅	債權者、マルコニー無線電信會社 一九三五年一月整理、延滯利子免除、元金ヲ無利息ニテ二十年間ニ返濟、償還金ノ半額ハ交通部ニ返還シテ新材料購入其他ニ使用スルコトトス
合計	五四九、三七六磅	三五二、〇八八磅	五二、六一五磅	四〇四、七〇三磅	
右換算額	九、三三九、三九二元	五、九八五、四九六元	八九四、四五五元	六、八七九、九五一元	一磅＝一七元
米國 中國自働電話公司首都（南京）自働電話借款（一九二八年）	七三〇、一九八米弗	二〇三、三七四米弗	三六〇、〇〇〇米弗	五六三、三七四米弗	債權者、中國自働電話公司 利率、年八分 一九三四年末元金殘四四四、三七四米弗、其後契約通リ償還ガ行ハレタルモノト見做ス 利子ハ推定ニ依ル概算數ナリ

中國自働電話公司上海自働電話借款（一九二九年）	五七〇、〇〇〇米弗	三四、五〇〇米弗	三四〇、〇〇〇米弗	六八四、五〇〇米弗	債權者、中國自働電話公司 利率、年七分 一九三四年六月末元金殘四八四、五〇〇米弗、其後契約通リノ償還アリシモノト見做ス、利子ハ推定ニ依ル概算數ナリ
中國電氣公司各種電話及電信材料未拂金（一九一八年乃至一九二一年）二十件	一、九六九、九七六米弗 六、二〇二兩	八六、〇〇〇米弗	—	八二九、〇〇〇米弗	債權者、中國電氣公司 利率、年七分（一九二四年五月以後七分五厘） 一九三四年末元利合計一、五一三、三七八米弗ナリシガ整理ノ結果、毎月三千米弗宛九十萬米弗ノ支拂ヲ以テ完濟ノコトトス 利子別途支拂ノ途ヲ講ジタリ
計	三、二七〇、一七四米弗 六、二〇二兩	一、三五五、八七四米弗	七〇〇、〇〇〇米弗	二、〇五五、八七四米弗	
右換算額	九、八一九、二〇四元	四、一二七、六三二元	二、一〇〇、〇〇〇元	六、二二七、六三二元	一米弗＝三元 一兩＝一・四元
獨逸シーメンス電機廠武漢自働電話借款（一九二九年）	九二六、〇〇〇米弗	四二七、〇二五米弗	三五二、〇〇〇米弗	七七九、〇二五米弗	債權者、シーメンス電機廠 利率、年七分五厘 一九三四年六月末元金殘七五一、〇二五米弗ニシテ其後契約通リ償還アリシモノト見做ス、延滯利子ハ概算數
天津銀行團パリー及シーメンス兩電機廠天津電話局擴張第二次借款（一九二六年）	一、七三九、〇四八元	一、七三九、〇四八元	二、五九三、〇〇〇元	四、三三二、〇四八元	債權者、パリー及シーメンス兩電機廠 利率、月利一分二厘五毛（後ニ一分二厘）全額未整理、延滯利子ハ概算數
シーメンス電機廠北京電話西分局擴張材料未拂金（一九二三年）	一八九、八四〇米弗	四八、〇〇〇米弗	—	四八、〇〇〇米弗	債權者、シーメンス電機廠 一九三四年末本借款其他併セテ元利合計二七一、一九九米弗ナリシヲ三五年一月整理、新元金六萬弗十年間完濟トス
獨逸ハンザ航空會社歐亞航空公司機械代借款（一九三一、一九三三、一九三四年）	七八二、〇〇〇馬克	七八二、〇〇〇馬克	二二一、〇〇〇馬克	一、〇〇三、〇〇〇馬克	債權者、ハンザ航空會社 利率、年七分 全額未拂、延滯利子ハ概算數ナリ
合計	一、一一五、八四〇米弗 七八二、〇〇〇馬克 一、七三九、〇四八元	四七五、〇二五米弗 七八二、〇〇〇馬克 一、七三九、〇四八元	三五二、〇〇〇米弗 二二一、〇〇〇馬克 二、五九三、〇〇〇元	八二七、〇二五米弗 一、〇〇三、〇〇〇馬克 四、三三二、〇四八元	
右換算額	六、一七一、三六八元	四、二四八、九三三元	三、九五八、四〇〇元	八、二〇七、三三三元	一馬克＝一・四元

丁抹 第一、二、三次英丁電信借款（一九〇〇年二件、一九一一年一件）—丁抹分— 三七九、〇〇〇磅 一九八、七五〇磅 五三、六二五磅 二五二、三七五磅 英國分參照

計（換算額） 六、四四三、〇〇〇元 三、三七八、七五〇元 八九四、四五五元 四、二七三、二〇五元

第四に庚款、即ち團匪賠償金の性質と現狀とを一言したい。先づ順序として團匪賠償金の當初に於ける列國配分額と一九三七年初頭及び一九三九年初頭の元利殘高を表記して置く。

〔第十一表〕團匪賠償金列國配分額

國名	%	元金（海關兩）	利子（海關兩）	元利合計（海關兩）	同上（支拂貨幣別）
露國	二八・九七一三六	一三〇、三七一、一二〇	一五四、一九六、六三一	二八四、五六七、七七一	四〇一、八〇九、六六三留
獨逸	二〇・〇五一六七	九〇、〇七〇、五一五	一〇六、五三一、〇三二	一九六、六〇一、五四七	六〇〇、六一七、七二五馬克
佛國	一五・七五〇七二	七〇、八七八、二四〇	八三、八三一、三四一	一五四、七〇九、五八一	五八〇、一六〇、九二七法
英國	一一・二四九〇一	五〇、六二〇、五四五	五九、八七一、五二三	一一〇、四九二、〇六八	一六、五七三、八一〇磅
日本	七・七三一八〇	三四、七九三、一〇〇	四一、一五一、五八九	七五、九四四、六八九	一〇六、八五四、一七七圓
米國	七・三一九七九	三二、九三九、〇五五	三八、九五八、七一五	七一、八九七、七七〇	五三、三四八、一四五米弗
伊國	五・九一四八九	二六、六一七、〇〇五	三一、四八一、三〇一	五八、〇九八、三〇六	二一七、八六八、六四七法
白國	一・八八五四一	八、四八四、三四五	一〇、〇三四、八七一	一八、五一九、二一六	六九、四四七、〇六一法
墺洪	〇・八八九七六	四、〇〇三、九二〇	四、七三五、六四二	八、七三九、五六二	三一、四一八、七二五クローネ
和蘭	〇・一七三八〇	七八二、一〇〇	九、二五〇、三〇〇	一、七〇七、一三〇	三、〇六六、〇〇五フローリン
國際要求	〇・〇三三二六	一四九、六七〇	一七七、〇二二	三二六、六九二	四九、〇〇三磅
西班牙	〇・〇三〇〇七	一三五、三一五	一六〇、〇四四	二九五、三五九	一、一〇七、五九六法

葡萄牙	〇・〇二〇五〇	九二、二五〇	一〇九、一〇九	二〇一、三五九	三〇、二〇三磅
瑞典及諾威	〇・〇一三九六	六二、八二〇	七四、三〇〇	一三七、一二〇	二〇、五六八磅
合計	一〇〇％	四五〇、〇〇〇、〇〇〇	五三二、二三八、一五〇	九八二、二三八、一五〇	—

〔第十二表〕團匪賠償金元利殘額

	國別	完濟豫定年	一九三七年一月一日現在	一九三九年一月一日現在
A	英國	一九四六	五、〇四八、〇四四磅	三、八五五、〇八二磅
	佛國	一九四七	三五、六四七、八一七米弗	二七、五九〇、二二七米弗
	白國	一九四一	二、五〇九、二七二米弗	一、五四四、七五四米弗
B	日本	一九四五	二、九三九、六六九磅	二、一五一、八七五磅
	米國	一九四七	一二、二九七、七七九米弗	八、四五七、八四五米弗
	和蘭	一九四〇	四四一、三七四フローリン	二二〇、六八七フローリン
C	西班牙	一九四〇	一五九、四四六法	七九、七二三法
	葡萄牙	一九四五	八、一一二磅	五、九三八磅
	瑞典及諾威	一九四〇	二、九六〇磅	一、四八〇磅
D	蘇聯	一九四五	七、九四一、七六四磅	四、八八四、四九六磅
	伊國	一九四九	一六、〇三五、〇一〇米弗	一三、〇〇九、一三二米弗
	獨逸	一九四〇	八六、四六三、四五六馬克	四三、二三一、七二八馬克

墺洪	一九四〇	一八八、二九八磅	九四、一四九磅
合計		二二四、四三四、三三九海關兩	一五五、七七八、六八四海關兩

（備考）一、Aは借款と關聯あるもの、Bは主として文化投資に振向けられたるもの、Cは依然として償還繼續中のもの、Dは廢棄されて内債の擔保となれるもの

二、一海關兩は夫々次の換算率に依る規定なり、即ち一海關兩＝三・〇五五馬克、三・五九五クローネ、〇・七四二米弗、三・七五〇法、三志、一・四〇七圓、一・七九六フローリン、一・四一二留

右のうち、蘇聯、伊太利、獨逸、墺洪國は何れも現在賠償要求權を有せず、それらの積立賠償基金は内債の擔保となつてゐるし、國際要求部分は支拂濟である。西班牙、葡萄牙、瑞典及び諾威の部分のみは現在も當初の議定書に變更なく支拂はれつつあるが、金額は極めて少額である。また佛國及び白耳義は賠償金殘額を夫々財政部所管の中佛庚款借款、中白庚借款に振替へたから、これ亦右外債の擔保たる以外に問題は存しない。

米國は一九〇八年及び一九二四年の兩度に亘つて賠償金免除を行つたが、一九二五年China Foundation for the Promotion of Education and Culture が組織され、支那人及び米國人を管理委員としてこれを以て廣汎な文化事業投資を行つてゐる。從つて、右の財團に對しては今後共に賠償金元利が支拂はれる譯である。和蘭も一九三四年に使途を河流治水工事費（六五％）、文化事業費（三五％）に指定して賠償金を支那に返還した。日本が一九二三年對支文化事業特別會計法を制定し、團匪賠償金を對支文化事業遂行の重要財源としたことはここに詳說するまでもない。

かくの如く米、日の團匪賠償金は主として文化事業に使用されることになつてゐるが、中佛庚款借款は主たる目的を中佛實業銀行の整理に置き、中白庚款借款はその七五％が鐵道事業に使用され、文化事業には僅少なる殘額が振向けられてゐるに過ぎない。併し、この團匪賠償金を最も組織的に活用してゐるのは恐らく英國であらう。即ち、一九二二年末以後英國の受取るべき元利殘額一千一百餘萬磅を支那に返還し、これを基金として「借款の形式を以て」三分の二を鐵道に投資し、殘り三分の一を水利及び電氣事業に使用し、それより生ずる收益

のみを教育文化事業に投じようと言ふのである。機關としては支那政府の任命する管理中英庚款董事會（過半數が支那人）と別に倫敦に設置の中英庚款購料委員會（委員長駐英支那公使、委員の過半數は英國人）が一九三一年に成立した。この當時迄倫敦に保管されて來た資金は利息共に約三百四十四萬磅で、これ以後受取るべき額を加算すると約一千百十八萬磅となる。倫敦資金のうち四十六萬五千磅は香港大學及び在倫敦の中國大學委員會に寄附されたから、その殘額は一千七十二萬磅見當である。この殘額の約三分の二は倫敦の購料委員會に、三分の一が在支の庚款董事會に支拂はれる筈であつて、購料委員會なる機關の重要性を物語つてゐる。

管理中英庚款董事會が粤漢鐵道完成のために百五十萬磅の借款に關與したことは既に述べたが、この外に現金借款がある。鐵道事業に對する現金借款未償還額は粤漢鐵道に關するものが主であつて、一九三六年末には八千五百五萬七千元に及んでゐた。其他水、利電氣事業に對するものは二千二百九十五萬七千元（但し一九三五年九月末）、兩者をそのまゝ合計すれば一億八百一萬四千元の巨額である。而して一九三四年六月末には、これら事業よりの收益として教育文化事業に利用し得る額は百三十三萬七千元にして、その百二十萬元が實際に該目的の爲に費消されてゐる。一九三六年六月末には收益總額が三百三十五萬六千元に增加し、補助金交附の範圍も從つて擴大された。これら教育文化事業に費消された額は一九三六年六月迄に累計二百七十九萬五千元であつた。

以上の如く團匪賠償金の現狀を概觀して來ると、團匪賠償金なるものは少くとも英、米、蘭の三國に關する限り、外債でもなければ內債でもなく、一の兩棲的性格を有することを承認しなければならぬ。謂ふ意味は、支那側における外國勢力驅逐の潮流を列國が巧みに利用してゐるといふことである。この點の特に著しいのは斷るまでもなく英國の態度である。管理中英庚款董事會も庚款購料委員會も共に手續上は國民政府の設置にかかるけれども、內容的には英國が對支投資を圓滑に且つ確實に遂行し得る一筋の鋪裝路なのである。

從つて、本章初段に於ては團匪賠償金として西班牙、葡萄牙、瑞典及び諾威の分（今後支拂ふべき利子を含めた額）のみを揭げたけれども、英、米、蘭三國の分に就いて一九三七年一月一日現在の元利殘額を特記する必要を感ずる。支那側では團匪賠償金を總ての國に亙つて年々關稅より積立てゐるのであるが、英、米、蘭の三國分の支拂に關しては謂はば「半强制力」が働いてゐると云つてよい。これに對し佛、白及び西、葡、瑞、諾の六ケ國分の支拂は外債として强制的な義務であり、蘇聯其他三國分は自由意思に依つて積立ててゐるといふ、

これだけの相違があり、事實、一九三六年一月の內債大整理の結果、蘇聯其他の團匪賠償金を擔保とする內債は從來の特權を失つたと同然の狀態に在る。

〔第十三表〕 團匪賠償金英米蘭三國分元利殘額 〔單位＝元〕

國別	一九三六年末(元利)	一九三七年六月末 元金	利子	計
英國	八五、八一六、七四八	五二、一三五、三一二	二八、六一一、三七四	八〇、七四六、六八五
米國	三六、八九三、三三七	二五、三九七、六一九	八、六一五、九六九	三四、〇一三、五八八
和蘭	七九四、四七三	六三六、〇三〇	五九、一三五	六九五、一六五
計	一二三、五〇四、五五八	七八、一六八、九六〇	三七、二八六、四七八	一一五、四五五、四三八

(備考)、日本は一九三六年末四九、九七四、三七三元、一九三七年七月末ノ元利計四六、六二六、二五七元となる。尚ほ換算率は本章前段の例に從ひ又一九三六年末と一九三七年六月末との僅少な差を無視した。

扨て再び發端に還つて、我々の得た日本、滿洲國を除く列國の對支借款總額は十七億三百萬元であつたから、これに英、米、蘭の團匪賠償金の元金殘額(一九三七年六月末)たる七千八百萬元を加へると、十七億一千萬元となる譯である。從つてこれに日本の支那本土に對する借款を加へたものが一應支那の對外借款總額であるが、日本の借款供與額に就ては別に調査するところがあつたのであるからここには差控へることとし、ただ昭和五年末にこの對支借款元利殘額が約五億三百萬圓、昭和十年末にはそれが未整理の儘に約九億圓見當に達したのではないかといふ推定のあることを指示して置く。九億圓は英國の約五億元に比して稍過大ではないかと思ふが、支那本土に關する限り、日本の對支借款の重點は他國の如く鐵道にはなくて、所謂政治借款の雜物が多かつたから、かかる推定の行はれるのも故なしとしない。なほ無確實擔保債と稱せられるものは殆んど全部が一九一七年から一九二四年の間に高利を附して發行されたもので、而かも政治的理由からこれを整理する方法が簡單に行かないものである。その總額(勿論日本を含む)に就ても一九二五年の關稅會議では支那側は四億五百萬元

外國側は五億六千四百萬元と稱し、兩者の間に相當の懸隔があつた程である。一九三四年六月末には、その元利殘額が次の如き額であると報告されてゐる。（財政部「金融年報」）

外債	一、〇九六、八三四、四一九元
內債	五八〇、二八一、〇七六元
計	一、六七七、一一五、四九五元

因みに一九三七年六月末の內債元金殘額は總計二十一億五千七百二十萬元である。尙ほ英文中國年鑑一九三七年版には一九三六年末の鐵道借款表を掲げてゐるがそれは次の如くである。

外債	一、〇四七、五二七、九〇二元
內債	三一〇、三二三、五七八元
料債	八三、七八六、〇五六元
計	一、四四一、六三七、五三六元

卽ち內債を除いて十一億三千一百萬圓となるが、これは元金殘高に今後支拂ふべき豫計利息約二億元、圓公債一億九千九百萬圓が含まれてゐるから、差當りこの兩者四億元のみを差引けば、大體我々の得た七億四千萬元に近い。

最後に外債元利支拂に關する若干の數字を附記して置きたい。これは日本を含めた數字である。

〔第十四表〕　關稅擔保內外債償還額　（單位＝元）

	關稅收入	外債元利支拂	關匯賠償金	內債元利支拂
一九三六年	二九二、六九七、九〇六	三九、〇二〇、〇九〇	三八、二七七、九二八	一三二、八一九、九〇六
一九三七年	三一〇、五〇八、五八四	三八、九八二、二七六	三八、四二〇、五六〇	一三〇、三四一、四六二

〔第十五表〕鹽稅擔保外債償還額

（單位＝元）

	鹽稅總收入	外債元利支拂
一九三五年	一八五、四一五、八〇〇	一一、六七三、二三二
一九三六年	二一七、八一〇、九〇〇	一四、三二七、七五〇
一九三七年	二一九、八五四、七〇〇	一六、四八六、五三九

鐵道債に就ては一九三七年七月以降の財政年度一年間に千六百六十一萬六千六百三元の元利拂を行つたと稱するから、以上三者を併せて一九三七年には大略七千二百萬元の外債償還を行つたものと見ることが出來る。また一九三六年に關しては、國際收支外債支拂として既記の關稅、鹽稅關係以外に米國棉麥借款償還六百四十萬元、鐵道債償還を三千四十萬を記載した資料がある。これに從へば併せて約九千萬元の償還が行はれたことになる。以上支那側の資料とは別に、支那の國際收支を明らかにせんとして試みられたる日本側一調査によれば、日本、滿洲國を含めた中央政府外債元利金支拂額は次の如くなつてゐる。

〔第十六表〕中央政府外債元利金支拂額

（單位＝元）

國別	一九三六年	一九三七年
日本	一三、二〇九、一一三	一〇、七一八、九〇三
滿洲國	八二三、四八二	四七三、六四八
英國	三一、九五四、七五三	三四、二四七、五二二
米國	一〇、二四八、八二四	一一、九一一、四四一
佛國	二二、〇七五、八九二	二五、七五六、七五七
獨逸	五、三八八、八五九	一四、三九六、五六八
白國	一、六四三、七四二	五、六六八、三七九
其他	一六、四六七、〇二一	一八、六八六、一七五

計	一〇一、八一一、六八六	二一二、八五九、三九三

（備考）　チェッコは獨逸に包含せしむ。

第二章　在支文化事業とその投資額

前各編各章に於て論ぜられてきた諸項目と異り、この文化事業投資と云ふ問題はかなり違つた角度から觀察されねばならぬ。と云ふのは敎會、學校、社會事業施設等を文化事業と云ふ項目の中に一括し、且つこれらの對支投資額を算出しようと云ふ試みは色々な意味で誤りを冒し易い。何となれば「文化事業投資」と云ふ言葉そのものが既に一般的な事業投資と區別せられた內容を暗示して居るものである限り、これを正規的に利潤を期待する一般事業商社のそれと同一に取扱ふと云ふ事は多分の無理と危險とを伴ふて居るからである。

併し、現在の支那と、これに文化施設を與へつつある歐米先進諸國、殊に米英との間に存する文化程度、生活程度の差異（實際を云ふと此の差異こそが傳道の本質であるのであるが）を考へると、この「文化投資」と云ふ事は時間的に云つても空間的に云つても甚しく間接的のものではあるが結局は何時かの時に何處かの場所で「投資」としての役割を果す事になると云ふ事も見逃す事が出來ぬ事實である。

成程、文化と云ふ事は具體的現實的な「商品」をめぐる生活諸條件から一應「蒸溜」せられて居り、又かくせられて居る所に文化の崇高さがあるとも考へられてゐる。併し、斯く考へる事自身が實は文化と商品との間に不可分的な關係が存在すると云ふ事の證左に過ぎぬのであり、此處にこそ「先進國」による「後進國」への「傳道」の意義と秘密とが隱されて居るのである。この事實を意識せずして「神の國の擴張」のために骨を異郷支那に埋めるのが殉敎者としての宗敎家、敎育家なのであり、これを意識して巨額な費用を「傳道協會」に「投資」するのが歐米の異敎徒的魂をもつた「財閥」なのである。純眞な宣敎師を「帝國主義的資本主義の走狗」として罵る態度と、本國の資本家を「人道の敵」と叫ぶ宣敎師の態度との對立は、寧ろ現代的植民地に於ける無邪氣なカリカチュアに過ぎない。少くとも現段階に於ける支那に取つては「魂の發展」は「市場の發展」に過ぎない。斯かる意味に於て、又かゝる意味に於てのみ、我々は文化事業に於ける對支投資

を論じて行く事が許される。

此處で一つ注意して置きたいことは文化投資に於ては基督教の「神の國」と云ふ概念よりして、各國の國別投資額と云ふ事が必ずしも分明でない點である。國別よりは宗派別、宗派別よりは新舊教別がより重要なのであり、更に進んでは教徒、異教徒と云ふ事が一大分水嶺になつて居る。同時に、支那の如きも廣大なる地域に於ける活動に當つては各國、各宗派が別々に獨立設備を持つことは甚しく不經濟であり、殊に土地その他に關する外交々渉の面倒を避ける必要もあるため、屢々協同してこれに當り或はこれに委託する方が便利の場合が多い。宗教の「超國家性」は單に教義上の問題であるばかりではなく、同時に一の實際問題でもある。從つて今、無理に各國別文化事業投資額を算出せんとするならば、却つて統一あるものをバラバラにほぐして結局正體を掴み得ないと云ふ恐を敢てする危險があり、或は不自然な姿に於てこれを示す虞れもないではない。かくて、我々は精々のところ、舊教と新教との二つの區分位に於て支那に於ける文化投資の現狀を論ずべきであらう。

一九三六年に於ける宗教約教育的活動の特徴は、外面的にはそれが全支に澎湃として起つた「新生活運動」と步調を共にし、內面的にはこの新生活運動の地盤としての支那に於ける「近代的ルネサンス」と相呼應してより適切には感激的な共鳴をさへもつて行はれたと云ふ事である。新活運動は單に過去の陋習を破ると云ふ消極的な部門のみではなく、個人的國家的兩生活の全部面に亙つての條件變革とでも云ふべき著しい積極的な側面をもつてゐた。實際を云ふと此の側面こそが民衆にアッピールした方面なのであり「新しい」と云ふ事と「力」と云ふ事とが同時に切り拓かれて行く大切な點でもあつた。のみならず衞生思想及び衞生設備の徹底化、ラジオ、印刷物を通しての啓蒙運動、文盲撲滅の教育運動、文科の縮少と自然科學設備の充實、交通運輸機關の發達による民心の統一、大集會、大衆合唱、大衆示威による團體意識の高揚、學校の軍隊化、軍事施設の強大化――等々、これら一として結局は外國商人を潤すことにならないものがない。此の意味に於て俄然、歐米宗教運動の範圍が限りなく擴められて來たし、第一次世界大戰後の左翼的反宗教運動、國家主義的排外運動等によつてチリヂリ虐められつゝあつた基督教諸團體が俄かに活氣を呈して來たわけなのである。

元來、この新生活運動の基本的なものは一つ殘らず過去百年、外國宣教師が叫び續け鬪ひ續けて來たものであり、眞劍な宣教師諸君には

氣の毒ではあるが、外國ミッションが支那に貢獻した、又貢獻せんとする事項は結局の所殆ど全部こゝに盡きてゐるとさへ云ひ得る。逆に云へば支那百年の傳道事業の結果が蔣介石に到つて始めて實を結んだと云ふ事にさへなるのである。

蔣介石も勿論、新生活運動と基督教との密接な關係を十二分に知つて居り、機會ある毎に基督教の大會に自ら出席し、或は宋美齡を派して新生活運動に對する援助協力を懇請したのである。

我々が調査した一九三六年に於ける在支基督教團體の投資活動はこの姿に於て、而もこの觀點よりして始めて意義と興味とを發見する事が出來るのではあるまいか。

次表は米國新教の全宗派から支那に送金せられる金額の年度別表であるが、一九二八年を基準とすると以後毎年百五十米弗、或は二百萬米弗と減少し、五年後の一九三三年には指數が六〇に落ち、金額は二百五十八萬四千二百九十六米弗を減少して了つた。然るに新生活運動が宣言せられた翌年の一九三四年からは順次上昇を示し、一九三六年には指數は六六にまで恢復して來てゐる。そしてこの年が我々の調査年度に當つてゐるのである。

〔第十七表〕　米國傳道敎會（新敎全宗派合計）より支那への送金額年度別表　（單位＝米弗）

年度	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
金額	六、五六七、〇五六	六、四〇七、八四六	六、二五三、五三〇	五、一六一、七九三	四、七四三、八一五	三、九八二、七六〇	四、〇三七、七三八	四、二〇六、八六五	四、三七八、八〇一
指數	一〇〇	九七	九五	七八	七二	六〇	六一	六四	六六

さて列國の對支文化事業投資は一九三六年末現在で大凡幾干に達するか。これは問題の內容上甚しく困難な仕事であり、資料も不完全な而も部分的なものしか無いのであるが、以下四つの異つた方法からこれを推定して見る事にする。

一、外國「ミッション」よりの送金額年度別表を揭げたついでに、この送金額を基準として在支資產を推定する方法を最初に試みよう。この方法の根據は外國傳道協會から年々支那に向けて送金されて來る金額は常に對支投資額に對して一定の割合を持つて居ると云ふ點である。尤も、傳道の初期にあつては學校も敎會も全部新しく建設せられなければならなかつた關係上、送金の全部が宣敎師俸給と建設費と

に向けられたのであるが、最近廿年來は一應設備が完成し建設費が不要となつたのであるから、送金も一定數の宣教師に對する費用と資産とを基礎とした經常費の何パーセントと云ふ風に大體安定した數字に落着いて來たのである。

勿論、新しい施設が開かれたり、或は大學で醫科なり工科なりと新設する樣な場合には特別に補助金が送られるし、これがまた時代々々の特色と併行すると云ふ事はある。併し、當初から「ミッション」本部の根本方針が現地傳道事業の獨立自給と云ふ事に決定されて居るのであるし、ミッションの補助割當と云ふ事が夫々事業設備、內容、豫算等々を材料にして判定されるのであるから、送金額から投資額を推定すると云ふ事は決して不可能な事ではない。

そこで今、假りにミッション上海本部に於て發表せられた種々の資料を綜合して計算して見ると、一九三六年末に於ける送金額と在支資産額との比は一對十であつたと云つて大きな誤りではないらしい。リーマーは一九二九年に彼が得た材料からして大體一對七乃至五と云つて居るが、實は彼の報告以後ミッションの方針は著しく變化して來たのであり、一九三六年に於ては一對十と云ふ數字が正しいと考へる。と云ふのは一九三〇年から一九三五年に到るまでの數年間はミッションが全世界の傳道地（殊に日本と支那）に對して宣教師引上げ、補助中止等のヂェスチュアを示した有名な時期であり、强制的に自給獨立せしめんとした消極時代であつた。米國全宗派の有力な代表者四十名近くが「東洋傳道事業の再檢討」のため大擧來朝し、日本及び支那を視察調査したのもこの前後であつた。これは米國に於ける不況の結果、米國人の獻金が激減した事にも依るのであるが、兎に角一九二八年に一〇〇であつた送金指數が一九三三年には六〇に下り、新生活運動に刺戟されて約四十萬米弗の增加を見たとは云へ一九三六年に於て六六しか示して居ないのである。しかも新生活運動以來の送金は殆ど校舍、講堂等の建築資金、或は機械器具購入費等の「投資」方面に向けられて居るので、一九三六年に於ては在支資産は可成高度の增加を示して居る筈である。斯の如く一定の在支固定財産に對して送金率のみが低下した以上、しかも他方に於て資産が絕對的增加の傾向にさへあつた時、リーマーの數字が訂正される事は當然である。此の意味からして、前述の我々の一對十と云ふ比さへ少な過ぎる感があるのである。

併し、一應いまこの比率で計算して見ることゝし、その前に一九三六年に於ける全世界新敎全宗派よりの送金額を瞥見するに次の如く二

氣の毒ではあるが、外國ミッションが支那に貢獻した、又貢獻せんとする事項は結局の所殆ど全部こゝに盡きてゐるとさへ云ひ得る。逆に云へば支那百年の傳道事業の結果が蔣介石に到つて始めて實を結んだと云ふ事にさへなるのである。

蔣介石も勿論、新生活運動と基督教との密接な關係を十二分に知つて居り、機會ある每に基督教の大會に自ら出席し、或は宋美齡を派して新生活運動に對する援助協力を懇請したのである。

我々が調査した一九三六年に於ける在支基督教團體の投資活動はこの姿に於て、而もこの觀點よりして始めて意義と興味とを發見する事が出來るのではあるまいか。

次表は米國新教の全宗派から支那に送金せられる金額の年度別表であるが、一九二八年を基準とすると以後每年百五十米弗、或は二百萬米弗と減少し、五年後の一九三三年には指數が六〇に落ち、金額は二百五十八萬四千二百九十六米弗を減少して了つた。然るに新生活運動が宣言せられた翌年の一九三四年からは順次上昇を示し、一九三六年には指數は六六にまで恢復して來てゐる。そしてこの年が我々の調査年度に當つてゐるのである。

（第十七表）米國傳道敎會（新敎全宗派合計）より支那への送金額年度別表　（單位＝米弗）

年度	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
金額	六、五六七、〇九六	六、四〇七、八四六	六、三五三、五三〇	五、一六一、七九三	四、七四三、八一五	三、九八二、七六〇	四、〇三七、七三八	四、二〇六、八六九	四、三三八、八〇一
指數	一〇〇	九七	九六	七八	七二	六〇	六一	六四	六六

さて列國の對支文化事業投資は一九三六年末現在で大凡幾千に達するか。これは問題の內容上甚しく困難な仕事であり、資料も不完全な而も部分的なものしか無いのであるが、以下四つの異つた方法からこれを推定して見る事にする。

一、外國「ミッション」よりの送金額年度別表を掲げたついでに、この送金額を基準として在支資產を推定する方法を最初に試みよう。この方法の根據は外國傳道協會から年々支那に向けて送金されて來る金額は常に對支投資額に對して一定の割合を持つて居ると云ふ點である。尤も、傳道の初期にあつては學校も敎會も全部新しく建設せられなければならなかつた關係上、送金の全部が宣敎師俸給と建設費と

に向けられたのであるが、最近廿年來は一應設備が完成し建設費が不要となつたのであるから、送金も一定數の宣教師に對する費用と資產とを基礎とした經常費の何パーセントと云ふ風に大體安定した數字に落着いて來たのである。

勿論、新しい施設が開かれたり、或は大學で醫科なり工科なりと新設する樣な場合には特別に補助金が送られるし、これがまた時代々々の特色と併行すると云ふ事はある。併し、當初から「ミッション」本部の根本方針が現地傳道事業の獨立自給と云ふ事に決定されて居るのであるし、ミッションの補助割當と云ふ事が夫々事業設備、內容、豫算等々を材料にして判定されるのであるから、送金額から投資額を推定すると云ふ事は決して不可能な事ではない。

そこで今、假りにミッション上海本部に於て發表せられた種々の資料を綜合して計算して見ると、一九三六年末に於ける送金額と在支資產額との比は一對十であつたと云つて大きな誤りではないらしい。リーマーは一九二九年に彼が得た材料からして大體一對七乃至五と云つて居るが、實は彼の報告以後ミッションの方針は著しく變化して來たのであり、一九三六年に於ては一對十と云ふ數字が正しいと考へる。と云ふのは一九三〇年から一九三五年に到るまでの數年間はミッションが全世界の傳道地(殊に日本と支那)に對して宣教師引上げ、補助中止等のヂェスチュアを示した有名な時期であり、强制的に自給獨立せしめんとした消極時代であつた。米國全宗派の有力な代表者四十名近くが「東洋傳道事業の再檢討」のため大擧來朝し、日本及び支那を視察調査したのもこの前後であつた。これは米國に於ける不況の結果、米國人の獻金が激減した事にも依るのであるが、兎に角一九二八年に一〇〇であつた送金指數が一九三三年には六〇に下り、新生活運動に刺戟されて約四十萬米弗の增加を見たとは云へ一九三六年に於て六六しか示して居ないのである。しかも新生活運動以來の送金は殆ど校舍、講堂等の建築資金、或は機械器具購入費等の「投資」方面に向けられて居るので、一九三六年に於ては在支資產は可成高度の增加を示して居る筈である。斯の如く一定の在支固定財產に對して送金率のみが低下した以上、しかも他方に於て資產が絕對的增加の傾向にさへあつた時、リーマーの數字が訂正される事は當然である。此の意味からして、前述の我々の一對十と云ふ比さへ少な過ぎる感があるのである。

併し、一應いまこの比率で計算して見ることゝし、その前に一九三六年に於ける全世界新敎全宗派よりの送金額を瞥見するに次の如く二

三、二〇九、四一三元となる（六、八二六、二九八米弗）。

（第十八表）新教各傳道協會送金額表（一九三六年）　（單位＝米弗）

傳道協會名	宣教師俸給	事業豫算	其他	合計
支那傳道協會	七、七三五	三六、〇七二	—	四三、八〇七
滿洲傳道協會	—	—	一九、七八〇	一九、七八〇
英國傳道協會	六三八、四七〇	二一三、八六〇	二三五、七八五	一、〇八八、一一五
歐洲傳道協會	六九、四六二	四四、〇九五	二三六、五五三	三五〇、一一〇
朝鮮傳道協會	一、九〇〇	—	—	一、九〇〇
北米傳道協會	一、八〇一、六〇五	八八〇、四九四	一、一三五、二〇八	三、八一七、三〇七
國際傳道協會	八一八、七七七	二七五、二四九	—	一、〇九四、〇二六
協同事業	二八、九五六	一九、五二九	三六二、七六八	四一一、二五三
總計	三、三六六、九〇五	一、四六九、二九九	一、九九〇、〇九四	六、八二六、二九八
同上元換算				二三、二〇九、四一三元

從つて、この二三、二〇九、四一三元を一とし、資產總額を十とするならば在支新教團體の資產は二三二、〇九四、一三〇元と云ふ事になる。これに舊教の所有する約九千萬元（後述）と云ふ數字を加へると對支文化投資額は三二二、〇九四、一三二元と云ふことになつて來る。

二、次に第二の方法と云ふのは布教團體所有の土地價格を基準として推定する方法である。我々の調査によつて上海に於ける教會、學校その他ミッション關係の土地所有狀況は正確且つ明確に判明して居る。非常に大部な資料であるが、これを要約して見ると次の如くである。

〔第十九表〕 新舊教海上海布教團體在地所有狀況（一九三四年）

地域	面積（畝）	價格（兩）
共同租界	六五五・八一八	一九、八〇九、八二四
フランス租界	八七八・〇四七	二五、四一一、七二九
前記二租界外	八〇三・五三二	四、八一八、〇〇〇（推定）
合計	二、三三七・三九七	五〇、〇三九、五五三
同上元換算		六九、〇五四、五八三元

前表で見る如く在上海外國文化事業土地資產は六九、〇五四、五八三元と云ふ莫大な額に上つて居る。假りにこの土地の上にある建築物、什器、機械等がこの土地價格と同額の價格を所有して居ると考へれば（上海に於ては大學その他の學校のみでも十八に達し、其の近代的設備は相當の額に上つて居る）總額一三八、一〇九、一六六元と云ふ巨額に上る。

しからば上海以外の地域に於ける不動產に就ては如何と云ふと、大づかみにして上海は全支の四分の一を所有して居ると見て大差ないと云へる。尤も、例へば輸出入業に關して云へば上海は全支の殆ど大部分を占めてゐるのであるが、文化事業に於いては布教の性質上割合に平均してその資產が全支に散在して居り、上海と上海以外の地域との比は大體一對三と見るのが妥當である。この率はリーマーが報告して居るよりは幾分上海が大きくなつて居る。

〔第二十表〕 リーマー氏アメリカ新教團體財產保有高の地理的分布

地域	米弗	總額ニ對スル%
上海	三、五九六、九八三	二二・三
其他ノ條約港	三、五二二、六二五	二二・〇

條約港以外ノ土地	八、九五一、二一一	五五・七

これは單に米國に關する數でしか無いのみならず、前にも述べた如くリーマーの調査以後ミッションが最後的奉仕として自然科學的設備を強化する事になり都市中心的な投資が行はれたのであるから、彼の上記數字が我々に於ては二五%、五〇%と云ふ風に改められねばならぬと云ふ事は當然である。そこで我々の一對三と云ふ比率によつて上海以外全支の分を計算すれば布敎團體の上海全支資產總額は四一四、三二七、四九八元と云ふ事になる。

併し此處で注意せねばならぬ事は上海に於ける土地價格は他の地に於けるそれよりも遙かに高いと云ふ點である。然るに在來の上海對上海以外の土地に關する比は、單に漠然とした面積からしか論じて居なかつたと云ふ缺點を持つてゐる。從つて今回、上海の土地狀況が今迄のどの調査よりも正確に判明した以上、一對三と云ふ數字を機械的に用ひると云ふわけには行かない。勿論、奧地に於ては建築材料、機械、器具等は上海に於けるよりも高價であると云ふ事實も考慮に入れねばならないが、假りに上海以外の土地に於ける土地及び資產が全體的に云つて上海の二分の一の價格を持つものと推定して前記の數字を訂正すれば、二〇七、一六三、七四九元と云ふ事になり、これに上海の分を加へると三四五、二七二、九一五元と云ふ總資產額が得られる。

三、この方法は在支文化布敎團體の年豫算額から總資產を逆算する方法である。

〔第二十一表〕　新敎在支布敎團體年豫算表（一九三六年）

協會名	年豫算額（米弗）
支那傳道協會	一五九、七四三
滿洲傳道協會	二七、九六〇
英國傳道協會	一、七五九、二九八
歐洲傳道協會	三七〇、四三六
朝鮮傳道協會	二、五六三

北米傳道協會	六、五七三、一七九
國際傳道協會	一、二一六、七六七
協同事業	一、一四五、一〇〇
合計	一一、二五五、〇四六
元換算	三八、二六七、一四六

前表に依れば一九三六年度に於ける新敎の豫算總額は三八、二六七、一四六元となつてゐる。

豫算と資産との關係は、三、四百人の信者を二、三人の牧師、副牧師が說敎その他あまり費用の掛らぬ方法でまとめて行ける敎會など〻僅か七、八十名の學生のために有力な敎授陣と設備とをもつて經營して行かねばならぬ醫科、工科を持つ大學とは甚しく異る比率を示して居り、また靜かな養老院と多忙を極める大病院とが異つてゐるのは當然である。併し、全文化事業を業種別に區分して夫々の比率を推定し其の平均を出して見ると、一對六と云ふ數字が出て來る。この比で前記の三八、二六七、一四六元から新敎全資産を推定して見ると二二九、六〇二、八七六元となり、これに舊敎の九千萬元を加算すれば對支文化投資總額は三一九、六〇二、八七六元と云ふことになる。

參考のために二つばかり豫算表を掲げて見よう。

〔第二十二表〕 新敎大學豫算表（一九三四―一九三五年）

大學名	科數	學生數	豫算額（元）
燕京大學	理、文、法	八六九	八四七、〇〇〇
南京大學	理、農、文	九四六	八〇六、〇〇〇
嶺南大學	理、工、農、商、文	五一五	六二〇、〇〇〇
齊魯大學	醫、理、文	五五四	四一二、〇〇〇
聖約翰大學	醫、工、理、文	五七〇	二八一、〇〇〇

上海大學	理、商、文	五九五	六五、〇〇〇
協和大學	理、文	一六三	一二八、〇〇〇
金陵大學	理、農、文	二三八	一一八、〇〇〇
華南大學	理、文	九九	七三、〇〇〇

〔第二十三表〕新教圖書館豫算表

種類	合計數	冊數	豫算額（元）
大學圖書館	一九	一、二七九、二二九	二九五、一一三
中學圖書館	七一	五八〇、八九六	一〇三、〇七四
神學校圖書館	七	三四、一一七	五、〇九二
教會其他圖書館	一七	一〇四、〇八一	一二、九二五
合計	一一四	一、九九八、三二三	四一六、二〇五

四、最後に、もう一つの方法で對支文化投資產額を計算して見よう。

それは傳道開始以來、支那に投じた總額から割出す方法である。丁度、都合のよい事に一九三六にバプテスト派が支那傳道百年記念祭を催し、其折色々貴重な統計を發表してゐる。バプテスト派は全世界に擴がつて居る大宗派で、米國ではロックフェラーもその會員である。このバプテスト派が過去百年間に投じた額は次の如くである。

〔第二十四表〕世界バプテスト支那傳道百年統計表（一八三六―一九三六年）

傳道協會名	宣教師延數	延年數	投資總計
米國北部傳道協會	五〇五	七、〇八六	三七、四〇〇、〇〇〇元

英國傳道協會	三二九	四、六二〇	二一、五八〇、〇〇〇
米國南部傳道協會	五〇九	六、五一〇	四四、六四八、一七一
スェーデン傳道協會	三八	五四二	一、七〇〇、〇〇〇
合計	一、三八一	一八、七五八	一〇五、三二八、一七一

この百年間にわたる投資金額一〇五、三二八、一七一元の中には宣教師俸給、事業費、設備費等々が含まれてゐるから、この中から投資として殘らなかつた部分を控除さへすれば純粹の對支投資額が出て來る筈である。

そこで、控除すべき第一の項目は宣教師俸給であるが、これがどの位あるかと云ふに一九三六年の統計によれば年一人當り一、九八九元(新教)と云ふことになつて居るが、北米傳道協會にだけ關して云へば、これより少し多く二、一九九元である。現地敎團の經濟力が發達して來た今日は前記の額に現地でも多少「事業收入」の中から附加し得る事になつてゐるが、過去百年の數字についてはこの事を考へるのは誤りであつて、宣敎師一人當り年二、五〇〇元位に見積るのが適當であらう。(日本でも大體二千五百圓から四千圓位の所である)さて前記バプテスト百年間に於ける宣敎師在支延年數は一八、七五八年であるから、二、五〇〇元でそれを計算すれば三六、八九五、〇〇〇元となる。これを送金總額から控除すると殘りは六八、四三三、一七一元である。

更にこれより經常費を差引かねばならないが、種々の資料から見て大體に於て宣敎師費用の二分の一が經常費とされてゐるから、三六、八九五、〇〇〇元の半分、即ち一八、四四七、五〇〇元を引けばよい事になる。

かくして最後に殘つた四九、九八五、六七一元と云ふものが資産として支那に投資されて居る事になるのであるが、この百年間に(尤も本格的設備を始めたのは最近三、四十年の事であるが)消耗し消滅した物も可成ある筈であるから、更にこれから少し多すぎる嫌ひはあるが二分の一を控除して了ふことにする。さうすると殘額の二四、九九二、八三五元と云ふものが殘存してゐる純粹の對支投資額として計上されてよいわけである。

この二四、九九二、八三五元と云ふ數字は單にバプテスト派のみに關する統計であるから、これを何等かの方法に依て全新教の統計に移動

せしめねばならない。こゝでも都合のよい事には、種々の資料からしてバプテスト對全新教團體の經濟力比率は大體に於て一對十と云ふ事が判明してゐる。これを基準として計算すれば、新教全宗派の對支投資額は二四九、九二八、三五〇元と云ふ事になり、これに舊教の九千萬元と云ふ數字を加へると總計三三九、九二八、三五〇元と云ふ結果になる。

さて、以上で全然基礎を異にした四種類の方法で教會、學校、其他の文化團體による對支投資額を推定して見たのであるが、この四つの結果が相互幾分の開きがあるとは云へ、大體に於て同一傾向を示して居ると云ふことは注目に價する。即ち、四つの方法を比較して見るに

第一の方法	三二二、〇九四、一三二元
第二の方法	三四五、二七二、九一五元
第三の方法	三一九、六〇二、八七六元
第四の方法	三三九、九二八、三五〇元
平　均	三三一、七二三、〇九〇元

である。

我々は結論として、對支文化事業投資額は大體に於て三三一、七二三、〇九〇元であらうと云ひたい。勿論、資料に於て方法に於て多くの不備缺點があることではあるが、大摑みの所こんな見當ではあるまいか。

リーマーはこれに對して如何なる報告をして居るかと云ふに次の如くである。

〔第二十五表〕　リーマー氏新舊教對支文化投資額表（一九三〇年）

國別	金額（米弗）
米國	四三、〇七一、一八九
英國	九、七〇〇、〇〇〇（新教ノミ）
佛國	二五、九〇七、二〇〇

獨國	三〇〇、〇〇〇
スカンヂナビア	九二五、〇〇〇
合計	七九、九〇三、三八九
同上元換算	二七一、六七一、五二二元

この數字と我々の數字とを比べると、リーマーの方が我々のより約六千萬元少いと云ふことになる。併し、これには二、三の理由があるのであつて、我々の方の數字がリーマーの夫よりも正確であると考へる。

其の一つは、リーマーが自らも告白してゐるやうに、英國の投資額が非常に少く評價されてゐると云ふことである。のみならず、其數は單に新敎のみに就てゞあつて、舊敎の數が全然除外されて居る。これでは兩統計の差が出て來ることは當然である。我々はこの二つの除外された部分を補つて計算した。

其の二は、獨逸に關するリーマーの過少評價である。勿論、リーマーは獨逸の文化投資に就ては一官吏の報告そのまゝを使用し、「布敎の目的の爲の獨逸からの送金は數萬弗以上には上らない」としか云つて居らず、三十萬米弗位の見當でしかゐない。併し、獨逸は支那に於て廿以上の有力な傳道協會を所有し、學校、病院等も多く經營して居り、獨人宣敎師も二百五十名近く在住して居るのであるから、送金額「數萬」などゝ云ふやうなことは到底あり得ない。我々はこれを考慮に入れて計算した。

其の三は、伊太利が計上されて居ない點である。舊敎を論ずるのに伊太利が除外されてゐては數字になり得ない。我々は伊太利を計算に入れた。

其の四は、リーマーの調査以後一九三六年に到る數年間の送金は前にも述べた樣な理由に依て主に設備の充實に使用されたのであり、我々にはこれをも老慮に入れて計算せざるを得なかつた。

以上の四つの理由によつて、我々の結論的數字がリーマーのそれよりも大きく出たことが説明出來ると考へる。繰返して云へば列國對支文化投資額は大凡三三一、七二三、〇九〇元である。

さて、今までは舊敎の事には少しも觸れずたゞその總資産を九千萬元として計算に織込んで來たのであるが、今少し立入つて舊敎の分析をして見よう。

〔第二十六表〕　新舊教の教勢比較表（一九三六年）

	（新敎）	（舊敎）	（合計）
敎會堂禮拜所其他	一二、七二六	一二九	一二、八五五
信徒	六八七、七六四	二、九三四、一七五	三、六二一、九三九
外人宣敎師	五、七四七	五、四一一	一一、一五八
大學及中等學校	二七五	一〇三	三七八
同學生數	五〇、二九四	一八、六〇四	六八、八九八
小學校	二、七九五	四、二九二	七、〇八七
同生徒數	一七三、二二八	一八〇、七〇四	三五三、九三二
孤兒院	二六	四一五	四四一
孤兒	一、〇七二	二七、八六八	二八、九四〇
病院	三〇〇	二三六	五三六
入院患者	二四四、六六二	九〇、四五二	三三五、一一四
施藥所	五九四	一、〇〇二	一、五九六
投藥人數	四、八〇八、六三〇	九、八六四、五二七	一四、六七三、一五七
合計	五、九八八、一一三	一三、一二七、九一七	一九、一一六、〇三一

前表を一覽してすぐ氣が付く事は、新敎が凡て事業を大規模に而も近代的に經營して居るに反して、舊敎は個別的、農村的に之を經營して居ると云ふ事である。新敎が都市文化に働きかけんとするに反し、舊敎は農村生活に喰ひ込んで行つて居る。前者が社會的疾患に對する醫者としての自覺を持つて仕事をして居るに反し、後者はあくまで個人的苦痛の慰め人としての地位を保つて居る。

例へば、大學、中學校の如き高級教育機關に就て云へば、新教は舊教の二・六倍と云ふ大きさを示し、入院患者數に就ても同じく二・六倍と云ふ數を示してゐる。小學校數にしても舊教は新教の二倍あるにも拘らず、此處で取扱ふ兒童數は新舊體大同數である。これは何を意味するかと云ふに、それは舊教の學校が新教の學校の半分の設備しか持つて居らぬと云ふことである。

併し他方、施藥所となると新教の二倍、更に孤兒院に到つては十六倍と云ふ壓倒的な數字を示して居る。これに收容せられる孤兒の數は新教の廿六倍と云ふ驚く可き多數である。また施藥所で處置を受けた人員數は新教に較べると五百萬人も多い。

教會財政の方面から兩者を比較すれば、新教の方は大部分外國ミッションの丸抱えであるに反し、舊教の方は自給獨立を建前にしてゐる。これは舊教國は米國、英國等の新教國に比べて貧しい國々であると云ふ現在の事情から許りでなく、中世紀以來舊教々會は「現地調辨」に充分の訓練を受けて居り、その組織もそのやうに出來て居ると云ふ理由によつてゐる。支那奥地到る所の農村に堂々たる舊教の會堂が屹立して居るので、通常の旅行者は一應驚かされるのであるが、あれは創立當初に思ひ切つて大建築物を建てたと云ふだけの話であつて、現在の經營は極度に詰つた狀態である。支那事變中、避難民の荷物を教會堂に預つて高い保管料を取るとか、說教に巡回する代りに家賃の取立てに歩き廻ると云ふやうなことが言はれるのも、皆このためである。教會は其の地區の人々に據つて支へられねばならぬと云ふのがニケア會議以後の舊教の傳統である。

さて、斯かる狀態にある舊教の對支文化投資は幾干に上るかと云ふに、我々は今迄約九千萬元として論じて來た。然らば、新教の二億四千百萬元に對して舊新の九千萬元と云ふ數字が如何にして出て來たかと云ふに次の如くである。

我々の手許にある舊教に關する資料は非常に不滿足なもののみであり、對支投資額を推定するためには役立ち得なかつた。そこで我々は止むなくリーマーの資料を使用して色々推定して見たのであるが、案外それが我々の資料の一部と相應する所が多かつた。次はリーマーの數字と我々の數字とそして我々の推定との三つを綜合して得た表である。

〔第二十七表〕舊教對支投資推定表新（一九三六年）

國別	推定額（米弗）
米國	一、〇二二、四二二
英國	五〇〇、〇〇〇
佛國	二二、〇〇〇、〇〇〇
伊國其他	三、〇〇〇、〇〇〇
合計	二六、五二二、四二二
同上元換算	九〇、一七六、二三四元

右のうち、佛國の舊教投資に關してリーマーは二五、九〇七、二〇〇米弗と云ふ數字を擧げて居るが、舊教には直接關係のない天文臺その他の科學施設等々を控除して前記の數字を得たわけである。

この九千萬元と云ふ數は新教の二億四千萬元と云ふ數に對して八分の三であり、逆に言へば新教の投資額は舊教の夫の約二・六倍である。さうするとこの二・六倍と云ふ率は、前に新舊兩教敎勢を比較した際に出て來たのと全く同一であつた事を想ひ起す。即ち、大學及び中學の數が二・六倍、其の學生、生徒の數が二・六倍、病院入院患者の數が二・六倍と云ふ風に、事業中最も費用の掛るものが大體同じ比率を保持してゐるのは必ずしも偶然ではなく、何等かの根據があると考へても好いであらう。かくて、この全く別な方法で算出された九千萬元と二億四千萬と云ふ新舊二つの投資額が同じく二・六倍と云ふ結果になつたとしてもさして不思議ではない。

× × ×

以上で總論的な事項が一應終了したから、これから少しく教會、學校、諸社會施設の順で、一つ一つ內容的な說明を試みよう。

二、教會その他傳道機關。

キリスト教關係の仕事を傳道、教育、醫療、社會施設等と云ふ風に分類するのが普通の方法であるが、實際は全部が相互に入り組み重な

り合つてゐて、學校を敎育機關と見るか傳道機關と見るかの問題が今でもキリスト敎內部に於てさへ困難な問題として考へられてゐる程である。病院でさへ用語としては「醫療傳道」と云ふ項目の中に加へられてゐる。併し一應「福音宣傳」を第一義とする敎會を以て傳道機關とするならば、現在支那全土に於ける敎勢は次の如くである。

〔第二十八表〕 新敎傳道事業敎況（一九三五年）

種目		數
敎會		五、八〇〇
講義所其他		六、九二六
敎會員		六一八、〇一〇
內譯	聖餐式ニ參列シ得ル受洗者	五三六、〇八九
	聖餐式ニ參列シ得ザル受洗者	八一、九二一
求道者		六九、七五四
日曜學校		四、一六五
同敎師及ビ生徒		二三七、九二一
支那人牧師		九、二三五
內譯	按手禮ヲ受ケタル者	二、一三五
	按手禮ヲ受ケザル者	七、一〇〇
婦人傳導師		二、四二七
外人宣敎師		五、七四七
內譯	按手禮ヲ受ケタル者	一、〇八四
	按手禮ヲ受ケザル者	一、〇〇二

同右　妻	一、六一七
未婚婦人寡婦	一、九八八
囑託	五六
宣教師在留所	一、一一二
新教人口	九四三、〇九四

〔第二十九表〕　舊教傳道事業教況（一九三六年）

種目	數
教區	一二九
內譯　外人管轄區	一〇六
內譯　支那人管轄區	二三
歸依者	一〇六、三一六
求道者	五二六、六七三
受洗者	五九九、一二三
信仰告白者	一一、二八二、一七七
教職者	三〇、四〇〇
內譯　外國人	五、四一一
內譯　支那人	二四、六二九
舊教人口	二、九三四、一七五

舊教が比較的自給獨立主義なるに反し新教は大體に於て外國依存主義である點に就ては前にも述べた通りであるが、勿論後者とても全然自給部分がないと云ふのではなく、月約獻金、特別獻金、禮拜獻金と云ふやうな名目で相當な金額が支那人信徒の中から集められてゐる。

併し月謝を徴收する學校、入院料を取る病院等に較べて、教會は別に事業收入と云ふものが無いのであるから、その醵金額も學校、病院等に比すれば遙かに少額である。從つて、學校、病院の建築設備費としてのミッション送金は別として、一般事業費に對する外國補助の割合は教會が一番多いといふことも當然である。

全國にある新教一二、七二六の教會及び講義所に於て集る獻金額は年に二、四七六、三九三元（一九三六年）で、一教會當り一九四元といふ電燈料にも足らぬ少額である。故に、對支投資の本體としては重要な項目とならぬ教會も、送金の對象としては最も大きなものとして見られることになつて來る。それに宣教師俸給として送られて來る一一、四四七、四七七元（一九三六年、新教）と云ふ金額の大部分もこの教會補助として使用されて了ふ。個々としては經營費の少い教會も全體となつて見れば他の何ものよりも多く外國送金を必要とする問題であり、學校、病院等が全部獨立した後にも尚ほ、外國ミッションよりの教會補助は繼續されて行く筈である。

この意味からすれば、今後の對支文化投資は主にこの教會と云ふ經路を經て行はれる筈であり、國內文化程度の向上と共に次第に外國との精神的聯絡を薄めて行く學校病院の場合に反比例し、教會は益々その經濟的精神的依存性を強化して行くものと考へられる。これを外國ミッション側から云へば、學校、病院等は一應完成したから、今後は教會に經濟的援助を集中しようといふことになる。勿論、外國ミッションが東洋傳道に對する興味を失ひ始めた今日、大した積極性を見せて來るとも思はれないが、教會の完成をまつて東洋傳道の一段落とすることを考へてゐることだけは確かである。而して、その時の至るまでは毎年一定の金額が支那に向つて送金されて來ることも確かである。

次に、前に述べた支那人に依る教會獻金額と宣教師送金額とを對比せしめて見よう。

（第三十表）　新教支那人獻金額（教會）及び宣教師俸給送金額表（一九三六年）

傳道協會別	支那人獻金額（元）	宣教師俸給送金額（元）
支那人教會	八一三、一三七	—

支那傳道協會	一九、三三五	二六、二九九
英國傳道協會	五五七、一二四	二、一七〇、七九八
歐洲傳道協會	一二、八六二	一三六、一七〇
朝鮮傳道協會	二、二五四	六、四六〇
北米傳道協會	七六五、六〇八	六、一二五、四五七
國際傳道協會	三〇八、三二五	二、七八三、八四一
聯合事業	—	九八、四五〇
合計	二、四七六、三九三	一一、四四七、四七七

支那人獻金額が增加することは支那人牧師を招聘し得ることであり、結果としては外國宣教師の不必要と云ふことになつて來る。要するに支那人獻金額の增加と宣教師數の減少とは同一地盤に立つ現象であり、列國對支文化投資の岐路も此處にあると云ふべきである。

舊教が新教に較べて對支投資が少いのはそれが現地調辨主義に成功してゐることの證左であるが、從つて又外國宣教師數と支那人教職者數との比が其のバロメーターともなつて來る。試みに舊教々職者に於ける外國宣教師と支那人教職者との數比を擧げて見よう。

〔第三十一表〕　舊教々職者支那人、外人分類表（一九三六年）

職名	外人數	%	支那人數	%
僧侶	二、七一七	六〇	一、八三五	四〇
修男	五七四	四六	六八九	五四
修女	二、一二〇	三七	三、六二六	六三
合計	五、四一一	四六	六、一五〇	五四

外國宣教師が支那文化發展の方向を規定する一つの要素として非常に面白い現象を示しつゝあるのは、最近男女宣教師とも獨身者の數が

急激に增加しつゝあることである。これは一時（一九二五年前後）米國を風靡した「學生義勇宣敎師運動」の結果でもあらうが、同時に、支那現在の要求が「德の優れた」老宣敎師夫妻よりも寧ろ缺點はあつても確固たるイデオロギーと鬪爭心とを持つた若い靑年宣敎師の方に移つて行つたことによる。平和的な「慰め人」よりも、鬪爭的な「指導者」に興味を持つて來たからである。換言すれば、最近の支那に於ける文化は自由と解放と云ふ氣構へによつて方向づけられて居り、これに最もピッタリ行くのは渡支間もない靑年宣敎師等である。今次事變勃發以來、多くの大學が奥地に移動して行つたのであるが、これらの「新時代的」學生と共に奥地に入り敎授としてまた牧師として執拗な抗日宣傳を行つてゐるのはこの靑年壯年宣敎師等である。これは屢々見受ける老宣敎師夫妻が皇軍の勞を慰ふ圖と比較される好個の特徵的傾向であらう。次表はこの數字を明らかにする。

〔第三十二表〕　新敎外人宣敎師旣婚、未婚者別表

性別	婚姻關係	一九一九年	一九三四年	一九三六年	增減
男	旣婚	二、二〇二	一、六四二	一、七五六	二〇％減
	獨身	二九四	三九一	三六一	一八％增
女	旣婚	二、二〇二	一、六四二	一、七三八	二一％減
	獨身	一、九三九	二、一五八	二、二二一	一三％增

二、學校其の他敎育機關。

對支文化投資の纒つたものとしては先づ學校であり、一番文化投資と云ふ言葉に對して應はしいものと言ふべきであらう。いま、支那に於ける基督敎敎育機關の一覽表を作つて見れば次の如くである。

〔第三十三表〕　在支基督敎々育機關一覽表（一九三六年）

種別		學校數	生徒數
新敎	大學	二一	六、六九六

中學	二五四	四三、五九八
小學	二、七九五	一七三、二二八
其他	一一六	六、八八二
合計	三、一八六	二三〇、四〇四
舊教		
大學、中學	一〇三	一八、六〇四
小學	四、二九三	一八〇、七〇四
其他		三、四六九
合計	四、三九六	二〇二、七七七
總計	七、五八二	四三三、一八一

即ち基督教直轄の學校が七、五八二、其處に於て何年かに亙つて基督教的教育を受ける生徒が四三三、一八一人の多數に達すると云ふことと、これら歐米文化の「味」を覺えた支那青年男女が每年十萬人近く宛もミッション・スクールを巣立つて行くといふこと——この驚く可き「對支投資」こそ忘れてはならぬ事實である。而もこれらの學校が單に大都市のみではなく廣く全支に散在して居り、到る所に於て成長しつゝある支那青年男女にタッチしてゐる事も今後の支那の動勢に少からぬ影響を與へるものとして見逃すことは出來ない。いま、これらキリスト教學校の地理的分布狀態を觀察するに次の如くである。

〔第三十四表〕　新教大學及び中學校の地理的分布表（一九三六年）

地名	學校數	生徒數
上海	一八	三、八四九
北京	一二	四、七四八
廣東	一二	四、四二三

福州	一二	二、〇一六
蘇州	九	一、八九三
南京	八	三、一六三
厦門	六	八二六
芝罘	六	七四一
坊州	五	一、二九二
漢口	五	九八九
成都	五	六六五
重慶	五	四八七
天津	四	一、三三二
汕頭	四	一、〇〇八
武昌	四	九六五
寧波	四	六五七
古田	四	一九七
湖州	三	四一〇
紹興	三	二六八
其他	一四六	二〇、三六五
合計	二七五	五〇、二九四

これら諸學校から年に送り出される卒業生の大部分は直ちに就職して實生活に乘出すのであるが、その就職率を見ると大學に於ては九五・三パーセントと云ふ高率を示して居る。

而も彼等學生は單に大學所在地からのみではなく全支到る所から文字通り笈を負ふて集つて來るものであり、或る意味から云へば支那靑

年のクリームが大學に集められてゐることにもなる。殊にミッション・スクールにはスカラーシップ等の特典があるので、貧しくして大學に學び得ない地方の青年秀才がこゝに續々として集つて來ると云ふ喜びもある。この狀況を仔細に見るために、全支キリスト教大學學生の父兄家庭を地方別に分類して見ると次の如き興味ある統計が出來て來る。

〔第三十五表〕新教大學々生父兄居住地地理的分布表（一九三六年）

地方名	學生數	地方名	學生數
江蘇	一、六一〇	廣東	一、〇七五
浙江	五九七	福建	五七二
四川	四六四	河北	四一五
山東	二七五	湖北	二四二
安徽	二六〇	湖南	二一一
江西	一一七	滿洲	一〇六
河南	七〇	山西	五六
廣西	四四	貴州	三四
陝西	二九	雲南	一五
甘肅	四	海外	一五二
外國人	六一	不明	二八七
合計	六、六九六		

さて、これら多數の學生を教育するための費用の問題であるが、これまた巨額に上ることは當然である。勿論、學校は教會と異り、授業料を取立てることが可能であるから「事業收入」がかなりの程度まで財源として計上されてはゐる。即ち、斯かる授業料其他による事業收入が全教育機會に於て幾千に上るかと云ふと、新教のみでも一九三六年に於て七、〇八一、〇〇六元と云ふ數字を示してゐる。これは教會の

事業收入二、四七六、三九三元、病院の事業收入五、五八〇、一二七元（何れも新教、一九三六年）等に比較して見れば一番多額ではある。併し、この七百萬元と云ふ授業料も二三〇、四〇四人と云ふ多數の生徒から徵收せられたものに過ぎず、一人當りにすれば年に僅か三十元の收入にしかなつてゐない。

假りに燕京大學を例にとつてこの授業料と豫算とを比較して見よう。大學であるからその授業料は前の平均額三十元では勿論不充分であり、これを百元と假定する。さうすれば燕京大學の學生數は八六九人であるから年に八六、九〇〇元の收入となる。併し、これを同大學豫算の八四七、〇〇〇元と比べると約十分の一にしか當らないのである。この傾向は南京、嶺南、齊魯等の大學についても殆んど同じであり、之を一般の比率と見て大きな誤りがなからうと思ふ。

大體ミッション大學では學生一人當り年に最低五百元、最高千元を掛けて教育してゐるのであるから、百元位の授業料では如何とも爲し得ない譯である。勿論、かゝる儘では事業を永續して行くことが出來ないのは當然であり、ミッションも出來るならば補助期限を今後何年間と決定して、それを以て送金を中止したい希望を持つてゐる。併し、何と云つてもミッション活動に對して最も積極的な反應を示すのは教育機關であり、今後列國の對支政策に大きなアッセットとなる人物を訓練するのは教育機關であるから、これに重大な關心を持つてゐることは云ふ迄もあるまい。假令、學校の經營は自給させることになつても、其處に働く外人教授の俸給は今後も永く外國ミッションの送金によつて支拂はれることであらう。

茲に於て、教會が對支文化投資の城壁であるとするならば、學校は其の天主閣である。

三、病院その他社會施設。

外國傳道の初期に於ては常に宣教師は醫者の中から選ばれたし、逆に宣教師を醫學校に入れてから派遣するのが定石であつた。これは傳道の效果を擧げるには絕對に必要なことでもあつたし、「病み人を看取る」といふことがクリスチャンの重要な要素の一つでもあつた。

併し、これとても宣教師の數の少い開拓時代の話であつて、現在の如く一萬人以上の宣教師が來てゐるやうな狀態にあつては、當然醫療事業が傳道から分離されて獨立事業となつてゐる。勿論、分離されたと云つても、汚い支那病人に對して親切な取扱ひをするクリスチャン

醫者、日夜病人の看護に當る無料奉仕の尼僧、暗い氣持の病人を慰める病院付きの牧師等々の存在は昔に變らぬ傳道事業の本道を歩いてゐることを示してゐる。

斯かる基督教病院が全支にどの位あるかと云ふと、次表の如くである。

〔第三十六表〕　全支基督教病院一覽表（一九三六年）

種別	數
新教　病院	三〇〇
ベッド	二〇、八九二
入院患者	二四四、六六二
在院延日數	二、六一二、五四〇
手術	一〇九、六二六
外國人醫師	
男子	二二一
女子	七六
外國人看護婦	二七六
支那人醫師	五一五
支那人看護婦	一、一六一
醫療技術者	二六八
施藥所	五九四
患者	一、五六一、九〇八

投藥總數	四、八〇八、六五〇
	（内一五六、三八九ハ種痘及ビ豫防注射）
醫　敎	
病院及ビ養老院	二三六
入院患者	九〇、四五二
養老院在院者	六、三三一
施藥所	一、〇〇二
取扱人數	九、八六四、五二七

事業の性質上、病院は學校等と異なり多分に慈善事業的色彩を帶びて居り、その爲の出資も決して尠くない。殊に施藥所の如きは豫防注射種痘等のため各地を移動し、前表にもある通り數百萬の大衆に奉仕するのであるから、相當多額の費用を必要とする。加ふるに、教育機關が一應その日暮し以上の生活をする者のみを對象としてゐるに反し、病院事業は其の日暮らしの生活者に重點を置いてゐるし又置くべきである。故に、病院事業に關しては本章冒頭に述べたやうな意味に於ける投資と云ふ事すら期待し得ず、見様によつては學校よりも教會よりももつと非投資的な「人道」事業であるとも思はれる。廣壯な建物、高價な醫療器械及び藥品、人件費を喰ふ專門醫師、無制限に增加して行く患者等々、投資としては底のない泥沼に比すべきものである。

勿論、費用の全部が外國から送金せられて來ると云ふわけではなく、入院料その他の收入は新敎のみで五、五八〇、一二七元（一九三六年）となり、相當な額となつてゐる。これを傳道協會別に分類して見れば次の如くである。

（第三十七表）新教病院の事業收入表（一九三六年）

傳道協會名	額（單位元）
支那人教會	八一一、五一二
支那傳道協會	一七五、〇六二

滿洲傳道協會	二七、八一二
英國傳道協會	九〇九、五七八
歐洲傳道協會	二八、〇三九
北米傳道協會	二、九八六、〇三三
國際傳道協會	一〇八、九九三
聯合事業	五三三、〇九六
合計	五、五八〇、一二七

とは云へ僅か五、五八〇、一二七元位の金額では二四四、六八二人の入院延日數二、六一二、五四〇日と云ふ大きな數をカヴァーすることは勿論出來得やう筈がない。假りに一日一人當り五元と云ふ入院實費が必要とすれば、前記の延日數は一三、〇六二、七〇〇元と云ふ病院側の失費となる。たとへ、病院の事業收入五、五八〇、一二七元全部をこれに投じたとしもて、尚ほ七、四八二、五七三元と云ふ額が不足して來る。しかも、多額を要する手術費、技術費、さては何百萬人を相手にする施藥所の費用などは全然なくなつて了ふことになる。

比較的裕福な新教でさへ斯くの如くであるから、舊教病院などは支出收入のバランスが取れよう筈がない。舊教病院では一九三六年に於て九〇、四五二人の入院患者があつたのであるから、これを新教と同樣に計算すれば入院延日數は九〇四、五二〇日となり實費は四、五二二、六〇〇元といふことになる。

此處に於て外國ミッションからの送金が必須となつて來る。以前は米國のロックフェラー財團等からこの種の仕事のために送金して來たのであるが、最近は同財團は專ら敎育關係の仕事に重心を置くやうになり、一九三九年同財團が支那に送金した七二〇、〇〇〇元は全部敎育關係諸施設に對する補助であつた。かうした事情に於ては、病院事業は外國ミッションが支那傳道に關して持つ一番大きな苦痛でありヂレンマでさへもある。併し、ミッションは今後も出來得る限りの送金は續ける事であらうし、又さうせざるを得ないとも考へられる。

病院以外の諸社會施設としては孤兒院、癩病院、養老院、聾唖學校、盲學校等が擧げられるが、これに關しては一々述べる必要もあるま

いから、次の一覽表を以て說明に代へることにしよう。

〔第三十八表〕 全支キリスト教社會施設一覽表（一九三六年）

事業名	數（新教）	數（舊教）
孤兒院	二六	四一五
孤兒	一、〇九四	二七、八六六
內　男	六一一	三、〇八七
女	四八三	二四、七八一
癩病院	三二	九
在院癩患者	三、九七九	一一、一五〇
養老院	二	
老人	三七	六、三三一
聾啞學校	一〇	
聾啞生徒	三七二	
內　男	三八	
女	三三四	
盲學校	三〇	
盲生徒	九四四	
內　男	三一二	
女	六三二	

結語。東洋傳道は一時全世界のキリスト教國の教會に取つて異常な好奇心と興味と、或は熱心と同情と祈禱とを刺戟した「世紀の興奮」であつたのであるが、最近二、三十年は急激にこの狀態が變化し始め、現在では全く行き掛りの義務程度にしか考へられなくなつて來た。今後も何年かの間は惰性的な「對支文化投資」は繼續されて行くであらうけれども、往時のやうな活躍は決して再び見られまい。我々の調査した年度の一九三六年は、結局、列國對支文化投資に於ける「前史の終末」を示した年であるといふことにならないであらうか。

〔終〕

昭和十八年二月十日印刷
昭和十八年二月二十日發行

發行者　東京市神田區駿河臺二丁目一ノ一
東亞研究所內
伊藤斌

印刷者　小松代浩三
東京市京橋區木挽町一丁目二十一

印刷所　特急印刷社
東京市京橋區木挽町一丁目二十一

發行所　東京市神田區駿河臺二丁目一番地ノ一
財團法人　東亞研究所